

## ローマ大土地所有制研究

馬場, 典明  
九州大学 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4103493>

---

出版情報 : 2020-11-30. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第三部

ローマ大土地所有制

—— 経済的展開と帰結 ——

## 序 論

かつてローマの支配が及んだ地のみならず、帝国境界を遥かに越えた地<sup>(1)</sup>でもまた頻繁かつ大量に現れ続けるローマ＝アムフォラ(amphorae)は、物流手段の単なる廃棄物にすぎず、それ自体としてはわれわれに何も語らない。併しその寡黙さにも拘らず、それらが専ら農産物、とりわけ葡萄酒・オリーブ油の運搬と貯蔵に利用されたことそれ自体に加えて<sup>(2)</sup>、頻繁に刻文乃至手書きの銘文が残されていることの故に、蒐集と分析を介して、ひとり農産物流通のみならず、延いては地中海世界に於ける商品・貨幣経済の実情を雄弁かつ最も直截的に証言する有力手段になり得る。とりわけローマ経済史に最も本質的と見做されねばならない次の両側面に於て、そうである。即ちその一つは、古典諸史料が直接的には殆ど語るものなかつた他ならぬ商品としての農産物の「流通」実態であり、第二は、ローマ大土地所有制研究の一定限度以上の進行に阻止的にのみ作用する、アグロノーム諸誌を初め直接的な関係諸史料が一特定時を以て事実上殆ど完全に「断絶」したことである。

前2世紀中葉のカトー(*De agri cultura* M. Porcii Catonis)以来、ローマ農業家達の諸著作を初めとする共和政末・帝政初期の関係諸史料に略々一様に知られるイタリア大土地所有制の最も基本的な特性は、専ら「貴顕」階層(ローマのであれ地方諸都市のであれ)によって所有されたウィラが、奴隷を労働の主たる担い手とし、葡萄・オリーブの果樹栽培を中心に可及的な市場生産の方向を打ち出したことであり<sup>(3)</sup>、このこと自体もはや異論の余地はない。事実近年に於けるウィラ研究の加速度的な進捗は、テュレニア海沿いイタリア中央部を中心にこの現実を次々に明るみに出しつつある<sup>(4)</sup>。だが併し、アグロノーム諸誌は、構成労働諸力・経営原理にまで及ぶイタリア＝ウィラ経営の実情を詳細に伝えるにも拘らず、それを支えた筈の農産物の市場への送り込み、商品としての農産物流通の実情に関して、直接的には何一つとして語ってはいない。そればかりか、農場からの搬出、船積み等々に何らの記録をも残さない古代史料事情の最中であって、その他ならぬ廃棄物が今や、地中海農産物流通の殆ど唯一と言うべき直接的な手懸かりとなる。アムフォラにローマ経済史史料としての重要性が発掘されねばならないのは、正にその意味に於てである。つまり、第一義的には物的諸証拠を以てする古典諸史料そのものに対する確認、次いでその欠落部分、即ち、

(1) 古典諸史料が殆ど及ばなかつた諸属領(就中ヒスパーニアとガリアの西部諸属領)に於けるウィラ経済の展開諸相、

(2) 属領産アムフォラをもまた含めた地中海流通の在り方とその消長、の両者に対する補填作業が可能だからである。

さらにこれに加えて、イタリアの大土地所有制に関する古典諸史料が、紀元1世紀後半から同世紀末・2世紀初期を境として事実上消え去った、という事実もまた看過され得ない。『農書』としては、全12巻に及ぶ最も体系的なコルメルラのそれ<sup>(5)</sup>が事実上最後であった。それ以外の関係史料としては、農業家ではないが略々同時期に農業事情を誌したプリーニウス(大)の『博物誌』と、その甥で1・2世紀の交にウィラの運営実情を報じたプリーニウス

ス(小)の『書簡』が辛うじて挙げられるだけでしかない<sup>(6)</sup>。土地計測家達(*agrimensores*)の諸記録もまた、略々時期を同じくした<sup>(7)</sup>。勿論それ以後、古代最後のラテン農書と目される4世紀後半の**パルラディウス**<sup>(8)</sup>に至る間に、農書が著されなかったわけではない。併しこの間の約2世紀半に知られるのは、2世紀後半の両クイーンティリー(*Gordianus et Maximus Quintilii*)の他、ユーストウス(*Curtius Iustus*)とマルティアリス(*Gargilius Martialis*)の僅か3著作だけであり、而もこれらは何れも**パルラディウス**による引用乃至言及によって知られるにすぎない<sup>(9)</sup>。カトー～プリーニウスの約2世紀半の間に残された関係諸史料とは、その数に於て(否そればかりか、農場経営の実態を伝えたその内容に於てもまた)もはや比較にならない。このような史料事情は、それだけでも既に、2世紀に入って惹起されたであろうウィラ経済の何らかの重大変化を予測させる。この事実上の史料欠落期に、果たして何が起こったのか。地中海流通の実態が、イタリアのみならず諸属領をもまた含めたウィラ経済の直截的表現として、問題の鍵を握ることになる。それ自体本来は寡黙な単なる廃棄物にすぎないとは雖も、ここに**アムフォラ**の、経済史史料としての今一つの意味が発掘されねばならない。

併しそれにも拘らず、問題の処理は決して容易ではない。広域にわたって膨大な数量に及ぶ事例の蒐集、「型」と銘文に拠る分析の困難さに加えて、発見の偶然性もまた排除されねばならず、作業には慎重さが要求されるからである。とりわけ次の両事情がそうである。

第一は、銘文欠落の故に、事例の多くは生産地と製造主(アトリエ主及び農場主)の特定が不可能なことである。無銘の、而も多くは断片的な事例に対して最も有効な手段は、

- (a) 生産地域と時期によって夫々異なった「型」の類型化、
- (b) **アムフォラ**に使用された粘土の化学分析(土壌の構成と構造、含有元素の定量分析、焼成温度の測定)

の両者である。後者は、無銘例に対する生産地特定に最も正確な方法であり、とりわけ型の特定不能の断片に対しては最も有効な手段だが、個別検証に多大の時間と労力が必要である。他方前者に関して言えば、形状と装飾模様によって『*アルレーティウム陶器*』‘*vasa Arretina*’の名で全ローマ世界に知られた赤釉浮彫陶器(*terra-sigillata*)<sup>(10)</sup>とは異なって、**アムフォラ・ドーリウム**の如く何処でも生産され、かつそれ自体が市場価値をもたない粗陶器(広義の‘*opus doliare*’)<sup>(11)</sup>の場合には、型そのものは絶対的と呼び得るだけの基準にはなり得ない。併し1970年代に入って、瓦窯遺構の調査と発見事例数の急増を踏まえて、〈型〉研究を中心にして加速度的に精緻化が進行した**アムフォラ**研究は、『*ラテン金石文集成*』第15巻(C. XV)に於て、銘文蒐集の上いち早く『**アムフォラ型**』の類型化を図ったH. ドレッセル(*Dressel*)の先駆的作業(1891-99)<sup>(12)</sup>——『**ドレッセルI型**』〈*Dressel Form I*〉から『**XLV型**』にまで及んだ**アムフォラ型**がそれであり、本稿では煩雑さを避けるために、〈D. 1〉, 〈D. 2-4〉等々の形式で略記する——を踏まえつつ、他方では変種と新型諸例の追加によって大幅な修正(例えば〈*Dressel-Pascual Form I*〉, 〈D. 1A-C〉)を図り、化学分析の進捗ともまた相俟って、生産地の特定と編年によって今やそこから、殆ど専ら**アグロノー**

ム諸誌に拠って組立てられた従前のローマ＝ウィラ経済像を改めて再構築し直すに足る手懸りを提供するに至った<sup>(13)</sup>。

第二は、銘文の不完全さである。《A》(C. XIII, 10002, 57: *Mt. Beuvray, Blois*), 《B》(C. XV, 3407: *Roma*), 《C》(C. XV, 3417: *Roma*; C. XI, 6695, 126: *Vada*)等々の如く、人名乃至地名を指したと思われるものの銘文を以てしては如何ともなし難い事例があまりにも頻繁であり、同様に厖大な数に及ぶ2字乃至3字のイニシャル銘もまた、人名を指したのは確かだとしてもディヴェロップの仕様がな。併し《L・TARI RVFI》(C. V, 8112, 78: *Este*), 《C・CAR・FRON》(C. XV, 3427: *Roma*; C. IX, 6079, 15: *Brundisium*; C. VIII, 22637, 25-26: *Carthago*)等々の形式が採られた場合には、人名(内容物生産の農場主乃至アムフォラ生産のアトリエ主)の特定が可能であり、古典諸史料との照合作業を介して、ウィラ所有主個々人の名に拠る経営実態が浮かび上がることになる。

さてアムフォラ研究それ自体は、と言えば、周知の如く集中的に大量のアムフォラ断片が残されたローマのモンテ・テスタッチオ(Monte Testaccio)と近衛兵営舎遺構(Castro Pretorio)<sup>(14)</sup>、ガリア中部のビブラクテ(Bibracte: *Mt. Beuvray*)<sup>(15)</sup>等々の調査結果を踏まえた、ドレッセルによる前述の作業を以て出発点とした。だが併しローマ大土地所有研究に於ては、アムフォラが史料として問題にされることは殆どなかった。地中海世界に於ける農産物流通の消長を最も直截的に表現するアムフォラの分布事情、とりわけ型毎の分布範囲と地域による分布密度の差異はもとより、銘文に関してもまた考慮が払われることは殆どなかった。経済史史料としての前述の両事情が阻止的に作用したことは否めない。葡萄酒・オリーブ油の生産と流通を中心課題として、「古代資本主義」の成立・展開・終焉を一大スケールで描き出したM. ロストフツェフ(Rostovtzeff)にしても、精々の所、古典史料を殆ど持たない北イタリアのウィラ経営に関して補填的にアムフォラ銘文を利用した程度にすぎなかった<sup>(16)</sup>。「地所」所有主名をもつ《DE PR (a)EDIO APOLLONI》(C. IX, 6079, 6: *Brindisi*; X, 8051, 7: *Cagliari*)を初めとして、葡萄酒銘柄‘(*vinum*) Fale (*rnum*)’と生産年(102 B. C.)が並記された《Q・LVTATIO C・MARIO COS // FALE》(C. XV, 4555: *Roma*)、奴隸主(間違いなしに農場主)と「奴隸」‘*ser (vi)*’の語をもつ《CAEDICIAE // M・F・VICTRICIS // MARTIALIS // SER》(C. XV, 3424: *Roma*; XI, 6695, 23: *Florentia*; X, 6252: *Tarracina*; VIII, 22637, 23: *Carthago*)等々、銘文は情報源として看過され得ないにも拘らずである。併しその後、一方では相次いで一挙に数千個のアムフォラに日光を当てた水底考古学の諸成果<sup>(17)</sup>を初めとする情報量の急増、他方では専らアグロノーム諸誌に拠るローマ大土地所有制研究に対する反省と視野拡大の必要性、の両者と相俟って、アムフォラの経済史史料としての有効性に関する模索が開始された。この意味に於て、ドレッセル以後の新発見例を渉獵して、『ドレッセル型』の上に独自の類型化を提唱し、それと関連して銘文を組織的に収録し直したM. H. カレンダー(Callender)の作業<sup>(18)</sup>は、後述の如く銘文の解釈(とりわけディヴェロップと文字箇所欠落に対する補填の仕方)に多々疑問を残しはしたものの、経済史史料としてのアムフォラの有効性を模索した基礎作業として、1965年時点では画期的であった。因みに筆者が、ローマ

大土地所有研究に新地平の切り拓きを図るべく、アムフォラの生産年代を核として、銘文と型に拠ってイタリア葡萄酒・オリーブ油の商品としての流通の消長を探る作業から出発したのも<sup>(19)</sup>、直接的には銘文の検索を容易ならしめたこの労作に拠るものであった。

これを契機として、アムフォラ研究は一段と精緻化の度を加える。その諸成果は、アムフォラの「経済史への利用」の可能性と方法を模索するコロッキウム (Colloque sur "l'utilisation en histoire économique de données fournies par les amphores romaines" organisé par l'École Française de Rome) となって現れた<sup>(20)</sup>。その後2度にわたってコロッキウムが重ねられる(1974, 1986)<sup>(21)</sup>など、今やアムフォラは経済史史料としてその所を得るに至り、ウィラ遺構と共にそれなしには、ウィラ経済の実態とその消長は語られ得なくなった。

本稿の意図は正しくそこにある。即ち、

第一にイタリアと属領(とりわけ密集的に果樹栽培ウィラが展開されたヒスパーニア地中海沿岸とバエティス流域、並びにナルボーネンシス・ガリア南西部の地中海沿岸地帯)に起源をもつアムフォラの流通を介して、ローマ=ウィラ経済並びに地中海農産物流通の実態とその盛衰に迫ることから出発して、

第二に銘文とアムフォラ生産遺構を手懸かりに、アムフォラ生産とウィラ経済との関係を明らかにした後、

第三に、前2世紀中葉以来のアグロノーム諸誌を初めとする奴隷制ウィラ経済に関する古典諸史料の再検討を図り、

これらの諸作業を踏まえて、ローマ大土地所有制の展開と帰結に新たな展望を開くものである。それが『古代地中海経済』それ自体の再検討とその終焉への途に対する見通しに連なることは言うまでもない。

## 註

- (1) 例えばインド東海岸のアリカメドゥーに於ける調査(Wheeler, R. E., Ghosh, A. and Deva, K., *Arikamedu: an Indo-Roman Trading Station on the East Coast of India*. Bull. of the Arch. Surv. of India II, 1946)で倉庫遺構から発見された大量のローマ＝アムフォラがその一例である。(なおこの報告は、故九州大学名誉教授・岡崎敬先生のご厚意により参看の機会を得た。記して謝意を表する。) Cf., Charlesworth, M. P., *Trade Routes and Commerce of the Roman Empire* (N. Y. 1970<sup>2</sup>), 58-73.
- (2) 葡萄酒・オリーブ油を主要内容としたが、それだけに限られず、ガルム(garum)その他水産加工品(C. XV, 4686, 2704)、果実(C. IV, 2563; Suppl. 5542, 5550)、蜂蜜(*id.* 5745-6)、穀物(*id.* 5745-8, 5750-7; C. XV, 4808-9)等々の銘文もまた残された。
- (3) 後に改めて言及されねばならないのだが、カトーは面積当たりの有利度に関して周知の如く葡萄栽培を1位(因みにオリーブは4位、穀物は6位)に挙げ(Cato, *De agr. cult.* I, 7)、共和政最末期のワルロー(Varro, *De r. r.* I, 13, 1)もまた葡萄とオリーブの栽培を農場経営の基本とした。帝政期に入っても事情は同一であり、コルメルラは『農書』全12巻の内4巻を果樹栽培に充て、「イタリアでは農地は葡萄園とオリーブ園から成り立つ」(Colum. *De r. r.* II, 2, 24: "in Italia ubi arbustis atque oleis consitus ager")とさえ言う。共和政中期以来帝政初期に至るイタリアの大土地所有制は、市場を前提とした奴隷労働依拠の果樹栽培を主要構成要素としたことに於て、その基本構造に本質的な変化はなかった。
- (4) ウィラ研究の現状は本稿の主要課題の一つであり、ここでは言及しない。
- (5) L. Iunii Moderati Columellae *De re rustica*.
- (6) C. Plinii Secundi *Naturalis Historia*; C. Plinii Caecilii Secundi *Epistulae*.
- (7) Iulii Frontini *De agrorum qualitate*; Siculi Flacci *De condicionibus agrorum*; Agennii Urbici *De controversiis agrorum*; Hygini Gromatici *De limitibus constituendis*. 因みに筆者が参看したテキストは、Blume, E., Lachmann, K. und Rudorff, A. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser* I (Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967)に収録されたものである。
- (8) R. Tauri Aemiliani Palladii *Opus agriculturae*. 著者、執筆時期、内容構成に関しては、Martin, R., *Palladius, Traité d'agriculture* I (Paris 1976), vii-xxxi参照。テキスト研究は、Rodgers, R. H., *An Introduction to Palladius*. Inst. of Class. Studies, Univ. of London, Bull. Suppl. No. 35 (London 1975)参照。
- (9) Cf., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 21-30; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 29-32.
- (10) テルラ＝シギルラータの製法と装飾デザインに関しては、次の諸文献参照。Charleston, R. J., *Roman Pottery* (London 1955), 5ff.; Knorr, R., *Töpfer und Fabriken ver-*

- zierter Terra-sigillata des ersten Jahrhunderts (Stuttgart 1919), 21ff.; Ders., *Terra-sigillata Gefäße des ersten Jahrhunderts mit Töpfernamen* (Stuttgart 1952), vff.; Comfort, H., *RE. Suppl. VII*, 1294ff., art. *Terra-Sigillata*; Id., 'Terra-sigillata', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv. V* (Baltimore 1940), 188ff.; Stenico, A., *La ceramica arretina I* (Milano 1960), 12ff.; Brown, A. C., *Catalogue of Italian Terra-sigillata* (Oxford 1968), 3ff.; Picon, M., *Introduction à l'étude technique des céramiques sigillées de Lezoux* (Dijon 1973), 11ff.; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World: an Ethnoarchaeological Approach* (London 1982), 52ff.; Bémont, C. et Jacob, J.-P. (eds.), *La terre sigillée gallo-romaine* (Paris 1986), 58ff.
- (11) アムフォラの製法（造形と焼成）については、Peacock, D. P. S., *Amphorae and the Roman Economy* (London 1986), 44-51参照。
- (12) CIL. XV, edidit H. Dressel (Berlin 1891-99). 類型化はTab. II: amphorarum formae.
- (13) アムフォラ研究の進捗現状については、後に夫々の必要箇所で言及するために、ここで関係文献を挙げることはしない。
- (14) Dressel, H., 'Di un deposito di anfore rinvenuto nel nuovo quartiere di Castro Pretorio', *Bull. della Comm. Arch. Comun. di Roma VI* (1879), 36-196; Id., 'Ricerche sul Mt. Testaccio', *Ann. dell'Ist. di Corr. Arch.* 1878, 118-182.
- (15) Bulliot, J., *Fouilles du Mt. Beuvray de 1867 à 1895* (Autun 1899).
- (16) Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 534.
- (17) E. g., Benoit, F., 'L'archéologique sous-marine en Provence', *Riv. St. Lig. XXVII* (1952), 237-307; Id., 'Epaves de la côte de Provence: typologie des amphores', *Gallia XIV* (1957), 23-34; Id., 'L'épave du Grand-Congloué à Marseille', *Gallia Suppl. XIV* (1961).
- (18) Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps* (Publ. of Durham Univ., London 1965).
- (19) 馬場典明「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII (1973) 1-18頁。
- (20) *Recherches sur les amphores romaines*. Actes du colloque au Palais Farnèse 4 mars 1971. Collection de l'École Française de Rome X (Rome 1972) = 略記〈Collection X〉.
- (21) *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores*. Actes du Colloque de Rome 27-29 mai 1974. Collection de l'École Française de Rome XXXII (Rome 1977) = 略記〈Collection XXXII〉; *Anfore romane e storia economica: un decennio di ricerca*. Atti del colloquio di Siena 22-24 maggio 1986. Collection de l'École Française de Rome CXIV (Rome 1989) = 略記〈Collection CXIV〉.

## 第一章 イタリア＝アムフォラの製造年代

### 第一節 アムフォラの諸類型

アムフォラを直接的な検証の手段として、農産物流通に表現されたローマ大土地所有制に於ける商品貨幣経済の展開実情を探るためには、何よりも先ずその時期と数量の推移を明らかにすることから作業は開始されねばならない。そのための最も確実な手懸かりを提供するのは、アムフォラに残された銘文に見える生産乃至積出年である。例えば、《TI・CLAUDIO P・QVINCTILIO COS・// A・D・XIII KAL・IVN・VINVM DIFFVSVM QVOD NATVM EST // DVOBVS LENTVLIS COS》(C. XV, 4539)がその一つである。それによれば、ローマ発見のこのアムフォラ(D. 1)は、「紀元前 18年に生産された葡萄酒」を入れて、同13年5月20日に市場に送り出された。併しこの形式の銘文(多くはグラフィティー)は、モンテ・テスタッチオに一大デポジットを形成したバエティカ起源のオリーブ油アムフォラ(D. 20, 23)<sup>(1)</sup>——後に明らかにされるであろう如く、その圧倒的多数はバエティス＝現グッダルキビル流域を起源とした——を別に、専ら葡萄酒容器として利用された<D. 1>、<D. 2-4>では稀である。

併し、成る程個々の事例はそうだとしても、それらがイタリア内外の地で大量に現われる集中的な時期、従ってまたそれに直截的な表現を見たイタリア大土地所有制の大々的市場生産時期については、次の2手段を関連的に操作することによってある程度まで時期の推定作業が可能である。第一は、近年に入って一段と精緻化が進行した型・編年研究を踏まえたアムフォラ「型」夫々の発見状況であり、第二は、規則的にはないがしばしばアムフォラに残された葡萄酒銘柄である。併し後述の如く、<D. 2-4>は地中海スタンダード型としてイタリア外の諸属領でもまた生産されており、型だけでは必ずしも生産地特定の指標にはならない。これに反して例えば《FAL》=*FAL(ernum) [vinum]*, 《POMPEI》=*POMPEI(anum) [vinum]*等々の如く、葡萄酒銘柄が残されているような場合には、作業は比較的容易であり、この上に事例数と発見事情を重ね合わせることによって、ローマ大土地所有制の経営原理に関するカトー以後のアグロノーム諸誌を事実に基づいて検証し、その展開「時期」と「地域」に関してある程度まで正確な追跡が可能になる。

#### (1) Dressel Form I<sup>(2)</sup>

この型(今日の型研究は形状のバリエーションに基づいて、<D. 1A, 1B, 1C>の三形式に細分する)<sup>(3)</sup>には、時として《HELVEOLVM》<sup>(4)</sup>, 《VINVM DIFFVSVM》<sup>(5)</sup>の如き葡萄酒品種(混合酒)銘が発見されるが、この他、ローマのカストロ・プレトリオに於けるデポジットとモンテ・テスタッチオのそれに現われるこの型には、次のグラフィティーが知られる。

《AR》(C. XV, 4537-8), 《CAE》(id. 4546), 《FALE》(id. 4555, 4561-2), 《FAL VE》(id. 4560), 《F FAVS》(id. 4553), 《FAL MAS》(id. 4554)。

この内、*Ar(icinum) [vinum]*=「アリーキア(Aricia:La Riccia)産葡萄酒」(M. H. Callender)<sup>(6)</sup>が読まれるかも知れないが2字銘のため推測度の大きい最初の《AR》を除いて、他は

躊躇なしに、*Cae(cubum) [vinum]*, *Fale(rnum) [vinum]*, *Fal(ernum) [vinum] ve(tus)*, *F(a-lernum) Faus(tianum) [vinum]*, *Fal(ernum) Mas(sicum) [vinum]*のディヴェロッパと補填——以下それぞれを( )と[ ]によって表示する——が可能である。

これらに見えるラティウム南部のカエクブス地方(ager Caecubus)とカムパーニア北部のファレルヌス地方(ager Falernus)は、ローマ葡萄酒市場で1・2位の評価を得ていた高品質酒の産地として知られた。即ちストラボ(Strab. V, 3, 5-6)は、最高級葡萄酒としてラティウムのアルバ(Alba)・フンディー(Fundi)・セーティア(Setia)と並んで両者を挙げ<sup>(7)</sup>、プリーニウス(Plin. *N. H.* XIV, 8, 61-2)もまた、セーティアと並んで前者を最高位(celeberrima)、後者を2位(secunda nobilitas)に置いた<sup>(8)</sup>。さらにプリーニウスは直ぐその後で(*id.* 63)、「アゲル・ファウスティアース」*ager Faustianus*に言及するが、それによると『ファレルヌス酒』は丘陵底部(imis Falernum)で生産されるのに対して、同様に北カムパーニアのこの地では、葡萄は丘陵の中腹部(mediis Faustianum)で栽培された、とされており、事実『ファウスティアース酒』*Faus(tianum) [vinum]*は、ローマ発見の<D. 1>に見える<sup>(9)</sup>。ファレルヌス地方はマッシクス山(mons Massicus)の山麓に広がる地であり(Cic. *De Ieg. agr.* II, 66)、『vinum Falernum et Massicum』(Mart. XIII, 3)によって、この山もまた葡萄産地であったことが知られる。従って連辞欠落の‘*F FAVS*’, ‘*FAL MAS*’とは、疑いもなく両葡萄酒の混合酒であった。それ故ローマ発見の<D. 1>に残る産地銘は、全てがラティウムとカムパーニアに属した。

併し近年の新知見は、エトルーリアでもまた<D. 1>が生産されたことを明らかにした。即ち、コサ(Cosa)近くでのウィラ遺構と<D. 1>生産の瓦窯跡<sup>(10)</sup>、並びに旧コサ港湾施設の一隅に残る<D. 1>断片を主要要素とする大デポジット<sup>(11)</sup>がそれである。但しこの両者は何れも後に改めて言及せねばならない別問題であり、差当りここでは、一特定農場主銘としては最も広範な流通の跡を示した、全てが<D. 1A, 1B>に属する《SEST》銘を挙げておくことで充分である<sup>(12)</sup>。かつて、<D. 1>はラティウムとカムパーニアにのみ限られ、従って同型に押印された《SEST》もまた、「カムパーニア産」葡萄酒銘柄のアムフォラであったと推定されたが、この先行解釈は今日では完全に否定されている<sup>(13)</sup>。

第二は<D. 1>の編年問題である。蓋しこのことが重要なのは、アグロノーム諸誌に誌された如くイタリアの果樹栽培が市場への方向性を打ち出したとして、その直接的な痕跡を地中海に残したのは「何時から」(かつ何処まで)であったかの検証手段となり得るからである。最も確実なのは、多くは積出に際して記入されたコーンスル職年であるが、銘文自体が既述の如く<D. 1>(D. 2-4も同様に)では極めて少ない。ドレッセルの収録例に拠って言えば、「前18年と同13年」の前掲例(C. XV, 4539)の他、管見の及ぶ所では‘*Q. Lutatio [et] C. Mario cos.*’ = 102 B. C. (*id.* 4554-5)が辛うじて挙げられ得る程度でしかない。この日付は勿論最古のものではなく、フェースラエ(Fesulae:Fiesole)では、‘*B(onum?) L. Op(imio), Q. F(abio) M(aximo) cos*’<sup>(14)</sup> = 121 B. C. (C. XI, 6697)、アフリカのレプティス(Leptis:Lebдах)では、‘*L. Cassio, C. Marrio cos*’ = 107 B. C. (C. VIII, 10477, 1)が挙げられ得る。併し事例自体が極

めて乏しく、少なくとも「前2世紀後半～帝政最早期」にイタリア葡萄酒（これらにはアムフォラ型が報じられていないが、後述の事実から〈D. 1〉であったことだけは間違いない）が市場に出されたという事実だけは知られ得たにしても、これ以上作業の進展は望まれるべくもない。

一方アムフォラの発見事情（場所と数量）は、銘日付の如き絶対性は持ち得ないが、それらが送り込まれた（商品としてであったか否かはこの際問題ではない）大凡の時期についてある程度の目安を得るのに役立つ。

その手懸かりの第一は、ガリア中部のビブラクテが提供する。この地は元々ハエドゥイー族 (Haedui) の「町」(oppidum)<sup>(15)</sup>であり、カエサルによって破壊された後、アウグストゥスによってその東方（約20軒）に植民市アウグストドゥヌム (Augustodunum: Autun) が建設される迄短期間乍ら城砦として機能した。このために、アムフォラ、テラコッタ＝ランプ、テルラ＝シギルラータ等々の編年に有効手段を提供することになる<sup>(16)</sup>。ここで発見される大量のアムフォラ断片は次の諸特徴を示した。(1) 圧倒的多数が〈D. 1.〉によって占められ<sup>(17)</sup>、(2) 《B・C》(C. XIII, 10002, 120), 《BT》(id. 124)等々、首部捺印の2字銘が特徴的であるが、この形式はローマを初めイタリア各地に現われる〈D. 1〉と全く同一であったこと<sup>(18)</sup>、及び(3) このデポジットの中にはエトルーリア起源の《SEST》銘もまた含まれたこと<sup>(19)</sup>である。

さらに、スガムブリー (Sugambri) の侵寇<sup>(20)</sup>に対してアウグストゥスが採った対ゲルマニア策としてレーヌス下流域での城砦建設が知られるが、これまた今一つの手懸かりを提供する。特に支流ルッピア (Luppia: Leppe) 沿いの五城砦 (Hosterhausen, Haltern, Oberaden, Beckingenhausen, Anreppen)<sup>(21)</sup>が既に調査済だが、その内の二箇所、ハルテルンとオーバーラーデンで〈D. 1〉の存在が確認された<sup>(22)</sup>。後者は、レーヌスを渡ってアルビス (現エルベ) に軍を進めたドルスス (Nero Claudius Drusus) のゲルマニア作戦 (12 B. C.) に関連して、恐らく前12年から同8乃至7年の間に建設され、前者はこの若干後が推測されるが、この両者共比較的短命に終わり、遺構調査が明らかにした所に依れば、次帝ティベリウス治下に (恐らく A. D. 16以後) 城砦としての軍事機能を停止した<sup>(23)</sup>。

この両事例は、何れもローマ軍駐屯地 (従って私的な一般市場とは区別さるべきだがイタリア果樹栽培ウィラにとって「市場」が意味されたことに変わりはない) であったが、〈D. 1〉アムフォラ到着の上限と下限が明確であり、共和政最末期－元首政最早期の間に属した。

これ程正確ではないが、同様に殆どこの時期に集中するその他の諸例もまた挙げられ得る。バーゼル (Basel: Basilla) 近くのケルト居住跡 (前1世紀中頃に破壊) を初め、M. H. カレンダーによる〈D. 1〉の蒐集例は、その大部分が「前1世紀中葉－アウグストゥス治世末期」に属する、とされたガリア・ゲルマニア・ブリタニアに於ける広範な分布に及んだ<sup>(24)</sup>。併し、カレンダーによる〈D. 1〉のこの上限、「前1世紀中葉」には疑問が残る。その第一はナルボンヌ例である。既に前2世紀末にコロニア (Colonia Narbo Martius) が建設されていることを考慮すれば<sup>(25)</sup>、ここでの〈D. 1〉が前1世紀中葉以前に属した可能性があるからで

ある。第二はF. ツェヴィ (Zevi) がカレンダーの情報は古い、として批判した際の根拠とした、「123 B. C.」に破壊されたアントルモン (Entremont) の (oppidum) に於ける発見例<sup>(26)</sup>がその一つであり、さらにこれに加えてマルセーユ沖沈没船の大量搭載例 (後述) もまた挙げられねばならない。従って、<D. 1>が「共和政末期一元首政最早期」の間に最も集中的に送り出されたのは間違いのないとしても、既に前2世紀にはガリアの地に積み出されていた、と見做されねばない。D. P. S. ピーコック (Peacock) /D. F. ウィリアムズ (Williams) による新事例の網羅的取込みとそれに基づく時期特定の再検討<sup>(27)</sup>結果である。

## (2) Dressel Form II-IV<sup>(28)</sup>

この型のアムフォラにはそれぞれに若干の相違があるが、一見して明白なのは<D. 1>の類似型であり、事実複数のアムフォラ生産遺構で確認されたのは、(1) この型が<D. 1>の直接的な後継型として同一瓦窯で生産の跡を残したが、(2) 時期的にII→IVの順にではなくして同一時に生産されたこと、である<sup>(29)</sup>。市場事情もまた同様であり、例えばオスティアの浴場跡 (Terme del Nuotatore) の一隅に残されたデポジットでは、後述の如く同一時期層の中にこの3形式のアムフォラ断片が同時に含まれた。従ってこれらは基本的には事実上同一型として一括的に処理されてよい<sup>(30)</sup>。

所でローマ発見例のこの型には、次の如き産地銘 (グラフィティ) が読み取られ得る。《VESVINI》(C. IV, 2557), 《SVRR》(id. Suppl. 5560-1), 《SVRR FABIAN》(id. 5222), 《POMPEI》(id. 5571), 《FAL》(id. 5554), 《ALB》(id. 4531), 《BENEV》(id. 4444)。この他カレンダーに収録された (RA. p. 11) カストロ・プレトリオ発見の《AMINEVM VINVM VETVS》, 《V VEIENTAN》, 《LAVR》及び《SVM VETV V BAETER》もまたこの型に属する。

この内最後のBAETERは、*Baeter (rense) [vinum]* 以外にディヴェロッパの仕様がなく、先ず間違いなしにガリア・ナルボーネーシスのコロニア＝バエテルラエ (Colonia Julia Septimanorum Baeterrae: Béziers) に起源した「5年もの葡萄酒」*sum vetu(s) V*<sup>(31)</sup> を意味した。プリーニウス (Plin. *N. H.* XIV, 8, 68) によれば、『バエテルラエ酒』は専らガリア内で名声を得ていた (Baeterrarum inter Gallias consistit auctoritas) とされているが、カストロ・プレトリオに於けるこの銘の混在は、恒常的商品としてであったか否かは別にして、少なくとも事実それ自体としては、既にアウグストゥス期にガリア産がローマに送り込まれていたことを証言する。LAVRもまた、もし*Laur (onense) [vinum]* が読まれるならば、プリーニウス (id. 8, 71) がイタリアの一級品に比肩する、と誌したヒスパーニアのラウロー (Lauro: Leiria) 産葡萄酒 (elegantia vero Tarraconensia atque Lauronensia... conferentur Italiae primis) を意味したことになる。併し他方では、ラティウムのラウレントウム (Laurentum: Pratica di Mare) に起源する*Laur (entinum) [vinum]* を見ることもまた不可能ではない (筆者)。確かに直ぐ後に述べられる如く、ヒスパーニアでもまた<D. 2-4>が生産されたことからして前者の解釈は十分に可能であり、何れにせよ銘からだけでは生産地の正確な特定は出来ない。

従ってもし《LAVR》がヒスパーニア起源であったとすれば、間違いなしにガリア起源の《BAETER》と共に〈D. 2-4〉は必ずしもイタリアだけに固有の型ではなかったことになる。事実近年のアムフォラ生産瓦窯(figlinae)遺構の調査は、イタリアと全く同一型の〈D. 2-4〉がガリア、ヒスパーニアに於てもまた(而も全く同一時期に)生産されたことを明らかにした<sup>(32)</sup>。後に改めて言及するであろう如く、始源的に特殊イタリア型の〈D. 1〉がその変型段階で属領にもまた生産の拡散を示したことに於て、この現象は取りも直さず地中海西部沿岸地帯で進行した「経済的なイタリア化」の直截的表現であった。

併しこの両者を除く他の全てはイタリア中央部起源であった。即ち[vinum] *Vesuvini*, *Surr(entinum)*, *Fabian(um)*, *Pompei(anum)*, *Fal(ernum)*, *Alb(anum)*, *Benev(entanum)*, *Amin[-a]eum vinum vetus*, *v(inum) Veientan(um)*である。この内、アゲル・アミナエウス *ager Aminaenus* (ピーケーヌム)の葡萄酒は、既に共和政中期に知られ(Cato, *De agr. cult.* VI, 4)、プリーニウスの順位付けでは「最高級酒」(*principatus datus Aminaenis*)とされた(*N. H.* XIV, 4, 21)。ラティウム アルバ(Alba:Albe)とカムパーニアのスレントウム(*Surrentum*:Sorrento)は、プリーニウスによって「第3位」(*id.* 64)に置かれた葡萄酒生産地であり、エトルーリアのウェーイー(Veii)産葡萄酒、*vinum Veientanum*は低品質酒の代名詞であった(Horat. *Sat.* II, 3, 143; Mart. I, 104, 9)。

〈D. 2-4〉に関する第二の問題は、生産・流通年代の確定である。

最も正確なのは生産地銘に併記されたコーンスル年だが、〈D. 1〉の場合と同様、この事例もまた極めて少ない。管見の及ぶ所、前掲例の内これに該当するのは、アルバ酒のA. D. 29(*Cn. Cornelius Lentulus et C. Calvisius Sabinus cos.*)、スレントウム酒のA. D. 70(*Imp. Caesar Vespasianus Aug. II, Titus Caesar Vespasianus cos.*)、ウェスウィウス酒のA. D. 75(*Imp. Vesp. VI, Titus Caes. IV cos.*)だけでしかない。而も、この型が属領でもまた利用されたため、原料組成の化学分析<sup>(33)</sup>に拠らざる限り無銘例に対する産地の特定は事実上不可能である。従って発見事情よりする年代推定は、〈D. 2-4〉全般に関してのみ可能であり、必ずしも特殊イタリア起源例のみに限定はされ得ない。

その手懸かりの第一は、アウグスト(*Augst*:*Augusta Rauricorum*)<sup>(34)</sup>とカルターゴ<sup>(35)</sup>に現われる《HOSTI》捺印の〈D. 2〉である。前者はアウグストゥスのアルプス経略に際して軍事拠点とされた地であり<sup>(36)</sup>、従ってその到着は15/14 B. C.を以て上限とした。後者の事例(5 ex.)は土塁の補強に利用されていた千例を超す多数のアムフォラ<sup>(37)</sup>に含まれたものであり、この中に時期推定に有効な次の二例が含まれた。その一つがP. Vedius Pollioの名を捺印したアムフォラ(C. VIII, 22637, 107)である。この人物は、アウグストゥスの友人(*eques Romanus ex amicis divi Augusti*)の一人として知られたローマ騎士(Plin. *N. H.* IX, 39:77)であり<sup>(38)</sup>、神殿奉献碑銘をベネウェントウム(*Beneventum*:*Benevento*)に残した、P. Vedius P. f. Pollio<sup>(39)</sup>と恐らく同一人であった。もし然りとすれば、ナポリ近くの地にウィラを所有し、前15年に死去した人物(Cass. Dio, LIV, 23)ともまた同一人であった<sup>(40)</sup>。今一つがL. Eumachiusのアムフォラ(C. VIII, 22637, 36)である。この人物に関しては、次の2点が留意

さるべきであろう。(1)《HOSTI》は同スタンプ銘のタイル(最狭義の*opus doliare*)をポムペーイーに残したが(C. X, 8042, 58)、*L. Eumachi*もまた同様であった(id. 47)こと、(2)神殿(Concordia Augusta)の付属建造物を、自己の名と息子M. Numistrius Frontoの名で私費によって奉献したポムペーイーの女祭司(*sacerda publica*)としてEumachia L. f.なる女性が知られるが<sup>(41)</sup>、彼女の息子とは恐らく紀元3年、ポムペーイーの2人委員(*duovir jure dicundo*)として現われたM. Numistrius Fronto(C. X, 892)の同名の子であり<sup>(42)</sup>、カルターゴにアムフォラ、ポムペーイーにタイルを残したL. Eumachiusは恐らく彼女の父<sup>(43)</sup>であったと思われること、である。

従ってこれらを勘案すれば、《HOSTI》銘の〈D. 2〉は元首政最早期、より厳密には前1世紀最後の10年代に、恐らくポムペーイー周辺のウィラに起源した、と考えられる。〈D. 2-4〉アムフォラの「アウグストゥス期」に於けるイタリア起源例である。

第二の手懸かりは、オスティアの浴場(Terme del Nuotatore)遺構の一隅に多くの陶片を含んだ、ドミティアーンヌス期を最下層(V)、4世紀を最上層(I)とする全5層より成るデボジットの調査結果が提供する。C. パネルラ(Panella)の報告によれば、各層を構成するアムフォラの特徴は次の如くであった<sup>(44)</sup>。

第5層。ドミティアーンヌス期に形成されたこの最下層(V. B=ca. A. D. 80-85; V. A=ca. A. D. 85-90の2層より成る)に含まれたアムフォラ断片は、大多数が〈D. 2-4〉、〈D. 5〉で占められ、「最古の事例」として〈D. 1〉の口縁部断片と南イタリアのブルンディシウム近郊で前1世紀前半に生産された《VISELLI》<sup>(45)</sup>押印の把手部分各一例が混在した。併しこの他、少数乍ら明らかにヒスパニア起源の〈D. 7-11〉、〈D. 14〉及び〈D. 38-39〉=〈Pélichet Form XLVI〉と特殊ガリア型の〈Pélichet Form XLVII〉=〈Forme Gauloise 4〉<sup>(46)</sup>もまた含まれた。

第4層。トラヤーヌス/ハドリアーンヌス期を中心に2世紀前半に属するこの層(IV. B/IV. A)では様相が一変し、〈D. 2-5〉の激減と裏腹に、既に第5層にその存在が見られたヒスパニア・ガリア起源のアムフォラがこの時期層の大勢を占めた。但し差当りこの時点ではなお、両時期層からパネルラが展望した如く、フラウイー末期にオスティア市場での「諸属領の経済競争(*la concorrenza economica delle provincie*)の開始」<sup>(47)</sup>、次いで1・2世紀の交から2世紀前半にかけて表面化した〈D. 2-4〉の「危機」(*la crisi delle forme Dressel 2-5*)<sup>(48)</sup>——従って明らかに新事実を以てする「市場競争」学説に対する補強——を見得るや否やを問題にすべき段階ではない。

第3層。前層で示された傾向は、次の第3層に入って決定的になる。3世紀最初の4半世紀に属するこの層では、〈D. 2-5〉を中心とするイタリア産が完全に姿を消し去り、全ては属領起源で占められた。

従って専ら葡萄酒用に使用されたこの型は、「元首政最早期」に〈D. 1〉の後継型<sup>(49)</sup>として生産が開始され、1・2世紀交のトラヤーヌス期に入って決定的とも言える激減の後、ハドリアーンヌス治世期の内に市場からその痕跡を消し、如何なる場合であれ、「2世紀後半以後」まで生き延びることはなかった<sup>(50)</sup>。

(3) Dressel Form XXI-XXII<sup>(51)</sup>

カストロ・プレトリオ発見の手書き銘、《MAL//CVM》(C. IV, Suppl. 5548, 5552), 《CE ALB》(id. 2562)の内、前者には間違いなしに‘*mal(a) Cum(ana)*’、即ち「クーマエ産林檎」が意味された。後者はこれ程確かではないが、もしカレンダーのディヴェロップが正鵠を得ているとすれば‘*ce(rasa) Alb(ana)*’ (桜桃)<sup>(52)</sup>が表示されたことになる。併し銘から知られるのはここまで、つまりこの型が果実のコンテナーとして利用され<sup>(53)</sup>、かつカムパーニアとラティウムで葡萄・オリーブと並んでこの両果実もまた栽培され、疑いもなく商品としてローマに送込まれたこと、かつ時期推定手段としてはアウグストゥスーウェスパシアヌス期のカストロ・プレトリオ=デポジット、前述オステア第5層に含まれた同型断片及び下限明白なポムペーイー発見例があるだけである<sup>(54)</sup>。

(4) Dressel Form XLVIII<sup>(55)</sup>

ポムペーイー発見の同型に残された手書き銘文には、‘*vet(us) mulsum [vinum]*’ (C. IV, Suppl. 5526), ‘*rubr(um) [vinum]*’ (id. 5596)の如き葡萄酒品質<sup>(56)</sup>の他、《TRIFOLIN》(id. 5570), 《LAVR》(id. 5558)の両産地銘もまた含まれた。この内前者は躊躇なしに、トリフォリウム山地(ager Trifolinus)で生産された葡萄酒、‘*Trifolin(um) [vinum]*’ (Juv. Sat. 9, 56; Mart. XIII, 114; Plin. N. H. XIV, 8, 69)が読まれうる。一方後者は、‘*Laur(entinum) [vinum]*’と‘*Laur(onense) [vinum]*’の両ディヴェロップが可能であるために、イタリア産・ガリア産の産地特定は銘文だけでは不可能である。併し何れにしても、この型のアムフォラにイタリア産が含まれたことだけは確かである。製造年についても多くは知られ得ず、管見の及ぶ所では、「A. D. 52」(id. 5512)と「A. D. 78」(id. 5528)の手書き銘が全てである。以上『ドレッセル型』の内、銘文に拠ってイタリア産たることが明白な事例に限って型毎の大まかな瞥見を図った。従って全体的には、極く一部のアムフォラに触れただけでしかない。併しそれでもなお、暫定的な帰着点として少なくとも次の2点の確認が可能であった。即ち、(1)〈D. 1〉の生産地は専らエトルーリア・ラティウム・カムパーニアのチュレニア海沿いイタリア中央部に限られ<sup>(57)</sup>、かつ型としては〈D. 1〉, 〈D. 2-4〉が主力を占めたが、後者にはイタリアのみならずヒスパーニア・ガリアの西部属領産もまた含まれ、それらもまたローマ市場に送り込まれた。(2)イタリア産アムフォラの最大多数はアウグストゥス期を中心に、「前1世紀-後1世紀」の2世紀間に属した。——以上の2点である。

## 註

- (1) ヒスパニア＝オリーブ油の「市場支配」については後に改めて言及する。
- (2) 細長い首部と肩部に接合された真直ぐな把手が基本特徴である。色は赤又は赤褐色で平均的な高さは45-52インチ。今日では把手・肩部・腹部のヴァリエーションによって〈D. 1A, 1B, 1C〉の3様式に細分されている。Callender, M. H., *op. cit.* 6; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* (London/N. Y. 1986), 86-92.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Helveolum vinum*とは、恐らくカトー (Cato, *De agr. cult.* XXIV) に見える ‘*Helvolum vinum*’ (淡黄色酒とアピーキウス酒の混合酒) と同一であったと思われる (cf. Colum. *De r. r.* III, 2, 25)。因みに当該例は以下の〈D. 1〉に属する諸例と同様に、ドレスセルの調査によって明らかにされたものである。Dressel, H., ‘Di un grande deposito di anfore rinvenuto nel nuovo quartiere del Castro Pretorio’, *Bull. della Comm. Arch. Municipale di Roma* VII (1879), 36-112, 143-95, esp. 55.
- (5) 当該銘に並記された日付は、上に引用済である。
- (6) Callender, M. H., *op. cit.* 7.
- (7) 『アルバ酒』に対してプリーニウスは「第3位」に評価した (Plin. *N. H.*, XIV, 8, 64: ‘ad tertiam palmam’).
- (8) プリーニウスがこの両葡萄酒銘柄を過去形で叙述したことの意味は後に改めて言及する。
- (9) この事例もまたカストロ・プレトリオ＝デポジットに含まれた (Dressel, *loc. cit.*).
- (10) Peacock, D. P. S., ‘Recent Discoveries of Roman Amphora Kilns in Italy’, *Antiq. J.* LVII (1977), 266-8; Manacorda, D., ‘The Ager Cosanus and the Production of the Amphorae of Sestius: New Evidence and a Reassessment’, *JRS.* LXVIII (1978), 124, 129; Id., ‘Produzione agricola, produzione ceramica e proprietari nell’Ager Cosanus’, in: *SRPS.* II, 13-9; Id., ‘L’Ager Cosanus tra Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà’, in: D’Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History* (Amer. Acad. in Rome 1980), 174.
- (11) Manacorda, D., ‘The Ager Cosanus’ cit. 122-31.
- (12) この銘事例の分布及びそれに内蔵された問題諸点は後に言及される。
- (13) Manacorda, D., ‘The Ager Cosanus’ cit. 128-9; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 86-9; Hesnard, A., Rico, M., Arthur, P., Picon, M. et Tchernia, A., ‘Aires de production des gréco-italiques et des Dr. 1’, in: *Collection* CXIV, 21-30.
- (14) このディヴェロッパは、ILS. 8578; Degr. 1178による。
- (15) Caes. *B. G.* I, 23.
- (16) 陶器の編年にビブラクテをいち早く利用したのはH. ドラゲンドルフであり、かれは

この〈oppidum〉がカエサルに破壊されたことから、ここで発見される『アルレーティウム器』を「前1世紀前半」に時期づけた。併しエポレドリックス(Eporedorix)とウィリドマルス(Viridomarus)がローマ軍による利用を阻止するために自らの手で焼払った、とするカエサルの記述(Caes. *B. G.* VII, 55: 'oppidum, quod a se teneri non posse iudicabant, ne quod esset usui Romanis, incenderunt')にも拘らず、遺構調査(Bulliot, J., *Fouilles du Mont Beuvray de 1867 à 1895*, Autun 1899)が明らかにしたのは、破壊後ローマ軍によって再び利用され、アウグストゥス・ヌムの建設に至る間城砦として機能したことであった。Dragendorff, H., 'Terra-Sigillata', *Bonn. Jahrb.* XCVI (1895), 55; Oxé, A., 'Zur älteren Nomenklatur der römischen Sklaven', *Rh. Mus.* LIX (1904), 130; Grenier, A., *La Gaule romaine*, in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv. of Anc. Rome* III, 442, 545. Cf. Salmon, T., *Roman Colonization under the Republic* (London 1969), 160.

(17) Callender, M. H., *op. cit.* Index no. 1.

(18) *Ibid.* no. 2 et alii.

(19) Thévenot, E., 'La marque d'amphore Sestius', *Rev. arch. de l'Est et du Centre-Est* V (1954), 235 et 237, fig. 105, n. 5; Roman, Y., 'La place du couloir rhodanien dans la diffusion des amphores de Sestius', *ibid.* XXV (1974), 127; Manacorda, D., 'The Ager Cosanus' cit. 127. なおC. XIIIに於ける'Sestius'銘の収録は、ルズーとブザンソン例のみであり(10002, 407a, b)、ビブラクテ発見の当該銘は収録されていない。

(20) Suet. *Aug.* XXI, 1.

(21) この内、オーバーラーデン城砦(54ha)とその西方2軒地点のベッキンゲンハウゼンの小砦(1.6ha)がいち早く建設され、ハルテルンは若干遅れた。ここでは最古の遺構として大設営地跡(20ha)とレッペ川岸の船着場砦の両者が残されたが、軍事機能の跡を残したのは「A. D. 9」迄であった。ホルスターハウゼンは「アウグストゥス〜ティベリウス期」に建設された大城砦(50-56ha)であった。Schönberger, H., 'The Roman Frontier in Germany: Archaeological Survey', *JRS.* LIX (1969), 147-9.

(22) Callender, M. H., *op. cit.* 8.

(23) Schönberger, H., *loc. cit.*; Christ, K., 'Zur augusteischen Germanienpolitik', *Chiron* VII (1977), 149-206.

(24) Callender, M. H., *op. cit.* 8f.

(25) Cic. *Brut.* 43, 159-60; *Pro Cluent.* 51, 140; Plin. *N. H.* III, 31-2; Vell. Pat. I, 15. 〈コロニア〉建設に関しては次の諸文献参照。Salmon, T., *op. cit.* 121f.; Brunt, P. A., *Italian Manpower, 225 B. C. - A. D. 14* (Oxford 1971), 589; Hermon, E., 'La date de la fondation de la Colonia Narbo Martius en Gaule Narbonnaise', *Rev. hist. de droit fr. et étr.* LIV (1976), 229-38. また建設年の学説を整理したものに山本晴樹「Colonia Narbo Martiusの建設年代をめぐる」『史学論叢』(別府大) 18(1988)、37-46頁がある。

(26) Zevi, F., Review on the work of M. H. Callender. *JRS.* LVII (1967), 234ff. <D. 1>として

一括処理を図ったカレンダーの類型化作業それ自体に加えて、かれの編年もまた今や大幅な修正を余儀なくされている。型研究の進捗による今日の類型、〈D. 1A, 1B, 1C〉; 〈Pascual-Dressel 1〉については後に言及する。

- (27) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 87.
- (28) 玉縁乃至鐘状の口縁部、細いシリンダー状で肩部に接合された首部を特徴とした。把手は口縁部の若干下から肩部に接合され、肩部と腹部が明確に区別された朝顔形に近い、〈D. 1〉よりは小型(35-38インチ)のアムフォラ。Callender, M. H., *op. cit.* 9f.; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 105f.; Fariñas del Cerro, L., Fernandez de la Vega, W. et Hesnard, A., 'Contribution à l'établissement d'une typologie des amphores dites 《Dressel 2-4》', in: *Collection XXXII*, 179-06.
- (29) Peacock, D. P. S., *art. cit.* 262-9.
- (30) Zevi, F., *loc. cit.* 236; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 105.
- (31) Grenier, A., *op. cit.* 582.
- (32) Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule Narbonnaise sous le Haut-Empire*, Ann. litt. de l'Univ. de Besançon 327 (Paris 1985), 124-7 (Velaux); 177 (Corneihan). Cf. id., 'Les amphores gauloises sous l'Empire: recherches nouvelles sur leur production et leur chronologie', in: *Collection CXIV*, 105-38. 事情はヒスパニアに於ても同様であり、そればかりか〈D. 2-4〉生産の瓦窯数はガリアを遥かに凌駕した。Pascual Guasch, R., 'Las ánforas de la Layetania', in: *Collection XXXII*, 47-71に収録された瓦窯のサーヴェイを参看されたい。
- (33) Cf. Peacock, D. P. S., 'Roman Amphorae: Typology, Fabric and Origins', in: *Collection XXXII*, 261-78; Id. and Williams, D. F., *op. cit.* 83, 85 et al.
- (34) Callender, M. H., *op. cit.* Index no. 717.
- (35) C. VIII, 22637, 51.
- (36) Lambert, A. u. Meyer, E., *Führer durch die römischen Schweiz* (Zürich 1973<sup>2</sup>), 21f.; Schönberger, H., *art. cit.* 149. Vgl. Lieb, H., 'Zur zweiten Colonia Raurica', *Chiron* IV (1974), 415ff.
- (37) Callender, M. H., *op. cit.* 11.
- (38) Vgl. Stein, A., *Der römische Ritterstand: Ein Beitrag zur Sozial- und Personengeschichte des römischen Reiches* (München 1963), 111 u. 198; *RE*. VIII A(1), 568f. *Vedius* Nr. 8 (J. Keil). *Plin. N. H.* IX, 37, 77 (同様に Seneca, *De ira* III, 40; Cass. Dio, LIV, 23, 1-4) に伝えられた奴隷処罰のエピソードについては、次の諸文献参照。Lauffer, S., 'Die Sklaverei in der griechisch-römischen Welt', in: *Rapports de XIe Congrès International des Sciences Historiques*, Stockholm 1960, II, 89; Vogt, J., 'Wege zur Menschlichkeit in der antiken Sklaverei', in: *Sklaverei und Humanität: Studien zur antiken Sklaverei und ihrer Forschung* (Wiesbaden 1965), 70.

- (39) 《P. Vedius P. f. Pollio/Caesareum Imp. Caesari Augusto/et Coloniae Beneventanae》  
(C. IX, 1556=ILS. 109).
- (40) D'Arms, J. H., *The Romans on the Bay of Naples. A Social and Cultural Study of the Villas and their Owners from 150 B. C. to A. D. 400*(Cambridge, Mass. 1970), Catalogue II, no. 44; Id., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome*(Cambridge, Mass. 1981), 84; Shatzman, I., *Senatorial Wealth and Roman Politics*(Bruxelles 1975), 362.
- (41) 《Eumachia L. f., sacerd. publ., nomine suo et/M. Numistri Frontonis filii, chalcidicum, cryptam, porticus Concordiae/Augustae Pietati sua pecunia fecit eademque dedicavit.》(C. X, 810=Dess. 37859). Vgl. Schuller, M., *Frauen in der römischen Geschichte*(Konstanz 1987), 23.
- (42) Dressel, H., comm. ad n. 3785; Castrén, P., *Ordo populusque Pompeianus: Polity and Society in Roman Pompeii*(Rome 1975), 198.
- (43) Castrén, P., *op. cit.* 41 and 95. ポムペーイーには、さらにいま一人のL. Eumachiusが知られる。二人委員(duo viri viis aedibus sacris publicis procurandis=A. D. 32)の一人、*L. Eumachius Fuscus*がそれであり(C. X, 899=Dess. 6395)、このこともまた、〈gens Eumachia〉が元首政最早期のポムペーイーで有力家系(domi nobiles)に属したことを証言する。アムフォラの他、タイルに残した銘はC. X, 8042, 47f. に見える。
- (44) Panella, C., 'Annotazioni in margine alle stratigrafie delle Terme Ostiensi del Nuotatore', in: *Collection X*, 69-106.
- (45) 同一銘はヒスパーニア(Tarraco)と南イタリア(Brundisium)に現れる(C. II, 4968, 15; IX, 6079, 57)。当該銘アムフォラの生産地特定(ブリンディジ近郊、アパニ地区で生産に使用された当該銘の印形18例の発見による)については、Sciara, B., 'Ricerche in contrada Apani, agro Brindisi', in: *Collection X*, 29-34参照。
- (46) Pélichet, F., 'A propos des amphores romaines trouvées à Nyon', *Ztschr. f. Schweiz. Arch. u. Kunstgesch.* VIII (1946), 199-202の類型化は、その後「ガリアIV型」〈G. 4〉として妥当された。Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 142-8; Laubenheimer, F., *La production des amphores cit.* 261-93. 〈D. 7-11〉のオスティア到着例は、ヒスパーニアの「ガルム、塩漬け魚」であった。Panella, C., *art. cit.* 73-5; Meiggs, R., *Roman Ostia* (Oxford 1973), 587.
- (47) Panella, C., *art. cit.* 77; Id., 'Il vino: la distribuzione e i mercati', in: SRPS. II, 65, 76-8. この新事実からパネルラが引き出したのは、西部諸属領に於ける果樹栽培の展開と市場進出、それに伴って「1世紀最後の数10年間」に開始されるイタリア=ウィラ経済の「構造変化」なる、かの『市場競争』学説の補強であった。その故に後に改めて今一度言及されねばならない。
- (48) 註(47)参照。
- (49) 註(28)参照。

- (50) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 106; Panella, C., 'La distribuzione e i mercati', in: *SRPS*, II, 78-9; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine. Essai d'histoire économique d'après les amphores* (Paris 1986), 233-6; Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A., (proget. di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 114-6. ブリタニア到着の〈D. 2-4〉例については Collingwood, R. G. and Richmond, I., *The Archaeology of Roman Britain* (London 1969), 95ff. 参照。
- (51) この両型は、腹部の脹らみと底部に相違があるが、その基本特長（口縁部が広く、首部もまた大きく腹部と区別がつかない）は同一型に属した。Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 96-7.
- (52) Callender, M. H., *op. cit.* 13.
- (53) 間違いなしに「鯖」が読まれ、恐らく「ガルム」のディヴェロッパが可能なポムペーイ一例のグラフィティー、"*g(arum) f(los) scomb(ri)*" (C. IV, Supp. 5649) からして、同型は『鯖のガルム』にもまた用された。
- (54) Panella, C., 'Stratigrafie delle Terme Ostiensi' *cit.* 77. 同型アムフォラの主要生産地(カムパーニア、ラティウム)と年代(1世紀)については、次の両文献参照。 Zevi, F., 'Appunti sulle anfore romane', *Arch. Class.* XVIII (1966), 207-47; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 97.
- (55) 首部が長く先端が尖った把手を特徴とする。カレンダーはこの型を〈D. 5〉と同一型= Callender Form 7に帰属させた。
- (56) '*mulsum vinum*' は、蜂蜜入りの甘口酒 (Plin. *N. H.* XXXI, 95)。 '*rubrum vinum*' は赤葡萄酒。
- (57) 専ら銘文の分析から引き出されたこの帰結は、近年の遺構調査によって補強されることになるが、差当り別問題である。

## 第二節 「コーンスル年」と貴族的関与例

### ——アムフォラ銘文分析——

イタリア＝アムフォラの年代確定乃至推定への今一つの接近方法は、それらに残された銘文、即ちアムフォラの生産段階でのみしか入れられ得ない押印銘(tituli impressi)乃至農場からの送り出しかまたは船積みに際して記入された手書き銘(tituli picti)<sup>(1)</sup>の両者である。

最も確実なのはコーンスル名による年代表示であり、われわれの作業もまたこの事例の洗い出しから出発すべきであろう。併しモンテ・テスタッチオ発見例に見えるヒスパーニア＝オリーブ油アムフォラ(後述)に比して、〈D. 1〉, 〈D. 2-4〉は事例数が少なく、カストロ・プレトリオ、ポムペーイー発見例を中心に次の諸例が挙げられ得るだけである<sup>(2)</sup>。而も〈D. 2-4〉には先に明らかにされた如くヒスパーニア・ガリア産もまた含まれた。

《FAL・MAS // Q・LVTATIO // C・MARIO // COS》=102 B. C. (C. XV, 3616, 4554=ILS. 8579; Degr. 1181).

《NAT・GAVIAN・M・P・XLV // IMP・CAESARE ET SILVIANO COS・// DIFF・M・SERVILIO L・AELIO LAMIA COS・// SVFF・P・SILIO L・VOLVSIO SATVRNIN<sup>(3)</sup>》=2 B. C., A. D. 3(id. 4571).

《TRIFOLINV // TIBVRTIANVM // CN・PEDANIO // L・VELLEI COS》=A. D. 60(id. 5518).

《SVR // MET<sup>(4)</sup> // NER // MARIO ET GALLO COS // ACET ALEX》=A. D. 62(Cl. Panella/M. Fano, p. 159<sup>(5)</sup>). (但し当該例は〈D. 2-4〉の亜種、『ポムペーイー型』。)

《DOL・I // DIF EST ID・IV // L VERGINIO C REGVLO // COS<sup>(6)</sup>》=A. D. 63(C. IV, 5519).  
《IMP・VESPASIANO IIII//PROPERTIANVM // AMPNC<sup>(7)</sup>》=A. D. 72(id. 5524).

等々の諸例がそれである。この他さらに、次のコーンスル年並記例がローマを初めイタリア諸都市に発見される(銘文略)。121 B. C. (C. XI, 6697, 1; Dess. 8578; Degr. 1178), 107 B. C. (C. VIII, 1047, 1; Degr. 1180), 35 B. C. (Degr. 1185), 13 B. C. (C. V, 8112, 82), 18 B. C. /13 B. C. (前出), 7 B. C. (C. V, 8112, 83), A. D. 7(RA. 1810a), A. D. 56(C. IV, 5514), A. D. 65(C. IV, 2551), A. D. 72(id. 2556), A. D. 75(id. 2558-9).

コーンスル年並記銘は決して多くはないが、管見の及ぶ所では「121 B. C.」を初出として、その悉くが「前2紀末―後1世紀」の間に属した。併し、ここから直ちにイタリア果樹栽培経済の消長を云々するには、あまりにも少数事例でしかない。より正確な把握を期すためには、さらに今一つ別の手段を講じる必要がある。ローマ元老院議員選出の著名家系に属する人物名、及び時として他史料によって特定が可能な人物名が屢々銘に現れることが即ちそれであり、その蒐集によってもまた、イタリアに於ける商品としての葡萄酒生産の略々大まかな時期推定が可能になるからである。而もこれらの銘が、上掲例の如きグラフィティー銘ではなくして、焼成前に入れられ得ない押印乃至刻文銘であったことからして、疑いもなく農場主が意味され、従って銘文に拠る人物の洗い出し作業はただ単にアムフォラの年代推定の

みならず、ローマ大土地所有制に関してアグロノーム諸誌に拠ってしか知られ得ない貴族的関与の現実を最も直接的な形で明らかにすることに役立つ。

(1) APPVLCRI

この銘のアムフォラは、ムティナ (Mutina:Modena) の他パドゥス以北の北イタリア (Aquileia, Ateste, Bergomi) と属領 2 箇所 (Lyon, Zollfeld) に現れる<sup>(8)</sup>。H. デッサウと A. オクゼ (Oxé) の両者はこの銘文を AP・PVLCRI=*Ap. Pulc[h]ri* と読み、「38 B. C. のコーンスル」、Ap. Claudius Pulcher を当て<sup>(9)</sup>、M. H. カレンダーと I. シャツマン (Shatzman) もまた基本的にはそれを踏襲した<sup>(10)</sup> (但し A. デグラッシ Degrassi はこの人物特定に対しては懐疑的<sup>(11)</sup>)。

もし然りとすれば C. Claudius Pulcher の子として生まれ、Ap. Claudius Ap. f. Pulcher (cos. 54 B. C.) の養子になり、ヘルクラネウム (Herculaneum) 市民が像を奉獻したことで知られる Ap. Claudius C. f. Pulcher (cos. 38 B. C.)<sup>(12)</sup> 所有ウィラ起源のアムフォラが北イタリア、さらには属領に迄運ばれたことになる。だが併し、かれのウィラが何処にあったかは定かでない。シャツマンは、アムフォラが「モデナとパドゥス彼岸」に現れることからウィラの所在をこの地に推定し ('perhaps he had estates there')<sup>(13)</sup>、一方 J. H. ダームス (D'Arms) は、ヘルクラネウムとの関係から、この地に極めて高い可能性としてウィラの所有を推測 ('Ap. Claudius Pulcher... surely had some local connection, very possibly a villa')<sup>(14)</sup> した<sup>(14)</sup>。併し、かれのアムフォラがローマは素より南イタリアでも全く現れないことからして前者の可能性は否定出来ないし、後者もまたその可能性を多分に残しており、如何なる直接的な手掛りも残されていない以上、何れか一方の推測に与することは出来ない。否それ以上に、銘文がノーメン (nomen gentilicium) を欠くために人物特定そのものが不確定要素を含み、何れにしても特定は避けらるべきであろう。

(2) C・CAR・FRON

《C・CAR・FRONF》(C. XV, 3427:Monte Testaccio), 《C CARIST FR》(C. VIII. 22637, 25:Carthago), 《C・CAR》(C. XI, 6079, 15:Brindisi) がそれであり、同例はこの他さらにテルゲステ (Tergeste:Trieste) にも現れる<sup>(15)</sup>。

「ローマ市民」としてのフルネーム (tria nomina) の故に、この銘文のディヴェロップ *C. Carist(anus) Fron(to)* は容易であり、恐らくティトゥス、ドミティアヌス両帝治世下にパムピューリア・リュキア総督 (legatus Augusti Pamphyliae et Lyciae) として派遣された人物<sup>(16)</sup> に関わるアムフォラであった、と思われる。但しローマ発見例の最終文字 ⟨F⟩ には問題が残る。もしカレンダーの如く *f(ilii)*<sup>(17)</sup> が読まれるならば、その子に属したことになるが、これ自体が命名法 'C. Caristianus C. f. Fronto' からは逸脱しており、当該銘の収録に際して ⟨F⟩ か ⟨P⟩ が不明確 ('in fine incertum utrum NP an NF') だとした校訂者ドレッセルの註記からしてもまた、カレンダーのこの解釈は躊躇さるべきである。もし仮に ⟨F⟩ であった場合でも、*f(iglinis)* 乃至 *f(ecit)* の可能性 (筆者)<sup>(18)</sup> もあり得るために、断定は出来ない。

今一つの問題は、当該銘アムフォラの起源である。古典諸史料から Fronto の地所が何処に

あったかを知るのとは不可能だが、モンテ・テスタッチオ発見例が〈D. 6〉として収録されており、ここから大まか乍らも型研究の諸成果に拠って、ある程度の見当をつけることは出来る。腹部が厚手のバッグ形をしたこの型（ドレッセルが「VI型」とだけしたのに対して今日では底部の違いによって2型、〈D. 6A〉, 〈D. 6B〉=Buchi 6a, 6b<sup>(19)</sup>に細分される）は、基本的には『ラムボリア II型』(Lamboglia 2)と同一であり<sup>(20)</sup>、後者がピーケーヌムから北イタリアにかけてのアドリア海沿いにアトリエ遺構を残した<sup>(21)</sup>のと同様に、前者もまたピーケーヌム（とりわけ『ピーケーヌム型』アムフォラ<sup>(22)</sup>）を中心に生産はヒストリアに及んだ<sup>(23)</sup>。このことから推して、C. Caristianus Frontoがピーケーヌムからヒストリアにかけてのアドリア海沿いの地に果樹栽培農場を所有した公算が大である<sup>(24)</sup>。

### (3) M・HER・PICENT

*M. Her(ennii) Picent(is)*が躊躇なしに読まれるこの銘事例は、ローマ2例(C. XV, 3466 a-b)を初めとしてカルターゴ(4 ex.) (C. VIII, 10477, 4; 22637, 50a-c)、アテーナエ(C. III, 7309, 10)、さらに北方ではマクダレンスベルク(Magdalensberg)<sup>(25)</sup>にまで及ぶが、大多数は北イタリアに現れる。即ち、アエミリア街道に沿ったムティナ(3 ex.) (Mutina)・レギウム(Regium)・パルマ(Parma) (C. XI, 6695, 49a-f)の3箇所、及びアクイレーイア(4 ex.) (Aquileia) (C. V, 8112, 44-7)がそれであり、これらCIL. 収録例の他、さらに4箇所(Duino, Este, Brescia, Verona)での新発見例<sup>(26)</sup>もまた加えられねばならない。

この銘のアムフォラは何れもピーケーヌム型のD. 6Aに属し(C. XV, 3466aのローマ例だけがドレッセルによって〈D. 6〉として収録されているが、M. T. チプリアノCiprianoは最近の型研究を踏まえて全てをそれに帰属せしめた)<sup>(27)</sup>、かつ専らオリーブ油と葡萄酒に使用された<sup>(28)</sup>この型のアムフォラが、「後1世紀初—同世紀末」<sup>(29)</sup>の間に属したことからして、当該銘のM. Herennius Picensには恐らくM. Herennius M' . f. Picens (cos. suff. 34 B. C.)<sup>(30)</sup>の同名の子にして、エトルーリア都市ウェーイー(Veii)のパトローヌス碑銘<sup>(31)</sup>が残されたM. Herennius M. f. M' . n. Picens (cos. suff. A. D. 1)が比定され得る<sup>(32)</sup>。

地所の所在地は不明だが、第一にかれは恐らくピーケーヌムのアスクルム(Asculum)出身であったと推定されること<sup>(33)</sup>、第二に当該銘のアムフォラ全てがピーケーヌム型に属したこと、の両事情から推して、北イタリアを中心に比較的広範な流通の跡を示した当該銘の諸例に、元老院議員選出の家柄に属した人物がアドリア海沿岸に所有した果樹栽培ウィラにその起源を充てることができ、この可能性は高い。

同型アムフォラにはこの他さらに、コグノーメンを異にする複数のM. Herenniiが同形式の銘を同様に北イタリアを中心に残した。《M・HER・PHAE》(C. V, 8112, 45a-b:Hadria, Susa; C. IV, 9653:Pompei=8 ex.)<sup>(34)</sup>、《M・HER・PRISC》(C. XV, 3467:Roma; C. V, 8112, 46a-b:Ter-geste, Mantua)<sup>(35)</sup>、《M・HER・REN》(C. V, 8112, 47:Cividale)の3者がそれである。分布が殆ど同じであり、同様にピーケーヌムに起源を持ったことは恐らく間違いないが、M. Herennius Picensとの関係を初めとして確かなことはわからない。

### (4) G・LAEK・BASS; G・LAE BA; C・LAECA

《G・Laek・BASS》, 《G LAE BA》, 《C・LAECA》, 《C・LAEK》等々のヴァリエーション銘に加えて、両把手別記の《C・LAEK・BAS》, 《FELIX》; 《C・LAEK・BAS》, 《SPERATVS》等の如き奴隷銘をもまた伴ったアムフォラは、ローマ(C. XV, 3477)の他専ら北イタリアと帝国北部(C. V. 8112, 52-3: Vercellae=2ex.; C. V, Suppl. 1077, 88d-e; 91-2: Patavium=4ex.; ILS. 8572: Pola; C. III, 6007, 5; 12010, 1; 14371, 4: Noricum)で、だが併し最も集中的にはアクイレーイア(C. V, Suppl. 1077, 86; 88a-c; 89; 93 et al.)に現れ、この内ローマ例は〈D. 6〉として収録された。この人物、*C. Laeca (nius) Bass (us)*はテルゲステ近くで発見された街道修復碑銘、「……かつその後、Rundietes(の地)からC. Laecanius Bassusの地所内に導入されたこの街道を、クラウディウス帝の命により、L. Rufellius Severus primipilaris(第三大隊第一中隊長)が修復せり」<sup>(36)</sup>によって、テルゲステ近郊の地に地所を所有していたことが知られ、恐らくA. D. 65年のコーンスル、C. Laecanius Bassus(Plin. *N. H.* XXVI, 5)と同一人であった<sup>(37)</sup>。

さらにヒストリアのポラ(Pola:Pula)=Col. Iulia Pola Pollentia Herculanea(C. V, 8139)の近郊(北西約8軒のファサナFasana海岸)で発見されたかれの瓦窯遺構は、タイル・テラコッタ=ランプ・ドーリウム・土管の粗陶器類(*opus doliare*)と並んで、如上の諸銘を押捺したアムフォラ(D. 6)を生産していたことを明らかにした<sup>(38)</sup>。

#### (5) C・MVSSIDI NEP

ティベリス河床発見の《C・MVSSIDI NEP》押捺アムフォラ(C. XV, 3489)がそれであり、同一銘はさらに、レーヌス下流のハルテルン(Haltern)城砦址跡にも現れる<sup>(39)</sup>。この両者ほど確実ではないが、ガリアのロトマギー(Rotomagi:Rouen)発見の一字摩滅銘《C M//SS》(C. XIII, 10002, 352)並びに複数のMussidiiによる容器乃至内容物生産を表示する《III(?) MVSSIDIOR》(id. 351)=*[Trium?] Mussidior(um)*<sup>(40)</sup>もまた挙げられ得る。

併しこの人物、*C. Mussidius Nep(os?)*の詳細は不明である。ローマ発見の墓碑銘、《T. Mussidio Polliano / cos., pr., procos. provinc. / Gall. Narbon., tr. pl., q., /...》(C. VI, 1466=ILS. 913)によって、ノーメンを同じくするアウグストゥス期の最高政務職就者にT. Mussidius Pollianus<sup>(41)</sup>なる人物が知られ、同時期のシキリア総督L. Mussidius<sup>(42)</sup>には、その名を捺印したアムフォラがスルモ(Sulmo:Sulmona)に残された<sup>(43)</sup>。従って消極的な傍系史料からだけでしかないが、C. Mussidius Nep(os?)がアウグストゥス期の上級政務職選出の家柄(*gens Mussidia*)に連なったウィラ所有者であったことだけは確かである。

#### (6) SEST:SES

三又矛模様、五角星模様、棕櫚模様、伝令使杖模様、錨模様、両刃斧模様、王冠模様、八角星模様、鍵模様等々(図2)を伴ったこの捺印銘のアムフォラは全てが〈D. 1A〉と〈D. 1B〉に属した。分布もまた極めて広く、〈D. 1〉アムフォラ流通の一典型を提供する。イングランド・ブルターニュに迄は及んでいないが、存在が確認(1986年時点)されたのは計37箇所の多きに上った<sup>(44)</sup>。

分布(図3A)の特徴としては、

- (a) エトルーリア都市コサを最南として北イタリアからガリア南部の海岸線沿い、

(b) ナルボンヌ→ガロンヌの所謂『ガリア地峡』、

(c) ローヌ・ソヌ→ロワール、ライン流域（さらに一例だけだがドナウ流域）

の3流通ルートが採られたことが知られるが、この流通ルートはその他〈D. 1A-B〉一般のそれ（イタリア産葡萄酒の西北部市場支配）と略々重複する<sup>(45)</sup>。併し当該銘がコサ以南の地で一例も検出されていないことでは、他の〈D. 1A-B〉とは異なった。このこと並びにコサ港湾施設跡の一隅に残された破損陶器断片——（〈D. 1〉が大多数を占め、これに少量の〈D. 2-4〉と黒釉陶器断片が混在——と煉瓦より成る大デポジットに当該銘が集中的に大量に含まれ、而も前掲模様の全スタンプ（11種類）例が現れることからして<sup>(46)</sup>、当該銘のアムフォラ及び内容物（葡萄酒）がコサ周辺（Ager Cosanus）のウィラに起源を持ち、この港（Portus Cosanus）から積み出されたことは恐らく間違いない、と考えられる<sup>(47)</sup>。

もし然りとして、《SES》、《SEST》に比定されうる人物は誰であったか。管見の及ぶ所ではE. L. ウィル(Will)の推定がいち早く、前23年のコーンスル（cos. suff.）にしてローマにタイル銘（C. XV, 1445）を残したL. Sestius Quirinalisの父、P. Sestius（pr. 54 B. C.）をこれらのアムフォラに特定した<sup>(48)</sup>。事実、P. Sestiusはコサに地所を所有（Cic. *Ad Att.* XV, 27, 1）しており、前述のデポジットに「50/30 B. C.」の形成が推定され、かつアゲル・コサーヌスが、後述のセッテフィネストレ（Settefinestre）＝ウィラを初めとして、今やその全貌が明らかにされつつある果樹栽培ウィラの密集地であったこと<sup>(49)</sup>を考慮すれば、ウィラの特定はなお未解決だが、当該銘の‘Sestius’にこの人物を当てることは十分に可能である。基本的にウィル説と略々同一の解釈を採ったその後の諸学説（I. Shatzman, D. Manacorda, J. H. D’Arms, A. Carandini）<sup>(50)</sup>もまたその限りで首肯されてよい。だが併し、その他の銘事例と比較して分布範囲が広く、事例数もまた多いことからして、当該銘に特定の一人物のみを当てるには無理がある。而も、三又矛と錨の両スタンプを含む〈D. 1〉アムフォラ約1,000例（他に『グレコ・イタリア型』の〈Lamboglia 4〉<sup>(51)</sup>400例と「ロードス型」30例）を搭載したマルセーユ沖（Grand Congloué）沈没船の海難が前2世紀末に推定されているだけに、なおさらそうである<sup>(52)</sup>。寧ろ「セスティウス氏」に属する複数者の複数ウィラ起源（カランディーニ説）<sup>(53)</sup>を見る方がより穏当であるかもしれない。

#### (7) L・TARI RVFI

エステ（Este:C. V, 8112. 78）とシサク（Sisak:C. III, 12010, 30）に現れるこの銘は、同一例が、Cecina:C. XI, 6695, 81; Fermo:C. IX, 6080, 22及びAquileia, Novara, Reggio Emilia, Magdalensberg（従って流通の跡は専ら北に偏った）に現れるが<sup>(54)</sup>、何れもローマ市民としてのフルネームが省略なしに押印された、アムフォラ銘文としては寧ろ例外的であり、このことの故に、傍系的な他史料に拠って当該人物の特定が可能になる。

前16年のコーンスル、L. Tarius Rufusが即ちそれである。プリーニウスは『博物誌』第18巻の中で、無定見な土地拡大を批判したばかりか後述の如く奴隷労働による大土地経営そのものに悲観論を展開したが<sup>(55)</sup>、その例としてかれが挙げたのがこの人物であった。それに依れば（Plin. *N. H.* XVIII, 7, 37）、この人物は「最も卑しい生まれ」（*infima natalium*

humilitate)ながら軍功によって最高政務職を手にし、自ら「古来の儉約」(antiqua parisonia)を守り、アウグストゥスの寛大さも加わって巨万の富を得た後<sup>(56)</sup>、ピーケーヌム地方に農場を購入して「グローリアのために」(in gloriam)耕したが見事に失敗し、財産を蕩尽したばかりか、ついには相続者がいなくなった、といわれる。プリーニウスには「ピーケーヌムで農地を購入し、耕す」(agros in Piceno coemendo colendoque)、とだけしか誌されていないが、この銘のアムフォラが何れもアドリア海沿岸に起源をもつ<D. 6>に属すること<sup>(57)</sup>からして、従前の諸学説<sup>(58)</sup>と同様——但しプリーニウスの叙述から、Rufusは「土地投資」によって巨万の富を得たと解釈したカレンダー説<sup>(59)</sup>は理解に苦しむのだが——当該銘に帝政最早期のこの人物を当てるのが最も穏当であろう。

#### (8) POST・CVRT

シラークーサエ発見の《POST・CVRT》(C. X, 8051, 26)がそれであり、同一銘はカムパーニアのパエストゥム(Paestum:Pesto)(id. 8042, 130)、タレントゥム近くのサンタ・ルチア(S. Lucia)(ILS. 9445;RA. No. 1377)及び遠隔地のコブレンツ(Koblenz:Confluentes)(RA. *ibid.*)でもまた確認された。

H. デッサウは当該銘の収録に際して、*Post(umi) Curt(ii)*のディヴェロッパによってC. Curtiusの子、C. Rabiriusの養子、C. Rabirius Postumus (C. Curtii filius)をこの銘に特定し<sup>(60)</sup>、A. デグラッシもまたそれを踏襲して、シラークーサエ・タレントゥム両事例を*Post(umi) Curt(ii)*と校訂した<sup>(61)</sup>。

キケローグループに属したC. Rabirius Postumus (pr. 48 B. C. ?)は、騎士身分のプリンケプスにして最有力の徴税請負人であったC. Curtiusを父とし(Cic. *Rab. Post.* 3: 'huius pater C. Curtius princeps ordinis equestris fortissimus et maximus publicanus'), 母方伯父のC. Rabiriusの養子(id. 45)となった。キケローによるとかれは実父と同様に大々的に請負に参加(id. 4)した他、エジプト王に多額の金銭貸付けを行い(id. 4;38)、さらにプテオリーを拠点として大々的に海上取引をもまた営んだ(id. 40)人物であった<sup>(62)</sup>。養父C. Rabiriusは、ネアーポリスに大邸宅を持つ元老院議員(Cic. *Ad Att.* I, 6, 1)であり、L. Saturninus殺害事件で告訴された際(63 B. C.)、アプーリア人とカムパーニア人が殆ど「地域」全体(prope regiones)としてかれを支援した(Cic. *Rab. perd.* III, 8)と言われる。ウィラの所有について具体的には何も知られないが、少なくともC. Rabirius Postumusが南イタリアのこの両地域に密接な利害関係を保ったことだけは確かである<sup>(63)</sup>。

それ故、もしアムフォラ銘の 'Post. Curt.' が当該のC. Rabirius Postumusに帰属したとすれば、南イタリア・シキリアに現れるこれらのアムフォラは、共和政末のイタリア(多分カムパーニア)起源であったことになる。勿論この推測は、如上の人物特定がもし正鵠を射たものであれば、という条件付きであり、現に同一時期に*M. Curtius Postumus*なる人物(Cic. *Ad Att.* IX, 2; IX, 5; X, 13; XII, 49; *Ad fam.* II, 16, 7)もまた知られるだけに、プラエノーメン欠落のこの銘文には、到底正確なディヴェロッパは期され難い。併し何れであったにせよ、少なくとも共和末のイタリア起源のアムフォラであった事実は動かない。

(9) T・H・B

首部乃至腹部捺印のこのアムフォラの流通痕跡は比較的広域に及んだ。ローマに集中的に多数例(C. XV, 2905:17 ex.)が残された他、北イタリアではムティナ(Mutina:Modena) (C. XI, 6695, 46)とヴェルケルラエ(Vercellae:Vercelli) (C. V, 8112, 43:2 ex.)の2箇所、さらに遠隔地例としては管見の及ぶ所、マインツ(RA.No. 1717)、カルターゴ(C. VIII, 22637, 47)、アテーナエ(C. III, Suppl. 7309, 9)の3箇所が挙げられる。

M. H. カレンダーはイニシャル3字のみのこの銘文を、*T. H(elvii) B(asilae)*として収録し、O. ボーン(Bohn)の推測をそのまま踏襲して、クラウディウス、ネロ両帝下に属領総督として知られたT. Helvius Basilaの「父」を推定した<sup>64)</sup>。アーティーナ(Atina)に残る娘(Procula)の奉献碑によれば、T. Helvius T. f. Basilaはかれの死に臨んで同市民に40万HS. を遺贈したとあり<sup>65)</sup>、これからすればラティウムに於けるかれのウィラ所有は十分に推測される。併しこの内、ローマ例はドレッセルによって<D. 6>として収録された。既述の如くこの型が特殊アドリア海沿岸型であったことが今や確定的であり、もしそうだとすれば、この銘のアムフォラもまたそこに起源したと推定されねばならない。併し、Basilae父子がピーケーヌムからヒストリアにかけてのアドリア海岸にウィラを所有した形跡は何処にも見当たらない。否それ以上に、カレンダーのディヴェロップそのものが推測でしかなく、所詮は推測の上に推測を重ねる域を出ることはない。

傍系諸史料の援用によって、銘文からウィラ所有主の特定乃至推定が可能な以上の諸例に加えて、同様に年代推定に役立つ次の2事例が挙げられ得る。即ち、後にマルクス・アウレリウス帝を出したドミティウス家の解放奴隷が関与した事例がそれであり、この場合の解放奴隷2名には内容物ではなくして、疑いもなくアムフォラそれ自体の直接的生産者が意味された。

(10) CN・DOMITI・ARIGNOT

マウレーターニアのポルトゥス・マグヌス(Portus Magnus)で発見された、前後两部分の文字が摩滅したアムフォラ銘、《[ ]DOM[ ] // [ ]ARIGNOT[ ]》(C. VIII, 22637, 32a)は、明らかに同一の印字母形を使用したポムペーイの鉢(pelvis)に見える《CN・DOMITI//ARIGNOTV》(C. X, 8048, 8)との比較検討からして、間違いなしに‘[Cn.] Dom[itius] Arignot[-us] (fecit)’乃至‘[Cn.] Dom[iti] Arignot[i]’を表示した。

このCn. Domitius Arignotusとは、既に明らかにされた如く、アウレリウス帝母Domitia P. f. Lucilla所有の複数ラティウム「地所」(praedia)に設置されたタイル・煉瓦生産の瓦窯(figlinae)の一つに投入された解放奴隷であり<sup>66)</sup>、ここでは次の二点が指摘されることで差当り充分である。第一は、この瓦窯もまた前述C. Laecanius Bassusのそれと同様に同一労働力による複数種類の>opus doliare<の生産がなされたこと、第二は、管見の及ぶ所に抛れば、Domitia Lucillaに関わるタイル銘の最新と最古例が《OPVS DOL・EX・PR・LVCIL VERI // SEVERO・ET・SAB // COS》(C. XV, 1090a=A. D. 155), 《OP D DIONYS DOMIT・P・F・LVCIL // PAET・ET・APR・COS》(id. 1029a=A. D. 123)であったことである<sup>67)</sup>。

(11) CN・DOM・PRISC

ヒスパーニア発見のアムフォラ銘(把手押捺)《CN・DOM // PRISC》(C. II, 4968, 2:Tarraco)に関して、カレンダーは恐らくL. Domitius Apollinaris (cos. A. D. 97)の子であったと考えられる、プラエノーメン不明の*Domitius Priscus*(C. XIV, 2950)なる人物がラティウムのプラエネステに知られる所から、そのかれに当該銘を割り当て、かれは「トラヤーヌス乃至その後」の時期にラティウムからヒスパーニアにアムフォラを送り出した「輸出者(exporter)」であった、と考えた<sup>(68)</sup>。

併し、この解釈は首肯され難い。なるほどプラエネステ碑銘に[*Cn.*] *Domitius Priscus*を読むのは不可能ではないが、*Cn. Domitius L. f. Priscus*であったことの確証はないからであり、もしそうだとすれば寧ろ、前述の*Cn. Domitius Arignotus*と同様ドミティウス家の解放奴隷であった可能性の方がより大きくなるからである。*Cn. Domitius Priscus*が解放奴隷としてドミティウス家の地所にその名を残した事例は発見出来ないが、ポムペーイーに残された鉢(*pelvis fictilis*)に《PRISCI・AFRI // DOMITI》(C. X, 8048, 16)、ローマ発見のドーリウム(2 ex.)に《PRISCVS・DVOR // DOMITIORVM》(C. XV, 2485)、即ち1世紀中葉から後半にかけて大々的<opus doliare>生産の「地所」所有者として知られる*Cn. Domitius Afer*、次いでそれを継承した*Cn. Domitii (Lucanus et Tullus)*兄弟<sup>(69)</sup>所有の奴隷として*Priscus*の名が現れ、断定は出来ないが、そのかれの自由獲得後の生産関与例であった可能性の方が、「L. Domitius Apollinarisの子」よりは遥かに大きいであろう。

## 註

- (1) アムフォラでは、銘文に拠る如何なる情報も得られないディヴェロッパ不能の、イニシャルだけの1字乃至二字銘があまりにも頻繁であり、生産年・農場主名が復元出来る銘文はそれ程多くない。
- (2) コーンスル年の西暦年への置き換えは、次の文献による。Degrassi, A., *I fasti consori dell'Impero romano dal 30 a. C. al 613 d. C.* (Roma 1952); Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* (Michigan 1951-2; Repr. Cleveland 1963); Samuel, A. E., *Greek and Roman Chronology. Calenders and Years in Classical Antiquity* (München 1972).
- (3) もしこの1行目が 'nat(um) Gavian(o) [fundo ab urbe] m(ilia) p(assum) XLV' と読めるならば(Dressel, comm. ad n. 4571; ILS. u, comm. ad n. 8581)、この葡萄酒はローマから45マイル地点の>(fundus) Gavianus<で「2 B. C. に生産」され、熟成の後、「A. D. 3年」に農場から送り出されたことになる。
- (4) *Sur(rentinum) Met(ellianum) [vinum] ?*
- (5) Panella, Cl. e Fano, M., 'Le anfore con anse bifide conservate a Pompei: contributo ad una loro classificazione', in: *Collection XXXII*, 159.
- (6) 1行目の意味は定かでない。「ドーリウムで1年間」熟成か？
- (7) デッサウはこれを 'amp. n. C' (アムフォラ・ナンバー>100<)として収録 (ILS. 8585)したが定かでない。
- (8) C. XI, 6695, 77; C. XIII, 10005, 4; id. 12010, 4 = ILS. 8571; Degr. 1187.
- (9) H. Dessau, comm. ad n. 8571; A. Oxé, 'Die ältesten römischen Amphoren am Rhein und Gallien', *Germania VIII* (1924), 80-2. 但しデッサウは「恐らく」そうであった、として断定はしていない('fortasse Appius Claudius Pulcher cos. a. u. c. 716').
- (10) Callender, M. H., *op. cit.* Index no. 111; Shatzman, I., *op. cit.* 323f.
- (11) Degr. comm. ad n. 1187: "quis fuerit, incertum".
- (12) 《Ap. Claudio C. f. Pulchro / cos., imp., / Herculaneses post mort.》(C. X, 1424 = ILS. 890: *Herculanei rep. in theatro, basis statuae*). Cf. Broughton. T. R. S., *MRR*. II, 390; RE. *Claudius*, n. 298.
- (13) Shatzman, I., *oc. cit.* 但しここで、Pulcherの「兄弟」の可能性をもまた含ませたことでは他説と異なった。なおシャツマンが当該銘の典拠として「CIL. 3, 1201, 4」を挙げているが、これは明らかに「CIL. XIII, 1201, 4」の間違いである。
- (14) D'Arms, H. J., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Cambridge, Mass. 1981), 75. Cf., Taylor, L. R., *The Voting Districts of the Roman Republic*. Papers and Monographs of the American Academy in Rome XX (1960), 202-3.
- (15) *Arch. Triestino XXXII*, 264. (筆者未見、RA. no. 269bに拠る)。M. H. カレンダー (*op.*

*cit.* p. 94)はこの他さらに、ローマ発見の《C・HAD // C・ARFR》(C. XV, 3379: rep. in Esquiliis)を‘C(o)lonia HAD(rumeto) [C.] CAR(istanii) FR(ontonis)’と読み、今一例、北アフリカのコロニア＝ハドルメートゥム発見の《C・HAD・・・// C・ARFR》(C. VIII, 10477b)と共に当該の《C・CAR・FRON》グループに帰属せしめ、そこから次の如く考えた。即ち、《C・CAR・FRON》のローマ例が<D. 6> (カレンダーによれば「殆ど確実にイタリア起源」であった)に属する所からして、C. Caristius Frontoは間違いなしにイタリアに地所を持っていたが、この他ハドルメートゥムにも同様に果樹栽培農場を持ち、この地でイタリア型アムフォラのコピー生産を行なった、とする推測である(‘such amphorae may have been copied on North African estates’)。なる程当該コロニアの名が捺印されたアムフォラは、《FAN FORT // COL HADR》(C. XV, 3375a), 《IVNI QVINTI // COL HADR》(id. 3376), 《COLLVM I // COL HADR》(id. 3377)等々がローマに現れる。コロニアとしてのハドルメートゥム＝*Colonia Concordia Ulpia Traiana Augusta Fugifera Hadrumetina*(C. VI, 1687)は、トラヤヌス以後に属し、従ってそれを銘記せる前掲アムフォラは何れも一世紀末以後に属したことになる。併し、ローマ・ハドルメートゥム発見例は両者とも‘C・ARFR’であり‘C・CAR・FRON’ではないこと、並びに<D. 6>は後者銘であってハドルメートゥム例ではないことの故に、カレンダーの解釈は興味深い提言を含むとはいえ事実関係面に於いて完全に成立不能である。コロニア＝ハドルメートゥムについては、次の諸文献参照。Stillwell, R. (ed.), *The Princeton Encyclopedia of Classical Sites*(Princeton 1976), art. *Hadrumetum*(A. Ennabli); *RE*. IV/1, 554, *Coloniae* Nr. 300 (E. Kornemann); Gascou, J., *La politique municipale de l’Empire romain en Afrique proconsulaire de Trajan à Septime-Sévère* (Rome 1972), 67ff.

(16) C. III, Suppl. 14192.

(17) Callender, M. H. *op. cit.* 94.

(18) この形式は既に明らかにされた如く、《OPVS DOLIARE》銘に最も一般的であった。なお、もし《P》であった場合には奴隷が表示された可能性があるが、定かでない。

(19) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 98-101; Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., ‘Production et typologie des amphores sur la côte adriatique de l’Italie’, in: *Collection CXIV*, 67-100.

(20) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *loc. cit.*; Cipriano M. T. et Carre, M. -B., *op. cit.* 80-85.

(21) Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., *op. cit.* 83. 因みにこの報告に収録されたアトリエ遺構はCologna Marina, Fermo, Potenza, Cesenaico, Locavazの計5箇所に及んだ。Cf., Tchernia, A., *Le vin de l’Italie romaine* cit. 53-6.

(22) Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., *op. cit.* 85-8.

(23) Zevi, F., Appunti sulle anfore romane, *Arch. Classica* XVIII (1966), 207-47; Baldacci, P., ‘Alcuni aspetti dei commerci dei territori Cisalpini’, *Atti Centro Studi*

- e Documentazione sull'Italia Romana* I(1969), 7-50; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 99.
- (24) 北アフリカに於けるウィラ所有の可能性を推測したカレンダー説については註(15)参照。
- (25) Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., *art. cit.* 100.
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.* 85-8. Cf. Zevi, F., 'Appunti sulle anfore romane', *Arch. Class.* XVIII(1966), 207-47; Baldacci, P., 'Alcuni aspetti dei commerci dei territori Cisalpini', *Atti Centro Studi e Documentazione sull'Italia Romana* I(1969), 7-50.
- (28) 従来、この型のアムフォラは専らオリーブ油（とりわけヒストリア産）に使用されたと見做されて来たが（デグラッシ、パネルラ、ツェヴィ説）、その後の発見と銘研究によって葡萄酒のみならず水産加工品（ガルム）にもまた利用されたことが明白になった。Panella, C., Anfore, in: *Ostia II: Terme del Nuotatore* (Roma 1970), 102-56; Zevi, F., *loc. cit.*; Formenti, F., Hesnard, A. et Tchernia, A., 'Une amphore (Lamboglia 2) content de production du vin dans l'épave de la Madrague de Giens', *Archaeonautica* II(1978), 95-100; Peacock, D. and Williams, D. F., *op. cit.* 100.
- (29) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *loc. cit.*
- (30) Vgl. *RE.* VIII/1, 664f. *Herennius* Nr. 13 (Münzer); Broughton, T. R. S., *MRR.* II, 410; Taylor, L. R., *op. cit.* 219f.
- (31) 《M. Herennio / M. f. Picenti cos. / municipes municipi / Augusti Veientis / intramuriani / patrono》(C. XI, 3799=ILS. 922). M. Herennius M. f. Picensについては*RE.* VIII/1, 675f. (Groag); Wiseman, T. P., *New Men in the Roman Senate, 139 B. C-14 A. D.* (Oxford 1971), 235参照。
- (32) H. ドレスセルは当該銘の収録に際して、「多数のM. Herennii」がアムフォラに知られる所から、A. D. 1のコーンスルに特定することに躊躇した(Dressel, *comm. ad* 3466: 'de consule anni u. c. 754 vix cogitandum, cum plures M. Herennii in amphoris occurrant')。併しこれらのM. Herenniiは何れもコグノーメンを異にし(管見の及ぶ所では三名の名が知られ、Picensとの関わりは不明だが、後述の如く元奴隷であった可能性大である)、その諸学説もまた、Picens父子のどちらを当てるかについては一致を見るに至っていない。F. ミュンツァー（註(30)参照）が当該銘をM. Herennius M', f. Picens (cos. 34 B. C.)に割り当てるのを拒否したのに対して、I. シャッツマンは同一人と見做し(*op. cit.* 102, n. 14)、一方T. P. ワイズマンはその子（cos. A. D. 1）を当てた。Wiseman, T. P., *op. cit.* 199. Cf., Chilver, G. E. F., *Cisalpine Gaul. Social and Economic History from 49 B. C. to the Death of Trajan* (Oxford 1941), 176. 何れにしても、銘からでは特定人物の割り出しに正確は期され難い。筆者が後者を採ったのも決して絶対的なものではなく、専ら最近の型研究による編年を踏まえての、より可能性大なるが故にである。

- (33) Taylor, L. R. , *op. cit.* 219-200. Cf. Syme, R. , *Roman Revolution*(Oxford 1939), 92.
- (34) 以上のCIL. 収録例の他、次の発見諸例（北イタリア、オーストリア）が加えられねばならない。Trieste, Aquileia, Altino, Este, Milano, Inveruno, Tortona, Parma, Ivrea, Ferrara; Magdalensberg. Cipriano, M. T. et Carre, M. -B. , *op. cit.* 100.
- (35) この他さらに、Aquileia, Modena, Bologna及びMagdalensbergの新事例が挙げられ得る。Cipriano, M. T. et Carre, M. -B. , *ibid.* 但し同リストには、《M・HER・REN》は収録されていない。
- (36) 《[H]anc viam...et postea translata a / Rundictibus in fines C.Laecani / Bassi, restituit iussu Ti. Claudi / Caesaris Aug. Germ. Imperatoris / L. Rufellius Severus primipilaris.》(C. V, 698= ILS. 6889).
- (37) *RE. XII/1*, 396f. , *Laecanius*, Nr. 4 (Miltner); *Ibid. IX/2*, 1486, *Industrie und Handel* (Gummerus); Chilver, G. E. F. , *op. cit.* 175f.
- (38) *RE. XI/1*, 1239, Pola (Polaschek); Miltner, *loc. cit.* ; Gummerus, *loc. cit.* ; Chilver, G. E. F. , *loc. cit.* Cf. Rostovtzeff, M. , *SEHRE. cit.* 218, 534.
- (39) Callender, M. H. , *op. cit.* Fig. 6. 1.
- (40) 最初の文字は摩滅が激しく、数字を示したか否かは定かでない。
- (41) 《T・Mussidio Polliano / cos. , pr. , procos. provinc. / Gall. Narbon. , tr. pl. , q. , / ...》(C. VI, 1465= ILS. 913). Vgl. Mommsen, Th. , *RStR. II*<sup>3</sup>, 669, Anm. 5.
- (42) *RE. XVI/1*, 900, *L. Mussidius* (Münzer).
- (43) Callender, M. H. , *op. cit.* Index no. 399.
- (44) 1. Cosa (150 ex.); 2. Saturnia; 3. Volterra; 4. Olbia; 5. Luni; 6. Vada Sabatia; 7. Albintimilium; 8. Cap Roux; 9. Ile de Levant; 10. Grand Congloué; 11. Point de l'Espiquette; 12. Ampurias; 13. Torroella; 14. Ruscino (2 ex.); 15. Peyrepertouse; 16. Bélesta; 17. Bouriège; 18. La Lagaste (10 ex.); 19. Pamiers; 20. Toulouse; 21. Vieille-Toulouse; 22. Nîmes; 23. Nyons; 24. Vienne; 25. Lezoux; 26. Roanne (2 ex.); 27. Tournus; 28. Mt. Beuvray; 29. Cersot (3 ex.); 30. Alésia (2 ex.); 31. Besançon; 32. Bâle; 33. Ungersheim; 34. Poitiers; 35. St-Michel; 36. Atenburg; 37. Carnuntum (Tchernia, A. , *Le vin de l'Italie* cit. 401 Carte 6) (図 3A参照). Cf. , Roman, Y. , 'La place du couloir rhodanien dans la diffusion des amphores de SESTIUS', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* XXV/1 (1974), 129; Manacorda, D. , 'The Ager Cosanus and the Production of the Amphorae of Sestius', *JRS. LXVIII* (1978), 127; Peacock, D. P. S. , *Pottery in the Roman World* (London/N. Y. 1982), 155; Id. and Williams. D. F. , *op. cit.* 63.
- (45) Panella, C. , 'La distribuzione e i mercati', in: *SPRS. II*, 56-7.
- (46) Manacorda, D. , *art. cit.* 127-8; Id. , 'Produzione agricola, produzione ceramica e proprietari nell'Ager Cosanus nel 1 A. C'. , in: *SRPS. II*, 4-10.
- (47) Manacorda, D. , *art. cit.* 129.

- (48) Will, E. L., 'Les amphores de Sestius', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* VII (1956), 224-44. Cf. Id., 'The Sestius Amphoras: a Reappraisal', *Journ. of Field Arch.* VI (1979), 339-350.
- (49) Manacorda, D., art. *cit.* 122-124; Id., 'Produzione agricola' *cit.* 41-49; Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica' *cit.* 118-130.
- (50) Shatzman, I., *op. cit.* 398; Manacorda, D., 'L'Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History*. *Memoirs of the American Academy in Rome* XXXVI (Rome 1980), 174; D'Arms, J. H., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Cambridge, Mass. 1981), 55-61; Id., 'Senators' Involvement in Commerce in the Late Republic: Some Ciceronian Evidence', in: *The Seaborne Commerce* *cit.* 82-84; Carandini, A., 'La villa romana' *cit.* 127. Cf. Wiseman, T. P., *New Men in the Roman Senate* *cit.* 157, 196, 261.
- (51) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 84-85.
- (52) 《SES》銘を含むマルセイユ沖沈没船のアムフォラ収録は、Benoit, F., 'L'archéologie sous-marine en Provence', *Rivista di Studi Liguri* XVIII (1952), 249-55 が最初である。Cf. Id., *Fouilles sous-marines: l'épave du Grand Congloué à Marseille. Gallia*, Suppl. XIV (1961), esp. 56-70.
- (53) Carandini, A., *loc. cit.*
- (54) Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., *art. cit.* 99.
- (55) Plin. *N. H.* XVIII, 7, 38: 'bene colere necessarium est, optime damnosum, praeterquam subole sua colono aut pascendis alioqui colente.' この表現に内蔵された重大な意味については、既に村川堅太郎『羅馬大土地所有制』（日本評論社、1949、63頁＝同『古代史論集』岩波書店、1987、234頁）が指摘しているが、筆者もまた後に改めて言及することになる。
- (56) 村川氏はこの金額を「1千万HS」とした校訂本テキストを採ったが、この金額では早期元首政期の個人資産としては到底「巨額」とは言い得ず、「1億HS」とさるべきである。校訂本の検討に拠って、この金額を採った学説としては、Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 343-4があり、筆者は上掲の理由からこの数字の方がより妥当だと見做した。
- (57) Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., *loc. cit.* Cf. Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 98-101.
- (58) *RE*. IV, A(2), 2320-3, *Tarius* Nr. 3 (A. Groag); *PIR*<sup>2</sup>. T. Nr. 14 (id.); Frank, T., *Econ Survey*. V, 26, n. 46; Callender, M. H., *RA*. p. 167; Wiseman, T. P., *New Men* *cit.* 264. Cf. Syme, R., 'Caesar, the Senate and Italy', *PBSR*. XIV (1938), 27=Badian, E. ed., *Roman Papers* I (Oxford 1979), 115; Shatzman, I., *op. cit.* 400.

- (59) Callender, M. H., *RA*. no. 947: 'apparently made much of his enormous wealth from land speculation'.
- (60) Dessau, H., *comm.* ad n. 9445 in *ILS.*: 'Est Postumus Curtius, post adoptionem Rabiri dictus Postumus Rabirius, a Cicerone defensus.'
- (61) Degrassi, A., *comm.* ad n. 1184 in *ILLRP.*: 'Dessau... statuit Postumum Curtium esse C. Rabirium Postumum, quem Cicero a. 54 defendit, testamento adoptatum a avunculo C. Rabirio.'
- (62) *RE*. I, A(1), 25-8, *Rabirius* Nr. 6 (Von d. Mühl); Hill, H., *The Roman Middle Class in the Republican Period* (Oxford 1952), 81, 181-2; Stein, A., *Der römischen Ritterstand* (München 1963<sup>2</sup>), 23; Wiseman, T. P., *op. cit.* 197, 199-200; Shatzman, I., *op. cit.* 25-8.
- (63) Cf. D'Arms, J. H., *Romans on the Bay of Naples* cit. 194-5.
- (64) Callender, M. H., *RA*. 258.
- (65) 《[T.] Helvio T. f. Bassilae / aed., pr., procos. ... / legato Caesaris Augus[ti] / qui Atinatibus HS. 400, 000 / legavit. ... / Procula filia posuit.》(C. X, 5056=ILS. 977).
- (66) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(四)」『歴史学・地理学年報』V(1981)70頁。但しこの人物は、次に挙げる *Cn. Domitius Priscus* の如く「奴隷」としての銘を残していないために、かれのパトローヌスが誰であったかは不明であるが、*Arignotus* なる非ラテン系のコグノーメンそれ自体に加えて、ドミティウス家の地所に労働力 (*offinator*) として現われたことから推して、かれがドミティウス家の「元奴隷」であったことは間違いない。
- (67) 従ってアフリカ発見の当該銘アムフォラを、専ら銘形式(首部銘)に拠って「紀元50年以前か?」としたM. H. カレンダーの推定(*RA*. 108: 'stamps on the neck are normally early: before A. D. 50?')は成立し得ない。
- (68) Callender, M. H., *loc. cit.*
- (69) 拙稿「2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造」『歴史学・地理学年報』XV(1991)47-49頁参照。

### 第三節 イタリア＝アムフォラの生産と編年

——『古代地中海』の経済的展開諸相：問題提起——

19世紀末、H・ドレッセルによる蒐集と類型化の先駆的作業以来、特に近年に入って急速に精緻化の度を加えた型・編年研究を踏まえて、CIL 収録例を中心に近年発見の諸例をもまた視野内に取り込んだイタリア産アムフォラの型と銘文の検討は勿論、比較的追跡作業が容易な、それ故事例全体からすれば極く限られたものでしかなかった。併しそれでだけでも既に、前2世紀中葉以来のアグロノーム諸誌を初めとする古典諸報告の叙述を事実によって検証することが可能になったばかりか、それらが全く及ばなかったローマ果樹栽培経済の現実を明らかにするのに役立った。即ち、生産時期・主要生産地・流通事情の3点に関してであった。

(1) アムフォラは夫々の型によって時期的な「ずれ」を見せたばかりか、イタリアと同一型の属領生産（とりわけ<D. 2-4>）の故に、イタリア産たることの特定は屢々困難を伴った。併しアムフォラに読み取れる産地銘（葡萄酒銘柄）並びに農場主銘・生産年銘を連動的に処理することによって、大まか乍らも略々次の如き生産と流通の消長が知られ得た。

確実にイタリア産たることが判明した葡萄酒アムフォラは、既に前2世紀最後の4半世紀にはガリア南部に送り込まれていたが（D. 1）、首都ローマを初めイタリア諸都市、次いで西・北部諸属領への大々の送り込みの痕跡が確認されたのは、アウグストゥス治世を挟む紀元前後の両1世紀間であり、中でも前1世紀後半（D. 1）～後1世紀前半（D. 2-4）の1世紀間が最も集中的であった。併しトラヤヌス・ハドリアヌス期に入るや激減を示し、イタリア産が特定され得るアムフォラ＝<D. 2-4>（並びに<D. 6>）は、3世紀にはもはや如何なる地中海流通の痕跡も残さなかった。このことは、オスティアのデポジット（Terme del Nuotatore）にとりわけ明白であった。

(2) [*vinum*] *Albanum*, *Beneventanum*, *Falernum*等々の銘柄酒事例の収集、次いでそれらと型及び農場主乃至アムフォラ生産者銘（作業はウィラ所在地の推定が比較的容易な貴族的存在にのみ限定した）の関連的処理によって、次の如き生産地が知られ、それらはまたカトー以後のウィラ関係諸史料を物証によって裏付ける結果に終わった。即ち、

(a) <D. 1>, <D. 2-4>の殆ど大部分はエトルーリア・ラティウム・カムパーニアのテュレニア海沿い地帯を中心としたイタリア中央部に集中し、事実また後に改めて言及するであろう如く、この両型アムフォラを生産した瓦窯遺構の密集性がこのことの直截的表現であった<sup>(1)</sup>。

(b) これに次いだのが、ヒストリアからピーケーヌムにかけてのアドリア海沿いイタリアの<D. 6>であり、これに加えて、

(c) 同様にパドゥス流域を中心とするキサルピーナ・ガリア（*Cisalping Gallia*）もまた葡萄栽培地として知られ<sup>(2)</sup>、北方流通ルートの拠点（＝アクイレイアで集中的に大量

発見)を中心にダルマティア・パンノーニア・ノーリクムの帝国東・北部、さらには首都ローマのみならずガリア南部にまで及んだアムフォラ例として、*Aprius, Atimetus, Communis, Crescens, Dessiua, Fortis, Litogenes, Lupatius, Nerius, Strobilis, Vibianus*等々、コグノーメンのみの単独銘諸例が挙げられ得る<sup>(3)</sup>。これらの詳細は定かでないが、銘形式から推して恐らく「アムフォラ製造者」を表示した、と見做すのが差当り最も穏当であろう。

(3) ローマ名望家の家柄に属し、疑いもなくウィラ所有主として市場への送り込みに直接的な利害を顕にした銘文のアムフォラを初めとして、エトルーリア・ラティウム・カムパーニア起源の<D. 1>, <D. 2-4>は、地中海の略々全域に及ぶ流通の跡を残した。併しより詳細に見ると、分布には極めて示唆的な次の如き特徴が看取された。

<D. 1>, <D. 2-4>が最も集中的に現れたのは、一つには、その最大部分が<D. 2-4>で構成されたカストロ・プレトリオ＝デポジットであり、今一つが、特定年 (A. D. 79) を以て都市生活の全てがそのまま凍結されたポムペーイーに於てであった。その他のイタリア諸都市では散在的にのみしか残されていないが、恐らく実状はポムペーイーと同様であったと思われる。従ってここから、エトルーリア・ラティウム・カムパーニアの果樹栽培ウィラは、交通事情からして始源的には巨大市場ローマを初めとして隣接乃至比較的近距離のイタリア諸都市に主要市場を有した、という疑問の余地なき見通し (即ちイタリア＝ウィラ経済の成立と展開) を得るのは容易であろう<sup>(4)</sup>。現に前2世紀中葉のカトーは『農書』の中で、ウィラの立地条件として、天候に恵まれ災害に遭いにくい地、山麓の南側に加えて「近くに」活発な都市、海乃至航行可能の河川、整備された往来賑やかな街道が望ましいことを挙げた<sup>(5)</sup>。

併し<D. 1>, <D. 2-4>の流通は、イタリア内のみには止まらなかった。われわれが指摘し得たのは今一つの基本的な流通ルートである。即ちイタリア産アムフォラは、(a) 何よりも先ずエトルーリア・リグリアからガリア・ヒスパーニアに至る地中海沿岸沿いを最主要ルートとし、(b) 次いで内陸に入って、ロダヌス (ローヌ) ・アラール (ソーヌ) 及びリゲル (ロワール) = ルート、ナルボーから『ガリア地峡』に入り込むガルムナ (ガロンヌ) = ルート並びにレーヌス (ライン) = ルートの3流通路に依って送り込まれ、(c) さらに海を渡ってブリタニアでは、カムロドゥーヌムを拠点としてエセックス地方からさらに内部に迄、(d) カルターゴを中心に北アフリカ、の諸方向に向けられたが<sup>(6)</sup>、事例数に於いては (a) ・ (b) が圧倒的に多数を占め<sup>(7)</sup>、イタリア葡萄栽培ウィラに主要市場を提供したことは確かである。事実また、マルセイユ沖のそれを初め前2世紀以来の多数の沈没船に搭載された夥しい数の<D. 1>, <D. 2-4><sup>(8)</sup>、ハエドゥイー族の「町」*oppidum*にして、カエサルによる破壊の後城砦が置かれたビブラクテ (Mt. Beuvray) に於ける集中的に大量の<D. 1>断片<sup>(9)</sup>、あるいはソーヌの護岸工事に利用されていた2, 400例に及ぶ<D. 1>, <D. 2-4>アムフォラ<sup>(10)</sup>、全てが排他的にイタリア起源の<D. 1>によって構成されていたソワッソン (Soissons) = デポジット<sup>(11)</sup>等々は、紛れもなくイタリアからの大量送り込みの事実を証言する<sup>(12)</sup>。

勿論これらの場合、発見地の中には城砦・軍団キャンプ (レーヌス流域が特にそうであった如く) が多々含まれ、全てが純粋に「私的」な商品流通を介して持ち込まれたとはいえない

い。併し縦んば事情はそうであったとしても、自己消費目的の直接的な持ち込みでない限り、果樹栽培農場から「商品」として送り出されたものであったことに変わりはない。さらにまた、ディオドールスはガリア人が葡萄酒を愛好し、イタリア商人はかれらを「ヘルメスの贈り物」*'hermaion'*と見做した程多くの利益を得、彼等は河川・陸路によって大量の葡萄酒をガリアに運び込んだ、と伝え (Diod. V, 26, 3)、カエサルもまた、ネルウィー (Nervii) 族は武勇の萎靡を恐れて商人の出入を禁じ、「葡萄酒その他物品の持ち込みを許さなかった」 (Caes. B. G. II, 15)、と誌したほどであった<sup>(13)</sup>。事実、前ローマ期遺跡に於けるイタリア＝アムフォラ (D. 1) がこの両叙述を事実によって補足的に説明する。例えば前1世紀中葉に破壊されたバーゼルのケルト遺跡 (“alte Gasfabrik”遺跡) に於ける<D. 1><sup>(14)</sup>、あるいは<D. 1>アムフォラ4箇を33フィート間隔で一列に配置したアラス (Arras) のベルガエ (Belgae) 族墓地<sup>(15)</sup>、エセックスのスタンフォードベリ (Stanfordbury) に於ける同ベルガエ族 (前1世紀にガリアから移住) の墓地 (Welwyn, Mt. Buresでも同様に) で、同形式のアムフォラ配列の上にそれと対をなす形で2基の薪台を配置した墳墓<sup>(16)</sup>——イタリアからの葡萄酒がケルト社会のどのレベルにまで入り込んだか、需要の階層性を示唆する事例として興味深いのだが<sup>(17)</sup> ——等々である。

以上の諸点は、従って、「家長は売ることが肝要であって、買い気は持つべきでない」 (Cato, *De agr. cult.* II, 7: *'patrem familias vendecem, non emacem esse oportet'*)、として農場経営全体を市場に向けた経営原理を打出し、葡萄栽培を有利度の筆頭 (*ibid.* I, 7: *'vinea est prima'*) (因みにオリーブは第4位、穀物は第6位) に挙げた共和政中期のカトー以来、同末期のワルロー、さらには「イタリアでは土地は葡萄園とオリーブ園から成り立つ」 (Colum. *De r. r.* II, 2, 24: *'in Italia, ubi arbustis atque oleis consitus ager'*)、とさえ言う帝政初期のコルメルラに至るまで、アグロノーム諸誌に一貫して見える、市場を前提としたイタリア＝ウィラ経済の現実を最も直接的に裏付けると同時に、古典諸史料がその対象とした地域 (さらにはまた時期) についてもまた一致した。ウィラ所有主についてもまた、銘文に拠って検出され得たのは、ローマ「貴顕」身分の商品・貨幣経済への正に「直接的」と呼ばねばならない利害関係の事実であった。

もし然りとすれば、以上によって確認された事実、即ち、前1世紀から後1世紀にかけて最も集中的に現れたイタリア＝アムフォラ (より正確に言えばアウグストゥス期を境とする<D. 1>→<D. 2-4>の移行) が、属領のみならずオスティア＝デポジットが明らかにした如く他ならぬイタリアに於てもまた、早くも1世紀後半以後には数量的な減少傾向を示し、2世紀後半以後までは生き延びなかった、という事実は、それと時期的に重複する形での属領、就中ヒスパーニア・ガリア＝アムフォラのローマ・オスティア市場への進出、とりわけ2世紀中葉に於けるバエティス流域産オリーブ油＝<D. 20>の「市場支配」さえ語られ得るそれ<sup>(18)</sup>と相俟って、かの「市場競争→イタリア経済の衰退」学説<sup>(19)</sup>を新事実によって補強することになるであろうか。前2世紀以来、奴隷制の数量的拡大と相俟って、イタリア中・南部で首都ローマの大市場を初めとする都市市場のみならず、海外属領市場をもまた前提として展

開された「都市ブルジョワジー」による大々的な果樹栽培、即ち「科学的かつ資本主義的」な線に沿って運営された農場経営は、紀元1世紀後半のフラウィー諸帝期に入って、「ローマ化」が進行した西部諸属領の経済的发展＝帝国の「経済的遠心化」に伴って市場を喪失し、日毎に進行する経営事情の悪化は、ローマ大土地所有制をして地代型の大所領へと構造的な転換を余儀なくしたとする、かのロストフツェフ(M. Rostovtzeff)学説の図式<sup>(20)</sup>である。

「古代資本主義」なる古代ローマ経済の本質規定は一先ず措くとして、少なくとも「商品」としての農産物流通の消長それ自体だけに限って見れば(勿論如上の体系的な論理図式にあっては、この事象だけを孤立的に取り出すわけにはいかないのだが)、確かにその有効性は承認されてよい。だが併し以上の検討によって確証が得られた諸事実は、さらにそれを超えて、『古代地中海経済』の成立・展開・帰結に対する新たな地平の切り拓きに直結する問題所在の明確化に連なった。

その第一は「市場競争」である。F. エルテル(Oertel)、F. W. ウォールバンク(Walbank)が継承し、結果的にはあるがV. A. シラゴ(Sirago)もまたそれに連なった<sup>(21)</sup>。そればかりか最も新しい所ではC. パネルラが、オスティア＝デポジットの新事実、即ち1世紀後半(A. D. 60-80年代)に於けるタルラコーネンシス産・カムパーニア産両葡萄酒の「共存」とその後の時代に入って進行するイタリア＝アムフォラの激減と消滅の新事実をフラウィー期に開始される属領産葡萄酒の進出とイタリア産の売れ行き不振が結果した、イタリア果樹栽培の「危機」として理解することによって旧説を補強した<sup>(22)</sup>。だが併し、その同じオスティア＝デポジットに拠り乍ら、A. チェルニア(Tchernia)とF. ツェヴィ(Zevi)の両者は異なった。かれらは、(a)ヒスパーニア葡萄酒は既にアウグストゥス期乃至遅くともティベリウス期にはイタリア市場に送り込まれており、(b)ヒスパーニア葡萄酒のイタリア進出以後もまた、それ以前と全く同様に、イタリアの果樹栽培がそのことの故に「経済的困難」に陥ったとする如何なる古典史料も見当らないこと、の両根拠を挙げて、「競争」がイタリア果樹栽培危機の「原因乃至結果」の何れであったとも決め難く、市場競争学説は「今や見直さるべきである」、との帰結を引出した<sup>(23)</sup>。

併し以上の検討によって、『地中海世界』の経済的な「展開の仕方」に関して筆者なりの見通しが得られたのは、最も直接的には「市場競争」学説に対する疑問点の明確化を介してであった。

その一つは、西部諸属領での〈D. 2-4〉の分布が専ら地中海岸線沿いと内陸部主要3河川流通ルートに集中的であり、それ以外では点的でしかなかったことである。これが古代交通事情<sup>(24)</sup>に大きく左右されたことは否めないにしても、イタリア産アムフォラに指摘されねばならないのは、後述のヒスパーニア＝オリーブ油(D. 20)とは比較にならないイタリア外市場の狭隘さと薄さであり、過大評価は厳に慎まれねばならない。

いま一つは、「市場競争」学説(この点では批判学説も同様なのだが)が「イタリア果樹栽培の世界市場支配→属領での生産開始に伴う市場事情の悪化→市場の喪失」の図式で商品

流通を一方通行的にのみ処理したことに対する疑問である。そうではなくしてわれわれに重要であったのは、イタリア葡萄酒が最も大々的に西部諸地方に送り込まれていた、その他ならぬ紀元1世紀に、ヒスパーニア・ガリア産がイタリアに市場を見い出していた事実である。否そればかりか、(これまた同様に後の課題だが)イタリア葡萄酒が地中海流通から完全に姿を消した筈の2世紀後半に、今やヒスパーニアと並んで葡萄酒市場を支配した筈のガリア南部に、カムパーニアの銘柄酒が明らかに商品として送り込まれた最も直截的な痕跡をわれわれは新事実として知っている<sup>(25)</sup>。このことは従って、「相互交通的な流通世界」としての『パックス・ローマーナ』世界の意味を改めて暗示することになる。

第二は、「資本主義」学説に於けるウィラ経済の処理の仕方それ自体に対してである。というのは、史料事情の然らしめる所とは雖も、ヒスパーニア・ガリア＝ウィラの経済的な構造分析を欠いて、専らイタリア＝ウィラの経営原理が拡大化されたからである。さらに近年、とりわけ1970年代以降に於けるウィラ研究の精緻化と情報量の急増は、イタリアのみならずヒスパーニア、ガリアをもまた含めて、ウィラ経済が〈D. 2-4〉の後退と消滅に照応して、「紀元1世紀後半」を契機としてそれほどドラスティックな形で構造的転換を貫徹した、とは考えられ難いことを明らかにしつつあることもまた避けて通れない新検討課題となろう<sup>(26)</sup>。

## 註

- (1) Cf., Peacock, D. P. S., 'Recent Discoveries of Roman Amphora Kilns', *Antiq. J.* LVII (1977), 262-269.
- (2) プリーニウスは北イタリアの葡萄栽培地としてムティナ(Mutina:Modena)の他、アクイレーア(Aquileia)、カエセーナ(Caesena:Cesena)、ラウエンナ(Ravenna)、ヴェローナ(Verona)及びエウガネイー(Euganei)定住の丘陵地帯を列挙する(Plin. *N. H.* XIV, 39)。Cf. Colum. *De r. r.* III, 2, 10-23. この他スエートニウス(Suet. *Aug.* 77)には、コムム(Comum:Como)周辺が挙げられ、ストラボーン(Strab. V, 1, 8)には、パドゥス流域の葡萄酒がアクイレーア経由でアルプス諸族に送り込まれていたことが誌された。Cf., Chilver, G. E. F., *op. cit.* 136ff.; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 107ff.; Rostovtzeff, M., *SEHRE.* 68; White, K. D., *Roman Farming*(London 1970), 67-8; Alföldy, G., *Noricum*(London 1974), 46-7, 73; Wilkes, J. J., *Dalmatia*(London 1969), 410ff.
- (3) C. III, 6008, 37. 56; 6010, 10; 8076, 23; 10184, 10. 31; C. V, 8114, 10. 84. Cf. Chilver, G. E. F., *op. cit.* 174.
- (4) 勿論これらのアムフォラの中には、特定は不能だが、ローマ貴族・地方都市貴族(*domi nobiles*) (乃至その他市民)の直接的な私的持ち込みも想定されうるために、全てが「商品」として妥当されたとは見做されえないかもしれない。
- (5) Cato, *De agr. cult.* I, 2-3: 'oppidum validum prope siet aut mare aut amnis, qua naves ambulant, aut via bona celebrisque'.
- (6) 帝国東・北部への流通経路については、註(2)参照。
- (7) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine. Essai d'histoire économique d'après les amphores* (Rome/Paris 1986), Cartes 4-5.
- (8) 第二節註(52)に挙げた文献の他、水底考古学の諸成果を始めガリアへのイタリア産葡萄酒の送り込みに関しては次の諸文献参照。Thévenot, E., 'Les importations vinaires en pays bourgignon avant le développement de la viticulture', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* IV(1953), 234-9; Id., 'Le marque d'amphore *Sesti*', *ibid.* V(1954), 234-43; Paterson, J., 'Salvation from the Sea: Amphorae and Trade in the Roman West', *JRS.* LXXII(1982), 146-59; Tchernia, A., 'Italian Wine in Gaul at the End of the Republic', in: Garnsey, P. et al. (eds.), *Trade in the Ancient Economy*(London 1983), 87-104.
- (9) Callender, M. H., *RA.* 8.
- (10) *Ibid.* 74.
- (11) *Ibid.* 8.
- (12) <D. 1>が主力を占めた時期のガリアへのイタリア酒の年間積出し量を、チェルニアは「50,000~100,000hl.」(アムフォラ数は約5,000万)(Tchernia, A., 'Italian Wine in Gaule' *cit.* 92)と推定し、その後さらに別稿では、「120,000~150,000hl.」(アムフォ

- ラ数は約5,500万) (Id., *Le vin de l'Italie* cit. 86)に修正した。
- (13) Caes. *B. G.* II, 15: 'nihil pati vini reliquarumque rerum inferri, quod eis rebus relanguescere animos eorum et remitti virtutem existimarent'.
- (14) Maior, E., *Die gallische Ansiedelung mit Gräberfeld bei Basel* (Basel 1940), Taf. IV. さらに前ローマ期・ローマ期のバーゼルについては、Stähelin, F., 'Das älteste Basel', *Basler Ztschr. f. Gesch. u. Altertumskunde* XX(1922), 127ff.; Fellmann, R., 'Neue Funde und Forschungen zur Topographie und Geschichte der römischen Basel', *ibid.* LX(1960), 7ff. 参照。
- (15) Callender, M. H., *RA.* 8.
- (16) *Ibid.* 8.
- (17) カレンダーは、埋葬形式からこの墓に「ブリタニア東南部住民の最富裕者」乃至「部族王」を推測し、彼等だけしか選り抜きのカムパーニア酒を輸入出来なかったであろう (only such people would have been able to afford the importation of choice Campanian wines)、とした (*ibid.* 25)。墓地発見のアムフォラが果たしてそうであったか否かは確認の限りでないが、銘柄酒価格 (例えば4世紀初の『最高価格表』では、並葡萄酒 *vini rustici* がイタリア=ポイント当たり8デナーリーであったのに対してファレルヌス酒 *Falerini* は30デナーリーであった) (Lauffer, S. (hrg.), *Diokletians Preisedikt*, Berlin 1971, 2, 7; 10). からしてこの推測は強ち有り得ないことではない。
- (18) 後に改めてローマ市場例を中心に検討することになるが、生産を含めて差当り次の諸文献を参看されたい。West, L. C., *Imperial Roman Spain: The Objects of Trade* (Oxford 1927), 17f., 23-7; Charlesworth, M. P., *Trade-Routes and Commerce of the Roman Empire* (N. Y. 1926, Repr. 1970), 155f.; Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome (50 B. C. -200 A. D.)* (Baltimore 1938), 20ff.; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 258f.; Walbank, F. W., *The Awful Revolution: The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 19ff., 48ff.; Broughton, T. R. S., 'Oil-Producing Estates in Southern Spain', *Akt. d. VI. Int. Kongress. f. griech. u. lat. Epigr.* München 1972 (München 1973), 475-6. ポムペーイ一例については、Manacorda, D., 'Anfore Spagnole a Pompei', in: Carandini, A. (ed.), *L'Instrumentum domesticum di Ercolano e Pompei nella prima età imperiale* (Roma 1977), 131-2参照。
- (19) M. ロストフツェフに連なる諸学説は、直ぐ後で言及される。註(21)参照。
- (20) Rostovtzeff, M., *SEHRE.* 30f., 61, 64, 182f, 187 et passim.
- (21) Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region', in: *Camb. Anc. Hist.* X (1934; Repr. 1971), 407-8; Walbank, F. W., *The Awful Revolution: the Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 52; Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Traiano* (Louvain 1958), 252, 258.
- (22) 第一節註(47)参照。

- (23) Tchernia, A. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie', in: *Collection X*, 67.
- (24) Cf. e. g. Burford, A., Heavy Transport in Classical Antiquity, *Econ. Hist. Rev.* XIII /1 (1960), 2ff.; Jones, A. H. M., The Economic Life of the Roman Towns, in: Brunt, P. A. (ed.), *The Roman Economy* (Oxford 1974), 37.
- (25) この事例（南ガリア発見の『カムパーニア酒』）については、後に改めて言及する予定である。
- (26) このこと自体もはやここでは到底処理出来ない、別稿の課題である。

## 第二章 1～3世紀におけるヒスパーニア＝アムフォラ (D. 20 ; D. -P. 1)

——西部属領における果樹栽培ウィラの展開と市場進出の諸相——

### 序

H. ドレッセルの類型化になる「型」*formae amphorarum*と銘文を主たる手段として、イタリア起源の諸例に関してなされた筆者の検討結果は、それだけでも既に、共和政中期の大カトー以来1世紀後半に至る現存諸『農書』に一貫して見られた経営原理、即ち、「家長にとって肝要なのは購入でなくして売却である」(Cato, *De agr. cult.* II, 7)、「農場内で調達可能なものはなにもものも購入さるべきでない」(Varro, *De r. r.* XXII, 1)、等々の表現に見える如く、可及的に商品・貨幣経済に組み込まれたイタリア＝ウィラ経済<sup>(1)</sup>の現実を農産物流通の消長によって直截的に証言することになった。

だがそこでは、「前1世紀～後1世紀」の2世紀間におけるイタリア葡萄酒アムフォラ (D. 1; D. 2-4)の、排他的とも呼べる市場支配とその後の後退、という顕著な事象そのものだけが専ら問題であった。このため、いま一つの重要課題が残されたままに止まった。即ち、帝国西部諸属領、とりわけいち早くローマ化が進行したヒスパーニア、次いでガリアにおける果樹栽培ウィラの成立・展開と市場進出である。

蓋しこのことが取り立てて問題とされねばならぬのは、既述の如くM. ロストフツェフ(1926)によって古代経済図式の中に組み込まれ、直接的な後継学説のみならず新事実による補強をさえ伴った「市場競争」学説にせよ、あるいは近年の情報量の急増と相俟って、一段と精緻化の度を加えたウィラ及びアムフォラ研究の側からなされた、A. チェルニア、A. カランディーニ(Carandini)、D. P. S. ピーコック(Peacock)/D. F. ウィリアムズ(Williams)等々の批判的諸学説<sup>(2)</sup>にせよ、とに角それが古代地中海世界＝『われらが海』‘*Mare Nostrum*’の経済的な展開と帰結像の再構築に連なり、われわれもまたそれに触れることなしには終わり得ないからである。

西部諸属領の内、特に「市場競争」説に最有力根拠を提供したヒスパーニア起源のアムフォラに関して、近年特に豊富になった新知見例を加えて事実関係を整理し、それによって、直接的にであれ間接的にであれアグロノーム諸誌を初めとする古典諸史料を以てしては殆ど知られ得ない)流通<の実態(但し帝国全土にわたる追跡は困難なばかりか寧ろ非生産的でさえあり、作業は専ら首都ローマを中心とするイタリア市場に限定する)を最も直接的な形で明らかにし、そこから『地中海世界』経済像の展望に向けて、問題所在の確認を図ることを先ず第一の課題とする。従ってここでは、専らヒスパーニア葡萄酒・オリーブ油のイタリア進出なる事実関係だけが問題であり、それに関与した商人(*mercatores, negotiatores*)、回漕業者(*navicularii*)及び団体(*societates*)、あるいは積出に際してのコルドバ、ヒスパリス等、都市の関与などの諸問題、船舶輸送能力等々<sup>(3)</sup>は視野外に置かれる。さらにまたこの段階では、ヒスパーニア＝ウィラの内的構造にまで踏み込むことは到底不可能であり、

同様にガリア南部の果樹栽培地帯もまた、一先ず別課題とする。

#### 註

- (1) アグロノーム諸誌が一様に叙述の最重要部分を当てた果樹栽培のこの基本性格については、もはや改めて言及の必要はあるまい。Cf. e. g. Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella* (Leipzig 1906; Nachd. Aalen 1963), 15f., 18f., 55f.; Heitland, W. E., *Agricola: a Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921), 171f., 185f., 283f.; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 89f., 255f.; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 19-31; Id., 'Roman Agricultural Writers I: Varro and his Predecessors', in: *ANRW*. I/4 (Berlin 1973), 478-84; Tilly, B., *Varro the Farmer* (London 1973), 23-30; Ahrens, K., *Columella, über Landwirtschaft* (Berlin 1976), 16-23; Kolendo, J., *L'Agricoltura nell'Italia romana* (Roma 1980), 10-23. 村川堅太郎『羅馬大土地所有制』（日本評論社 1949）35-38頁、井上智勇『ローマ経済史研究』（弘文堂 1948）50-55頁、浅香正「古代イタリアの大土地所有と奴隷制の関係」『西洋史学』XVII（1953）20-40頁、同「大土地所有の発展とコロナート制の成立」『講座世界史』（岩波書店 1969）463-7頁。さらに、専ら経済史問題としてイタリア果樹栽培を処理した従前の研究方向に対して、需要の在り方迄下がって、社会文化史的接近を図る動きが見られ始めた最近の動向もまた興味深い。Purell, N., 'Wine and Wealth in Ancient Italy', *JRS*. LXXV (1985), 1-19.
- (2) Tchernia, A., 'Quelques remarques sur le commerce du vin et les amphores', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History*, Mem. of the Americ. Acad. in Rome XXXVI (Rome 1980), 305-312 (esp. 307); Id., *Le vin de l'Italie romaine*, BEFAR. CCLXI (Paris 1986), 164-6; Id. et Zevi, F., 'Amphores vinaires' cit. 67; Carandini, A., 'Roma imperialistica: un caso di sviluppo precapitalistico', in: *Seaborne Commerce* cit. 11-19 (esp. 17f.); Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 27.
- (3) Cf. e. g., Nostrand, J. J. van, 'Roman Spain', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* III (Baltimore 1937; Repr. N. Y. 1975), 196-203; Rodríguez-Almeida, E., 'Novedades de epigrafía anfóraría del Monte Tetaccio', in: *Collection X*, 107-211; Panciera, S., 'Olearii', in: *The Seaborne Commerce* cit. 235-50.

## 第一節 イタリア市場におけるヒスパーニア＝アムフォラ

### —— 事例研究 ——

#### (一) ポムペーイーとオスティア

ヒスパーニア南部のバエティカ(Baetica)地方は、特にローマ市場に大々的に送り込まれたオリーブ油の生産地としてあまりも有名であり(Plin. *N. H.* XV, 8; XVII, 93; Colum. *De r. r.* V, 8; Mart. XII, 63; Strab. III, 2, 6)、一方東部のタルラコーネンシス(Tarraconensis)、とりわけ地中海沿岸部は葡萄栽培地帯として知られた(Plin. *N. H.* XIV, 30; 71; Colum. *De r. r.* III, 2; Ovid. III, 646; Mart. VII, 53; Sil. Ital. III, 365)。

ストラボは、バエティカの葡萄酒・オリーブ油・穀物が、かれの時代に大量に送り出されていたことを誌し<sup>(1)</sup>、事実ローマのアウグストゥス近衛兵駐屯砦(Castra Praetoria)に大量に残されたアムフォラ群<sup>(2)</sup>の内、〈D. 2-4〉に見える〈LAVR〉(CIL. XV, 4578-9)及び〈SVM VETV V BAETER〉(*ibid.* 4542-3)は、夫々‘Laur(onense) [vinum]’ (ラウロン産葡萄酒)、‘Sum vetu(s) V Baeter(rense) [vinum]’ (バエテルラエ産葡萄酒、五年もの)が読まれ<sup>(3)</sup>、もしそうだとすれば(但し前者は既述の如く‘Laur(entinum) [vinum]’のディヴェロッパも可能なため、確定は出来ない)、属領産がカムパーニア産と並んで、既にA. D. 1世紀の前半までにはローマに到着していたことになる<sup>(4)</sup>。既に早くも、到着の最初から見られたイタリア産・属領産両者のローマ市場に於ける混在の事実である。

だが併し、ヒスパーニア＝アムフォラのイタリア市場への進出相、つまり各市場に於けるイタリア産との間の時期的な数量関係とその内容物が問題とされるからには、個々の散在的な断片事例の収集は、勿論無意味ではないにしてもここではそれ程重要ではない。そうではなくして、特定の市場に於けるヒスパーニア＝アムフォラの現れ方それ自体、並びにイタリア産との数量関係こそが決定的に重要である。情報量の急増に依って、〈ドレッセル型〉の再検討と編年の精緻化を中心に、近年特に加速度的に進捗の度を加えつつあるアムフォラ研究が、そのための手がかりを提供する。その特定市場とは、一つがイタリア最大の葡萄栽培地域を背後にして特定年(A. D. 79)を以て都市の歴史が封印されたポムペーイーであり、いま一つがオスティアに遺されたアムフォラ＝デポジットである。

#### (i) ポムペーイー

最近発見のデポジット例(Casa del Citarista)を含めて、その型と銘文から確実にヒスパーニア起源が特定されるアムフォラは約100例に及ぶが、大多数はカムパーニア起源で占められ、ヒスパーニア＝アムフォラは、イタリア産に比して、全体的には少数例をなすにすぎない<sup>(5)</sup>。

これらは型と内容物の両者に拠って、略々次の如き2グループへの大別が可能である。(A) 第一は、〈D. 7-11〉<sup>(6)</sup> (7 ex.), 〈D. 12〉(2 ex.), 〈D. 38-39〉=〈Pélichet 46〉<sup>(7)</sup> (38 ex.), 〈Beltrán IIB〉<sup>(8)</sup> (34 ex.)のグループであり、事例数に於ては、ヒスパーニア起源例の大半

を占めた。当該事例の型研究並びに編年の詳細は省くとして、今日既に確証と承認が得られた所に拠って言えば<sup>(9)</sup>、これらは次の3点に於て共通した。

(a) これら諸型の生産そのものは前1世紀～後2世紀の間(但し<D. 7-11>はアウグストゥス期に入って生産が開始された)に亘ったが<sup>(10)</sup>、ポムペーイ一例の到着は何れも最末期に至るクラウディウス(A. D. 41-54)～ウェスパシアヌス(A. D. 69-79)間の諸帝期に属した。

(b) アルヘシラス(Algeciras)、カディス(Cadiz)、プエルト・レアル(Puerto Real)周辺を中心に、バエティカ最南部の地中海・大西洋沿岸沿いに集中的にその所在が確認された瓦窯遺構の調査とアムフォラ組成の化学分析が明らかにしたのは、これらの型のアムフォラが何れもこの地に起源を有したことであり<sup>(11)</sup>、現にローマ発見例に読み取れる《GAD》(CIL. XV, 4570)=*Gad(itanum) [garum]* (ディヴェロッパと補填はM. H. カレンダーによる)がそれを裏付ける。(c) これらのアムフォラは屢々、生産地名・製造主名・回漕業者名と並んで、《LIQ(uaminis) F(los) SCOM(bri)C・CORNELI HERMEROTIS》(C. IV, 2588)の如き内容物表示のグラフィティ(赤絵具)を残した。次の諸語がそれである。*Garum Hispanum, gari flos, garum scombri, garum scombri flos; liquaminis flos excellens scombri; muria Hispana, muria excellens, muriae argutae excellens flos; halec scombri*。従って、ポムペーイ到着例の大半を占めたのは農産物ではなくして、鯖(scomber)を主原料としたガルム・リクアーメン等の水産加工品(総じて言えば魚醬類)<sup>(12)</sup>であった。

(B) 第二のグループは、<D. 20>である。第一グループと異なってこの型は、バエティカ、とりわけグッダルキビル中・下流域で生産された、専らオリーブ油用のアムフォラであった<sup>(13)</sup>。後述の如くヒスパーニア=オリーブ油は、2世紀(とりわけ中葉)のローマ市場を事実上支配した、と言えるイタリア進出の跡を残したが、ポムペーイでは極く少なく(到着時期は(A)グループと同様)、全6例——D. マナコルダ(Manacorda)の表現によれば「極く僅か」(certo esigua)<sup>(14)</sup>——が知られるだけである<sup>(15)</sup>。

一方葡萄酒は皆無ではないものの(*Ephem. Epigr.* I, 195)<sup>(16)</sup>、例外的でしかない。従って、後1世紀に於けるポムペーイの葡萄酒需要は、専らヒンターランドのカムパーニアによって<sup>(17)</sup>、オリーブ油もまたカムパーニアとサムニウムのウェナーフルム(Venafrum: Venafro)<sup>(18)</sup>、並びにアフリカ<sup>(19)</sup>によって充足された。この事実から推して、ヒスパーニア=ウィラに開かれたポムペーイ葡萄酒・オリーブ油市場は狭隘であった、と考えられる。だが併し縦んば事情はそうであり、数量的にも問題にならなかったにしても、ウェナーフルムに比肩する高品質油の生産で知られたバエティカ(Plin. *N. H.* XV, 8)が、それにも拘らずポムペーイに市場を見出していた、という事実そのものは残る<sup>(20)</sup>。これに反してヒスパーニア=アムフォラの最大部分を占めたのは、高品質・高価で知られたバエティカ南部のガルム<sup>(21)</sup>を初めとする水産加工品であった。而もポムペーイは《GAR POMPEIAN》(CIL. XV, 4686)のローマ発見銘文に明らかなく、自己のガルム工房‘*gar(um) Pompeian(um)*’を持ち、かつそれをローマに送り出していたにも拘らず、であった。

(i i) オスティア

古代オスティア（但しここでは、その経済的役割を初め「都市」そのもの<sup>(22)</sup>にまで立ち入るつもりはない）に於ける近年の考古学調査は、アムフォラ断片を含むデポジットの諸成層に関する「時期」検証によって、それらに含まれたヒスパーニア産とその他の起源、とりわけイタリア産との数量関係に拠って、前者のイタリア市場への時期的進出相の把握を可能ならしめた。

#### (1) Terme del Nuotatore

この浴場遺構の一隅から、既述の如くフラーウィー末期を最下層として全5層(I-V)に及ぶデポジットが確認された<sup>(23)</sup>。各層はまた、夫々の出来方と時期の違いによってA, B; A<sup>2</sup>, B<sup>2</sup>に細分（最下層の第6層はデブリを含まない）され、それに含まれたヒスパーニア = アムフォラの現れ方は次の如くであった<sup>(24)</sup>。

[V A] = ドミティアヌス中期 (c. A. D. 85-90); [V B] = 同前期 (c. A. D. 80-85)

この層を構成するアムフォラは、〈D. 2-4〉, 〈D. 5〉のイタリア産によって占められたが<sup>(25)</sup>、同時に併し、少数乍らヒスパニアとガリアに起源を持つ断片もまた混在した。即ちバエティカの水産加工品用アムフォラ、〈D. 7-13〉, 〈D. 14〉, 〈D. 38-39〉 = 〈Pélicet 46〉とガリア南部起源の葡萄酒用、〈Pélicet 47〉 = 〈ガリアIV型〉 (G. 4)<sup>(26)</sup>である。

[IV A, B] = トラーヤヌス・ハドリアヌス期

この層に於て事情は一変し、〈D. 2-4〉, 〈D. 5〉の激減と裏腹に〈D. 7-13〉, 〈D. 14〉; 〈Pélicet 46〉; 〈Beltrán II B〉<sup>(27)</sup>の、ヒスパーニア = アムフォラが大勢を占めた。第5層にイタリア葡萄栽培と「ローマ化が進行」した諸属領 = 「ヒスパーニア及び恐らくガリア」との「経済競争」 (la concorrenza economica delle provincie) の「開始」を見たC. パネルラは、ここから第4層に、オスティア市場に於けるイタリア = アムフォラ (葡萄酒) の「危機」 (la crisi delle forme Dressel 2-5) を特定した<sup>(28)</sup>。併し、これに対するA. チェルニア/F. ツェヴィの反論<sup>(29)</sup>を待つ迄もなく、この時期層に含まれたヒスパーニア = アムフォラは全てがバエティカ起源の水産加工品であり、〈D. 2-4〉, 〈D. 5〉との数量対比は不可能である。

[III A, B] = 3世紀第一・4半世紀

イタリア産に代って全てが属領産で占められた。即ちヒスパーニア型の〈D. 20〉 (オリーブ油) とガリア型の〈Pélicet 47〉 = 〈G. 4〉 (葡萄酒) がその第一である。併し今度はこれらもまた減少し、それに代ってアムフォラの大多数を占めたのは、既に第4層で混在が見られたアフリカの〈Tripolitana III〉とシチリアの〈Marzameni I, II〉の他、新たに加わった〈アフリカI, II型〉 *forma Africana I, II*<sup>(30)</sup>である。3世紀の第二・4半世紀に属する[II A, B]及び同世紀中葉の[I C, D, E]、4世紀に属する[IA, B]は、第3層の延長上にあり、3世紀に入っのヒスパーニア・ガリア産とアフリカ産との交代、という現象は、地中海経済の展開に極めて重要な問題を提起するが<sup>(31)</sup>、ここでは専らヒスパーニア産が問題とされているため、これら諸層の詳細は差当り不必要である。

従ってこのデポジットでは、最下層のフラーウィー期に既にヒスパーニア・ガリアから送り込まれたアムフォラ断片 (水産加工品と葡萄酒) が確認され、1世紀末・2世紀前半 (第

4層)に至ってイタリア=アムフォラの激減を伴いつつヒスパーニア産(水産加工品)が主力を占めたこと、次いでその後約半世紀に及ぶ空白の後、3世紀(第3層)に入って成層はヒスパーニア=オリーブ油、ガリア=葡萄酒、アフリカ=オリーブ油<sup>(32)</sup>の3者によって構成されたこと、以上の2点を確認された。それ故この限りに拠って言えば、フラワーウィー期のオスティア市場に於けるヒスパーニア農産物のシェアはなお小さく、専ら水産加工品が主力を占めた、としたR. メッグズ(Meiggs)の指摘<sup>(33)</sup>は正鵠を射たものと言えよう。

だが併し、なるほど当該デポジットはそうであったとしても、オスティア市場に到着したヒスパーニア産は水産加工品、次いでオリーブ油の両者だけに決して限定はされなかった。葡萄酒もまた「恒常的に市場」<sup>(34)</sup>を見出していたからである。次の諸デポジットに明らかである。

### (2) Casa delle Pareti Gialle

中央広間のモザイ床面下に5層より成る、時期的に異なった成層が確認され(調査は1967年)、殆ど埋蔵物を含まない床面直ぐ下の2層(A 2-1)を除いて、他の4層は年代特定の最有力手段たるコイン・シギルラータ断片の他、煉瓦・粗陶器・アムフォラを大量に含んだ<sup>(35)</sup>。即ち、最下層の[C]=ティベリウス末期、[B 3-2]=クラウディウス期、[B 1]=ドミティアヌス期、[A 4-3]=トラヤーヌス・ハドリアヌス期がそれである。この内、[B 1]の基底部を成した煉瓦床面には、ローマで大量に発見されるドミティウス家の解放奴隷、Cn. Domitius Arignotusの銘文、《CN・DOMIT・ARIGNOT》(CIL. XV, 1094c)と同一銘を持つ煉瓦——H. ドレッセルの当該人物銘例に対する時期推定は「a. 75-100」<sup>(36)</sup>——が使用されており、1世紀後半に床面の嵩上(A. チェルニア/F. ツェヴィの推定はA. D. 75-95)による改築がなされたことを証言する。これらには、疑いもなくカムパーニア起源の〈D. 2-4〉——〈L. Eu-

表 1 Casa delle Pareti Gialle

時期 産地	C		B 3-2		A 4-3	
	カムパーニア	2	17%	2	7%	11
ヒスパーニア	3	25%	9	32%	0	0
産地不明	7	58%	17	61%	32	74%
合計	12		28		43	

machi型)——並びに赤粘土の原料組成とアトリエ遺構の両者

によってヒスパーニア東北部(タルラコーネーンシス)起源の同様に葡萄酒用同型アムフォラ断片が含まれた。不確実なものを除いて、〈型〉の特定可能な、口縁部・把手(全体乃至部分)・把手上部結節部・下部結節部・首部乃至肩部・尖端部断片の産地・時期毎の事例数と比率は[表1]に示される。

### (3) Terme del Nettuno

店舗と工房からなる複合大建造物（間口約70m.）に隣接して建てられたこの浴場遺構で、スキュラ(Scylla)をモチーフにしたモザイク床面<sup>(37)</sup>の下から、夫々時期を異にする13層の堆積層が確認され(1968年)、この内次の層にアムフォラが含まれた<sup>(38)</sup>。

[XIII] 隣接建造物の礎石基底と同一水平面にあり、壁面（煉瓦と凝灰石ブロックによる opus mixtum<sup>(39)</sup> 工法）の建設後に、明らかに埋め立てによって嵩上げがなされた最下層。但し手段欠如の故に、共和期に属するものの成層の正確な年代は不明である。

[XII-XI] 共和政末期乃至アウグストゥス期からクラウディウス治世初期に及ぶ、埋蔵物を最も多く含む層。なおこの層に含まれた貨幣は、ティベリウス(A. D. 14-37)末期、カリグラ(A. D. 37-41)、クラウディウス(A. D. 41-54)初期の諸皇帝期にわたった。（その後ドミティアヌス迄の層、[X-IV]はアムフォラを含まない。）

[V-III] ドミティアヌス期(A. D. 81-96)。

[II-I] ハドリアヌス(A. D. 117-138)末期。

これら各層に含まれたイタリア産、ヒスパニア産の葡萄酒アムフォラ断片(D. 2-5)夫々の数量関係は次の如く（表2）であった。

表 2 Terme del Nettuno

時期	XIII		XII-XI		V-III		II-I	
産地								
カムパーニア産	6	24%	44	25%	2	14%	2	25%
ヒスパニア産	9	36%	40	22.5%	2	14%	3	37.5%
産地不明	10	40%	94	52.5%	10	72%	3	37.5%
合計	25		178		14		8	

従って、その形成が略々同一時期に属した以上の両デポジットに関して言えば、何れも銘の欠落に加えて断片性による〈型〉特定の不能の故に、半数近く（前者はそれ以上）が生産地不明のままに止まった。併しそれでもなお、生産地の特定可能な諸例、並びにその数量関係から次の諸点が知られ得た。

即ち、デポジット形成の最初から、つまり前者は共和政期（先ず間違いなしに末期）、後者はアウグストゥス期から既にタルラコーネーシス葡萄酒がコンスタントに、カムパーニア産と並んでオスティア市場に受入れられた、という事実が第一であり、而も両葡萄酒の受入れは略々同比率（但しCasa delle Pareti=デポジットでは特定可能なヒスパニア例は

トラヤーヌスーハドリアーヌス期に現れない) に於てであった。第二は、カムパーニアが「フラワー期以後」、2世紀に入ってもなお葡萄酒(D. 2-4)をオスティアに引渡し続けた事実である。総体的な事例数の少なさの故に、時期的・数量的関係面での処理は不可能だが、少なくとも第一点との脈絡に於てこの事実は、それだけで既に、「市場競争」学説に対する疑問の所在(事実関係面での)を明らかにする。而もその第一点はさらに、今一つのデポジット(調査は1975年)によって確証の域にまで高められることになる。

#### (4) La Longarina

オスティアからカステル・フザーノ(Castel Fusano)に至る道路沿いのこの地(Stagno di Ostia)<sup>(40)</sup>に残されたデポジットは、大量のアムフォラを含み、前三者と異なって成層をなすことなく「極めて均質的」であり、このことは、デポジットが「非常に短期間」で形成されたことを明示する<sup>(41)</sup>。時期確定の最有力手段たる『アルレーティウム器』(全80例)が、スガムブリ(Sugambri)の侵攻(12 B. C.)に際して建設され、短期間で放棄された(A. D. 9)レーヌス下流の前哨城砦、ハルテルン(Haltern)<sup>(42)</sup>の事例と全く同一であること<sup>(43)</sup>、及び当該デポジットには前1世紀に属する如何なる遺物も含まれていないことから、その形成には「紀元後1世紀最初の10数年間」が割り当てられた<sup>(44)</sup>。

銘・型研究並びに粘土組成の化学分析<sup>(45)</sup>の進捗を踏まえたデポジット構成アムフォラの分析による、内容別生産地毎の数量関係<sup>(46)</sup>は、[表3]に示される(但し型の表示は省略する)。

表3 La Longarina

産地 内容物	イタリア					ヒスパニア		アフリカ	ギリシア**	合計
	カムパーニア 南部	カムパーニア 北部 *	北イタリア	カラブリア・ アプーリア	その他	タルラコー ネンシス	バエティカ			
葡萄酒	50	5	45	1	10	26	32		8(+4)	181
オリーブ油				3			6	4		13
ガラム						3	101			104
合計	50	5	45	4	10	29	139	4	8(+4)	298

地域別総合計	114	168			
--------	-----	-----	--	--	--

( \* ラティウム南部を含む; \*\* 括弧内のプラス数字はロード型が推測される事例だが不確実)

勿論これらの場合、例えばその工房跡の発見によってイタリア南部の起源たることが確認された<D. 2-4>の押印銘、《FELIX・PVLLI》<sup>(47)</sup>、あるいは《C・MVSSID NEP》の銘を持つタルラコーネンシス起源の<D. 9>、<Haltern 74><sup>(48)</sup>の如く、生産地と内容物の特定には銘文が最確実の手段を提供するのだが、当該デポジットの発見例には銘事例が少なく、大多数は型(並びに粘土組成)に拠らざるをえないために不確定要素を多々残し、全てが完全に正確だとは言えない。併しそれでもなお、以上によって図られた計量化から極く大まかながら、だが併し断片性と事例の絶対的貧困しか与えられなかった前3者に比して遥かに正確に、ヒスパーニア=アムフォラに関して次の帰結を得ることが可能であろう。

第一は、数量関係面に於てである。葡萄酒(D. 2-4, Haltern 70, Dressel-Pascual 1)<sup>(49)</sup>、オリーブ油(D. 20)<sup>(50)</sup>、ガラム(D. 7-9, 12, Longarina 2-3)<sup>(51)</sup>のヒスパーニア=アムフォラが、全事例の半数以上、56.4%を占めたのに対して、イタリア産は38.3%でしかなかったこと、第二に内容物に関して言えば、イタリア=アムフォラは大半が葡萄酒で占められたのに対して、ヒスパーニアのそれは約62%がガラムであり、イタリアへの水産加工品の大量輸出はポムペイー及びTerme del Nuotatore例の1世紀中葉・後半に於て初めてではなく、既にアウグストゥス期に於ても同様であったこと、第三に併し、農産物もまた決して少なくはなく、イタリア産が大半(61.3%)を占めた葡萄酒にしても、ヒスパーニア産は32%に及んだ(オリーブ油は発見例そのものが少ないが、それでもなおヒスパーニア産は全13例中の6例を数えた)こと、——以上の3点である。

## (二) モンテ・テストッチオ

今一つの問題は、如上の新知見によって、既に早くもアウグストゥス以来、帝政最初の一世紀間にイタリアに恒常的に市場を見出だしていたことが確認されたヒスパーニア果樹栽培の、その後の時期に於ける市場状況である。

ドレッセルによる調査(1878年)<sup>(52)</sup>と銘蒐集(1891-99年)<sup>(53)</sup>以来、『モンテ・テストッチオ』は、その名称通り、約4,000万個とも推定される膨大な数に及ぶアムフォラ<sup>(54)</sup>によって構成されたデポジットの故に、首都ローマへの農産物・水産加工品到着を中心とする地中海流通の消長に好個の手懸りを提供し続けた。カストロ・プレトリオが帝政最初期の事例を提供するのに対して<sup>(55)</sup>、使用済みのアムフォラを廃棄したこの丘のデポジット<sup>(56)</sup><A>~<M>(図5)<sup>(57)</sup>は、その多くが<D. 20>及び<Beltrán V>、従って疑いもなくヒスパーニア産のオリーブ油アムフォラで構成され<sup>(58)</sup>、デポジットには夫々に形成年代の違い<sup>(59)</sup>があるが、生産乃至積出年が銘記された事例は、管見の及ぶ所では一世紀末の一例を除いて

他の全ては2・3世紀に属した。ドレッセルによって収録された銘文(C. XV, 3584ff.)がそれである。さらに、コーンスル年に並記された生産地名が直接証言する如く、これらは大部分が支流ヘニル(Genil)を含めてバエティス川(Baetis:Guadalquivir)流域、とりわけコルドゥバ(Corduba:Córdoba)～ヒスパリス(Hispalis:Sevilla)間の地域を中心に生産され<sup>(60)</sup>、「2世紀中葉」にヒスパニアのオリーブ油がアフリカ産と並んで、だが併し数量的には後者を遥かに凌駕して、「ローマ市場の大部分」を殆ど排他的に充足した<sup>(61)</sup>ことについてはもはや多言を要しない。

だが併しここでは、ヒスパニア＝オリーブ油の「2世紀に於けるローマ市場の支配」なる、モンテ・テスタッチオ諸例に拠って既に確認済みのこの事実それ自体は問題ではない。そうではなくして問題なのは、ヒスパニア＝オリーブ油のローマ市場に於ける時期的に数量的な推移である。というのは正しくそこに、他ならぬ「地中海世界」経済全体の展開・帰結の突出的に直截的な(それ故にまた『パックス・ローマーナ』経済像の新構築に直結する)一表現が看取され得る、と考えられるからである。

このために採られ得る最も有効な手段は、前述の如く夫々の形成時期が異なる各デポジット毎の事例総数の集計であるが、事例数それ自体の歴大さと断片性が阻止的に作用するのみならず、例えば(A)点と(C)点の形成が同一時期(A. D. 146-159)に属し、(C)点が「A. D. 145-160」の間にわたる如く<sup>(62)</sup>夫々のデポジットは時期的な重複を示しており、集計結果は必ずしも正確ではないし、作業そのものもまた生産的だとは言えない。これに反して躊躇なしに正確な基準を用意する、と考えられるのは、アムフォラ(断片であろうとなかろうと)に残されたグラフィティであり、これには次の如き諸形式が看取される。以下の諸例は、E. ロドリゲス＝アルメイダ(Rodriguez-Almeida)の収録例<sup>(63)</sup>に拠る筆者の類型化である。(引用銘文は正文字に直したものであり、括弧内の記号は当該銘を持つアムフォラの発見地点とその個体番号、No. はロドリゲス＝アルメイダの収録番号を示す)。

(a) IMP ANTONINO AVG IIII ET VERO CAESARE COS (A. D. 145) // M・PINNI EVPREPETIS (C-7/667:No. 28).

(b) TORQVATO ET CL ATTICO COS (A. D. 143) // CORNELI LVCANI (M?) ARC (K-5/116:No. 50).

(c) BRADVA ET VARO COS (A. D. 160) // R CORDV[...] // CLARAE? BAR[...] (BC-8/225:No. 53).

(d) R H(*ispali*...) // BRADVA (*et Varo cos.*) (A. D. 160) // FAVSTINI? [...] (H-7/805:No. 54).

(e) R ASTIGI // A[...]NPY? CH? // FA(u)STINO ET RVFINO CO(s) (A. D. 210) (H-4/679:No. 57).

焼成前でのみしか入れられ得ない押印銘と異なって、これらの銘文は疑いもなく、積出の最終段階で記入されたものであり、上掲例は、(1)コーンスル年と当該アムフォラを積出した回漕業者名(a, b)、(2)恐らく品質の「検査」乃至「保証」済みを意味したと推測される(R)=*r(ecognitum)* vel *r(eceptum)* [*oleum*]<sup>(64)</sup>の語を伴った都市名(コルドゥバ、ア

スティギ及び恐らくヒスパリス) ——管見の及ぶ所ではこの他、ラッカ(Lacca)、カルモ(Carmo)、マラカ(Malaca)を加えて計6都市<sup>(65)</sup>が銘を残し、オリーブ油の積出に都市が直接関与したことが知られるが<sup>(66)</sup>、この問題には踏み込まない——及びコーン  
 スル年(c-e)を持つ類型的事例である。併し差当りここでは、形式の別を問わずとに角上掲  
 の如くコーンスル年<sup>(67)</sup>の銘文を持つことそれ自体が決定的に重要であり、コーンスル年毎  
 の事例の洗い出しと集計作業こそが、その煩雑さに拘らず、当面の課題に最も直接的かつ正  
 確な手懸りを提供することになる。

次表(表4)は、ドレッセルの収録銘(CIL. XV, nos. 2558ff. =<D. 20>)の内、ディヴェロ  
 ップ不確実例を排除して、確実な読取り可能例をコーンスル年銘(紀元暦置き換え)に拠っ  
 て整理し直した筆者の作業結果(但しコーンスル名と発見地点は省略)である。

表4

A. D.	収録番号 (CIL. XV)
91	3689
144	3762, 4134
145	3819, 3855, 4016, 4146, 4148
146	3863, 3911
147	3763, 3909, 3987, 4149-59
148	3988-9, 4047, 4161-3
149	3702-9, 3716-20, 3724-6, 3765-7, 3797, 3813, 3823-4, 3829, 3832-3, 3856-60, 3901, 3903, 3917, 3919-21, 3926-7, 3934-5, 3939-41, 3965-6, 3976-9, 3981, 4002 -5, 4017, 4023-4, 4030, 4037-8, 4072, 4090, 4164-71, 4173-4217, 4219-67
150	3928, 4268-70
153	3756-7, 3814, 3834, 3902, 3936, 3949-53, 4031, 4271-81, 4283-95

154	3695, 3711-3, 3743, 3751-3, 3758, 3769-75, 3807-8, 3816, 3825, 3866-8, 3883-4, 3894, 3954-7, 3970, 3973, 3979, 4006-9, 4025, 4040-1, 4052, 4078-9, 4218, 4296-4338
160	4063, 4339-49
161	3721, 3835, 3890, 3904, 3943-7, 3994, 4042, 4350-9, 4397
170	4361
174	4362-3
179	4044, 4083, 4364-84
180	4076, 4385-6
190	4387
191	3845, 4388-9
214	4097
216	4098-9
217	4100-6
218	4108-10, 4141
219	4111-2
221	4114, 4405
222	4155
223	4116

227	4117
228	4118-9
230	4120
235	4137
237	4390
251	4391
254	3840-1, 4087, 4392-3
255	4395
265	4088

情報それ自体としてはもはや古いが、数量的推移の全体像を知るには充分であり、以上の集計から看取され得たのは、第一に、モンテ・テスタッチオに於けるヒスパーニア産アムフォラの銘初出例がドミティアース期に属し、以後約半世紀間にわたって空白が示されたことである。カストロ・プレトリオとの関連から、この時期それ自体に直ちに想起されるのは、M. ロストフツェフが西部諸属領の「経済発展・市場競争」学説の有力根拠の一つとした、イタリア果樹栽培保護目的のドミティアース勅令及びその後の諸法（lex Manciana, lex Hadriana）との時期的重なり<sup>(68)</sup>かもしれない。ヒスパーニア葡萄酒がそれにも拘らず2世紀にイタリア市場に送られた事実<sup>(69)</sup>を含めて、その現実の拘束力問題<sup>(70)</sup>それ自体にまで踏み込む余裕はないが、これら諸規定は葡萄栽培に関わり、モンテ・テスタッチオ＝デポジットを構成したヒスパーニア＝オリーブ油は、ロストフツェフ自身も承認する如く、この枠外の存在<sup>(71)</sup>であった。従ってこの時期的な重複は、ドミティアース勅令では説明出来ないし、初出例の「91年」が孤立的なこともあって、それに答える用意は筆者にはない。否それ以上に当該例をデポジット形成に加えるには、あまりにも孤立的すぎる。

これに反して、「140年代」に入って——それ故時期的には<D. 1>, <2-4>によるイタリア葡萄酒の市場後退と裏腹に——バエティカ産を中心とする<D. 20>が急激に増大する。看取すべき第二点である。

このことは、特に登り口に近い(A) - (C) デポジットの諸例が教える如く、モンテ・テスタッチオ＝デポジットがこの時期を中心にして形成されたことを明示するのだが<sup>(72)</sup>、この数量それ自体からして、2世紀中葉にヒスパニア＝オリーブ油の、「ローマ市場支配」さえ語られうる大量輸送を見る従前の略々一致した学説<sup>(73)</sup>は首肯されてよい。併しそれにも拘らず、その「支配」なるものも10年間以上は続かなかった。「155年」以後、顕著な落込みが見られ始めたからである。

その間に銘事例欠如の空白(A. D. 180-190, 191-214, 237-251, 255-265)を挟んでではあったが、とに角ヒスパニア＝アムフォラは2世紀後半にもなおローマ市場に送り込まれ続け、3世紀に入っても同様であった<sup>(74)</sup>。併し、その量は到底2世紀中葉のそれに比すべくもなく、管見の及ぶ所では「265年」を最後として、コーンスル銘を持つ事例は以後完全に姿を消した。而もこの現象は、モンテ・テスタッチオのみに止まらなかった。オスティアに於ても同様であり、型から復元されうるヒスパニア産の減少と消滅はこれと時期を同じくし<sup>(75)</sup>、その限りでは一般化が可能であろう。

H. ドレッセルに始まり、M. H. カレンダーによって一応の体系的な処理が図られた銘文を最主要手懸かりとし、さらにこの上に、近年に入って(就中1970年代以降)俄に豊富になった情報量の急増と(ドレッセル型)の抜本的な再検討を整理する形で進められた以上の作業は、地中海の商品流通に関して、次の如き帰着点の引き出しを可能にした。勿論併し、作業は地中海世界の全てにわたったのでは決してない。西部地中海に於ける今一つの密集的な果樹栽培ウィラの展開地帯、ナルボーネンシス＝ガリアの地中海沿岸を欠いて、専らヒスパニア＝アムフォラだけに限定し、而も首都ローマを中心とする「イタリア市場」での現われ方に限った事例検討であった。だが併し、いち早く『ローマ化』が進行したヒスパニアの果樹栽培ウィラが、かつて共和政末期、世界市場を事実上支配した(D. 1)の故郷をヒンターランドとしたその他ならぬローマ、オスティア、ポムペーイー市場に恒常的に商品としての葡萄酒とオリーブ油を送り込んだことに於て、ヒスパニア＝アムフォラのイタリア市場での現れ方は、商品流通の一つの現実を介した『地中海世界』それ自体に対する新たな展望の切り拓きに連なることになった。

(1) ヒスパニアがアムフォラによってイタリアに市場を見出した「商品」は、ガルムを初めとする水産加工品(バエティカ最南部)、オリーブ油(バエティカ)、葡萄酒(タルラコーネンシス、バエティカ)の3者であり、市場事情によって相違はあるが、総体的な数量関係からすればオリーブ油が最有力商品を占め、これに次いで水産加工品、葡萄酒の順で現われた。

(2) バエティス流域のオリーブ油は、既にアウグストゥス～ウェスパシアーヌスの諸皇帝期に首都ローマと外港オスティアのみならず、少数事例ながらもポムペーイーにさえ現れた。数量的にはオリーブ油と比較にならなかったにしても、葡萄酒もまた例外では決してなかった。前2世紀中葉以来のアグロノーム諸誌を初めとする関係諸史料<sup>(76)</sup>(並びに後に改めて言及されねばならないウィラ遺構)が直接的に証言する如く、奴隷制ウィラが密集した

一大果樹栽培地帯を擁していたにも拘らず、であった。

ヒスパーニア産葡萄酒のイタリア到着は、管見の及ぶ所では、共和政末に属するオスティアの‘Terme del Nettuno’デポジット<XIII>層が最早期例を提供するが、この時点で既にコンスタントな商品として送り込まれたものであったか否か迄は定かでなかった。これに反して‘La Longarina’と‘Casa delle Pareti Gialle’<C>層が明らかにしたのは、アウグストゥス～ティベリウス期にヒスパーニア葡萄酒の送り込みが、数量的にイタリアのそれに比肩しう程度に恒常化していたことである。従ってもし、西部属領に於ける果樹栽培の拡大が結果した、イタリア果樹栽培経済にとっての市場状況の「日毎の悪化」、即ち「市場喪失」とそれに伴うイタリ葡萄酒の「過剰生産」なるものが語られ得るのであれば、アウグストゥス期は、フラウィー期以後の「危機」を予告する、もはや単なる「不安」が開始された時期(M. Rostovtzeff)<sup>(77)</sup>では決してなかったことになる。この事実たるやただそれだけでも既に、『パックス・ローマーナ』が擁した経済的な意味を新たに掘り起こさせることになる。

即ち、地中海世界に於ける商品としての農産物の流通——勿論この場合、始源的には隣接都市市場を直接前提とした商品生産の展開、つまり〈スブ・ウルバーナ型〉ウィラ経済の成立と展開、即ち〈ウィラ〉—〈都市〉間のネットワークを基底としたことは言うまでもないのだが——は、エトルーリア・ラティウム・カムパーニアの果樹栽培ウィラが、帝国西・北部諸属領市場への商品送り込み、次いで図式的には後者に於ける「ローマ化」＝「都市化」とウィラ経済の発展に伴う前者の市場喪失なる、経済的支配の言わば「一方通行」的な流通だけでは決して展開しなかったことである。

そうではなくして、ヒスパーニア、イタリア両アムフォラの同一市場に於ける並存、及び時代の進行に伴う前者の数量的な凌駕、という充分に一般化に耐える新知見からして、少なくとも『パックス・アウグスタ』の下で成立した「地中海世界」は、既にその最初から、同一商品の「相互交通」的な経済世界として存立した、とせねばならない。

(3) オスティアのそれ、とりわけ数量は少ないが比較的長期間にわたる成層を示した‘Terme del Nuotatore’に、モンテ・テスタッチオ＝デポジット——但し筆者の作業はグラフィティ約3,800例<sup>(78)</sup>の内、積出年(乃至時として生産年)が銘記されたものだけに限ったのだが——を加えて、純粹にトータルな形での数量関係だけから見た場合、オリーブ油を主としたヒスパーニア(バエティカ)＝アムフォラが、1・2世紀の交以後、就中首都ローマでは2世紀中葉に事実上の「市場支配」さえ語られ得る大量進出を実現した事実そのものは承認されねばならない。それ故この限りで言えば、筆者の作業結果は、大筋に於て略々共通した先行諸学説の理解<sup>(79)</sup>を追認することになる。但し事実関係そのものは承認され得たとしても、そこから直ちに「市場競争」→「イタリア＝ウィラ経済の不振・衰退」の図式そのものまで承認されてよいことにはならないが、これは差当り別問題である。

併しそれにも拘らず、テュレニア海沿いのイタリア葡萄酒、とりわけ<D. 1>、<2-4>が市場支配の後、ハドリアヌス以後に帝国西・北部市場から姿を消したのと全く同様に、今度はそのヒスパーニア＝オリーブ油(D. 20)もまた同一の運命を辿った。2世紀後半に入るや否や

開始される減少傾向の上に、ローマ市場に於てもオスティア市場に於ても一様に、3世紀中葉以後まで<D. 20>が生き延びることはなかった。かくして明らかになったこの事実たるや、帝国経済の所謂『3世紀の危機』の進行実態の最も直截的な表現の一つに他ならない。

## 註

- (1) Strab. III, 2, 6. Cf., Loane, *op. cit.* 20.
- (2) Dressel, H., 'Di un deposito di anfore rinvenuto nel nuovo quartiere di Castro Pretorio', *Bul. d. Comm. Arch. Comun. di Roma* VI (1879), 36-196.
- (3) 「ラウローン酒」はイタリアの銘柄酒に拮抗する高品質酒として知られ(Plin. *H. H.* XIV, 71)、ガリアのバエテルラエ(Colonia Iulia Septimanorum Baeterrae: Béziers)もまた、ガリアの銘柄酒産地として知られた(*ibid.* III, 36; XIV, 68)。なお後者銘の解釈「5年もの」は、Grenier, A., 'La Gaule romaine', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* III, 582に拠った。
- (4) Callender, N. H., *RA* 11.
- (5) Manacorda, D., 'Anfore spagnole a Pompei', in: Carandini, A. et al. (eds.), *L'instumentum domesticum di Ercolano e Pompei nella prima età imperiale* (Roma 1977), 121.
- (6) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 117-9.
- (7) Pélichet, F., 'A propos des amphores romaines' *cit.* 198ff.
- (8) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 124f.
- (9) Manacorda, D., *art. cit.* 121-131; Parker, A., 'Lusitanian Amphoras', in: *Collection XXXII*, 36-40; Beltrán-Lloris, M., 'Problemas de la morfología y del concepto histórico-geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas Béticas', in: *Collection XXXII*, 97-131.
- (10) Manacorda, D., *art. cit.* 123, 125, 129. <D. 7-11>の編年については註(6)参照。
- (11) Beltrán-Lloris, M., 'Problemas de la morfología' *cit.* 107-112.
- (12) Cf. Callender, M. H., *RA* 38f.; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 35-9; Parker, A., *loc. cit.*; Keay, S. J. and Jones, L., 'Differentiation of Early Imperial Amphora Production in Hispania Tarraconensis', in: Freestone, L. et al. (eds.), *Current Research in Ceramics*. Brit. Mus. Occ. Paper 32 (London 1982), 45-61. なおこれらの銘の内、「*muria*」は、Colum. *De r. r.* XII, 7に野菜保存用の「*muria dura*」が知られ、筆者の推測では、恐らく今日の「*saumure*」に相当する魚醬であったと思われる。
- (13) Manacorda, D., *art. cit.* 131; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 136-140; Tchernia, A. et Guénoche, A., 'Essai de construction d'un modèle descriptif des amphores Dr. 20', in: *Collection XXXII*, 241-59.
- (14) Manacorda, D., *art. cit.* 131.
- (15) *Ibid.* 133.

- (16) Cf. West, L. C., *Imperial Roman Spain: the Objects of Trade* (Oxford 1929), 27.
- (17) Panella, C. e Fano, M., 'Le anfore con anse bifide a Pompei', in: *Collection XXXII*, 153-64.
- (18) Manacorda, D., *loc. cit.*
- (19) Panella, C., 'Anfore tripolitane a Pompei', in: *L'Instrumentum domesticum cit.* 135-48; Manacorda, D., *art. cit.* 131: "l'olio campano e di Venafro insieme con quello tripolitano doveva ancora soddisfare intorno alla metà del I secolo d. C. gran parte del fabbisogno locale."
- (20) この事実は、地中海経済の「在り方」にとって極めて示唆的であり、後に改めて言及することになる。
- (21) Plin. *N. H.* XXXI, 93-5.
- (22) Cf. e. g., Frank, T., *Econ. Surv.* V (Baltimore 1940; Repr, N. Y. 1975), 236-252; Meiggs, R., *Roman Ostia* (Oxford 1973<sup>2</sup>), 51-82, 270-310, 311-336; Hermansen, G., *Ostia: Aspects Of Roman City Life* (Univ. of Alberta P. 1981), 56-120; Lehmann-Hartleben, K., *Die antiken Hafenanlagen des Mittelmeers: Beiträge z. Gesch. des Städtebau im Altertum*, Klio Beiheft XIV (Leipzig 1923; N. D. Aalen 1963), 182-92.
- (23) [図 4] 参照。
- (24) Panella, C., 'Annotazioni in margine alle stratigrafie delle Terme Ostiensi del Nuotatore', in: *Collection X*, 69-106.
- (25) この層を構成するイタリア産アムフォラはこれだけではなく、〈D. 1〉の口縁部断片と《VISELLI》の捺印銘が残された把手の一部が「最古の残存例」に属した。因みに後者はイタリア南部、ブルンディシウム (Brundisium: Brindisi) 近郊の、前 2 世紀前半に属するアトリエ遺構に生産の跡を残した。Sciara, B., 'Ricerche in Contrada Apani, Agro di Brindisi', in: *Collection X*, 29-34.
- (26) この平底型アムフォラは、今一つの亜種、〈ガリアV型〉と共に 1 世紀中葉から 3 世紀にかけて、ガリア南部で広範に生産されたものである。アトリエ遺構を含めて詳細は後に改めて言及することにして、差当り型研究に関しては、Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 142f. を参看されたい。なお、パネルラがこの〈Pélichet 47〉にガリア起源を特定した根拠は、ウインドニッサ (Vindonissa: Windisch) 発見の同型 2 例に残された捺印銘、*Belliccus, Maturus* が南部ガリアと中部のルズーで生産されたシギルラータに見える陶工名と同一であったことの故にである。Panella, C., *art. cit.* 75: 'la presenza di bolli con nomi ricorrenti nelle officine della sigillata sud-gallica e di Lezoux proverebbe la sua origine gallica.' さらに同女史はまた、オステティア浴場デポジットの当該例に「塩漬魚」の可能性も否定出来ない (*ibid.* 75-6)、としているが、憶測以上のものではない。
- (27) 註(8) 参照。

- (28) *Ibid.* 77, 80.
- (29) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 261-3; Id. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Tarraconaise' cit. 67.
- (30) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 169-170, 153-58. 因みにこの型の類型化と内容物（オリーブ油）の特定は、Panella, C., 'Appunti su un gruppo di anfore della prima, media e tarda età Imperiale', in: *Ostia III: Le terme del Nuotatore: scavo dell'ambiente V e di un saggio nell'area*. Studi Miscellanei, 21 (Roma 1973), 460-633に於てなされたことを付記しておく。
- (31) Cf. Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 292-4; 298, n. 106.
- (32) Carandini, A., 'Le terme del Nuotatore', in: *Ostia II: Le terme del Nuotatore: scavo dell'ambiente I*. Studi Miscellanei, 16 (Roma 1970), 122-7; Panella, C., 'Il vino: la distribuzione e i mercati', in: *SRPS*. II, 68-9.
- (33) Meiggs, R., *op. cit.* 587.
- (34) Manacorda, D., *art. cit.* 131.
- (35) この調査(1967)結果は、Zevi, F. e Pohl, I., 'Casa delle Pareti Gialle, salone centrale: scavi sotto il pavimento a mosaico', *N. S. A.* XXIV (1970), 43ff. に於て報告されたのが最初であり、その後集約的な形で、Tchernia, A. et Zevi, F., 'Amphores vinaires' cit. 42-9に、Terme del Nettunoと並んで収録された。本稿は後者に拠る。
- (36) Dressel, H., *comm.* ad n. 1094.
- (37) Meiggs, R., *op. cit.* 412, fig. 28.
- (38) 調査は、A. ベディーニ(Bedini)/F. ツェヴィ両者によってなされ(1968)、全体的報告としては管見の及ぶ所、本稿が拠ったTchernia, A. et Zevi, F., *loc. cit.* が最初である
- (39) オスティアに於けるこの工法については、Hermansen, G., *op. cit.* 27参照。
- (40) Cf. Meiggs, R., *op. cit.* 9.
- (41) R. リギー(Righi)による調査(1975)。本稿は、アムフォラを中心としたHesnard, A., 'Un dépôt augustéen d'amphores à La Longarina, Ostie', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 141-56の集約的研究に依拠した。
- (42) Vgl. Schönberger, H., 'The Roman Frontier in Germany: an Archaeological Survey', *JRS*. LIX (1969), 147-9; Knorr, R., *Töpfer und Fabriken verzierter Terra-Sigillata des ersten Jahrhunderts* (Stuttgart 1919), 3-5; Oxé, A., *Arretinischen Reliefgefässe vom Rhein*. Materialien z. röm.-germ. Keramik, V (Frankfurt a. M. 1933; N. D. Bonn 1968), 3-6; Id. 'Die Halterner Sigillata Funde seit 1925', *Bodenaltertümer Westfalens* VI (1943), 17-76.
- (43) Oxé, A. (H. Comfort ed.), *Corpus vasorum Arretinorum* (Bonn 1968), nos. 1205, 2530. なお〈ハルテルン型〉 *Halter Form*については、Loeschke, S., *Keramische Funde in*

- Haltern*. Mitteil. d. Altertumskomm. f. Westfalen V (1909), 119-90参照。
- (44) Hesnard, A., *art. cit.* 141.
- (45) Tchernia, A. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie' *cit.* 38-9; Panella, C. e Fano, M., 'Le anfores con anse bifide' *cit.* 144-8; Peacock, D. P. S., 'Roman Amphorae: Typology, Fabric and Origins', in: Collection XXXII, 262-4. さらにまたシギルラータに関して、最近M. ピーコン(Picon)を中心にして進められつつある含有元素の定量分析による生産地特定方法(この方法は無銘例のみならず型の復元さえ不可能な断片に対して最も有効である)もまた、顕微鏡利用による粘土組成研究(マイクロフォトグラフ化)に加えて、アムフォラ研究にはより一層効果的だと思われるが、管見の及ぶ所、なおそこ迄は及んでいない。Cf. Picon, M. et Vichy, M., 'Recherches sur la composition des céramiques de Lyon', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* XXV. Mélanges d'arch. et d'hist. ancien. Lyon. (1974), 37-59; Picon, M. et Lasfargues, J., 'Transfer de moules entre les ateliers d'Arezzo et ceux de Lyon', *Ibid.* 61-9; Picon, M. et Gramier, J., 'Un atelier d'Ateius de Lyon', *ibid.* 71-6; Picon, M., *Introduction à l'étude technique des céramiques sigillées de Lezoux*(Dijon 1973), 89-116, 121-9.
- (46) Hesnard, A., *art. cit.* 142-9.
- (47) *Ibid.* 144. Cf. Callender, M. H., *RA*. No. 623; Pagliara, C., 'Bolli anforari inediti da Fellingine (Prov. Lecc.)', *Stud. class. e orient.* XVII (1968), nos. 12-13; Sciara, B., *art. cit.* 29-34.
- (48) Hesnard, A., *art. cit.* 145. ハルテルン発見例に拠って命名されたこの型は、この他管見の及ぶ所では、同一銘例がローマのティベリス河床(C. XV, 3489)とルーアン(C. XIII, 10002, 352)で確認される。但し、Callender, M. H., *RA*. no. 399は、当該例を<Haltern 68>として収録している。
- (49) <Haltern 70>は、沈没船発見例(Port Vendres)に読み取れる'*defrutum*'からして、シロップ状に煮詰めた甘口の葡萄ジュース(Cato, *De agr. cult.* XXIII, 2; Varro, *De r. r.* I, 60, 1; Colum. *De r. r.* II, 2, 71; Plin. *N. H.* XIV, 75)のコンテナーとして利用された。さらに当該銘事例に対する粘土組成の分析は、グワダルキビル流域で生産されたオリーブ油用の<D. 20>と同一組成たることを明らかにした(同一瓦窯での生産の可能性)。Colls, D., Etienne, R., Lequément, B., Liou, B. et Mayet, F., 'L'épave Port Vendres II et le commerce de la Bétique à l'époque de Claude', *Archaeonautica* I (1977), 142-3. Cf., Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 115-6. 特殊属領型の<Dressel-Pascual I>(本稿での省記は<P. 1>)については、直ぐ後で論及する。
- (50) Hesnard, A., *art. cit.* 148.
- (51) *Ibid.* 146-8.
- (52) Dressel, H., 'Ricerche sul Monte Testaccio', *Ann. dell'Inst. di Corrisp. Arch.* (1878), 118-92.

- (53) Id. (ed.), *Corpus Inscriptionum Latinarum* XV/1-2 (Berolini 1891-99).
- (54) Walbank, F. W., *op. cit.* 30; Loane, H. J., *op. cit.* 20, n. 41.
- (55) Dressel, H., 'Di un deposito di anfore' *cit.* 36-112, 143-195; Callender, M. H., *RA.* xx-xxi.
- (56) C. XV, p. 491-2; Rodriguez-Almeida, E., 'Novedades de epigrafia anforaria del Monte Testaccio', in: *Collection X*, 113-9.
- (57) 今日の調査現状については、Blázquez, J. M., 'The Latest Work on the Export of Baetican Olive Oil to Rome and the Army', *G. & R.* XXXIX (1990), 178-188 参照。
- (58) *Ibid.* 120-122. Cf. Broughton, T. R. S., *art. cit.* 475.
- (59) *Ibid.* 118.
- (60) West, L. C., *op. cit.* 16; Nostrand, J. J. van, 'Roman Spain', in: *Econ. Surv.* III (Baltimore 1937; Repr. N. Y. 1975), 198f.; Callender, M. H., *RA.* 60-2; Broughton, T. R. S., *art. cit.* 475f.; Jemesal-Rodriguez, J., 'Ölproduktion und Ölhandel in der Baetica: ein Beispiel für die Verbindung archäologischer und historischer Forschung', *Münstersche Beiträge z. antik. Handelsgeschichte* II/2 (1983). 91-111.
- (61) West, L. C., *loc. cit.*; Loane, H. J., *op. cit.* 25f.
- (62) Rodriguez-Almeida, E. R., 'Novedades' *cit.* 118.
- (63) *Ibid.* 149-211. コーンスル年の西暦年への置き換えは、H. ドレスセルのそれを基本にして、次の諸文献を併せて参照した。Degrassi, A., *I fasti consolari dell'Impero romano dal 30 av. C. al 613 d. C.* (Roma 1952); Samuel, A. E., *Greek and Roman Chronology: Calendars and Years in Classical Antiquity* (München 1972); Brickerman, E. J., *Chronology of the Ancient World* (London 1980).
- (64) Rodriguez-Almeida, E. R., *art. cit.* 125f.; Callender, M. H., *RA.* 61.
- (65) Laccæ: C. XV, 3787-90, 3926-28, 3977-82, 3987-9, 4030-35; Carmo: 3829 (3830?), 3949-59; Malaca: K-5/931 (Rodriguez-Almeida, E. R., no. 19).
- (66) 都市のみならず、皇帝もまたオリーブ油の積出に直接的な利害関係を有したことが知られるが、本稿はそこ迄踏み込む必要はなく、また目下の筆者にはその用意がなお整っていない。Vg. e. g., Händel, A., *Zu Produktion und Distribution in der Stadt Rom während des Prinzipats in Auswertung der Inschriften.* Jb. f. Wirtschaftsgeschichte, Sonderband (1983), 135-9.
- (67) 註(63) 参照。
- (68) Rostovtzeff, M., *SEHRE.* 188-90. Cf. Frank, T., *op. cit.* 14f.; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 35, n. 4.
- (69) Nostrand, J. J. van, *art. cit.* 178.
- (70) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* *cit.* 221-33.
- (71) Rostovtzeff, M., *SEHRE.* 189.

- (72) Dressel, H. , CIL. XV, p. 192;Rodriguez-Almeida, E. , 'Novedades' cit. 116
- (73) West, L. C. , *op. cit.* 15-8;Oertel, F. , *art. cit.* 407f. ;Loane, H. J. , *op. cit.* 20f. , 24-6; Nostrand, J. J. van, *art. cit.* 178;Frank, T. , *op. cit.* 220f. ;Sirago, V. A. , *op. cit.* 252, 258; Walbank, F. W. , *op. cit.* 30, 52;Panella, C. , 'Annotazioni in margine' cit. 77;Id. , 'Il vino:la distribuzione' cit. 68f.
- (74) Étienne, R. , 'Les amphores du Testaccio au IIIe siècle', *MEFR.* LXI (1949), 151ff. ; Walser, G. u. Pekáry, Th. , *Die Krise des römischen Reiches* (Berlin 1962), 83.
- (75) パネルラ (*art. cit.* 102f.) は、オスティアの調査から前述の如くトラヤーヌス・ハドリアーヌス期にイタリア＝アムフォラの危機を見たのに続いて、今度は「260年頃」に「多分に (molto probabile) アフリカ＝オリーブ油の進出に起因した」と考えられる、ヒスパニアの「危機」 (la crisi che colpì la Spagna intorno al 260 d.C.) を見た。
- (76) テュレニア海沿いイタリアの葡萄栽培に関しては、前2世紀以来の史料を網羅した A. チェルニアの作業結果を参看されたい。Tchernia, A. , *Le vin de l'Italie* cit. 321-41: *mentions de vins et de vignobles dans les textes de Caton à Galien.*
- (77) Rostovtzeff, M. , *SEHRE.* 93, 183-91.
- (78) C. XV, 2558ff. Cf. , Loane, H. J. , *op. cit.* 20 n. 41.
- (79) 註(73)参照。

## 第二節 《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通

### —— 属領型葡萄酒アムフォラの一事例 ——

地中海世界の略々全域に亙って各所に散在的に、併しローマのモンテ・テスタッチオの如く時として集中的に大量に(推定年間廃棄量 約5万5千アムフォラ)<sup>(1)</sup>現れるアムフォラは、農産物、とりわけ葡萄酒とオリーブ油の単なるコンテナの廃棄物にすぎず、それ自体としては殆ど何も語らない。だが併し、それらが体系的に収集・処理(銘文収集と型の類型化)された場合、その消長を含めてカトー以後のアグロノーム諸誌を初めとする関係文献諸史料が殆ど触れることのなかった農産物流通の実状を最も直接的な形で証言する唯一の経済史史料<sup>(2)</sup>としての重要な役割を担うことになる。

この意味から、筆者は先に(1973年)イタリア＝アムフォラに関して、ドレッセルによる収集と類型化(C. XV, 1891-99)並びにその後の新知見諸例を加えて独自の類型化と編年・生産地特定に及んだカレンダーの体系的作業<sup>(3)</sup>に依拠して、葡萄酒・オリーブ油流通の面からウィラ経済の消長を探った<sup>(4)</sup>。併し、その後の情報量(発見個数並びにアムフォラ生産の瓦窯*figlinae*遺構調査)の急増、アムフォラ研究の進捗と相俟って、ドレッセル類型*Dressel Form*(略記:D. 1; D. 2 et al.)それ自体並びにそれを基底にしたカレンダーの型毎の編年と生産地の特定は、今や大幅な修正を余儀なくされつつある<sup>(5)</sup>。

とりわけ<D. 1>は、従来テュレニア海沿いイタリア中央部産(エトルーリア・ラティウム・カムパーニア)として一括的に処理され、このため筆者もまた先稿では同様の処置しかとれなかったが、今やそれぞれの生産時期が異なる3形式(D. 1A, 1B, 1C)に分けられるに至った<sup>(6)</sup>。尤もこれらは、その全てが〈イタリア型〉であり、この限りでは先稿に修正を加える必要はない。併しそれにも拘らず、近年に於けるアムフォラ研究の精緻化は、これを以て問題を終わることを許さなくなった。その一つが、ヒスパーニア・ガリア両属領で広範囲にわたって発見され、その基本型は<D. 1>に属するが明らかに首部部分の形式が異なった変形型である。この型は、パスクアル＝グワッシュ(R. Pascual Guasch)によって報告され、専ら葡萄酒用に利用された‘*Dressel-Pascual Form 1*’(略記:<P. 1>)として定着を見たものである<sup>(7)</sup>。(図1A参照)

本稿は、その中でも特に《M・PORC》の押印銘(首部)を持つ事例を中心にして、<P. 1>アムフォラの主要生産地(当該銘のそれに関しては後述の如く両学説が真っ向から対立している)と分布に関して検討を図り、そこから、古代地中海世界に於ける農産物流通の問題諸点、とりわけ、市場志向の果樹栽培を主体とせる奴隷制ウィラ経済<sup>(8)</sup>の展開・衰退に極めて重要な意味を持った、イタリア産・属領産両葡萄酒の市場関係——その在り方と推移——

に関して一つの見通しをつけることを目的とするものである。

さて《M・PORC》及び《M・PORCI》銘の収録は、早くはCIL. に於てなされた。即ち、ポムペーイー (C. X, 8049, 1c:2 ex.) の他、ガリア 3 箇所での発見事例 (C. XII, 5683, 226:Vi-eille-Toulouse; C. XIII, 10002, 402a:Agen; ibid. 402b:Le Mas d' Agenais) がそれであり、カレンダーにこの 4 事例が改めて収録された (Index of Stamps, no. 1160)。併しこの時点 (1965 年) で既に新発見の 2 例 (Bordeaux, Ensérune) が報告されていたにも拘らず<sup>(9)</sup>、収録からは漏れた。そればかりか、さらにその後の情報量の急増は、次々に新知見を加え続け、今までに確認された諸例は (1986年現在)、ナルボンヌ (Narbonne: Narbo Martius) からボルドーに至るガロンヌ流域を中心に、ヒスパーニア東北部 (特にバルセロナ周辺) を含めて、計 27 箇所 (図 3 C 参照) を数えるに至った<sup>(10)</sup>。

所で当該銘アムフォラの生産地特定と時期推定に関しては、前述の如く 2 学説が真っ向から対立した。「前 1 世紀のイタリア起源」説と「後 1 世紀のヒスパーニア起源」説である。カレンダーは、4 箇所に現れる当該銘のアムフォラが全て <D. 1> に属することを理由に、専ら銘形式に拠って前 1 世紀の「ガリア南部産」を推定した先行学説 (A. Oxé, C. Albrecht)<sup>(11)</sup> を拒否して、前 1 世紀の「略々確実なイタリア産」 (almost certainly Italian and first century B. C.) を無条件に割り当てた<sup>(12)</sup>。これと略々時を同じくしてエティエンヌ (R. Étienne) は、今一步踏み込んだ碑文検証の上に生産地の特定を図り、改めて「イタリア起源」説を補強した。

かれは先ず、この銘の <D. 1> アムフォラが「ガリア地峡」の他はポムペーイーのみにしか現れないことに着目して、'M. Porc (ius)' の人物特定をポムペーイー碑文の検討によって模索した。その結果かれが得たのは (但しここでは、問題の本質からしてその作業手順と内容に対する詳論の必要はない)、(1) M. Porcius M. f. がポムペーイーのアポロ神殿祭壇 (C. X, 800=ILS. 6354) とアムフィテアトルム入場門礎石 (C. X, 852=ILS. 5627) に、その建設に関与した市政務職 (quattuor viri, duo viri) の一人として碑銘を残し、後者の建設はスルラによる〈コロニア〉 *Colonia Veneria Cornelia* の設置 (80 B. C.) から程遠からぬ時期であったこと、(2) 同僚政務職の一人、C. Quinctius C. f. Valgus はスルラがポムペーイーに送り込んだコロニーの中で、指導的人物であったこと、従って、(3) M. Porcius M. f. はスルラの支配体制に便乗した人物 (un profiteur du régime syllanien) の一人であり、《M・PORC》はポムペーイー近郊に於けるかれのウィラに起源を有したことであった<sup>(13)</sup>。つまり、共和政末期の西部諸属領に於けるイタリア葡萄酒 (D. 1) の「市場支配」なるものに連なる、当該銘事例のカムパーニア起源説であり、この学説は、その後の異説にも拘らずゲロー (M. Gayraud) に受け入れられた<sup>(14)</sup>。

直接アムフォラに関してではないが、カストレン (P. Castrén) もまた、ポムペーイー参事会員 (decuriones) と市民のプロソポグラフィーの中で、M. Porcius M. f. に当該アムフォラ銘を関連させた<sup>(15)</sup>。

同様にカムパーニア起源説に拠りながら、M. Porcius の人物特定に今一つ別の解釈を打ち

出したのが、ロウランド＝ジュニア(R. J. Rowland Jr.)である。かれはポムペーイーで「私費」によって(de sua pecunia)アムフィテアトルムを建設したM. Porcius M. f.が、可成の財産を処置できた富裕者であったことから、このM. Porciusに、かの大カトー(M. Porcius Cato Censorius)に連なり、カムパーニアの葡萄栽培ウィラ(Cato, *De agr. cult.* 22, 135-6)を継承したと考えられる、M. Porcius Cato Nepos(cos. 118 B. C.)の同名の子を特定した。ナルボーネンシスで死去したと伝えられる(Gell. *NA.* 13. 20. 9-12)この人物こそが、ロウランドによれば、ガリアに《M・PORC》アムフォラを輸出し、「大々的な葡萄酒貿易」によってもまた巨大な富を得た「ポムペーイーの葡萄酒商人(vinarius)」であった<sup>(16)</sup>。

この内最後のロウランド説は、エティエンヌ説を継承しながら人物の特定化をさらに進めたものであり、M. Porciusとナルボーネンシスとの関係も消極的ながら否定はできないにしても<sup>(17)</sup>、葡萄酒商人(vinarius)・回漕業者(navicularius)が一様に手書き銘であるのに対して<sup>(18)</sup>、《M・PORC》銘がアムフォラの焼成前でしか入れられ得ない〈押捺銘〉——従って躊躇なしに「農場主」か然もなければアムフォラの「製造主」乃至「生産者」が読み取られねばならない——であったことを考慮すれば、無条件に「M. Porcius＝葡萄酒商人」としたことは首肯できない。併しこれを別として、少なくとも当該銘が西部諸属領市場を殆ど排他的に支配し、アトリエ遺構の調査によって今や前2～1世紀のエトルーリア・ラティウム・カムパーニア起源たることが確定された〈D. 1〉<sup>(19)</sup>に属した限り、これらの諸学説はそれ自身の正当性を主張するものであった、と言える。だが併し、その一方では型分類の精緻化に加えて、生産地の特定に最も有効かつ確実な方法としての化学分析(原料として使用された土壌の構成と構造の顕微鏡分析、焼成温度の測定)を踏まえたアムフォラ研究の進捗が図られた。その一つが、前述の如くパスクゥルによって〈D. 1〉の新型亜種として区別され(1962年)、その生産地がヒスパーニア北東部のラエターニア(La Layetania)に推定されるに至った〈ドレッセル＝パスクゥル I型〉である<sup>(20)</sup>。この型のアムフォラは、その形状に於て明らかにイタリア型〈D. 1B〉のコピーであり、シリンダー状首部及びとりわけ高い垂直状リム<sup>(21)</sup>を特徴とし、原料組成もまた、イタリア起源の〈D. 1〉とは明らかに異なった(図1A, 1B参照)。《M・PORC》の首部捺印銘はこの型であった。

これを踏まえてチェルニア(A. Tchernia)は、《M・PORC》を含む〈P. 1〉アムフォラの生産地をヒスパーニア東北部に特定し、共和政最末期からポムペーイー例の最下限(A. D. 79)までの間に生産時期を推定することによって、エティエンヌ説を初めとするイタリア起源説を全面的に拒否するに至った<sup>(22)</sup>。結論から先に言って、その後のアムフォラ研究はこのチェルニア説の正当性を承認することになる。即ち、〈P. 1〉に関してその後さらに明らかにされたのは次の諸点であった。

(1) 生産地。ラエターニアに於けるアムフォラ生産遺跡の調査は、バルセロナ周辺に密集するfiglinae(瓦窯)群でイタリア型と同一の〈D. 2-4〉と並んで〈P. 1〉が生産されたこと(計15遺構の内、11遺構で〈P. 1〉の生産が確認され、この内バダロニアBadaloniaが最も大量の生産の跡を残した)を明らかにした<sup>(23)</sup>。併し生産は此処だけではなく、ガリア・ナル

ボーネンシスにもまた、〈D. 2-4〉と並んでその痕跡が残された。ナルボンヌ近くのアスピラン(Aspiran)とコルネアン(Corneilhan)、並びに周知の如くアレツオー(Arezzo: Arretium)からの陶工の移住と範型の持ち込みによって、ガリアに於ける「テルラ・シギルラータ」生産の出発点<sup>(24)</sup>となったモンタン(Montans)、——以上の3箇所<sup>(25)</sup>に於けるアムフォラ生産の瓦窯がそれであり、その生産は何れもヒスパーニアより若干遅れた紀元後1世紀に属した<sup>(25)</sup>。最初はヒスパーニア東北部の沿岸地域で開始されたイタリア型(D. 1B)のコピー生産(P. 1)、及びイタリアと全く同一型の〈D. 2-4〉の生産が、さらに南部ガリアに拡散(次いで平底の特殊『ガリア型』諸型の生産開始と拡散)した。この事実にもまた西部諸属領経済の『ローマ化』なるものの一現実が端的に読み取られ得るであろう。

(2) 粘土組成。ガリア西南部のランド(Landes)地方、とりわけコーナ(Cauna)に残された多量の〈P. 1〉アムフォラ断片に対する土壌構成の分析(B. Watier, 1976)が明らかにしたのは、これらが一様にバルセロナ周辺の土壌に拠ったことである<sup>(26)</sup>。《M・PORC》銘を含むその他の諸例も同様であり、全体的に硬くて荒い土質と赤褐色に近いダーク・レッドの外見を呈し、比較的粒子の大きい(1mm)石英と長石、さらに大きな花崗岩及び黄金色の雲母を含む構成を以て特徴となし、その構造に於いてイタリア産〈D. 1〉との相違は一目瞭然である(図1B参照)<sup>(27)</sup>。

(3) 分布。ヒスパーニアからガリアにかけて比較的広い分布を示す他、さらに遠距離の地にも現れるが、スポラディックでしかなく、最大多数はガロンヌ流域を中心にして分布する。《M・PORC》銘が正にそれであり、遠隔地例としてはポムペーイーとノイス(Neuss)の各二例があるだけである(1986年時点)(図3C参照)。〈P. 1〉全体はこれより多少分布が広く、ガロンヌからアドゥル(Adour)に至るガリア西南部<sup>(28)</sup>、さらにはブルターニュ、ノルマンディーにまで及んだ<sup>(29)</sup>。

(4) 内容物・生産年代。〈P. 1〉アムフォラがタルラコーネンシス産次いでナルボーネンシス産葡萄酒のコンテナーとして利用されたことに疑問の余地はない<sup>(30)</sup>。生産と流通の時期に関して言えば、既に共和政最末期からの生産が推測されるが、ガリアに於ける時期推定可能事例の大多数はアウグストゥス期(而も多くは後半の紀元後に入って)に属した<sup>(31)</sup>。

以上の諸事実によって、《M・PORC》銘アムフォラの起源に関する見解の相違は一応の決着を見ることになった。即ち、当該銘を〈P. 1〉として一括的に処理し、その生産地を「ラエターニア」に特定したマイエ(F. Mayet)/トビー(J. -L. Tobie)<sup>(32)</sup>、ロマン(Y. Roman)<sup>(33)</sup>、ピーコック(D. P. S. Peacock)/ウィリアムズ(D. F. Williams)<sup>(34)</sup>、キーイ(S. J. Keay)及びベルトール(F. Berthault)等々<sup>(35)</sup>がそうであり、チェルニアもまたアムフォラ研究の集大成を図ったその後の論考の中で前説の正当性を再確認した<sup>(36)</sup>。一方エティエンヌは、如上の新知見に拠って旧説の「《M・PORC》=D. 1」は撤回せざるを得なくなったとはいえ、当該銘のカムパーニア産説は撤回せず、最初「イタリアで成立した」新型アムフォラ、〈P. 1〉の生産がその後ヒスパーニアに移された、とする新解釈を打ち出したが、ロマン/チェルニアによ

って「根拠なし」として拒否されるに至った<sup>(37)</sup>。イタリアで〈P. 1〉が生産された痕跡が全く残されていないことの故にである。筆者もまた次の積極的な理由から、「イタリア起源」説には与さない。

即ち、もしイタリア起源であったとすれば〈M・PORC〉銘のアムフォラが一体何処から来たか、の問題がそれに対する直接的な示唆を提供するからである。チェルニアもロマンも、当該銘を含めた〈P. 1〉の起源を「ラエターニア、とりわけバルセロナ周辺」とだけしかしていないが、今や次の2事情に拠って更に正確な生産地の特定が可能になった。その一つは、ヒスパーニア北東部の港、プエルタ・デ・ラ・セルバ(Puerta de la Selva)の出入り口近くのボル岬(Cap de Vol)沖で発見された沈没船が積載していた〈P. 1〉アムフォラの中に、当該銘の1事例が含まれていることである<sup>(38)</sup>。今一つは、パスクワルの遺構調査サーヴェイ(1977年)にはなお収録されていないが、その後コマス・イ・ソラ(M. Comas I Sola)との共同調査(1985年)によって、バルセロナの北東約3軒地点、バダロニアに於けるデポジットの一つで、30例に及ぶ当該銘のアムフォラが集中的に大量に発見されたことである<sup>(39)</sup>。他の発見地では全てが1、2例程度にすぎないことを考慮すれば、M. PORC(ius)の葡萄栽培ウィラ(並びにアムフォラ生産のアトリエ)がこの地にあったことは恐らく疑いない。

ただ併し最後に、このM. Porciusとは誰であったかが問題として残る。〈M・PORCIO / M・FIL・GAL・・・・〉(C. II, 4239), 〈Porciae ( )ae / Porciae I(ibertae) Quietae〉(AE. 1983, n. 627)を初めとしてバルセロナ周辺の墓碑銘には『ポルキウス氏』gens Porciaが頻繁だとは雖も、そこから特定の一人物を推定するのは不可能であり、またここではその必要もあるまい。

さらにまた、葡萄酒商人乃至回漕業者銘が欠落するため、誰がそれを運んだかを知る術も全くない。併し少なくとも以上の検討によって、紀元後の最早期に、M. Porciusなる人物がバルセロナ近くで生産された〈P. 1〉アムフォラに自己の名を捺印して、『ガリア地峡』を主要市場として葡萄酒を送り出した、という事実だけは確認され得た。

だが併し、これによって問題の全てが終わったのでは決してない。そうではなくして以上によって確認された〈M・PORC〉銘事例の事実関係は、それだけでも既に、そこに突出的に具現化されたものとしての「西部属領に於けるイタリアと同様の葡萄酒生産(ウィラ経済の展開)と市場進出」なる一般化を可能ならしめ、まさにそのことの故に、地中海世界にとって『ローマの平和』が如何なる経済的な意味をもったか、なるさらに新たな問題の掘り起こしに連なるからである。但し差当りここでは、M. Porciusに関わるアムフォラの型と生産地の特定、生産時期・分布事情の再確認を主目的とするため、そこから拡大化が図られねばならない如上の問題に関しては、以上の検討結果を踏まえて問題諸点を整理し、そこから新たな展望を得るための糸口が得られるだけでよい。

既述の如く西・北部諸属領のほぼ全域にわたって大量に送り込まれ、イタリア=ウィラの「集団マーケティング」(D. W. Rathbone)<sup>(40)</sup>さえ語られたエトルーリア・ラティウム・カムパーニア産葡萄酒に対する属領産葡萄酒の市場関係、——これが第一の、而も差当り最も

重要な問題である。何故ならば、最初はイタリア＝アムフォラを母型とした特殊型の〈P. 1〉から出発したヒスパニアが、次いでイタリアと同一の地中海スタンダード型 (D. 2-4) の生産を開始し、広範囲にわたって同一の市場に進出した事実それ自体が示唆したのは、イタリア・属領間の「市場競争」の開始、つまりイタリア果樹栽培ウィラにとっての「市場喪失」なるものが、「フラワー期」 (M. Rostovtzeff) <sup>(41)</sup> に入って初めてでは決してなくして、既に早くもアウグストゥス期に設定されねばならなくなるであろうからである。

この問題点をさらに明確化するためには、無銘例を含めた散在的・断片的な〈D. 1〉事例の総体的サーヴェイではなくして (勿論これが不必要だと言うわけでは決してないが)、先に〈P. 1〉の代表的事例として〈M・PORC〉銘を処理したのと同様の方法で、分布と年代・生産地が比較的明確な〈D. 1〉アムフォラの特定銘柄を選び出し、それによって〈P. 1〉との比較検討を図るのが最も生産的であろう。〈SES〉, 〈SEST〉の押捺銘が残された〈D. 1A; 1B〉が即ちそれである。

エトルーリア都市コサの港湾施設 (Portus Cosanus) の一隅に残された破損陶器片の大デポジットに大量に含まれた当該銘のアムフォラ (150例) <sup>(42)</sup> とガリア南部 (Île du Levant, Cap Roux, Grand Congloué, Pointe de l'Espiguette沖) の沈没船に於ける大量の搭載例 <sup>(43)</sup> の両者に拠る当該銘の諸研究 <sup>(44)</sup> によって、今や略々その全貌が明らかにされるに至った。但しここでは、生産地・分布・年代が明らかにされるだけで充分であり、当該銘の 'Sestius' が誰であったか、人物の特定を含めて詳細な点にまで及ぶ必要はない。

(1) 生産地。Portus Cosanusに於て集中的に大量に発見されること、而も当該銘は三又矛模様、棕櫚模様、錨模様、星模様等々のスタンプ (マナコルダは計 11 種類のスタンプを収録する <sup>(45)</sup>) (図 2 参照) を持つが、これらスタンプ銘の全事例がコサのデポジットに含まれたこと <sup>(46)</sup>、コサ以南のイタリア (ローマ、オスティア市場のみならずラティウム、カムパーニアに於てもまた) には全く現れないことからして、西部諸属領に広範に分布するこれらのアムフォラがカムパーニア起源 (ブノワ/ラムボリア説 <sup>(47)</sup>) ではなくして、コサ周辺 (ager Cosanus) にウィラを所有したコーンスル選出の家柄、『セスティウス氏』 *gens Sestia* に関わるものであった <sup>(48)</sup>、と見做され得る。

(2) 分布・年代。西部諸属領に広範囲にわたって分布するが (図 3 B参照)、(A) コサ以北のリグリア海岸 (イタリア内陸部はSaturnia, Volterraの2箇所のみ) からガリア南部を経てヒスパニアに至る地中海沿岸、(B) ロダヌス (Rhodanus: Rhône) ・アラル (Arar: Saône) を中心とする内陸部、(C) ナルボーを拠点とするガリア地峡、の3主要ルートをとった。さらに各スタンプ毎の発見地並びに発見事情よりするマナコルダの時期推定可能発見地に関するサーヴェイは次の如くである。但し全事例が現れ、「120/110~50/30 B. C.」の間が推定されるコサ＝デポジット並びにそれ以前が推定される沈没船例は除く <sup>(49)</sup>。

(a) 星形模様: Volterra (50 B. C. 以後), Vieille-Toulouse (c. 50 B. C.); (b) 棕櫚模様: Vada Sabatia (c. 110/100 B. C.), Albintimilium (c. 70 B. C.), Ruscino (100-1 B. C.), Pamiers (50-30 B. C.), Tolosa (50 B. C. 以後), Vienne (50 B. C. 以後); (c) 伝令使杖模様: La

Lagaste(110-50 B. C.), Roanne(50 B. C. 以後); (d) 錨模様:Mont Beuvray(50 B. C. 以後), Besançon(50 B. C. 以後), La Lagaste(110-50 B. C.); (e) 両刃斧模様:Basel(100-15B. C.), La Lagaste(110-50 B. C.), Vieille-Toulouse(c. 50 B. C.), Volterra(50 B. C. 以後)。

従ってこれらスタンプの種類と分布の多様性からして、「沿岸部」に送り出された棕櫚模様銘が全*Sestius*アムフォラの中で最も古く、これに対して「内陸部」を主要市場とする錨模様銘は比較的新しく前1世紀後半に属した、と見做したロマン説<sup>(50)</sup>は必ずしもその正当性を喪失してはいないが、もはや充分ではなくなった。何れにせよ併し、ここから容易に知られ得るのは、当該銘が何れも紀元前に属し、それを越えた時期の到着例は皆無であったこと、かつ2例(Ruscino, Basel)には前1世紀の最末期にまで及んだ到着の可能性が推定されたが、これはあくまでも最大可能の推測最下限(従って実際の到着は恐らくそれ以前)であり、その他の大多数は「50 B. C.」乃至それ以後ほど遠からぬ時期を以て消え去ったことである。積み出し港、Portus Cosanusに残されたデポジットの最大多数を構成した<D. 1>のデブリ<sup>(51)</sup>が「50/30 B. C.」を下限としたことを考慮すれば、遅くとも恐らく前30年前後の頃には既にヒスパニア・ガリアへの送り出しが停止されていた、と見て大過あるまい。事実また、ユーンスル選出の家柄にしてウィラとの関わりが知られ得る『セスティウス氏』としては、L. Sestius Quirinalis (cos. suff. 23 B. C.)及びその子P. Sestius Quirinalis<sup>(52)</sup>が最後であった。

かくして明らかにされたこの時期——「120/110-50/30 B. C.」——たるや、テュレニア海沿いのイタリアが<D1A; 1B>によって西部諸属領の葡萄酒市場を事実上支配し、次いで姿を消し去った時期と略々完全に一致し<sup>(53)</sup>、正にそのことの故に当該銘は、果樹栽培を中心とするイタリア=ウィラ経済の消長を最も直截的に証言する代表例の一つたり得た。

もし然りとして、この《SEST》アムフォラの分布地図を《M・PORC》のそれと比較した場合は如何(図3B, 6参照)。一目して明白なのは、両者の分布が「ガリア地峡」に於いて重複することであり、結果的にではあれこの地に於ては、『パックス・アウグスタ』の下でイタリア型の<D. 1>と属領ヒスパニア型<P. 1>との略々完全な交替、つまり、イタリア産葡萄酒の西部属領からの後退と属領産の市場進出が実現された、という事実関係そのものが承認されねばならない。だとすればこの事実は、かつてロストフツェフが「古代資本主義」の展開・帰結図式の中に最重要ファクターとして組み込み、エルテル(F. Oertel)、シラゴ(V. A. Sirago)、ウォールバンク(F. W. Walbank)等々<sup>(54)</sup>によって直接的に継承された「市場競争」説、つまり、1世紀後半、フラワー期に入ってから西部諸属領に於ける「経済的解放」(帝国経済の「遠心化」)の進行、それによる市場喪失が結果したイタリア=ウィラ経済の不振と構造的変化(「資本主義的・科学的」果樹栽培から「地代型大所領」への転換)学説と現象的に重なり、現に、ヒスパニア・ガリア葡萄酒のイタリア到着例に関する近年の新知見を踏まえて、パネルラとラースボーンの両者は「市場競争」の開始を約1世紀近く早めた。そればかりか後者は、イタリア果樹栽培ウィラの衰退と構造的変化=牧場・森林化の開始を早くも「アウグストゥス期」に設定すべきことさえ提言した<sup>(55)</sup>。

以上によって明らかにされた新事実、素よりそれ自体が極めて限定的なものでしかなく、況んや西部諸属領をもまた含めた果樹栽培ウィラの内的構造と経営実態（ならびに経営原理）にまで及ぶことはなかった。併しこれだけでも既に、「古代資本主義」説及びその批判学説（とりわけ「プリミティヴ」説）を初めとする従前の諸学説に対する問題の提示に直結するものであった。最新知見と諸研究を取り込んだ以上の瞥見によって得られたのが、『地中海世界』の経済的な〈展開の仕方〉に関する新たな直接的な手懸りであったからである。

その第一は現象面、つまりイタリア・属領両者産アムフォラの「分布」事情の顕著な相違である。〈D. 1〉が地中海世界の広域に及ぶ流通の痕跡を残したのに対して、〈P. 1〉は、ナルボンヌからガロンヌに沿って内陸部に入りノルマンディーに至るガリア西南部、従ってヒスパーニア東北部を主とした生産地に比較的近い地域を主要市場とした。この事実は、最初はアルレーティウムが殆ど全地中海規模で市場を排他的に支配し、次いでガリア南部でのコピー生産から出発してガリア中部→東北部への生産拡散を明らかにしつつある『テラ・シギルラータ』<sup>(56)</sup>と同様に、示唆的であった。というのはこの現象そのものの中に、

(1) ローマ支配の領域的拡大に呼応して、最初は、イタリア葡萄酒＝〈D. 1〉の事実上の市場支配＝〈イタリアの経済的支配〉が実現され、次いで、

(2) コローニアを核とする西部諸属領の都市化、並びにイタリアと同様の果樹栽培型（奴隷制型）〈ウィラ経済〉の成立と展開、それ故、「ローマ化」の進行に応じて〈P. 1〉の生産開始（最初はヒスパーニア、次いでガリアへの拡散）と市場進出が実現されたが、

(3) 市場事情には顕著な相違が見られ、西部諸属領を一円的に支配した〈D. 1〉とは異なって〈P. 1〉の場合には、言わば生産と流通の〈ブロック化〉の形で、『ガリア地峡』を中心とした特定地域に市場圏を形成し、その上にスタンダード型(D. 2-4)による地中海市場への連なりが実現されたこと、

以上の3事実が看取され得るからである。「経済的」な意味での『パックス・ローマーナ』の一局面に他ならない。

第二は、〈D. 1〉と〈P. 1〉両者の時間的關係であった。《M・PORC》、《SEST》銘の〈P. 1〉と〈D. 1〉が明らかにしたのは、前者の進出によって後者が市場を喪失したのでは決してなかったことである。然に非ずして、この両者の間に看取されたのは時間的な「ずれ」であり、〈P. 1〉の市場進出とその一般化は〈D. 1〉の後退と消滅の後、若干の空白（約2～30年間）を置いて初めてであった。この空白が一体何を意味したのかの問題——というのは、〈D. 1〉・〈P. 1〉、次いで〈D. 1〉・〈D. 2-4〉の間に生じるこの時間的な「ずれ」が果たして、そこから直ちに想定され得るかもしれない地中海葡萄酒流通それ自体の一時的空白なるものを意味したのか、あるいはその証言力たり得るのか、なる大問題を提起するからであり、このためには今一つの作業として、〈D. 2-4〉に関する検討が必要になろう——は一先ず措くとして、少なくともこの事実関係それ自体に拠る限りでは、西部属領産葡萄酒の市場進出は既に早くも元首政最早期に開始され、而もかの「市場競争」学説で言う所の、西部諸属領の「経済的發展」に伴う「市場状況の日毎の悪化」<sup>(57)</sup>を招来する形で実現されたのではなかったことになる。

以上が、近年特に情報量の急増と相俟って、精緻化を深めつつあるアムフォラ研究を踏まえた事実関係の確認から引き出された、『パックス・ローマーナ〈経済像〉』の再構築に直結する見通しであり、それはまた同時に、一にかかって次の新たなる問題に解決を委ねることになる。即ち、『パックス・アウグスタ』下のイタリアで前2世紀以来の果樹栽培型奴隷制ウィラが如何なる動きを示したか、及びそのことと属領経済との関係は如何、なる別稿を待たねばならぬ問題である。

## 註

- (1) Garnsey, P. and Saller, R., *The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (L. A. 1987), p. 58.
- (2) ローマ経済史の基礎的史料としてのアムフォラの組織的研究は漸く最近始まったばかりであり、管見の及ぶ所では、その模索を図ったコロック、*Recherches sur les amphores romaines. Actes du Colloque sur "l'utilisation en économique des données fournies par les amphores romaines"*, Rome, 1971. *Collection de l'École Française de Rome X* (Rome/Paris 1972) が、組織的研究の先駆的な役割を担った。
- (3) Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps* (London 1965).
- (4) 拙稿「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII(1973) 1-18頁。
- (5) Cf., Peacock, D. P. S., 'Roman Amphorae: Typology, Fabric and Origins', in: *Collection XXXII*, 261-78; Id. and Williams, D. F., *op. cit.* 82ff.
- (6) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* pp. 86-92.
- (7) Pascual Guasch, R., 'Centros de producción y difusión geográfica de un tipo de ánfora', in: *VII Congreso Nacional de Arqueología, Barcelona, 1960* (Saragosse 1962), 334-345; Tchernia, A., 'Les amphores vinaires de Tarraconaise et leur exportation au début de l'Empire', *Arch. Esp. Arq.* XLIV(1971), 38-85; Keay, S. J. and Jones, L., 'Differentiation of Early Imperial Amphora Production in Hispania Tarraconensis', in: Freestone, C. et al. (eds.), *Current Research in Ceramics*. Brit. Mus. Occ. Paper 32 (London 1982), 45-61; Peacock, D. P. S. and Williams, D., *op. cit.* 93-5.
- (8) *De agri cultura* M. Catonis 以来のアグロノーム諸誌に一貫して見られたローマ大土地所有のこの経営原理については、改めて言及の必要はない。アグロノーム諸誌を中心とするローマ経済史研究並びに考古学研究によるウィラの復元作業は列挙するにはあまりにも多すぎるし、また敢えてその必要もない。
- (9) Coupry, J., 'Informations archéologiques de Bordeaux', *Gallia*, XVII, 2(1959), 377-8; Jannoray, J., *Ensérune. Contribution à l'étude des civilisations préromaines de la Gaule méridionale* (Paris 1955), 449, n. 5. 従ってツェヴィがレビューの中で、<D. 1>; <D. 20>に関するカレンダーの編年に対して「本書は古い」(the book is old)としたのも故なしとはしない。Zevi, F., 'Review and Discussion on Callender, M. H., *RA.*', *JRS.* LVII(1967), 234.
- (10) Roman, Y., *De Narbonne à Bordeaux. Une axe économique au Ier siècle avant J.-C.* (Paris 1983), 176-180; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* cit. 142-5, 403.

- (11) Oxé, A., 'Die ältesten römischen Amphoren am Rhein und Gallien', *Germania* 1924, 80-82; Albrecht, C., *Das Römerlager in Oberaden: Veröffentlichungen aus dem städtischen Museum für Vor- und Frühgeschichte* (Dortmund 1938), 75f. これに対してカレンダー (*op. cit.* 161) は、<D. 1>には「確実にイタリア中央部」が割り当てられるが故にこの特定は「完全に事実無根」 (entirely without foundation)、だとした。
- (12) Callender, M. H., *op. cit.* 190.
- (13) Étienne, R., *Bordeaux antique* (Bordeaux 1962), 93-100; Id., *La vie quotidienne à Pompéi* (Paris 1966), 171-173.
- (14) Gayraud, M., 'Narbonne aux trois premiers siècles après J.-C.', in: *ANRW*. III/3 (Berlin 1975), 846-7 et n. 93.
- (15) Castrén, P., *Ordo populusque Pompeianus: Polity and Society in Roman Pompeii* (Rome 1975), 89, n. 2. この他フランクリン=ジュニアもまた、C. X, 852に現われるこの M. Porcius を「前70-50年の duo viri」のリストに挙げるが、アムフォラ銘には言及していない。Franklin Jr., J. L., *Pomeii: the Electoral Programata, Campaigns and Politics, A. D. 71-75*. Pap. and Monog. of the Amer. Acad. in Rome 28 (Rome 1980), 101.
- (16) Rowland Jr., R. J., 'M. Porcius the Wine Merchant', *Historia* XVIII (1969), 374-75.
- (17) M. Porcius Iuvenalis (CIL. XII, 3124), M. Porcius Pompeianus (ibid. 3833), M. Porcius Cato (ibid. 4407), M. Porcius Victor (ibid. 5071); Sex. Porcius Dama (ibid. 3828), Sex. Porcius Marcellus (ibid. 3830), Sex. Porcius Severus (ibid. 3831) 等々、*M. Porcii, Sex. Porcii* がニームとボルドーの墓碑銘に頻繁なことがそうである。
- (18) Cf., Rodriguez-Almeida, E., 'Novedades de epigrafia del Monte Testaccio', in: *Collection X*, 107-211.
- (19) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 86-92. Cf., Peacock, D. P. S., 'Recent discoveries of Roman Kilns in Italy', *Antiq. Journ.* LVII (1977), 262-268.
- (20) 註(7) 参照。
- (21) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 93.
- (22) Tchernia, A., 'Les amphores vinaires' cit. 54-5; Id., *Le vin de l'Italie* cit. 142-5. Cf., Tchernia, A. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie', in: *Collection X*, 35-67.
- (23) Pascual-Guasch, R., 'Las ánforas de la Layetania', in: *Collection XXXII*, 47-71.
- (24) Bémont, C. et Jacob, J.-P., *La terre sigillée gallo-romaine. Lieux de production du Haut Empire: importations, produits, relations* (Paris 1986), 36-7, 72-93; 拙稿「アレティウム・テルラ=シギラータの終焉——ローマ奴隸制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX/2 (1987) 24-5頁。
- (25) Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule Narbonnaise*. Centre de Recherches d'Histoire Ancienne 66 (Paris 1985), 167-180, 191-2.

- (26) Watier, B., 'Amphores d' époque romaine trouvées dans l' Adour à Cauna (Landes)', *Bull. de Soc. de Borda*, 1979, 296-317. Cf., Roman, Y., *op. cit.* 180.
- (27) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 88, 94.
- (28) ボルドーの他、次の各地での発見例が挙げられる。 *Dordogne*: Périgueux, Archignac; *Landes*: Mont-de-Marsan, Gouts, Cauna, Bastennes, Saint-Sever, Dax; *Pyrénées-Atlantiques*: Lescaur, Saint-Jean-le-Vieux (Roman, Y., *op. cit.* 180).
- (29) Deniaux, E., *Recherches sur les amphores antiques de Bass-Normandie*. Cahier des Annales de Normandie N°12B (Caen 1980), 17ff. 因みに発見場所と事例数 (括弧内数字) は次の如くである。 Coutances (40) (Mus. de Normandie所収), Bernières-sur-Mer (2) (Mus. des Antiq. de Normandie), Caen (3) (*ibid.*).
- (30) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 94.
- (31) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *loc. cit.*; Roman, Y., *op. cit.* 178; Tchernia, A., 'Les amphores vinaires' *cit.* 52-4; Id., *Le vin de l' Italie* *cit.* 144-5.
- (32) Mayet, F. et Tobie, J.-L., 'Au dossier des amphores de M. Porcius', *Ann. du Midi* 156 (1982), 5-16.
- (33) Roman, Y., *op. cit.* 178-180.
- (34) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 93-5.
- (35) Keay, S. J., *Roman Spain* (London 1988), 96; Berthault, F., 'Le commerce du vin à Bordeaux au 1<sup>er</sup> siècle av. n. ère', *Rev. Archéol. de Narbonnaise* XXII, 1989 (Paris 1990), 69-97.
- (36) Tchernia, A., *Le vin de l' Italie* *cit.* 142.
- (37) Étienne, R., 'A propos du vin pompéien', in: Andeae, B. et al. (eds.), *Neue Forschungen in Pompeji und den anderen vom Vesuviusbruch 79 n. Chr. verschütteten Städten* (Recklinghausen 1977), 309-316; Roman, Y., *op. cit.* p. 178; Tchernia, A., *Le vin de l' Italie* *cit.* 142.
- (38) Nieto, J. et al., 'El pecio romano del Cap del Vol (Campañas de 1978 y 1979)', *Cypselia* III (1980), 163-77. (筆者未見、本稿は Mayet, F. et Tobie, J. L., *art. cit.* 11-12; Tchernia, A., *Le vin de l' Italie* *cit.* 142 の収録と紹介によった)。
- (39) Pascual Guasch, R. y Comas I Sola, M., *Baetulo: las ánforas*. Monografies Badalones VIII (Barcelona 1985), 132-3.
- (40) Rathbone, P. R., 'The Slave Mode of Production in Italy: Review and Discussion on A. Giardina et al. (eds.), *Società romana e produzione schiavistica*, Roma/Bari 1981', *JRS*. LXXIII (1983), 164-5.
- (41) Rostovtzeff, M., *SEHRE*. 93-5.
- (42) 100-200m<sup>2</sup>に及ぶデポジット (発見は1976年) に含まれた陶片の大部分は、アムフォラ (D. 1A; 1B) とタイルより成り、この他 <D. 2-4> と黒陶もまた混在するがその数は極めて少な

- い。《SEST》銘は特に大量にデポジット最上層部に含まれた。さらに同所で瓦窯跡と思しき遺構が発見されており、煉瓦・タイルのデブリに対する化学分析は、これらが隣接地の土壌を原料としたことを明らかにしたが、アムフォラは粘土組成が異なり、この瓦窯で生産されたものではない。Manacorda, D., 'The Ager Cosanus and the Production of Amphorae of Sestius: New Evidence and a Reassessments', *JRS*. LXVIII (1978), 124.
- (43) 例えばマルセイユ沖の沈没船に搭載されていたのは、千を超す<D. 1>アムフォラ（内2例に《SEST》捺印銘）に加えて、グレコ・イタリア型 400例、ロードス型 30例が数えられた。さらにまた、ガリア南部の沈没船調査結果（1975年時点）によれば、全103隻の内、29隻が<D. 1>の搭載を専らとした輸送船であった。Benoit, F., 'L' épave du Grand Congloué à Marseille', *Gallia Suppl.* XIV (1961), 27-121; Lequément, R. et Liou, B., 'Les épaves de la côte de Transalpine', *Cah. lig. préh. arch.* XXIV (1975), 76-82; Tchernia, A., 'Italian Wine in Gaul at the End of the Republic', in: Garnsey, P. et al. (eds.), *Trade in the Ancient Economy* (London 1983), 92. Cf., Paterson, J., 'Salvation from the Sea: Amphorae and the Trade in the Roman West', *JRS*. LXXII (1982), 146-157.
- (44) Benoit, F., *art. cit.* 27-121; Id., 'Typologie et épigraphies amphoriques. Les marques de Sestius', *Riv. Studi Liguri* XXIII, 3-4 (1957), 247-285; Thévenot, E., 'Les importations vinaires en pays bourguignon avant le développement de la viticulture', *Rev. arch. de l'Est et du Centre-Est* IV (1953), 234-9; Id., 'La marque d'amphore Sestius', *ibid.* V (1954), 234-243; Lamboglia, N., 'Problemi tecnici e cronologici dello scavo sottomarino al Grand Congloué', *Riv. Studi Liguri* XXVII (1961), 138-154; Roman, Y., 'La place du couloir rhodanien dans la diffusion des amphores de Sestius', *Rev. arch. de l'Est et du Centre-Est* XXV (1974), 125-136; Will, E. L., 'Les amphores de Sestius', *ibid.* VII (1956), 224-244; Manacorda, D., *art. cit.* 122-131; Id., 'Produzione agricola, produzione ceramica e proprietari nell'Ager Cosanus nel I A. C.', in: *SRPR*. II, 3-54; Id., 'L'Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 173-184; Carandini, A., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino', in: *ibid.* 1-10.
- (45) Manacorda, D., 'Produzione agricola' cit. 9.
- (46) Manacorda, D., 'The Ager Cosanus and the Production of the Amphorae' cit. 125.
- (47) Cf., *ibid.* 128-9.
- (48) *PIR*. S. 436; *RE*. IIA, 1885; Manacorda, D., 'Produzione agricola' cit. 29; Id., 'L'Ager Cosanus' cit. 174-5; D'Arms, J. H., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Cambridge, Mass. 1981), 55-60; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 162.
- (49) Manacorda, D., 'The Ager Cosanus' cit. 127-8.

- (50) Roman, Y., 'La place du couloir' cit. 126.
- (51) 註(42) 参照。
- (52) 註(48) 参照。
- (53) Lamboglia, N., *loc. cit.* : Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 87, 90.
- (54) Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region', in: *Camb. Anc. Hist.* X (1934), p. 237ff. ; Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Traiano* (Louvain 1958), 252ff. ; Walbank, F. W., *The Awful Revolution: The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 19ff. and 48ff.
- (55) Panella, Cl., 'La distribuzione e i mercati' cit. 78; Rathbone, D. W., *art. cit.* 164-5.
- (56) 前掲拙稿(註24) 26-28頁参照。
- (57) Rostovtzeff, M., *SEHRE*. 94: "the conditions of the market grew worse and worse every day with the economic development of the Western provinces".

#### [付記]

本稿の公刊(『西洋史学論集』XXX、1992年12月)以後、《M・PORC》銘の人物比定(但しくP. 1)の起源ではない)に関して次の解釈が筆者の目に触れた。即ち筆者のそれと同様に、この銘文には「特定の人物は当てられられ得ない」、としたエティエンヌ/マイエの推測がそれであり、この機会に挙げておく。Étienne, R. et Mayet, F., 'Pour l'identité de M. PORCIUS', *REA.*, T. 102, n<sup>os</sup> 1-2 (2000), 53-57.

### 第三章 アムフォラの市場後退とローマ＝ウィラ経済

#### 第一節 〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培

情報量の急増と相俟って、近年（1970-80年代）に入って一段と精緻化されたアムフォラの型研究及び生産・流通年代の特定作業の進捗は、『ドレッセル(H. Dressel) I型』に属する3形式のアムフォラ（以下略記 D. 1A, 1B）の終焉と『ドレッセルII-IV型』〈D. 2-4〉の出現時期、並びに両者の交替諸相に関して、略々共通の理解を成立せしめた。即ち最早期形の(D. 1A)は、前1世紀中葉乃至遅くとも同世紀第3・4半世紀迄に姿を消し、次いで(D. 1B)——既に前1世紀の第一・4半世紀には生産の開始が確証されたが、アルビーニア(Albinia)の瓦窯遺構で明らかにされた如く、(D. 1A)の後期と(D. 1B)の前期は生産時期が重複し、同一瓦窯で同時的に生産された<sup>(1)</sup>——もまた、前1世紀最後の10年を以て「消滅」した<sup>(2)</sup>。この両型ほど一般化はしなかったが、粘度組成からして疑いもなくカムパーニア起源の今一つのヴァリエント、(D. 1C)はこれより先、前1世紀の初めには既に姿を消し去っていた<sup>(3)</sup>。

これに対して、始源的にはコス(Kos)島のアムフォラをプロトタイプとしたと見做される、〈グレコ・ローマン＝タイプ〉(=Ostia Form LI, Camulodunum Form 182-3)<sup>(4)</sup>の(D. 2-4)は、アウグストゥス治世の最早期、より厳密に言えばイタリアでは「前20年頃」に現れ、ユリオ・クラウディー諸帝期に、数量と市場の広がりによって地中海市場のスタンダード型として妥当された。併しそれにも拘らず、その後フラウィー期に入ってから減少傾向の上に、1・2世紀交のトラヤーヌス期迄には既に事実上の衰退を示し、ハドリアーヌス期乃至遅くとも2世紀中葉以後迄は生き延びなかった<sup>(5)</sup>。

だが併し、この(D. 2-4)に至って事情は一変する。前2世紀以来、生産と市場での事実上の排他性を維持し続けたカムパーニアを中心とするイタリア起源の(D. 1A, 1B)が、時期的に『パックス・アウグスタ』を契機にして市場からの後退と消滅を辿ったのに対して、西部諸属領、即ちいち早く「ローマ化」が進行したヒスパーニア、次いでガリアもまた、テュレニア海沿いイタリアと全く同形式の(D. 2-4)の生産を開始し、今やこの型が西部地中海に於けるウィラ経済の展開を担った最主要型の地位を得たからである。とりわけヒスパーニア東北部(Tarraconensis)<sup>(6)</sup>とガリア南部(Narbonensis)<sup>(7)</sup>に於ける生産遺構の集中性がその直截的表現であった。つまり、イタリアと同様に市場向け生産を打ち出した果樹栽培ウィラの、西部諸属領に於ける成立と展開である。否そればかりか、このような生産の拡散化そのものは『パックス・アウグスタ』を待って初めてでは決してなく、それより先、既に共和政末期に看取され得た。先に明らかにされた如く、共和政末期—アウグストゥス期に、バルセロー

ナ周辺のヒスパーニア東北部沿岸ゾーンとガリア南部で生産され、ナルボンヌ→ボルドー＝ルートを中心にノルマンディーに迄及ぶ広域にわたって分布したばかりか、ポムペイ（最下限はA. D. 79）にもまた送り込まれた『ドレッセル＝パスクゥル1型』（略記P. 1）がそれであった<sup>(8)</sup>。

もしそうだとすれば、一特定時期に於ける〈D. 1〉→〈D. 2-4〉なる主要流通手段の略々完全な交代に、一体何が意味されたのか。西部諸属領に於ける果樹栽培ウィラの展開と市場進展に伴うイタリア＝ウィラ一般の「市場からの後退」乃至「市場喪失」の指標が読み取られ得るのか。あるいはまた、イタリア＝ウィラ経済の「不振」乃至「衰退」の徴表を見ることが出来るのであろうか。もし「衰退」が見られ得るのであれば、『ローマの平和』はその実、既に早くも他ならぬアウグストゥス期のイタリアに於ては、奴隷制大土地所有経済の衰退への道を伴ったことになるからである。アムフォラ研究が明らかにしたこの新知見が、われわれにその解決を迫る先ず第一の課題はここに設定されねばならない。古典諸史料がもはや及び得ない、ローマ経済史の新たな問題の発掘である。

その一つの鍵は、M. ロストフツェフ(Rostovtzeff)の「市場競争」学説に見出される。周知の如くかれは、1世紀後半、フラウィウス諸帝期に入って決定的となる、西部諸属領の「都市化」に伴う「経済的解放」(economic emancipation)、「経済的遠心化」(economic decentralization)——かれによれば、それはウェスウィウス火山のカタストロフとは比較にならないほど「危険」な(much more perilous)「破壊力」をイタリア中央部とカムパニアの生産全体に与えた、とされるのだが——の結果、それによって市場を失ったイタリアの「科学的かつ資本主義的農業」(scientific and capitalistic agriculture)は、その「主要支柱」であった「都市ブルジョワジーの漸次的貧困化」(a gradual impoverishment of the city bourgeoisie)と相俟って、衰退を余儀なくされ始めた、と考えた<sup>(9)</sup>。

そのプロセスは、ロストフツェフによると、次の如くであった。「1世紀末」に至って今や顧客がいなくなってしまうイタリアの葡萄酒生産は、「過剰生産」(an over-production of wine)に陥り、オリーブ栽培もまた「同一の運命」を辿った。この結果、農村の「科学的かつ資本主義的農業経済」は「危機」(the crisis which befell the scientific and capitalistic rural economy of the country)に見舞われ、商・工業の衰微と共にイタリアの漸次的な「経済衰退」(gradual economic decline of Italy)が加速化された。それと共にイタリア農村では、小作制への転換(果樹栽培から穀物生産への切り替)が進行し、巨大所領主=>rentiers<による地代型大所領が成立する<sup>(10)</sup>。

併し、奴隷制果樹栽培ウィラの不振と衰退は、1世紀後半に至って初めて現れたのでは決してなかった。既にユーリオ・クラウディー期に、「資本主義的農場」でのオリーブ・葡萄栽培が齎らしたイタリア経済繁栄の背後に、早くも「不安」が顕になり始めていた(a certain uneasiness began to show itself)からである<sup>(11)</sup>。この不安はコルメルラ、プリーニウス(大)が指摘した「農場主の怠慢」に起因したものでもなかったし、況んや「労働力不足」によるものでもなかった<sup>(12)</sup>。そうではなくして、ロストフツェフによれば、農場主達に既

に「十分に理解」されていた「真の理由」とは、西部諸属領の経済発展が結果した市場状況の「日毎の悪化」(worse and worse every day)であった。この時期には事態はなお深刻ではなかったが、ことは既に重大であり、半世紀後のドミティアヌス帝時代に至って、前述の如き「深刻な危機」(a serious crisis under Domitian)を迎えることになった<sup>(13)</sup>。

ヘレニズム経済にその直接的な原型を見出し、カトー以来のアグロノーム諸誌に読み取ったウィラ経済の「科学的かつ資本主義的農業」なる本質規定<sup>(14)</sup>——古代経済の「近代特性」<sup>(15)</sup>をもまた含めて、筆者は異論をもつのだが<sup>(16)</sup>——そのものは一先ず措くとしても、その後F. エルテル(Oertel)、F. W. ウォールバンク(Walbank)等によって継承された<sup>(17)</sup>このロストフツェフ学説は、少なくとも(D. 2-4)並びにオリーブ用の(D. 20)の出現と消滅の「相」と「時期」に関しては、なお示唆力を持ち続けているかに見える。併しわれわれの当面の課題、即ち既に早くもアウグストゥス期に招来された(D. 1)の消滅に関しては、時期的にのみならず内容的にもまた対応しきれない。この新事実とロストフツェフ説との整合を図ったのが、C. パネルラ(Panella)とD. W. ラースボーン(Rathbone)である。

前者は、フラウイー期から4世紀に及ぶオスティアのアムフォラ=デポジット(Terme del Nuotatore)の調査に拠って、最下層をなすフラウイー期に於けるオスティアの「商業位置」に関して、イタリア葡萄酒の傍らに諸属領、とりわけ「いち早くローマ化が進行」したヒスパーニアとガリアの「経済競争」(la concorrenza economica delle provincie)が顕著な形で(in maniera rilevante)現れた<sup>(18)</sup>、として『市場競争』学説を直接的に継承したのに続いて、新事実、即ち(D. 1)の消滅との整合性を図り、競争の開始を約1世紀早めて共和政末・アウグストゥス期に設定した。パネルラによれば、(D. 1)の数量減少と消滅、今や属領でもまた生産が開始された(D. 2-4)による交替に直截的表現を見たのは、西部諸属領の「農業発展」による市場進出が齎らしたイタリア葡萄酒流通の「危機」(la crisi di questa diffusione)であり、後1世紀の後半を待つことなく既に早くもアウグストゥス期に開始された、イタリアに於ける大規模奴隷制果樹栽培の事実上の「終焉の始まり」を意味した<sup>(19)</sup>。

後者もまた、ヒスパーニア・ガリア両属領に於ける大土地所有農業=「所領農業」(estate agriculture)の発展に「密接に結びつけらるべき危機」を見たことでは、基本的にはロストフツェフ/パネルラ説に連なった。併しかれば、それをさらに一步踏み出して、この「危機」の「普遍性」(the universality of 'crisis')とそれに内蔵された「さらに深刻な構造的問題」(a more serious structural problem)を指摘する。即ち、(1)『パックス・アウグスタ』の成立は、西部諸属領の経済発展(ウィラ経済と都市化)による「市場の変化」を促した。今やイタリア=ウィラの主要市場は西部諸属領から「都市化が進行したイタリア内陸部とローマ」に移動し、(D. 1)が「より薄くなった分布」の(D. 2-4)にその場を譲ったこと(the changeover from D. 1 amphorae to the more thinly distributed D. 2-4)に表現されたのは、共和政期の「集団マーケティング」から、ローマ及びイタリア諸都市の近距離隣接市場への「個別的」なそれへの変化であった。(2)この市場の変化は、次いでウィラ態勢そのものの構造的変化を誘発した。果樹栽培から、ウァルローの『農書』に描かれたような「より集

約化、特殊化された」（併し同時にまた「多様化」された）、地方市場向けの「ウィラ型牧畜」 *villaticae pastiones*<sup>(20)</sup> を中心とする「フォーカスの移動」、従って可及的な市場向け生産の原理そのものは寧ろ強化され乍らも、従来の果樹栽培から牧畜を中心とした経済への、ウィラ＝システム内の「発展」(a development within the villa-system)であった<sup>(21)</sup>。

これらの諸学説には、なる程イタリア＝ウィラ態勢と奴隷制の成立・展開・帰結、並びに西部諸属領に於ける「ローマ化」の進行に関して、重要な提言が内蔵されはした。とりわけわれわれの当面の課題に則して言えば、『パックス・ローマーナ』の成立と期を同じくする〈D. 1〉から〈D. 2-4〉への変化に、市場それ自体の変化を見るラースボーン説がそうである。さらに、後に改めて言及する如く「市場競争→イタリア経済の衰退」学説に対して否定的立場をとるA. チェルニア(Tchernia)/F. ツェヴィ(Zevi)もまた、〈D. 1〉→〈D. 2-4〉への「変化」の事実そのものは否定し得ず、西部諸属領市場→ローマ及びイタリア地方都市の近距離市場への、「主要市場の移動」をその背後に理解した<sup>(22)</sup>。

併しそれにも拘らず、パネルラ/ラースボーンの解釈がそのまま承認され得るわけでは決してない。銘文それ自体に限って見ても、ウィンドニッサ(Vindonissa:Windisch)に現れる '*Surren(tinum) (vinum) per(vetus)*' (スレントウム古酒)<sup>(23)</sup> を初めカムパーニア銘柄酒、とりわけ '*Falernum vinum*' (ファレルヌス酒) は、アウグストゥス期乃至それ以後に於てもまたプロヴァンス沿岸地域、ローヌ・ライン流域のみならずブリタニアにさえ送り出され続けた<sup>(24)</sup>。西・北部諸属領からの全面的後退は語られ得ない。事実また共和政末・帝政最早期のイタリア＝ウィラに於ける、一般的傾向としての経営不振のみならず、況んや「果樹栽培→牧畜」の如き構造的変化の一般的進行は、同時代古典諸史料の何処にも見当たらない。

確かに、ラティウム南部のフンディー(Fundi:Fondi)～フォルミアエ(Formiae:Formia)間の地域では、既にアウグストゥス以前の時期に、果樹栽培ウィラの解体と牧畜・森林地への転換が確認された<sup>(25)</sup>。事実また約1世紀後のコルメルラ(Colum. *De r. r.* III, 3, 1-2)は、農場(就中果樹栽培)よりは牧場乃至森林としての所有地の方がより望ましい(*optabiliorem pratorum possessionem pascurumque vel silvae caeduae iudicent*)、と見做していた大土地所有主の一般的な観念を伝える<sup>(26)</sup>。だが併しここから直ちに、一般的傾向として、〈フンドゥス(fundus)〉の〈サルトゥス(saltus)〉化<sup>(27)</sup>が進行した、とする拡大解釈は厳に慎まれねばならない。何故なら近年の新知見によって、共和政最末期・帝政最早期のチュレニア海沿いイタリア中・南部に、果樹栽培ウィラの存続のみならずしばしば新設乃至拡大再編成されたあまりも多く事例が知られるからである<sup>(28)</sup>。

例えば地域事例として、既に組織的な調査が進められたエトルーリア南部を挙げると、ここでもまた内乱の前1世紀の間に、多くのウィラが相次いで廃棄され、T. W. ポッター(Potter)の集計によれば、ウェーイー近郊の地(Ager Veientanus)では、共和政期のウィラ及び農地(遺構総数242)の内、11%はアウグストゥス期に入る以前に既に姿を消していた。同様に廃棄された事例は、カペーナ周辺(Ager Capenas)では50%(90遺構中45例)、さらにローマから近距離の、ウィラ密度が比較的薄かった(全32遺構)スートリウム(Sutrium)では、

廃棄は実に 67%の多きを数えた。併しその一方では、帝政初期(c. 30 B. C. -A. D. 100)にその存在(存続と新設)が知られたウィラもまた多かった。スートリウムでは、この時期に存在の痕跡を残したウィラ及び農地遺構は計50を数えたが、この内の38例(76%)は新設であり、而も共和政期のそれとの間に、〈ウィラ〉としての「果樹栽培→牧畜」の如き如何なる変化の跡も残さなかった。その他の諸地域も略々同様であった。カペーナでは55%が新設であり、比較的廃棄例が少なかったウェーイーでも、32%(全327遺構中 105例)が帝政期に入ってから新設であった<sup>(29)</sup>。従って、モザイク床面の小浴場の他、二箇所に狭面積(10×6m:6×4m)のデブリが散乱するだけの小規模遺構(Croccichie)<sup>(30)</sup>を含めて、要するに南部エトルーリアに於ける果樹栽培型ウィラ経済一般の「頂点」は、「前1世紀末～後1世紀」にあった<sup>(31)</sup>。

さらにカストルム・ノウム(Castrum Novum)周辺を初めとして、南部エトルーリアの沿岸部でもまた事情は略々同様であった。P. A. ジャンフロッタ(Gianfrotta)のシンテーズによれば、搾汁施設・農作業場の跡を残す〈ルスティカ〉部分に加えて、しばしば〈ドムス〉を伴ったスプ・ウルバーナ型のウィラは、その大部分が「前1世紀末～後1世紀前半」の間に属した<sup>(32)</sup>。

これら3地域によってのみならず、沿岸部と内陸部によってもまた夫々異なる果樹栽培ウィラの数量関係と密度それ自体の故に<sup>(33)</sup>、この数値の一般化は出来ない。併しそれでもなお、今日までに明らかにされ、かつ明らかにされつつあるイタリア＝ウィラの数量関係と構造に拠って言う限り、〈D. 1A, B〉の地中海市場からの消滅(並びに〈D. 2-4〉への切り替え)を指標として、イタリア果樹栽培一般の不振傾向、及びそれに伴う(果樹栽培→穀物生産乃至>fundus<の>saltus<化の如き)ウィラ経済の構造的変化の「開始」を共和政末期・帝政早期に設定し得ないことだけは確かである。況んや、西部諸属領、とりわけヒスパーニアとナルボーネンシス・ガリアの地中海沿岸地帯における果樹栽培ウィラの成立と展開、及びイタリアと全く同型のアムフォラ、〈D. 2-4〉の生産開始と市場発見<sup>(34)</sup>を、直ちに「市場競争」に短絡させ、そこから構造変化に直結するイタリア果樹栽培ウィラの総体的不振を見えないのは言うまでもない。

従ってこの限りでは、成程今や属領でもまた生産が開始された『パスクル＝ドレッセル1型』(〈P. 1〉)<sup>(35)</sup>と〈D. 2-4〉の事実からして、間接的にではあれ、『パックス・アウグスタ』の下での「地中海」の経済的に文化的な世界の成立と展開に関して、新たな提言を内包したことそれ自体までは拒否出来ないにしても、専らアムフォラの数量関係に拠ってイタリア経済の衰退と構造的変化を一般化したパネルラ／ラースボーンの新説は成立し得ない。

〈D. 1A, B〉の消滅と〈D. 2-4〉の出現に関して、今一つ別の鍵を用意したのが、D. マナコルダ(Manacorda)、A. カランディーニ(Carandini)の両者であった。かれらは、C1. パネルラがオステティア＝デポジット(Terme del Nuotatore)の新知見、とりわけ4世紀に属する最上層(IA, IB)からドミティアヌス帝前期(c. A. D. 80-85)を最下層(V, b)とする各時期層に含まれる型毎の事例数の計量化に拠って、イタリア＝ウィラ経済の展開を専らアムフォラ流通の消長によって展望したのに対して、北エトルーリアのコサ周辺域(Ager Cosanus)におけるウ

ィラ研究、《SEST》銘アムフォラ (D. 1A, B)<sup>(36)</sup>、及び<D. 1A, B>、<D. 2-4>のアトリエ遺構<sup>(37)</sup>を踏まえた上で、セッテフィネストレ(Settefinestre)＝ウィラをモデルとして、そこからイタリア＝ウィラ経済に内在的な問題諸点を照射した。

カランディーニにとって何よりも問題であったのは、<D. 2-4>の消滅＝「ハドリアーヌス期」とウィラ体制それ自体の終焉＝「アントニーニ末期」の両事実の間に生じる時期的な〈ずれ〉であり、かれはそれを次の如く解決しようとした。即ち、奴隷労働の収奪を基底としたイタリア＝ウィラの生産構造は、既に早くも元首政最早期に「衰退」を「開始」(il declino di questa struttura comincerebbe già con gli inizi del principato)しており、次の世紀、2世紀の第一～第三・4半世紀は、直接その延長上にウィラ体制の「内的矛盾」がより一層鮮明化された、奴隷制の「危機」の時代であり、同世紀最後の4半世紀に入って、〈フンドゥス〉は最終的に解体された、とする展望である<sup>(38)</sup>。

他方マナコルダは、カランディーニと異なって、アウグストゥス期にはなお「生産危機」(crisi produttiva)と呼び得るものはなく、奴隷制の「危機」によるウィラ経済の「構造変化」(trasformazioni delle sue struttura)、つまり果樹栽培から穀物生産と牧畜への「最終的転換」は、「1世紀末乃至2世紀初」(従ってトラヤーヌス期)に設定さるべきだ、として「構造的な時期設定」(periodizzazione strutturale)に於ては異なったが、《SEST》銘事例の消滅(並びにgens Sestia以外に史料的に知られ得る唯一のウィラ所有主、Domitii Ahenobarbi所有地所の皇帝所有地への吸収事実)を直接的な証左として、アゲル・コサーヌスに於ける大土地所有制の「一般的衰退の開始」を<D. 1>の消滅と結びつけて、アウグストゥス期に設定したことではカランディーニと同一であった<sup>(39)</sup>。

この両学説は、ローマ＝ウィラの衰退と終焉、〈フンドゥス〉の解体を内的構造のレベル迄下がって、アムフォラ研究の諸成果と整合的に理解しようとした点では、確かに肯綮に値する示唆を与えはした。併し、トラヤーヌス以後、2世紀の裡に(マナコルダ)かまたは同世紀末に(カランディーニ)完結した、と見做されるウィラ経済の構造転換を前提として、その開始時期をアウグストゥス期のアムフォラ事情に依拠したことは問題が残る。何故ならば、近年のウィラ研究によって明らかにされたのは、奴隷制果樹栽培を中心とした基本構造に於て共和政期と同一の、而もしばしば以前とは比較にならない規模の拡大化を示したウィラの発展的存続乃至新設の一般的事実であったからである<sup>(40)</sup>。さらに言えば、「構造変化」学説、とりわけカランディーニが共和政最末期・帝政最早期の小作制をその開始の指標としたこともまた問題であろう。但しここでは、<obaerarii>(Varro, *De r. r.* I, 17), <obaerati>(id., *De ling. Lat.* VII, 105)、即ち労働による債務返済の隷属的な存在<sup>(41)</sup>を含めて、コロニーに対する共和政期以来の強制乃至束縛<sup>(42)</sup>を初めとして、小作制それ自体への立ち入りは不必要であり、差当りここでは次のことが指摘されておくだけでよい。

畑地(穀物)、果樹園(葡萄・オリーブ・リンゴ)、牧場、森林からなり(Horat. *Ep.* I, 16, 1-4)、9名の奴隷によって運営(id. *Sat.* II, 7, 118)されていた直営地と、小作人5家族(疑いもなく〈フンドゥス〉内定住の)に貸与された小作地(id. *Ep.* I, 14, 1-3)の両者によって構

成された<sup>(43)</sup>ホラーティウス所有の『サビーヌス地所』*Sabinum praedium, ager Sabinus*<sup>(44)</sup>——かれはそれを「小農場」*agellus*と呼ぶのだが——を初めとして、共和政期中期以来、規模と形態並びにその度合いは別として、とにかく小作制が既に大土地経営の一構成要素をなしていたという事実そのものは動かし難い<sup>(45)</sup>。併しそれにも拘らずウォルロー、次いでコルメルラの両『農書』に於てその最主要部分をなしたのは、周知の如く、共和政中期のカトーと同一の、而もさらに拡大化された経営規模の直営果樹栽培論であった<sup>(46)</sup>。とりわけコルメルラにあっては、（これ自体もはや別稿の課題だが）「ローマ貴顕身分」（*Colum. De r. r. I, praef. 1: 'civitatis nostrae principes'*）による限度を知らざる土地兼併（*id. 1, 3, 12-13*）に対する批判と奴隷労働のより効果的な収奪は問題とされても、生産の如何なる構造的変化も問題ではなかった<sup>(47)</sup>。

従ってマナコルダ／カランディニーニ説もまた、事態を必ずしも充分には説明しきれなかった。だが併し筆者もまた、少なくとも次の二事実は承認せざるを得ない。

（A）前2世紀後半～同1世紀後半の約1世紀の間に、西部諸地域、就中ナルボーネンシス・ガリアの地中海沿岸地帯からローヌ・ソヌ～ロワール間、トゥルーズ～アレス間を中心にブルターニュに至るガリアで最も集中的に、かつ排他的に現れる〈D. 1A, 1B〉が直截的に表現したのは、イタリア＝ウィラによる属領市場の事実上の「支配」であった。カランディニーニは、沈没船の搭載量を手懸りにして、コサ周辺ウィラの年間葡萄酒生産量を約50,000 hLと推定し<sup>(48)</sup>、A. チェルニアも、同様に〈D. 1A, 1B〉によるイタリアからガリアへの年間輸送量を約120,000～150,000 hLと計算した<sup>(49)</sup>。勿論この数値自体は推定的なものでしかないが、共和政中期以来帝政最早期に至る間のイタリア＝ウィラが、その主要顧客が誰であったかは一先ず措くとして、少なくとも西部諸属領市場<sup>(50)</sup>に向けて大量の葡萄酒<sup>(51)</sup>を送り込んだこと目安にはなるろう<sup>(52)</sup>。従って、もしこれを敷衍して拡大化（勿論極めて大胆な、であるが）が可能だとすれば、『パックス・ローマーナ』に向けての紀元前2～1世紀は、経済的に、西部地中海に於けるイタリアの支配が現出された時代であった、と言えよう。

（B）今一つが、〈D. 1A, B〉の消滅と時期的に重複する市場事情の顕著な変化であり、この下では、とりわけ次の二現象が重要であった。

（a）第一は、ローマ・オスティアに於ける葡萄酒市場の顕著な変化、つまり、北イタリア・ギリシア産に加えて新たにヒスパーニア産の進出が開始され、それに伴ってカムパーニアを中心とするイタリア産の〈D. 2-4〉が相対的に（絶対量ではない）低下したことである。例えばその一つ、帝政最早期の短期間（後1世紀「最初の10数年間」）に形成されたオスティアのラ・ロンガリーナ（*La Longarina*）＝デポジットでは、もはや〈D. 1〉は全く現れず、既に32%に及んだヒスパーニア産（バエティカ＝*Haltarn Form 70*<sup>(53)</sup>、タルラコーネンシス＝*P. 1; D. 2-4*）に対してカムパーニア産は30%、これに北イタリア産（*Lamboglia 2; D. 6*）を含めて要するにイタリア産全体では55%でしかなかった<sup>(54)</sup>。他ならぬイタリアに於てさえ看取され得た、〈D. 2-4〉を初めとするイタリア産の明確な比重低下である。イタリア産〈D. 2-4〉の落ち込みが示したこの数量関係が、況んやイタリア外の市場でさらに厳しかったことはも

はや自明であろう<sup>(55)</sup>。

(b) 第二は、その西部諸属領に於ける果樹栽培ウィラの成立と展開が招来した、帝国西部市場事情の変化である。この好個の事例を提供したのが、特殊属領型アムフォラとして〈D. 1〉から区別され、遺構調査と原料組成の分析によって今や生産地（ヒスパーニア東北部海岸線沿いの果樹栽培地帯）が特定されるに至った〈P. 1〉、及びそれと〈D. 1〉との市場関係であった<sup>(56)</sup>。このサンプルとして抽出した二特定銘、紀元後最初の10数年間に属した《M・PORC》(P. 1)と、L. Sestius P. f. Quirinalis (cos. suff. 23 B. C.)<sup>(57)</sup>乃至恐らくその子P. Sestius Quirinalis<sup>(58)</sup>を知られ得る最後のウィラ所有主とし、生産が「c. 120/110～30 B. C.」の長期間にわたったアゲル・コサーヌス起源の《SEST》(D. 1)<sup>(59)</sup>両者に関する市場事情の比較検討が明らかにしたのは、(1)ナルボ(Narbo)を起点としてガラムナ(ガロンヌ)を流通の基軸とする『ガリア地峡』に於て、両者が略々完全な交代現象を示したこと、(2)『パックス・アウグスタ』の成立から程なくして、同地域で「点的」にのみ現われたイタリア起源の〈D. 1〉に代わって、今や〈P. 1〉が「面的」にとさえ言える密度と広がりをもて現れたことであった<sup>(60)</sup>。

同時に併し、とりわけ(b)に関しては、さらに次のこともまた指摘しておかねばならないであろう。第一は、〈D. 1〉の広範囲にわたる排他性に対して、〈P. 1〉が遠くはノルマンディーに迄及んだとは雖も、流通の痕跡は『ガリア地峡』を中心に比較的狭い範囲に限られたことである<sup>(61)</sup>。ここから直線的に見通し可能なのは属領産アムフォラ市場の地域的性格、即ち、市場の「局地化」であろう。但しこの場合、〈P. 1〉が比較的短期間の内に姿を消し<sup>(62)</sup>、同様に今や地中海スタンダード型として成立した属領起源の〈D. 2-4〉と特殊『ガリア型』の諸型、〈G. 1-11〉<sup>(63)</sup>の両者にとって代られたが、これらの市場状況に関する検討を欠くため、あくまで筆者自身の展望になる仮説としてのみ止め置かれねばならない。第二は、〈D. 1〉、〈P. 1〉両者の時間差である。ガラムナ流域市場で、〈P. 1〉は、略々排他的にイタリア中央部起源で占められた〈D. 1〉を駆逐する形では決して進出しなかった。そうではなくして、〈P. 1〉の市場進出と拡大は、既にガリアに関して看取された現実<sup>(64)</sup>と全く同様に、〈D. 1〉の「希薄化」が生み出した「空白」の後初めて実現された。

この事実たるやそれだけでも既に、かの「市場競争→イタリア商品貨幣経済の衰退」学説を約1世紀早めることを提言した新解釈(C. Panella/D. W. Rathbone)に対する別側面からの問直しを意味する。何故ならば、市場競争学説が事実関係に於て原因と結果を取り違えていることが今や明白になったからである。

何れにしても、ウァルロー、コルメルラの両農書のみならず、ウィラ遺構の調査結果に関する前掲の瞥見からだけでも既に明らかな如く、『パックス・アウグスタ』下に「構造的」と呼ぶに相応しい如何なる普遍的な変化も読み取られ得なかったイタリア果樹栽培ウィラが、共和政中期以来奴隷労働を生産の主たる担手とした経営原理の延長線上に、さらに発展的に存続した、という事実の上に、さらにこの両市場事情の変化が重ねられるとすれば、ローマ大土地所有制、延いては「地中海」商品貨幣経済の展開にとって、『パックス・ローマ

一ナ』(政治的意味での)の〈成立〉には如何なる経済的な意味が内蔵されたか、なる従前の諸学説が必ずしも充分には対処しきれなかった問題に対して、次の如き一つの新たな展望を得ることが可能になる。

即ち、前2世紀以来、ローマ・オスティアのみならず地中海西部に於てもまた、広範囲にわたって農産物の商品としての排他性=市場支配を維持したイタリア大土地所有制経済は、共和政の瓦解と略々期を一にして一大転換期を迎えたことである。より一般化して言うことが出来るとすれば、地中海に於てイタリアが確立し維持し続けた経済的優位性の事実上の終焉である。他方、西部諸属領に於ける「ローマ化」の進行は、いち早くヒスパーニア東北部の沿岸地域とバエティス流域、次いでガリア南部に、果樹栽培ウィラの成立・展開を伴った。アムフォラ需要充足のための瓦窯*figlinae*もまた、テュレニア海沿いイタリア果樹栽培地帯のそれと同一の形態と構造に拠って成立する。銘文分析が明らかにしたのは、イタリアと同一の奴隷制の展開であった。つまり、西部諸属領(但し地域的には限定された)の経済的なローマ化である。而もこの場合、始源的にはいち早く果樹栽培ウィラの成立を見たヒスパーニア東北部で、〈D. 1B〉を母型とした特殊属領型の〈P. 1〉が開始された後、スタンダード型の〈D. 2-4〉が一般化した<sup>(65)</sup>。次いで南部ガリアのナルボーネンシスでは、〈P. 1〉(生産遺構は Aspiran, Beaucaire, Corneilhan, Montans)<sup>(66)</sup>及び〈D. 2-4〉(Corneilhan, Moulin du Pont, Velaux et alii)<sup>(67)</sup>の後、多くのヴァリエーションをもつ平底の特殊ガリア型、〈G. 1-11〉——これら諸型の内、〈G. 4〉のアトリエがナルボーネンシスの略々全域にわたって拡散した<sup>(68)</sup>——が現れた。

これと類似の現象を示したのが、紀元前後の約半世紀間<sup>(69)</sup>に地中海市場を支配した赤釉浮彫の『アルレーティウム器』*vasa Arretina*である。もはや詳論の余裕はないが<sup>(70)</sup>、エトルリアのアルレーティウム(Arretium: Arezzo)を故郷としたこの陶器は、その後ガリア南部(Montans, La Graufesenque, Banassac, Aspiran)<sup>(71)</sup>、次いで中部(Lezoux, Les Martres)<sup>(72)</sup>で大々的な生産が開始され、結果的にはアルレーティウムでの生産停止を以て終わったが<sup>(73)</sup>、ガリアでの生産開始がアルレーティウム製品のコピー乃至イミテーション(最も直接的には陶工の移住と範型の持ち込み)<sup>(74)</sup>から出発し、次いで生産地の拡散と夫々のアトリエ群に於ける独自の型、浮彫モチーフの形成が実現された<sup>(75)</sup>。

蓋しこの両現象に最も明確な形で表示されたのは、西部(次いで北部)諸属領に於ける経済的かつ文化的な「ローマ化」の、一つの現実であった。

だが併し、改めて繰り返す迄もなく、『パックス・アウグスタ』そのものが、イタリア果樹栽培ウィラを経営不振と窒息にまで追い込んだものでは決してなかった。況んや「果樹栽培から穀物・牧畜へ」の転換とそれに伴う小作制乃至牧畜型ウィラの一般化という、ウィラ経済の構造的な変化を余儀なくさせたものでもなかった。

だとすれば、一方ではヒスパーニアとガリアに於ける果樹栽培ウィラの展開と他ならぬイタリアにまで及んだ市場進出、他方では併し、それにも拘らずイタリア果樹栽培地帯のウィラに略々一様に看取された、基本構造的には共和政期の直接的な延長上に、而もしばしば拡大

化を伴った発展的存続、否寧ろカトー、ウアルロー、コルメルラの『農書』に直截的証言を見た大土地所有規模のさらなる拡大<sup>(76)</sup>、——この両事実には一体何が意味されたのか。この両事実それ自体、従前の諸学説が略々一様に看過した問題であり、況んや両者の関係は全く視野内になかった。管見の及ぶ所では、A. チェルニアだけがこの両現象に着目はしたが、事実関係の指摘だけに終わった<sup>(77)</sup>。

直接これに答えたものではなかったが、既述の如く<D. 1>から<D. 2-4>への変化を招来した『パックス・アウグスタ』に、「集団的マーケティング」から「個別的マーケティング」への市場変化を見たD. W. ラースボーン説の延長上に、この間に対する示唆を引出すことが出来る。<P. 1>が示した市場関係が即ちそれである（但し既述の如く他の諸型、とりわけ<G. 1-11>及び属領産<D. 2-4>の流通事情に対する追跡作業を欠くため、解釈の拡大化は厳に慎まれねばならないが）。<P. 1>の分布事情が暗示したのは、属領経済の「ローマ化」が始源的には比較的近距離の市場を中心とした、言わば生産と流通の地域的な「ブロック化」を創出したことである。従って現象的には、モンタン (Montans) への陶工移動を出発点として近隣地域に一大アトリエ群を生み出したガリア南部のシギラータ生産が、帝国西北部に於ける「都市化」のプロセスと歩調を合わせて、その後、中部ガリアから東部ガリアへのアトリエ群の拡散——この下ではただ単なる生産のメカニズムのみならず主要市場の移動(就中辺境駐屯のローマ軍団)<sup>(78)</sup>もまた考慮に入れられねばならないのだが——の後、3世紀に入って（もはや本稿はそこ迄及び得ないため、見通しだけを記しておく）、このようなアトリエ群そのものの消失と「散在的」にのみ存立する小規模アトリエの下での市場の局地化が顕になったのと同様であった<sup>(79)</sup>。

そしてまた、この背後に今一つ別の問題として、古代技術が最後迄解決出来なかった輓具の不備に大幅に制約された輸送能力が、遠距離大量輸送に阻止的に作用したこともまた否定出来ない<sup>(80)</sup>。

だが併し、ヒスパーニア、ガリアに成立、展開したウィラ経済もまた、イタリア＝ウィラと同様に決してこの枠の中にのみ制約されはしなかった。ヒスパーニア葡萄酒がガリアに規則的に（イタリア＝アムフォラと並んで、次いで数量的に遥かにそれを上回って）送り込まれたばかりか<sup>(81)</sup>、既に早くもアウグストゥス期に、両者はローマ・オスティアに「恒常的」とも言える市場を見出していたからである。否そればかりか、オリーブ栽培を専らとしたカムパーニアのポストー (Posto)＝ウィラで確証を見た顕著な事実の一つは、もはや偶然のかつ例外的とは言えない量に及ぶガリア産葡萄酒用アムフォラ (G. 4=Pélichet 47) の受入れであった<sup>(82)</sup>。而もこのウィラが、高品質酒で知られた一大葡萄栽培地帯、アゲル・ファレルヌス (Ager Falernus)<sup>(83)</sup>の最中に位置し、周辺に葡萄栽培ウィラを擁し乍らである<sup>(84)</sup>。尤もこの場合、例えばサン・ロッコ (San Rocco)＝ウィラでは、オリーブ栽培が大々的に展開されていた最中 (Period II/IIA)にも拘らず、北アフリカからオリーブ油 (Tripolitana II, Africana IIB) が送り込まれたこと<sup>(85)</sup>などの事情を考慮すれば、需要の単純な数量的処理だけでは危険だが、少なくとも『パックス・アウグスタ』下に、ヒスパーニア、ガリア両

属領のウィラが、遠距離の地にもまた規則的な市場を持ったという事実そのものには変わりはない。

そればかりではなかった。ローマ世界は、場合によっては属領経済に「地中海」規模での市場支配さえ現出せしめた。最も密集的にオリーブ栽培ウィラの存在が検証された<sup>(86)</sup>コルドゥバーヒスパリス(Hispalis:Sevilla)間のグッダルキビル及び支流ヘニル沿いを主要起源とする<D. 20>、<D. 23>は、アウグストゥス治世後半以降、ブリタニア<sup>(87)</sup>、ゲルマーニア<sup>(88)</sup>に及ぶ広域にわたって、かつての<D. 1>と同様に事実上市場を支配した<sup>(89)</sup>。他ならぬ首都ローマに於ても事情は同様であり、先に明らかにされた如く、2世紀中葉のオリーブ油市場は<D. 20>の支配下にあった<sup>(90)</sup>。それと同時にこのことは、われわれにさらに重要な別問題の所在を示唆する。というのは、同様に奴隷制が大規模な形で展開されたその他の場、即ち、例えばP. Corneliusのアトリエでは、紀元後最初の10年間に銘文に拠って知られ得る奴隷・解放奴隷身分の陶工数が50名を超えた<sup>(91)</sup>（従って労働力総数は200名以上）<sup>(92)</sup>如く、大々的な生産を実現した前述の陶器工業が、後1世紀の第一・4半世紀以後までは生き延びることなく中心をガリア南部に移し、1鉱山区に万を超す奴隷<sup>(93)</sup>を投入した、貴金属を中心とするローマ鉱山業でもまた同様に、既に共和政末・帝政初期には大多数のイタリア鉱山がかつての重要性を喪失し、重要鉱山の悉くがヒスパーニアとガリアで開発された<sup>(94)</sup>、という事実をこれに重ねて視野内に入れるならば、『パックス・ローマーナ』とは地中海に於ける他ならぬ「経済重心」の、「西」への傾き、否寧ろ大胆さを顧みず敢えて提言すれば、支配の領域的拡大と収奪に伴うイタリア自身の経済的後退を伴っていた、とする展望が可能になるからである。

もし然りとすれば、それにも拘らずテュレニア海沿いイタリアの果樹栽培ウィラが拡大化の跡を残しつつ全体として発展的に存続した、という事実は如何に理解され得るか。もはや次の推測によってのみしか問題は処理出来ない。即ち、とりわけルスティカ部分の施設拡大＝奴隷営舎の拡大に表現されたウィラの経済的拡大（それ故にまたドムスの拡張と華麗化）を支えたのは、一つには世界首都ローマに於ける巨大市場の形成であり、今一つにはカエサル、アウグストゥスの下での「都市化」に伴うイタリアの地方的新需要の形成と拡大であった、という推測である。併しイタリア中央部起源の<D. 2-4>のみならずヒストリアからアプーリアに至るアドリア海沿いの<D. 6> (=Lamboglia 2; Buchi 6a, b)<sup>(95)</sup>もまた、イタリア内の流通にのみ止まることなく、その広がりや量に於て<D. 1>にはもはや及ばないにしても、少なくとも後1世紀末に至るまで、なおアルプス以北への送り込みが停止されることはなかった<sup>(96)</sup>。

共和政中期以来、就中前1世紀に入って加速化された西部諸属領に於ける経済的な「ローマ化」の、共和政末・帝政最早期に於けるさらなる進行は、従って一方では、極めてその目は粗い乍らも流通の言わば「ブロック化」を、他方では、巨大市場ローマへの一極集中化と同時に諸属領間、及びイタリアとの間に、同一商品＝葡萄酒・オリーブ油の相互流通を成立せしめた。それ故要するに大々的な奴隷労働依拠のイタリア＝ウィラによる市場支配から、

首都ローマを頂点とした相互的な商品流通のネットワークによる〈一つの経済的世界〉=『地中海世界』の形成である<sup>(97)</sup>。

## 註

- (1) Peacock, D. P. S., 'Recent Discoveries of Roman Amphorae Kilns in Italy', *Antiq. J.* LVII (1977), 266-7; Id. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* (London/N. Y. 1986) 24; Manacorda, D., 'L' Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* (Rome 1980), 175.
- (2) Peacock, D. P. S., *art. cit.* 266-7; Id. and Williams, D. F., *op. cit.* 87, 90; Panella, C., 'Il vino: la distribuzione e i mercati', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica* (abbr. *SRPS.*) II (Roma/Bari 1981), 73; Hesnard, A., 'Les amphores', in: *Gaule interne et Gaule méditerranéenne aux II<sup>e</sup> et I<sup>er</sup> siècles av. J. C.* Actes de la table ronde de Valbonne, 1986, eds. par A. Duval et al. (Paris 1990), 51.
- (3) イタリア、ガリア、ヒスパーニアのみならず地中海東部にもまた流通の痕跡を残した〈D. 1C〉(Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 91-2) もまた、〈D. 1A, 1B〉と同一の黒砂を含む粘土組成の諸例には確実にカムパーニア起源が割当てられる。何れも葡萄酒容器として使用されたが、南仏の沈没船搭載例 (Le Lavandou沖) には、オリーブの実を入れたものが一例だけ報告されている。なおヒスパーニアのアルヘシラス (Algeciras) 近く、エル・リンコンシリョ (El Rinconcillo) では、専らガラムに使用された〈D. 7-12〉が生産された窯二基よりなるアトリエ遺構の調査 (1965年) で〈D. 1C〉が発見されたが、ここでの生産は否定された。Charlin, G., Gassend, J.-M. et Lequément, R., 'L' épave antique de la baie de Cavalière (le Lavandou, Var)', *Archaeonautica* II (1978), 9-93; Will, E. L., 'The Sestius Amphoras: a Reappraisal', *Journ. of Field Arch.* VI (1979), 339-350; Beltrán Lloris, M., 'Problemas de la morfología y del concepto histórico geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas beticas', in: *Collection de l'Ecole Fran. de Rome* XXXII (Rome 1977), 107-8.
- (4) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 105-6.
- (5) Callender, M. H., *Roman Amphorae, with Index of Stamps* (Durham Univ. P. 1965), 12; Zevi, F., 'Appunti sulle anfore romane. La tavolia tipologica del Dressel', *Arch. Class.* XVIII (1966), 215; Panella, C., 'Annotazioni in margine alle stratigrafie delle Terme Ostiensi', in: *Collection de l'Ecole Fr. de Rome* X (1972), 77; Id., 'La distribuzione e i mercati' *cit.* 78; Hesnard, A., *art. cit.* 53-4; Id. et Lemoine, Ch., 'Les amphores du Cécube et du Falerne: prospections, typologie, analyses', *Mélanges de*

- l'Ecole Fr. de Rome* XCIII, 1(1981), 187;Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* (Paris/Rome 1986), 261-3;Id., 'Quelques remarques sur le commerce du vin et les amphores', in:D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome:Studies in Archaeology and History*(Rome 1980), 306-7;Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 105-6.
- (6) Tchernia, A. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et Tarraconaise à Ostie', in:*Collection X* cit. 35-67;Pascual Guasch, R., 'Las ánforas de la Layetania', in:*Collection XXXII* cit. 47-96;Hesnard, A., 'Un dépôt augustéen d'amphores à La Longarina, Ostie', in:D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 145-6.
- (7) Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule Narbonnaise*(Paris 1985), 316-8;Id., 'Les amphores gauloises sous l'Empire:recherches nouvelles sur leur production et leur chronologie', in:*Anfore romane e storia economica. Atti del colloquio di Siena 1986*(Roma 1989, 118-23;Id., *Le temps des amphores en Gaule:vins, huiles et sauces* (Paris 1990), 88-102;Tchernia, A. et Villa, J. -P., 'Note sur le matériel recueilli dans la fouille d'un atelier d'amphores à Velaux' in:*Collection XXXII* cit. 231-9.
- (8) 拙稿「M・PORC」銘アムフォラの生産と流通——属領型葡萄酒アムフォラの一事例『西洋史学論集』30(1992)29-41頁参照。なおこの際、筆者の事例収集作業で看過されたボルドー発見のアムフォラに関する今一つの報告例、即ち、葡萄酒の流入は「前1世紀最後の30年代」の最早期が最も集中的であり、中でも<P. 1>がその大半を占めたこと、'Musée de Libourne'所蔵例では、ヒスパーニアのオリーブ油(D. 20)・魚醬(D. 7-11)のみならず、『ガリア型』その他葡萄酒用を含む全アムフォラの内、<P. 1>は約半数近くの「43.75%」(因みに<D. 1>=9.37%;<D. 2-4>=14.06%)に及んだことを明らかにした報告例に加えて、その後ナルボーネンシスで発見された<P. 1>の銘文を収録した次の最新情報もまた付け加えられねばならない。Berthault, F., 'Le commerce du vin à Bordeaux au I<sup>er</sup> s. av. notre ère', *Rev. arch. de Narbonnaise* XXII 1989, 89-97;Blanc-Bijon, V., Carre, M. -B., Hesnard, A. et Tchernia, A., *Recueil de timbres sur amphores romaines* II, 1989-90. Travaux du Centre Camille Julian N° 20 (l'Univ. de Provence 1998), 158-182.
- (9) Rostovtzeff, M., *SEHRE*. (Oxford 1926), 182-3.
- (10) *Ibid.* 186-93.
- (11) *Ibid.* 93.
- (12) ロストフツェフはここで、平和の到来はなるほど戦争捕虜の減少を齎らしたにしても、それを補填する「出生奴隸」の一般化傾向を挙げて、なお多くの家内奴隸、商・工業奴隸が存在し、同様に農業もまた奴隸に欠けることはなかった、として労働力不足を衰退の決定要因と見做すことを否定(*ibid.* 94: 'Nor can I believe that shortage of labour was

the chief cause of the decline of scientific agriculture....There was no lack of slaves for agriculture')することによって、名指しにはないがウェーバー説を批判した。

(13) *Ibid.* 94.

(14) 「かれら（ローマ、イタリアの新旧貴族成員）は、科学的かつ資本主義的農業のグリーク＝マニュアルを手本」（*ibid.* 19）とした「資本主義的な諸線に則して運営され、厚い奴隷人口を擁したヘレニズム＝パターンの上に組織されたモデル農場・・・」（*ibid.* 30）。この「科学的」、「資本主義的」なる両概念は、ウィラ経済のみの問題ではなくして、「かれらは、畜産を含む農業と工業の両者に奴隷労働に基づく純粋に資本主義的な経済（pure capitalistic economy based on slave-labour）の諸方法を適応した」（*ibid.* 3; cf., *ibid.* 19）に明らかな如く、ローマ工業に対する理解もまた同一線上にあった。

(15) Meyer, Ed., 'Die Sklaverei im Altertum', in: *Kl. Schr.* II<sup>2</sup> (Halle 1924), 178-9, 199, 200, 211. Vgl. Lauffer, S., 'Die Sklaverei in der griechisch-römischen Welt', *Rapports de XI<sup>e</sup> Congrès International des Sciences Historiques*, Stockholm 1960, II (Göteborg/Stockholm 1960), 72.

(16) 事実上排他的にイタリア型の〈D. 1〉に次いで、『パックス・アウグスタ』と共に成立する地中海スタンダード型アムフォラ、〈D. 2-4〉の地中海市場支配の事実それ自体に拠って言えば、その後のM. I. フィンレイ (Finley)、A. H. M. ジョーンズ (Jones) のローマ経済モデル（次いでK. ホプキンズHopkinsによる修正）—— これら諸学説の簡潔な整理と批判は、Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 14-6参照—— にも拘らず、少なくとも『地中海』経済・文化世界の成立と展開に関して、ロストフツェフ学説はなおその有効性を完全には喪失してはいない、と見做されざるを得ない。直ぐ後に紹介される最新の二学説（新事実のロストフツェフ説との整合的処理）を看てもそうである。だが併し、その解体の直接的モメントとしての「市場競争」学説（それが「古代資本主義」の論理的延長上にあったことは言うまでもないのだが）を中心にして、筆者が事実関係面でこれに与さざる姿勢を執り続けていることは、既にここ迄の論述の行間に明示乃至暗示された。さらにまた筆者は、今日の実証研究の諸成果を踏まえた場合、かつてのG.サルヴィオリ (Salvioli, G. (J.), *Der Kapitalismus im Altertum. Studien über die römische Wirtschaftsgeschichte*, Stuttgart 1922<sup>2</sup>) の如き形でのポレーミクもまた、もはや不必要だと考えている。併し後に今一度触れねばならないであろうために、予めここでは、当面の課題たるウィラ経済に関わる事柄についてだけ、ロストフツェフ説に限らず筆者が「資本主義」説に対して距離を保ち続けていることに触れておこう。即ち、純粋に経済的な意味に於ては「資本」の語は使用され得るにしても、それと労働との間に自由かつ対等な契約関係が欠如する以上、古代経済に「資本主義」の語は適応され得ないことである。経営の原理面に於て、縦んば擬制的であった—— 筆者もこの側面そのものは否定しないが—— としても、厳密にはそうである。さらに仮にもし百歩退いて、ウィラ経済を何かあ

- る一つの概念によつて的確に説明しようとする場合でも、敢えて「資本主義」乃至「資本主義的」の語を古代経済の中に持ち込む必要は些かもなく、「奴隷制経済」で十分に説明がつく、と筆者は考える。因みに「資本主義」それ自体に関して言えば、今なお、とりわけウェーバー説の再評価と絡んで問題とされ続けていることを付記しておこう。
- Temperley, H., 'Capitalism, Slavery and Ideology', *Past and Present* LXXV (1977), 94-118; Love, J. R., *Antiquity and Capitalism. Max Weber and Sociological Foundations of Roman Civilization* (London/N. Y. 1991), esp. 59-109; Id., 'The Character of the Roman Agricultural Estate in the Light of Max Weber's Economic Sociology', *Chiron* XVI (1986), 99-146. さらにロストフツェフ業績の今日的意義については、SEHRE. のフランス語訳 (Paris 1988) 及び Wes, M. A., *Michael Rostovtzeff* (Stuttgart 1990) の書評、Shaw, B. D., 'Under Russian Eyes', *JRS*. LXXXII (1992), 216-228 参照。
- (17) Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region', in: *Camb. Anc. Hist.* X (1934<sup>2</sup>; Repr. 1971), 404-5; Walbank, F. W., *The Awful Revolution. The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969<sup>2</sup>), 24-5, 29-30, 52 = 吉村忠典訳『ローマ帝国衰亡史』岩波書店 (1963) 40、49-50、87頁。Cf., Luzzatto, G., *An Economic History of Italy from the Fall of the Roman Empire to the Beginning of the Sixteenth Century*, transl. by Ph. Jones (London 1968), 3-5.
- (18) Panella, C., 'Stratigrafie delle Terme Ostiensi' cit. 77.
- (19) Id., 'La distribuzione e i mercati' cit. 78.
- (20) Cf., White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 398-401.
- (21) Rathbone, D. W., 'The Slave Mode of Production in Italy', *JRS*. LXXIII (1983), 163-5.
- (22) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 160-2; Id. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie' cit. 67.
- (23) Grenier, A., *Manuel d'archéologie gallo-romaine* VI/2 (Paris 1934), 620-1.
- (24) Tchernia, A., *op. cit.* 147, n. 60.
- (25) Spagnolis, M. de, 'Ville rustiche e trasformazione agraria nel Lazio meridionale', in: Lefèvre, R. (ed.), *Il Lazio nell'antichità romana* (Roma 1982), 353-64; Tchernia, A., *op. cit.* 161.
- (26) Tchernia, A., *loc. cit.*; Manacorda, D., 'L'Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero' cit. 177; Carandini, A., 'Sviluppo e crisi delle manifatture rurali e urbane', in: *SRPS*. II, 252.
- (27) 例えば、トラヤーヌス期の北イタリア、ウレライア (Veleia) に於ける >fundus< と >saltus< 両者の事実上の識別不能の現実——土地所有全体からすれば極く限られたものでしかなかったが——乃至 >saltus< と >fundus< との連結の進行については、拙稿「1世紀後半—3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造 (3)」『歴史学・地理学年報』XIII (1989) 103, 119頁を参看されたい。

- (28) Cf. e. g., Celuzza, M. G. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro nel territorio di Cosa', *Dialog. di. Arch.* n. s. IV/1 (1982), 42-5; Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (eds.), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 114-5, 128-9; Id. and Tatton-Brown, T., 'Excavations at the Roman Villa "Sette-Finestre" in Etruria, 1975-9: First Interim Report', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*, Brit. Mus. Occ. Pap. XXIV (1980), 16; Andreussi, M., 'Stanziamenti agricoli e ville residenziali in alcune zone campione del Lazio (sulla basa degli studi pubblicati nella Forma Italiae) con catalogo delle ville', in: *SRPS*. I, 349-70. 因みにこの報告に収録された (1981年時点) ラティウム=ウィラは、ルスティカ部分のみでドムスを欠くウィラ——この形態は、アナーニャ (Anagnia) とコラ (Cora) 周辺で頻繁であった——に、明らかに『海浜ウィラ』だが農作業施設をもまた擁したものを含めて計 305 ウィラを数えた。各ゾーンのウィラ数は次の如くである。Anagnia=40; Cora=38; Praeneste=45; Tibur=58; Tellenae=39; Apiolae=75; Asturia=10. Johannowsky, W., 'Testimonianze materiali del modo di produzione schiavistico in Campania e Sannio Irpino', in: *SRPR*. I, 301-2; Frederiksen, M., 'I cambiamenti delle strutture agrarie nella tarda Repubblica: la Campania', in: *ibid.* 270-4; Id., *Campania* (London 1984), 40-42; Arthur, P., *Romans in Northern Campania: Settlement and Land-use around the Massico and Carigliano Basin*. Arch. Monographs of the BSR, No. 1 (London 1991), 66-9, 84-6, 109-124. (ラティウムとカムパーニアの個々のウィラについての調査報告は、それ自体がすでに歴大であり、あえてここで列挙の必要はない。)
- (29) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (N. Y. 1979), 120-135; Id., 'Villas in South Etruria: some Comments and Contexts', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 73-81.
- (30) Potter, T. W., *The Changing Landscape* cit. 134, fig. 39. なおポッターは、ウィラとは言い条、ウィア=クローディア沿いのこの遺構面積が極めて小さいことから、その他多くの小規模事例と同様に、「やや豊かな農民」的規模の小土地所有者 (loc. cit.: 'the farmer (a few prospered) who owned a smallholding') を推定した。さらにこの「ウィラ」もまた、他と全く同様に3世紀の内に廃棄された (次いで4世紀に入って「巨大ウィラ」が成立した)、という、イタリア=ウィラの正に一般的な現象の中にあつた (従つてその最終的な放棄は、必ずしも経済的な理由だけに因るものではなかつた)、と理解する。この時点では併し、ウィラ態勢の終焉にまで踏み込む必要はなく、とりあえずここでは、エトルーリア南部のウィラもまた4世紀の内に巨大ウィラにその席を譲つた、という事実が予め確認されるだけでよい。
- (31) *Ibid.* 133. 併しこの事実には、問題が残らないわけではない。というのは、帝政期以前の廃棄比率がウェーイー (11%)、カペーナ (50%)、スートリウム (67%) と大幅に異

なったからである。理由は奈辺にあったか。目下の筆者には、数字自体の再検討を含めてそれに答えるだけの準備は整っていない。

- (32) Gianfrotta, P. A., 'Le testimonianze archeologiche del territorio tra Centumcellae e Pyrgi', in: *SRPS*. I, 407-411, esp. 410.
- (33) Cf. e. g., Lewit, T., *Agricultural Production in the Roman Economy A. D. 200-400*. BAR. Intern. S. 568 (Oxford 1991), 188-194, 203-209.
- (34) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.*, 105-6; Fariñas del Cerro, L., Fernandez de la Vega, W., Hesnard, A., 'Contribution à l'établissement d'une typologie des amphores dites «Dressel 2-4»', in: *Collection de l'Ecole Fr. de Rome XXXII cit.* 179-206; 拙稿「果樹栽培ウイラとアムフォラ瓦窯」『別府大学大学院紀要』I (1999) 6-8頁。
- (35) 前掲註(8)参照。
- (36) マナコルダの前掲及び後掲諸論考の他、次の諸文献参照。Thévenot, E., 'La marque d'amphore "Sesti"', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* VI (1954), 234-43; Will, E. L., 'Les amphores de Sestius', *ibid.* VII (1956), 224-44; Roman, Y., 'La place du couloir rhodanien dans la diffusion des amphores de Sestius', *ibid.* XXV (1974), 125-36; Will, E. L., 'The Sestius Amphoras: a Reappraisal', *J. of Field Arch.* VI (1979), 339-50; D'Arms, J. H., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* cit. 58-62; Mandy, B., 'Découverte d'un lot d'amphores républicaines à Lyon', in: *Anfore romane e storia economica* cit. 602-3; Laubenheimer, F., *Les temps des amphores en Gaule* cit. 69.
- (37) Manacorda, D., 'Produzione agricola, produzione ceramica e proprietari nell'Ager Cosanus', in: *SRPS*. II. 13-22.
- (38) Carandini, A., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 9; Id., 'Roma imperialistica: un caso di sviluppo precapitalistico', in: *ibid.* 11-19; Id., 'Sviluppo e crisi delle manifatture rurali et urbane' cit. 252; Id., 'L'economia italica fra tarda Repubblica e medio Impero considerata dal punta di vista di una merce: il vino', in: *Anfore romane e storia economica* cit. 512-4, 517-520.
- (39) Manacorda, D., 'L'Ager Cosanus tra Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *Seaborne Commerce* cit. 177.
- (40) ローマ=ウイラの経済的構造並びにその終焉に関しては、とりわけ1世紀後半の『農書』を初めとする、2世紀初に及ぶ関係古典諸史料と考古学的新知見との関連的処理が不可欠であり、作業はローマ経済史の最重要課題の一つとして後に持ち越されることになる。
- (41) 差当りここでは、<obaerati>存在そのものに迄直接立ち入る必要はない。周知の如

- く、かつてクーランジュ、シュルテンがそれと同一視した〈nexus civium〉(Colum. *De r. r.* I, 3, 12)についてもまた同様である。Coulanges, F. de, *Le colonat romain. Recherches sur quelques problèmes d'histoire* Pt.1 (Paris 1885; Réimpr. N. Y. 1979), 18-9; Schulten, A., 'Der römische Kolonat', *HZ*. LXXVIII (1897), 17.
- (42) Vgl. e. g., Brockmeyer, N., 'Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit', *Historia* XX (1971), 732-42; Günther, R., 'Die Entstehung des Kolonats im 1. Jahrhundert v. u. Z. in Italien', *Klio* XLIII/XLV (1965), 249-60 = abgedruckt in Schneider, H. (hrsg.), *Wege der Forschung* CCCCXIII (Darmstadt 1976), 254-70. 長谷川博隆「カエサル内乱誌1の34のコローヌスについて」『名古屋大文学部研究論集』65 (1975) 1-41頁。
- (43) Cf., Heitland, W. E., *Agricola: a Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World* (Cambridge 1921; Repr. Westport 1970), 215f.; Brunt, P. A., 'The Army and the Land in the Roman Revolution', *JRS*. LII (1962), 71; Brockmeyer, N., *Arbeitsorganisation und ökonomisches Denken in der Gutswirtschaft des römischen Reiches* (Bochum 1968), 184-5; Finley, M. I., *Ancient Slavery and Modern Ideology* (London 1980), 135; Id., 'Private Farm Tenancy in Italy before Diocletian', in: Id. (ed.), *Studies in Roman Property* (Cambridge 1976), 106; Neeve, P. de, *Colonus. Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 72, 92, 165.
- (44) 「快適なばかりか魅力的なこの隠遁所」(Horat. *Ep.* I, 16, 15: 'hae latebrae dulces etiam... amoenae')なる表現からして、この「地所」はルスティカと同時に疑いもなくドスを擁していた。今日、ウァリア (Varia: Vicovaro) に近いリチェンツァ (Licenza) に残るウィラ遺構がそれである。Ashby, Th., *The Roman Campagna in Classical Times* (London 1970<sup>2</sup>), 114-5; Paget, R. F., *Central Italy: an Archaeological Guide* (London 1973), 195, Pl. 28; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 387; McKay, A. G., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975), 112-3; 拙稿「1世紀後半-3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』VIII (1984) 63頁。
- (45) 勿論この場合、形態それ自体としては、分割地小作のみならず「都市のコローヌス」による大々的な小作をもまた含めた「小作制」が理解されるべきである。だが併し筆者は、後に改めて言及する如く、コルメルラ (Colum. *De r. r.* I, 7, 1-7) に拠って葡萄・オリーブ栽培は通例として「農場主自らの管理」(regelmässig in eigener Regie des Grundherrn) 下に置き、「これに反して」労働力のわりに収益が挙がらない耕地(穀物地)の耕作は、自己の利害計算によって「比較的独立的」に運営する「小耕作者」(kleine Wirte)たるコロニーに委ねた(man die Bestellung des Ackerlandes, welches viel Arbeitskraft erheischte und doch keine hohe Rente abwarf, an Colonen vergab)、として「果樹栽培地=奴隷制直営」、「穀物地=分割地小作制(Parzellenverpachtung)」な

るシェーマを設定したM. ウェーバー、及びその基本的な理解に於て同様であったN. ブロックマイヤー、F. デ・マルティノー、O. シェーンベルガー等々の如きローマ農業に対する解釈の仕方には与さない。尤も筆者は、それが完全に成立不能だとして、有効性を悉く拒否するのでは決してない。併し後に別稿で明らかにされるであろう如く、少なくとも事実関係それ自体からして、この図式の普遍化は不可能だと筆者は考える。Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1966), 234-5; Brockmeyer, N., *a. a. O.* 175-6; De Martino, F. (dt. übers. von Galsterer), *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom* (München 1991<sup>2</sup>), 89f; Schönberger, O., *M. Porcius Cato, Von Landbau, Fragmente: alle erhaltene Schriften* (München 1980), 403.

- (46) Cf., e. g., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leurs conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 348-50.
- (47) コルメルラのこの側面に関しては、後に稿を改めて言及する。因みに近年に於けるウィラ研究の進捗が明らかにしたのは、前掲の如き果樹栽培ウィラの新設乃至既存施設の拡大＝奴隷営舎の発展的存続であった。さらにまた、疑いもなくカムパーニア北部に於ける果樹栽培ウィラのアムフォラ需要を前提として、沿岸部を中心に設置された<D. 1>生産の瓦窯が帝政初期に<D. 2-4>への切替を示しはしても、同時期に生産の縮小化乃至停止が惹起された如何なる痕跡も残されていない。而もこの実状は、カムパーニアのみならず、エトルルーリアとラティウムでも同様であった。Hesnard, A., 'Note sur un atelier d'amphores Dr. 1 et Dr. 2-4 près Tarracine', *Mél. de l'Ecole Française de Rome* LXXXIX (1977), 157-68; Peacock, D. P. S., 'Recent Discoveries of Roman Amphora Kilns in Italy', *Antiq. J.* LVII (1977), 262-9; Id. and Williams, D. F., *Amphorae and Roman Economy* cit. 105; Panella, C., 'La distribuzione e i mercati' cit. 66-7, 74-6; Hesnard, A., Ricq, M., Arthur, P. et al., 'Aires de production des gréco-italiques et Dr. 1', in: *Anfore romane e storia economica* cit. 49-50, 53-4; Arthur, P., *Romans in Northern Campania* cit. 73-9.
- (48) Carandini, A., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre' cit. 7. なおカランディーニが挙げた数字は、正確には「lt. 4, 910, 928 = HS. 2, 811, 600」である。
- (49) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 86. 但し同稿以前に刊行された別稿では、ガリアへの年間積出量を「50,000-100,000 hl.」と算定し、高い方の数値を採りたい、と考えた。Id., 'Italian Wine in Gaul at the End of the Republic', in: Garnsey, P., Hopkins, K. and Whittaker, C. R. (eds.), *Trade in the Ancient Economy* (London 1983), 92.
- (50) イタリア商人はガリア人を「ヘルメスの賜物」と見做し(Diod. V, 26, 3)、ネルウィー族は武勇の萎靡を防ぐべくイタリアからの葡萄酒持ち込みを禁止した(Caes. *B. G.* II, 15)、とするエピソードに知られる如く、共和政期以来最大の市場であったガリアの場合(ヒスパニアでも同様に)、イタリア葡萄酒の顧客は誰であったか、もまた問題となるであろうが、史料の沈黙の故に殆ど不明である。況んやどの階層まで入り込んだかに至っては完全

- に絶望的である。ただアムフォラ=デポジットの位置関係から推して、最大 possible の需要は、一つがローマ軍団兵士、今一つがガリア都市の最上層市民——チェルニア (Tchernia, A., 'Italian Wine in Gaule', 92) はアプリオリに推測可能なクライアントとして、ガリア諸族をもまた含めた「ガリア=エリート」(the Gallic elite) を考えるのだが——にあった、とする推測は当たらずとも遠からずだと思われる。
- (51) <D. 2-4>の流通の在り方との相違については後に改めて検討されねばならない。なおガリアからイタリアへの物流内容（とりわけ鉱物、畜産物資及び奴隷）については、Tchernia, A., *art. cit.* 95-99を参看されたい。
- (52) 本稿では専ら流通の結果だけが問題であり、陸・海・河川に拠る輸送手段及びそのための人的メカニズムなど、流通それ自体は差当り別問題として、視野内には収められ得なかった。
- (53) ライン下流のハルテルン出土例に拠って類型化されたこの型のアムフォラ (Haltern 70; Camulodunum 185A; Callender, M. H., *RA*. Form 9) は、<D. 20> (オリーブ油) との形状的類似性に加えて、使用原料の組成そのものもまた同一であり、躊躇なしにグッダルキビル流域での生産（今日の編年研究は「前1世紀中葉—後1世紀中葉」を特定する）が割り当てられる。分布はヒスパーニアを中心に、ブリタニアからゲルマーニア、ガリア及びイタリアのみならず、アフリカに迄至る帝国西・北部に比較的広範囲に及び、クラウディウス帝期に属する沈没船搭載例 (Port Vendres II) の一つに読取れるグラフィティ、'def(rutum) / excel(lens)' から、当該例はオリーブ油ではなくして葡萄シロップを内容としたことが知られる。Colls, D., Etienne, R., Lequément, R. et alii, 'L'épave Port-Vendres II et le commerce de la Bétique à l'époque de Claude', *Archaeonautica* I (1977), 86-91; Tchernia, A., 'Quelques remarques sur le commerce' *cit.* 306; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 115-6.
- (54) Hesnard, A., 'Un dépôt augustéen d'amphores à La Longarina, Ostie' in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C., *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* (Rome 1980), 142-9. 拙稿「1—3世紀のイタリアにおけるヒスパーニア産アムフォラ——その進出と展開の諸相——」『西洋史学論集』24(1986) 6-7頁。
- (55) Cf., Dangréaux, B. et Desbat, A., 'Les amphores du dépotoir flavien du Bas-de-Loyasse à Lyon', *Gallia* XLV (1987-88), 115-51.
- (56) 拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通」（前出）29-41頁。型研究については同29、36頁、人物特定の学説整理については同30-31頁参照。
- (57) PIR<sup>2</sup>. 'S' 436; RE. IIA, 1885; Manacorda, D., 'L'ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero' *cit.* 174-5; Id., 'Produzione e proprietari' *cit.* 29-30; D'Arms, J. H., *Commerce and Social Standing in Ancient Rome* (Cambr. Mass. 1981), 58-60; Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* II (Atlanta 1986), 197. 当該人物のコーンスル就任年については、この他さらに次の二文献参照。Degrassi, A., *I fasti con-*

*solari dell'Impero romano dal 30 av. C. al 613 d. C.* (Roma 1952), 3; Bickerman, E. J., *Chronology of the Ancient World* (London 1980), 152. Gens *Sestia*の名が見えるタイル銘、《L・SESTI・ALB // QVIRINALIS》(C. XV, 1445a-c)の人物特定については、Setälä, P., *Private Domini in Roman Brick Stamps of the Empire: a Historical and Prosopographical Study of Landowners in the District of Rome* (Helsinki 1977), 41を参看されたい。

(58) Cic. *Ad Att.* XV, 27, 1. Cf., Shatzman, I., *Senatorial Wealth and Roman Politics* (Bruxelles 1975), 398.

(59) マルセイユ沖の沈没船に搭載された大量の当該銘アムフォラ（全てが<D. 1A, 1B>に属し、五角星、棕櫚、錨等のマークを持った）は、コサ、就中ポルトゥス・コサーヌス（Portus Cosanus）内に形成されたデポジットで最も大量に残されたほか、(1)リグリア海岸線からヒスパーニア北東部に至る地中海沿岸、(2)ローヌ、ソーヌを主ルートとするガリア内陸部、(3)ガリア地峡の3方向に向かって点在した。沈没船調査とそれに基づくアムフォラ研究は次の諸文献参照。Benoît, F., 'Epaves de la côte de Provence: typologie des amphores', *Gallia* XIV (1956), 23-34; Id., 'L' épave du Grand Congloué à Marseille', *XIV<sup>e</sup> Suppl. à Gallia* (1961); Lamboglia, N., 'Problemi tecnici a cronologici delle scavo sottomarino al Grand Congloué', *Rivist. Stud. Liguri* XXVII (1961), 138-54; Thévenot, E., 'La marque d' amphore 《Sestius》', *Rev. arch. de l'Est et du Centre-Est* V (1954), 234-43. 分布事例については、Roman, Y., 'La place du couloir rhodanien dans la diffusion des amphores de 《SESTIUS》', *ibid.* XXV (1974), 125-36, esp. fig. 1; Id. et Rancoule, G., 'Les amphores de SESTIUS de la Lagaste (Aude) et de sa région', *Rev. arch. de Narbonnaise* X (1977), 247-261; Manacorda, D., 'The Ager Cosanus and the Production of the Amphorae of "Sestius": New Evidence and a Reassessment', *JRS.* LXVIII (1978), 127 fig. 3; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 401 carte 6; 及び註(56)に挙げた拙稿33-34頁、及び同40頁掲載の[図III]参照。

(60) 同稿 40頁[図II]参照。

(61) 《M・PORC》銘に今日確認されているのは、ポムペーイー(C. X, 8049, 1c:2 ex.)とノイス(Neuss) (Vegas, M., *Die augusteische Gebrauchskeramik von Neuss, Novaesium VI, Limesforschung* XIV, 1975, 71-2 u. Pl. 29) の、両遠距離輸送例を除いて全てが『ガリア地峡』を中心とした狭い地域に限定されたことである。<P. 1>全体ではこれより多少流通範囲が広く、ガリア西南部、とりわけランド地方(Landes)からブルターニュ、さらにはノルマンディーにさえ及んだ。発見地に関しては前掲拙稿37頁註(28)、(29)参照。なお、Y. ロマンはこの流通状況に関して、ヒスパーニアを迂回した「大西洋ルート」の可能性も否定出来ないと考えたが確証があつてのことではない。Roman, Y., *De Narbonne à Bordeaux. Un axe économique au I<sup>er</sup> siècle avant J. -C.* (Lyon 1983), 180.

(62) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 94.

- (63) *Ibid.* 142-8; Laubenheimer, F., 'Les amphores gauloises sous l'Empire' cit. 130-132.
- (64) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 164: "C'est le vide crée par la raréfaction du vin italien qui a attiré, en quantités inférieures, le vin de Tarraconaise'. 因みにチェルニアのこの解釈は、「市場競争」学説に対する拒否('la théorie de la concurrence des provinces ne tient pas')に連なるものであり、筆者もまた(後述の批判点は別にして)少なくとも事実関係それ自体としては承認してよい、と考える。
- (65) *Ibid.* 144.
- (66) Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 171, 177, 191; Id., 'Les amphores gauloises sous l'Empire: recherches nouvelles sur leur production et leur chronologie', in: *Anfore romane e storia economica* cit. 112.
- (67) Id., *La production des amphores* cit. 124, 127, 177.
- (68) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 142-3; Tchernia, A., *op. cit.* 246-7; Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 349-355 et fig. 179.
- (69) 本稿ではそれ自体をもはや問題にし得ない、アルレーティウムを中心としたテルラ＝シギルラータ生産の成立・展開・帰結の時期問題に関しては、差当っては、拙稿「ローマ工業奴隷制の経済的背景」『西洋史学論集』5(1958)3-20頁、同「ローマの工業」『古代史講座』IX(学生社1963)88-91頁、同「《T・RVFRENI》と《C・VIBIENI》」『歴史学・地理学年報』III(1979)8-23頁、同「アルレーティウム・テルラ＝シギルラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX, 2(1987)21-38頁、及びそれらで言及乃至引用された諸文献を参看されたい。
- (70) 生産の構造とその展開に関しては、前掲拙稿「終焉」参照。さらに最新の学説としては、先行学説の作業(奴隷・解放奴隷銘の収集と分析)——Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe* (Wiesbaden 1980)——を踏まえた上に、筆者もまた及び得なかった最新情報を加えた次の文献が挙げられねばならない。Rülle, G., 'The Internal Organization of the Arretine Terra Sigillata Industry: Problems of Evidence and Interpretation', *JRS*. LXXXVII (1997), 111-155.
- (71) Grenier, A., 'La Gaule romaine', in: Frank, T. (ed.), *An Economic Survey of Ancient Rome* III (Baltimore 1937; Repr. N. Y. 1975), 540-7; Kiechle, F., *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 78-99; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World* (London/N. Y. 1982), 116-128; Knorr, R., *Südgallische Terra-Sigillata-Gefässe von Rottweil* (Stuttgart 1912), 1-50; Id., *Töpfer und Fabriken verzierter Terra-Sigillata des ersten Jahrhunderts* (Stuttgart 1919), 5-11; Passelac, M., 'Les ateliers du sud de la France: les ateliers premiers', in: Bémont, C. et Jacob, J.-P. (eds.), *La terre-sigillée gallo-romaine. Lieux de production du Haut Empire: implantations, produits, relations* (Paris 1986), 35-41; Martin,

- Th., 'Les ateliers du sud de la France:groupe de Montans' . in: *ibid.* 58-93; Vernhet, A., 'Les ateliers du sud de la France:groupe de La Graufesenque', in: *ibid.* 96-120。
- (72) Déchelette, J., *Les vases céramiques ornés de la Gaule romaine I* (Paris 1904), 139-49; Comfert, H., *RE*. Suppl. VII, 1318, art. *Terra-Sigillata*; Grenier, A., art. *cit.* 547-50; Charleston, R. J., *Roman Pottery* (London 1955), 17; Kiechle, E., *a. a. O.* 85-8; Bémont, C. et Jacob, J. -P. (eds.), *La terre sigillée* cit. 137-63: Centres de production: *Lezoux* (Ph. Bet et H. Vertet), *Les Martres-de-Veyre* (A. -M. Romeuf), *Courpière* (Ph. Bet, P. Valude et H. Vertet), *Toulon-sur-Allier* (L. de Féraudy et H. Vertet), *Terre-Franche* (M. et P. Vauthey), *Vichy-Gare* (H. Vertet), *Lubié* (id.); Vertet, H., 'Céramique de Sain-Rémy-en-Rollat', *Gallia* XIX, 1 (1961), 218-25; Picon, M. et Vichy, M., 'Recherches sur la composition des céramiques de Lyon', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* XXV (1974), 35-59; Picon, M. et Garmier, J., 'Un atelier d'Ateius à Lyon', *ibid.* 71-6. この他、ルズーに於けるアトリエの構造的復元と生産技術、及び生産地の拡散化一般については、次の二文献参照。Picon, M., *Introduction à l'étude technique des céramiques sigillées de Lezoux* (Dijon 1973), 55-83; Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* cit. 160-2 = 池口守・井上秀太郎訳『ローマ経済の考古学』（平凡社 1999）352-6頁。
- (73) 正にこのことの故に、M. ロストフツェフは周知の如く、「都市ブルジョア」を担い手とした「資本主義」の一典型例として、この工業を「古代資本主義」学説の中に組み込み、同様にローマ化の進行に伴う「工業の拡散化」(the decentralization of the industry)の結果としてのイタリア=シギルラータの「市場喪失」を見た。Rostovtzeff, M., *op. cit.* 166-7. ガリア南部に於けるシギルラータ生産の成立と進出にアルレーティウム衰退の主原因を見たことそれ自体に限って言えば、既にデシュレット (Déchelette, J., *op. cit.* 116) がこの現象を指摘し、その後屢々繰返して主張されたが、このこと自体既に本稿の射程内にはない。Cf., e. g. Oertel, F., 'The Economic Unification of the Mediterranean Region', *Cam. Anc. Hist.* X (1952), 422; Frank, T., *Econ. Hist. of Rome* (Baltimore 1927<sup>2</sup>), 223; Comfert, H., art. *Terra-Sigillata*: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* V cit., 192; Brown, A. C., *op. cit.* xviii; Händel, A., *Zur Produktion und Distribution in der Stadt Rom während des Prinzipats in Auswertung der Inschriften.* Jb. f. Wirtschaftsgeschichte, Sonderband (Berlin 1983), 98. ここでは差当り、アウグストゥス期に入ってからアルレーティウムの後退を直截的に表現するであろうものとして、一つの事実関係だけを挙げておこう。即ち、奴隷命名法に時期的基準を見出したA. オクゼの先駆的研究に則って、M. E. パークが銘文に拠って集計し、S. トレヅジャリが踏襲した銘文に拠る労働力総数（この数字自体は勿論今日では大幅に修正されねばならないのだが）である。それによると「c. 40-20 B. C.」の20年間に、計13名の窯所有主の下で「奴隷123名、解放奴隷8名、解放奴隷？1名」が数えられたのに対して、以後終焉に至る迄の全期間に残された銘文集計は、「アトリエ主5名、奴隷68名、解放奴隷4名、身分不明の12名」だけであった。Oxé, A., 'Zur älteren

Nomenclatur der römischen Sklaven', *Rh. Mus.* LIX(1904), 108ff. ;Park, M. E. , *The Plebs in Cicero's Day. A Study of their Provenance and of their Employment*(Cambridge, Mass. 1918;Repr. N. Y. 1975), 79-88;Treggiari, S. , *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxford 1969), 91-94.

- (74) Oswalt, F. , 'Arretine and Early Gaulish Potters', *JRS.* XLVI(1956), 107-14. この関係は併し、ひとりモンタンのみならずリヨンでもまた同様であった。ここでは計9箇所にしギルラータ生産の遺構が確認されているが、その一つ、ソーヌ沿いのラ・ミュエット(La Muette)遺構に残された筈断片に対する定量分析の結果、含有元素量(TiO<sub>2</sub>, MgO)によって、その中に真正のアルレーティウム起源例が混在し、而もそのコピーがここで作られたことが判明した。Picon, M. et Lasfargues, J. , 'Transfert de moules entre les ateliers d'Arezzo et ceux de Lyon', *Rev. Arch. de l'Est et du Centre-Est* XXV, 1(1974), 61-9. なおリヨンに於けるアトリエの位置関係については、Lasfargues, J. , 'Les ateliers de potiers lyonnais:étude topographique', *ibid.* XXIV, 3-4(1973), 525-35参照。
- (75) 生産地は、中部ガリアからさらに東部に拡散したが、これを含めた生産地の移動と拡散化については前掲拙稿「テルラ＝シギルラータの終焉」26-28頁を参看されたい。なおそこでは、専ら生産と輸送のレベルからの移動メカニズムがすぐれて問題とされたため、「市場」問題、とりわけ時代の進行に伴う主要需要の在り方の変化はそれ程重視されなかったが、それ自体が既に別稿の問題である。主要市場の東部ガリアへの移動についての簡潔な指摘は、Alföldy, G. , *Römische Sozialgeschichte* (Wiesbaden 1975), 84を参看されたい。さらにそれ以上に重要な意味を有した、と見做されねばならないのは、東部ガリアに於ける特殊属領型の型・装飾モチーフを伴ったアトリエと市場圏の形成であり、〈P. 1〉, 〈G. 1-11〉と同様に、テルラ＝シギルラータでもまた指摘されねばならない、西欧世界の『ローマ化』の進行に伴う新たな「経済文化」の成立の課題は今後を持ち越される。このためには、かつてフランス北東部、アルゴンヌに関してなされたような事例研究の積み上げが必要であろう。Chenet, G. et Gaudron, G. , *La céramique sigillée d'Argonne des II<sup>e</sup> et III<sup>e</sup> siècles*, *Gallia* Suppl. VI (1955).
- (76) 最重要課題の一つとして、本稿の延長線上に位置するこの現象それ自体、並びに奴隷制との関係は、後に改めて問題にされるとして、差当りここでは、必要備品(オリーブ貯蔵用大瓶)の数量(Colum. *De r. r.* XII, 52, 11-12)に拠って、T. フランクが推定したコルメルラ＝モデルのオリーブ園(勿論あくまでも「推定」だが)が、カトー＝モデルの240ユーゲラ(60ha.) (Cato, *De agr. cult.* VIII, 10, 1)に対して、比較にならない広面積の1,500ユーゲラ(375ha.)であったことだけを記しておこう。Frank, T. , *Econ. Surv. V cit.*, 168-75.
- (77) Tchernia, A. , *Le vin de l'Italie* cit. 261-4. 註(64)参照。
- (78) 註(75)参照。
- (79) Cf. e. g. , Chenet, G. et Gaudron, G. , *La céramique sigillée* cit. 210 fig. 54.

- (80) Cf., Yeo, C. A., 'Land and Sea Transportation in Imperial Italy', *TAPhA*. LXVII (1946), 221-41; Burford, A., 'Heavy Transport in Classical Antiquity', *Econ. Hist. Rev.* XII (1960), 1-18; Id., *Craftman in Greek and Roman Society* (London 1972), 117-8; Reece, D. W., 'The Technological Weakness of the Ancient World', *G&R*. XVI, 1 (1969), 41-42; Kiechle, F., *a. a. O.* 156-7; Jones, A. H. M. (ed. by P. A. Brunt), *The Roman Economy. Studies in Ancient Economic and Administrative History* (Oxford 1974), 37, 192; Greene, K., *op. cit.* 36-40 = 池口・井上訳『前掲書』78-86頁。
- (81) 註(54)参照。
- (82) Cotton, M. A. (with J. W. Hayes, J. Reynolds and J. Birds), *The Late Republican Villa at Posto, Francelise*. A Report of an Excavation by the Inst. of Fine Arts N. Y. Univ. and BSR. (London 1979), 144.
- (83) Plin. *N. H.* XIV, 62-3.
- (84) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie cit.* 160; Johannowsky, W., 'Testimoniazze materiali del modo di produzione schiavistica in Campania e Sannio Irpino', in: *SRPS*. I, 301-2; Frederiksen, M., 'I cambiamenti delle strutture agrarie nella tarda Repubblica', in: *ibid.* 270-4; Id., *Campania* (London 1984), 40-42; Arthur, P., *Romans in Northern Campania: Settlement and Land-use around the Massico and the Carigliano Basin*. Arch. Monogr. of the BSR. I (London 1991), 109-24.
- (85) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R. (with an Introduction by A. Small), *The San Rocco Villa at Francelise* (London 1985), 241-3. 事例を報告したコトンの推測によれば、サン・ロッコに於ける2例の〈トリポリII型〉*Tripolitana II*は、それが混在する時期層からして、明らかにウィラでオリーブ栽培がなお展開されていた最中に輸入されたものであり、これから推して輸入されたオリーブ油は当該ウィラで生産されたそれとは「異なったタイプ」(it was a different type of oil that was being imported)であったと考えられざるを得ず、他方計7例を数えた〈アフリカIIB型〉*Africana IIB*は、1例が前者と同様に当該時期層に属したのに対して、他の6例は、ウィラ定在の他ならぬ「最終晩年」(the very last years of the occupation)に属し、従って恐らくオリーブ栽培を停止した後であったと考えられる、とされた。
- (86) Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines: inventaire et problématique archéologique* (Paris 1979), Planche XX; Remesal Rodriguez, J., 'Cuestiones en torno a la epigrafía anfórica de la Bética', in: *Anfore romane e storia economica cit.* 491, fig. n° 1.
- (87) こでは、バエティカ起源の〈D. 20〉, 〈D. 23〉両型(併しその大半は前者)が排他性を主張した。Callender, M. H., *op. cit.* nos. 18, 33, 130 et alii. Cf., Collingwood, R. G. and Richmond, J., *The Archaeology of Roman Britain* (London 1969<sup>2</sup>), 269.
- (88) 例えばアウクスト (Augst: *Colonia Augusta Rauricorum*) の調査によって明らかに

されたのは、1・2世紀、とりわけ「A. D. 30-110」に最も集中的に現れる両型の排他的な多数存在であった。Martin-Kilcher, S., *Die römischen Amphoren aus Augst und Kaiseraugst. Ein Beitrag zur römischen Handels- und Kulturgeschichte I: die südspanischen Ölamphoren*, Forschungen in Augst Bd. VII (Augst 1987), 49-56.

- (89) Tchernia, A., 'Italian Wine in Gaul' cit. 91-2. 但しチェルニアはガリアに於ける〈D. 1〉, 〈D. 20〉両型の数量関係に関して、スペイン=オリーブ油の輸出はその絶対量に於て、イタリアからの葡萄酒のそれを遥かに凌駕した、とする旧説(E. Thévenot, Review of M. H. Callender, *Roman Amphorae in Germania* XLV, 1967, 179)に対して、事実は全く逆だ('the truth is, in fact, precisely the reverse')として、〈D. 20〉と雖も〈D. 1〉には比肩出来なかった、と考えたが、絶対量そのものが完全な推測である以上、目下の所筆者には否定も肯定も出来ない。
- (90) 前掲拙稿「1-3世紀のイタリアにおけるヒスパーニア産アムフォラ」7-11頁(本書第二章第一節 - 頁)参照。Cf., Garnsey, P. and Saller, R., *The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (Berkeley/L. A. 1987), 58; Keay, S. J., *Roman Spain* (London 1988), 103-4; Loane, H. J., *Industry and Commerce of the City of Rome 50 B. C. -200 A. D.* (Baltimore 1938), 20 n. 41. なお、ロドリゲス=アルメイダ(Rodriguez Almeida, E)によって1989年以来継続して進められているモンテ・テストッチオの調査で新たに確認された新知見例に関するJ. M. ブラスケスの最新報告によれば、「2世紀層」を構成するアムフォラの「90-95%」はバエティカ産の〈D. 20〉によって占められた。Blázquez, J. M., 'The Latest Work on the Export of Baetican Olive Oil to Rome and the Army', *G&R* XXXIX, 2 (1992), 185-187.
- (91) 「56名」(G. Pucci)、 「58名」(H. Gummerus, M. E. Park)、 「65名?」(G. Prachner)、 「69名」(G. Rülle)等々、諸学説の集計は一致しない。これは偏に銘文の蒐集の仕方(とりわけ新事例の渉獵)と読み方の相違によるものであった。それに加えて、例えば、《GEMELLV // P・CORNE》(C. XI, 6700, 223a-b)には躊躇なしに奴隷、'Gemellu(s) P. Corne(lii) (sevus fecit)' が読まれねばならないのに対して、《P・CORN // GEMELL》(d. c)の場合には、'P. Corn(elii) Gemell(us)', 'P. Corn(elius) Gemell(us)' の両者が可能であり、奴隷であったか解放奴隷であったかの特定が屢々困難である(特に後者であったとすれば、自由を得た後「アトリエ主」になった可能性もある)。何れにしても正確は期され難く、C. XIを初め〈CIL.〉各巻の収録例だけに限った筆者の検索を以てしても既に50名を超しており、同一時にはではないが、P. Corneliusが大量の労働諸力を擁したアトリエ主であったことだけは確かである。Pucci, G., 'La ceramica italica', in: *SRPS*, II, 102-3; Gummerus, H., 'Industrie und Handel', *RE*, IX, 2 (1916), 1487; Park, M. E., *The Plebs in Cicero's Day* (Cambridge Mass. 1918; Repr. N. Y. 1975), 866; Prachner, G., *a. a. O.* 220-3; Rülle, G., *art. cit.* 148-151; 拙稿「ローマの工業——都市経済と奴隷制——」『古代史講座』IX (学生社1963) 88頁。Vgl., Oxé, A., *art. cit.* 136-9; Weaver, P. R. C., *Familia Caesaris. A Social*

*Study of the Emperor's Freedmen and Slaves* (Cambridge 1972), 24-41; Fabre, G., *Libertus. Recherches sur les rapports patron-affranchi à la fin de la République romaine* (Paris 1981), 29-110.

(92) 拙稿「ローマ工業奴隷制の経済的背景——共和制末・帝政初期の陶器工業——」『西洋史学論集』5 (1958) 4-5頁、前掲稿「ローマの工業」89頁。

(93) Strab. III, 2, 10; Plin. *N. H.* XXXIII, 21, 78.

(94) 拙稿「共和政末・帝政初期の東部諸属領に於けるローマ鉱山業の状態」『史淵』CIV (1971) 69-98頁、同「共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態——イタリア及び西部諸属領における——」同誌 C (1968) 81-93頁。

(95) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 98-101.

(96) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 129-133, 148-50, 249-50, 301-2; Cipriano, M. T. e Carre, M. -B., 'Production et typologie des amphores sur la côte adriatique de l'Italie', in: *Anfore romane e storia economica* cit. 88-89.

(97) <D. 1>の終焉は、併しなお問題を残した。共和政最末期、顕著な形で減少を示した<D. 1>の後退、次いで元首政最早期に於ける消滅と<D. 2-4>の出現との関係である。というのは、後者の出現と拡大化が前者の「減少」を招来せしめたのでは決してなかったからである。既述の如くこの現象それ自体、即ち専らイタリア中央部を起源とした<D. 1>の「稀薄化」が生み出した「空白」を初めて明確な形で指摘したのは、A. チェルニア(註(64)参照)であったが、この「イタリア葡萄酒の稀薄化」(la raréfaction du vin italien)が何によって招来されたのかに迄は及んでいない。事実を以てする「市場競争学説」の克服に連なるに拘らず、である。併し、アグロノーム諸誌研究を専らとしたローマ経済史研究では略々完全に視野外に置かれ、その故にまたアムフォラ研究を含めて従前の諸学説では殆ど充分には説明され得なかった新たな重要問題にも拘らず、目下の筆者には、批判に耐え得るだけの解答は準備し得ていない。事実関係それ自体に限って言えば、エトルリア南部でウィラの放棄が相次いだこと(註(30)参照)に加えて今一つの顕著な現象もまた看過され得ない。即ち、近年の地中海沈没船調査結果がそれである。パーカーの集計(Parker, A. J., 'The Wine of Roman Italy', *JRA*. III, 1990, 328)によれば、「75-25 B. C.」の50年間に沈没船は98隻を数え、この内アムフォラ輸送船は40隻に上ったが、全事例が<D. 1A, 1B>の搭載船であった。これに対して「25 B. C. -A. D. 25」の50年間は、総数109隻の多きを数えた。併しこの内、葡萄酒を搭載したのは、<D. 1>の1隻、イタリアからの<D. 2-4>2隻、ヒスパーニア産の<D. 2-4>を搭載した5隻の計8隻だけであった。従ってもしこの数字から直接推測が可能だとすれば、元首政最早期の地中海物流に於ては、属領産をもまた含めた葡萄酒流通そのものの比重が著しく低下したことになる。『パックス・アウグスタ』の成立に伴う市場変化乃至流通の構造的変化がこの延長上に考えられねばならないが、もはや別課題である。

## 第二節 〈ドレッセルII-IV型〉(D. 2-4)アムフォラの消滅

——イタリア＝ウィラ経済展開図式の再検討——

共和政中期以来、地中海葡萄酒市場を事実上支配した、排他的にイタリア中央部起源の〈ドレッセルI型〉アムフォラ(D. 1A-C)の消滅<sup>(1)</sup>に続くいま一つの問題は、それに代わって同様に市場支配の痕跡を残した〈D. 2-4〉の激減と消滅の時期、並びにデポジット成層上の諸相である。

この型のアムフォラは、イタリアで〈D. 1〉の直接的な後継型として、而もしばしば〈D. 1〉と同一の瓦窯で生産が成立したのに加えて、西部諸属領でもまた同様に生産が開始され、今やスタンダード型アムフォラとして、地中海市場を事実上支配した<sup>(2)</sup>。従って、イタリアのみならず西部諸属領、とりわけ瓦窯遺構に拠って生産の跡が確認されたヒスパーニア東北部とガリア南部をもまた包含するローマ果樹栽培ウィラ全体の経済的推移(展開と終焉)と無関係ではあり得ず、『パックス・アウグスタ』下に成立したこの〈D. 2-4〉の展開と終結の段階に至って初めて、時間と空間の両面にわたる「地中海世界」規模での視野の拡大化が図られねばならないことになる。

この下で解決されねばならない先ず第一の課題は、〈D. 2-4〉の終焉時期である。但し、市場からの後退・消滅と生産停止の「時期」特定そのものはそれ程重要ではない。というのは、〈D. 2-4〉の「最後の日付」を「c. A. D. 130」に設定したM. H. カレンダー<sup>(3)</sup>、F. ツェヴィ<sup>(4)</sup>以来、終焉時期に関して型・編年研究を踏まえた近年の諸学説は基本的に略々共通した理解に達し、生産遺構の考古学調査もまたそれに追認を与える結果に終わったからである。即ち、1世紀末のトラヤーヌス期(a. 98-117)に至って、数量的な激減を顕にした〈D. 2-4〉は、イタリアに於ても西部諸属領に於ても一様に、ハドリアーヌス期(a. 117-138)の内に西部地中海市場から事実上姿を消し、2世紀後半迄は生き延びなかったことである<sup>(5)</sup>。それ故、もしこれが踏まえられた場合、そこに内包された最も本質な問題は、今や〈D. 2-4〉が消え去ったと見做されたそのハドリアーヌス期及びそれ以後の時期が、『地中海世界』経済の展開、より限定的に言えば奴隷制それ自体並びにそれを基底にした果樹栽培ウィラ体制の展開にとって如何なる時期であったか、でなければならない。この課題たるや、古代奴隷制の衰退と終焉のモメントが何であり、何処に設定さるべきかに直結する、ローマ経済史の最重要課題の一つに他ならず、その意味では古くして、だが併し新事実の発掘が改めて提起する新たな問題でもある。

併しそれにも拘らず、既に再三にわたって言及されたように<sup>(6)</sup>、トラヤーヌス・ハドリアーヌス期以後に於ける大土地所有制関係諸史料の事実上の断絶は、この問題の作業進展

に阻止的にのみ作用する。カルタゴ人マーゴ（Mago）のラテン訳農書を初めサセルナ父子（Sasernae）、スクローファ（Cn. Tremelius Scrofa）及びカトーの農書が著わされた共和政中期以来<sup>(7)</sup>、果樹栽培に関して頻繁に書き残されたアグロノーム諸誌<sup>(8)</sup>としては、最も体系的な著作（全12巻中の3分の1が果樹栽培論）を遺した1世紀後半のコルメルラ、プリーニウス（大）による『博物誌』中の農業関係箇所（最も集中的には、*N. H.* XIV-XV）、ウィラの運営実状を直接伝えたものとしてはトラヤーヌス期のプリーニウス（小）『書簡』が事実上最後であり、土地計測家達（*agrimensores*）の記録<sup>(9)</sup>もまたハドリアヌス期迄であった。これ以後に知られるのは、古代最後のラテン農書たる4世紀のパルラディウス（*Rutilius Taurus Palladius*）に引用乃至言及された僅か3農書（*duo Quintilii, Curtius Iustus, Gargilius Martialis*）だけでしかない<sup>(10)</sup>。それ故このような史料事情を以てしては、問題の処理は困難なばかりか、もはや事実上不可能でさえある<sup>(11)</sup>。

このような史料事情の中で、新地平の切り拓きに執られ得る唯一可能な方法は、情報量の急増と研究の精緻化（とりわけ1970年代以降）によって、今やそれなしにローマ経済史研究の進展は図られ得ないウィラ研究の取込みである。

併しそれに立ち入る前に、本稿の射程外の故に最後迄触れられないままに終わるであろう今一つ別の、古代経済衰退像に直結する重要課題に関して、若干触れておかねばならない。即ち、<D. 2-4>の消滅を契機とする考古学的新知見例を踏まえて、とりわけエトルーリア北部のセッテフィネストレ（*Settefinestre*）＝ウィラを好個のモデルにして、A. カランディーニ（*Carandini*）が再度装いを新たに提示した「構造転換」学説<sup>(12)</sup>——早くも1世紀後半に開始し、2世紀末・3世紀初に至って完結した「奴隷制果樹栽培→小作制穀物栽培」への確定的転換、及びそれに伴う奴隷営舎の解体——を支える一般図式としての「自由人コロニー」による「小作制」一般、とりわけ「分割地小作制」は、果たして制度それ自体の本質からして果樹栽培に馴染まなかったと、断定出来るか否かの事実関係である。而もこの解釈は、かれが対決した<sup>(13)</sup>先行諸学説、就中「市場競争」（古代資本主義）と「奴隷価格高騰」（奴隷供給源枯渇）に起因する、奴隷営舎解体の両学説<sup>(14)</sup>によって体系化されていただけに、『構造転換』の展望を図るには看過され得ない問題であり、予めある程度迄踏み込んで、事実関係を整理しておく必要がある。

確かに葡萄栽培は、その高集約度の故に、他に比して多くの労働力による協業を必要とした。カトーによれば（*Cato, De agr. cult.* I, 7）、一定面積当たりの収益は葡萄が第1位（オリーブは4位、穀物は6位）であり、人的な「施設」としては、240ユーゲラのオリーブ園が13名の労働力（*id.* X, 1）を必要としたのに対して、面積半分以下の葡萄園（100ユーゲラ）のそれは16名（*id.* XI, 1）を数え、この数字はさらにウァルローによってそのまま踏襲された（*Varro, De r. r.* I, 18, 2; 5）。このことに明示されたのは、葡萄栽培が奴隷労働の協業に基づく直営を以て基本としたことであり（*Cato, De agr. cult.* V, 1-8; *Varro, De r. r.* I, 17, 1-7）、帝政期に入ってもまた事情は全く同様であった（*Colum. De r. r.* I, 8, 1-20; XI, 1, 1-32; XII, 1, 1-6）。併しここから直ちに、小作制はそれとは本来的に相容れなかった、として一般化するこ

とは出来ない。プリーニウス（小）所有の広大な葡萄園に導入された、小作料40万HS.の「コロヌス」(Plin. Ep. X, 8) <sup>(15)</sup>の如き大規模請負は一先ず別としてもなお、次の二事例を容易に挙げ得るからである。但しその一つはアフリカ皇帝所領のコローニー<sup>(16)</sup>であり、他の一つもまた、必ずしもイタリアのそれが特定されたわけではない。併し差当りここでは、それが支配的形態であったか否かは問わず、とにかく制度としての小作制それ自体と果樹栽培との関係如何が問題とされるからには、それで充分であろう。

アフリカ皇帝所領の一つ、トラヤーヌス帝<sup>(17)</sup>帰属の〈フンドゥス〉 *fundus Villae Magnae Varianae*に関わる〈Henchir-Mettich〉碑文(C. VIII, 25902) <sup>(18)</sup>に現れた〈コローニー〉がその第一の場合である。それによると、土地計測から脱落した「未耕地」(*subseciva vel subcesiva*) <sup>(19)</sup>を新たに自己用益(*usus proprius*)を目的として耕作する〈コローニー〉<sup>(20)</sup>に対して、「耕作分益」(*colonicae partes*)として〈lex Manciana〉<sup>(21)</sup>に従って「小麦、大麦、葡萄、オリーブ」は収穫の「3分の1」（豆は4分の1）を現物で納付することが義務づけられた(*id.* I, 10-12; 24-29) <sup>(22)</sup>。従って（それ自体複数存在の）この〈コローニー〉は、紛れもなく分益小作人であった。さらに、廃棄されていた元葡萄園、同様に放置されたままになっているオリーブ園を育苗から始めて再開する場合、及び無花果園の新設に関してコローニーには夫々一定の納付猶予期間が留保された(*id.* II, 20-24; 17-23; III, 2-12)。即ち無花果、葡萄両者には連続して5年間、オリーブは10年間、野生種に接木したオリーブ(*qui inserverit oleastra*)は5年間であった。理由説明は見当たらないが、疑いもなく設備資金の調達に加えて植込から成木迄の無収穫期間<sup>(23)</sup>を勘案したものであった。

ハドリアーヌス帝帰属の〈サルトゥス〉 *saltus Neronianus*に関わる、今一つの〈Ain-el-Djemala〉碑文(C. VIII, 25943; 26416) <sup>(24)</sup>も同様であった。この碑文は前者と同一の〈lex Manciana〉の適応を確認した皇帝代理の註解(*sermo procuratorum Imp. Caes. Hadriani Aug.*)であり、ここでは、(1)未利用のまま放置されていた湿地、荒蕪地でのオリーブ・葡萄園の開設(*id.* I, 6-7) <sup>(25)</sup>、(2)全ての適地での(コローニーによる)オリーブ、葡萄、穀物の栽培(*id.* II, 5-7) <sup>(26)</sup>、(3)オリーブ栽培(接木を含む)に対する10年間の猶予期間(*id.* III, 7-11) <sup>(27)</sup>、等々に関する規定が盛り込まれた。

素より、皇帝庫(*fiscus*) <sup>(28)</sup>を構成し、代理(*procurator*)を介して皇帝意思の下に直接的に運営されたこれらの所領は、同一時期、隣接のムニキピウムから行政的にもまた切断されたヒスパニアの『ウィパスカ鉱山区』(*metallum Vipascensis*)碑文<sup>(29)</sup>に於けると同様の関係下にあり、この意味では、都市乃至都市的共同体内の私的な土地所有一般<sup>(30)</sup>とは、必ずしも同列には置かれ得ないであろう。併しそれにも拘らずこの両碑文は、次の2点(とりわけ第2点)に於てウィラ経済一般、就中その態様と展開の仕方にとって示唆的であった。

即ちその第一は、トラヤーヌス、ハドリアーヌス両皇帝のアフリカ所領では、葡萄とオリーブの栽培地がしばしば放置乃至廃棄されてしまっていた、という現実<sup>(31)</sup>であった。これに対する皇帝の対応は、コローニーの占有用益権の承認を踏まえた再・新開発の奨励策であり<sup>(32)</sup>、この原則はその後セウエーリー3皇帝及びIulia Domina Augustaの名の下で再確

認された<sup>(33)</sup>。

第二は、穀物と並んで葡萄・オリーブ・無花果の果樹栽培もまた、コロニーによる分割地小作経営の一構成要素をなしていた事実である。而もこの果樹栽培が、単なるコロニーの自家充足目的でなかったこともまた確かである。従って私的所有ウィラ全体に及ぶ一般化は出来ないが、少なくとも『地中海世界』視野で見た場合に、果樹栽培は本来的に小作制に馴染まなかったとする、「奴隷制＝直営果樹栽培」、「小作制＝穀物栽培」の等式関係それ自体(並びにそこから地中海世界規模で進行したと見做された前者から後者への構造転換が必然化した、商品貨幣経済の後退図式なるもの)は、事実上成立し得ないことになる。

今一つは、法関係史料であり、ここでは次の2事例を挙げておく。その一つが農地の賃料軽減に関する問題である。あるコロヌスが不作(*de fructuum exiguitate*)を理由に苦情を申し立てたことに対して、神皇アントーニヌスの指令(*rescriptum divi Antonini*)によって「考慮さるべきでない」とされ、さらにこれに続いて「葡萄園の老朽化」を理由に減免措置が講じられるよう(*ut propter vetustatem vinearum remissio tibi detur*)、事態の変更が要求された場合に対してもまた同様(*item alio rescripto ita continetur*)だとされた箇所である(Dig. XIX, 2, 15, 5: *Ulpianus*)。他のケースもまた、コロニーの葡萄栽培に関するものであった。即ち、賃貸条項には「葡萄栽培」が含まれていなかったにも拘らず(*cum lege locationis non esset comprehensum, ut vineas poneret*)、「コロヌスが・・・それにも拘らずフンドゥス内に葡萄園を設置し」(*colonus... nihilo minus in fundo vineas instituit*)、その結果、「その収益」の故に年間小作料を10アウレイー高くして農地の賃貸がなされ始めた(*et propter earum fructum denis amplius aureis annuis ager locari cooperat*)ことによって起こった問題、つまり、農場主(*dominus*)は「フンドゥスのかの追い出されたコロヌス」(*iste colonus fundi eiectus*)を小作料未納を名目で訴え得るか否か、あるいはまた「葡萄園設置」(*in vineis instituendis*)に要した出費をコロヌスに有利に酌量し得るや否やが問題とされた事例(Dig. XIX, 2, 61: *Scaevola*)である。

この両場合に於てもまた、コロヌスの下での葡萄栽培、即ちウルピアーヌス(『告示註解』33巻)では葡萄園それ自体、スカエウォラ(『学説類集』7巻)では葡萄園そのものではないが、農場主－コロヌス間の農地の貸借関係(*locatio-conductio*)での葡萄栽培の現実が踏まえられた。地域の限定、コロニーの小作規模は素より、2・3世紀イタリアの大土地所有にそれがどの程度一般化していたかなど、具体的には何も知られ得ないが、果樹栽培が小作制と相容れないものでは決してなかったことが確かなものとして残る<sup>(34)</sup>。

従って以上何れの場合であれ、地域と時期及び「転換」の直接的モメントを何処に設定するかの問題は一応別として、少なくとも事実関係を以てする〈形態〉それ自体に関して言えば、その本質からして果樹栽培に馴染まざるものとして、「分割地小作制＝穀物生産」を固定化し、奴隷制→小作制の転換を果樹栽培→穀物生産のそれとして一般化することによって、そこに共和政中期以来拡大化の一途を辿ったウィラ態勢の解体と地中海商品貨幣経済後退の決定要因を見る古代経済の直線的な図式は事実上成立し得ないことになる。事実また、も

し仮に百歩退いて、そうでなかったとすれば——勿論流通の広がりや量に於て大々的商品生産の奴隷制ウィラ経済とはもはや比較にならなかった事実そのものには変わりはないが<sup>(35)</sup>——ディオクレティアヌスの所謂『最高価格表』(A. D. 301)に見える如く、かつて<D. 1>、<D. 2-4>によって地中海市場を支配したラティウム、カムパーニア葡萄酒がなお「商品」として銘柄を止め続けたこと<sup>(36)</sup>に説明がつかなくなるであろう。さらにまた、かつて地中海市場にその名が知られたばかりか、屢々アムフォラに直接その名を止めた *vinum Albanum, Caecubum, Falernum, Massicum, Signium, Tiburtinum* 等々の銘柄酒は、ハドリアヌス以後も消え去ることなく、散在的ではあるがその他の諸史料の中に見出すことが出来る<sup>(37)</sup>。

もしそうだとすれば、<D. 1A-C>に代わって帝政最初期の地中海市場を支配した<D. 2-4>が激減と事実上最終的な消滅を証言した1世紀後半～2世紀前半以後、イタリア＝ウィラの経済的現実はどうであったのか。僅か2事例だけの検証であったにしても、まさにこの時期が提起したローマ奴隷制の展開と構造変化図式の一般化それ自体に対する、事実関係面よりする論題提示を踏まえた上に、当初の本来的課題——<D. 2-4>の〈消滅〉とイタリア＝ウィラ——に戻ろう。

但し、近年に於けるウィラ研究の加速的急進捗に加えて、組成分析を含めたアムフォラ研究と瓦窯遺構調査が明らかにした主要葡萄酒生産地域＝テュレニア海沿いイタリア中央部と地中海沿いのヒスパーニア東北部に限定されてよい。併し、例えばウエイー周辺(Ager Veientanus)だけを取り上げて見ても、その存在が確認されたウィラ及び農場遺構は、T. W. ポッター(Potter)の集計(1973年時点)に拠れば、「30 B. C. -A. D. 100」の間に327例<sup>(38)</sup>、その後の新知見諸例を加えたT. ルーイット(Lewit)のそれ(1991年時点)では、前1世紀に266例(この内遺構面積が3,000m<sup>2</sup>を越すもの、即ち同女史の類型化によれば<size 1>は、124例)、後1世紀に286例(内<size 1>は150遺構)、これに対して2～4世紀の3世紀間では291例(同様に<size 1>は163)、それ以後7世紀までの間は、小規模な「農民」的遺構＝<size 2>を加えても、全部で44遺構が数えられるだけでしかなかった<sup>(39)</sup>。その後の破壊も加わって、部分的にしか確認出来ないものを加えてとに角今日明るみ出された、諸属領を含む総体的な遺構数は既に厩大であり、不充分乍らも計量化を可能ならしめた<sup>(40)</sup>。

併しここでは、<D. 2-4>の激減と消滅が問題を提起した「1世紀末～2世紀」のウィラ経済に、一般的傾向として何らかの方向性が看取され得るや否やだけが問題であり、この観点からすれば、先に<D. 1>に関して執られたと同一の方法によって<sup>(41)</sup>、イタリア中央部の果樹栽培地帯に関して、サンプルとしての事例抽出に耐える若干の特定遺構は別として、全体的には、個々の遺構調査結果は踏まえられながらも、それらを捨象して極く大雑把な総覧が図られるだけでよい。

#### (a) エトルーリア・ウムブリア＝ウィラ

コサ(Cosa)の後背地を構成するヴァルレ・ドロ(Valle d'Oro)の葡萄、オリーブ栽培乃至混合栽培のウィラ遺構は32を数えるが(1986年時点)、この中には既に1・2世紀の交を

待たずに廃棄されたものもあり、それを含めて約3分の2は2世紀後半迄に機能を停止し、放棄された<sup>(42)</sup>。他方、ハドリアヌス期以後、アントーニーヌー期に入って新設されたウィラは確認されていない<sup>(43)</sup>。

これらの内、遺構プランの復元作業が一応の完了を見たセッテフィネストレ(Settefinestre)=ウィラは、〈ドムス〉・〈ルスティカ〉の両要素から成るウィラの一典型を提供する(図9)<sup>(44)</sup>。少なくとも全17室に及ぶ多数の奴隷居室、ルスティカの出入り口に配置された監視部屋、エルガストルム、病室に加えて、食堂と調理場が中庭を取り囲む形で配置され、それに隣接してドムスと棟続きにウィラ差配のウィリクス居室、家畜(牛)小屋等を備えたルスティカ部分とそれに隣接する豚飼育施設、羊・山羊小屋、穀物倉庫等の付属施設を擁したこのウィラは、数度に及ぶ増改築の跡を残した。この内、倉庫・調理室・水浴室・坪庭(天窗付き)等で構成されたドムス北側部分(Periodo IIC)は、初期段階(IA-IB)では、大型貯汁槽付きの葡萄搾汁装置3基・オリーブ圧搾装置1基及び坪庭に大型の石臼1基(畜力利用)を備えた生産施設部分であった。従ってこのウィラは、所有主は定かでないが<sup>(45)</sup>とにかく当初は、葡萄栽培を主にしてオリーブ、穀物をもまた生産した混合栽培型ウィラとして出発した。併しこれらの生産施設は、1世紀末乃至2世紀初が推定される全面的な改築(Periodo I→II)に際して撤去され、その上に(Periodo IIA-C)前述の如き別機能の部屋へと改変された。以後、果樹栽培施設はもはや設けられることはなかった<sup>(46)</sup>。従ってセッテフィネストレ=ウィラは、1・2世紀の交に至って、それ迄疑いもなく経営の主力をなした続けた果樹栽培を放棄し、奴隷営舎は維持したままで畜産(及び恐らく穀物生産)を中心にした経営に切り変わった。但しこの際、所有主の交代があったか否かは明らかに出来ない<sup>(47)</sup>。併しこの態勢もまた、長くは続かなかった。正確な時期確定は不能だが、マルクス・アウレーリウス帝期(A. D. 161-180)を最後として、以後のコインが全く現れないことから推して、遅くとも2世紀末迄にウィラそのものが廃棄され、以後荒廃のままに放棄された公算は極めて大きい<sup>(48)</sup>。

以上によって確実に知られたのは、農産物市場を前提として成立、展開されたこのウィラの経済が、1・2世紀の交に至って果樹栽培の放棄の上に構造的な変化を示し、次いで2世紀後半にウィラ態勢それ自体が廃棄されたプロセス、即ち奴隷営舎の放棄を伴った〈フンドゥス〉そのものの解体である。勿論この場合、変化と解体が何によって招来されたか、直接的には知られ得る由もないが、この段階の作業としては差当り事実関係の確認だけでよい。モンテ・アルジェンタリオ(Monte Argentario)を挟んでヴァルレ・ドロの北側に広がるアルベーニャ(Albegna)流域でも、大多数のウィラは2世紀の内に姿を消した。3世紀に存在が確認されたのは6ウィラだけであり、これらもまた4世紀に入って廃棄された<sup>(49)</sup>。モンテ・アルジェンタリオ、ジリオ(Giglio)、ジャンヌトリ(Giannutri)に於てもまた、1・2世紀の交に果樹栽培の放棄が相次ぎ、2世紀末を待つことなく、「A. D. 100-150」の間に大多数は消滅した<sup>(50)</sup>。

エトルーリア南部の海岸沿い地帯も同様であった。ケントゥムケルラエ(Centumcellae:

Civitavecchia)～ピュルギー(Pyrgi)間のウィラは、大多数が2世紀中葉迄の間に歴史を閉ざし、それ以後になお痕跡を残したのは全ウィラ中の約5分の1に過ぎなかった<sup>(51)</sup>。今一つの果樹栽培ゾーン、南部内陸部は併し、多少様相が異なった。ティベリス彼岸のこの地もまたウィラが密集したが、(BSR.の組織的調査<sup>(52)</sup>によれば)半数以上はその活動期が「アウグストゥス期～ユーリオ・クラウディー末期」に属した<sup>(53)</sup>。中でも低品質酒の代名詞とされた〈vinum Veientanus〉(Horat. Sat. II, 6, 143)の産地、ウェーイー近郊では、前述の如くウィラ及び農民的規模の遺構が密集的であった(ウィラの密度に関して言えば、規模の相違は一先ず別にして2km<sup>2</sup>に平均して1ウィラ)<sup>(54)</sup>。而もサンタ・コルネリア＝ウィラ(Santa Cornelia)に残る葡萄植込みのトレンチ跡<sup>(55)</sup>を初めとして、農場遺構にはしばしば果樹栽培の痕跡が残された<sup>(56)</sup>。カペーナ周辺(Ager Capenas)も略々同様であり、モンテ・カニーノ＝ウィラ(Monte Canino)の如く、その後の破壊にも拘らず葡萄搾汁装置の基台が遺され、従って明らかにかつてはルスティカ部分を擁していたことが知られる事例も稀ではなかった<sup>(57)</sup>。この地帯のウィラもまた葡萄を主とした果樹栽培に立脚したことは確かだが、同時に穀物、牧畜との混合経営が一般的であった<sup>(58)</sup>。

問題は併し、2・3世紀の経済的現状であった。T. W. ポッターの集計によれば、「30 B. C. - A. D. 100」の間に計327例を数えたウェーイー(Veii)周辺のウィラ・農場遺構の内、65遺構(20%)は既にこの間に放棄されていた。同様に2世紀を待たずして姿を消した事例の比率は、エーレートゥム(Eretum)周辺で17.5%、ファレリ近郊域(Ager Faliscus)で33%、カペーナ(Capena)では36%に及んだ。従ってアウグストゥス～トラヤヌス帝期の間、2～30%前後のウィラがその機能を停止したことになる。併し2世紀はこの延長線上にはなかった。メトロポリス＝ローマの巨大市場を控えたこの地域では、廃墟のままに放置されることなく、ウィラの新設が相次いだからである。ウェーイー周辺では、2世紀に入ってもなお307遺構が知られ、この内の15%は紛れもなく新設であった。同様に新設ウィラ・農地遺構の比率は、エレートゥム＝12.5%、ファレリ＝37%、カペーナ＝49%に及び、スートリウム(Sutrium)に至っては実に60%が2世紀に入ってから新設であった<sup>(59)</sup>。尤もここでポッターが「農村遺構」(rural sites)として挙げたのは、

(1) 狭面積(100～200 m<sup>2</sup>程度)にタイル・陶片等生活遺物が散乱するだけの零細農民的な「小屋」、

(2) その中心に凝灰岩ブロック・彩色漆喰・モザイク等の建築材デブリが散乱する「小農場」(1,000～1,400 m<sup>2</sup>)、

(3) 広面積(3,500 m<sup>2</sup>乃至それ以上)にわたって建築材・陶器のデブリが散乱するウィラ(推定だが1 km<sup>2</sup>当たり2乃至3ウィラ)

の3カテゴリー<sup>(60)</sup>であり、如上の遺構数は全てがウィラとその〈フンドゥス〉であったわけでは決してなく、「農場」(farms)の中には中小農民地もまた含まれた。例えばファレリ近郊では、2世紀の全遺構199の内、カテゴリー(2)が43%を占め、躊躇なしにウィラが特定され得たのは44遺構(22%)であった<sup>(61)</sup>。

従って1世紀と2世紀の数量関係からして、果樹栽培を放棄した北部エトルーリアと異なって1・2世紀交の南部内陸部は、ウィラ経済のみならず農民経済にとってもまた寧ろ繁栄期にあった、と言わねばならない<sup>(62)</sup>。併しそれにも拘らず、果樹栽培ウィラの「繁栄」は永続しなかった。2世紀末・3世紀初に至って、北部と同様にここでもまた確実に、経済的な衰微と最終的な廃棄が進行し始めるからである。

而も廃棄は、「5～10ユーゲラ」(12,500-25,000m<sup>2</sup>)程度の小規模土地所有<sup>(63)</sup>に於てもまた同様であった。ウィラ体制のみならず農民的土地所有をもまた含めた、要するに農村経済全体の3世紀に入ってから衰退の徴表を読み取ることが出来よう。即ちその一つに、ウィラ及び農村での生活の跡を直截的に証言する食卓器、とりわけ赤釉スリップ＝ウエア(red slip wares; red polished wares＝以下<RP>と省略)がある<sup>(64)</sup>。光沢を持つアフリカ起源のこの赤釉陶器は、1世紀末から7世紀最初の4半世紀にかけて最も一般的な食卓器としてイタリア(中でも農村地帯に頻繁に)に送り込まれた<sup>(65)</sup>。これを生活の指標として見ると、ウェーイー近郊では2世紀末に<RP>を伴った遺構の実に4分の3が3世紀末迄の間に消え去り、ファレリでもまた、3世紀に入って遺構数そのものが激減を開始し、3・4世紀交までに40%、4世紀末までには50%以上が消え去った<sup>(66)</sup>。今一つが、ウィラそのものの消滅である。前述の如くウィラ・農場遺構が密集したウェーイー近郊で、2世紀に86を数えたウィラは「A. D. 300」頃迄に37が廃棄されたのを初めとして、激減が進行した<sup>(67)</sup>。それ以上にドラスティックであったのは農民的所有地であり、2世紀に230を数えたポッター＝モデル(2)に属する遺構の内、5世紀初には僅かに43遺構のみが、<RP>によってその痕跡を残すだけであった<sup>(68)</sup>。

一方内陸部、ティベリス上流のウムブリアでもまた、ウィラのクロノロジーはエトルーリアと同様であった。葡萄栽培とチーズ生産で知られた(Plin. *N. H.* XI, 241; XIV, 37)この地域が、ティベリスとウィア・フラミアを主要ルートとしてローマ市場に連なったことは言うまでもない。現にこの流通ルートそのものは、商品こそ違え、M. Rutilius Lupus (praef. Aeg., A. D. 113-7)とQ. Servilius Pudens (cos. A. D. 166)所有のナルニア(Narnia: Narni)近郊「地所」で生産され、ローマを主要市場とした煉瓦・タイルの所謂<opus doliare>によって最も直接的に証言される<sup>(69)</sup>。ここでも、大多数のウィラは2世紀末・3世紀初迄の間に放棄され<sup>(70)</sup>、(フンドゥス)内設置のアムフォラ瓦窯もまた悉くがそれと歴史を共にした<sup>(71)</sup>。

### (b) ラティウム＝ウィラ

南部のカエクブス地方(ager Caecubus)の如く、アミュクラヌス湾岸(sinus Amyclanus)で栽培され、「かつては最高の評価」が与えられた『カエクブス酒』(antea Caecubo erat generositas celeberrima)が、<D. 2-4>の激減期に当たる1世紀中葉には既に「消え去ってしまった」(Plin. *N. H.* XIV, 61: 'iam intercidit')とされたにも拘らず、現実には決してそうではなかったように<sup>(72)</sup>、必ずしも一概には言えないが、知られ得たウィラの遺構数から総じて言えば、<D. 2-4>事例数の地中海市場からの激減と消滅に照応する急激な数量的変化は定か

ではなかった。

計305箇所及ぶ近年の調査結果、とりわけM. アンドレウシ(Andreussi)の6地域にわたる遺構調査を踏まえたウィラ＝カタログ<sup>(73)</sup>によれば、全体的に見てウィラの経済的「最繁栄期」は、他と同様に前1世紀～後1世紀の2世紀間であった。否そればかりか、2世紀に入ってもなおウィラの増改築と新設が継続し、3世紀以後に存続が確認された事例もまた稀ではなかった<sup>(74)</sup>。併しここでもまた、2世紀末・3世紀初のセウエールス期を境としてそれ以後に於ける一般的傾向として、ウィラの経済的な落ち込みはもはや覆い隠さるべくもなかった<sup>(75)</sup>。‘opus doliare ex praediis’ vel ‘ex figlinis huius’の銘文定式に拠って直接的な利害関与の痕跡を首都ローマを中心に、周辺諸都市のみならず遙か遠距離の地(例えばカルターゴ周辺ウィラ遺構)に迄送り込まれたローマ貴顕身分・皇帝及び皇帝夫人所有のラティウム・ウムブリア・エトルーリア『地所』に於ける大々的な商品生産の建築材もまた、筆者の銘文収集作業が明らかにした所によれば、2世紀第一・4半世紀を最盛期とし、アントーニーニ期に入って急激な落ち込みの後、カラカラ帝期(A. D. 198-217)を最後として、以後全ての手懸りを消し去った<sup>(76)</sup>。

このような一般展望の上に、〈ウィラ〉としての成立、展開、帰結の全貌がある程度明らかになったラティウム＝ウィラ2例をサンプルとして挙げておこう。

その一つが、旧ウィア・ガビナ<sup>(77)</sup>(Via Gabina)に沿ってローマから東方14軒地点に残る、残存状態が比較的良好なウィラの一つ(Via Gabina Villa No. 11)である<sup>(78)</sup>。このウィラは、前3世紀前半の創設が割り当てられた小規模な農民的家屋(Period 1A)を最下層とし、その上に2度の増改築(1B, 1C)が重ねられた後、全面的な拡大建直し(Period 2A)の痕跡を残し、その後さらに2度にわたって改築(2B, 2C)が重ねられた(図10参照)。この内〈Period 1C〉は、小規模乍らも果樹栽培(葡萄・オリーブ両者)と穀物生産両者の痕跡を残した<sup>(79)</sup>。その位置関係から推して、まず間違いなしにローマ市場を前提とした混合栽培ウィラである。その後、前1世紀末が推定される大改築(Period 2A)<sup>(80)</sup>によって、アトリウムを取り込んだドムスをもつ〈スブウルバーナ〉型のウィラに拡張された。それが土地所有規模の拡大を伴っていたことは容易に推測出来るが、主要作付けに変化があったか否かは定かでない。併しこのウィラが注目に価するのは、ドムス東側部分の改装(2C)に際して、搾油装置・沈澱槽・貯蔵槽のオリーブ油生産施設が新設されたことである。これと並んで恐らくドーリウム・アムフォラの貯蔵庫に利用されたと思われる三和土床面の大部屋が同時に設けられており、葡萄酒の熟成と貯蔵にもまた当てられたと考えられ得るかもしれないが、搾汁器台を初め葡萄酒の生産施設は何処にも見当たらない(W. M. ウィドリグ Widrigの調査報告は、南側空間での葡萄酒生産の可能性をもまた示唆したが、確証があつてのことではない)<sup>(81)</sup>。〈2C〉の年代は定かではないが、南西部分の拡張工事(2B)に、アウレーリウス帝母方祖母(Domitia Cn. f. Lucilla)所有の「地所」で「A. D. 123」を中心に生産を指揮した解放奴隷(officinatores)の一人、Cn. Domitius Agathobulus<sup>(82)</sup>の銘入りタイル複数例が使用されていること<sup>(83)</sup>から推して、恐らく〈2C〉は早くてハドリアーヌス治世の後半かまたはそれ以後であつたと思

われる。従ってこのウィラは、施設の更新によってハドリアヌス期以後もオリーブ栽培を主として存続した。

併しこの経済活動も、長続きはしなかった。廃棄の時期は定かでないが、〈RP〉を初めとして3世紀以後の生活調度品が全く現れなくなることから推して、恐らく3世紀に入って程なく放棄され、以後は自然崩壊のまま放置された<sup>(84)</sup>。

今一つは、ウィア・ラティーナ(Via Latina)沿いに残るカサル・モレナ(Casal Morena)＝ウィラ遺構である。生産の痕跡そのものは全く残されていないが、広面積(3,000 m<sup>2</sup>)にわたって散在する廃墟の一隅に、紛れもなく葡萄酒の熟成に使用されたと思しき蓋付きのドーリウムが夫々6基と4基が描かれた2面のフレスコ画、及び葡萄栽培と搾汁作業シーンのそれを持つ壁面が残された。画像は何れも、3世紀末乃至4世紀初が推定されるウィラ最後の改築壁面に描かれたものであった。画像のみのために積極的史料にはなり得ないし、況んや経済的実状については知られ得る由もないが、このウィラが3世紀末に入ってもなお、葡萄栽培が継続されていたことを消極的乍ら読み取ることが出来よう<sup>(85)</sup>。

以上の2事例の内、少なくとも前者は最も直接的に、今一つは消極的乍らも、2世紀に入って全地中海市場規模で進行した〈D. 2-4〉アムフォラの消滅が、少なくともラティウムでは必ずしも葡萄栽培それ自体の停止には直結しなかったことを証言し、その故にまた、「商品」としてのイタリア銘柄酒の存続を伝える『最高価格表』を初めとして、その他3世紀以後の古典諸史料を事実によって裏付けることになる。

### (c) カムパーニア＝ウィラ

『カエクス酒』と並んで共和政期以来、高品質酒として知られた『ファレルヌス酒』*Falernum vinum* (e. g. Varro, *De r. r.* I, 2, 6; 8, 1; Plin. *N. H.* III, 60; XIV, 62 et al.)の生産地、北カムパーニアのファレルヌス地方(ager Falernus)に密集するウィラを初めとした近年の遺構サーヴェイ(1981年)が明らかにしたのは、農場施設(とりわけ奴隷労働依拠の)が3世紀以降もなお存続した、と見做され得ることであった<sup>(86)</sup>。他方併し、その後のウィラ研究の進捗によって、W. ヨハンノフスキー(Johannowsky)のこの解釈はウィラが廃棄された後に建造物と農場が「再利用」された痕跡を「存続」と取り違えた、とする批判が出された。A. チェルニア(Tchernia)とM. チェルツァ(Celuzza)の指摘<sup>(87)</sup>がそれである。さらに〈D. 2-4〉の消滅とセッテフィネストレ＝ウィラのクロノロジーとの整合的解釈を図ったC. パネルラ(Panella)は、「取り違い」の指摘に続いてさらにその背後に、最終的な廃棄＝ウィラ体制の解体に至る以前に、エトルーリア、カムパーニアの別を問わずイタリア＝ウィラに一般的現象として進行した、「果樹→穀物」の作付け変更とそれに伴うウィラ経済の構造変化の可能性を指摘した<sup>(88)</sup>。

一方A. カランディーニ(Carandini)は、アウグストゥス期とフラウィウス期の両時期に於けるオスティア市場でのイタリア葡萄酒の比重変化、即ちアウグストゥス期＝60% (この内〈D. 6〉に拠る北イタリア産が23%) に対して、1世紀後半のフラウィウス期は34.3% (テュレ

ニア海沿岸産の〈D. 2-4〉は 29.4%) に落ち込んだことを挙げて、既に早くも『パックス・アウグスタ』下に開始されたイタリア＝ウィラ経済の不振とそのさらなる進行を指摘した<sup>(89)</sup>。さらにセッテフィネストレ＝ウィラをモデルとして、それをイタリア全体のウィラ経済に拡大して、次の如き大土地所有制の展開と帰結の一般図式を引き出した。

(1) イタリアの主要型アムフォラ、〈D. 2-4〉、〈D. 6〉<sup>(90)</sup> 両者の略々時期を同じくした消滅は、ティレニア海・アドリア海に於ける「葡萄酒商業の終焉」(la fine del commercio vinario) を意味した。

(2) この「葡萄酒の危機」(crisi del vino)は、勿論、ウィラそのものの危機ではなかった。両者は決して同時現象ではなかった(non vi è dunque sincronia)が故にである。トラヤーヌス期にはなお、アエミリア地方、ティベリス流域、カムパーニア地方で大銘酒を大々的に生産したウィラの活動が認められるにしても、その後この両型アムフォラが姿を消す「A. D. 130」頃を境に、「果樹栽培→穀物栽培・畜産」への構造的変化とウィラ解体への道が進行した。

(3) 葡萄酒はもはやイタリア農村の主要生産物ではなくなり、エトルーリアからカラブリアにかけて、ウィラの40%が閉鎖された。

(4) アントローニーニー期以後、もはや如何なる高級酒(vino scelto)も「新たに」現れることはなかった。かくしてウィラは、牧畜・森林・穀物栽培を選ぶことで終わった。それ迄「約4世紀間」にわたってイタリアのウィラ経済を担い続けた大規模な葡萄栽培の「終焉」(la fine della grande produzione vinaria)、「奴隷制大規模協業」(la grande cooperazione schiavistica)の「終焉」であり、これらはアントローニーニー末期・セウエーリー初期に、一般的現象としてのウィラの廃棄となって現れた。

(5) この「農業危機」は直ちに都市の経済危機を招来した。従ってアントローニーニー諸帝の「黄金時代」(l' aurea età degli Antonini)は、その実イタリアにとっては、「崩壊期」(il momento della rovina)に他ならなかった<sup>(91)</sup>。

従って、カムパーニア＝ウィラに関する新知見を踏まえた以上の如き最近の諸学説にあっては、何れにせよウィラの衰退と最終的解体が2・3世紀の交を起点として設定され、その結果〈D. 2-4〉の消滅との間に、半世紀から1世紀近くの時間的なずれが生じることになった。この両者が陥ったアポリアに対してカランディーニは、セッテフィネストレ＝ウィラをモデルにして拡大化を図り、この時間的空白こそが、「ウィラ経済の構造的な変化が進行した時代」であった、と見做した<sup>(92)</sup>。

だが併し、このカランディーニの新説にもまた、新たな疑問が生じるのは否めない。その第一は、トラヤーヌス・ハドリアーヌス期を起点とする「果樹栽培→牧畜・穀物生産」及びそれに伴う「奴隷制→小作制」の「構造的変化」がイタリア＝ウィラに果たして何処まで進行したのか、つまり、カランディーニがモデルと見做したセッテフィネストレ＝ウィラが時間と空間の両者に於て何処まで一般化可能なのかであり、第二は、それにも拘らずトラヤーヌス・ハドリアーヌス期以後もなお、葡萄・オリーブ栽培は存続し、イタリアでは漸く

2・3世紀交のアントーニーニ末期からセウエーリ一期に至って、正に一般的現象としてウィラの廃棄乃至放棄とそれに伴う〈フンドゥス〉それ自体の解体が招来された事実は如何に説明され得るのか、である<sup>(93)</sup>。

これに対処するには、新たなモデルを、而もイタリア最大の葡萄・オリーブ栽培地帯であったカムパーニア＝ウィラ（但し「A. D. 79」<sup>(94)</sup>を初めとして紀元後1世紀の内に姿を消した事例は視野外に置かれてよい）に模索の必要があろう。この好個の事例を提供すると考えられるのが、ファレルヌス地方で、最近漸くその全貌（成立、展開、終焉）が明らかになった二つのウィラであり、而もこの両ウィラは、葡萄栽培地帯の最中にありながら（e. g., Strab. V, 3, 6; 4, 3; Liv. XXII, 15, 2; Plin. *N. H.* III, 60; XIV, 62 et al.）、プリーニウス（大）が労働経費を計算に入れば「割に合わない」作物の代表例に挙げたオリーブ栽培（Plin. *N. H.* XVIII, 38）を専らとした、紛れもなく恒常的な商品生産の奴隷営舎を擁したウィラ（中程度規模）であった。

(i) 『サン・ロッコ(San Rocco)＝ウィラ』 (図 7A)

前1世紀初頭の創設になる小規模ウィラ(Period I)は、前50年頃(Period IA)に部分的な改装がなされた後、前30年頃、壁面の一部だけを残して略々完全に撤去し、新たにドムス・ルスティカ両者を持つウィラに全面的に改築された(Period II)。それ迄恐らく葡萄酒の屋外熟成に利用されたと思われるドーリウム（但し〈Period I-IA〉には搾汁装置の痕跡が残されていないこともあり、この段階で果たして葡萄栽培がなされていたか否かは確認出来ない）を封鎖し、その上に新たに拡張されたアトリウムをもつドムス、搾油・沈澱施設と奴隷居室を中心として家畜小屋、紡績・織布施設の他、屋外には打穀場を設け、前段階とは比較にならない規模の、オリーブ栽培を主とした紛れもなく奴隷制直営の〈スブウルバーナ〉型ウィラとしての態勢が整えられた。次いで紀元後50年頃、外壁はそのままにして内部が部分的に改造された(Period IIA)。痕跡が残された最後の改築である。即ちルスティカ部分で最も重要な変化は、それ迄疑いもなく奴隷用に当てられていた居室・寝室・便所を全面的に撤去して、煉瓦・タイル生産の瓦窯2基、作業場、貯水槽が新たに設置され、奴隷用の部屋は家畜小屋の上階に設けられたことである<sup>(95)</sup>。

これら2基の新設瓦窯は、その規模からして間違いなしに市場を前提として専門化された奴隷労働による恒常的な商品生産の場であり<sup>(96)</sup>、このことは共和政最末期に於けるオリーブ栽培を中心としたウィラ経済全体の拡大の上に、後1世紀中葉に至って、もはやオリーブ栽培の拡大化によってではなくして、副次的収入源の新設によって経済的な拡充が図られたことを意味した。而もこのような瓦窯の併設は、サン・ロッコ＝ウィラのみの特殊事例では決してなかった<sup>(97)</sup>。

この間には当然所有主の交代があった筈だが、所有主が誰であったか、最初から最後まで全く不明なばかりか、消極的な推定手懸りさえも残されていない。

この〈Period IIA〉が《ウィラ》としての定在痕跡の最後であり、以後廃棄に至る迄ドムス、ルスティカ両部分とも、建造物・施設に手が加えられた形跡は全く残されていない。サン・

ロッコ＝ウィラは従って、1世紀中葉以来、オリーブ栽培とopus doliare<生産を中心にそれに穀物栽培を加えた態勢を最後迄維持した、と見做されねばならない。だとすれば、「最後」は何時であったか。デブリとしてのみ残る生産活動と生活の痕跡に拠る以外に方法はないのだが、これらの逐次的検討は不必要であり、ウィラの活動停止に向けての時期特定に好個の手懸りを提供するものとして、次の2事例が取り上げられるだけでよい。経済生活と日常生活を直截的に表現するアムフォラと食卓器である<sup>(98)</sup>。

アムフォラは、疑いもなく周辺ウィラから持ち込まれたと思われる葡萄酒用の<D. 2-4>が比較的多く（口縁部 17、把手 8断片）、この他には、<Period II>に含まれた小型の<Schöne-Mau Form XXXV=Pompeii XXXV><sup>(99)</sup>が1例、ウィラの廃棄後テラスが農地として耕されたため<Period II-IIA>の層が破壊された、時期層不詳箇所<Ostia L><sup>(100)</sup> 2例（口縁部）が残された。後二者は1～2世紀に属するアフォラ型であり、同様にウィラでの消費に他から持ち込まれたものであった。単純に数量からだけみれば、ハドリアーヌス期以後葡萄酒需要が落ち込んだと言えるかもしれないが、これからだけでは何とも言えない。

同様に時期層破壊箇所に残された<D. 38 vel 39>=<Ostia LXIII;Beltrán IIA><sup>(101)</sup>、及び<Ostia LVIII;Beltrán IIB><sup>(102)</sup>の各1例は、バエティカ最南部から送り込まれた水産加工品アムフォラである。専らガルム（魚醬）に使用された前者のオスティア例は、フラウィー期乃至1世紀最末期、魚ペースト用の後者はティベリウス／クラウディウス期～2世紀中葉に属し、この両者とも3世紀以後までイタリアに送り出された痕跡は残していない<sup>(103)</sup>。

これら以上に示唆的なのがオリーブ油アムフォラである。その一つが<トリポリ型>シリーズ(Tripolitanian Form I-III)の内の<Form III>=<Ostia XXIV> 2例、今一つがテュニジアに生産地が特定されている<アフリカ型>に属する<African IIB>=<Ostia III> 7例である。前者は生産と流通が比較的長期間に及び、オスティア＝デポジットに拠って言えば、初出例がフラウィー期に属し3世紀に入って減少を示しつつ同世紀の中葉を以て最後とした<sup>(104)</sup>。時期層不詳箇所に混在したため、ウィラ到着の時期は不明だが、もし<Form III>の「比較的早期段階」に属するものであったとすれば<sup>(105)</sup>、ウィラ自身がなおオリーブ栽培を続けていた正にその間に、北アフリカ産のオリーブ油が（この時点では恐らくドムス用に）使用されたことになる。サン・ロッコに比較的多く残された後者の大型アムフォラもまたオリーブ油に利用されたものであり<sup>(106)</sup>、イタリアでは3世紀最初の10年間に初めて現れ、オスティア＝デポジットのオリーブ油アムフォラとしては、3世紀後半から4世紀にかけての最普及型であった<sup>(107)</sup>。従ってその受け入れはウィラの廃棄直前のことであり、最終段階では、市場向けのみならずオイコス目的でさえ既にオリーブ栽培を停止していたことが推測された<sup>(108)</sup>。

第二は食卓器、とりわけシギルラータであり、その一つが、『後期イタリア型』のそれである<sup>(109)</sup>。但しポストー＝ウィラ<sup>(110)</sup>に比して事例数が少なく、<Period II-IIA>に2例が知られるだけで、他は断片のみである（脚部1・口縁部5・底部1・腹部11の各断片）。

併しそれでもなお、1世紀中頃に出現し2世紀初乃至遅くとも同世紀中頃迄に消え去った<sup>(111)</sup>この事例は、サン・ロッコの活動時期に一つの指標<sup>(112)</sup>を提供する。これとは対蹠的に食卓器の大半（口縁部 124例、底部21例、腹部 54例）を占めたのが、今やその編年が明らかとなったアフリカ起源の〈RP〉である。2・3世紀のイタリア、とりわけ農村部の遺構に広範囲にわたって頻繁に現れる<sup>(113)</sup>この型の内、サン・ロッコでは「2世紀中葉以前」の型——即ちJ. W. ヘイズ(Hayes)の分類と編年によれば<sup>(114)</sup>、「1世紀末—2世紀末」に属する〈Form 6A-B, 29-31〉、「2世紀初—中葉」の〈Form 7B, 31-33〉の他、〈Form 38, 21-25〉(c. A. D. 75-150)、〈Form 8A, 33-35〉(c. A. D. 80/90-160+)——はそれ程多くはない（全 21例）。他の全ては「2世紀後半」が割り当てられた〈Form 8B, 33-35〉、「2世紀末乃至3世紀初」の〈Form 28, 51-53〉を初めとした諸型、〈Form 9A-B, 35-37〉(c. A. D. 100-160+)、〈Form 14B-C, 39-41〉(c. A. D. 160-200+)、〈Form 27, 49-51〉(c. A. D. 160-220)であり、「3世紀初」を最後にして、以後の諸型は現れない<sup>(115)</sup>。

以上総じて言えば、サン・ロッコ=ウィラはハドリアヌス期以後も市場を前提としたオリーブ栽培ウィラとして奴隷制を維持し、1世紀中葉に新設された副次的収入源としての瓦窯もまた、疑いもなく奴隷労働によって維持された。従って遺構それ自体に拠る限りでは、オリーブ栽培を専らとしたウィラにあってもまた、「果樹→穀物・畜産」=「奴隷制直営→自由人小作制」の変化は看取され得ず、奴隷営舎のままで2世紀末乃至3世紀初に至って全ての生活の痕跡を消したことになる。ウィラとしての定在それ自体の廃棄である。併し、コルメルラ、プリーニウス（大）がイタリア奴隷制果樹栽培の不振現状を伝えたのと略々時期を同じくして<sup>(116)</sup>、オリーブ栽培の拡大によってではなくして副次的収入源の新設によってウィラ経済の維持乃至拡大が図られたことそれ自体が既にそうなのだが、〈Period IIA〉を最後に、以後如何なる変化も加えられていないことから推して、消極的にはあるが、ウィラの経済的活力がその後とりわけ2世紀に入って弱体化していたことは否めない。事実また、ドムス西側擁壁の倒壊箇所埋もれたデーナーリウス貨7枚の内、《TRAIANVS》(A. D. 106-111)が最古、《FAVSTINA》(A. D. 145-161)、《MARCVS AVRELIVS》(A. D. 159-160)が最新であり、このことは、アントーニーヌ後期に倒壊したこの箇所が、その後もはや修復されることなく放置されたことの証になるであろう<sup>(117)</sup>。

#### (ii) ポスト=ウィラ (図 11)

モンテ・テレフォノ (Monte Telefono) 山麓の、アッピア街道に沿った現ポスト集落 (Posto) の近くに残る今一つのウィラ (サン・ロッコ=ウィラから1軒足らず) もまた、略々同様な性格と歴史を持った。4年 (1962~1965) に及んだ調査によって明らかになったのは、全3期にわたる増改築の跡であり、夫々の概略は次の如くである<sup>(118)</sup>。

#### 〈Period I/IA〉

全6室（内1室には貯水槽）よりなる〈L〉字形の家屋と中庭を取り囲んだ囲壁を持つ最初の小規模なウィラは、礎石工法と層位によって「前2世紀末~前80年」の間に創設が特定され (Period I)、その後「前50年頃」に部分的に改造 (Period IA) されたことが明らかに

なった<sup>(119)</sup>。即ち、排水溝・擁壁に付加された扶壁の新設に加えて、囲壁に接合する形で中庭に面して2室が新設された。この部屋が何に使用されたか(奴隷部屋か貯蔵室か)は不明だが<sup>(120)</sup>、人的にであれ物的にであれ、とにかく前1世紀中葉にウィラの拡大がなされたことだけは確かである。但し日常生活品のデブリが残るだけで、搾汁・搾油装置の基台を初め当然あった筈の生産施設がその後の改築に際して完全に撤去されているために、経済生活の復元は不可能である。

#### 〈Period II〉

次いで「前30年頃」、サン・ロッコと時期を同じくして、略々全面的な改築によって拡大が実現され、この段階で初めてオリーブ栽培ウィラとしての定在の痕跡が明確な形で残された<sup>(121)</sup>。居住部分は計10室に拡張され、その北側に水導・貯水の施設が新設された。この家屋部分の拡大に照応して、南側テラスもまた〈Period I/IA〉の構造をそのまま取り込んで拡張された。併しこの期の最も注目すべき遺構は、中庭の障壁に沿って設けられた搾油装置の基台とオリーブの沈殿・分離槽である。従ってポスター＝ウィラもまたその規模から推して、サン・ロッコと全く同様に、疑いもなく奴隷労働に立脚した果樹栽培ウィラ(中型)であった。但し打穀施設は定かでない。

#### 〈Period III〉

その後ウィラはさらに、「後1世紀中頃」、サン・ロッコと同様に今一度改造によって拡大の跡を残した<sup>(122)</sup>。居住区の改造(最も目立つのが温・冷両浴室の新設)と生産施設の拡充である。その主たる変更の一つは、中庭囲壁(Period I/IA/II)の撤去による農作業空間の拡大(555.18 m<sup>2</sup>)であり、今一つが既設のそれに加えて第二の、比較的大規模な製油施設の新設であった。即ち居住区の東側2室を改造して、1室に大型搾油装置——石灰岩の基台(直径1.20 m×高さ1.25 m)——と流油溝を設け、隣室を分離槽(2基)に改造し、今やウィラは2ヶ所に搾油施設を有するに至った。従って1世紀中葉にオリーブ生産規模の拡大、それ故当然のこととして奴隷営舎の拡大によって、市場向け生産を基軸としたウィラの経済的拡大が図られたことが知られた。

併しポスター＝ウィラもまた、この改築が遺構から復元され得る最後であり、以後果樹栽培中心の奴隷営舎としての態勢は維持したにも拘らず、1世紀以上は続かなかった。生活の跡を証言する日常調度品(ランプ、コップ、皿、ボウル、水差し、鍋等々)が、既に早くもアウレーリウス期初の「160年乃至若干後」を最後として完全に消え去ったからである<sup>(123)</sup>。テラコッタ・ランプは、「A. D. 100-200」が割り当てられる2事例が最後であり<sup>(124)</sup>、『後期シギルラータ』(口縁部・底部・腹部断片全22例)も、「1世紀中葉～2世紀中葉」を以て最後とした<sup>(125)</sup>。アフリカ起源の〈RP〉もまた、〈Form 9A, 35-37〉(c. A. D. 100-160+)、〈Form 14B, 39-41〉(c. A. D. 160-200+)、〈Form 16, 41-42〉(c. A. D. 150-200+)以後の型は現れない<sup>(126)</sup>。

従ってポスター＝ウィラもまた、直ぐ近くのサン・ロッコ＝ウィラと同様に、共和政最末期に、市場向け生産のオリーブ栽培ウィラとしての定在を明確な形で打ち出し、1世紀中頃

に生産規模の拡大化を実現した。ハドリアヌス期及びそれ以後に於てもまた、奴隷労働依拠のウィラ＝ルスティカが維持され、生産施設と生活の痕跡が残された。併しこの態勢もまた決して永続的ではなく、2世紀後半に入って、その歴史を閉ざした<sup>(127)</sup>。

だが併しウィラそのものは、その後約2世紀間にわたって一旦放置された後、その一部が4世紀後半に入って再利用された痕跡を残した(再居住の最初の痕跡は「A. D. 360/370」)。即ち旧遺構の東側一部を改造した他、旧製油装置を部分的に再利用した痕跡が残る<Period IV>がそれである。併しこの再利用も長続きはしなかった。5世紀末～6世紀初に再び放棄され、以後廃墟への道を辿った<sup>(128)</sup>。とはいえこの期、<Period IV>がわれわれに示唆的なのは、この時期に至って初めて、直接外壁に沿って、他ならぬウィラのテラス内に墓(計8基)が設けられたことである。このこと自体、顕著な、而も正に一般的な現象として検証された同時期のヒスパニア＝ウィラ<sup>(129)</sup>と共に、古代的なものからの〈理念的〉な決別をさえ予告する(と筆者は考えるのだが)だけに重要だが、もはや完全に別問題である。

エトルーリア、ラティウム、カムパーニアのテュレニア海沿いイタリア果樹栽培ウィラに関して、個々の調査結果を集約的に整理したサーヴェイを中心とした以上の瞥見は、かくして、次の一点にその収束を見ることになる。

即ち、なる程ハドリアヌス期を最後とした<D. 2-4>の地中海市場からの「事実上の消滅」それ自体は、疑いの余地なき事実として承認されねばならない<sup>(130)</sup>。併しそれにも拘らず、ウィラはしばしば、一方では廃棄、併し他方では拡大改築を折込み乍ら、ハドリアヌス期以後も存続したばかりか新設さえされた。葡萄栽培を専らとした、乃至葡萄・オリーブ混合栽培のみならず、オリーブ栽培を専らとしたウィラにとってさえ、2世紀の第2・4半世紀は、決して構造的変化の画期ではなかった。それ故、一方では<D. 2-4>の激滅と消滅、他方ではウィラの存続なる、アムフォラ・ウィラ両研究の進捗によって初めて明らかにされたこれらの事実関係を以てする限り、一般的な傾向としては経済的に下降現象を示しつつもなお、ウィラ態勢そのものは2世紀後半に始まり、同世紀末・3世紀初に正に一般現象として進行した放棄に至るまで維持された、とせざるを得ない。

<D. 2-4>アムフォラの後退・消滅と略々時期を同じくして、葡萄・オリーブ栽培の停止と畜産・穀物への転換を示したセッテフィネストレ＝ウィラは、従って、「構造的転換」に有力な示唆は提供しても、イタリア＝ウィラ一般に迄拡大化され得るモデルにはなり得ない。そればかりではない。以上の瞥見によってだけでも既に明らかになったのは、地中海市場からのイタリア農産物の後退現象とウィラの廃棄との間の大幅な「時間的喰違い」なる、新たな重大問題であった。即ち、一方では『パックス・ローマーナ』下の地中海流通に支配的であった<D. 2-4>の消滅、他方ではそれにも拘らざるウィラの存続事実なる、先行諸学説にはなお十分な説明が見出せなかった《アポリア》(打開への新解釈にも拘らず)<sup>(131)</sup>である。

而も2世紀後半以降、とりわけ同世紀末から次世紀に至って、イタリア＝ウィラの正に一般的な傾向として進行したことが今や明らかになった、果樹栽培の放棄乃至ウィラそれ自体の廃棄は、<D. 2-4>による市場生産を専らとした葡萄栽培だけの問題では決してなかった。カ

ムパーニア＝ウィラの新知見によれば、同様に奴隷営舎を擁した大々的なオリーブ栽培の2  
ウィラ(内一つは疑いもなく副次的収入源としての粗陶器生産の瓦窯を取り込んだ)もまた、  
〈ウィラ〉としての終焉は時期を全く同じくした。

従ってこの限りで最低限間違いなしに云えるのは、大カトーの『農書』*De agri cultura*  
M. Porcii Catonisを現存の体系的な初出史料とし、諸ウィラにその直截的表現が残された前  
2世紀後半以来、地中海市場を前提として奴隷労働の収奪を専らとしたイタリア＝ウィラ態  
勢が、早くも2世紀後半～3世紀に至って批判的時代を迎えたことである。

## 註

- (1) 拙稿「〈ドレスセル I型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2 (2000) 1-23頁参照。形状については、[図 1A]を参照されたい。
- (2) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* (London/N. Y. 1986; Repr. 1991), 105-6; Fariñas del Cerro et alii, 'Contribution à l'établissement d'une typologie des amphores dites 《Dressel 2-4》', in: *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores*. Actes du colloque de Rome, 1974 (Rome 1977), 179-206; Tchernia, A., 'Les amphores vinaires de Tarraconaise et leur exportation au début de l'Empire', *Arch. Esp. Arq.* XLIV (1971), 38-85; Id. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie', in: *Recherches sur les amphores romaines*. Actes du colloque de Rome, 1971 (Rome 1972), 35-67; Beltrán Lloris, M., 'Problema de la morfología y del concepto histórico-geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas beticas', in: *Méthodes classiques* cit. 112-7; Tchernia, A. et Villa, J. -P., 'Note sur le matériel recueilli dans la fouille d'un atelier d'amphores à Velaux (Bouches-de-Rhône)', *ibid.* 231-5; Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaule narbonnaise* (Paris 1985), 124, 127.
- (3) Callender, M. H., *Roman Amphorae, with Index of Stamps* (London 1965), 12. =abbr. RA.
- (4) Zevi, F., 'Appunti sulle anfore romane: la tavola tipologica del Dressel', *Arch. Class. Rivista dell'Ist. di Arch. dell'Univ. di Roma* XVIII (1966), 215. なおツェヴィは、ドレスセルが〈D. 3〉の類似型と見做したローマ例(C. XV, 4585)のコーンスル年、「A. D. 146」は他例に照らしても遅すぎる、として当該例の〈D. 2-4〉からの排除を提言した。Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* (Paris 1986), 261.
- (5) F. ツェヴィ、A. カランディーニ、Cl. パネルラ等、最近の諸研究に関する学説整理は、Tchernia, A., *op. cit.* 260-4参照。併しその後、1980年代に入って、型研究と原料組成分析の進捗に情報量の急増が加わって、〈D. 2-4〉は事実上消滅したにしても完全には消滅せず、数量的にはもはや以前と比較にならないまでも、2世紀の第一・4半世紀以後も存続したことが明らかにされ、今や下限は3世紀前半にまで下げられつつあるが、それと同時に、〈D. 2-4〉に代わる地方的なヴァリエーションの存在もまた、最近漸く明らかになり始めた。この新知見については、後に今一度言及を予定している。Arthur, P. and Williams, D., 'Campanian Wine, Roman Britain and the Third Century A. D.', *JRA*. V (1992), 250-60.
- (6) 拙稿「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討

」『別府大学紀要』42(2000)31頁、同「ローマ＝ウィラ経済の展開と地中海流通」同『大学院紀要』3(2001)1、12-13頁、同「《ドレッセル II-IV型》アムフォラの消滅とヒスパーニア＝ウィラ」『史学論叢』31(2001)1頁。

- (7) これらの農書に関して言及しておかねばならないのは、前2世紀、まさしくイタリア＝ウィラ経済の展開に照応してサセルナ父子、スクローファ両農書が著わされた他、後にコルメルラが「農事の父」‘*rusticationis parens*’と呼んだカルタゴ人、マーゴの農書(全28巻)が元老院議決によってラテン訳されたことである(Colum. *De r. r.* I, 1, 13; Plin. *N. H.* XVIII, 23)。これらは何れもその後の農書に於ける言及、引用によってのみしか残らない。因みに筆者が依拠したのは、次の校訂本である。Speranza, F. (collegit, recensuit), *Scriptorum romanorum De re rustica reliquae I: ab antiquissimis temporibus ad aetatem Varronianam accedunt Magonis De agri cultura fragmenta*. Biblioteca di Helikon VII (Messina/Roma 1974<sup>2</sup>).
- (8) Cf. e. g., White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 18-32.
- (9) Iuli Frontini *De agrorum qualitate, De controversiis, De limitibus, De controversiis agrorum*; Agennii Urbici *De controversiis agrorum*; Siculi Flacci *De condicionibus agrorum*; Hygini Gromatici *De limitibus constituendis* = in: Blume, F., Lachmann, K. u. Rudorff, A. (hrsg.), *Die Schriften der römischen Feldmesser I* (Berlin 1848; ND. Hildesheim 1967).
- (10) *Palladius, Traité d'agriculture (Opus agriculturae)*, texte établi, traduit et commenté par R. Martin, I (Paris 1976), xx-xxxix; White, K. D., *op. cit.* 30-31.
- (11) この史料事情はそれだけでも既に、別の意味で、共和政中期以来アグロノーム諸誌が果樹栽培と奴隷制を主題とし続けたイタリア＝ウィラ経済が、ハドリアヌス期以後陥ったであろう総体的不振と地中海経済に於ける比重低下の実状を消極的ながら反映するものであった、と見做され得るであろう。
- (12) Carandini, A., ‘Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino’, in: D’Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome: Studies in Archaeology and History* (Rome 1980), 9; Id., ‘Sviluppo e crisi delle manifatture rurali e urbane’, in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica II* (Roma/Bari 1981), 252; Id., ‘La villa romana e la piantagione schiavistica’, in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma IV* (Torino 1989), 115-7. 拙稿「〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2(2000)5頁参照。
- (13) Carandini, A., ‘Roma imperialistica: uno caso di sviluppo precapitalistico’, in: D’Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 11-9.
- (14) Rostovtzeff, M., *SEHRE*. 190-1; Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer*

*Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891;ND. Amsterdam 1966), 234-5.

- (15) この存在（而も単数形表現）は、アグロノーム諸誌検討の別稿で改めて言及される。
- (16) この存在に関する碑文研究としては、村川堅太郎氏の先駆的研究がある。「属州アフリカの皇帝領」『羅馬大土地所有制』（『社会構成史体系』2、日本評論社 1949）111-136頁所収。
- (17) “*Pro salute / Augusti n. Imp. Caes. Traiani principi / totiusque domus divinae / optimi Germanici Parthici*”. 当該碑文の時期特定（A. D. 116-7）については、次の文献参照。Haywood, R. M., ‘Roman Africa’, in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* IV, 98; Kehoe, D. P., *The Economics of Agriculture on Roman Imperial Estates in North Africa* (Göttingen 1988), 28; Flach, D., ‘Die Pachtbedingungen der Kolonen und die Verwaltung der kaiserlichen Güter in Nordafrika’, *ANRW.* II, 10, 2 (Berlin 1982), 430. さらに、‘*Parthicus*’ (20. oder 21. Febr. 116) については、Kienast, D., *Römische Kaisertabelle: Grundzüge einer römischen Kaiserchronologie* (Darmstadt 1990), 123参照。
- (18) 本稿はC. VIII, 25902の他、次の校訂本に拠った。Riccobono, S., *FIRA*<sup>2</sup> (Firenze 1968), No. 100; Girard, P. F., *Textes de droit romain*<sup>6</sup> (Paris 1937), 199ff.; Haywood, R. M., *art. cit.* 89-94; Kehoe, D. P., *op. cit.* 29-37; Flach, D., ‘Inschriftenuntersuchungen zum römischen Kolonat in Nordafrika’, *Chiron* VIII (1978), 477-84. 他の三碑文を含めた碑文研究史は、Flach, D., ‘Die Pachtbedingungen’ *cit.* 428-9参照。なおこれらのテキストでは、破損・欠字箇所を補填と省略部分のディヴェロブは夫々が異なった形式で示されているが、本稿はその煩雑さを考慮して、当該箇所をイタリックにして引用する。
- (19) 当該碑文では<subcesiva>として現れる——‘eis eos agros qui / sub / cesiva sunt excolere permittitur’ (C. VIII, 25902, I, 7-8) ——丘陵地、湿地、地味劣悪地等、土地計測から除外された未配分の未耕地に関しては、Flach, D., ‘Inschriftenuntersuchungen’ *cit.* 454; Kehoe, D. P., *op. cit.* 37の他、次の諸文献参照。Rudorff, A., ‘Gromatische Institutiones’, in: *Die Schriften der römischen Feldmesser* *cit.* II (Berlin 1852;ND. Hildesheim 1967), 390-4; Hinrichs, F. T., *Die Geschichte der gromatischen Institutionen. Untersuchungen zu Landverteilung, Landvermessung, Bodenverwaltung und Bodenrecht im römischen Recht* (Wiesbaden 1974), 131-6; Dilke, O. A. W., *The Roman Land Surveyors* (Newton Abbot 1974), 94.
- (20) 差当りここでは、「奴隷制＝直営果樹栽培」、「分割地小作制＝穀物栽培」の図式的な理解だけが問題であり、小作制それ自体並びに奴隷制との関係、とりわけ北アフリカの〈コロニー〉が、イタリアの果樹栽培ウィラに実現された集団労働の奴隷制とは異なるか乃至はそれを克服する生産の様式を意味した、と見做し得るか否か、M. Rostowzew, *Studien zur Geschichte des römischen Kolonats* (Leipzig/Berlin 1910), 313-402; Id., *SEHRE.* 321-2以来の論議に迄立ち入った検討は不必要である。因みに学説整理としては、

- Kehoe, D. P., *op. cit.* 20-27の簡潔にして要を得た整理を参看されたい。
- (21) Cf., Kehoe, D. P., *op. cit.* 48-52; Flach, D., 'Die Pachtbedingungen' cit. 443-56; De Martino, F. (dt. Übers. von B. Galsterer), *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom* (München 1991), 277-283.
- (22) 'Ex fructibus, qui eo loco nati erunt.../...partes e lege Manciana praestare debebunt hac condicione coloni'; 'ex / consuetudine Manciana, cuiusque generis habet, praestare debebunt: tritici ex aream partem tertiam, hordei ex aream / partem tertiam, faba ex aream partem quarta, vini de lacu partem tertiam, olei coacti partem tertiam'.
- (23) 葡萄は育苗に1年、植込後収穫迄に2年の計3年と多額の出費(7ユーゲラの新設葡萄園で、2年間の無収入期間の利息を入れて32,480HS.)を必要とした(Colum. *De r. r.* III, 3, 9)。一方オリーブは、果樹の内最低の出費で間に合ったが(*ibid.* V, 8, 1)、成長が遅く、育苗に5年、植込後最初の摘果迄7年を要した(Plin. *N. H.* XV, 3)。Cf., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leur conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 372; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 33-4 n. 4, 39-40; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 225-37.
- (24) Cf., Haywood, R. M., *art. cit.* 94-5; Kehoe, D. P., *op. cit.* 55-63; Flach, D., 'Inscriptionenuntersuchungen' cit. 461-70.
- (25) 'Eos agros qui sunt in paludibus et / in silvestribus instituendos olivatis / et vineis lege Manciana'.
- (26) 'Omnes partes agrorum, quae tam oleis aut / vineis quam frumentis aptae sunt, excoli iubet'.
- (27) 'De oleis, quas quisque / in scrobibus posuerit aut oleastris inserverit, capitorum fructuum / nulla pars decem proximis annis exigetur'. C. VIII, 25943: *Ain-Wassel*: 'De oleis, quas quisque aut in scrobibus posuerit aut oleastris inserverit, capitorum fructuum nulla pars / decem proximis annis exigetur, / set nec de pomis septem annis proximis' (III, 7-11).
- (28) 本稿では、これ自体に立ち入ることはない。
- (29) C. II, 5181; *Eph. Epigr.* III (1877), 166sq. ; ILS. 6891; Bruns, C. G. (ed.), *Fontes iuris romani antiqui* (Tübingen 1909<sup>7</sup>), 112. 拙稿「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》——LEX METALLI VIPASCENSIS考——」『西洋史学論集』XVI (1967) 1-15頁参照。なおその時点で参看出来なかった碑文研究及びその後刊行の新文献を、この機会に挙げておく。Mispoulet, J.-B., 'Le régime des mines à l'époque romaine et au moyen âge d'après les Tables d'Aljustrel', *Nouv. Rev. Hist. de Droit Franç. et Etr.* III (1907), 345-537; Flach, D., 'Die Bergwerksordnungen von Vipasca', *Chiron* IX (1979), 399-448.

- (30) 素より都市共同体における土地所有関係は、当該都市の市民のみによって排他的に構成されたわけでは決していない。トラヤーヌス帝期、共同体的土地所有関係の好個史料たる『アリメンタ表碑文』に看取される、ウェレイア (Veleia) における他都市市民及び >res publica< の名による他都市の土地所有、並びに当該所有地に対する、〈都市〉ウェレイアの名による抵当権の行使を例として挙げておこう。拙稿「1世紀後半—3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(3)」『歴史学・地理学年報』13(1989)89-120頁参照。
- (31) 何によってそれが招来されたか、原因について両碑文には言及がないが、恐らくその一因に、果樹の更新を初め入念な手入れを必要とした (Colum. *De r. r.* III, 4, 1ff.) 果樹栽培に頻繁に起こり得た収益の低下があったことは否めない。1世紀後半—2世紀初のイタリアで顕著化する同様の傾向に関しては、別に稿を改めて言及する。
- (32) 《Henchir-Mettich》碑文のトラヤーヌス所領、fundus Villae Magnae Varianae では併し、無花果・オリーブと葡萄とでは小作料免除の前提条件が異なった。猶予期間の相違は、疑いもなく育苗と結実までの期間を考慮に入れたことによるが、無花果畑は >lex Manciana< の施行以後に新設されたものが対象とされ (II, 20)、オリーブは「未耕作地」のコローヌスに対する育苗と耕作の許可 (III, 2-4)、従って何れも新設果樹園であった。これに対して葡萄栽培に関する猶予措置の条件は、「元葡萄畑」であった場所の再開発であった (II, 24-25: 'vineas serere / colere loco veterum permittitur')。だとすれば、ことはそれ程単純ではない。何故ならば、放置されたままになっていた元葡萄栽培地には、ただ単に積年の不振乃至不作の結果としての放置のみならず、今一つの要素が勘案されねばならなくなるからである。即ち、イタリア葡萄栽培振興策として葡萄園の新設を禁止し、既設葡萄園の半分の破壊を命じた、とされる『ドミティアヌス勅令』 (Suet. *Domit.* VII, 2; XIV, 2) がそれであり、「市場競争」学説 (Rostovtzeff, M., *SEHRE*. 189-190) の如く、アフリカに於ける勅令の有効性に関して当該の >lex Manciana< を史料根拠となし得るや否やの論議 (Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 221-233; Kehoe, D. P., *op. cit.* 41-3 は否定的) が絡むことになるからである。併し、差当りここでは、小作制と果樹栽培との関係が確認されたことで充分であり、>lex Manciana< の背後関係にまでは立入らない方が賢明であろう。『ドミティアヌス勅令』それ自体及びその拘束力をめぐる論議に関しては、次の諸文献参照。Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Trajano* (Louvain 1958), 256-64; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* cit. 35 n. 4; Deman, A., 'Matériaux et réflexions pour servir à une étude de développement et du sous-développement dans les provinces de l'Empire romain', in: *ANRW*. II, 3 (1975), 60 n. 183; Levick, B., 'Domitian and the Provinces', *Latomus* XLI (1982), 66ff.
- (33) C. VIII, 26416; 25943.
- (34) Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 263; Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-*

*Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 122.

(35) Cf., e. g., Hopkins, K., 'Taxes and Trade in the Roman Empire (200 B.C. -A. D. 400)', *JRS*. LXX(1980), 101-25; Parker, A. J., 'Shipwrecks and Ancient Trade in the Mediterranean', *Arch. Rev. Camb.* III(1984), 99-113; Id., 'The Wines of Roman Italy', *JRA*. III(1990), 325-31.

(36) Edict. Dioclet. II, 1-19: *Item de vinis*; III, 1-12: *Item olei*. 本稿は、Lauffer, S. (hrsg.), *Diokletians Preisedikt* (Berlin 1971)に拠った。因みにこの表に記載されたイタリアの銘柄酒は、*Piceni, Tiburtini, Sabini, Aminnei, Saiti (=Setinum vinum), Surrentini, Falerni*(II, 1a-7)の7種である。従ってかつてローマ市場に最高の評価を誇ったが今や消え去ったラティウム南部のカエクス地方(Ager Caecubus)産葡萄酒、*Caecubum vinum*(Plin. *N. H.* XIV, 61)に次いで、カムパーニア北部の「ファレルヌス酒」*Falernum vinum*もまた、その「名声」(nobilitas)を消失してしまった、とするプリーニウスの叙述(*id.* 62)にも拘らず、価格表の記載は、後者の生産が3・4世紀交になお停止されることなく、少なくともローマ市場に銘柄酒として妥当され続けていたこと(量的には知られ得る由もないが)を証言する。同様に「カエクス酒」もまた、銘柄そのものは2世紀以後も消え去らなかつた。註(37)参照。

(37) イタリア葡萄酒の産地乃至銘柄を、カトー以来の古典諸史料から網羅的に洗い出したA. チェルニアの作業がわれわれには有用である。Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 321-341, Appendice II: *mentions de vins et de vignobles dans les textes de Caton à Galien*. 後1・2世紀の交までの間に知られたものの内、*Veientanum vinum, Aricia, Fregellae, Baiiae*等々、2世紀に入って史料から姿を消したものも少なくないが、*vinum Caecubum*(Gal. VI, 805), *Signium*(Front. *Ad M. Caes.* IV, 4, 2; Gal. VI, 334), *Massicum*(Florus, I, 115)等々なお多くが2世紀以後も関係諸史料にその存在を残し続けた。チェルニアの作業結果を集計すれば、ラティウムでは生産地全18の内、10が2世紀以後の史料にその名が残り、カムパーニアでは全19の内13までがそうであった。エトルーリアでは併し史料事情が異なつた。管見の及ぶ所では、コルメルラ、プリーニウス、マルティアーリスに知られる生産地、*Caere*(Colum. *De r. r.* III, 9, 6; Mart. VI, 73, 3; XIII, 124), *Arretium*(Plin. *N. H.* XIV, 36), *Florentina*(*ibid.*), *Clusium*(*id.* XIV, 38), *Luna*(*id.* XIV, 68), *Pisae*(*id.* XIV, 39), *Statoniense vinum*(*id.* XIV, 67), *Graviscanum vinum*(*ibid.*), *Veientanum vinum*(Mart. I, 103, 9; II, 53, 4)の全てが、以後の史料にもはや現われることはない。

(38) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (N. Y. 1979), 132.

(39) Lewit, T., *Agricultural Production in the Roman Economy, A. D. 200-400*. BAR. Int. S. 568 (Oxford 1991), 147. 因みに<Size 1>は、ルーイトが分析手懸かりとした遺構規模の類型化である。遺構面積によるカテゴリーの詳細は、後述の註(60)参照。

- (40) *Ibid.* 167-225.
- (41) 註(1)に挙げた拙稿「〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅」を参看されたい。因みに本稿は、その続稿である。
- (42) Torelli, M., 'Osservazioni conclusive sulla situazione in Lazio, Umbria ed Etruria', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica I* (Roma/Bari 1981), 421-6; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 265.
- (43) Tchernia, A., *loc. cit.*
- (44) A. カランディーニはこのウィラに、ウァルローの『農書』に見える元老院議員所有の「完成ウィラ」 '*villa perfecta*' がエトルーリアに実際に存在したことの「好見本」 (il miglior esempio) だと見做した。Carandini, A., 'La villa romana e piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma IV* cit. 118. '*villa perfecta*' については、Carandini, A. (a cura di), *Settefinestre: una villa schiavistica nell'Etruria romana I* (Modena 1984), 107sgg. 参照。
- (45) ウィラ使用のタイルに残るイニシャルのみの銘文、《L・S》に '*L. S(estii)*' を読むことによって、共和政最末期、ガリアを中心に広範かつ大量に〈D. 1A, 1B〉を送り込んだローマ元老院議員身分の家柄、セスティウス氏 (gens Sestia) がウィラ所有主として推定されるが、確実ではない。Carandini, A., 'La villa romana' cit. 127-8; Manacorda, D., 'Excavations at the Roman Villa of Sette Finestre: the Inscriptions', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*. BM. Occ. Pap. XXIV (London 1980), 20-21; Id., 'L' Ager Cosanus tra tarda Repubblica e Impero: forme di produzione e assetto della proprietà', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 174. アムフォラの分布事情と人物特定については拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型アムフォラの一事例——」『西洋史学論集』30 (1992) 34頁及びそこで挙げられた諸文献参照。さらに前掲稿で筆者の渉獵から洩れたナルボーネンシス新知見銘文例 (D. 1A, B; P. 1) の情報として、次の報告が追加されねばならない。Roman, Y. et Rancoule, G., 'Les amphores de *SESTIUS* de La Lagaste (Aude) et de sa région', *Rev. arch. de Narbonnaise* X (1977), 247-64; Carre, M. -B., Gaggradis-Robin, V. et al., *Recueil de timbres sur amphores romaines* (1987-1988) (Aix-en-Provence 1996), n<sup>os</sup> 34-57, 323-339; Blanc-Bijon, V., Carre, M. -B. et al., *Recueil de timbres sur amphores romaines II* (1989-1990) (Aix-en-Provence 1998), n<sup>os</sup> 563-576.
- (46) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 118-30 e figs. 1-37; Id., 'Il vigneto e la villa del fondo di Settefinestre nel Cosano: un caso di produzione agricola per il mercato trasmarino', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 7-9; Id. and Tatton-Brown, T., 'Excavations at the Roman Villa of "Sette Finestre" in Etruria, 1975-79: First Interim Report', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 9-18; Carandini, A. e Settis, S., *Schiavi e padroni nell'Etruria romana* (Bari

- 1979), 92. Cf., Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 89-92; Grant, M., *The Visible Past. Greek and Roman History from Archaeology, 1960-1990* (London 1990), 86-91.
- (47) カランディーニは、トラヤーヌス期に招来された生産とウィラ生活様式の完全な変化の背後に所有主の交代、即ちセステウス家から恐らく北イタリア乃至西部属領出身の所有主へのそれを推測したが、確証があつてのことではない。Carandini, A., 'La villa romana' cit. 128: "proprietary non è piú la famiglia senatoria dei Sestii ma un dominus magari della Padania o di qualche provincia occidentale".
- (48) Carandini, A. and Tatton-Brown, T., *art. cit.* 16. なおここで提示された推測（廃棄理由）は、「大所領、恐らくラーティフンディウムによる吸収」の可能性であつた。
- (49) Celuzza, M. G. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro nel territorio di Cosa', *Dial. di Arch.* n. s. IV, 1 (1982), 31-62; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 265.
- (50) Dyson, S. L., 'Settlements Reconstruction in the Ager Cosanus and the Albegna Valley: Wesleyan Univ. Research 1974-79', in: Barker, G. and Hodges, R. (eds.), *Archaeology and the Italian Society*. BAR. Int. S. 104 (1981), 269-74.
- (51) Gianfrotta, P. A., 'Le testimonianze archeologiche del territorio tra Centumcellae e Pyrgi', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 407-411. このサーヴェイから引き出されたジャンフロッタの結論は、「2世紀中葉」に於けるウィラ経済の「転換点」の設定であつた。
- (52) 1954年以来継続的になされた調査 (dir. J. B. Ward-Perkins) は、ブラッチャノ湖 (L. di Bracciano)、ストリ (Sutri) の東、テーヴェレに至る間のゾーン (1,000 km<sup>2</sup>) を対象とし、1980年までに調査された遺構は約2,000箇所に入った。Potter, T. W., 'Villas in South Etruria: some Comments and Contexts', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 73-81.
- (53) *Ibid.* 74.
- (54) Ward-Perkins, J. B. (with Kahane, A. and Murray-Threipland, L.), 'The Ager Veientanus North and East of Veii', *PBSR*. XXXVI (1986), 1-218; Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 123. 因みにウェーイー近郊では、計 86ウィラの内、「富裕ウィラ」はその 3分の1を占めた。これに対してアゲル・ファリクスでは、富裕なそれは 22%、ストリ周辺では 13% ならずであつた。
- (55) 穴方式 (scrobes)、畝方式 (sulci) と並ぶトレンチ方式の植込 (pastinatio) に関しては、Plin. *N. H.* XVII, 166; Colum. *De r. r.* III, 1-13 が作業内容、必要農具、功罪の詳細を伝える。アプーリアのルチェラ近郊に残るトレンチ跡については、White, K. D., *Roman Farming* cit. 所載の写真版 (Pls. 12, 51) を参看されたい。
- (56) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 125-6.
- (57) *Ibid.* 126.

- (58) *Ibid.* 123, 126.
- (59) *Ibid.* 132 Tab. 5.
- (60) 従ってポッターが遺構面積から抽出したこのカテゴリーは、アグロノーム諸誌に知られる >villa<, >casa<, >tugurium< (Varro, *De r. r.* II, 10, 6; Colum. *De r. r.* XII, 15, 1) に照応する。これに対して最近のT.ルーイトは、イタリア及び西部諸属領に関する集計基準として、「小規模農場 *small farms*」(400乃至500m<sup>2</sup>以下の居住痕跡)、「中規模農場 *medium farms*」(500乃至600m<sup>2</sup>~2,000乃至2,500m<sup>2</sup>)、「大農場 *large farms*」(2,100乃至2,500m<sup>2</sup>以上)の三者に分類し、さらにイタリアの土地所有に関しては、2,000m<sup>2</sup>以上を <Size 1>、それ以下を <Size 2> として集計する。Lewit, T., *op. cit.* 12-25.
- (61) Potter, T. W., *op. cit.* 122. 但しポッターは、各カテゴリー毎の時期的推移に関しては計量化を図っておらず、作業はLewit, T., *op. cit.* 27ff., 68-225: *Graphs*に持ち越された。但し、Potter/Lewit両者の作業内容——サンプル抽出と類型化作業——の妥当性そのものの検証が必要だが、目下の筆者には、そこまで踏み込むに足りる新知見例の積み上げはなお準備されていない。
- (62) Potter, T. W., *op. cit.* 133: “by about A. D. 100, therefore, the countryside of south Etruria was being farmed on a scale that was quite unprecedented”. 但し考古資料に依拠せざるを得ないために、ウィラ経済に於ける果樹栽培の比重は完全に不明である。併しその規模から推して疑いもなく市場を前提とした、建築用石材(凝灰岩)・バラスト用玄武岩の採石場、タイル生産瓦窯、シギラータ製陶窯の(フンドゥス)内設置 (*ibid.* 135-7) に表示されたのは、ウィラが維持し続けた可及的な商品貨幣経済の現実であった。だが併しそれ以上に重要なのは、2世紀に入ってなお、果樹栽培がウィラ経済を構成する一要素として止まり続けたことである。
- (63) Potter, T. W., *op. cit.* 124. Cf., Lewit, T., *op. cit.* 24.
- (64) Cf., Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* (London 1972), 18ff.; Id., *A Supplement to Late Roman Pottery* (London 1980), lv-lvii.
- (65) Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* cit. 416, 435-7.
- (66) Potter, T. W., *op. cit.* 139-42.
- (67) *Ibid.* 142.
- (68) *Ibid.* 142-4. この事実からポッターは、3世紀初以来進行した農村施設の「間断なき数量減少」(a steady decline in the number of rural sites)を引き出し、それは「ある程度まで」、大所領による農民的所有地の吸収の結果であったとしながらも、それだけではこの減少規模は説明出来ず、農村人口そのものの総体的低落を結論せざるを得ない、とした。もし然りとすればこの人口減少は何によって招来されたか。都市人口の減少と都市そのものの縮小化ともまた絡み合っ、ことは決して単純ではなく、今後の課題として論議が重ねられねばならない。Cf., Boak, A. E. R., *Manpower Shortage and the Fall of the Roman Empire in the West* (Univ. of Michigan P. 1955), 22-54.

- (69) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX(1973)62-63頁。
- (70) Manconi, D., Tomei, M. A. e Verzar, M., 'La situazione in Umbria dal III a.C. alla tarda antichità, con appendice: catalogo dei ritrovamenti archeologici riferibili a insediamenti rustici', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 383-4.
- (71) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(2)——FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』I(1977)82-84頁。
- (72) Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* cit. 207-8.
- (73) Andreussi, M., 'Stanziamenti agricoli e ville residenziali in alcune zone campione del Lazio (sulla base degli studi pubblicati nella Forma Italia), con appendice: catalogo delle ville', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 349-70. 因みにカタログに収録された調査ゾーンは、次の諸都市周辺域である。Anagnia (Anagni), Cora (Cori a Valle), Tibur (Tivoli), Tellena (Toretta), Apiolae (nr. Bovillae), Astura (Torre Astura).
- (74) さらにウィラの存在それ自体に関して言えば、ロストフツェフ説を発展的に継承した D. W. ラースボーンは、果樹栽培ウィラの牧畜ウィラへの「発展」を2・3世紀ラティウムに於けるウィラの「成長」とさえ考えた。Rathbone, D. W., 'The Slave Mode of Production in Italy', *JRS*. LXXIII (1983), 165.
- (75) Andreussi, M., *loc. cit.* Cf., Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 267-8.
- (76) 註(71)に挙げた拙稿及び同「1世紀後半—3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(2)」『歴史学・地理学年報』XI(1987)49-98頁参照。但しこの事例に於ては、例えば《M・R・L・NAR PAETINO // APR COS》(C. XV, 384c), 《EX・PR・Q SERV PVDENT・NARN // GLAB ET TORQ・COS》(id. 349i)に拠って、*M. R(utilius) L(upus), Q. Serv(ilius) Pudens*がウムブリア都市、ナルニアの周辺(ager Narniensis)に「地所」を所有していたことが知られるにしても、そのナルニアの何処にあったか迄は知られ得ない如く、銘文を以てしてはウィラの所在場所、況んや所有面積の実態は不明である。併し、エーレートゥムの調査報告、Ogilvie, R. M., 'Eretum', *PBSR*. XXXIII (1965), 70-111 は、ローマの北東30軒地点に残る瓦窯遺構(1世紀前半)がQ. Sulpicius Sabinusを所有主とし、この銘文をもつ煉瓦デブリが瓦窯を中心にして「4×2 km」の空間内に散乱することから、この散乱面積が〈フンドゥス〉に照応する、と推定した。この方法は〈フンドゥス〉の確定に有効であり、瓦窯遺構を中心とした今後の調査進捗が待たれる。
- (77) Ashby, Th., *The Roman Campagna in Classical Times*, New Ed. with Introduction by J. B. Ward-Perkins (London 1970), 128; Paget, R. F., *Central Italy* (London 1973), 209-214; Ward-Perkins, J. B. and Kahane, A., 'The Via Gabina', *PBSR*. XL (1972), 91-126.
- (78) Widrig, W. M., 'Two Sites on the Ancient Via Gabina: Site 11 and Site 12', in:

- Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 119-40.
- (79) *Ibid.* 123.
- (80) *Ibid.* 125. 因みに改築の大まかな時期推定は、石積み工法、陶器、タイル銘、コイン、床敷工法 (*opus signium*)、化粧漆喰工法を手懸りとしたものであり、より正確な時期確定は、今後の陶器分析に委ねられた。
- (81) *Ibid.* 127-8.
- (82) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(1)」(前掲) 96-7、同「2・3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の形態と構造」『歴史学・地理学年報』XV (1991) 36-38頁、'Slave-owning Slaves and the Structure of Slavery in the Early Roman Empire', *Journ. of Anc. Hist.* I (1990), 24-35.
- (83) Widrig, W. M., *art. cit.* 127.
- (84) *Ibid.* 129. なお同報告によれば、今日ヴァゼルリ家 (Vaselli) 所有の「トル・アンジェロ地所」(Tenuta di Tor Angelo)に残されていたウィラ建造物は、一部分がその後長年月にわたって納屋に利用された後、1940年代に入って完全に撤去された。
- (85) Rossi, G. M. de, *Bovillae, Forma Italiae* (Roma 1979), figs. 2, 6-7に収録された画像から直ちにTchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 268は、3世紀末・4世紀初にこのウィラで葡萄が栽培されていたことの証左だと見做したが、画像即現実として、生産施設の遺構に与え得ると同一の積極的意味を与えるのは危険であり、筆者の理解する所ではあくまでも消極的な一状況証拠としてのみ止め置かれるべきだと考えられる。
- (86) Johannowsky, W., 'Testimonianze materiali del modo di produzione schiavistico in Campania e nel Sannio Irpino', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. I, 308-9.
- (87) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 269; Celuzza, M. G. e Regoli, E., 'La Valle d'Oro nel territorio di Cosa', *Dial. di Arch.* n. s. IV, 1 (1982), 46.
- (88) Panella, C., 'Retroterra, porti e mercati: l'esempio dell'Ager Falernus', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce* cit. 253-4, 257-8 n. 18.
- (89) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 115; Id., 'Sviluppo e crisi delle manufatture rurali e urbane', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 252: "il declino di questa struttura comincerebbe già con gli inizi del principato". 前掲拙稿「〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅」5頁参照。
- (90) <D. 6>の型研究は次の諸文献参照。Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., 'Production et typologie des amphores sur la côte adriatique de l'Italie', in: *Anfore romane e storia economica*. Atti del colloquio di Siena, 1986 (Roma 1989), 85-88; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 98-101.
- (91) Carandini, A., 'La villa romana' cit. 115-7; Id., 'Sviluppo e crisi' cit. 252.
- (92) C. パネルラもまた、結論はこれに帳尻を合わせた。Panella, C., 'La distribuzione

- e i mercati', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 78-9.
- (93) 筆者が改めて提起したこの両問題は、それ自体がローマ経済史上新たな、だが併し古典史料を殆ど持たざる極めて困難な問題の一つに属するのだが、この内の第二点は既に、Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 270によって提起された問題である。
- (94) Cf., e. g., Asaka, T., 'A Note on the Listing of *Villae Rusticae* in the Vicinity of Pompeii', *Opuscula Pompeiana* II (1992), 35-47.
- (95) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R. (with an Introduction by A. Small), *The San Rocco Villa at Francolise* (London 1985), 35-58 (=Period II), 59-78 (=Period IIA); Cotton, M. A., Blanckenhagen, P. von and Ward-Perkins, J. B., 'Two Roman Villas at Francolise, Prov. Caserta: Interim Report on Excavations 1962-4', *PBSR*. XXXIII (1965), 55-69. Cf., Percival, J., *The Roman Villa* (L. A. / Berkeley 1976), 56-8; Carandini, A., 'La villa romana' cit. 176.
- (96) <Period IIA>段階で初めて設置されたその規模に加えて、アムフォラ、ドーリウム等容器生産の痕跡を全く残していないことから推して、始源的に自家調達施設として出発し乍ら拡大化したのではなくして、最初から煉瓦・タイルの生産に専業化され、かつそのための労働諸力を擁した市場向け生産施設として出発したことは間違いない。Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 66.
- (97) Cf., Small, A. M., 'San Giovanni di Ruoti: some Problems in the Interpretation of the Structures', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 91.
- (98) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 187-94 (*terra-sigillata*, *African red slip wares*), 239-47 (*amphorae*). なお当該報告の内、<terra-sigillata>の項はJ. Bird、<African red slip ware>のそれはJ. W. Hayesの執筆である。
- (99) C. IV, Suppl. II, Tav. III, no. 35 (Schöne, R. u. Mau, A.). Cf., Carandini, A. e Panella, C. (eds.), *Ostia III. Le terme del Nuotatore: scavo degli ambienti III, VI, VII*. Studi miscellanei XXI (Roma 1973), 478-9. 因みにオスティア=デポジットに含まれた当該型の時期推定は「1～2世紀」、内容物は葡萄酒。
- (100) Berti, F., Carandini, A. et al. (eds.), *Ostia II. Le terme del Nuotatore: scavo dell'ambiente I*. Stud. di misc. XVI (Roma 1970), 109 Form L. この型の時期推定は「1世紀後半～2世紀初」、内容物は葡萄酒。
- (101) *Ostia III* cit. 512-5. Beltrán-Lloris, M., 'Problemas de la morfología y del concepto histórico geográfico que recubre la noción tipo. Aportaciones a la tipología de las ánforas beticas', in: *Méthodes classiques et méthodes formelles dans l'étude des amphores*. Actes de colloque de Rome, 1974 (Rome 1977), 100-110; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 122-3.
- (102) *Ostia III* cit. 510-11; Beltrán-Lloris, M., *loc. cit.*; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 124-5.

- (103) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 122-3, 124-5; Manacorda, D., 'Anfore spagnole a Pompei', in: Carandini, A. (dir.), *L'instrumentum domesticum di Ercolano e Pompei nella prima età imperiale* (Roma 1977), 121-6. Cf., Keay, S. J., *Roman Spain* (London 1988), 104-6; Curchin, L. A., *Roman Spain: Conquest and Assimilation* (London/N. Y. 1991), 142-5.
- (104) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 155-7, 169-70; Carandini, A. and Panella, C., 'The Trading Connections of Rome and Central Italy in the Late Second and Third Centuries: the Evidence of the Terme del Nuotatore Excavations, Ostia', in: King, A. and Henig, M. (eds.), *The Roman West in the Third Century*. BAR. Intern. S. 109 (Oxford 1981), 487-503; Peacock, D. P. S., Bejaoui, F. and Ben Lazreg, N., 'Roman Pottery Production in Central Tunisia', *JRA*. III (1990), 83-4; Mattingly, D., 'Oil for Export? A Comparison of Libyan, Spanish and Tunisian Olive Oil Production in the Roman Empire', *JRA*. I (1988), 33-56.
- (105) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 243.
- (106) 型研究及び内容物・流通研究については註(104)に挙げた諸文献参照。
- (107) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 156-7. このカタログに収録された編年研究——Riley, J. A., 'The Coarse Pottery from Benghazi', in: Lloyd, J. A. (ed.), *Sidi Khrebish Excavations, Benghazi*, II (Tripoli 1979), 91-497 (筆者未見); *Ostia III* cit. (Panella), 460-633; Carandini, A. and Panella, C., 'The Trading Connections' cit. 487-503——によれば、当該型は「2世紀末—4世紀末」の間に属し、オスティアでは「3世紀の第2・4半世紀から4世紀」にかけての普及型をなした。
- (108) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 243: "At San Rocco, they should belong only to the very last years of the occupation, *perhaps after local production had ceased*". (引用文中のイタリック箇所は筆者。)
- (109) サン・ロッコの事例に対するJ. バード (註(98)参照) の時期特定と事例数は次の如くである。「前1世紀末—後1世紀初」= 1例、「アウグストゥス期」= 1例、「1世紀前半」= 3例、「1世紀中葉」= 1例、「ティベリウス〜クラウディウス期」= 3例。
- (110) 註(116)参照。
- (111) Comfort, H., 'A Preliminary Study of Late Italian Sigillata', *AJA*. XL (1936), 437-51; Stenico, A., 'Ceramica arretina a rilievi e terra sigillata tardo italica', *Acta Rei Cret. Faut. Rom.* II (1959), 51-62; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World: an Ethnoarchaeological Approach* (London 1982), 116-8; Pucci, G., 'La ceramica italica (terra sigillata)', in: *Società romana e produzione schiavistica* cit. II, 120.
- (112) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 190.
- (113) Cf., e. g., Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 139-42.

- (114) Hayes, J. W., *Late Roman Pottery* (London 1972), 18-211: catalogue of vessel types. カタログでは〈Form 3 Type B〉の形式で類型化されているが、本稿では〈Form 3B〉として略記する。さらにその後に付記した‘21-25’, ‘29-31’等々の数字は、夫々の型毎に発見地、事例数、組成分析の上に編年を重ねた当該型収録の頁数（検索は筆者）を示す。
- (115) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 190-194 (J. W. Hayes).
- (116) 前掲拙稿「ローマ『農書』の再検討」31-48頁参照。
- (117) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *op. cit.* 131. コットンは、専らルスティカ部分に残された〈RP〉の下限とこのこととの間の時間差から、先ず最初にドムス部分がアントーニー二期に放棄され、次いで2世紀末～3世紀初のセウエールス期に入ってルスティカ部分もまた廃棄された、との見通しに達した。
- (118) Cotton, M. A. (with J. W. Hayes, J. Reynolds and J. Bird), *The Late Republican Villa at Posto, Francolise*. Report of an Excavation by the Institute of Fine Arts, N. Y. Univ. and BSR. (London 1979).
- (119) *Ibid.* 16-7, 20.
- (120) *Ibid.* 18.
- (121) *Ibid.* 20-38.
- (122) *Ibid.* 38-56.
- (123) *Ibid.* 51-5.
- (124) *Ibid.* 70-6. ポスター発見のテラコッタ・ランプに関するM. A. コットン、D. M. ベイリー (Bailey) 両者による型の特定と年代推定は、H. ドレッセルの先駆的な類型化作業 (C. XV, 2, pars 5: lucernarum formae) 及びH. B. ウォータースのカタロギング (Walters, H. B., *Catalogue of the Greek and Roman Lamps in the British Museum*, London 1914) 並びに《ドレッセル型》の修正を図った、Graziani Abbiani, M., *Lucerne fittili paleocristiane nell'Italia settentrionale*. Studi di antichità VI (Bologna 1969) に拠った。
- (125) Cotton, M. A., *Posto*, 124.
- (126) *Ibid.* 130-133.
- (127) *Ibid.* 56-9. このウィラは併し、その後約2世紀間にわたって放置された後、4世紀後半(c. A. D. 360/370)に至って再び利用された痕跡を残した。即ち東部分の一部を改築し、製油装置を再利用した〈Period IV〉がそれである。コットンは、無主物に対する無断占有 (squatter occupation) を推定したが、このことは十分に可能である。この利用は併し、それ程長続きせず、5世紀末乃至6世紀初に廃棄され、以後は廃墟への道を辿った。
- (128) *Ibid.* 56-57.
- (129) 地中海世界規模での進行を暗示するだけに、ヒスパーニア＝ウィラに関してもまた、改めて別稿の課題とされねばならない。拙稿「3-4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』XXX (2000) I-17頁、同「《ドレッセル II-IV V

型》アムフォラの消滅とヒスパーニア＝ウィラ」同誌XXXI(2001) 1-20頁。

- (130) 勿論併し、先に明らかにされた如く、このことから筆者は直ちに果樹栽培を中心としたイタリア＝ウィラ経済の市場からの完全な「切断」を云々するものでは決してない。1980年代に入って情報量の急増とアムフォラ研究の進捗によって、〈D. 2-4〉の「漸次的減少と消滅」に地中海商品貨幣経済の後退を見る70年代までの理解が問い直されると共に、学説は複雑化の様相を呈し始めた。とりわけ第一に、〈D. 2-4〉は「前1世紀～後1世紀」の最主要型アムフォラが、2世紀に完全に消滅したのではなく、量的にはもはや比較にならないにしても型それ自体としては、ラティウム、カムパーニアのテュレニア沿岸部で3世紀前半まで生産は消滅していないこと、第二に、最初は〈D. 2-4〉と併存的に、次いでそれにとって代る形で、〈D. 2-4〉のヴァリエーションとして地方独自の新型アムフォラが生産され、3・4世紀に入ってもなお継続したことである。この新事実はそれだけでも既に、イタリア果樹栽培経済の展開の仕方と帰結そのものに対する問い直しを突き付けることになるからである。就中カムパーニアでは、2世紀に入って、それまでのスタンダード型であった大型尖底の〈D. 2-4〉が、小型平底の地方型アムフォラに切り替えられた、という最近明らかになった事実がその一つである。先にD. W. ラスボーンが、ウィラ経済展開図式の延長上に仮説の形で提示し、その後この新事実を踏まえてP. アーサーとD. F. ウイリアムズ両者が改めて問題を提起したのは、この形状変化に暗示された「大規模海上輸送」から河川・陸路を主とした「内陸短距離輸送」への市場変化、即ち流通の「地方化」乃至「局地化」であり、この解釈は確かに説得的であった。併しその上さらにアーサー/ウィリアムズはこの変化にコロナート制に基づく経済システムへの漸次的な、併し帝国全土で一様には進行しなかった「交替」(gradual and uneven replacement)をさえ推測したが、これは短絡の謬りを免れ得ないであろう。他方併し、3・4世紀のローマ経済を「市場の局地化」だけでは説明しきれない、今一つの新事実もまた看過出来ない。把手の切断面が円形乃至卵形のスタンダード型とは異なって紐状粘土2本を接合した双条把手(anse bifide)とアーモンド状口縁を特徴としたカムパーニア特殊型の〈D. 2-4〉がそれである。この型は既にポムペーイーに頻繁に現れ、ローマ発見例(San Clemente)は高級カムパーニア酒、'Falernum Faustianum (vinum)'の銘文が読取れるが、その後も生産は停止されなかった。『ハドリアヌス長城』の砦の一つ、サウス・シールドズ(South Shields)に残されたデボジット(形成は「c. A. D. 250-350」)にはこの型のアムフォラ断片が大量(105断片)に含まれ、このことは、3・4世紀になお『カムパーニア酒』が遙か遠距離の地、ブリタニア(恐らくこの場合は駐屯ローマ軍団兵士)に迄送り出されていた事実を証言した。この両事実は、それだけでも既に、後期帝国に於けるローマ大土地所有制に関して新たな問題の所在をわれわれに投げ掛けるものであり、事実関係のさらなる積み上げを待って論議が深められねばならない。併しそれは一先ず措くとして、今日迄に確認された事実に拠って言えば、流通の広がりや密度、数量の点で、帝政中・後期に於ける葡萄酒流通は、「前1世紀～後1世紀」の2世紀間の〈D. 1〉, 〈D. 2-4〉, 〈D. 6〉とは所詮比較になり得なかったことが

差当りここでは決定的に重要であった。〈D.2-4〉の「消滅」に関して、先に筆者が「事実上の」なる限定表現を付した理由はこのことにあった。事実また最近の北カムパーニアに於けるウィラ調査(P. Arthur, 1991)が明らかにしたのは、次の二事実であった。(1) ユーリオ・クラウディー期に運営されていたかまたは創設されたウィラ、農場の内、「71%」が2～3世紀の間に放棄され、(2) 〈D.2-4〉の瓦窯もまた、1世紀末・2世紀初迄にカムパーニア葡萄酒が体験した「激減」(severely diminished)に照応して大多数が廃棄され、それ以後も生産が確認された瓦窯は僅かに「2乃至3」を数えるにすぎなかった。Panella, C. e Fano, M., 'Le anfore con anse bifide conservate a Pompei: contributo ad una loro classificazione', in: *Méthodes classiques* cit. 133-177; Panella, C., 'Le anfore italiche del II secolo d. C.' in: *Anfore romane e storia economica*. Atti del colloquio di Siena, 1986 (Roma 1989), 164-6; Rathbone, D. W., 'The Slave Mode of Production' cit. 165; Arthur, P., 'Roman Amphorae and the Ager Falernus under the Empire', *PBSR*. L (1982), 22-33; Id., *Romans in Northern Campania*. BSR. Arch. Monogr. I (London 1991), 101-2; Id. and Williams, D., *art. cit.* 250-260.

(131) 前掲拙稿「ローマ＝ウィラ経済の展開と地中海流通」1-6頁参照。

### 第三節 〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅とヒスパニア＝ウィラ

1970年代以降のローマ＝アムフォラ、ウィラ研究の進捗は、専ら葡萄酒の貯蔵と運搬に使用された双耳長首の、《ドレッセル II-IV》型アムフォラ *Dressel II-IV* (略記<D. 2-4>) に関して、新知見の積み上げと型研究の精緻化によって、次の諸事実を明らかにした。即ち、

(1) 《ドレッセル I型》(<D. 1>)に代わって、共和政最末期・帝政最早期に初出例を遺した<D. 2-4>は、今や地中海スタンダード型として帝国西北部市場を事実上支配した。

(2) 生産が殆ど排他的にイタリア中央部の果樹栽培地帯に限られた<D. 1>に対して、<D. 2-4>はイタリアの他、ガリア南部で散在的に、しかしバルセロナ周辺を中心にヒスパニア東北部で集中的に生産が展開された。より端的に言うことが出来るとすれば、『パックス・ローマーナ』下に成立、展開を示した、地中海西部に於ける経済文化の〈ローマ化〉である。

(3) しかし<D. 2-4>の市場支配もまた、決して永続的ではなかった。既に早くも1世紀後半に入って、事例の希薄化を見せ始め、2世紀後半には事実上消え去った<sup>(1)</sup>。

古典諸史料がもはや及び得ないこの新事実、それだけで既にローマ＝ウィラ経済の本質規定に関わり、とりわけ1926年に体系化を見た「市場競争」学説<sup>(2)</sup>を初めとして、一方では先行諸学説に対する補強、他方では拒否と新学説による、古代経済衰退像の新論議に連なった<sup>(3)</sup>。<D. 2-4>の激減と消滅の背後に何があったのか。ローマ奴隷制経済に関する、残存する最古のラテン農書が遺された前2世紀以来、大土地所有制の展開と拡大を支えた最主要構成要素として止まり続けた果樹栽培に、果たして構造的な変化のモメントが意味されたのか。古代経済の衰退に直結する、古くして、だがしかし新知見の積み上げの故に正に新たな課題の一つとして、イタリアのみならず西部諸属領に於てもまた、一様の展開が確認された〈ウィラ態勢〉の、1・2世紀交以降の実態検証が急務の課題となろう<sup>(4)</sup>。

何処からを〈ウィラ〉と見做すか、規模と構造を巡る論議<sup>(5)</sup>には立ち入ることなく、とにかく〈ウィラ〉として報告された諸例を挙げると、遺構はスペイン、ポルトガル両国の至る所に及んだが、中でも、スペイン東北部の地中海沿岸地帯と南部のグッダルキビル(Guadalquivir:Gaetis)中・下流域に最も密集的であった<sup>(6)</sup>。即ち、前者に於ける葡萄栽培ウィラとそれを前提としていち早く成立、展開された特殊属領型アムフォラの《ドレッセル＝パスクワル I型》*Dressel-Pascual I* (略記

〈P. 1〉) と地中海タンダード型の〈D. 2-4〉生産遺構<sup>(7)</sup>、後者に於けるオリーブ栽培ウィラと〈D. 20〉, 〈D. 23〉<sup>(8)</sup>である。

しかし差当りここでは、当面の課題たる「〈D. 2-4〉の激滅・消滅」と「ウィラの経済的実状」に則して、タルラコーネーシスの地中海沿岸部ウィラに関して、2～3世紀の間に痕跡を消した〈D. 2-4〉の消滅に照応する、何らかの構造変化（普遍傾向としての）が見られたか否かのサーヴェイが図られるだけで充分である<sup>(9)</sup>。従ってウィラの個別検討は、ここでは差当り不必要である。

葡萄栽培の痕跡を残すウィラの密集地域は、

(1) ローデ (Rhode:Rosas)～タルラコ (Tarraco:Tarragona)間の海岸線沿い地域、

(2) カタルーニャ山地を越えた現エブロ (Hiberus:Ebro)中流域、とりわけ その支流、セグレとシンカ (Rio Segre, Cinca)の河谷であり、

中でも、バルセロナとタルラゴナ周辺に最も密集的に残された。その後の破壊もあり、〈ウィラ〉としての特定不確実の故にさらなる調査を必要とする遺構を加えて、バルセロナ周辺では142、タルラゴナ周辺では54の、計196ウィラが数えられた (1979年時点)<sup>(10)</sup>。後者では、とりわけ内陸部のレリダ (Lérida)南部地域を中心に、遺構数は80に及んだ<sup>(11)</sup>。

この内、壁面礎石の建築工法と調度品デブリ（とりわけ好個の時期推定手懸りはアレティウム赤釉シギルラータとカムパーニア黒陶）に拠って、帝政期以前の前1世紀に存在が確認されたのは、沿岸部のバルセロナ、タルラゴナ周辺が22ウィラを数えたのに対して、内陸部レリダは僅かに2例だけであった<sup>(12)</sup>。このことは、〈ローマ化〉の興味深いプロセスをわれわれに暗示した。即ち、カタルーニャ内陸部に於けるヒスパノ・ローマ＝ウィラの創設は、多くが『パックス・アウグスタ』以後に属し<sup>(13)</sup>、それ故〈ウィラ経済〉の創設と展開に突出的に表現された、都市（コロニアであれ、ムニキピウムであれ、はたまた都市的共同体であれ、とに角）を核として、地中海の流通に連なったウィラ・ネットワークの形成が、疑いもなくバルセロナ＝Colonia Iulia Augusta Paterna Faventia Barcino<sup>(14)</sup>を中核とする海岸線地帯を出発点とし、次いで内陸部に拡散したことである<sup>(15)</sup>。

東北部ヒスパニアは、既に共和政期以来、葡萄栽培で知られた (Strab. III, 2, 6; 3, 1; 4, 16; Mart. V, 16; Colum. *De r. r.* V, 5, 15)。中でもバルセロナ周辺のラエターニア地方は、プリーニウス（大）によれば、生産量、タルラゴナ周辺はイタリア最高銘柄酒に比肩する高品質酒で知られていた (Plin. *N. H.* XIV, 8; 17)。古典諸史料から知られ得る全てがここまででしかないのに対して、近年のウィラ、アムフォラ新知見の集積は、新事実——ウィラ経済の実態——を次々に明るみに出した。

中でも エル・ムハル (El Mujal)＝ウィラに明確に痕跡が残る如く、単なる自家充足目的ではなくして、間違いなしに副次的収入源として〈P. 1〉, 〈D. 2-4〉の生産施設を取込んでいた<sup>(16)</sup>のを初めとして、アムフォラ（同時にタイル、レンガその他の粗

陶器)の瓦窯は、バルセロナ周辺で15箇所<sup>(17)</sup>に及んだこと、第二に、後に地中海スタンダード型の〈D. 2-4〉に取って代られることになる、特殊属領型の〈P. 1〉は、バルセロナ周辺ウィラを起源とし、ガリア地峡からノルマンディーに及ぶ流通の足跡を残した<sup>(18)</sup>こと、——この両事実からして、東北部ヒスパーニア＝ウィラが、イタリア中央部の果樹栽培ウィラと同様に、市場を前提として存立したことは確かである<sup>(19)</sup>。

もしそうだとすれば、〈D. 2-4〉の消滅とウィラ経済との関係は如何。結論から先に言って、両者は必ずしも時間的には整合しなかった。

2世紀を待たずに(推定では1世紀6乃至70年代)に廃棄されたウィラもあり(e.g. *Turó del Roser* villa nr. Calella, *Mas Carboti* villa nr. Tossa de Mar)<sup>(20)</sup>、一概には言えないが、〈D. 2-4〉が姿を消したハドリアヌス期以後も、ウィラの多くはなお存続した。ヒスパノ・ローマ＝ウィラの調査結果を網羅したJ.-G. ゴルジュ(Gorges)の総覧(1979)<sup>(21)</sup>が、差当り最も利用度の高い情報を提供するのだが、そのかれによる新知見の収集結果は、次の如くであった。即ち東北部の地中海沿岸では、葡萄栽培ウィラの「経済的最盛期」は「2世紀」であり、同時期に開始されるイタリア＝ウィラの不振とは対蹠的に、寧ろこの時期に拡大化の痕跡をさえ残した<sup>(22)</sup>。さらに内陸部(Conventus CaesarAugustus, Cluniensis)では、エブロ沿いを中心に、ウィラ(而もしばしば大ウィラ)の新設が相次いだ<sup>(23)</sup>。地中海沿岸部から出発したウィラ態勢の、2世紀に入ってから内陸部への、拡大化を伴った拡散に直截的に表現された、〈ローマ化〉の進行実状である。

例えば、バルセロナの西方約12km. 地点に残る巨大ウィラ遺構(*La Mesquita* villa, San Baudillo de Llobregat)は、2世紀の創設になり、3世紀前半の農場主館＝ドムス(domus)の拡充(痕跡は多彩色モザイク床面と浴場の建設)の後、同世紀末に廃棄された<sup>(24)</sup>。3次に及ぶ調査(1912-15, 31-36, 48-49)によって、同様に大ウィラの全貌が明らかにされたラ・サルウ＝ウィラ(*La Salut* villa, Sabadell)は、それより早く、1世紀前半に創設の痕跡を残した。明らかに葡萄酒の熟成に使用された大口径(1.3m)のドーリウム<sup>(25)</sup>計68基が6列に並べられており(アムフォラ及び農機具デブリは夥しい数に上る)、その規模から推して、紛れもなくこのウィラは、出発の当初から市場向けの葡萄栽培を専らとし、2世紀前半に農場施設部分＝ルスティカ(rustica)の拡充の後、アラマンニー(Alamanni, Alemanni)の大破壊を待つことなく、3世紀初乃至中頃までには最終的に廃棄された<sup>(26)</sup>。

その痕跡から創設の時期特定は不可能なもの、いま一つのウィラ(*Can Roig* villa, Pineda)もまた、農場施設の拡充痕跡を残した。「2世紀末乃至3世紀初」の「創設」が推定された、幅25～30cm.の「灌漑水路」(推定送水能力は16 lit./sec.)が3.5km.わたって残存する<sup>(27)</sup>。

勿論、果樹栽培を主要素としなかったウィラもまた存立した。例えばバルセロナ

近郊、リオ・ベソス(Río Besós)沿いのウィラは、明らかに穀物栽培を主内容としたウィラとして、周辺の果樹栽培ウィラと共存した。調査(1968年)が明るみに出したのは、(1)大型製粉装置と大量の炭化小麦、(2)セーステルティウス貨(トラーヤーヌス帝)、(3)「3世紀中葉に最終的に廃棄」されたドムス遺構、——以上の3点であった<sup>(28)</sup>。もしそうだとすればこのウィラは、最近A.カラランディーニ(Carandini)が、エトルーリアのセッテフィネストレ(Settefinestre)=ウィラをモデルにローマ=ウィラ経済に一般化した、トラーヤーヌス・ハドリアーヌス期を契機とする「果樹栽培→穀物栽培」の転換、及びそれに伴うウィラ商品貨幣経済の後退なる、構造的変化図式<sup>(29)</sup>に照応したか否かが問題となるが、早期段階での市場に向けた大々的な果樹栽培の如何なる痕跡も見当らず、「穀物栽培への転換」は成立し得ない。

この新知見に明示されたのは、従って、2世紀の穀物(小麦)生産が、必ずしもウィラ経済の「市場後退」を意味さなかったこと、そうではなくして奴隷労働なしの維持は到底不可能な製粉装置規模からすれば、もはや単なる自家消費目的では決してなくして、紛れもなく〈市場〉——ウィラの位置関係から推して、恐らくバルセロナの穀物市場——に前提された、〈商品〉としての大々的な穀物栽培が維持された事実である。勿論、一般化には事例の積み上げによる慎重が期されねばならないのは言うまでもないが、すくなくとも当該事例は、バルセロナ周辺の一大大果樹栽培地帯の最中であって、生産性の低さ<sup>(30)</sup>にも拘らず穀物栽培が、同様に市場を前提として大々的に維持されたことの証左である。

ハドリアーヌス期(A. D. 117-138)以後、〈D. 2-4〉の事実上の消滅に拘らず、ウィラ態勢の存続そのものはタルラゴナ周辺でもまた同様であった。ここでは、大規模ウィラのみならず小規模なそれ(e. g. *Torre de los Escipiones villa*, *Vilabella villa* et al.)をもまた含めて、大多数のウィラは、「紀元後1世紀」に入って「創設」された<sup>(31)</sup>。

一例を挙げると、パレ・デルガダ=ウィラ(*Pared Delgada villa*, *Selva del Campo*)は、コリント式柱頭をもつ柱廊を配した大ドムスの名残をとどめたが、特に目を引くのは、3世紀に入って、ドムス部分のモザイクを初めとする華麗なウィラへの改装が施された痕跡である。併しその繁栄も長続きすることなく、同世紀後半(A. D. 260~80)、アラマンニーによって破壊され、以後廢墟のままに残された<sup>(32)</sup>。今一つのウィラ(*Mas de Vallis villa* nr. Reus)もまた、デブリ散乱の敷地面積は約1ha.に及ぶ大ヴィラであった。前者と同様、搾汁、搾油、製粉装置、打穀施設など経済生活を伺い知る如何なる痕跡も残されていないが、少なくとも確かなのは、「1世紀前半」の創設になるこのウィラが、その後3世紀中葉~後半に一時的に放棄された後、4世紀の最終廢棄までの間、手直し程度の改装によって再度利用された跡を残したことである<sup>(33)</sup>。

これらタルラゴナ周辺ウィラの内、次の2ウィラが特に示唆的である。即ち(1)コ

ンスタンティ(Constantí)近郊(西方1km.地点)に残るウィラ(*Centcelles villa*)と(2)タルラゴナ北方(12km.)ウィラ(*Els Munts villa*)の両者である。

前者は、リオ・フランコリ(Río Francolí)右岸に、既に16世紀以来知られていた大ウィラであり、再三にわたって増改築を重ねた跡が残された。ドムスに残る最古の遺構は、1世紀に属し、その後、3世紀に入ってモザイク床面とドムス壁面にその痕跡が残る全面的増改築が施された後、その後の破壊の故に部分的にのみ残るセメント・石積み工法の壁面は4世紀に属した。アラマンニーの破壊を生き延び、ドムス居住が存続したことの事例である。否そればかりか、とりわけ浴場の改装、アトリウム(atrium)の拡張と改装に示されたのは、ドムスの拡充と華麗化、即ち「4世紀」に入っての大ウィラとしての成立——但しこの時点で農場主のウィラ内定住がなされたか否か、テラス内の墓地についての報告は見当らない——である。

他方ドムス(南側)に接する複合建造物跡は、破壊度が激しく復元は不可能だが、広面積にわたって散乱するデブリの中に多数のドーリウムが含まれ、これから推して、先ず間違いなしに搾汁、熟成を中心とする葡萄栽培施設を構成したルスティカ部分(僅かに残る手懸りからの推定では、共和政末期の創設)であった<sup>(34)</sup>。

しかし、これ以上の如何なる手懸り(及びそれよりする推測)も報告されておらず、筆者の憶測では、その位置関係から推して恐らく当初はドムス欠落の農場及び付属施設だけで出発した、と思われるが、定かなことは全て闇の中にある。

後者もまた大ウィラだが、前者とは比較にならぬ規模であり、寧ろ〈豪壮ウィラ〉の名に相応しい遺構を遺した。1968年以来、継続してなされた調査が明らかにしたのは、日常生活品の中でもとりわけ好個のクロノロジー手懸りを提供するシギルタータ諸型が、「1世紀初期～5世紀」の長期間に及んだことである。

ドムスの一隅で発見された‘*C. Valerius Avitus*’のブロンズ製印形は、ウィラ所有者特定の最有力手段を提供する。アントニーヌス・ピウス帝によって、〈ムニキピウム＝アウグストブリガ〉Municipium Augustobriga<sup>(35)</sup>:Muro de Agredo(Prov. Soria)から〈コロニア＝タルラコー〉Colonia Tarraco:Tarragonaに移された「二人委員」の一人に、*C. Valerius Avitus IIvir*(CIL. II, 4277=ILS. 6943:tarracone rep.)<sup>(36)</sup>の名が知られ、この両者は恐らく同一人であった。即ちピウス帝治下(A.D.138-161)、植民都市タルラコー*Colonia Iulia Urbs Triumphalis Tarraco*<sup>(37)</sup>の〈名望家〉(domi nobiles)を構成した上層市民による、ドムス・ルスティカ両構成要素からなる〈近郊型ウィラ〉villa suburbanaの所有事実である。

J.-G. ゴルジュの収録によれば、ドムスの改築、改装の実状を以てするウィラ最盛期は「A.D.100-250」が推定された。しかしこのウィラもまた、アラマンニーの焼き討ちによる破壊(コインの一時的中断からの推定では「A.D.268年の若干後」)を免れ得なかったが、その後所有者交替の実態は全く不明だが、4世紀に入って再建され、コリント式柱頭(白大理石)の柱廊、幾何学模様の多彩色モザイクを配した浴場な

ど、破壊前の遺構に比して一段と華麗かつ巨大化された豪壮ウィラに改変された<sup>(38)</sup>。「4世紀」に於ける巨大ウィラの成立——(何処まで承認出来るかは一先ず別として)先に別稿で触れた如く、J.-G. ゴルジュの提言は、巨大ウィラ主の「ウィラ内定住」に伴う「都市離脱」、及びその結果としての、地中海からの「経済的切断」であった<sup>(39)</sup>——は、ローマ帝国末期のみならずポスト＝ローマ期経済史の新地平の切り拓きに連なる、ローマ経済史の側から発せられねばならない課題として、〈帝国〉、とりわけ〈ヨーロッパ〉規模でのウィラ研究の積み上げが必要となるだろうが、とりあえずこの段階では、ヒスパーニア＝ウィラに顕著であった「4世紀」の巨大・華麗化の事実だけを挙げるだけに止める。

しかしそれ以上にこのウィラが示唆的なのは、ルスティカ部分である。というのは、明らかに焼失以後放置されたままになっていた長方形の大地下室が発見されたからである。そこに残る足枷からして、この部屋は紛れもなく奴隷の拘禁を目的とした〈エルガストゥルム〉 *ergastulum*<sup>(40)</sup>であった。而も足枷には、人骨が残ったままのものもあり、このことは、恐らくアラマンニーの焼き討ちに際して奴隷が置き去りにされたことを暗示する<sup>(41)</sup>。ウィラを構成した労働諸力の実態、とりわけ不自由労働の比重までを知り得る術はないが、少なくとも〈エルガストゥルム〉が機能し続けた、この事実それ自体は、3世紀後半に入ってもなお、奴隷労働が維持されたことの最も雄弁な証言である。さらに注目すべき今一つの新知見は、相互に連結された複数貯水施設がウィラ背後の丘陵反対側斜面に通じる水路を設けていたことであり、この水路が灌漑を目的としたことは疑いなく<sup>(42)</sup>、恐らく葡萄畑かまたは菜園が運営されていたことを証言する痕跡である。

内陸部に入り、現レリダ州 (Prov. de Lérida) では、エブロ支流のリオ・セグレ (Río Segre) 下流域を中心に、計80に上るウィラ遺構が明るみに出されたが、総じてこれらもまた、地中海沿岸部のウィラと略々同様な歴史を辿った。即ち大多数は、紀元後の創設であり<sup>(43)</sup>、中には3世紀を待たずに歴史を閉ざしたものもあるが (e. g. *Puente de Aytona villa*)<sup>(44)</sup>、多くはアラマンニーの破壊まで存続し、そのまま放棄された中に、その後再建されたウィラもまた稀ではなかった。

セグレに合流するリオ・ノゲラ・リバゴルサナ (Río Noguera Ribargorzana) 左岸に遺構が残る、エル・ロメラル＝ウィラ (*El Romeral villa, Albesa*) は、農場施設 (*villa rustica*) を伴い、中央に大規模な柱廊を配した時期相が重複するドムスをもった大ウィラ (敷地面積約1ha.) であった。建築工法、生活品デブリから遡り得る最古の遺構は「1世紀」の創設になる簡素な小規模建造物であり、アラマンニーによる破壊に至るまで如何なる改変の痕跡も残していない。しかし完全破壊の後、装いも新たに大ウィラとして再建された。とりわけ「4世紀後半」には、床面モザイクの全面改装に遺された壮麗な大ドムスの輪郭を頭にした後、「5世紀中頃」に疑いもなく所有主居住の痕跡を残した<sup>(45)</sup>。生産施設を初めとして経済生活の実態、とりわけ

1・2世紀とは異なったであろう経済的な構造変化は完全に不明だが、少なくとも豪壮ウィラの痕跡から推して、3世紀後半を境にして、恐らく他ウィラと同様、農場主定住型（都市離脱）への基本性格の変化が招来された、と考えられる。

レリダ北東方約25km.に確認されたオスタル・ノウ＝ウィラ (*Hostal Nou villa*)は、壁面基底部にまで及ぶ略々完全な破壊の故に、遺構復元は不能だが、辛うじて残る手懸りによって次の2点だけは確認され得た。

即ち、(1)生活の痕跡は「1～5世紀」に及んだこと、(2)三和土をもつ土間と思しき箇所——疑いもなく〈ルスティカ〉部分を形成した——に、《L・—ACHI》, 《GIRPIVS》, 《MODERATVS》の銘文入り大型ドーリウム（胴部分の直径110cm.）23箇所が約40cm.の深さに埋め込まれ、而も破損箇所は鉛で補修されていたこと、以上の2点である<sup>(46)</sup>。特に后者は、何時までかは不明だが内陸部に於てもまた同様に大々的な葡萄栽培（恐らく熟成用）が展開された可能性を暗示する。

レリダ周辺では、〈ウィラ〉としての収録にも拘らず、陶片、建築材が地表に散乱するだけで、復元不能のもの (e. g. *Torre Llango, Plá de Casals et al.*)<sup>(47)</sup>が多い中で、以上の2例はいずれも創設が「1世紀」に属した。これに対してセグレ左岸の、敷地面積約2ha.にわたる〈ドムス〉、〈ルスティカ〉両要素よりなる大ウィラ (*Els Viláns, Aytona*)は、テラス内に取込まれた墓地<sup>(48)</sup>と後期シギルラータ＝デブリによって、「4世紀」が特定され得るが、2世紀以前の如何なる生活痕跡も残されておらず、創設は恐らく「2世紀」であった<sup>(49)</sup>。このウィラが示唆的なのは、第一に、ここでもまた同様に、腹部直径150cm.の大型ドーリウム群が確認されたことである。「市場向け生産」のウィラであった可能性は大だが<sup>(50)</sup>、どの時点までそれが維持されたかは全く不明であり、唯一確かなのは、内陸部のこのウィラが2世紀に入って果樹栽培農場として創設されたことである。第二は、テラス内に残された次の墓碑銘である。

*M. Cornelio / L. f. Arriano / aed(ili) IIvir(o) flam(ini) Aug(usti) / Licin(ia) L. f. Nigrina / marito optimo / et carissimo*<sup>(51)</sup>.

このウィラは、従って「2世紀」、始源的には恐らく果樹栽培を主とした〈近郊型ウィラ〉として出発し、疑いなしに墓碑銘が遺された「4世紀」には、ムニキピウム＝イレルダ (*Ilerda: Lérida*)の政務職就任最上層市民<sup>(52)</sup>を所有主とした。

さらに次の2事例は、ウィラを構成する〈フンドゥス〉 *fundus*の実状を伝えるものとして興味深い。

セロス (*Serós*)近郊に残るウィラ (*Bobalá villa*)がその一つである。創設時期は定かでないが、セグレ左岸に広面積にわたって大理石破片、円柱・柱頭断片が散在する大規模なウルバーナ部分の跡である。旧テラスに隣接し、囲壁で取り囲まれた今日の集落は、その位置関係から推して恐らくウィラ構成員の施設としてルスティカの跡地に建設されたものであった、と推測された<sup>(53)</sup>。これと並んで注目されたのは、

ドムス跡地の下流域に残る二ヶ所の小規模遺構 (*Molí Roca* <B>. <C> villa) である。狭面積に陶片が散乱するだけで、かつて建造物があったことだけは確かだが、その位置関係から、ボバラ＝大ウィラを構成する「複合関係」の「小規模ウィラ」乃至「農場建造物」が推測された<sup>(54)</sup>。1979年時点での調査報告を踏まえたこの推測が、もしそうだとすれば、大ウィラの〈フンドゥス〉内の一隅にか、然もなければ分離〈フンドゥス〉に設けられた農場施設であったことになるが、何分にも情報が乏しく、奴隷営舎乃至コロニー家屋ではなくして独立的な農民規模の遺構であった可能性<sup>(55)</sup>も否定出来ない。

同様にセグレ左岸に広がり、1世紀初～3世紀中葉の間に居住足跡を残したいま一つの巨大ウィラ (*Más del Notarí*, Torres de Segre) もまた、恐らく〈フンドゥス〉内別場所にルスティカ施設の跡を残した<sup>(56)</sup>。

この両ウィラともに、搾汁・油、打穀の生産施設が完全に破壊されているために、経済実状の復元は絶望的だが、少なくとも次のことだけは見通しが可能であった。即ち、ヒスパーニア内陸部のこの地方に於てもまた、〈フンドゥス〉の拡大（都市共同体的土地所有関係が前提された限りに於ては「集積」的の所有拡大）が、ボバラ＝ウィラに暗示され、2・3世紀イタリアの土地所有関係に明らかな如く<sup>(57)</sup>、複数地片の複合化と融合化によって実現され、それを前提として、大規模かつ華麗化された〈ドムス〉を中心に経済的ユニットを形成する形で大土地所有制が進行したことである。同様に巨大〈ドムス〉の痕跡を遺した大ウィラ (e. g. *Dehosa de la Cocosa villa*, Badajoz; *Milreu villa*, Estói)<sup>(58)</sup>をもまた視野内に収めた場合、この推測は十分に可能だとは雖も、考古資料に拠る以外に直接的に有効な手段が残されていない以上、現状の情報を以てしては一般化に程遠く、ルヴォー (Ph. Leveau) = モデル<sup>(59)</sup>のヒスパーニア＝ウィラへの有効性をもまた含めて、事実関係のさらなる積み上げとそれに基づく論議の深化が今後の課題として残る。

最後に、エブロのさらに上流域、ナバルラ地方 (Navarra) で確認された果樹栽培ウィラ2例を挙げておこう。

ポムパエロ (Pompaelo: Pamplona)<sup>(60)</sup> 近くのフォス・デ・ルムビエル＝ウィラ (*Foz de Lumbier*, Lièdena) がその一つである (図12)。

〈ドムス〉〈ルスティカ〉の両要素によって構成されたこのウィラは、再度にわたる調査 (1942-47, 1947-51) によって、略々その全貌が顕わにされたが、ここでは特に次の3事実の新知見<sup>(61)</sup>が挙げられるだけでよい。

(a) 方形の柱廊 (10.45m. × 9.22m.) を中心にした、接合形式の建築様式が最早期に属したことから推して、〈ドムス〉の創設には、「2世紀」乃至遅くとも「2世紀末」が特定された<sup>(62)</sup>。その後、モザイク床面に改装の痕跡を残した後、ヒスパーニア東部の地中海沿岸果樹栽培ウィラの多くと同様に、3世紀後半 (c. A. D. 270) に完全に破壊された。しかし「4世紀」――但しそれ以上に正確な時期の特定は不

能一一に入って、廢墟の跡地の上に再び、しかし以前とは比較にならない大規模な建築が図られ、豪壮な〈ドムス〉を中心にして、付屬施設を含めて部屋総数135を超える巨大ウィラが甦った。

(b) 〈ドムス〉と同様、〈ルスティカ〉もまた拡大化を伴った再建の跡が残された。葡萄酒とオリーブ油両者の生産装置を中心に、広面積の長方形中庭(60m. × 15m.)を挟んで両翼に、疑いもなく農場構成員<sup>(63)</sup>に割り当てられた居室40を整然と配置した長屋、厩、さらに中庭入り口に設けられた恐らく穀物貯蔵目的の倉庫に加えて、ドーリウム群から間違いなしに復原可能な葡萄酒熟成・貯蔵をその中に取込んだ〈望楼〉をさえ配置した、巨大営舎であった。このような〈ルスティカ〉の遺構から容易に見通せたのは、「4世紀」に入って成立する巨大ウィラの、軍事的機能をさえ兼ね備えた、「城塞化」<sup>(64)</sup>であった。従ってこの限りに拠って言えば、この時点、つまり時期的には破壊、焼討を重ねたアラマンニーによる一大荒廢の後、改めて建設されたこの大規模ウィラは、1・2世紀ウィラの直接的な延長線上にはなかったことになる。この場合所有主のそれを含めて、当然のこととして、〈ウィラ経済〉それ自体に何らかの構造的な変化なしにこの再建が実現され得なかったのは確かだが、当該ウィラが、果たして、〈4世紀ウィラ〉のモデル(ひとりヒスパニアのみならず、ナルポーネーシス・ガリア、さらにはまた中央部イタリアをもまた含めた)になり得るか否かを初めとして、それ自体既に別問題である。

(c) しかしそれにも拘らず、この態勢は1世紀以上継続することはなかった。「5世紀初」に最終的に廢棄され、以後の居住痕跡はもはや残されなかった<sup>(65)</sup>。

従って少なくとも、〈ドムス〉の豪壮、華麗化の事実に最低限度間違いなしに言えたのは、4世紀に入って所有主の「ウィラ内定住」<sup>(66)</sup>が看取され得ることである。但し、同時期の大ウィラに頻繁であった如き墓所が全く報告されていないこともあり、巨大ウィラとはいえ、これらの新知見から直ちに、「都市-ウィラ」間の経済的かつ人的なネット・ワークの〈切断〉まで拡大化出来るか否かには慎重でなければならぬ<sup>(67)</sup>。

これに対してポムパエロの南方、フネス(Funes)南東7km.地点に残る今一つのウィラは、様相が異なった<sup>(68)</sup>。というのは、このウィラには、〈ドムス〉として機能したと思しき遺構(前掲の諸例がそうであった如く、とりわけ噴水池を伴うアトリウムとモザイク床面に痕跡が遺された<sup>(69)</sup>)が何処にも見当たらないからである。即ち、残されたのは、約700m<sup>2</sup>に及ぶ広面積に葡萄搾汁装置の基台を中心にして疑いもなく熟成と貯蔵用の4室を設け、さらにセメント床面の大部屋4室を取込んだ遺構<sup>(70)</sup>であった。「1世紀後半」の創設が特定されたこのウィラが、その生産施設の規模から推して、(恐らく最初から)〈市場〉に前提された果樹栽培農場として出発したのは確かであり、その後如何なる経済的な構造変化の跡も残していないことからすれば、消極的にはあれ、恐らく最後までそのようなものとして維持され続け

た、と推測される。従ってこのウィラは、2・3世紀のバエティス中流域にしばしば見られたような、〈ウィラ・ルスティカ〉だけのオリーブ栽培農場<sup>(71)</sup>と同様の、〈ドムス〉欠落農場であった可能性もある<sup>(72)</sup>。

遺構に残された時期特定可能の生活痕跡としては、2世紀から3世紀前半に及んだ〈ヒスパーニア＝シギルラタータ〉*Dragendorff Form 27, 37*とドミティアヌス(A. D. 81-96)、ハドリアヌス(A. D. 117-138)両帝のコインが手懸りを提供するが、3世紀以後は如何なる痕跡も残していない<sup>(73)</sup>。従ってこのウィラが、「1世紀後半－2世紀」の間、(その時期から推して疑いもなく) 奴隷労働依拠の果樹栽培を展開し、前半乃至後半の時期は定かでないがとに角「3世紀」のうちに(しかし早ければもしかして2世紀後半) 歴史を閉ざしたのは確かである。

葡萄酒用アムフォラ、〈D. 2-4〉の市場消滅から出発して、地中海沿岸の葡萄栽培地帯を中心に、疑いもなくヒベールス(Hiberus: Ebro)を主要流通手段とした内陸部をもまた含めた、ヒスパーニア果樹栽培ウィラに関する瞥見は一先ず以上によって終わる。もとよりここで取り上げられたウィラは、歴大な数に及ぶ事例の極く一部にすぎず、而もそれ自体が極めて目の粗い素描に終始した。否そればかりか〈D. 2-4〉問題の故に、ヒスパノ・ローマン＝ウィラとは言い条、最大の密集地であったバエティス流域のオリーブ栽培ウィラは除外された。しかしそれでもなお、古典史料を以てしてはもはや如何ともなし難い新知見に拠って、少なくとも次の3点だけは指摘され得た。

(1) 〈ウィラ〉としての定在は、バルセロナ、タルラゴーナ周辺を中心に、東部海岸沿い果樹栽培地帯がいち早く、既に共和政末期、遺構規模とそれよりする时期的な推測、並びにアムフォラ銘文<sup>(74)</sup>より推して、疑いもなくイタリア＝ウィラと同一形態の奴隷営舎を取込んだ果樹栽培ウィラが出現した。しかし多くは、『パックス・ローマーナ』下の紀元後に創設され、2世紀はその延長上に同一態勢を維持した。

これに対して内陸部では、2世紀に入って創設が相次いだ。この事実に端的に表現されたのは、政治的に文化的なのみならず、経済的にもまた〈イタリア化〉の進行が今や明白な《ローマ化》の地域的に时期的な差異である。即ち、いち早くヒスパーニア東北部の地中海沿岸を出発点として、内陸部にまで及ぶ、ヒスパノ・ローマ＝ウィラの成立と拡散、つまり「都市」を核として地中海流通に連なった、商品貨幣経済ネットワークの形成と拡大化の実態である。

イタリア＝ウィラと全く同様に、大多数のウィラでは、所有主が何らかの手懸りを残すことは殆どなかった。しかしそれでもなお、〈ドムス〉のテラス内に残された墓碑銘(多くは4世紀に入ってからだ)は、時として所有主の情報を伝えた。それに拠ると、かれらは都市の政務を担った〈地方的名望家系〉に属した<sup>(75)</sup>。

(2) このヒスパーニア果樹栽培ウィラの消長は、従って一面に於ては、イタリ

ア果樹（とりわけ葡萄）栽培経済を「窒息」に追込むことになった、とするかの「市場競争」学説を事実を拠って補強するかにみえた<sup>(76)</sup>。だがしかし、イタリア＝ウィラにとって市場事情の「日毎の悪化」が開始され、その上に、生産の構造的変化（奴隷制果樹栽培から小作制穀物栽培への転換）が貫徹されはじめた、と見做された、「1世紀後半－2世紀前半」のフラワー期からトラヤーヌス・ハドリアヌス期は、ヒスパーニア東北部ウィラでもまた同時に、同一型の大々的な生産が展開された、他ならぬ地中海スタンダード型アムフォラの激減と消滅の時期でもあった<sup>(77)</sup>。

もしそうだとすれば、ヒスパーニアの葡萄栽培ウィラもまた、イタリアと同一の運命に陥った筈である。決してそうでなかったことが今や明白になったからには、「市場競争」学説はその最主要根拠の一つを失うことになる。（3）これに加えて、古代地中海経済の展開に示唆的な今一つの顕著な事実が看取され得た。即ち、多くが前1世紀に創設されるか乃至は拡大化されたイタリア果樹栽培ウィラはしばしば、否寧ろ、「一般的」と見做され得る度合いに於て、「2世紀末－3世紀前半」に相次いで廃棄された<sup>(78)</sup>。これに対して、大多数が紀元後に入って創設されたヒスパーニア東北部の葡萄栽培ウィラもまた、約半世紀から1世紀近く遅れ、かつ直接的なモメントはしばしばアラマンニーによる破壊の故にであったが、多くは「3世紀後半」に至って廃棄された。この間に、〈D.2-4〉の市場からの激減と消滅に時期的に照応する、構造的な変化の如何なる痕跡も定かに残されるはことなく、従って〈D.2-4〉の消滅は、（イタリア＝ウィラがそうであった如く<sup>(79)</sup>）必ずしも「果樹→穀物」への主要作付け変化とそれに伴う「奴隷制→小作制」への変化の如き、ウィラ経済の構造変化を証言する指標にはなり得ず、この限りでは消極的な推測ではあるが、ヒスパーニア＝ウィラもまた3世紀後半までの間、「奴隷営舎」のまま維持され続けた、と見做されざるを得ない。だがしかし、この廃棄は必ずしも〈ウィラ態勢〉それ自体の廃棄には直結しなかった。イタリアと全く同様に「4世紀」に入って、それ迄とは比較にならない規模と〈ドムス〉の豪壮、華麗化を伴った巨大ウィラが、而も時として廃棄ウィラの上に再建されたからである<sup>(80)</sup>。ヒスパーニア＝ウィラに明らかにされた両現象、即ち、一方では、地中海流通に連なった果樹栽培型ウィラの廃棄、他方では、農場主のウィラ内定住（都市離脱）ばかりか軍事機能をさえ兼ね備え、それ故構成労働諸力を含めた〈ウィラ態勢〉それ自体の構造変化なしには実現され得なかった、と考えられる巨大ウィラの再生は、かくして、帝国西部に於ける古代末期経済史に新たな課題を提起することになる。都市－ウィラ間のネットワークの切断<sup>(81)</sup>を伴う〈テリトリアルな支配〉の成立がその鍵であり、問題は今後を持ち越されることになる。

註

- (1) Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps* (London 1965), 9-12; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Roman Amphorae and the Roman Economy* (London 1986), 105f.; Tchernia, A., 'Les amphores vinaires de Tarraconaise et leur exportation au début de l'Empire', *Arch. Esp. Arq.* XLIV(1971), 38-85; Id. et Zevi, F., 'Amphores vinaires de Campanie et de Tarraconaise à Ostie', in: *Collection de l'École franç. de Rome X* (Rome/Paris 1972), 35-67; Beltrán Lloris, M., 'Problema de la morfología y del concepto histórico-geográfico que recubre la noción tipo', in: *Collection franç. de Rome XXXII* (Rome/Paris 1977), 112-7. この他南部ガリアに於ける〈D. 2-4〉生産のアトリエ遺構は、Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaul Narbonnaise* (Paris 1985), 124, 127参照。
- (2) Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 94 et passim.
- (3) 問題抽出のための学説整理（網羅的ではない）は、拙稿「〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2（2000）2-6頁参照。
- (4) この課題は、別稿で処理される筈である。参考迄に挙げておくと、ヒスパーニア＝ウィラの推移を正面から取り上げた邦語文献としては、筆者の3-4世紀ウィラに関する素描、「3-4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30（2000）1-19頁があるだけである。本稿は元々、それに先立つ課題処理として準備されたにも拘らず、成稿の都合によって、発表は前後が逆になった。
- (5) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (N. Y. 1979), 120-124; Lewit, T., *Agricultural Production in the Roman Economy A. D. 200-400*. BAR. Intern. S. 568 (Oxford 1991), 18-25.
- (6) 中間報告をもまた取込んで、地域毎にウィラの調査報告を網羅、整理したJ.-G. ゴルジュの大著が差当り最も有用であり、ヒスパノ・ローマン＝ウィラに関する筆者の主要情報は、専ら同書から得られた。Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines: inventaire et problématique archéologiques*. Ouvrage publié avec le concours du Centre National de la Recherche Scientifique (Paris 1979).
- (7) 拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型葡萄酒アムフォラの一事

- 例一一」『西洋史学論集』30 (1992)29-41頁及び前掲拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅」14頁註(8)参照
- (8) 首都ローマのモンテ・テスタッチオのみならず、内陸深くにまで及んだバエティカ＝オリーブ油アムフォラの、紛れもなく「商品」としての大量流通に関しては、拙稿「1－3世紀のイタリアにおけるヒスパニア産アムフォラ」『西洋史学論集』24 (1986)1-19頁の他、次の諸文献参照。 Remesal Rodriguez, J., 'Cuestiones en torno a la epigrafía anfórica de la Bética', *Amphore romane e storia economica. Atti del colloquio di Siena* (1986), Roma 1989, 489-503, esp. 491; Martin-Kilcher, S., *Die römischen Amphoren aus Augst und Kaiseraugst. Ein Beitrag zur römischen Handels- und Kulturgeschichte I: Die südspanischen Ölamphoren* (Augst 1987), 49-59; Blázquez, J. M., 'The Latest Work on the Export of Baetican Olive Oil to Rome and the Army', *G&R*. XXXIX/2 (1992), 173-88.
- (9) ガリア・ナルポーネーシスでもまた同様に、〈D. 20〉の生産遺構が確認されているが、F. ローバンエメールの収録では3箇所(Veloux, Plaine du Levrau et Moulin du Pont, Corneihan)に知られるだけであり、『ガリア型』諸型を専らとしたナルポーネーシスは、差当り視野外に置かれてもよい。Laubenheimer, F., *La production des amphores en Gaul Narbonnaise sous le Haut-Empire* (Paris 1984), 124-7, 174-7. その後の新知見を取込んだ同女史の報告には、しかし、新たな事例の報告は見当らない。Id., 'Les amphores gauloises sous l'Empire. Recherches nouvelles sur leur production et leur chronologie', in: *Anfore romane et storia economica* (Roma 1989), 105-38.
- (10) Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines* cit. 197-227, 407-21.
- (11) *Ibid.* 278-295.
- (12) *Ibid.* 28f. fig, 4.
- (13) ヒスパノ・ローマ＝ウィラの創設は、バエティス流域のオリーブ栽培地帯では、アウグストゥス期に集中的に進められたのに対して、同時期の東北部では比較的少なく、ゴルジュの集計に拠れば、葡萄栽培を専らとしたバルセロナ周辺のウィラは計6、タルラゴナ周辺では1、レリダでは3が数えられただけである。  
*Ibid.* 29-31.
- (14) Plin. N. H. III, 22. Vgl. Galsterer, H., *Untersuchungen zum römischen Städtewesen auf iberischen Halbinsel* (Berlin 1971), 27-8.
- (15) Cf., Keay, S., 'Processes in the Development of the Coastal Communities of Hispanis Citerior in the Republican Period', in: Blagg, Th. and Millett, M. (eds.), *The Early Roman Empire in the West* (Oxford 1990), 140-2.
- (16) Pascual Guasch, R., 'Las áforas de la Layetania', *Méthodes classiques et*

- méthodes formelles dans l'étude des amphores* (Rome/Paris 1977), 67-8; Gorges, J.-G., *op. cit.* 36.
- (17) Pascual Guasch, R., *art. cit.* 48-71. 遺構の分布は[図6]参照。
- (18) Deniaux, E., *Recherches sur les amphores antiques de Basse-Normandie*. Cahier des Annales de Normandie N°12 B (Caen 1980), 17-50: Coutances (32ex.); 57: dans la Marche, au Large de Grandcamp (1ex.); 62-67: Caen (2ex.). ガリア地峡を中心とした<P. 1>=<Pascual-Dressel 1>の生産地特定と分布全般に関しては、拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型葡萄酒アムフォラの一事例——」『西洋史学論集』30 (1992) 31-32参照。
- (19) West, L. C., *Imperial Roman Spain* (Oxford 1929), 23; Nostrand, J. J. van, 'Roman Spain', in: Frank, T. (ed.), *Econ. Surv.* II (Baltimore 1937; repr. NY. 1975), 177f.; Tchernia, A., *op. cit.* 271; Id. et Zevi, F., *art. cit.* 35f.
- (20) *L'Arqueologia i la nostra historia* (Barcelona 1983), 54-56 (Prevosti, M); Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* *cit.* 272.
- (21) 註(6)参照。
- (22) Gorges, J.-G., *op. cit.* 38.
- (23) *Ibid.* 25-6; 102-4.
- (24) *Ibid.* 38-9; 219.
- (25) 「農場施設」としての葡萄酒熟成用ドーリウムと面積当たりの必要数については、Cato, *De agr. cult.* XI, 1参照。
- (26) Gorges, J.-G., *op. cit.* 214. 3世紀後半、とりわけヒスパーニア東北部のウィラに至る所で破壊と焼討の爪痕を残したアラマンニー(Alamanni)族それ自体にまで、本稿は到底立ち入ることは出来ない。Cf. e.g. Hummer, H. J., 'The Fluidity of Barbarian Identity: the Ethnogenesis of Alemanni and Suebi A. D. 200-500', *Early Medieval Europe* VII/1 (1998), 1-27.
- (27) Gorges, J.-G., *op. cit.* 38; 212.
- (28) *Ibid.* 201.
- (29) Cf. e.g., Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 114-117.
- (30) ローマ期のイタリアにおける、穀物(特に小麦)の生産性の低さに関しては、拙稿「ローマ農業の生産性」(上・下)『古代文化』XLIX, 2-3 (1997) 89-100; 163-168頁参照。
- (31) Gorges, J.-G., *op. cit.* 419.
- (32) *Ibid.* 417-8.
- (33) *Ibid.* 415.

- (34) *Ibid.* 411-2.
- (35) ILS. 6943に収録されたタルラコ発見の一碑銘（註(36)参照）に見える表現〈Munic. August.〉に関して、デッサウ(H. Dessau)は、CIL. II, 4277の校訂者、ヒューブナー (E. Hübner)の註記をそのまま踏襲して、[*Saetabis*] *munic(ipium) August(anum)*を当てたが、その後最も新しい所では、ガルシュテラー (H. Galsterer)がこれを修正して、*munic(ipium) Augut(obriga)*とした。しかしここでは、ディヴェロップの可否それ自体にまで踏み込む必要はなく、〈ムニキピウム〉から〈コロニア〉への最上層市民(II vir)の移動が、皇帝命によってなされた事実が知られただけでよい。Galsterer, H., *Untersuchungen zum römischen Städtewesen auf iberischen Halbinsel* (Berlin 1971), 17, Anm. 6. Vgl. Wiegels, R., *Die Tribusinschriften des römischen Hispanien* (Berlin 1985), 125.
- (36) 《C. Valerio Avito IIvir., / Val. Fir/mina fil., / translato / ab divo Pio / ex munic. August. / in col. Tarrac.》.
- (37) CIL. II, 4071; Plin. *N. H.* III, 21. Vgl. Galsterer, H., *a. a. O.* 5 Anm. 32; 13 Anm. 19 et pass.; Curchin, L. A., *The Local Magistrates of Roman Spain* (Toronto/London 1990), 227-8.
- (38) Gorges, J.-G., *op. cit.* 407-8.
- (39) 拙稿「3-4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30 (2000) 1-17頁参照。
- (40) 奴隷営舎に不可欠の施設 (e.g. Colum. *De r. r.* I, 6, 3; 8, 16; Plin. *N. H.* XVIII, 21)であったのは言う迄もない。Cf. e.g., Heitland, W. E., *Agricola. A Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; repr. Westwood 1970), 145-6, 160, 185 et pass.
- (41) Gorges, J.-G., *op. cit.* 44, 148.
- (42) *Ibid.* 408.
- (43) 大多数のウィラは、『パックス・ローマーナ』下に創設されたが、全てがそうであったわけでは決してない。例えばエル・ロメラル〈B〉＝ウィラ(El Romeral)の如く、既に前1世紀初にウィラとしての痕跡を残した事例 (Gorges, J. G., *op. cit.* 279-80)もまた稀ではなかった。
- (44) *Ibid.* 282.
- (45) *Ibid.* 278-9.
- (46) *Ibid.* 283-4.
- (47) *Ibid.* 287.
- (48) 直ぐ後に引用される如く、〈ムニキピウム〉を構成した「市民」、而も他ならぬ最上層市民に属したウィラ所有者 (後述註(52)参照) が、「都市レリダ」の

ネクロポリスではなくして、ウィラ内に埋葬された事実が意味した所は、極めて重大であった。何故ならば、時として軍事機能をさえ帯びた、豪壮大ウィラの成立——而もこれ自体、ヒスパーニアだけの特殊現象では決してなかった——に端的に表出された、ウィラ所有主のウィラ内定住の事実は、〈事実上〉のみならず〈理念〉そのものの「都市」からの〈離脱〉、それ故にまた、「4—5世紀」における《古代史》の新たなる展開を暗示するからである。

(49) Gorges, J. -G., *op. cit.* 282-3.

(50) 調査報告、R. Pità Marcé, L. Diez-Coronel y Montull, 'Informe sobre los restos de la villa rústica romana de "Els Vilás" en Aytona, Prov. de Lérida', *Not. Arq. Hisp.* 13-14 (1969-70), 58-9 (筆者未見) に拠ったゴルジュの資料整理(Gorges, J. -G., *loc. cit.*)では、「多数のドーリウム」とだけしか伝えられていない。オリーブ栽培ウィラであったことだけは確かだとしても、搾油装置を初めとする発見事情は素より、耕地面積の推定手段たる発見個数も定かでないこともあって、筆者は慎重を期さざるを得なかった。

(51) 本稿は、AE. 1972, N° 315に拠った。それに拠ると、1926年発見のこの墓碑は、今日所在不明とのことである。

(52) 父名とトリプス名が併記されたこの人物の、都市政務職——*aed(ilis)*及び *II vir*——が何処の都市であったか。墓碑銘には都市名が欠落しているが、当該ウィラの位置関係とトリプス名の両者から判断して、恐らく〈ムニキピウム=イレルダ〉 *municipium Ilerda* (Plin. *N. H.* III, 24: 'civium Romanorum Ilerdenses': cf., ILS. 6942, 8883) = Lérida であったのは間違いないと思われる。Vgl., Galsterer, H., *a. a. O.* 11; Wiegels, R., *a. a. O.* 116; Grant, M., *From Imperium to Auctoritas* (Cambridge 1949; repr. 1969). 170-171. Gorges, J. -G., *op. cit.* 283: 'installation d'un propriétaire de la bourgeoisie municipale'.

(53) Gorges, J. -G., *op. cit.*, 289.

(54) *Ibid.*: 'villa ou constructions rurales annexes en relation avec le grand noyau de Babola (?)'.

(55) 筆者がこの可能性を改めて付け加えたのは、疑いもなく 'casa', 'tugurium' (Varro, *De r. r.* III, 1, 3) に照応したと見做され得る、中・小規模の農民的家屋を中心とした土地所有遺構に関する近年のフィールド・サーヴェイ結果を踏まえてのことである。勿論、作業は最近漸く始まったばかりであり、考古学諸資料の分析とそれを踏まえた計量化を含めて、今後の研究進捗に期待される所は大きい。Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (NY. 1979), 120-126; Lewit, T., *Agricultural Production in the Roman Economy A. D. 200-400*. BAR. Intern. Ser. 568 (Oxford 1991), 24-25.

(56) Gorges, J. -G., *op. cit.* 283, 292.

- (57) 拙稿「1世紀後半－3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(4)」『歴史学・地理学年報』14(1990)73-103頁。
- (58) Gorges, J.-G., *op. cit.* 146-7, 189-190, 155, 180, 182; Keay, S. J., *op. cit.* 196.
- (59) 拙稿「3－4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30(2000)、註(33)(14-15頁)参照。
- (60) Vgl., Galsterer, H., *a. a. O.* 14, 16; Keay, S. J., *op. cit.* 108, 188.
- (61) Gorges, J.-G., *op. cit.* 323-4. Cf., Keay, S. J., *op. cit.* 192-4.
- (62) 何れも同一の調査報告、Taracena Aquirre, B., 'La villa romana de Liédena', *Excavaciones en Navarra II, 1947-51* (Pamplona 1956), 45-106に拠りながら、註(61)に挙げたGorges / Keay両者には、時期推定に微妙な相違が見られた。前者がウィラの創設を「2世紀」とだけしたのに対して('fondée au II siècle'), 後者は、「実質的」な創設を「2世紀末」('a substantial later second-century A. D. villa')に特定した。
- (63) 遺構の形状(2列に並列された部屋数40の小室)から、恐らく農場構成員用の居室であった、と推測されたが、特定を見るまでには至っていない。ここでは一先ず、Keay, S. J., *op. cit.* 194の推定に従っておこう。"These (forty small rooms laid out in two parallel ranges) probably housed coloni and farm labourers".
- (64) 当該ウィラのみならず、セゴビア近くのサンタ・マリア(Santa Maria: Aguilafuente)=ウィラ、オルメダ(Olmeda)=ウィラ等々、その規模から推して疑いもなく〈地所〉*praedia*の領域化(一円的であろうとなかろうと)を伴ったであろう巨大ウィラにとりわけ明白であったこの構造的変化が、労働諸力の態様変化=軍事機能化"une milice paysanne"(Gorges, J. G., *op. cit.* 323), "private armies"(Keay, S. J., *op. cit.* 194)それ自体と、そのさらなる進行をもまた伴ったであろうことは容易に推測可能である。もしそうだとすれば問題は、本稿の射程距離をはるかに越えて西部地中海古代末期史研究の、物証による新地平の切り拓きに連なることになる。ナルボーネンシス・ガリア、イタリアをまた取込んだフィールド・サーヴェイによる事例の積み上げ(計量化を含めて)と諸史料の再検討が必要であろう。
- (65) Gorges, J.-G., *op. cit.* 324.
- (66) *Ibid.* 51.
- (67) 註(64)参照。ルヴォー=モデルについては、註(59)参照。
- (68) Gorges, J.-G., *op. cit.* 149, 322.
- (69) バエティカ=ウィラの〈ドムス〉例としては、前掲拙稿「果樹栽培ウィラの構造的変化」17頁掲載の[図 II]参照。
- (70) この部屋に関するゴルジュの推測(Gorges, J.-G., *op. cit.* 322)は、「葡萄搾汁室」。

- (71) *Ibid.* 358ff.
- (72) このために調査報告の収録に当って、ゴルジュ (*ibid.* 322)は疑問符を付し、  
〈ウィラ〉としての特定には躊躇した。
- (73) *Ibid.* 322.
- (74) 拙稿「ローマ果樹栽培とアムフォラ生産——《FIGLINAЕ》の存在形態——」『西洋史学論集』28(1990)1-17頁、同「アムフォラ生産とローマ・ウィラ経済の展開——アムフォラ銘による生産の構造分析——」『歴史学・地理学年報』17(1993)27-94頁参照。
- (75) 「新人」*homo novus*、「地方的名望家」*domi nobilis*それ自体にまで立ち入る必要はない。
- (76) 学説整理と問題諸点（とりわけ考古学的新知見との整合性）に関して筆者は別稿を用意している。差当っては、簡潔に言及したものとして、拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2(2000)2-5頁を参看されたい。
- (77) 註(76)で指摘された学説整理、次いで註(78)～(79)に指摘される新知見の諸事実と共に、別稿——地中海スタンダード型アムフォラ〈D. 2-4〉の消滅とローマ＝ウィラ経済の〈終焉〉——が用意されねばならない、大課題である。
- (78) 註(77)参照。
- (79) ここでは差当り事実関係が指摘されておくだけでよい。
- (80) バエティカ＝ウィラに関してだけだが、3－4世紀の顕著なこの事実については、目は粗いながらも筆者なりの一応のパースペクティヴが与えられた。註(59)に挙げた拙稿参照。
- (81) 註(67)参照。

#### 第四節 3－4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化

19世紀以来今日なお、事例収集と銘文分析が継続中のモンテ・テスタッチオ(Monte Testaccio)<sup>(1)</sup>は、約4,000万<sup>(2)</sup>とも推定される廃棄陶片よりなり、その殆ど大半は、スペイン南部のグッダルキビル川(Guadalquivir=Baetis)流域から送り込まれた、オリーブ油を主要内容とした《ドレッセルXX型》アムフォラ(Dressel XX=略記<D.20>)によって占められた<sup>(3)</sup>。而も<D.20>によるオリーブ油市場も事実上の支配は、首都ローマのみに限らず、帝国西部から北部に及ぶ殆ど全域に及んだ<sup>(4)</sup>。だが併し、『ローマの平和』*Pax Romana*と共に、今やイタリアに代わって属領ヒスパニアが、西北部地中海に対する事実上の経済的支配を打ち出した(尤もオリーブ油に関してだけだが)、という意味の重大さは一先ず別として、この事実それ自体はここでは差当り問題でない。そうではなくして問題なのは、<D.20>の数量関係から見たこのオリーブ油市場の「支配」が、決して永続的ではなかったことである。H.ドレッセルの収集になるモンテ・テスタッチオの銘文事例を中心とする、筆者のコーンスル年グラフィティの洗い出し作業結果(1986)によれば、<D.20>の殆ど大半は「1世紀中葉－2世紀前半」に集中し、2世紀中葉以後、事実上消え去った<sup>(5)</sup>。今日の型・編年研究に拠れば、<D.20>の生産そのものは3世紀末乃至4世紀初にまで及んだが<sup>(6)</sup>、バエティカ例に関するこの時点での筆者のグラフィティ収集では、「A. D. 265」の銘文、*Valeriano II et Lucillo cos.* (CIL. XV, 4088)が最後であった<sup>(7)</sup>。

もしそうだとすれば、これほど膨大な数量のアムフォラを送り出したバエティカのオリーブ栽培ウィラは、2世紀中葉以後、とりわけ3世紀に入って何処に行ったのか。

専ら流通(その実状と数量関係)を中心にして、併し銘文の収集と分析に拠ってウィラ及び瓦窯の内的構造——これ自体既に古典諸史料を以てしては如何ともなし難い、ローマ経済史の新地平の切り開きを意味したのだが——にまで立ち入りを可能ならしめたにも拘らず<sup>(8)</sup>、アムフォラの経済史史料としての限界である。従って問題接近の鍵は、一にかかって、ウィラ研究それ自体に移ることになる。

だが併し近年、特に1960年代以降、個々のウィラ調査を報じた考古学情報量は歴大であり、そのシンテーズを図ったJ.-G. ゴルジュ(Gorges)<sup>(9)</sup>の如き作業に拠らざる限り、逐次的検討は不可能である。否そればかりか、アムフォラとの関連からバエティカ＝ウィラの経済史的処理を図るからには、不必要である。3－4世紀のウィ

ラに何が起こったか、極めて目の粗い作業に終始するであろうことは百も承知だが、それによって何らかの展望が開かれるだけでよい。

支流を含めたバエティス流域のオリーブ栽培ウィラは、コルドゥバ(Corduba=Cordoba)～ヒスパリス(Hispalis=Sevilla)間に最も密集的であり、所在が確認されたローマ＝ウィラ遺構は200(1979年時点)を超えた<sup>(10)</sup>。

これらのウィラに特徴的なのは、奴隷居住・搾油等々の>rustica<(農場施設)部分だけで、>domus<(農場主館)＝>villa urbana<に当てられたと思しき遺構は何処にも見当たらない事例が頻繁なことである。例えばロラ・デル・リオ(Lora del Río)周辺では、計11の遺構が確認されているが、大多数は〈ドムス〉が定かではない<sup>(11)</sup>。これらの多くは、その後の破壊の故に復元は元より多くは期待出来ないが、3ウィラ(Los Majadalse, Castillo de Azanaque, Castillo de las Alberquillas)には、製油装置(搾油器台と分離槽)が残された他、疑いもなく建築用の漆喰断片と切り石ブロック、焼成不良のアムフォラ・レンガ・タイル断片が散乱しており、疑いもなくオリーブ栽培と同時に瓦窯をもまた取り込んだ農場であった。コイン、日常生活品(とりわけ時期特定に最も有効な陶器類)から、「アウグストゥス期乃至1世紀の創設」から「4世紀乃至遅くとも5世紀の放棄」の間が推定された。但しこの間の改築、あるいは経済構造の改編の如き変化があったか否か、残存遺構からは全く不明である。確かなのは、全てのアムフォラ＝デブリが〈D. 20〉(ゴルジュの推定では、当該型アムフォラの最大可能の下限は「3世紀最初の3分の1」)であったことだけである<sup>(12)</sup>。

さらに6ウィラ(La Catedral, El Puerto, Acebuchal, La Rambla, El Berro, Palo Dulce)は、礎石のみならず建築材断片さえ残しておらず、生活用品のデブリが地表に散乱するだけでしかない。J.-G. ゴルジュの総覧は、これらを〈ウィラ〉と見做した先行解釈(G. E. Bonsor)をそのまま収録したが<sup>(13)</sup>、その実〈農場〉の可能性もあり<sup>(14)</sup>、さらに詳細な再調査が望まれる。但しこの内のラ・カテドラ＝ウィラには、《PORTO》、《LAF》のスタンプ銘をもつ大量の〈D. 20〉断片が残された<sup>(15)</sup>。この両者は、モンテ・テスタッチオのみならず、帝国西・北部属領にもまた現れ<sup>(16)</sup>、紛れもなくこのウィラから送り出されたアムフォラであった。

これに対して次の2ウィラは、ある程度まで復原可能の痕跡を遺した。

#### (1) El Estacada villa

遺構として定かに残るのは、大型の切り石ブロックを積み上げた壁隅、噴水池底部、煉瓦床面だけだが、遺構の全体規模からして、疑いもなく〈ドムス〉を擁した大ウィラであった。さらに地表に散乱する焼成不良のアムフォラ、レンガ、タイル断片からして、瓦窯(figlinae)そのものは完全破壊の故に知られ得る由もないが、このウィラもまた、粗陶器の生産施設を〈ルスティカ〉部分の中に取り込んでいたことは確かである。時期特定の最有力手段の一つ、テルラ＝シギルラータに関して言

えば、ここで現れる《ドラゲンドルフ XXVII型》(Drag. 27)と《後期シギルラタ A型》及び同《D型》(sigillé claire A, D)から、このウィラには、「1世紀～4世紀」が推定され<sup>(17)</sup>、アムフォラもまた、全てが3世紀の内に姿を消し、4世紀まで生き延びることがなかった(D. 20)に属した。

ウィラ遺構に隣接する現農地の一隅に残された陶片デポジットに含まれた〈D. 20〉の中に、《P・VA F AN》, 《SCOROB R》, 《CENHISP AE》<sup>(18)</sup>のスタンプ例が混在した。これらは何れも、モンテ・テスタッチオの〈H〉デポジット(形成は2世紀中葉～同世紀後半)に含まれたものであり<sup>(19)</sup>、アントーニーニ末期に、巨大市場ローマに向けてオリーブ油を送り出したウィラの一つであった。

## (2) El Alamo villa

いま一つのエル・アラモ＝ヴィラもまた、今日、耕地利用のために破壊が激しく、辛うじて残ったのは、疑いもなく〈オリーブ栽培ウィラ〉を証言する大型切り石と大量の〈D. 20〉断片<sup>(20)</sup>だけでしかない。テルラ＝シギルラタを初めとする時期推定手段による特定は、「2世紀」の創設になるこのウィラの、「5世紀」(但しオリーブ栽培の停止時期は不明)にまで及んだ存続である<sup>(21)</sup>。併し看過出来ないのは、経済活動と生活空間に直接隣接したテラス内、従って間違いなしにウィラを構成した〈フンドゥス〉内に墓地が設けられていたことである<sup>(22)</sup>。この現象そのものは、同様にオリーブ栽培を専らとしたカムパーニア北部のポスター(Posto)＝ウィラが一旦放棄された後、4世紀後半の「A. D. 360-370」の間に一時的に再利用され、旧建造物(5世紀末乃至6世紀初に最終的に廃棄)の壁面に沿って墓8基が設けられたこと<sup>(23)</sup>と同様であった。この事実は、恐らく4世紀末乃至5世紀初に、エル・アラモ＝ウィラでもまた農場主のウィラ内定住＝「都市離脱」が起こったことを暗示した。

コルドゥバ～アスティギ(Astigi:現Ecija)～ヒスパリスのバエティス川ルートに沿った〈ムニキピウム〉都市＝カルモ(Carmo:現Carmona)<sup>(24)</sup>を中心に、一大オリーブ栽培ウィラ群が形成された。中でも、バエティス支流のコルボネス川(Corbones)左岸に密集的であり、1979年時点で、ここには計45のウィラ遺構が数えられた。併しその大部分は、破壊が激しく、調査の不十分さも加わって多くは望めない<sup>(25)</sup>。

併しそれでもなお、8ウィラには粗陶器生産の窯場跡に加えて、明らかにそれに利用されていたことが確かな耐火煉瓦と焼成不良の〈D. 20〉破片が散乱した<sup>(26)</sup>。さらにこの内の6遺構には、製油装置を据えていた円柱形の石製基台が残され、疑いもなく〈ルスティカ〉機能を取り込んだオリーブ栽培ウィラであり、時期特定作業は省略するが、これらには「アウグストゥス期または1世紀」の創設以来、「3世紀初」に至る間の稼働が推定された<sup>(27)</sup>。他方10遺構には、確実にかまたは先ず間違いなしに、〈ドムス〉跡が残された。確実に〈アトリウム〉atriumの名残をとど

める、漆喰止めタイル仕上げの大噴水池、壁素地に加えて、暖房装置が施された浴場跡、多数のモザイク断片と床面、切り石ブロックを残す現『アンゴリーリャ農場』(Cortijo de Angorilla)内に残る、疑いなしに〈ドムス〉<sup>(28)</sup>を中心としたウィラ遺構<sup>(29)</sup>がその一つである。

さらにこれらの内、次の3遺構は、とりわけ豪壮なドムスを擁したウィラの存在を証言するものであった。

### (3) Hacienda del Real Tesoro villa

大農場の一角に、切り石ブロックの他、煉瓦、タイル、アムフォラの断片に交ざってモザイクのそれが広面積にわたって地表に散乱し、さらに華麗な浴場の痕跡をとどめる遺構によって、〈ドムス〉を擁したウィラが特定され得た。それ以上に示唆的なのは、テラス内に残る墓碑銘である。即ち、

Caecilius Priscusは、29歳で死亡した最愛の妻、Trebonia Iunia Carphimaを悼み、*'hi(c)/s(ita) e(st) s(it) t(ibi) t(erra) l(evis)'* [ここに横たえらる。汝に土の軽からんことを]の語によって埋葬した<sup>(30)</sup>。

ウィラ内埋葬のこの事実は、ドムスの壮麗化を伴った農場主のウィラ内定住を暗示するに充分である。墓碑銘の時期は不明だが、他例より推して恐らく4世紀に入っていたのは確かである<sup>(31)</sup>。

### (4) Cortijo de la Bóveda villa

現農園の納屋には、かつてのウィラ石材が利用されており、浴場もまた施設が残されたが、この両者を除けば、〈ウィラ〉建造物それ自体の痕跡は残っていない。併し、何れもタイル、煉瓦の焼成不良破片——従ってこのウィラもまた、粗陶器の瓦窯を取り込んでいたのだが、アムフォラ生産の痕跡は未発見——の他、円天井に使用されたと思しき煉瓦、大理石壁面破片、砂岩コーニス(軒蛇腹)、熱気管断片に加えて、床面に敷かれていたモザイク断片など、紛れもなく〈ドムス〉の名残が地表に散乱し、ここでもまた、〈ドムス〉に直接隣接するテラス内に墓地を伴った<sup>(32)</sup>。

併し、製油・打穀装置等々を取り込んだ奴隷営舎＝〈ルスティカ〉の痕跡は、遺構の何処にも報告されておらず、今後さらに精緻な再調査が必要である。というのは、恐らく〈4世紀〉に入って、と推測されるこの事実——〈ドムス〉の豪壮化と〈ルスティカ〉の機能停止と解体——は、バエティカ、タルラコーネンシスのみならず、ガリア・ナルポーネンシス、さらには他ならぬチュレニア海沿いのイタリア中央部でもまた一様に進行した、と見做され得る果樹栽培ウィラの衰微、次いでそれとは装いを異にした経済的な構造変化、即ち農場主のウィラ内定住と〈ドムス〉の豪壮化、コロニー支配を梃子とした「テリトリアルな支配」を伴った「大ウィラ」の成立を暗示するからである。考古学的新知見(及び金石文渉獵)の積み上げ以外に拠るべき手段はないとは雖も、ルヴォー(Pk, Leveau)＝モデル<sup>(33)</sup>の有効性を

含めて、改めて検討すべき古代末期経済の方向性に対するひとつの展望が、以上の瞥見によって示唆され得た。

#### (5) Rancho de Canchinos villa

現牧場に隣接して、大量の〈D.20〉断片の他、煉瓦・タイル・壁面大理石の建築材デブリが広面積にわたって散乱し、さらにその下から、噴水池の底部、浴場煉瓦敷き、建造物礎石群が掘り出され、計5棟の建造物を擁した大ウィラの構造が明らかになった。鋳貨、生活調度品等の補助手段によれば、ウィラの創設は遅くて、漸く2世紀に入ってからであり、4世紀には放棄された<sup>(34)</sup>。従ってこのウィラは、如何なる経済生活の手懸りも残していないために、経済的な構造は不明だが、恐らく最初から(農場主定住型の)大ウィラとして出発し、2世紀間の生活痕跡を残した後、廃棄されたと思われる。ここでもまた同様に、〈ドムス〉に隣接して同一テラス内に墓地が設けられていた。この事実が直接的な表現であり、かつまた3世紀後半以降、フランコ・アラマンニーの侵入と破壊(A. D. 259-260/270-275)<sup>(35)</sup>を挟んで特に4世紀に入って顕著になる〈ドムス〉の豪壮化が補足的に証言したのは、タルラコーネンシスの地中海沿岸部<sup>(36)</sup>のみならず内陸部バエティカのバエティス流域でもまた進行した、ヒスパノ・ローマ=ウィラの正に一般的な変化、即ち、地中海流通に連なった果樹栽培型ウィラの稼働停止乃至廃棄の上に成立する「大ウィラ」の成立と農場主の「ウィラ内定住」(及びそれに伴う「都市離脱」)であった、と見做され得る。

膨大な数に及ぶ同様な事例の逐次的検討は却って非生産的であり、既に挙げた以上の諸例に加えて、次の3例を挙げるだけで充分であろう。

#### (6) Cortijo de Fuentidueñas villa

コロニア=アスティギColonia Astigi Augusta Firma (Ecija)<sup>(37)</sup>の近郊(約18km.地点)に広がる現農園内の地表に、大理石円柱と柱頭、ブロンズ製品、モザイク断片が散乱した上に、比較的大規模な〈ドムス〉のプランが明るみに出された。復元可能の基本構造としては、〈ドムス〉に接合されたクローバ状の明らかに饗宴用の大食堂(triclinium)をもち(図13)、回廊(3.25m.×20.30m.)と柱廊を配したプランである。創設の時期特定については直接的な手段に欠けるために、既存施設の拡充か全体的な新設か、不明のままに止め置かねばならない。最低限確かなのは、

(1)建物遺構の大部分は「3世紀末乃至4世紀初」に属し、

(2)〈トリークリーニウム〉は、遺構から確認された建築工法では、恐らくコンスタンティヌス帝期(A. D. 306-37)に属したと見做され得ること、

——以上の二点であった<sup>(38)</sup>。

このウィラに最も特徴的なのは、大ウィラにも拘らず、前掲のラ・ボベダ=ウィラ(4)と同様に、1・2世紀の〈スブ・ウルバーナ型ウィラ〉*sub-urbana villa*に基本的であった「奴隷営舎」=>*villa rustica*に照応する施設が〈ドムス〉周辺

の何処にも見当たらないことである。搾油、打穀などの生産施設が取り込まれた形跡もない。他方併し、一大果樹栽培地帯の最中に位置し乍らも水産加工施設の痕跡だけを残し、バーイアエ＝コームム風<sup>(39)</sup>のリゾート＝ウィラとしての性格を色濃く残したリオ・ベルデ＝ウィラ(Rio Verde)<sup>(40)</sup>のような、〈フンドゥス〉欠如のウィラでなかったこともまた確かである。

従って、タルラコーネーシス及びナルボーネーンシス両者のウィラ検討を欠く以上、この段階では極めて大胆な推測たることは百も承知だが、もし敢えて見通しが可能だとすれば、次の如くになるろう。即ち、〈D. 20〉の消滅に時期的に照応する3世紀末・4世紀初に至って、初めて大ウィラとしての明確な痕跡を残したこのウィラは、一般的現象として「2～3世紀」のバエティカ＝ヴィラで進行した壮麗化——ヒスパノ・ローマ＝ウィラのサーヴェイを踏まえたJ.-G. ゴルジュによれば「都市化」(urbanisation)<sup>(41)</sup>——がもし当を得ているとすれば、直接その延長上に、かつて1世紀後半—2世紀前半のモンテ・テスタッチオ＝〈D. 20〉銘文に拠って、正に一般現象としてその足跡を残した奴隷労働依拠の〈ルスティカ〉<sup>(42)</sup>(〈フンドゥス〉の散在的所有に応じて分散的であろうとなかろうと)を擁することなく、恐らくは〈コロニー〉労働に依拠した、それ故、広範囲に及ぶ組織的なフィールド・サーヴェイ<sup>(43)</sup>が待たれる、農民的共同体をもまた取り込んだテリトリアルな支配を前提としていた、とする見通しである。

#### (7) Fuente de las Piedras villa

さらに上流のコルドゥバ周辺に於ても、事情は変わらない。ここ(〈コルドゥバ管区〉*conventus Cordubensis*)では、計16ウィラ(1979年時点)が知られ、内4例は大規模ウィラとしての遺構を止めた<sup>(44)</sup>。その一つが、カブラ(Cabra)の近郊、約500m. 東北方の砂丘地に残り、一群のミトラ像(発見は1952年)に因んで『ミトラの家』*Casa del Mithra*として知られた豪壮な大ウィラの遺構である。調査(1972年)は次の諸事実を明らかにした。

(1)ウィラの創設は「3世紀末」であり、その後〈アトリウム〉を中心に手直しの痕跡を残した後、「4世紀末乃至5世紀初」に火災によって放棄された。

(2)柱廊を配したアトリウムは、3世紀末(乃至4世紀初)が推定される 多彩色スタッコ工法、三角形と八角形の組合せを基調とした幾何学模様のモザイク床面が略々原状のままに残った。

(3)アトリウム中央の噴水池は、4世紀に継続的な改造の跡を止め、池の両辺に施された壁龕の他、北側の蠍と蛇を組合せたミトラ像、南側に配置されたアルメリア(Almeria)産大理石のディオニュソスとエロス像がウィラ生活最後の痕跡であった(図14)。

このウィラもまた、ドムスに接するテラス部分に墓碑が遺された。辛うじて次の語が読み取れるものの、ディヴェロップは到底不可能の、左側部分が大きく破損し

た墓碑銘である。

'D.../...tinum/...ine...disp/...precor'<sup>(45)</sup>.

如何に読むかは別にして、差当りここでは、他と同様に死者がウィラの敷地内に埋葬された、という事実が確認されるだけでよい。さらに地表に散乱する陶片は、3・4世紀の『後期ヒスパーニア型シギラタ』(Drag. 36, 37)であり、コインもまた、同様に3世紀以前に遡ることなく、ヴァレンティニアヌス(Valentinianus:A. D. 375-392)のそれが最後であった<sup>(46)</sup>。

従ってこれらの諸事情を以てすれば、この豪壮ウィラもまた恐らく、創設(3世紀末)の当初から、所有主による定住型ウィラ=都市からの離脱として存立したことは先ず間違いない。

#### (8) Encinajero de los Frailes de San Jerónimo villa

コルドゥバ下流のバエティス右岸に残るこのウィラは、3世紀末創設の前二者(6、7)と異なって、〈ウルバーナ〉=(ドムス)と〈ルスティカ〉の両要素によって構成されていた(調査は1950年)。後者(農場施設)には多数のドーリウム、挽臼、大型搾油装置の基台が残された他に、揚水井戸、貯水槽、明らかに灌漑用の水導が備えられ、さらにバエティス川に面して、農産物(オリーブ油と恐らく穀物)の積み出しを主目的とした波止場を(私的施設として)<sup>(47)</sup>フンドゥス内に取り込んでいた<sup>(48)</sup>。

このウィラが、従って、「少なくとも1世紀初に創設」<sup>(49)</sup>されて以来、オリーブと穀物の生産を専らとし、バエティス川によって大々的な市場向け生産を打ち出した、《サブ・ウルバーナ》型の大ウィラとして機能したことは確かである。

〈ドムス〉の主屋もまた、改築を重ね、豊かさの名残をとどめた。イオニア、コリント両様式の柱頭3、多くの部屋に仕切られた壁面の厚さ60cm.の基底部、2世紀の施工が推定される、黒白を基調にして赤を配したモザイク床面(opus tessellatum)、大ウィラとしての装いを整えた、4世紀の建築になる回廊、大型の切り石積み工法、植物モチーフの多彩色スタッコ、長方形・長斜方形レンガの組合せになる多彩色床面(opus signium)が主たるものであり、後に〈ドムス〉は一時的に礼拝堂に利用された<sup>(50)</sup>。

従ってこのウィラは、『ローマの平和』の到来から程なくして、疑いもなく奴隷労働依拠のオリーブ栽培ウィラとして成立し、規模と位置関係から推して、恐らくコルドゥバの上層市民を所有主とした。併しその後、2世紀に入って〈ドムス〉部分の拡充が図られ、早くはこの時期にか、またはその後、そして4世紀に入ってもはや疑いもなく——但しこの間に如何なる経済的に構造的な変化があったかは全く報告されておらず、さらに精緻な再調査が待たれる——所有主定住型の豪壮ウィラが成立した。他例を待たねばヒスパノ・ローマ=ウィラの一般化は出来ないのだが、少なくともコルドゥバ上層市民による、4世紀に入っの〈都市近郊型ウィラ〉か

ら、〈定住型ウィラ〉への変化、即ち都市離脱を伴ったウィラの「都市化」である。

〈D. 20〉による市場支配の故に、グッダルキビル流域に限定したバエティカ＝ウィラに関する、極めて目の粗い以上の瞥見からだけしても既に、次の事実が明白であった。

即ち〈D. 20〉は、1世紀後半－2世紀前半の間、巨大市場ローマ・オスティアのみならず西・北部属領をもまた事実上支配し乍ら、2世紀後半に至って激減を開始し、3・4世紀の交を最後に姿を消した。その後継型、3・4世紀の〈D. 23〉もまた、流通の広がりや量は、〈D. 20〉とは最初から比較にならなかった<sup>(51)</sup>。併しそれにも拘らず、一般傾向としてのウィラの消滅乃至縮小は見られなかった。そうではなくして、事実は寧ろ反対であった<sup>(52)</sup>。

3世紀末から4世紀にかけて、〈D. 20〉のオリーブ油市場からの消滅とは裏腹に、この時期の創設を含めて〈ドムス〉の拡大と華麗化が、全バエティカ規模で進行した。そこに暗示されたのは、都市的生活様式の農村への持ち込みと固定化（所有主のウィラ内定住）、それ故にまた、諸事例からして既に一般化が可能な〈フンドゥス〉内の埋葬に最も直截的な表現を見た「都市」乃至「都市的共同体」そのものの理念的な離脱であった。もはや1・2世紀の如き奴隷営舎の新設と拡大<sup>(53)</sup>ではなくして、それとは正反対に、かつての形態での商品・貨幣経済の総体的な低落をそこに読み取ることは十分に可能であろう。

ここから展望可能なのは、同様に1～2世紀、葡萄・オリーブ栽培ウィラが密集したタルラコーネンシスで、アラマンニーの破壊によって多くのウィラが姿を消した後、3世紀末・4世紀初に、軍事機能をさえ取り込んだ巨大な、而もとりわけ内陸部に於ては、『地中海』からの経済的離脱さえ語られ得るかもしれない、テリトリアルな支配を伴ったウィラが成立<sup>(54)</sup>したのと同様に、バエティカでもまた同一の変化が進行した、というウィラの形状変化である。

もし然りとすれば、3世紀末・4世紀初のバエティカ＝ウィラで、労働の諸関係を中心とする経済的構造に一体何が起こったのか。事実関係の確認と見通しが改めて提起する新たな課題である。

## 註

- (1) Cf. e. g. , Blázquez, J. M. , 'The Latest Work on the Export of Baetican Olive Oil to Rome and the Army', *Greece & Rome* XXXIX(1992), 179-85.
- (2) Walbank, F. W. , *The Awful Revolution. The Decline of the Roman Empire in the West* (Liverpool 1969), 30. デポジットの形状については、「図 5」参照。
- (3) Cf. , Rodriguez-Almeida, E. , *art. cit.* 107-211; Guénoche, A. , Tchernia, A. 'Essai de construction d'un modèle descriptif des amphores Dr. 20', in: *Collection de l'Ecole Fr. de Rome* XXXII (1977), 241-259.
- (4) West, C. L. , *Imperial Roman Spain: the Object of Trade* (Oxford 1929) 14-17, 22-26; Nostrand, J. J. van, 'Roman Spain', in: Frank, T. (ed. ), *Econ. Surv. of Ancient Rome* III (Baltimore 1937; Repr. NY. 1975), 177, 198-9; Keay, S. J. , *Roman Spain* (London 1988), 98-104; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F. , *Amphorae and the Roman Economy* (London 1991), 136; 馬場典明「1 - 3 世紀のイタリアにおけるヒスパーニア産アムフォラー——その進出と展開の諸相——」『西洋史学論集』1-19頁。
- (5) 同拙稿、7-10頁。
- (6) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F. , *loc. cit.*
- (7) 前掲拙稿、9頁。
- (8) 経済史史料としてのアムフォラの利用を模索したコロック、*Recherches sur les amphores romaines. Colloque sur "l'utilisation en histoire économique des données fournies par les amphores romaines, Rome 1971"*がそうであり、筆者もまた、「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII(1973)1-18頁によって、型と銘文による模索を図った。
- (9) Gorges, J. -G. , *Les villas hispano-romaines: Inventaire et problématique archéologiques*. E. R. A. 522 (Paris 1979).
- (10) *Ibid.* 248-252, 358-396, 併しより詳細に言えば、コルドゥバ周辺とヒスパリス周辺ではウィラの展開密度に著しい相違があり、前者(Conventus Cordubensis)が16ウィラを数えたのに対して、下流域の後者(Conventus Hispalensis)では、194ウィラが数えられた。分布は、馬場典明「果樹栽培ウィラとアムフォオラ瓦窯」『別府大学大学院紀要』I(1999)、図IV参照。
- (11) Gorges, J. -G. , *op. cit.* 41.
- (12) *Ibid.* 384-5.
- (13) Bonsor, G. E. , *The Archaeological Expedition along the Guadalquivir, 1889-*

1901 (NY. 1931), 23-7; Gorges, J. -G., *op. cit.* 385-6.

(14) 否そればかりか、T. W. ポッターがエトルリア南部のフィールド・サーヴェイで検証したような、「農民的規模」の農地、さらに最近では、T. ルーイットが企てた土地所有規模の類型化によれば、「小農場」であった可能性も否定出来ない。Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* (NY. 1979), 122; Lewit, T., *Agricultural Production in Roman Economy A. D. 200-400*. BAR. International S. 568 (Oxford 1991), 24.

(15) Gorges, J. -G., *op. cit.* 385.

(16) Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps* (London 1965), nos. 795a, 1370. この内疑いもなくフルネームのイニシャル銘、L. A( ) F( )は、筆者の渉猟によれば、多くがアウレーリウス・コモドゥス期の<D. 20>によって形成されたモンテ・テスタッチオの《H》デポジット（註(2)に挙げた拙稿付図参照）に含まれた（CIL. XV, 2461）他、ローマ外ではブリタニアに2例（Callender, M. H., *ibid.* no. 795）が知られる。ディヴェロップによる人物特定は不可能だが、ウィラ敷地内に大量に残された同一のスタンプ例から推して、この人物がアムフォラ製造主＝ウィラ主であった可能性は強い。

一方、同様にウィラ内で大量に知られた《PORTO》は、疑いもなくローマに、《POR・TO》, 《PORTo》, 《PoRTo》等々、大量に残されたスタンプ銘＝ヴァリエーション（筆者の集計では計16種類）（CIL. XV, 3094a-p）と同一であり、さらに、《POR》を伴った人名のスタンプ銘、《R・IR POR》（id. 2939）, 《P M・POR》（id. 3009）及びガリア発見の<D. 20>銘、《POR・LA・PAL》（CIL. XIII, 1002, 26a）等々もまた同一例に属したとすれば、その数はさらに大量になる。C. XIIIの校訂者、ヒルシュフェルト（O. Hirschfeld）は当該銘の収録に際して、ローマ例に関するドレッセルの先行解釈を踏襲して、当該用語、‘PORTO’に「倉庫」を当て、カレンダーもまたそれに従った。Hirschfeld, O., comm. ad C. XIII, 1002, 25: ‘vocabulo POR( ), quod et in nostris et in Narbonensibus et in urbanis amphoris occurit... significari videtur, ut Dressel adnotat ad l. c. *portus* i. e. horreum’; Callendar, M. H., *op. cit.* 214: ‘the word ... almost certainly meant the equivalent of store or warehouse’. カレンダーはさらに、《PORT・MEDIA》（C. XIII, 1002, 23: *Montmaurin, Heddernheim*）の‘PORT’に、<portus>の「名称」= *port(us) Media(nus)*、同様にオータンとローマに知られた《PORL・F S》（id. 29: *Autun*; C. XV, 2870）に、<portus>周辺のウィラで生産に当たった「陶工名」= [*de*] *por(tu) L. F( ) S( )*を見たヒルシュフェルト/ドレッセルのディヴェロップをもまた加えて、これらの<port>, <por>諸例は、「地所、窯、時期を異にして生産」されたが、積出に際して「照合の便宜上」（‘for the sake of easy reference’）一括して使用された用語だと推測した。併しこの解釈では、(1) 大多数例が<porto>, <portu>, <por>の語だけで、人名乃至名称を伴った事例

- は稀であり、(2)全てが押捺銘であって手書き銘ではないこと、の両事情が説明不能になる。《OPVS DOLIARE》銘諸例に見える‘ab euripo’, ‘ab pila alta’ (C. XV, 106, 111) の用語法からする 筆者の消極的推測では、‘[ex figlinis] [de] porto’、即ちバエティス川沿いに設けられた<portus>周辺地所の瓦窯で生産された、と理解した方が無理が少ないであろう。なお、<porto> (<portu>ではなくして) の用語例は碑文関係史料に頻繁であった (e. g., C. VI, 37807; C. XV, 409 et al.)。
- (17) Gorges, J. -G., *op. cit.* 385.
- (18) *Ibid.* 385. デイヴェロップは註(19)参照。
- (19) Callender, M. H., *op. cit.* nos. 1409, 1581: [figlinae] SCORBR (ense?); id. no. 1559: C. EN(nii) [oleum] HISP(anus) SAE(nianense?). モンテ・テストッチオにおける調査デポジットの位置関係は[図5]参照。
- (20) Gorges, J. -G., *op. cit.* 385. 因みに断片に残る銘文(展開不能)は、次の4種類である。《GAVFL》, 《IL FT》, 《LIT》, 《MMRP》。
- (21) 「ウィラ」としての特定は、*ibid.* 385.
- (22) *Ibid.* 385.
- (23) Cotton, M. A., *The Late Republican Villa at Posto, Francolise*. Report of an Excavation by the Inst. of Fine Arts, N. Y. Univ. and the BSR. (London 1979), 56f.
- (24) Galsterer, H., *Untersuchungen zum römischen Städtewesen auf der iberischen Halbinsel* (Berlin 1971), 5 Anm. 34; Wiegels, R., *Die Tribusinschriften des römischen Hispanien* (Berlin 1985), 26. オリーブ栽培ウィラについては、Keay, S. J., *Roman Spain* (London 1988), 100f. 参照。
- (25) Gorges, J. -G., *op. cit.* 365-374.
- (26) *Ibid.* n°34(Cortijo de Dominguez villa); n°42(Mejfa villa); n°53(La Era villa); n°56(Finca del Farelón villa); n°57(Tierra del Lobo villa); n°58(Venta del Andino villa); n°69(Castilla de la Cañada Obispa villa); n°74(Hacienda de Chamorrilla villa).
- (27) *Ibid.* n°41(Haza de Habares villa); n°49(Cortijo de la Esparragosa villa); n°50(Cortijo de Santa Marina villa); n°53(La Era villa); n°70 (Hacienda de Buena Cristiana villa); n°75(Termas de Brenes villa).
- (28) *Ibid.* 365 n°37.
- (29) *Ibid.* 365-74.
- (30) ‘D · M · S · / TREBONIAE IVNIAE / CARPHIMAE AN XXIX / HI / S · E · S · T · T · L · / CAECILIVS PRISCVS / VXORI MERENTISSIMAE’ (*ibid.* 367).
- (31) *Ibid.* 367 (n°43).
- (32) *Ibid.* 370 (n°48).
- (33) Leveau, Ph., ‘Paysans maures et villes romaines en Mauretanie Césarienne

- centrales', *Mel. de l'École Fr. de Rome* LXXXVII (1975), 857-71; id., *Caesarea de Maurétanie: une ville romaines et ses campagnes*. Collection de l'École Fr. de Rome LXX (Paris 1984), 404-7, 410-14. ルヴォーの調査報告並びにそこで提示された仮説は、古代末期社会経済史研究に新地平を切り開くものとして示唆的であり、後に今一度触れることになる。
- (34) *Ibid.* 370 (n°60).
- (35) *Ibid.* 42f.
- (36) アラマンニーによる破壊、時として軍事機能をさえ備えた巨大ウィラの成立(4世紀)、というこの問題もまた到底本稿では処理不能の課題であった。
- (37) Plin. *N. H.* III, 12. Vgl., Galsterer, H., *a. a. O.* 65; Wiegels, R., *a. a. O.* 17-18.
- (38) Gorges, J. -G., *op. cit.* 374-375.
- (39) プリーニウス(小)が『書簡』の中で(Plin. *Ep.* IX, 7)、「コームム地所」の内、>fundus<を欠くウィラとして挙げたリゾート目的の『バーイアエ風ウィラ』については、拙稿「1世紀後半－3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』VIII(1984)65頁参照。
- (40) 貝紫乃至ガラムの生産施設をもまた取り込んだリゾート性が強い、明らかに>fundus<を欠いた瀟洒な小ウィラであった。Gorges, J. -G., *op. cit.* 305 (n°08).
- (41) *Ibid.* 40f.
- (42) 拙稿「アムフォラ生産とローマ・ウィラ経済」『歴史学・地理学年報』XVII(1993)67-94頁。
- (43) Cf., e. g. Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 99-103, 110-116.
- (44) Gorges, J. -G., *op. cit.* 248-252: n°02 (*La Valenzole villa*, Alcolea); n°05 (*Fuente de las Piedras villa*, Cabra); n°06 (*Cortijo del Alcaide*, Córdoba); n°16 (*Encinajero de los Frailes de San Jerónimo villa*, Villarrubia).
- (45) 辛うじて読める '*disp*' が、もし '*disp(ensator)*' を意味したとすれば、このウィラはローマ皇帝庫(*fiscus*)か、然もなければコルドゥバの出納担当者(*dispensator*)を所有主としたかもしれないが、確かなことは全く不明である。
- (46) *Ibid.* 249. 収録番号は註(44)参照。
- (47) この形態は拙稿「果樹栽培ウィラとアムフォラ瓦窯」『別府大学大学院紀要』I(1999)7頁、ローヌに関しては同稿8頁参照。
- (48) Gorges, J. -G., *op. cit.* 251f. (n°16).
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 141.
- (52) この関係は、葡萄栽培ウィラが密集的に展開された、テュレニア海沿いイタリ

ア中央部（エトルーリア、ラティウム、カムパーニア）とタルラコーネンシス・ヒスパーニアの地中海沿岸部に於ける〈D. 2-4〉とウィラ経済との関係と全く同様であり、アムフォラの経済史史料としての有効性を含めて、改めて問題とされねばならない。

(53) アグロノーム諸誌と先行諸学説を改めて持ち出すまでもなく、このこと自体はもはや問題でない。アムフォラ銘文の分析によるウィラ経済の展開実態に関しては、前掲拙稿「アムフォラ生産とローマ・ウィラ経済の展開」を参看されたい。

(54) 本稿が到達したこの見通しは、それ故、極めて限定された作業ながらも、古代末期経済史の最重要課題に対する展望に連なることになる。

## 第四章 ローマ大土地所有制の展開

### 第一節 ウィラ経済の展開と地中海流通

前1世紀末・後1世紀初以来、専らテュレニア海沿いイタリア中央部とヒスパーニア東北部地中海沿岸地帯を中心とした〈D. 2-4〉の事実上排他的な市場支配は、1世紀後半の激減の上に、2世紀中葉以後迄は続かなかった<sup>(1)</sup>。ピーケーヌムを中心にヒストリアからアプーリアに及ぶアドリア海沿岸の今一つの果樹栽培地帯に於てもまた、葡萄酒を専らとした〈D. 6〉=〈Lamboglia 2〉<sup>(2)</sup>の数量的な推移は全く一様であった。

だが併し、ウィラは維持された。イタリアのみならずヒスパーニアにおいてもまた同様に、「果樹栽培の停止→ウィラ経済の構造的変化→奴隷営舎の解体と商品貨幣経済の後退」の図式は、一般的な形態としては〈D. 2-4〉の消滅に照応しなかった。事実また、主たる労働の形態を初めとして生産の実状は完全に不明乍らも、イタリアがその後果樹栽培を停止することは決してなかったし、銘柄酒が市場から姿を消し去ることもなかった。例えばかつて高品質で知られた北カムパーニアの「ファレルヌス酒」*Falernum vinum*は、その名声の「喪失」を伝えるプリーニウスの叙述(Plin. *N. H.* XIV, 62: 'exolescit haec quoque')にも拘らず、全商品の最高価格を規定した4世紀初頭の『ディオクレティアヌス勅令』に、その他のイタリア酒(*vinum Picenum, Tiburtinum, Sabinum, Aminaenum, Setinum, Surrentinum*)と並んで銘柄酒、而も他ならぬ「商品」として挙げられた<sup>(3)</sup>。

その他の古典諸史料も同様であった。勿論2世紀前半までの諸史料とはもはや数量的に比較にならなかった。そればかりか——このこと自体が既に重要なのだが——それ迄の諸史料(コルメルラ、プリーニウス(大)を初めとして、M. Valerius Martialis, Tib. Catius Asconius Silius Italicus, P. Papinius Statius, D. Iunius Iuvenalis)に知られた銘柄の内、以後姿を消したものも少なくはなく、特にエトルーリアでは管見の及ぶ所、ガレーヌスの一般的叙述があるのみで(Galen. VI, 335; 806; X, 833 [C. G. Kühn])、*Florentinum vinum*(Plin. *N. H.*, XIV, 36)、*Veientanum vinum*(Mart. I, 103, 9; II, 53, 4)等々それ迄に知られた銘柄酒はもはや現れない。併しそれでもなお、2世紀以後のローマ市場に知られ続けた銘柄もまた決して少なくはなかった。量的にはもはや如何ともなし難いが、少なくとも諸史料にその名が洗い出せる銘柄それ自体は、管見の及ぶ所では、ウムブリア=1、サムニウム=2、ルカーニア・ブルッティウム=2、カラブリア=1の銘柄に対して、ラティウムは10、カムパーニアは13箇所の生産地銘柄に及び<sup>(4)</sup>、この両者が帝国後期に至る迄葡萄酒栽培の中心的地域として止まり続けたことに変わりはない<sup>(5)</sup>。

だとすれば、一方では<D. 2-4>, <D. 6>の消滅、他方ではウィラの存続と果樹栽培の継続という、新たに発掘された証拠と反証の両事実は如何に説明され得るのか。筆者の見る所では次の3学説が、この〈アポリア〉の打開（直接的にかまたは間接的に）に関わった。

#### (a) <D. 2-4>の消滅と『ガリア型』諸型の生産・流通拡大

カエクス・ファレルヌス＝アムフォラの研究から引き出された、A. エナール (Hesnard)、Ch. ルモワン (Lemoine) 両者の仮説がその第一である。かれらは、オスティア＝デボジット例の時期的な構成変化、即ち<D. 2-4>の減少・消滅と裏腹に進行するガリア諸型とりわけその一般型、<G. 4>, <G. 5>の比率増大から、平底を特徴とする<G. 4>, <G. 5><sup>(6)</sup>の生産がナルボーネンシスからタルラコーネンシスに至る地中海沿岸地帯のみならず、イタリアでもまた一般化され<sup>(7)</sup>、1～2世紀の間に<D. 2-4>と交替した、として、この「新型モデル」のさらなる流通の拡大(‘la diffusion progressive d’un nouveau modèle d’amphores’)こそが、2世紀に於ける<D. 2-4>の消滅に伴う「考古学的ドキュメンテーションの沈黙」を充分に説明し得る、と考えた<sup>(8)</sup>。

確かに、ウムブリアとカムパーニアの2箇所(Hispellum:Spello, Forum Popili:Forlimpopoli)で確認された「ガリア型」の平底アムフォラ(G. 4, 5)には、その組成からイタリアでの生産が割り当てられ<sup>(9)</sup>、さらにローヌ河口(St-Gervais à Fos)とリヨン例の<G. 4>, <G. 5>には、《MAS VETV》, 《MAS VET》, 《VET MAS》, 《MAS》の銘文が残された<sup>(10)</sup>。もしこれに、‘[vinum] Mas(sicum) vetu(s)’が意味されたとすれば、『ファレルヌス酒』と並ぶ北カムパーニアの銘柄酒<sup>(11)</sup>が「新型モデル」のアムフォラによってガリア南部に運ばれたことになる。併この銘文は、アムフォラの生産段階でしか入れられ得ない押捺銘ではなくして手書き銘(picti)であり、平底小型のこの型が輸送手段と同時に台所、食卓用の家内容器と「区別がつかない」<sup>(12)</sup>ことからして、ガリア到着後に「移し替え」られた可能性も否定出来ない<sup>(13)</sup>。さらにマッシリア(Massilia:Marseille)が2世紀初以来、<G. 4>, <G. 5>のアトリエを擁したこと(而も1瓦窯は市壁内)<sup>(14)</sup>を勘案すれば、‘Mas(siliense)[vinum]’であった可能性(筆者)もあり得る。

それ以上に次のことが重要であろう。この両型は、ナルボーネンシスで広範囲にわたって生産の跡を残したが<sup>(15)</sup>、その内3箇所の瓦窯遺構(Plaine du Levrau, Moulin du Pont, Corneihan)は、ガリア諸型の他に<D. 2-4>が生産された痕跡を残した<sup>(16)</sup>。ヒスパーニアでもまた、管見の及ぶ所では1箇所に同様の事例が看取された。エムポリアエ(Emporiae:Ampurias)近くの遺構(Llafranc)がそれであり、ここでは既に共和政最末期以来葡萄酒用の<P. 1>、水産加工品用の<D. 7-11>, <D. 12-13><sup>(17)</sup>が生産の痕跡を残した他、大量のアムフォラ断片が残された。即ち大多数は<D. 2-4>、さらに断片の形状から<G. 5>とは特定不能の平底アムフォラで占められ、而もそれには焼き損ないデブリが含まれた<sup>(18)</sup>。この両型が同一瓦窯で生産されたことの証左でもある。もしそうだとすれば、ガリアとヒスパーニアでは、地中海スタンダード型の<D. 2-4>に次いで、それに取って代る形で<G. 4>, <G. 5>が生産された、とする推測は不可能ではない。さらにまた、一步退いて仮に生産の交替が見られ

得なかったとしても、ナルポーネーシスに於けるスタンダード型となった〈G. 4〉, 〈G. 5〉の生産と流通の現実からして、少なくともガリアに関しては、かつて市場を支配した〈D. 2-4〉の「沈黙」は、それに代る《ガリア型》の一般化によって一応の説明はつく。併しことイタリアに関する限り、〈D. 2-4〉→〈G. 4〉, 〈G. 5〉の生産移行を証言する瓦窯遺構は一例も報告されていない。況んや〈D. 2-4〉の消滅にも拘らず1世紀前半までと変らざる イタリア＝ウィラ経済の現実を説明するには、イタリアで生産されかつ遠距離の地に運ばれたことが確実な《ガリア型》乃至ヴァリエント事例数の絶対的貧困の故に、主要容器の移行だけではあまりにも不十分すぎる。何れにしても、事例のさらなる積み上げによる〈型〉研究の進捗と組成分析による生産地特定作業が待たれる。

従って「〈D. 2-4〉→〈G. 4〉, 〈G. 5〉の移行」説は、一般化困難であり、仮説としてのみ止めおかるべきであろう。

## (b) 市場変化

第二は、A. カランディーニ、C. パネルラの2世紀後半に於ける「市場変化」学説である。パネルラは、〈D. 2-4〉アムフォラ流通の「終焉」(la fine della diffusione delle Dressel 2-4)に、商品としての葡萄酒の「地中海貿易」の終焉(la fine del commercio mediterraneo)、それ故にまた奴隷労働に立脚したイタリア集約農業の「危機」を見た。併しパネルラによれば、それは地中海貿易の停止であって、葡萄酒市場そのものの消滅は意味されなかった。「葡萄酒生産それ自体とその売れ行き」そのものは決して停止されたのではなく、「地方市場」(i mercati locali)を前提として2世紀以後も継続されたと考え<sup>(19)</sup>、さらにカランディーニとの共著になる別稿に於てもまた、オステリア＝デポジットが明らかにした2・3世紀層を構成するアムフォラ諸型を踏まえて同一の見解、即ち、〈D. 2-4〉の消滅を転機としたイタリア＝アムフォラの、「地中海広域市場から地方市場」の主要市場への変化を再確認した<sup>(20)</sup>。

『パックス・アウグスタ』下に、「ローマ化」に伴う地中海世界規模での流通の拡大と同時に、とりわけ西部属領に於ては生産と流通のブロック化もまた進行したという、先に属領型の〈P. 1〉をモデルとして見通しが得られた地中海経済の展開の仕方<sup>(21)</sup>からしてもまた、この解釈は前説に比して遙かに説得的である。併しこれには反証がないわけではない。2世紀後半に至ってもなおローマで銘柄酒として妥当されていたファレルヌス酒(Gal. VIII, 774; XIV, 24[Kühn])、スレントウム酒(id. XIV, 15)のみならず、ファレルヌス酒の偽ブランド(id. XIV, 77)さえ伝えたガレーヌスの叙述がその一つである<sup>(22)</sup>。A. チェルニアがこれを踏まえて、ファレルヌス酒の如き「世界的な名声」を得た銘柄酒が2世紀後半、農場に隣接した「ただ一つ」の近距離「地方市場」だけによって支えられるようなことは決してなかった<sup>(23)</sup>、としてこの解釈に疑義を挿んだのも故なしにではなかった。

だが併し市場の「局地化」それ自体に関して筆者の見通しから先に言えば、次の如き諸事情が踏まえられた場合、パネルラ・カランディーニの提言はひとりイタリア葡萄酒の市場間

題のみに止まらず、それと連動する形で末期帝国経済史研究に有効な一手懸りを提供することになる<sup>(24)</sup>。即ち、

(1) 後に今一度言及するであろう如く、2世紀後半以後、とりわけ同世紀末・3世紀初に集中的にイタリア＝ウィラの廃棄が相次ぎ、2世紀にその存在が確証されたウィラの殆ど大部分は、3世紀の内に姿を消し去った。農民的所有地もまた同様に(南部エトルリアと北部カムパーニアに関するT. W. ポッター、P. アーサーの集約が明らかにした如く)、「3世紀初以来絶えざる減少」傾向を示した<sup>(25)</sup>。2世紀末以来のこの顕著な両現象の背後に推測され得たのは、イタリア農業が陥った一般的不振化傾向とそれに伴う経済的かつ構造的な変化<sup>(26)</sup>であり、諸ウィラ・農民的所有地の吸収による巨大ウィラの形成、とりわけ「皇帝ラーティフンディアによる吸収」<sup>(27)</sup>のさらなる進行であった。事実、《OPVS DOLIARE》銘の蒐集作業によって明らかにされ得たのは、2世紀後半に入って顕著化した私的生産の激減と3世紀初に於ける消滅、及びそれと裏腹に進行した皇帝手中への「地所」(praedia)の集積であった<sup>(28)</sup>。

(2) これと略々時期を同じくしてヒスパーニア東北部でもまた、地所所有主のウィラ内定住が開始される。後述の如く、アラマンニーによる破壊を挟んで、3世紀後半～4世紀に巨大化を伴ったウィラ態勢の再編成、とりわけ内陸部に於ける城塞化(村落共同体をもまた取り込んだ)が進行する。例えばオート・ガロンヌのモンモーラン(Montmaurin)巨大ウィラ<sup>(29)</sup>がその一例を提供する如く、この傾向はガリアに於てもまた同様であった。

(3) 帝国西部属領を構成するマウレーターニア(Mauretania Caesariensis)に於てもまた、ウィラ経済の展開は同一線上にあった。カエサレア(Caesarea:Cherchel)及びそのヒンターラント(約300 km<sup>2</sup>)の組織的調査とそれを踏まえたPh・ルヴォー(Leveau)の提言(今一步確証の域に近づいた「仮説」)によれば、2世紀末・3世紀初までの間に完成された、都市を中心とするウィラのネットワークは、その後、ウィラの〈フンドゥス〉に取り込まれた「従属的農村共同体」並びに独立的な集落の「中核的小集落」のシステムへと変化した<sup>(30)</sup>。

(4) 城塞化は、管見の及ぶ所では4～5世紀のキュレナイカでもまた、顕著な形でウィラに看取され、農村集落の囲壁化もまた進行した<sup>(31)</sup>。

もしここから見通し——素より4世紀以後のウィラに関しては、もはや別問題として個別検討の基礎作業をさえ欠く以上、敢えて大胆さを顧みず提言出来るとすれば、であるが——が可能だとすれば、4世紀以降とりわけ西部諸属領に於て進行せるウィラの巨大化が自己完結的(乃至封鎖的)な経済的ユニットの形成とともに、都市を核としたネットワークの解体と(Mare Nostrum)からの経済的断絶<sup>(32)</sup>に連なったことであろう。だが併しT. W. ポッターのコメント<sup>(33)</sup>を引き合いに出すまでもなく、ルヴォー＝モデルのイタリア＝ウィラへの有効性を初めとして、ウィラの比較史研究は今後の課題として残される。アムフォラ流通の「地方市場」化もまた、情報量の急増を踏まえた最近(1980年代に入って)の現状はその方向に向かいつつあるとは雖も、なお仮説を出るものではない<sup>(34)</sup>。新知見例の集積に基づく型研究と組成分析の基礎作業が待たれると同時に、D. P. S. ピーコックがR. M. オズルヴィ

(Ogilvie)の調査を踏まえて、エーレートゥム近郊で「地所」の確定に瓦窯を中心としたopus doliareの分布を武器とした如き<sup>(35)</sup>、それを踏まえたアムフォラの流通モデルの抽出が必要であり、そのためには例えば（もはや古いかもしれないが）「中心地」論<sup>(36)</sup>のような他の有効モデルの援用もまた一方法であろう。

### (c) 樽使用の一般化

アポリア克服の第三学説は、A. チェルニアによって提唱された。かれは先ず、1世紀後半以降の諸史料渉猟によって、〈D. 2-4〉、〈D. 6〉の消滅が必ずしもイタリア葡萄栽培の「衰退の徴表ではなかった」<sup>(37)</sup>し、況んや「葡萄酒流通の停止」は意味さなかつた<sup>(38)</sup>、とする事実関係の確認の上に、前二説（とりわけ第二学説）を拒否し<sup>(39)</sup>、そこから新流通手段の可能性を探った。アムフォラに代る「樽」(cupa)使用の一般化である<sup>(40)</sup>。チェルニアは先ず、

(1) 「ケルト文明の代表例」の一つとして、属領化以前のガリアに於ける樽の使用(Caes. *BG.* II, 11, 2; VIII, 4, 2)、

(2) ライン・ドナウ流域18箇所での断片事例、

(3) 墓碑浮き彫り図像 (Neumagen, Langres, Cabrière d'Aigues)、

以上の3事実を挙げ、次いでイタリアに関しては次の如く考えた。イタリアでは図像は少なく、リグリア北部都市、クネオ(Cuneo)近くに残る墓碑像2例<sup>(41)</sup>を初出として、「3世紀中葉以後」にしか残されていない。併し、3・4世紀に比して日常生活の図像化自体が稀であったことを考えると、2世紀のイタリア墓碑にそれが欠如したことは、必ずしも現実の反映とは見做さるべきではない。事実、役畜(iumenta)・荷車(vehicula)・舟(naves)・革袋(culei)と並んで、農産物搬出用(exportandorum fructuum causa)の樽(cupae)を「農場施設」に算えたウルピアーヌスの処理(Dig. XXXIII, 7, 12, 1)は、それ迄に既に一般化していた樽使用慣行を前提したものであり、樽の使用は「遅くとも2世紀末迄にイタリアに到着」し、恐らく3世紀の経過の裡に「拡大化」されたように思われる(il s'est vraisemblablement)<sup>(42)</sup>。尤もこの場合、樽の使用はガリアに於てもイタリアに於ても同様に、ガリア型アムフォラ=〈G. 4-5〉と「共存関係」にあり、図像そのものも専らリグリア北部、アドリア海北部の他はローマに限られた。併し5世紀に、〈cupa〉がそれ迄の〈amphora〉に代わって船舶積載量の単位とされたこと(Nov. Valent. III, 29)を考慮すれば、樽の使用に狭い地域的限定を課すのは「間違い」であり、「古代の壺から木製の樽への移行」(F. C. Lane: "le passage des jarres antiques aux fûts de bois")<sup>(43)</sup>——それは海上貿易に一大変革をもたらしたのだが——は、イタリアに於ては中世に入って初めてでは決してなくして、既に早くも「2世紀末」に実現され、水車使用の普及と並んで3世紀頃に示された「技術的諸進歩」<sup>(44)</sup>の一部をなすものであった。それ故樽使用のこの「変革」は同時に、アムフォラに依拠して体系的に研究を進めることに対して限界点を設定することを意味する。これが〈アポリア〉の克服を図ったチェルニア説の骨子である<sup>(45)</sup>。否そればかりか、チェルニアが可能性大とはいえなお「推定」段階に止めたイタリアに於ける樽使用の一般化に関して、その後、主要型イタリア=アムフォラの「消滅」は、2世紀後半に於けるアムフォラ型が「かなり規格

化」されたことと並んで、(イタリア内では)「樽で輸送されはじめた」ことが「原因であった」、と断定する解釈さえ現われるに至った<sup>(45a)</sup>。

併しこの新学説もまた、批判なしには済まされ得ない。これより先、C. パネルラはチェルニアの未刊行手稿<sup>(46)</sup>に関連して、2世紀以後の樽による葡萄酒輸送はあくまで「仮説」にすぎず、それがアムフォラに代わって大々的な海上貿易をカバー出来たとは到底「信じられない」(alla quale non crediamo)、として樽使用を一般化することに拒否的立場をとっていた<sup>(47)</sup>。G. プッチ(Pucci)もまた、アムフォラは中央イタリアでこそ消え失せはしたものの、ローマ世界の至る所で古代末まで使用され続け、樽は水車と同様にローマ人に知られてはいたが、「恐らく大陸ヨーロッパ内」を除いて「大々的には利用されなかった」、として一般化に慎重を期した<sup>(48)</sup>。

その後A. J. パーカーも、7世紀のサン・ジェルヴェ《B》(Saint Gervais)難破船の唯一例を除いて、古代末期の難破船には樽搭載例が全く知られないこと、北部諸属領に於ける樽の考古学的実例は全てが帝国初期のものであったことから、チェルニアを名指しに挙げて樽使用の一般化に伴うアムフォラの消滅を否定した<sup>(49)</sup>。

これに加えて、次の新事実もまた看過され得ない。即ち、リヨンのソーヌ(Saône; Arar)浚渫作業中に河底から発見された紀元後1世紀の樽用木栓(銘入り)に着目して、木樽及び焼印用鋺(signaculum)の発見事例を網羅的に収集したA. デバット(Desbat)の作業(1991年)である<sup>(50)</sup>。それによると、ブリタニア5例<sup>(51)</sup>を除く全42例の内、地中海沿岸の3箇所(Lattes, Fos-sur-Mer, Fréjus)とロワール(Loire:Liger)下流域2箇所(Rézé, Blain)——この両者では木樽のみで、生産の痕跡を直接証言する焼印は現れない——を除いて、木樽発見例の全てはリヨン以北の内陸部、とりわけラインを軸としたガリア東北部に集中し、イタリアでの発見例は見当らない。否それ以上に重要なのは、焼印もまたこの分布と略々重複することであり<sup>(52)</sup>、これら木樽のイタリア、ヒスパーニア、ナボーンネンシス・ガリア起源を直接証言するものはなにもない。

一方A・カランディーニは、「反ローマ的な容器」(contentitore antiromano)、「壊れ難いアムフォラ」(indistruttibili anfore)としての樽のイタリア到着を(チェルニアと同様に)「3世紀中葉以降」に推定したが、それを以て地中海市場→内陸近距離市場への変化(第二説)の徴表としたことに於てチェルニアと異なった<sup>(53)</sup>。

これらの批判と上掲の新知見に加えて、筆者もまたチェルニア説に対しては疑問を禁じ得ない。而もそれはただ単に、それ自体が乏しい考古資料と専ら3世紀後半以後にしか残されていないモニュメントに拠って、木樽の使用を2世紀以前のイタリアにまで拡大化することが果たして可能なのかなる、史料上の疑問だけに終わるものでは決してない。もしイタリアに於ける樽の使用が2世紀に開始され、かつアムフォラに代わって一般化したとすれば、トラヤヌス・ハドリアヌス期を境とした<D. 2-4>の激減と事実上の消滅によって生じるアポリアは、これによって一先ず解消され得るように見える。だが併しもしそうだとすれば、次の両事実は如何に説明され得るのか。もはや第三学説にその解答は期待され得ない。

第一は、オスティア＝デポジットに明らかにされた如く、〈D. 2-4〉は既にそれ以前のフラーウィー期以来激減を開始した事実である<sup>(54)</sup>。従ってトラヤーヌス・ハドリアヌス期の数量関係は、直接この延長線上に招来された、と見做されざるを得ない<sup>(55)</sup>。

第二は、樽に古代技術の「変革」(cette révolution)<sup>(56)</sup>が意味された筈であったにも拘らず、バエティス流域のウィラは、2世紀中葉・後半を頂点として、他ならぬアムフォラ(D. 20)に拠ってローマ、オスティアのオリーブ油市場を事実上支配し、3世紀に入ってもなお依然としてアムフォラを最主要運送手段とし続けた事実である。否そればかりかバエティカで、〈D. 20〉の後継型として3世紀に生産が開始された〈D. 23〉は、4世紀に入ってもなお帝国北部に迄及ぶ流通の痕跡を残した<sup>(57)</sup>。北アフリカもまた同様に、2世紀～4世紀の間、《アフリカI・II型》、《トリポリI・II型》によって葡萄酒とオリーブ油をイタリアのみならず遠くブリタニアに迄送り込み続けた<sup>(58)</sup>。そればかりかシリンダー状の腹部を特徴とする《後期アフリカ型》は、四世紀以来六世紀に入ってもなお、主要容器として止まった<sup>(59)</sup>。もしそうだとすれば、何故にイタリアの、而も葡萄酒にのみ樽使用が一般化したのか。チェルニアには、その回答は何処にも用意されていない。

それにもまして重要であったのは、テュレニア海沿い果樹栽培地帯のウィラが、アントーニーニー末期～セウェーリー期に相次いで姿を消し去ったことである。勿論チェルニアはこの事実を踏まえないわけではない。かれによれば、エトルーリア南部・サビーヌム・ウムブリアの「豊かな葡萄栽培地帯」では、「2世紀後半」になおウィラが存在したにも拘らず<sup>(60)</sup>、アムフォラは「2世紀末以後」はもはや「現実を正確に表現」し得ず、古典諸史料にアムフォラに関する何らかの言及を「再発見」するには4世紀末を待たねばならなかった。「知られ得る全てであった」(ailleurs, on ne sait pas)<sup>(61)</sup>この両事実からかれが引き出したのは、それ以前にウィラ経済が「衰微」(un déclin antérieur)したことに如何なる証言も得られない以上、2世紀末に於けるウィラの経営不振乃至放棄の背後には、アウレーリウス、コモドゥス両帝期に猖獗を極めた「疫病」が考えられざるを得ず、特に集約度の高い果樹栽培はこの「農業労働人口の減少」に「敏感」であった、とする帰結であった<sup>(62)</sup>。従ってチェルニア自身それを口にしてはいないが、この理解の仕方からすれば、2・3世紀の交に於けるイタリア＝ウィラ経済の不振現象は「一過性」的なものであったことになる。

素より2、3世紀の疫病(とりわけA. D. 165-6, 180-2, 250-70)それ自体並びにその社会的、経済的な意味は決して看過され得ないし、また史料事情からしてその処理(疫病に伴う労働人口動態)は困難とは雖も、過小評価さるべきでもあるまい<sup>(63)</sup>。併しこのこと自体、ここではそれ程重要ではない。そうではなくして、決定的に重要だと考えられねばならないのは、次の二事実である。

(A) 第一は、2世紀末～3世紀前半に於けるウィラ経済の不振が、ひとりイタリアの果樹栽培にのみ見られた特殊現象では決してなかったことである。疑いもなく恒常的な副次的収入源として設置された<opus doliare>もまた同様であった。遺構調査が明らかにした所に拠れば、北カムパーニアのサン・ロッコ、ルカーニアのサン・ジョヴァンニで、1世紀中

葉以来、ウィラ内に取り込まれていた瓦窯が、農場施設と共に生産に幕を閉ざしたのは、丁度この時期であった<sup>(64)</sup>。

筆者自身の作業結果——《OPVS DOLIARE》の銘文蒐集と分析——もまた、完全に歩を一にした。トラヤーヌス・ハドリアーヌス期に最も大々的に、首都ローマを中心に隣接諸都市、ウィラに、だが併し遥かにそれを越えた遠距離の地にもまたコンスタントに、*opus doliare*を紛れもなく商品として引渡したラティウム、ウムブリア、エトルーリアのローマ貴顕身分、皇帝、同夫人所有「地所」(praedia)もまた、2世紀後半に入って事例の減少を開始し、セウェールス期の激減の上にカラカラ治世を最後として生産の痕跡を消し去ったからである。再度銘文(皇帝銘)を発見するには、アムフォラと全く同様に3世紀末・4世紀を待たねばならなかった。併し事例はあまりにも少数かつ散在的でしかない。疑いもなく建築材需要そのものの、セウェーリ一期に於ける激減の徴表である。而もこの低落は一過性のものでは決してなく、既に早くも2世紀の第二・4半世紀に開始される私的「地所」所有主の数量減の延長上にあつた<sup>(65)</sup>。ウィラの減少傾向に見事に照応する。

2世紀末・3世紀初に於けるウィラの経済的低落と廃棄は併し、イタリアのみの特殊現象ではなかった。モンテ・テストッチオに厩大な量の〈D. 20〉を残したバエティカ＝ウィラは、コーンスル年併記のグラフィティの計量化に拠って言えば、「A. D. 140-160」を中心にローマ市場を事実上支配したばかりか<sup>(66)</sup>、帝国西・北部諸属領に於てもまたそうであつた<sup>(67)</sup>。併し「A. D. 160」を境として、以後これらの市場から急激に減少する。3世紀に入って(第二・4半世紀)〈D. 20〉に代わつた〈D. 23〉もまた、*'Valeriano II et Lucillocos'* (C. XV, 4088=A. D. 265)の如く、銘文そのものは3世紀後半になおモンテ・テストッチオに残されはしたが、事例数はもはや比較にならなかつた。而もこの激減は、単なる市場問題にのみ起因したのでは決してない。バエティカのオリーブ栽培ウィラもまた、2世紀後半に入って、タルラコーネーンスの葡萄栽培ウィラと同一の変化を開始したからであり、その故に今一つ別の課題(B)に連なることになる。

オリーブ栽培を専らとしたイタリアのポスター＝ウィラがその歴史を閉ざしたのも、全く時期を同じくした「A. D. 160頃」のことであつた。

西部地中海の今一つの果樹栽培地帯、ナルボーネーンス・ガリアに於てもまた、事情は概ね類似的であつた。ここでは既述の如く、スタンダード型の〈D. 2-4〉(並びに極く少数場合の〈P. 1〉)に加えて、平底を特徴とする〈G. 1-9〉及び最近新たに追加された〈G. 10-11〉<sup>(68)</sup>が、沿岸部を中心に密集的に生産遺構を残し<sup>(69)</sup>、中でも〈G. 4〉の生産が最も広域にわたつたのみならず、遺構に確認される生産期間もまた長期(1世紀中葉～3世紀)に及んだ<sup>(70)</sup>。併しこの内の5遺構(St-Martin, Cannes, St-Côme, Tresques, Fréjus)は既に早くも1世紀の内に廃棄され、3遺構(Chusclan, Tressan, Montbazin)もまた2世紀初に稼働を停止した。3世紀に入つてもなお生産の痕跡を残したのは、僅か2箇所のアトリエ(Sallèles d'Aude, Laurens)だけでしなかつた<sup>(71)</sup>。

(B) 第二は、1世紀後半～3世紀初のイタリアに於ける大土地所有制の形態と構造並

びにその下の実現された労働の諸関係とその変化である。即ち、

(a) *‘Ex praedīs N huius’* の基本的形式で現われる「地所」名称を中心とした、前2世紀以来の関係諸史料の検討が明らかにしたのは、私的大土地所有が都市共同体的に規定された土地所有関係（コロニアであれ、ムニキピウムであれ）の中に於てのみ存立し、かつそれを維持したにも拘らず、現実には寧ろそれとは無関係な、純粹に私的形態として妥当されたことである。さらにそこから、2世紀後半～3世紀初には、この関係そのものからの「事実上」のみならず「理念的」などさえ言える逸脱が、次いでこの延長上に、3・4世紀に於ける〈フンドゥス〉解体のさらなる進行と事実上の「ドメイン化」が見通され得た<sup>(72)</sup>。

(b) 第二はこれと時期的に照応して、貴族・皇帝所有「地所」の商品生産が総体的な低落傾向を伴いつつ、他方では労働の諸関係にもまた変化が看取され得たことである。最後まで生産全体が不自由労働を基底に置き続けたことに変わりはないが、2世紀中葉以降顕著化したのは、生産への関与の仕方に示された不自由・自由両労働の事実上の等質化と不自由労働比重の低下であり、同世紀末・次世紀初に至ってこの傾向はさらに進行する<sup>(73)</sup>。

この両者が踏まえられるとすれば、次のことがもはや自明であろう。

以前からの存続であれ既存施設の再利用であれ、とに角3・4世紀のイタリアで、ウィラそれ自体はなお依然として存続した。『最高価格表』を初めとして関係諸史料に明白な如く、「商品」としての果樹栽培と「銘柄酒」としての流通もまた、終焉を迎えてはいない。併し3世紀以降のウィラは、前2世紀のカトーを初出としてコルメルラ、プリーニウス（大）に至るアグロノーム諸誌に一貫して見られた経営原理、一言にして言えば、農場内で調達可能なものは「何ものも買われるべきでない」<sup>(74)</sup>なる表現に端的に示された、可及的な自家充足原理を底辺に維持し乍ら、経営全体が可及的に商品貨幣経済の中に組み込まれ、奴隷の組織的労働を基底にしたウィラ<sup>(75)</sup>とは、もはや構造的に異なっていた。テュレニア海沿い果樹栽培地帯のイタリア＝ウィラは、一般的と呼び得る広がり度で2世紀後半以後、とりわけ同世紀末・3世紀初に奴隷営舎のままで相次いで廃棄され、〈フンドゥス〉の解体への道を辿った<sup>(75a)</sup>。

従ってその後存続乃至再編成のウィラは、経済的のみならず構造的にもまたそれ迄のウィラと同一平面上の等質存在とは見做され難い。勿論この場合、3世紀以後のイタリア＝ウィラに一体何が起こったのか、トラヤーヌス・ハドリアヌス期を最後とする関係古典諸史料の事実上の欠如に加えて、ウィラ研究もまたそこ迄は明らかにし得ないことの故に、とりわけ構成労働諸力の実態に関して、それを直接的に知ることは絶望的だとは雖も、以上の両事実からこの見通しを得るのは極く自然であろう。而も、葡萄栽培ウィラのみならずサン・ロッコ、ポスター等々オリーブ栽培を専らとしたウィラもまた例外でなかったこの変化そのものは、イタリアだけでは決してなく、同様に大々的な果樹栽培ウィラの成立と展開をみた帝国西部のヒスパーニアとガリアに於ても一様に進行した。

タルラコーネンシスでは、イタリアと同様に既に2世紀後半以降、決定的には併シアラマンニーによる破壊を契機として3世紀末から4世紀にかけて進行した次の二傾向が今や

明白だからである。第一は、内陸部に特に顕著に認められた、巨大ウィラの成立と広大な「地所」の形成であった。多くは3百平方料前後であったが中には数千平方料にさえ及ぶものも稀ではなく、「地所」の所有もまた、必ずしも一円的な広がりをもつ大所領を形成するとは限らず、複数箇所にあぶ場合(従ってウィラはそれらの中心存在として機能)もあった<sup>(76)</sup>。第二は、農場主居住部分を構成するドムスの豪壮、華麗化と〈フンドゥス〉内のネクロポリス(4世紀後半のイタリア=ウィラ<sup>(77)</sup>がそうであったのと全く同様に)に直截的に表現された農場主——ヒスパーニア都市最上層市民(「ヒスパノ=ローマ貴族の最富裕成員」)及び「ローマ元老院議員身分」<sup>(78)</sup>——のウィラ内定住化であった。そしてこの上にとりわけ内陸部に於ては、軍事的機能を兼備した地所の〈ドメイン〉化、即ち都市共同体的土地所有関係の事実上のみならず理念それ自体の解体<sup>(79)</sup>が進行する。従って少なくともこの事実関係を踏まえた場合には、果たしてそれが何処まで一般化が可能なのかは新知見と論議のさらなる積み上げが必要だが、『パックス・アウグスタ』下を実現されたヒスパーニアの「都市化」に対して、4世紀に入って今度は都市の「農村化」(ruralisation)が進行する、としたJ. -G. ゴルジュ提言<sup>(80)</sup>の有効性は一先ず承認されてよいかもしれない。

而もこの都市生活からの離脱は、内陸部のみならず沿岸部の他ならぬスプウルバーナ=ウィラに於てもまた一様であった。ヴァレンティア(Valentia:Valencia)の近く、2世紀後半～3世紀のモザイク床面を残す1ウィラ(*Puig de Cebolla villa, El Vilar*)が好個の事例を提供する<sup>(81)</sup>。一隅にモニュメントが残されており(発見は1608年)、それには、*P. Caecil(ius) Rufus*と*Valeria*(妻)が「かれら自身の生活」(*se vivis*)のために、「囲壁・浴場・庭園」にドムス中心部の「円天井」を建造すべく「場所を整え」、かつかれら自身の骨が「父祖の骨に混ぜ合わされる迄」の間(*donec avitis cineribus immisceantur*)、「かれら自身と娘達」のために「死者の霊」に捧げたこと(*Diis Manibus*)が誌されており<sup>(82)</sup>、筆者が敢えてこれにコメントを挿む必要はあるまい。

内陸部の一大オリーヴ栽培地帯、バエティス流域のウィラもまた同様であった。支流域を含めたオリーヴ栽培ウィラの調査結果もまた、総じて言えば、近年のアムフォラ研究(型、編年、流通)<sup>(83)</sup>並びに筆者自身のモンテ・テスタッチオ例に対する瞥見から引き出された〈D. 20〉、〈D. 23〉の「商品」としての流通の消長と、略々その軌跡を共にした。併し3・4世紀のバエティカ=ウィラ(但し差当りここでは、果樹栽培ウィラだけが問題であり、バエティカ最南部からルーシーターニアにかけての水産加工、とりわけ貝紫と魚醬の生産を専らとした沿岸ウィラ<sup>(84)</sup>は除外されてよい)に関しては、既に別稿で極めて目は粗い乍らも、ある程度まで復元可能の遺構の故に、そこから何らかの展望を引き出すに足りる、と考えられる考古学知見のサンプル抽出に拠って検討を図っており<sup>(85)</sup>、従ってここでは、そこから得られた帰着点が再確認されるだけでよい。

(1)ローマ・オスティアのみならず西・北部諸属領のオリーヴ油市場を事実上支配し乍ら、2世紀後半に至って激減を開始した〈D. 20〉は、3世紀中葉を待たずして姿を消し去り、その後継型〈D. 23〉はなる程4世紀になお存在が確認されたとはいえ、流通の量と広がりとは最初か

ら最後までもはや比較にならなかった。併しそれにも拘らず、普遍的現象としての〈ウィラ〉の消滅は決して起こらなかった。

(2) そうではなくしてここでもまた、かつての〈D. 2-4〉とイタリア及びタルラコーネンシス＝ウィラとの関係と全く同様に、事実は寧ろ逆であった。始源的には〈D. 20〉の消滅と裏腹に、決定的には併しその後3世紀末から4世紀にかけて、ウルバーナ部分の拡大・華麗化が全バエティカ規模で進行したからである。

(3) 都市的生活様式の農村への持ち込みとその固定化を伴って実現されたウィラ所有者の都市からの離脱（事実上の、のみならず「都市」の理念そのものからもまた）は、もはや1世紀～2世紀前半の如き奴隷営舎の新設と拡大<sup>(86)</sup>ではなくして、それとは正反対に、かつての形態（ウィラー都市間のネット・ワーク）の商品貨幣経済の総体的な低落の直截的な表出に他ならない。タルラコーネンシスで、アラマンニーの破壊を契機として多くのウィラが姿を消した後、3世紀末・4世紀初に軍事機能をさえ自らの中に取り込んだ巨大な、而もとりわけ内陸部に於ては『地中海』からの経済的な離脱さえ語られ得るかもしれないテリトリアルな支配のウィラが成立したのと同様に、バエティカでもまた時期を同じくして同一の変化が進行した。

もし然りとすれば、3世紀末・4世紀初のバエティカ＝ウィラで、労働の諸関係に一体何が起ったのか。その変化なしにウィラ態勢の如上の変化が済まされ得る筈もなかったのは言うまでもないにしても、直接、間接の如何を問わず史料に拠ってそれを知り得る術はもはや残されていない。併しそれでもなお、第一に〈D. 20〉に具現化されたオリーブ油流通の消長実態、第二にそれらに遺された銘文の分析、の両作業に加えて、ウィラ研究の諸成果が踏まえられるならば、そこから次の如き展望を得ることが可能であろう。即ち、早くは共和政期、決定的には併し『パックス・ローマーナ』の下で成立したヒスパノ・ローマ＝ウィラ経済の展開、就中2世紀前半～中葉の間（筆者の作業結果では、「A. D. 145-155」に最も集中的<sup>(87)</sup>）に〈D. 20〉による地中海市場の事実上の支配を支えたのは、紛れもなくイタリア＝ウィラと同一の、奴隷を主たる労働の担い手として構成された〈ルスティカ〉であり、事実また奴隷が〈D. 20〉の直接生産者として、瓦窯設置のウィラ所有主と並んでその名を止め続けた——否そればかりか、奴隷の数量に於て前1～後1世紀のイタリア＝ウィラは比肩し得なかった<sup>(88)</sup>——のだが、その他ならぬ奴隷労働が、「2世紀中葉」を事実上の境として以後急速に後退を顕にしつつ、3世紀末・4世紀初に至ってその歴史的な役割に幕を降ろしたことである。ローマ・オスティアのオリーブ油市場を事実上支配し乍ら、急激に姿を消し去った〈D. 20〉の激減と消滅が、それを説明するに足る如何なる量的乃至質的な需要変化も定かにはその背後に伴っていない以上、もはや市場状況の変化の如き「流通」によってではなくして（勿論完全に無関係であったとは言えないにしても）、「生産」のレヴェルからしか説明がつかないであろう。

2世紀中葉以後に於ける奴隷労働比重の低下と商品生産それ自体の落ち込みは、而も、ヒスパノ・ローマ＝ウィラだけの特殊事情では決してなかった。

イタリアの果樹栽培ウィラが、テュレニア海沿いのみならずアドリア海沿いの果樹栽培地帯に於ても同様に<sup>(89)</sup>、「奴隷制直営→小作制穀物栽培」の如き構造的変化を一般化させることなく相次いで放棄されたのは、極く大まかに言って2世紀後半～3世紀中葉であり、特に集中化したのは2世紀末・3世紀初であった<sup>(90)</sup>。1世紀後半以来、数量的にはトラヤヌス・ハドリアヌス期を頂点として、>opus doliare<の大々の生産を展開したローマ元老院議員身分、皇帝の所有「地所」もまた、アントーニーヌー期に入って奴隷労働比重の低下を伴いつつ、同末期には生産の顕著な低落を示し、次いで3世紀初を最後に生産の痕跡そのものを消し去った。>Dominus Noster<の名の下に皇帝が生産に直接的な利害関係を有した場合であれ、貴顕身分の純粹に私的な関与場合であれ同様であり、而も直営・請負の別を問わずそうであった。その後ディオクレティアヌス期に再度皇帝の名の下に痕跡が残されるが、数量的にはもはや問題になり得ず、奴隷がその名をとどめることもなかった<sup>(91)</sup>。

今一つの果樹栽培地帯、ナルボーネンシス・ガリアに於てもまた、ウィラ経済の展開現状は同様であった。ここでは、既述の如く<P. 1>及び地中海スタンダード型の<D. 2-4>から出発して、平底の<G. 1-11>によって農産物（葡萄酒）をローマ・オスティア市場にまで送り込んだ。中でも流通の広がりや量の点でガリア＝スタンダード型と目される<G. 4>の生産が最も広域に及び、サレル・ドード(Sallèles d'Aude)、アスピラン(Aspiran)のアトリエ遺構の如く、約2ヘクタールにわたって計11基よりなる瓦窯群<sup>(92)</sup>を擁した、「大製陶所」<sup>(93)</sup>の名に相応しい大々の商品としてのアムフォラ生産が成立した。併しそれにも拘らず、直接的な手懸りが欠如するため稼働の下限が不明の7箇所<sup>(94)</sup>を別として、他の全ては3世紀以後を生き延びることが出来なかった。5箇所の>figlinae<は早くも1世紀に姿を消し、17>figlinae<もまた2世紀の内に同じ運命を辿った。従って、大半は3世紀を待たずして姿を消したことになる。而もこの内の3>figlinae<には、<G. 1>、<G. 4>の生産が確認されたが、2世紀初には既に廃棄されていた。<D. 2-4>の地中海市場からの後退と同一時期であった。これに対して2箇所のアトリエだけは、3世紀になお生産(G. 4)の跡を残したが、同世紀の内に生産を停止し、4世紀にまで生き延びることは決してなかった<sup>(95)</sup>。

かくして今や、次のことが明白であろう。即ち、一方では<D. 2-4>、<D. 6>の消滅、他方では併し<ウィラ>態勢そのものの存続、という両事実の間にかつて指摘された「アポリア」なるものがその実、イタリア＝ウィラ経済の一般的現実としては存在しなかったことである。それ故にまた、別輸送手段（樽）への全面的切り替えによるアポリア克服の仮説（A. チェルニア）も事実上成立し得ないことになる。何故ならば2世紀中葉以後、なる程市場に向けた果樹栽培それ自体は決して停止されはしなかったにしても、時代は既に大きく変わっていたからである。もし仮に百歩退いてイタリアの葡萄栽培ウィラにのみ妥当されたとしても、バエティカは2世紀中葉に至るまでなお、アムフォラ<D. 20>によってローマ市場を支配したことそれ自体に加えて、そのオリーブ栽培ウィラもまた殆ど時期を同じくして、変化を免れることはなかった。イタリア、ガリア、ヒスパーニアの果樹栽培地帯に設置され、メトロポリス＝ローマを中心に地中海市場に強度に方向付けられたウィラ経済は、2世紀の後半に入

って略々一様に低落に陥った。

地中海流通の数量的な激減に直截的な表現となって現われたのは、前2世紀以来専ら奴隷労働の収奪によって拡大化が図られたウィラ商品貨幣経済の、今や決定的とも言うべき陰りであった。次いで、40名を越す大量の元老院議員の殺害、ガリア・ヒスパーニア・イタリア全土に収奪を恣にしたセウエールス(SHA. *Sev. XII-XIII*)以後、政治的不安を重ねた3世紀がこの延長上にあったのは確かであり、同世紀末・4世紀初、もはや「構造的」な変化と呼ばねばならないウィラの拡大再編成が実現された。

勿論この時点ではなお、古代奴隷制そのものの終焉は考えられるべきではない。事実また『最高価格表』(VIII, 1-1a)には、'*De pretiis m[ ] ;mancipi[ ] ab an[ ]*'として、価格箇所は欠落するが>mancipi(a)<が商品項目に掲げられた<sup>(96)</sup>。併し、ローマ大土地所有制にとって決定的に重要であったのは、テュレニア海沿いの果樹栽培地帯に密集したウィラが、2世紀後半以降、とりわけ同世紀末から次世紀初にかけて生産施設と共に相次いでその歴史を閉ざしたことである。ひとり葡萄栽培の奴隷営舎のみならず、オリーブ栽培を専らとした(乃至穀物を含めた混合栽培)場合もまた同様であった。

もし然りとすれば、いち早くイタリアで多くの果樹栽培ウィラを放棄にまで追い込んだばかりか<sup>(97)</sup>、その後殆ど時を置かずして西部諸属領ウィラをもまた一様に巻き込んだものは一体何であったのか。そしてまた他ならぬここに、所謂『3世紀の危機』なるものの直截的な表出相の一つを読み取ることが出来るであろう<sup>(98)</sup>。

この課題に立ち入るには、併し、予め地中海農産物流通の実態把握の上に問題を整理しておくことが必要である。

テルメ・デル・ヌオタトーレ=デポジットを初めとするオスティア到着のアムフォラ例に関するC. パネルラ<sup>(99)</sup>、A. カランディーニ<sup>(100)</sup>、A. チェルニア<sup>(101)</sup>の集計、及びこれらの諸結果(就中前二者)を踏まえたニューカスル大学視聴覚センターによる生産地毎の計量化<sup>(102)</sup>が明らかにしたのは、アントーニーニー末期を転機とする産地別アムフォラ比率の顕著な変化である。即ち、イタリア=アムフォラの激減、ヒスパーニア・ガリア産比率の落ち込みの一方、アフリカ=アムフォラが激増した。特に三世紀の第二・四半世紀以後は、事実上オスティアを支配した。而もこの数量関係は、ひとりオスティアのみならず、ローマ(Via Nova-Clivo Palatino et al.)、ガリア(Lyon;Ambrussum, Gard)の諸デポジットに於ても同様であった<sup>(103)</sup>。サンプル数そのものは決して多いとは言えないが少なくともこの限りは、「地中海流通」のレベルでの一般化は可能であろう。

この新事態は、如何に理解すべきなのか。これに対する直接的な解答は、「市場競争」学説を新事実に拠って延長したC. パネルラによって準備された。即ち、ヒスパーニア、ガリアの経済発展が、丁度1世紀前にイタリアの果樹栽培を「不振」、次いで「窒息」にまで追い込んだと同様に、今度は北アフリカの果樹栽培がヒスパーニア、ガリア=アムフォラをオスティア市場から駆逐した、とする解釈である。だが併し、2世紀の経過裡に「完全に実現」されたヒスパーニア、ガリア両属領の「経済資力」(risorse economiche)の発展と市場支配

の中に、3世紀初、今度はアフリカ（及び恐らくエーゲ海）が「新農産物」によって「割って入った」とする事実を直ちに拡大化し、果たしてそこに、かつての葡萄酒流通基軸、前1～後1世紀前半＝「イタリア産→西部諸属領市場」、1世紀後半～2世紀＝「ヒスパーニア・ガリア産→イタリア市場」に取って代る、「アフリカ産→イタリア市場」という地中海商業基軸の「移動」(uno spostamento dell'asse commerciale)の「徴表」<sup>(104)</sup>を見得るや否や、1世紀前と全く同様に今度もまた、事実関係面で疑問を禁じ得ない。確かにパネルラが計量化から引き出したこの展望は、『パックス・アウグスタ』下の地中海経済世界の成立に次いで、その展開と帰結、とりわけ「2・3世紀の交」を起点とした後期帝国のそれに関して、新知見を踏まえた提言を内包したとしてもである<sup>(105)</sup>。

筆者が異を唱える疑問点の第一は、この計量化があくまでも相対的な比率であって、流通実態を直截的に表現する絶対数の関係ではないことである。例えば、アウグストゥス期に短期間の内に形成されたラ・ロンガリーナ＝デポジットでは、オリーブ油アムフォラは全13例が現われるにすぎず、この内アフリカ産は僅かに4例だけしか知られないにも拘らず、比率では「30%」を占めたことになり<sup>(106)</sup>、バエティカ＝アムフォラの激減の最中であって、この数字は必ずしも実態を的確に伝えることにはならない。何故ならば、「A. D. 150-160」のヒスパーニア＝オリーブ油と数量的に同等か然もなければそれを上回って初めて、流通基軸の移動がその実体を有したことになるからである。即ち計量化が伴った実体喪失の危険性である。

第二は、農産物の内容から発せられねばならない疑問である。オスティア＝アムフォラに対して、内容別に比率を算出したA. チェルニアの集計<sup>(107)</sup>が明らかにしたのは、オスティア＝デポジットに占める葡萄酒アムフォラの比率が、かつてフラウィー諸帝期には80%以上に及んだのに対して、アウレーリウス期、就中セウールス期に入ってオリーブ油その他の諸要因の故に40%に低下し、以後激減傾向を示したことである。オリーブ油もまたピウス・アウレーリウス両帝期をピークに以後漸減傾向を示した。従ってここでは、水産加工品並びに内容物不明例との関係に於ける農産物市場そのものの相対的な低下が問題であり、このこともまた併せて考慮されねばなるまい。

否それ以上に示唆的なのは、近年の水底考古学が明らかにしつつある地中海海難事故数の推移である。即ち、A. J. パーカー(Parker)の集計によれば<sup>(108)</sup>、「A. D. 125-175」の半世紀間に90件（因みに「25 B. C. -A. D. 25」の間は110）に達した難破船は、次の半世紀間「A. D. 175-225」では40件に激減し、以後39件（A. D. 225-275）、35件（A. D. 275-325）の減少傾向を示した後、「A. D. 325-375」には19件にまで落ち込んだ。目下なお調査が進行中のため固定化は出来ないが、少なくともこの集計（1990年）に拠る限り、かつまた1世紀後半以後の海難数の減少に関しても、他に説明理由（船舶・航行技術の変化、航路変更の如き<sup>(109)</sup>）が見当たらない以上、アントーニーヌ末期以後、地中海交通それ自体の大幅な低落は否定出来ない。さらにこれらの海難船の内、葡萄酒アムフォラの積載船は、「A. D. 175-225」の間に5例（全海難船40例中の）を数えたが、この内の3例はナルボー

ネーンシス起源の〈ガリア型〉諸型、他の2例はキャロット型の〈Kapitän II〉型のアムフォラを搭載しており、もはやイタリアからの積出例は見られない<sup>(110)</sup>。因みに後者は、アトリエ遺構と原料組成元素（特にクロームとニッケル量）に拠って地中海東部起源の特殊型として特定され、オスティア到着例は2世紀最末期乃至3世紀最早期であった<sup>(111)</sup>。その後、「A. D. 275-375」の1世紀間に確認されたアムフォラ搭載船は、〈Kapitän II〉型搭載の2例だけでしかない<sup>(112)</sup>。かつて「125-75 B. C.」の間に91件を数えた海難事故の内、イタリアからの〈D. 1〉を搭載した事例が57隻の多きに及んだことを想起するならば<sup>(113)</sup>、2世紀後半から3世紀に入っの地中海に於ける、葡萄酒流通の落ち込みはもはや明白であろう<sup>(114)</sup>。

以上の作業を踏まえることによって、漸く一つの帰着点に辿り着くことになった。即ち早くも1世紀後半には陰りを見せ始めたローマ＝ウィラ経済の不振、次いで2世紀に入って、さらに決定的には同世紀末・3世紀の間に正に一般的傾向として進行したその帰結＝「奴隷営舎の廃棄」が、ウィラ経済の内的構造そのものにまで立ち入らざる限り解明の糸口は掴めないことである。そしてこの鍵は、一にかかって1世紀後半・2世紀初の「フラウイー諸帝期～トラヤーヌス・ハドリアーヌス期」に特定され得る。即ち、アムフォラ研究によって顕にされた「時期」問題であった。而もこの時期たるや、既述の如く、それを境として以後四世紀後半のパラディウスによる古代最後の『農書』(Rutilii Tauri Palladii *Opus agriculturae*)に至る約3世紀間にわたる、古典諸史料の事実上の断絶が開始された時期であった<sup>(115)</sup>。

この背後に一体何があったのか。フラウイー期に入るや否や開始される〈D. 2-4〉の市場からの後退、次いでハドリアーヌス期を最後とする事実上の消滅と略々完全に時期を同じくしたこと、—— このことだけを以てしても、アグロノーム諸誌を初め大土地所有制関係諸史料の事実上の断絶がローマ＝ウィラ経済全般の動きと無関係でなかったことは確かである。

## 註

- (1) 最新情報による型・編年研究を中心とする先行諸研究のみならず、それらを踏まえた此処までの筆者の作業によってもまた明白であり、検討内容を敢えてここで繰り返す必要はない。
- (2) この両者は、詳細に言えば腹部と尖底の形状に相違があり、同一型ではないが、全体的な形状の類似性に加えて主要生産地(イストリアからアプーリアにかけてのアドリア海岸)と原料組成の共通性に拠って、同一型に類別された(D. P. S. Peacock / Williams, D. F.: *Class. 8*)。但し、専らオリーブ油に利用された〈Lamb. 2〉に対して、イストリアを主産地とした〈D. 6〉は若干事情が異なった。今日では〈D. 6A〉, 〈D. 6B〉の両形式(E. Buchi)が承認されたこの型は、従来は「イストリアのオリーブ油」用容器と見做されたが(A. Degrassi, F. Zevi)、その後の新知見、特に腹部に書かれた銘文に拠って、葡萄酒の他にガラムにもまた使用され(P. Baldacci, E. Buchi)、さらに〈D. 6A〉はピーケーヌムでもまた生産されたことが確認された。Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* cit. 98-101; Degrassi, A., 'L' esportazione di olio e olive istriane nell' età romana', *Scrit. vari di antichità* II (1962), 965-72; Buchi, E., 'Banchi di anfore romane a Verona: note sui commerci cisalpini', in: *Il territorio veronese in età romana* (Verona 1971), 531-637; Zevi, F., 'Appunti sulle anfore romane', *Arch. Class.* XVIII (1966), 207-47; Baldacci, P., 'Alcuni aspetti dei commercio dei territori cisalpini', *Att. Centro Stud. e Docum. sull' Italia Rom.* I (1969), 7-50; Id. 'Importazioni cisalipini e produzione apula', in: *Collection X*, 7-28; Cipriano, M. T. et Carre, M. -B., 'Production et typologie des amphores sur la côte adriatique de l' Italie', in: *Collection CXIV*, 80-88.
- (3) 註(96)参照。参考までに同表に記載された銘柄酒最高価格の一例を挙げておくと、一般の「地酒」(vinum rusticum)が「1 イタリア=セックスターリウス」(Italicus sextarius unus)、即ち「0.54 lit.」(換算はLauffer, S., *a. a. 0. 54*による)当たり「8 デーナーリー(denarii)」であったのに対して、『ファレルヌス酒』は同単位で「30 デーナーリー」であった。
- (4) 因みにこれら諸地域に知られる生産地銘柄は次の如くである。  
*Umbria*: Spoletium (Athen. I, 27b);  
*Samnium*: Paelignum (id. I, 26f.; Front. *Ad M. Caes.* IV, 4; Gal. VI, 337; X, 831), Sabinum (Gal. VI, 275; X, 483-5; Athen. I, 27b);

*Lucania-Bruttium*: Buxentum (Athen. I, 27a), Rheginum (id. I, 26e);

*Apulia-Calabria*: Tarentinum (id. I, 27c);

*Latium*: Caecubum (id. I, 27a; Galien. VI, 805; 809; X, 834), Formianum (Athen. I, 27e), Fundanum (Aret. Med. 128, 14), Gabianum (Gal. VI, 334), Labicanum (Athen. I, 26f), Nomentanum (id. I, 27b), Privernas (id. I, 26e), Signinum (id. I, 27b; Gal. VI, 334; 337; X, 831; Front. IV, 4, 2), Tiburtinum (Gal. VI, 334; 337; X, 831), Veliternum (Athen. I, 27a); *Campania*: Calenum (id. I, 27a), Caucinum (id. I, 27c), Cumae (id. I, 26f), Falernum (id. I, 26c-d; Gal. VI, 275; 334-5; 801-3; X, 831-2; 835-6), Faustianum (Gal. VI, 806; X, 833), Gauranum (Athen. I, 26f; Gal. VI, 806; X, 833; XIV, 16), Massicum (Front. IV, 4), Salernum (Macrob. *Sat.* III, 20, 7), Statanum (Athen. I, 26c), Surrentinum (id. I, 26d; Gal. VI, 275), Trebellicum (Athen. I, 27c), Trifolinum (id. I, 26e), Vesuvinum (Gal. X, 364).

- (5) 併しそれにも拘らず、2・3世紀交以後の史料事情はそれ以前と大きく異なった。註(4)に挙げられた銘柄の内、それ以後の時期に存在が知られ得るのは、ラティウムでは、*Tiburtinum (vinum)* (*Exp. totius mundi* LX) (筆者未見、Tchernia, A., *Le vin de l' Italie* cit. 328に拠る) の一例のみであり、カムパーニアでは、*Falernum (vinum)* (Macrob. *Sat.* II, 3, 2; III, 16, 12; 20, 7; VII, 12, 9), *Gauranum (vinum)* (Symmach. *Ep.* I, 8), *Salernum (vinum)* (Macrob. *Sat.* III, 20, 7), *Vesuvinum (vinum)* (Dio Cass. 66, 21, 3) の4例のみでしかない。消滅はしなかったものの、ローマ市場に於ける「銘柄酒」としてのラティウム、カムパーニア酒が、2・3世紀の交を境として決定的に落ち込んだことは紛れもない。
- (6) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* cit. 142-8; Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 233-336; Id., *Le temps des amphores en Gaule* cit. 88-102; Id., 'Les amphores gauloises sous l' Empire: recherches nouvelles sur leur production et leur chronologie', in: *Collection CXIV*, 132-5.
- (7) 直ぐ後に述べる如く、イタリアに於ける生産例は少なく、筆者は一般化には疑問を禁じ得ない。
- (8) Hesnard, A. et Lemoine, Ch., 'Les amphores du Cécube et du Falerne: prospections, typologie, analyses', *MEFRA*. XCIII, 1 (1981), 263. Cf., Hesnard, A., 'Les amphores', dans: Duval, A., Morell, J. -P. et al. (eds.), *Gaule interne et Gaule méditerranéenne aux II<sup>e</sup> et I<sup>er</sup> siècles av. J. -C.* Actes de la table ronde de Valbonne 1986, *Rev. Arch. de Narbonnaise*, Suppl. XXI (Paris 1990), 53-4.
- (9) Tchernia, A., *Le vin de l' Italie* cit. 283.
- (10) Liou, B. et Marichal, R., 'Les inscriptions peintes sur amphores de l' anse Saint-Gervais à Fos-sur-Mer', *Archaeonautica* II (1978), 147.
- (11) Hor. *Sat.* II, 4; *Carm.* I, 1, 19; Mart. I, 26, 8. Cf., Arthur, P., *Romans in Northern Campania* cit. 40-41; 185.

- (12) Hesnard, A. et Lemoine, Ch., *loc. cit.*
- (13) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 283: “le Massique a été transvasé à Fos dans une amphore gauloise”.
- (14) Laubenheimer, F., ‘Les amphores gauloises’ cit. 110-111.
- (15) Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 81, 89, 90 et pass.
- (16) *Ibid.* 124-7, 174-80. この他さらにローバンエメールは、その後の調査によって、イタリアに近い4箇所とヒスパニア寄り1箇所の5箇所(Antibes, Mandelieu, Le Castellet, Cavalaire, Ponteilla)に於ける同様の生産遺構を追加した。Id., ‘Les amphores gauloises’ cit. 106, 108, 112-4.
- (17) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 113-4, 117-9.
- (18) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 283. 因みにチェルニアに情報を提供したのは、次の調査報告(筆者未見)であった。Nolla, J. -Ma., Canes, J. -Ma., Rocas, X., ‘Un forn romà de terrissa a Llafranc (Palafrugell, Baix Empordà). Excavacions de 1980-1981’, *Ampurias* XLIV(1982), 147-8.
- (19) Panella, C., ‘Retroterra, porti e mercati:l’ esempio dell’ Ager Falernus’, in: D’Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 256; Id., ‘La distribuzione e i mercati’, in: *SRPS*, II, 65-6.
- (20) Carandini, A. and Panella, C., ‘The Trading Connections of Rome and Central Italy in the Second and Third Centuries: the Evidence of the Terme del Nuotatore Excavations, Ostia’, in: King, A. and Henig, M. (eds.), *The Roman West in the Third Century*. Brit. Arch. Rep. Intern. Ser. CIX (London 1981), 490.
- (21) 前掲拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通」29-41頁。素より筆者のこの見通しは、〈P. 1〉アムフォラを例として得られたものであって、地中海に於ける個々の商品毎の流通実態を踏まえたものでは決してない。従ってこの作業内容それ自体からして、あく迄も一つの「仮説」としてのみ止め置かれねばならない。
- (22) Cf., Panella, A., ‘Retroterra, porti e mercati’ cit. 252; Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 278.
- (23) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 277; Id., ‘Quelques remarques sur le commerce du vin et les amphores’, in: D’Arms, J. H. and Kopff, E. C., *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 310.
- (24) 註(21)参照。さらにまた、中・北部ガリア、ブリタニアその他諸地域ウィラの個別研究を踏まえたローマ=ウィラのパースペクティヴが要求されるが、これまた本稿では到底及び得ない。例えばブリタニア=ウィラの課題展望としては、Webster, G., ‘The Future of Villa Studies’, in: Rivet, A. L. (ed.), *The Roman Villa in Britain* (London 1969; Repr. 1970), 217ff. を参看されたい。
- (25) ポッター、アーサー両者のフィールド・ワーク(註(27)参照)を踏まえて筆者がこの

表現を加えたのは、その一方で進行するウィラの拡大再生産がこのことなしには考えられ得ないからである。

(26) 註(27)参照。

(27) Potter, T. W., *The Changing Landscape of South Etruria* cit. 141-3; Arthur, P., *Romans in Northern Campania* cit. 101-2.

(28) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考(2)—— FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』1 (1977)、67-96頁。

(29) Fouet, G., *La villa gallo-romaine de Montmaurin (Haute-Garonne)*. XX<sup>e</sup> Suppl. à *Gallia* (Paris 1983), 43-6, 91-6. ナルボーネーンシス=ウィラの全体的展望としては次の諸文献参照。Picard, G. Ch., 'Observations sur la condition des populations rurales dans l'Empire romain en Gaule et en Afrique', in: *ANRW*. II, 3 (Berlin 1975), 103-5; Chevalier, R., 'Gallia Narbonensis', in: *ibid.* 718-23; Ferdière, A., *Les campagnes en Gaule romaine* I (Paris 1988), 87-114; Rivet, A. L. F., *Gallia Narbonensis* cit. 123-5, 185-7, 202-4 et al.; Percival, J., *The Roman Villa* cit. 67-83.

(30) Leveau, Ph., *Caesarea de Maurétanie: une ville romaine et ses campagnes*. CEFR. LXX (Paris 1984), 404-7, 410-14; Id., 'Paysans maures et villes romaines en Maurétanie Césarienne centrale', *MEFR*. LXXXVII (1975), 857-71.

(31) Reynolds, J., 'The Cities of Cyrenaica in Decline', in: Duval, P.-M. et Frézouls, Ed. (dir.), *Thèmes de recherches sur les villes antiques d'occident*. Actes de Colloq. Strasbourg 1971 (Paris 1977), 53-8.

(32) Cf., Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines* cit. 154-5. 第三章第三節、註(39)参照。

(33) Potter, T. W., 'Villas in South Etruria: some Comments and Contexts', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy* cit. 77: "For present purposes we can only comment that survey information of this sort, collected and dated in much the same manner as the Italian evidence, begins to provide a fascinating comparative picture".

(34) Cf., Arthur, P. and Williams, D., 'Campanian Wine, Roman Britain and the Third Century A. D.', *JRA*. V (1992), 250-1.

(35) Ogilvie, R. M., 'Eretum', *PBSR*. XXXIII (1965), 70-111; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World: an Ethnoarchaeological Approach* (London / N. Y. 1982), 134-5.

(36) 本稿はこの歴史地理学モデルに直接立ち入ることは避ける。参考までに挙げておくと、筆者が参看し得たのは次の諸文献である。Pounds, N. J. G., 'The Urbanization of the Classical World', *Annales of the Association of American Geographers* LIX (1969), 135-57; Hodder, I. and Hassall, M., 'The Non-random Spacing of Roman-British Walled Towns', *Man. Journ. of Royal Anthropol. Inst.* N. s. VI (1971), 391-407; Hodder, I.,

‘Spatial Studies in Archaeology’, *Progress in Human Geograph.* I, 1(1977), 33-64; Id., ‘The Human Geography of Roman Britain’, in: Dodgshon, R. A. and Butlin, R. A. (eds.), *An Historical Geography of England and Wales* (London 1978), 29-55; Johnson, G. A., ‘Aspects of Regional Analysis in Archaeology’, *Annual Rev. of Anthropology* VI (1977), 479-508; Hodder, I. and Millett, M., ‘Romano-British Villas and Towns: a Systematic Analysis’, *World Arch.* XII (1980), 69-76. さらに粗陶器、シギルラータを例として同モデルに拠って、市場圏、〈フンドゥス〉の空間を推定する次の諸文献もまた同様である。Fulford, M., ‘Pottery and Britain’s Trade in the Later Roman Period’, in: Peacock, D. P. S. (ed.), *Pottery and Early Commerce: Characterization and Trade in Roman and Later Ceramics* (London / N. Y. 1977), 35-84; Loughlin, N., ‘Dales Ware. A Contribution to the Study of Roman Coarse Pottery’, in: *ibid.* 85-146; Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World* cit. 134-5, 160-72. この内とりわけ『亀甲モデル』が、多くの諸条件を捨象した大胆さの故に果たして何処まで有効か、筆者には疑問が払拭され得ず、それに備えるだけの用意はなお整っていないのだが、アイテム数の増大によって有効性を模索するだけの価値はあるかもしれない。

- (37) Tchernia, A., *Le vin de l’Italie* cit. 277: “l’absence des amphores n’est pas nécessairement la signe de la ruine du vignoble”.
- (38) *Ibid.* 284.
- (39) 但しチェルニアは、第二説の如く流通圏の局地化を一般化することは拒否するが、別箇所では帝政最早期に頻繁化された「新状況」として、流通距離の「短縮」(trajets souvent plus courts)を挙げ、市場の変化そのものは承認している (*ibid.* 304)。
- (40) *Ibid.* 285-99; Id., ‘Quelques remarques sur le commerce du vin’ cit. 307.
- (41) Tchernia, A., *Le vin de l’Italie* cit. 287.
- (42) *Ibid.* 290-91.
- (43) Lane, F. C., ‘Progrès technologique et productivité dans les transports maritimes de la fin du Moyen Âge au début des temps modernes’, *RH.* 510(1974), 278. (Tchernia, A., *Le vin de l’Italie* cit. 297の引用による。)
- (44) ここでは差当りチェルニア説のフォロウだけが問題であり、樽の一般使用中世ではなくして古代にまで遡らせたことを初めとして、古代技術そのものへの立ち入りは不要である。Vgl. e. g., Kiechle, F., *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt* (Wiesbaden 1969), 115-130; Reece, D. W., ‘The Technological Weakness of the Ancient World’, *G&R.* N. s. XVI (1969), 32-47; Lee, D., ‘Science, Philosophy and Technology in the Greco-Roman World’, *ibid.* XX, 1 (1973), 65-78; XX, 2 (1973), 180-93; Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 37-8, 156-7.
- (45) Tchernia, A., *Le vin de l’Italie* cit. 298: “Pour l’Italie, cette révolution ... fait des progrès technologiques qui se manifestent autour du III siècle. Elle

- fixe aussi la limite d'une étude systématiquement fondée sur les amphores".
- (45<sup>a</sup>) 市川雅俊「ローマの商業」、伊藤貞夫・本村凌二（編）『西洋古代史研究入門』（東京大学出版会 1997）所収、179頁。
- (46) パネルラ女史の註記(Panella, C., 'La distribuzione e i mercati', in: *SRPS*. II, 275, n. 19)によると、この手稿、P. Pomey et A. Tchernia, 'Les bateaux de commerce romains: capacité, maritime, tonnage' は、'American Academy in Rome' のコロックに提出されたとされているが、同コロックの報告、*The Seaborne Commerce of Ancient Rome* (D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. eds.) には収録されていない。
- (47) Panella, C., *art. cit.* 75.
- (48) Pucci, G., 'Pottery and Trade in the Roman Period', in: Garnsey, P., Hopkins, K., Whittaker, C. R. (eds.), *Trade in the Ancient Economy* (London 1983), 115.
- (49) Parker, A. J., 'The Wines of Roman Italy', *JRA*. III (1990), 330.
- (50) Desbat, A., 'Un bouchon de bois du I<sup>er</sup> s. après J.-C. recueilli dans la Saône à Lyon et la question du tonneau à l'époque romaine', *Gallia* XLVIII (1991), 319-336.
- (51) *Ibid.* 327. 因みにブリタニアでの木樽の発見例は、Bar-Hill, Newstead, Colchester, London, Silchester, Haverfieldである。
- (52) 焼き罎もまた同様である。何れも東北部ガリア（並びにロンドンで1例）であり、イタリアを始め地中海の果樹栽培ゾーン＝〈D. 2-4〉生産ゾーンでは1例も発見されていない。1991年時点での新知見諸例からすれば、樽＝葡萄酒を特定したチェルニア説（1986年）は、俄には首肯出来ない。
- (53) Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica' *cit.* 116.
- (54) Panella, C., 'Annotazioni in margine alle stratigraphie delle Terme Ostiensi del Nuotatore' *cit.* 77; *Id.*, 'La distribuzione e i mercati' *cit.* 76.
- (55) オステリア＝デポジットのアムフォラに関するA. カランディーニの計量化（Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica' *cit.* 115）によれば、「オステリアで消費された葡萄酒」に占めるイタリア産の時期層毎の比率は次の如くである。アウグストゥス期＝〈60%〉（この内北イタリアの〈D. 6〉が〈23%〉）、フラウィー期＝〈34.3%〉（テュレニア海沿いイタリア産の〈D. 2-4〉は〈29.4%〉）、トラヤーヌス期＝〈15.7%〉。
- (56) 註(45)参照。
- (57) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* *cit.* 141; Martin-Kilcher, S., *Die römischen Amphoren aus Augst und Kaiseraugst. Ein Beitrag zur römischen Handels- und Kulturgeschichte*, I: Die südspanischen Ölamphoren, *Forschungen in Augst* Bd. VII (Augst 1987), 58-9.
- (58) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 153-7, 166-70; Peacock, D. P. S., *Beja-*

- oui, F., Belazreg, N., 'Roman Amphora Production in the Sahel Region of Tunisia', in: *Collection CXIV*, 179-222; Peacock, D. P. S., Bejaoui, F., Ben Lazreg, N., 'Roman Pottery Production in Central Tunisia', *JRA*. III (1990), 82-3.
- (59) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 158-65.
- (60) この時点でのウィラに関して、奇妙にもチェルニアはラティウムとカムパーニアを「葡萄栽培地帯」に含ませていないが、この両者を除外した理由については何も述べていない。
- (61) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 304.
- (62) *Ibid.* 304-5. ここからチェルニアが到着したのは、かつてマルク・ブロック (1935) が水車に理解したように、この「技術変革」、即ち「樽使用の普及」(l'extension de l'emploi du tonneau)を「人口後退」(un recul démographique)に結びつけねばならぬのか、「私の回答は〈然り〉である」(ma réponse est oui)、とする最終帰着点であった。
- (63) SHA. *M. Aur.* XIII, 3; XXI, 6; XXVIII, 4; Dio, LXXII, 14, 3; Herod. I, 12, 1-2. Cf., Boak, A. E. R., *Manpower Shortage and the Fall of the Roman Empire in the West* (Michigan U. P. 1955), 19, 26, 136-7 n. 11; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 76, 90; Gilliam, J. P., 'The Plague under Marcus Aurelius', *AJPh.* LXXXII (1961), 225-51; Finley, M. I., 'Rev. and Discussion of A. E. Boak, *JRS.* XLVIII (1958), 156-64; Id., *Ancient Slavery and Modern Ideology* (London 1980), 141-2; 183 n. 58.
- (64) Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa at Francolise* (London 1985), 66-7, 83-4; Small, A. M., 'San Giovanni di Ruoti', in: Painter, K. (ed.), *Roman villas in Italy: Recent Excavations and Research* (London 1960), 91.
- (65) 一方これとは裏腹にアウレーリウス帝の下で、皇帝手中への「地所」所有の集中化が進行する。同帝夫人、Faustina Augustaもまた歴代皇帝夫人としては最大の土地所有主(単独でと同時に同一地所と奴隷に対する皇帝との共同所有の形で)として商品生産に直接的な利害を保った。併しそれにも拘らず、銘文の事例数そのものがハドリアヌス期とはもはや比較にならず、商品生産の数量的貧困化は覆うべくもなかった。前掲拙稿「《OPVS DOLIARE》考(2)」67-95頁参照。
- (66) 前掲拙稿「1-3世紀のイタリアに於けるヒスパーニア産アムフォラ」1-19頁参照。1世紀後半に於けるポムペーイ到着例に関しては、
- Manacorda, D., 'Anfore spagnole a Pompei', in: Carandini, A. (dir.), *L'instrumentum domesticum de Ercolano e Pompei nella prima età imperiale. Quaderni di cultura materiale I* (Roma 1977), 121-32参照。
- (67) Cf. e. g., Collingwood, R. G. and Richmond, I., *The Archaeology of Roman Britain* (London 1930; rev. entirely 1969), 269; Martin-Kilcher, S., *a. a. O.* 49-58, 181-9.
- (68) Laubenheimer, F., 'Les amphores gauloises' cit. 130-2. ローバンエメール女史はこの他さらに、《ガリア型》の何れにも属さない型として最近発見の2遺構(Gueugnon,

- Thésée-Pouillé)で1～2世紀の生産が確認された計5形式のアムフォラを、「新型」として追加した(*ibid.* 128-30, figs. 9-10)。
- (69) Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 349-55; Id., 'Les amphores gauloises' cit. 106, 119.
- (70) Id., *La production des amphores* cit. 261-93; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 142-3.
- (71) Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 210.
- (72) 拙稿「1世紀後半－3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(2)」『歴史学・地理学年報』XI (1987) 49-96頁、「同(4)」同誌 XIV (1990) 73-103頁。
- (73) 拙稿「2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造」『歴史学・地理学年報』XV (1991) 29-73頁。
- (74) Varro, *De r. r.* I, 22, 1: "quae nasci in fundo ac fieri a domesticis poterunt, eorum nequid ematur".
- (75) E. g., Cato, *De agr. cult.* II, 7: "et siquid supersit, vendat. pater familiae vendacem, non emacem esse oportet".
- (75<sup>a</sup>) <D. 2-4>の消滅との関連から処理されねばならない別課題であり、現象それ自体は差当り後述の註(90)及び(97)を参照されたい。
- (76) Keay, S. J., *Roman Spain* cit. 192-8.
- (77) Cotton, M. A., *The Late Republican Villa at Posto, Francolise* cit. 56-8.
- (78) Keay, S. J., *op. cit.* 194; 197.
- (79) 古代ローマ史の展開と帰結に最も本質的と見做されねばならない、土地所有関係のこの側面は筆者自身の作業(註(72)参照)から引き出された一つの展望である。ゴルジュ(Gorges, J.-G., *Les villas hispano-romaines* cit. 160-2)は、3世紀後半以後に進行するヒスパーニア＝ウィラの巨大・豪壮化とそれに直截的表現を見た所有主のウィラ定住に関して、政治的、経済的に「自治的」な存在としての巨大ウィラの成立と農場主の「領主」化を見通したが、ここまでは述べていない。併し帝国全体を見た場合、このことが果たして何処まで妥当され得るのか、一般化に耐えるには皇帝所領のみならず東部諸属領の私的土地所有をもまた視野内に収めた、併し史料的には極めて困難な個別検討が不可欠なことは言うまでもない。
- (80) Gorges, J.-G., *op. cit.* 51; 56-7.
- (81) *Ibid.* 433.
- (82) 《DIIS · MANIBVS // P · CAECIL · RVFVS · VALERIA CON // IVX · SE · VIVIS · COMPARA // RVNT · LOCVM · VTI · EST · CONCA // MERATVM · PARIETIB · // BALNEIS · HORTIS · MONVMEN // TVM · CONSTRVXERVNT · // SIBI · ET · FILIABVS · DONEC · // AVITIS · CINERIBVS IMMISCEANTVR》(C. II, 3960).
- (83) Cf., Rodriguez-Almeida, E., 'Vicissitudini nella gestione del commercio dell'

- olio betico da Vespasiano a Severo Alessandro', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 277-90; Guénoche, A. et Tchernia, A., 'Essai de construction d'un modèle descriptif des amphores Dr. 20', in: *Collection XXXII*, 241-59; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.*, 136-41; Martin-Kilcher, S., *a. a. O.* 58-9.
- (84) Gorges, J. -G., *op. cit.* 305 et al.; Keay, S. J., *Roman Spain* cit. 104-6; Laubenheimer, F., *Les temps des amphores en Gaule* cit. 122-8; Beltrán Lloris, M., 'Problemas de la morfología y del concepto histórico-geográfico que recubre la noción tipo. portaciones a la tipología de las ánforas beticas', in: *Collection XXXII*, 17-33; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 35-9, 136-49.
- (85) Gorges, J. -G., *op. cit.* 248-52.
- (86) アムフォラ銘の分析によるイタリア＝ウィラとの比較は、拙稿「アムフォラ生産とローマ・ウィラ経済の展開——アムフォラ銘による生産の構造分析——」『歴史学・地理学年報』16 (1993) 67-94頁参照。
- (87) 前掲拙稿「1-3世紀のイタリアにおけるヒスパニア産アムフォラ」7-10頁)。
- (88) 拙稿「ローマ果樹栽培経済とアムフォラ生産——《FIGLINAЕ》の存在形態——」『西洋史学論集』XXVIII (1990) 1-18頁、同前掲「アムフォラ生産とローマ・ウィラ経済の展開」67-94頁。
- (89) Carandini, A., 'La villa romana e piantagione schiavistica' cit. 115-6.
- (90) 従って少なくとも2・3世紀の交に一般化したウィラ廃棄のこの事実関係からすれば、2世紀第二・4半世紀、ウィラは果樹栽培よりは「豚飼育場、森林、穀物地を選ぶことを以て終わった」、としてセッテフィネストレ＝ウィラのモデルとしての一般化を図ったこと、並びにアントーニーニー期を外見的にであれ一応「黄金期」としたこと——>opus doliare<の推移を踏まえる筆者には到底そうは考えられ得ないのだが——は一先ず別にして、他ならぬそのアントーニーニー期にイタリア経済の「崩壊のモメント」を設定したこと (Carandini, A., *art. cit.* 117: "l'aurea età degli Antonini è stata per l'Italia il momento della rovina") それ自体に限って言えば、カランディーニ説には一応の追認が与えられてよい。
- (91) 註(65)参照。
- (92) Laubenheimer, F., *La production des amphores* cit. 104-14, 167-71; Id., *Le temps des amphores* cit. 89, 92-6.
- (93) Id., *La production des amphores* cit. 213.
- (94) *Ibid.*, 90: *Villeneuve*; 92: *Volonne*; 146-8: *Nîmes*; 156: *St-Laurent-des-Arbres*; 158-161: *Sauveterre*; 199: *Ste-Croix* (Fréjus); 199: *St-Lambert* (Fréjus).
- (95) 1世紀の稼働が確認され、2世紀には早くもその痕跡を消していたアトリエは、次の5箇所である。*Ibid.*, 89: *St-Martin-les-Eaux*, Manosque; 95: *Cannes*; 149: *St-Côme et*

*Marvejols*; 165-6: *Tresques*; 196: *Le Pauvadou* (Fréjus). これに対して 3 世紀になお生産の跡を残したのは、*Sallèles d'Aude* (*ibid.*, 104-14), *Laurens* (*ibid.*, 183) の両アトリエだけであった。

- (96) Lauffer, S., *Diokletians Preisedikt* cit. 190. なおモムゼン・ブリュムナー=テキスト (Mommsen, Th. -Blümner, H., *Der Maximaltariff des Diokletian*, Berlin 1893; ND. Berlin 1958<sup>2</sup>) に欠落するこの項目の新発見断片 (キュレナイカのプトレマイス) に関しては、次の諸文献参照。AE. 1956 (1957), n° 113; Caputo, G. and Goodchild, R., 'Diocletian's Price-Edict at Ptolemais (Cyrenaica)', *JRS*. XLV (1955), 106-118; Lauffer, S., 'Ein Sklavenkapitel in Diokletians Preisedikt', *Chiron* I (1971), 277-80.
- (97) ひとり果樹栽培ウィラのみならず、先に紹介された T・W・ポッターの南部エトルリア農村のサーヴェイに明らかにされた如く、農民的土地所有もまた時期を同じくして廃棄への道を辿ったが、ここでは専らウィラ経済を問題にするだけでよい。
- (98) 本稿では併し、学説整理を含めて『危機』それ自体には到底踏み込めない。Vgl., e. g., Walser, G. u. Pekáry, Th., *Die Krise des römischen Reiches. Bericht über die Forschungen zur Geschichte des 3. Jahrhunderts (193-284 n. Chr.)* (Berlin 1962), 81-93; Visky, K., *Spuren der Wirtschaftskrise der Kaiserzeit in den römischen Rechtsquellen* (Bonn/Budapest 1983), 11-23; Alföldy, G., 'The Crisis of the Third Century as seen by Contemporaries', in: Ders., *Die Krise des römischen Reiches: Geschichte, Geschichtsschreibung und Geschichtsbetrachtung* (Wiesbaden/Stuttgart 1989), 319-42; Bülow, G. von, 'Zu den Verhältnissen in der Landwirtschaft I: die archäologischen Quellen zur Entwicklung der Villenwirtschaft', in: Johné, K. -P. (hrsg.), *Gesellschaft und Wirtschaft des römischen Reiches im 3. Jahrhundert* (Berlin 1993), 17-63.
- (99) Panella, C., 'La distribuzione e i mercati' cit. 68-9 tav. xv.
- (100) Carandini, A. and Panella, C., 'The Trading Connection of Rome and Central Italy in the Late Second and Third Centuries: the Evidence of the Terme del Nuotatore' cit. 491 fig. xxix, 1.
- (101) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 293.
- (102) Greene, K., *The Archaeology of the Roman Economy* (London 1986), 15 fig. 4.
- (103) Ciotola, A., Picciola, S., Santangeli Valenzani, R. e Voipe, R., 'Roma: tre contesti. 1. Via Nova-Clivo Palatino, 2. Crypta Balbi, 3. Via Sacra-Via Nova', in: *Collectio CXIV*, 604-7; Dangréaux, B. et Desbat, A., 'Les amphores du dépotoir flavien du Bas-de-Loyasse à Lyon', *Gallia* XLV (1987/88), 148 fig. 21; Laubenheimer, F., *Le temps des amphores* cit. 107.
- (104) Panella, C., 'Annotazioni in margine alle stratigrafie della Terme ostiensi del Nuotatore' cit. 93.

- (105) 同女史が引き出したのは展望であって、「提言」として明言したものではないにしても、帝国末期経済に再検討を迫る新地平の切り拓きに連なるものであった。併しそのためには、ただ単なる農産物、レッド・スリップの「流通」のレベルを今一步抜け出して、4～5世紀、アフリカを中心としたウィラ経済が如何なる展開と帰結を示したかの検討が不可欠であり、考古資料のさらなる積み上げを待つて踏み込まねばならないイタリア及び西部諸属領ウィラの個別検討と共に、目下の筆者にはその用意が整っておらず、新たな課題として残されることになる。
- (106) Hesnard, A., 'Un dépôt augustéen d'amphores à La Longarina, Ostie', in: D'Arms, J. H. and Kopff, E. C. (eds.), *The Seaborne Commerce of Ancient Rome* cit. 142-9.
- (107) Tchernia, A., *Le vin de l'Italie* cit. 293, fig.: 'Courbes des différents produits dans les amphores d'Ostie'.
- (108) Parker, A. J., 'The Wines of Roman Italy', *JRA*. III (1990), 328 fig. 1.
- (109) 問題があまりにも広範囲にわたるため、本稿はそこまで立ち入ることはしない。Cf., e. g., Greene, K., *op. cit.* 17-44; Rougé, J., *La marine dans l'antiquité* (Paris 1975<sup>3</sup>), 178-205 [酒井傳六訳『古代の船と航海』法政大学出版局(1982) 189-219]; Cuomo, J.-P. et Gassend, J.-M., 'La construction alternée des navires antiques et l'épave de La Bourse à Marseille', *Rev. arch. de Narbonnaise* XV (1982), 263-272; Casson, L., *The Ancient Mariners. Seafarers and Sea Fighters of the Mediterranean in Ancient Times* (Princeton 1991<sup>2</sup>), 184-218. この他古代船の構造と操船に関しては、菱沼和秀「ヘーミオリア船の復元」、伊藤正他編『古代地中海世界』（清水弘文堂 1993）所収（242-310頁）が参考になった。
- (110) Parker, A. J., *loc. cit.*（註(108)参照）。
- (111) <Kapitän II>の型研究はPeacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 193-5参照。なおオスティアに於ける同型アムフォラの初出例は、パネララの調査報告によれば、『テルメ・デル・ヌオタトーレ』第25調査区の<A. D. 190-210>時期層に含まれた。併しその事例数は少なく、この層に含まれた全164例のアムフォラ中「3例」のみ(1.83%)であり、これに対して<A. D. 230-250>層では、全662例（この約半数はガリア型の<G. 4>で占められた）の内「87例」（13.14%）に及んだ。Panella, C., 'Le anfore italiche del II secolo d. C.', in: *Collection CXIV*, 328 figs, xxiii-xxiv.
- (112) Parker, A. J., *loc. cit.*（註(108)参照）。
- (113) *Ibid.*
- (114) Cf., Hopkins, K., 'Taxes and Trade in the Roman Empire (200 B. C. -A. D. 400)', *JRS*. LXX (1980), 105-6 fig. 1; Parker, A. J., 'Shipwrecks and Ancient Trade in the Mediterranean', *Arch. Rev. Cambridge* III (1984), 99-113; Whittaker, D., 'Amphorae and Trade', in: *Collection CXIV*, 537-9.
- (115) 辛うじてこの間に執筆が知られる農業関係史料としては、パルラディウスに頻りに引

用されたガルギリウス(Q. Gargilius Martialis)の執筆になる3世紀の諸著作、『家畜治療論』*Cura boum*、マルメロ(mala cydonia)・桃(mala persica)・アーモンド(amygdala)・栗(castanea)の『果樹栽培論』*De arboribus pomiferis*の他、ガルギリウスに言及されたのみで多くは知られない両クインティリーウス(Quintilii)とクルティウス・ユーストウス(Curtius Iustus)の3者が挙げられ得るだけでしかない。Cf., White, K. D., *Roman Farming* cit. 29-30.

## 第二節 1世紀後半－2世紀初のイタリア大土地所有制

### ——ローマ『農書』の再検討——

前2世紀中葉、カトーの『農業書』*De agricultura* M. Porcii Catonisを以て事実上の初出史料とし、紀元1世紀後半のコルメルラ (*De re rustica* L. Iunii Moderati Columellae)を最後として一旦消え去った『ラテン農書』は、プリーニウス(大)『博物誌』(*Naturalis Historia* C. Plinii Secundi)の関係叙述を含めて一様に、可及的な商品貨幣経済の維持と拡大を前提とした葡萄・オリーブの果樹栽培を、大土地所有制の最主要構成要素とした<sup>(1)</sup>。

併しそれにも拘らず、その他ならぬ「市場」(距離の遠近を問わず、かつまた都市であろうと農村であろうと)の実状、就中葡萄酒・オリーブ油の流通に関して、関係諸史料は殆ど何も語らない。その最も直截的な証言の一つが、19世紀末の銘文蒐集(H. Dressel)<sup>(2)</sup>以来殆ど歴史学の舞台に乗せられることなく、漸く近年(1970年代)に至って情報量の急増と研究の精緻化によって、今やウィラ研究と並ぶ不可欠の重要な経済史料の一つとして、その所を得るに至った双耳長首のアムフォラである。

一方ではローマ経済史研究の空間的拡大、即ちイタリアのみならず、古典諸史料を以てしては絶望的なヒスパーニア、ガリアにもまた及ぶ果樹栽培ウィラの調査、他方では、アムフォラ研究の進捗(型・編年研究、生産地特定の精緻化、事例の数量的処理)の両作業によって、葡萄栽培と流通に関して次の3事実が確証を見るに至った。

(i) 共和政中期以来、生産(瓦窯遺構が証言する如く)<sup>(3)</sup>がイタリア中央部のテュレニア海沿いに限定され、地中海西部の葡萄酒市場を排他的に支配した(ドレッセル(Dressel)1A-B型)アムフォラ(以下略記<D. 1A-B>)は、前1世紀の最末期に至って市場から姿を消し、それに代わって、最初は同一の瓦窯で生産が開始された<sup>(4)</sup>やや小型の<D. 2-4><sup>(5)</sup>が、イタリア内陸部のみならずヒスパーニア東北部(Tarraconensis Hispania)とガリア南部(Narbonensis Gallia)にもまた生産の痕跡を残し、今や『パックス・ローマーナ』下のスタンダード型アムフォラとして、流通は帝国西部の至る所に及んだ<sup>(6)</sup>。

(ii) だが併し、<D. 2-4>の排他性もまた決して永続的ではなかった。最も集中的に残るオスティアのそれ<sup>(7)</sup>を初めとして各所に残るアムフォラ＝デポジットの調査が明らかにしたのは、<D. 2-4>が早くも1・2世紀交に激減を開始し、ハドリアーヌス帝時代(A. D. 117-138)の内に大半は姿を消し去り、2世紀後半以後まで(勿論完全にではなかったが)<sup>(8)</sup>は生き延びなかったことである<sup>(9)</sup>。

(iii) それにも拘らずイタリアに於いても西部諸属領に於いても、果樹栽培ウィラそのものはなお存続する。従って<D. 2-4>の激減と消滅は、必ずしも果樹栽培ウィラの不振と廃棄に

は直結しなかったし<sup>(10)</sup>、「ファレルヌス酒」*Falernum vinum*、「スレントウム酒」*Surrentinum vinum* 等々のイタリア銘柄酒もまた帝政後期の古典諸史料から消え去ることはなかった<sup>(11)</sup>。従って〈D. 2-4〉の消滅とウィラの消滅との間には、一方で他方が説明出来ない《アポリア》が生じることになる。情報量の急増に伴うウィラ・アムフォラ両研究の加速度的進捗と精緻化が明らかにしたこの新事実は、古代地中海世界の衰退に直結する新課題に他ならない。もしそうだとすれば、この《アポリア》は、如何にして決着がつけられ得るのか。

このためには、〈D. 2-4〉の激減と消滅が開始された、その他ならぬ1世紀後半—2世紀初に残された関係古典諸史料の検討が不可欠の作業となる。ローマ経済史の最主要史料の一つとしてとどまり続けているアグロノーム諸誌のそれ、即ち全12巻中の3分の1を果樹栽培に当て、現存する農業書の内最も詳細な果樹論(とりわけ葡萄)を展開したコルメルラの『農書』、プリーニウス(大)の『博物誌』に現われるウィラ経済の実状とそれに対する認識(何によって経営不振が惹起されたか)である。さらに所有ウィラの実状を直接的に伝えたプリーニウス(小)の『書簡』(*Epistulae C. Plinii Caecilii Secundi*)もまた加えられねばならない。

それ故ここでは、共和政中期以来の農業諸誌に拠るウィラ経済の構造分析(専らその構成と経営原理、奴隷制構造を主題とした)——否寧ろ『農書』研究は依然としてローマ経済史の中心課題であり、用語の洗い出しとその逐次的検討など、精緻の度を加えたとはいえ、「古代資本主義」にまで及ぶ経営原理、奴隷制構造とその展開を初めとしてなお多くの課題が残されており、今日既に決着がつけられたとは到底言えない(と筆者は考えるのだが)<sup>(12)</sup>——は、勿論それを巡る論議が踏まえられねばならないのは当然だが、それ自体としては直接的には問題でない。そうではなくして問題は、《アポリア》が検出された、如上の、もはや如何なる理由説明をも伴わない、それ自体として寡黙な新事実の背後に一体何があったのか、である。新地平の切り開きに直結するこの新課題に対して、執られ得る唯一の手段は、〈D. 2-4〉の地中海市場からの後退の開始と殆ど時期を同じくして遺された両関係史料の読み直しに拠って、アムフォラ研究を初めとする新知見を踏まえながら、そこから抽出され得るイタリア大土地所有制の実状分析を改めて図ることだけでしかない。ローマ農書の「再検討」とする理由である。但しイタリア中央部と同一型の〈D. 2-4〉及び〈D. 20〉によって、同様に地中海市場を前提として展開されたヒスパニア東北部と南部、及びガリア南部の果樹栽培ウィラもまた当然視野内に入れられねばならないにも拘らず、古典諸史料の略々完全な欠如の故に、同様の作業は進められ得ない。

1世紀中葉、コルメルラが『農書』*De re rustica*<sup>(13)</sup>の冒頭で訴えたのは、もはや共和政期のそれとは比較にならない規模に拡大していた大土地所有制<sup>(14)</sup>が陥っていた経営不振の一般的現実であった(*Colum. De r. r. I, praef. 1-3*)。

あるいは「農地の無収穫」(*agrorum infecunditas*)、あるいは多年に及ぶ「天候不順」の故の不作(*noxia frugibus intemperies*)を嘆く「わがキーウィタースの第一人者たち」=貴顕身分の声を「私はしばしば耳にしている」(*saepenumero civitatis nostrae principes audio culpantes*)、に始まるこの一文の中で、コルメルラはさらに、最近の不振理由としてかれら大

土地所有者達が挙げる今ひとつの声を付け加える。過去の「過度の多収穫」の所為で、今や「土壌は疲弊し、消耗し尽くした」(ubertate nimi aprioris defatigatum et effatum solum)のために、もはや収益は挙がらなくなってしまった、とする理由説明である。貴顕身分を所有主とする大土地所有一般に見られた経営不振の現状とその理由づけに対して、コルメルラがかれらに向けて力説したのは、昨今の不振はこのような理由に依るものでは決してなく、その責めは偏に「われわれ自身の過誤」の所為 (nostro potius accidere vitio)だと見做されねばならないことであった。

その「われわれの過誤」*'vitium'*とは、かつて「われわれの父祖の最高者」が全て自ら「最高度に処置していた農事」(id. 3: *'rem rusticum... quam maiorum nostrorum optimus quisque et optime tractaverat'*)を、あたかも悪事の処置を刑吏に委ねる如く、「われわれの奴隷の中でも最悪の者に引渡してしまった」(id.: *'pessimo cuique servorum carnifici noxae dedimus'*)ことであった。従ってコルメルラの認識によれば、果樹栽培を最主力として全体が可及的に商品貨幣経済に方向づけられた(而もかれが最初では決してなく、共和政中期、カトーの『農書』以来アグロノーム諸誌の前提として止まり続けた)イタリア＝ウィラが不振に陥ったことを嘆く、1世紀中葉のローマ貴顕身分の声が、その実、「われわれは自ら地所を耕すのを拒否している」(id. 12: *'ipsi praedia nostra colere dedignamur'*)以上、農事に関心を持たねばならぬのに、ウィラの運営に不可欠な農場差配の〈ウィリクス〉に関してさえ、その選定に配慮を怠ったこと、それ故要するに自らの労働を放棄して全てを他に委ねた貴顕身分の農事に対する無関心、というウィラ所有主自身の自己原因にあったことになる。つまり、不振招来の主要原因としてコルメルラが声を大にしたのは、「大土地所有者」＝「大土地経営者」の乖離<sup>(15)</sup>であった。

コルメルラのこの認識の前提が即現実として、直ちに1世紀中葉の大土地所有制に一般化出来るか否かは一先ず措くとして、紛れもなくこの直接的な延長線上に解釈が可能なのは、〈グローリア〉の直截的表現として、その故に絶えざる拡大化を伴った土地所有を梃子とした<sup>(16)</sup>ローマ貴顕身分(*clarissimi viri*)<sup>(17)</sup>の、奴隷を主たる担い手とした労働の収奪者としての経済的かつ身分的な固定化、つまり支配の論理に他ならなかった。

地所の拡大化と荒廃に関してコルメルラは別箇所(Colum. *De r. r.* I, 3, 12-3)で、明らかに多分の誇張をこめてであるが、次の如く言う。あるいはわがものとするべき「買取り」(*emisse... quo potiremur*)、あるいは「統治身分の慣習」による「他からの用益の奪い取り」(*aliis fruendum eriperemus more praepotentium*)によって、今やかれらは、「見廻りさえ不能」(*ne circumire quoque valent*)な広大面積の地所を所有し、「家畜の踏み荒らし」(*proculeandos pecudibus*)、「野獣に(委ねた)荒廃と破壊」(*vastandos ac populandos feris*)のままに「見捨て」(*derelinquunt*)ており、さらには「*'nexum civium'*」(債務によって拘束された市民)<sup>(18)</sup>と*'ergastuli'*(鎖に繋いだ奴隷)による占拠を委ねている(*occupandos tenent*)。統治身分を主たる担い手として今や巨大化した大土地所有制のこの現状認識に先立ってコルメルラは、「全ての事柄」と同様に、「農地の調達」にもまた「節度」が肝要だと述

べた後(modus ergo, qui in omnibus rebus, etiam parandis agris habebitur)、各人各々の「欲望と能力」には節度が課せられるものなのに、「もし汝が(自ら)耕し得ない」のであれば、「所有欲は(それで)充分とすることはない」(neque enim satis est...possidere velle, si colere non possis)、として支配に基づく土地所有には歯止めがないことを警告する一文で締括った。

素より、見廻り不能の「地域的規模」とも言うべき広大な土地所有といい、家畜・野性動物による踏み荒らし、食い荒らしといい、奴隷労働を中心にした集約的地所経営に必要な「中庸」の重要性を引き出すための、紛れもなく誇張に満ちたコルメルラのこの一文は、即現実としてそのまま俄には受け入れられ難い。併しそれを割り引いて勘案するとしても、少なくとも土地所有の巨大化傾向に対する「中庸」の必要性の主張そのものは、後述のプリーニウス(大)もまた全く同様であった<sup>(19)</sup>。事実また後者の甥、1世紀末・2世紀初のプリーニウス(小)が所有した『エトルーリア地所』は豪壮な館(domus)を持ち、地所を構成した穀物地、森林等々と並ぶ諸要素の一つ、葡萄園は、年間小作料が騎士身分財産相当額の40万セーテルティー(HS.)に及ぶ広大な面積を占めた(Plin. Ep. X, 8)<sup>(20)</sup>。

さらに『書簡』と全く同一時期のトラヤーヌス帝治世下に残された北イタリア(Veleia)の『アリメンタ表』(CIL. XI, 1147)でもまた、3名だけだが地価申告額が100万HS.を超す地所 *praedia rustica*を所有し、かつそれを構成する〈フンドゥス〉 *fundus*の一つだけで10万HS.を超えるものも稀ではなかった<sup>(21)</sup>。

これらの諸史料から推して、表現の誇張は否めないにしても、コルメルラが前提としたイタリアの大土地所有が、共和政時代とは比較にならない規模にまで拡大化していた現実だけは否定出来ない。前2世紀中葉、カトー＝モデルのオリーブ園が奴隷13名によって運営される240ユーゲラ(jug.)=60ヘクタール(Cato, *De agr. cult.* X, 1)、奴隷16名の葡萄園が100jug.=25ヘクタール(id. XI, 1)であったことを想起されたい。

貴顕身分による土地所有の歯止めなき拡大化傾向を前にして、コルメルラが力説したのは、第一に直ぐ後に触れる「中庸」規模の土地所有と経営、第二に、奴隷労働を初めとするウィラ施設に対する運営の柔軟性、つまり結論から先に言って土地及び人的支配の拡大化が結果した普遍的傾向としての硬直化の修正策、即ち、奴隷制の止揚では決してなくして、結果的には「支配」の論理それ自体のより柔軟かつ効果的な在り方に直截的表現を見た労働収奪の強化策であった。自らの労働を「拒否」するわれわれ貴顕身分は、一方では昨今の不振を嘆きながら、他方では、農事に「最も精通した」かまたは未経験でも速やかに学び取る「利発」な奴隷をウィリクスに据えることの重要性を全く考慮に入れていない(Colum. *De r. r.* I, praef. 12: 'nullius momenti ducimus pertissimum quemque vilicum facere vel, si nescium, certe vigoris experrecti')、「農場と奴隷群」の上に置くウィリクスには「中年」の奴隷を選ぶべきだ(id. XI, 1, 3: 'vilicum fundo familiaeque praeponi convenit aetatis nec primae nec ultimae')等々の発言がそうである。

さらに奴隷労働の運営に関しても、奴隷群を10人毎の小集団(decuriae)に組織して、夫々

に作業指揮の「頭」(monitores)<sup>22)</sup>を置く(id. I, 9, 7)など、労働の組織化を伴った入念かつより効果的な奴隷労働の収奪が、共和政中期以来のアグロノーム諸誌に一貫した可及的に計算的な奴隷営舎の運営原理<sup>(23)</sup>の上に主張された。

コルメルラ(id. I, 7, 6)が遠隔地、とりわけ「不健康地」と「穀物畑」は、〈ウィリクス〉に指揮を委ねた集団労働の奴隷による直営よりは、《自由人コロニー》の下に(sub liberis colonis)置かれるべきだ、として恒常的な小作制の適応を勧めたのも、疑いもなくこの表れの一つであった。

大土地所有制及び奴隷営舎の現状に対する認識とその上に展開されたこのような主張は、コルメルラが最初では決してなかった。況んや、紀元後1世紀中葉に至って初めて現われた、コルメルラ自身の時代的に特有の一般認識でもなかった。周知の如くウァルローにあっては、「ものを言う施設」(Varro, *De r. r.* I, 17, 1: 'instrumenti genus vocale')<sup>(24)</sup>と見做された、「農場施設」としての奴隷<sup>(25)</sup>を労働の主要な担い手として、可及的な商品・貨幣経済のウィラ経営方法を勧めたコルメルラの『農書』全12巻を貫いたのは、現存する最古のラテン『農書』、前2世紀中葉のカトーのそれ以来、共和政最末期(37B. C.)のウァルロー*De re rustica* M. Terentii Varronisを初めとするアグロノーム諸誌の現存諸断片<sup>(26)</sup>が繰り返したそれと本質的に同一の、果樹栽培を中心として営利諸機会に直接連なる土地所有を前提とした、他ならぬ〈支配〉の論理であった。その後知られ得るのは、古代最後のラテン農書、4世紀後半のパルラディウスのそれ(*Opus agriculturae* R. Aemiliani Palladii)だけであり、それに至るまでに事実上残された最後の『ラテン農書』<sup>(27)</sup>たるコルメルラのそれもまた、人的なそれを伴った土地所有の拡大化と不振に対する現状認識を前にして、改めて今一度<sup>(28)</sup>それを繰り返したのみならず、より効果的な支配装置の拡充(小作制の導入を含めて)の必要性を提言した。そしてこれらの始源的には奴隷支配の諸装置は、改めて後にプリーニウス(小)によってかれ自身のウィラに、而も他ならぬ小作制に適応されることになる<sup>(29)</sup>。

もし然りとすれば、〈ローマ貴顕身分〉*civitatis nostrae principes*の下で進行し、「農業家」コルメルラの目には無定見とさえ映じた、農事に対する無関心と〈限度〉*modus*を知らない土地所有規模の拡大化、並びにそれに最主要原因が帰された不振が、果たして一般的な現実であったのか否か、改めて提起されねばならない課題である。

1世紀後半、コルメルラと略々同時代のプリーニウス(大)(d. A. D. 79)にあってもまた、全く同様に、かれの時代に顕著化した果樹栽培を初めとする農業生産全体の落ち込みと無思慮な土地兼併、及びその一つの結果としてのウィラ経済一般の不振を、『博物誌』(以下略記〈N. H.〉)の中から抽出するのは容易である。そればかりか後に改めて言及されるであろう如く、結論から先に言って、プリーニウスが同誌の底辺に置いたのは、自ら「農業家」として奴隷制の維持を踏まえて可及的な市場生産の拡大的維持論を展開したコルメルラとは対蹠的に、大々的な奴隷労働に基づくウィラ経営の現状に対する、絶望的とさえ言える悲観論であった。

『博物誌』第14巻及び23巻で、プリーニウスが描いたのは、かつて「最高の評判」を得て

いた、カエクス地方ager Caecubus(ラティウム南部)の銘柄酒、〈vinum Caecubum〉が「滅び去って」しまい、今では既に「生産されていない」(N. H. XIV, 61: 'antea Caecubo erat generosita celeberrima... quod iam intercidit'; id. XXIII, 35: 'Caecuba iam gignuntur') (イタリックは筆者)し、同様に「第二位の名声」はファレルヌス地方ager Falernus (カムパーニア北部)、中でも最高の評価を得ていた銘柄酒は『ファウストゥス農場』<sup>(30)</sup>に与えられていたが、今やその「名声」もまた「廃れてしまっている」(id. XIV, 62: 'secunda nobilitas Falerno agro erat et ex eo maxime Faustiano ... exolescit haec quoque'), とするかつての銘柄酒の、昨今の現状であった。

だが併し、プリーニウスのこの箇所には信憑性に問題があり、俄には信用出来ない。というのは、ディオクレティアヌス帝の所謂『最高価格表』(A. D. 301)に記載された「葡萄酒」価格の残存項目(Edict. Dioclet. II, 1-19: *item de vinis*)には、高価格の、紛れもなく銘柄酒として、既にその名声が廃れてしまった筈の『ファレルヌス酒』 *vinum Falernum*が、他の6銘柄酒 (*vinum Picenum, Tiburtinum, Sabinum, Amineum, Setinum, Surrentinum*)と並ぶ同価格の高級酒として——並酒*vinum rusticum*が、1セクスタリウス*Italicus s.* (0.547lit.)当たり8デナーリー*denarii*であったのに対して、30デナーリーとされた——挙げられたからである<sup>(31)</sup>。従って『価格表』に記載のない'vinum Caecubum'は追跡不能だが<sup>(32)</sup>、少なくとも'vinum Falernum'が、〈N. H. XIV, 62〉の叙述にも拘らずその後もなお、他のイタリア銘柄酒と共に、「商品」として市場に存続したことは間違いない<sup>(33)</sup>。

併し、なる程銘柄そのものはそうだとしても、始源的には葡萄酒流通の事実それ自体、次いでその量的実態を最も直接的に証言するアムフォラ、とりわけ共和政最末期・帝政最早期以来、西部地中海葡萄酒市場を事実上支配した〈D. 2-4〉は、1世紀後半、フラウィウス諸帝期に入って激減を開始した<sup>(34)</sup>。この新事実が提起したのは、コルメルラ、次いでプリーニウスとの照応性如何、なる新たな課題であり、この段階に至って初めて、アムフォラ及びウィラ研究の両新事実を踏まえて、古典諸史料ではもはや如何なる進展も望まれ得ない新課題、「〈D. 2-4〉の激減・消滅とローマ=ウィラ経済の展開・帰結」——それ故ひとりイタリアのみならず、地中海スタンダード型〈D. 2-4〉の消長に直接的表現を見た、西部諸属領をもまた視野内に収めた古代奴隷制大土地所有経済の展開と帰結に直結するであろう——が提起されることになる。

結果的には《アポリア》の克服に連なることになるこの課題は、差当りその指摘だけに止めて、再び当面の課題、〈N. H. XIV, 61-62〉に戻ろう。

プリーニウスは前掲のように、一方は銘柄酒そのものの消滅、他方はローマ市場における名声の喪失を伝えたが、その主原因としてかれが挙げたのは、次の諸事情であった。即ち、アミュクラエ湾(sinus Amyclanus)に面した湿地で栽培される『カエクス酒』が姿を消したのは、第一に、「コロヌス<sup>(35)</sup>の(栽培に対する)無関心と場所(栽培地)の狭隘さ」(id. XIV, 61: '*incuria coloni locique angustia*'), 第二に(併し前者以上に重要であった)、ネロ帝治世期に水路の開設によってバーイアエ湖(Baianus lacus)からオスティアへの航行

が開始されたことの両理由によるものであった。今一つの『ファレルヌス酒』に関してもまた、プリーニウスは、かつてこの地方(ager Falernus)が地中海の市場に「名声」を得ていたのは、偏に耕作に際しての「入念さ」(‘cura culturaque id coegerat’)であったのに反して、今やそれが失われたのは、「(葡萄酒品質の)良さよりはむしろ量」を求めることの方に熱心な(農場主の)「過誤」(id. XIV, 62: ‘culpa copiae potius quam bonitati studentium’)の故にであった、とする理由説明を付け加えた。

従ってプリーニウスには、コルメルラと全く同様に、かつてロストフツェフ(M. Rostovtzeff)によって体系化され、さらに最近ではアムフォラ研究の新事実の上に再度提起された(e. g. Cl. Panella)「市場競争」学説<sup>(36)</sup>が言うような、西部諸属領におけるウィラ経済の成立に伴う市場喪失の結果、イタリアの銘柄酒が市場からの後退を余儀なくされた、とする理由説明は何処にも見当たらない。そうではなくしてプリーニウスの理解によれば、ラティウム南部とカムパーニア北部の両銘柄酒の消滅と品質低下は、疑いもなくわれわれ自身の地所を「自ら耕すことを拒否する」(Colum. *De r. r.* I, praef. 12)云々と同次元の、農事に対する無関心か、然もなければ生産量だけに関心をもつ、ウィラ所有主自身の他ならぬ自己原因に帰さるべき問題であった。これに、『カエクス酒』の場合は、一定限度以上の拡大に阻止的な可耕地面積の制約、並びにそれ以上に重要なモメントとして、流通路の変化——もし「市場競争」なるものが語られ得るとすれば、この場合にのみ辛うじてそれが妥当されたかもしれない——が付け加えられた<sup>(37)</sup>。

<N. H. XIV, 61-62>の行間に暗示された自己原因とは、疑いもなく、数量的な拡大化を止めることのなかった奴隷制それ自体、並びにそれに立脚したウィラ体勢にあり、そこから引き出されたのは、一定限度を超える集団労働の奴隷制そのものに対する悲観論でさえあった。同『博物誌』に関する以下の検証によって、問題はさらに鮮明化されるであろう。

その一つは、<N. H. XIV, 61-62>に先行する<id. XIV, 47-52>である。ここでプリーニウスは、かつてのカトーのような(農事に関する)「完成された技」の持ち主例は、「今日」では「殆ど見かけなくなってしまった」(id. XIV, 47: ‘in nostra aetate pauca exempla consummatae huius artis fuere’)、として、昨今のウィラ所有主一般に見受けられた農耕知識そのものの欠如を挙げた。これに直ぐ続いて、自ら耕そうとはしないかれらの「無関心」と「経営不振」に対する批判材料として、成功を収めた3事例を紹介する。

(1) その一例が、解放奴隷出の平民(plebs libertina)を出自としたAcilius Sthenelusなる人物である。プリーニウスによるとこの人物は、ノーメントゥム近郊(in Nomentano agro)で、僅か60jug. (=15 ha.) 足らずの葡萄畑を(自らの手で)耕し(vineis excultis)、それを40万HS. (騎士身分財産額相当)で売却したことで、「最高の〈グローリア〉」(summa gloria)を得た、とされた(id. XIV, 48)。コルメルラの地価計算(Colum. *De r. r.* III, 3, 8)によれば、なお未収穫だが苗植込済みの葡萄園(地価は1jug. = 1,000HS.)で支柱その他施設費(1jug. = 2,000HS.)を加えて計3,000HS.が必要とされた(2年後の収穫計算は1jug. 当たり621HS.)<sup>(38)</sup>。従ってもしこの数値を以てすれば、「1jug. = 6,666HS. +」は、未収穫地の2.2

倍強の地価であったことになる。

(2) 今一人が、同様に解放奴隷出のVetulenus Aegialusである。前者の如き評判内容の詳細は報じられていないが、カムパーニアのリーテルヌム近郊「農地」(rus Liternium)を耕したことで、「大評判」(magna fama)が与えられた、と言われる (id. XIV, 49)。

(3) それにもまして「最大」の評判(maxima fama)を得たのはRemmius Palaemonであった。この人物は、「出生奴隷」(verna)として生まれ、解放後に (postea manumissus) 文法学者として「第一人者」の地位を得て(principem locum inter grammaticos tenuit)、年収40万HS.に達した、Q. Remmius Palaemon(Suet. *De gramm.* XXIII)と恐らく同一人であった<sup>(39)</sup>。

プリーニウスによると、「全ての(イタリア)都市近郊」では至る所で「価格(地価)の低落が知られ」(N. H. XIV, 50: 'usquequa nota vilitas mercis per omnia suburbana')、中でもノーメントゥム近郊では低落が「最高」(ibi tamen maxime)であるが、Palaemonはこの地で、手入れを怠り、顧みられなくなっていた地所(neglecta indiligentia praedia)を、この20年の内に60万HS.で入手した。最初は「虚栄」から(vanitate primo)耕していたが、当地で成功を収めたことで知られたSthenelus(前出)の「管理」(cura Stheneli)に委ね、かれの尽力によって再建を図った。この結果、Palaemon自身は「農夫の真似事」をただけであったのに(dum agricolam imitatur)、僅か8年足らずで、樹上価格<sup>(40)</sup>40万HS.で購入者に買い取られるという、「殆ど信じられない奇蹟」(ad vix credibili miraculum)を生み、つい最近、博学者の中の第一人者(princeps eruditorum)、セネカ(Annaeus Seneca)が、手入れ期間が10年を出ないこの葡萄園を(Palaemonの購入価格の)「4倍」= 240万HS.で購入した(id. 51: 'emptis quaduplicato vineis illis intra decimum fere curae annum')、と言われる。

Palaemonが入手したこの葡萄園=「ノーメントゥム地所」(praedia Nomentana)の詳細について、プリーニウスは何も語っていない。同地所に関する叙述、ローマから10マイルの近距離に位置し、地所そのものが手入れ不十分の故に顧みられなくなっているのに加えて、土壌もまた「最悪」の中で(他場所より)より上質では決してない、云々(id. 50: 'ne in pessimis quidem elegantioris soli')から推して、もしこの地所が葡萄園のみで構成され、奴隷の譲渡は含まれなかったと仮定して、施設済みの無収穫葡萄園に対する前掲コルメルラの計算(1jug. = 3,000HS.)が適応可能だとすれば、Palaemonが購入した地所は、200jug. (50 ha.)程度であった計算になる<sup>(41)</sup>。前2世紀中葉、カトーが葡萄栽培のモデルとした上掲の面積に加えて、栽培種目の如何を問わず運営に最も望ましいとされた最高の立地条件地(Cato, *De agr. cult.* I, 7: 'optimoque loco')の面積が100jug.であったことからすれば、推定面積 200jug.の葡萄園は必ずしも小さいとは言えない。現にプリーニウスが挙げた成功例の一つ、同一場所におけるAcilius Sthenelusの葡萄園は、前掲の如く60jug.であった。

併し、プリーニウスに具体的数字が与えられたこの両事例は、1世紀中葉～後半のイタリアにおける貴顕身分所有の葡萄栽培地所として見た場合には、比較にならない狭さであった。一例をあげると、C. Plinius Caecilius Secundus(小プリーニウス)が、Calvisius Rufusに

宛てた『書簡』(Plin. *Ep.* III, 19)では、かれの地所に隣接して最近売りに出された地所の購入を相談しているが、それに拠るとこの土地は元々地味豊かで水にも恵まれているが、小作人の怠慢に天候不順が重なって経営不振に陥り、かつては500万HS. したのに、今では300万HS. で買取りが可能だとされている。この地所は、耕地(恐らく穀物地)<sup>(42)</sup>、葡萄畑、森林(何れも複数の)よりなる複合ウィラ(id. 'constant campis, vineis, silvis')であった。従ってこのことは到底あり得ないのだが、もし仮に全てが葡萄園よりなり、高収入の故に最高の称賛を得た前出の大成功例、「1 jug. = 6, 666HS. +」によって単純に計算しても既に750~450 jug. になる。併し穀物地、森林その他の諸構成要素を勘案すれば、正確な算定自体が不可能なばかりか、葡萄園の比重も不明だが、少なくとも1, 000 jug. を超す広大地所であったことだけは確かである。因みに先行学説の試算を挙げておくと、フランク(T. Frank)の推定は「1, 500~2, 000 jug.」(375~500ha.)<sup>(43)</sup>、マルタン(R. Martin)のそれは「1, 000ha.」(この土地を購入併合したプリーニウスのこの地所は「2, 000ha. 乃至恐らくそれ以上」)<sup>(44)</sup>、を推定し、ホワイト(K. D. White)は「5, 000 jug.」<sup>(45)</sup>と推定する。これらの数字が、所詮正確は期され難い推測でしかなく、上掲成功例の他、苗植込済み葡萄園(未収穫)地価、「1 jug. = 1, 000HS.」(Colum. *De r. r.* III, 3, 8)以外に如何なる手段も残されていない以上、所有主不詳のこの地所が広大な面積を占めたことの具体的な一つの目安として、夫々の相違はそのままに、全体的には一応の追認が与えられてもよいであろう。

小プリーニウス自身のウィラもまた同様であった。詳細は後に委ねるとして、イタリア内6箇所及ぶウィラ<sup>(46)</sup>の一つ、エトルーリアのティフェルヌム・ティベリーヌム(Tifernum Tiberinum)近郊の地所は、小作料(年間)が40万HS. に達した葡萄園を中心に、森林、牧草地、穀物地 その他によって構成され、豪壮な農場主館(domus)を擁した広大な地所であった(Plin. *Ep.* V, 6; X, 8)<sup>(47)</sup>。

これに対して前出の<N. H. XIV, 47-52>が、不振に悩む大土地所有の一般現状の中で、稀に見る高収益を挙げた3名の所有主は、何れも自らが解放奴隷かまたはそれに出自をもつ平民であり、所有面積もまた、不詳の一人(2)を別として、一箇所の地所としては決して大きいとは言えない。このエピソードは、プリーニウスが別箇所で(id. XVIII, 35)で、大土地所有の巨大化及びそれとは裏腹に進行する不振を眼前にして、ウェルギリウスを引き合いに出して<sup>(48)</sup>、農地の規模は、「より少なく植えてより良く耕す」(minus serere et melius arare)のに十分な「限度を保つこと」が何よりも肝要だと「古人は見做した」(*modum agri in primis servandum antique putavere*)、として過去の教訓に従って「中庸」を最適と見做し、続く箇所で「否神かけて」言おう、「中庸(こそ)が全ての事柄の最も有用な審判者である」(id. XVIII, 37: 'immo, Hercules, *modum iudicem rerum omnium utilissimum*'), としたことと相通じるものであり、それ故前掲コルメルラのそれともまた同一平面上の認識であった。即ち、この成功例にプリーニウスが言外に暗示したのは、直ぐ後に例証される別箇所(id. XVIII, 19-21)でもまた明示される如く、農場主自らが、然もなければPalaemonの如く縦んば自ら耕さなくとも、農場運営に対して利害関心を持ち、入念に耕すことによって初め

て、荒蕪地も蘇生され得たことである。

このエピソードを踏まえて、プリーニウスが到達した帰結は、農事に対する怠慢の故に今や銘柄そのものが減り去ったカエクス地方とセーティア近郊では、しばしば1 jug. 当たり7クルレイ (cullei) = 140アムフォラエの高収益が得られていたが故に、この「然るべき努力」(id. XIV, 52: 'digna opera quae in Caecubis Setinisque agris proficeret')が役に立つ筈であった、とする提言を含み乍ら、なおかつそれを放棄した大土地所有者の昨今の現状に対する苦言であった。

この現状認識は、<id. XVIII, 19-21>においてさらに鮮明化される。その骨子は次の如くであった。かつてウァーティカーヌスで 4jug. を耕した将軍、L. Quinctius Cincinnatus (id. XVIII, 20)<sup>(49)</sup>の如く、「当時耕地は将軍達自身の手で耕され」(id. XVIII, 19: 'ipsorum tunc manibus imperatorum colebantur agri')、これが昔日の「豊作原因」(ubertatis causa)であった。所が「今日では」その同じ農作業は、「鎖に繋がれた足、有罪判決を受けた手、焼印を打たれた顔」(id. XVIII, 21: 'vincti pedes, damnatae manus inscriptique vultus')が果たしている。驚くのは、(今日の) 奴隷営舎の収益はかつて将軍達が得ていたそれと「同一でない」ことである(id.: 'et nos miramur ergastulorum non eadem emolumenta esse quae fuerunt imperatorum')。従ってプリーニウスによれば、もはや昔日にさえ及ばない収益の落ち込み——併し穀物(とりわけ小麦)に関しては、もはや昔日に及ばないとするコルメルラ(Colum. *De r. r.* III, 3, 4)と異なってプリーニウスは高収入(N. H. XVIII, 94: 'tritico nihil est fertilius')の列に加える<sup>(50)</sup>——は、その主原因が、今や拡大化の一途を辿ったウィラ態勢並びにそれを支えた労働の諸態様それ自体にあったことになる。

この上に、前掲の如く中程度規模の農場と入念な耕作を唄ったウエルギリウスに賛同した後、「真実を言えば、ラーティフンディアはイタリアを破滅させた。(そして) 今やまこと諸属領を(もまた)」(id. XVIII, 35: 'verumque confitentibus latifundia perdidere Italiam, iam vero et provincias')とする周知の、だが併しその故に論議を呼ぶ一文を付け加えた。"latifundia"の用語法を含めて学説の整理と検討には立ち入らなことにして<sup>(51)</sup>、先を急ごう。というのは、これに直ぐ続く一文で(id. XVIII, 37)、「貴顕」の実態(大土地所有制の論理と現実)が実例を以て描かれているからである。それによると、L. Tarius Rufusは、「最も卑賤」の生まれ(infima natalium humilitate)であったが、軍功によって最高身分のコーンスルにまで昇り<sup>(52)</sup>、「昔流の儉約」(antiqua parisonia)を旨として蓄財に務めた。アウグストゥス帝の寛大さも加わって、貯えた巨万の富<sup>(53)</sup>を投じて「(グローリア)のために耕す」(id. XVIII, 38: 'colendo in gloriam')べくピーケーヌム地方に地所を購入した。併し結果は完全な失敗に終わり、ついに相続人が(財産相続を)拒否するに至るほど「農地を荒廢」させた(id.: '...usque ad detrectationem heredis exhausit agros')。

筆者の銘文渉獵に拠れば、北イタリア(CIL. V, 8112, 78: *Este*)の他、アグラム(id. III, Suppl. 6134: *Agram*)にもまたアムフォラ銘文を残した(L・TARI FVFI)は、省略なしのフルネームで押印された稀な事例に属し、かつ今日のアムフォラ研究が明らかにした所では、主生産地が殆

ど専らアドリア海沿岸地帯に限定された《ドレッセルVI型》<sup>(54)</sup>に属することから推して、この事例に当該のL. Tarius Rufusがピーケーヌムに所有した地所の起源を推測するのは不可能でない<sup>(55)</sup>。併しそれだけでは、果たしてピーケーヌム起源であったか否か、地所所在地の特定は不可能であり、況んや「財産蕩尽云々」の信憑性を他によって謀る術はない<sup>(56)</sup>。併し差当りここでは、この特定作業に拠るプリーニウスの信憑性それ自体はそれほど重要ではない。そうではなくして筆者の理解する所で問題なのは、約半世紀前のこのエピソードを紹介したプリーニウス叙述の当箇所内に包まれたコンテクストであろう。即ちその第一は、疑いもなく多分に誇張をこめてであるが、かつて6名の所有主がアフリカの半分を占拠(Plin. *N. H.* XVIII, 35: 'sex domini semissem Africae possidebant')したのを初めとして、イタリアばかりか今や諸属領でもまた同様に進行した土地集中<sup>(57)</sup>の、「限度」(Colum. *De r. r.* I, 3, 12)を知らざる拡大化の現実が踏まえられたことであり、第二は、拡大化に伴って表面化した経営不振のさらなる進行であった。

従って、ローマ奴隷制大土地所有の少なくともこの現状認識に於ては、プリーニウスは「農業者」コルメルラと本質的には同一平面上にあった。

1世紀中葉～後半のイタリア大土地所有制に対する現状認識に於て、コルメルラと軌跡を同じくしたことが今や明白なプリーニウスにあって、その前提をなし、かつ最も直截的には「卑賤」の出自ながら自らの才覚と努力に依って〈グローリア〉を手にした、L. Tarius Rufusのエピソードに暗示されたのが、「貴顕」身分*clarissimus vir* (*clarissima femina*をもまた含めた)としての(階級的にもまた)固定化に連なる、〈グローリア〉の最も直截的な経済的に社会的な徴表としての「大土地所有」に表出された、市民共同体的土地所有観念であったことはもはや多言を要さない。それ故にまた、農耕こそが市民に相応しく、それ以外の利殖、とりわけ職業としての小商業、金融業を「不名誉」*inhonestus, illiberalis, indecorus*<sup>(58)</sup>だと見做す、共和政期以来の市民的観念<sup>(59)</sup>は、これと次元を同じくした。

大土地所有制の全てを可及的な商品生産の維持と拡大に当てたコルメルラの『農書』が、土地こそが生来自由のローマ市民(*genus liberale et ingenuum*)の故郷であり、「家産」*res familiaris*の維持と拡大の手段であるとして、前2世紀中葉、カトーの『農書』(Cato, *De agr. cult. praef.*, 2: 'ita laudabant, bonum agricolam bonumque colonum')と全く同一のローマ市民理念をその基底に置いていた(Colum. *De r. r.* I, praef. 10-11)のと全く同様に、プリーニウスの前掲3事例の成功例に暗示されたのは、土地所有に基づく農耕そのものの優位性であった。尤も、古来「不名誉」と見做された金銭貸し付けと商業の利得には到底及ばないものの、農耕は「最も安定した収入源」だとしたカトー(Cato, *De agr. cult.* I, 4: 'quaestus stabilissimus')とは対蹠に、農耕の優位性を強調するあまり、「紅海沿岸とインド洋」の遠距離貿易でさえ、農耕利得には及ばない<sup>(60)</sup>、とまで言うが、これは随所に見受けられるかれの過大表現<sup>(61)</sup>と同様に、明らかに筆の滑り過ぎである。

だが併しコルメルラが、奴隷労働の収奪を初めとして、残存アグロノーム諸誌中最も精緻かつ体系的に計算的な大土地所有経済——従ってその限りでは、1世紀中葉～後半のこの時期

に、ローマ奴隷制経済の最盛期を特定しても間違いではない（と筆者は理解するのだが）——の展開を「農業家」として力説するに至った、その他ならぬ前提をなしたのは、ローマ貴顕身分を最主要所有主とした大土地所有制一般が既に早くも陥っていた不振の声であった。殆ど同一時期、プリーニウスの目に映じたのも、（大土地経営の優位性にも拘らず）結果的には反対に、市民共同体の土地所有関係そのものをさえ破壊しかねない、もはや歯止めのない土地所有の拡大と荒廢の現実であった。かの周知の一文、「ラーティフンディアはイタリアを破滅させた。（そして）今やまこと属領をも」に続いて、疑いもなく多分の誇張を含めてであるが、少数者によって土地の半分が独占された属領アフリカを挙げた後、共和政最末期、かのポムペーユス(Cn. Pompeius)はかれの「権勢」を利用して「欺く」こともなく(non fraudando magnitudine)、隣接の農場を買い取ることもなかった(numquam agrum mercatus est conterminum)、というエピソードの紹介(Plin. *N. H.* XVIII, 35)に続いて、〈グローリア〉のために巨万の富に拠って広大な土地を購入したが失敗に終わった「卑賤」生まれの人物、L. Tarius Rufusを対比させた(id. 37)。

果樹栽培に対する「無関心」(Plin. *N. H.* XIV, 61)が、その実全てを奴隷に委ねて、「われわれの地所を自ら耕すことを拒否」(Colum. *De r. r.* I, praef. 12)したことと同一平面上の（〈奴隷支配〉に固有の一般的な）現象であったことが今や明白になったのだが、疑いもなくそれに主原因が帰された「経営不振」の声(Colum. *De r. r.* I, praef. 1-3)も、あるいは「生産量」を優先させた計算＝われわれ農場主自身の「過誤」が結果した葡萄酒の品質低下(Plin. *N. H.* XIV, 62)もまた、この〈グローリア〉論理の延長線上にあったのは確かである。その故にプリーニウス(id. XVIII, 35-36)もまた、L. Tarius Rufusの失敗例を紹介する前に、農場主は農地の購入に際して、（農事に専念すべく都市内の）邸宅を売却すべきだ(agro empto domum vendendam)、として土地所有主に望まれる「在地性」(adsiduitas)を重視したカルターゴの農業家マゴー(Mago)とカトー両者の『農書』を挙げたのに続いて、考慮さるべき今一つの肝要事は、農場差配〈ウィリクス〉の「経験」(dehinc peritia vilicorum in cura habenda est)だとした。カトー以来の農書が一貫してその重要性を指摘し続け<sup>(62)</sup>、とりわけ昨今の不況を眼前にして、貴顕身分の大土地所有主にその重要性と諸義務を詳論<sup>(63)</sup>した「農業家」コルメルラと、『博物誌』の著者との同一認識である。

従ってこの限りに拠って敢えて大胆さを顧みず言えるものがあるとすれば、それは次のことであろう。即ちコルメルラ、プリーニウス両者にとって問題であったのは、かれらの時代が、前2世紀以来、その間に属領シキリア、次いでイタリアの奴隷大反乱をはさみ乍ら、約2世紀間にわたって拡大化の一途を辿ったローマ奴隷制大土地所有の、一般的不振傾向となって現われた一つの帰着点であったことである。つまり、前2世紀のカトー以来、貴顕身分の下で奴隷支配そのものに内在的な〈古く〉して、だが併しウィラ経済の拡大化——奴隷主オイコスに於ける商品貨幣経済の拡大が必然的に伴った、否それなしには拡大化され得なかった土地所有規模と奴隷の数量的拡大——が改めて直面せざるを得なかった〈新たな〉課題であった。

だが併し、これに対する両者の対応は対蹠的であった。奴隷・家畜のそれを含めた農場施設の維持費が含まれていないなどの不備<sup>(64)</sup>はあるが、とに角アグロノーム諸誌中唯一の葡萄栽培収支計算(Colum. *De r. r.* III, 3, 8)を図るなど、現存する全12巻中の3分の1を果樹栽培に当てた「農業家」コルメルラを貫いたのは、拡大化された奴隷労働の組織的な収奪<sup>(65)</sup>と可及的に計算的な利得追求に拠る貴族の大土地所有制の維持と拡大であった<sup>(66)</sup>。

これに対してプリーニウスから読取られ得たのは、次の二点であった。即ち第一は、何事にあれ万事「絶望者」*desperantes*によって事が運ばれるが故に、「拘束された奴隷」によって農地が耕されるのは「最悪」である(*coli rura ab ergastulis pessimus est*)、として、必然的に強制を伴う奴隷営舎それ自体に対する悲観論(Plin. *N. H.* XVIII, 36)さえ提示されたことである。今一つは、凡そ物事には「中庸」—— 既述の如くコルメルラもまた同様に、その重要性を強調する——こそが「最も有効」だと考え(*modus iudicem rerum omnium utilissimus*)、〈コロヌス〉が「かれの子供乃至その他(かれに)養われるべきもの」に依って耕すのでなければ(*praeterquam subole sua colono aut pascendis alioqui colendo*)、オリーブがそうである如く、「作業経費」(*impedium operae*)に見合うにだけの収益が得られない栽培種目、及び貧困土壌のために「入念な耕作」(*diligenter colere*)にも拘らずそれに答え得ない土地の両者は別にして、総じて「良く耕すのは必要」だが、「最も良く」耕すのは(反って出費多く)「破滅的」(*id. 38: 'bene colere necessarium est, optime damnosum'*)だとする、奴隷労働の大土地所有制それ自体に対する悲観論であり、「限度」*modus*を超えて無思慮に拡大化に走る貴頭身分の大土地所有に対する警鐘であった。

それ故、近年に於ける情報量の加速度的な急増とそれに伴って一段と精緻化の度を加えたアムフォラ、ウィラ研究が、今やローマ経済史の舞台に乗せることになった新事実、即ち、一方では帝政最早期以来の西部地中海市場を事実上支配した〈D. 2-4〉の市場からの激減、他方ではイタリア=ウィラの然したる構造変化を伴うことなき存続なる《アポリア》が明らかになったフラウィー諸皇帝期、1世紀中葉～後半のコルメルラ、プリーニウス時代は、その実、かれらが遺した手懸かり、『農書』と『博物誌』に拠れば、拡大化を続けた大土地所有制の不振と荒廃の表面化と共に、今やイタリアの奴隷制ウィラ経済が批判的な時代を迎えたことを意味した。従ってここでは、かつての(併し新事実による追認をもまた含めた)「市場競争」学説<sup>(67)</sup>で言われたような、フラウィー期に入って決定的となる西部諸属領の「経済的発展」乃至「経済的解放」と、それに伴うイタリア果樹栽培にとっての「市場状況の日毎の悪化」が、イタリア=ウィラ態勢衰退の決定要因としてはもはや問題ではなかったことが明らかである。

もしそうだとすれば、これに続くトラヤーヌス・ハドリアーヌス期の大土地所有制は如何。この時期のイタリア=ウィラに関して、プリーニウス(大)の甥、小プリーニウスがその実状を最も直接的に誌した、その限りでわれわれに貴重な今一つの史料、『書簡』*Epistulae C. Plinii Caecilii Secundi*の検討が不可欠の作業となる。

## 註

- (1) 葡萄栽培を第1位（因みにオリーブは4位、穀物は6位）に挙げたカトー(Cato, *De agr. cult.* I. 7)以来、果樹栽培が最重要要素として処理された現実について、改めて言及する必要はない。コルメルラの『農書』に於ける「果樹栽培」論の比重は後述箇所参照。
- (2) *Corpus Inscriptionum Latinarum* XV, ii, edidit H. Dressel, Berlin 1899.
- (3) 今なお新発見例に関する報告が日々新たな瓦窯遺構は、その情報量の厩大さの故に、到底逐次列挙は出来ない。とりわけ生産がイタリア中央部から地中海西部諸地域にまで拡散し、流通もまた広域に及んだ地中海スタンダード型アムフォラ＝<D. 2-4>がそうである。このため、既に情報としては古いが、型研究のシンテーズ、Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy*(London 1986)に収録された遺構リストが差当り最も有用であった。
- (4) E. g. cf., Peacock, D. P. S., 'Recent Discoveries of Roman Amphora Kilns in Italy', *Ant. J.* LVII(1977), 264-269.
- (5) Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *op. cit.* 105f.; Fariñas del Cerro, L., Fernandez de La Vega, W. et Hesnard, A., 'Contribution à l'établissement d'une typologie des amphores dites 《Dressel 2-4》', in: *Collection XXXIII*, 179-206. <D. 2-4>の形状は拙稿「果樹栽培ウイラとアムフォラ瓦窯」『別府大学大学院紀要』I(1999)19頁[図1]参照。
- (6) 註(5)参照。
- (7) Panella, Cl., 'Annotazioni in margine alle stratigraphie delle Terme Ostiensi del Nuotatore', in: *Collection X*, 69-106.
- (8) 註(5)参照。
- (9) 生産が殆どイタリア内に限定された<D. 1A-C>に代わって、前1世紀最末期、地中海スタンダード型として出現した<D. 2-4>の激減と消滅の時期が、古代奴隷制解体の旧主要両学説、「奴隷供給源涸渇」説と「市場競争」説と時期が重複するだけに、<D. 1>の消滅とは次元を異にして、古代経済の衰退図式に直結する課題であり、学説整理とウイラ研究の諸成果を踏まえて、改めて別稿の問題とされねばならない。
- (10) これ自体が別稿の課題であり、差当って、新事実の簡潔な整理としては次の両文献を参看されたい。Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* (Paris 1986), 265-272, 295-298; Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Momigliano, A. e Schiavone, A. (progetto di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 114-117.
- (11) 帝政後期に至る古典史料に碑文例を加えた、共和政期以来のイタリア葡萄酒銘柄を網羅

した、Tchernia, A., *op. cit.* 320-341のリスト (Appendice II: Mentions de vins et de vinobles dans les textes de Caton à Galien) が差当り最も有用である。

- (12) グムメルス、ヘイトランド以来のアグロノーム諸誌研究を基底にしたローマ経済史研究がそうであり、今日考古学資料の取込みなしには済まされなくなったとは雖も、なお大土地所有制の最主要史料として止まり続けていることに変わりはない。このためアグロノーム諸誌研究は、精緻化の度を加え、さらにBriggs, W. W. (ed.), *Concordantia in Catonis librum de agri cultura*. Lexika-Indices-Konkordanzen zur klassischen Philologie LXX (Hildesheim/Zürich/N. Y. 1983) の如き手段が整えられつつあるにも拘らず、なお不明点を多々残し、用語法を初めとした今後の研究が待たれる。Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella* (Leipzig 1906; ND. Aalen 1963); Heitland, W. E., *Agricola. A Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; repr. Westport 1970). Cf. e. g., Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leur conceptions économiques et sociales* (Paris 1971); Oehme, M., *Die römische Villenwirtschaft. Untersuchungen zu den Agrarschriften Catos und Columellas* (Bonn 1988); Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990). わが国の『農業書』研究としては、何よりも先ず村川堅太郎氏の体系的な研究、『羅馬大土地所有制』（『社会構成史大系』II、日本評論社 1949=『村川堅太郎古代史論集』III（岩波書店 1987）が挙げられねばならない。併し他には、農書（とりわけ *De re rustica* Columellae）に拠って大土地所有制の経営原理にまで及んだ作業としては井上智勇『ローマ経済史研究』（弘文堂 1948）所収の第一篇「ラティフンディアの成立と経営」及び浅香正氏の諸業績、「古代イタリアの大土地所有と奴隷制の関係」『西洋史學』XVII (1953) 19-40頁、「ローマ大土地所有制」（『古代史講座』VIII、学生社 1963、55-96頁）、「大土地所有の発展とコロナート制の成立」（講座『世界史』II、岩波書店 1969、451-490頁）に言及が見られた程度であり、漸く最近に至って（*De agri cultura* Catonis に関してだけだが）新展開が見られ始めた。藤田義治「前2世紀中葉におけるローマの自由農民——カトーの『農業論』を中心に——」『史学雑誌』CIII-8 (1994) 33-57頁、同「カトーの「経営原理」と‘mos maiorum’（父祖伝来の美德）」『歴史学研究』687 (1996) 18-33頁。この他、プリーニウス（小）『書簡』を手羅りにしてアグロノーム諸誌にも及んだ筆者の最近の作業（用語法研究）もまたこれに連なる。拙稿「《Actores》考——Plin. Ep. III, 19——」『歴史学・地理学年報』XVIII (1994) 19-31頁、「“Exactores”, “Custodes” 考」『史学論叢』XXIX (1999) 1-14頁。
- (13) 本稿ではテキスト研究そのものにまで踏み込む必要はない。差当り著作一般に関しては次の諸文献参照。White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 26-7; Martin, R., ‘État présent des études sur Columelle’, *ANRW*, II, 32, 3 (Berlin/NY. 1985), 1959-79; Oehme, M., *a. a. O.* 17-20; 村川・前掲書37頁。なお、コルメルラ自身が誌した所 (Colum. *De r. r.* VIII, 16, 9; X, 185) によれば、ヒスパーニア南部のガーデーヌ (Gades: Cadiz) 生まれのかれば、属領随一の「篤

- 農家」(id. V, 5, 15: 'diligentissimus agricola Baeticae provinciae')を伯父にもち、かれ自身はイタリア内4箇所(3箇所)にウィラを所有していた。即ち、エトルーリアのカエレ近郊地所(id. III, 3, 3: in nostris Ceretanis)、ラティウムのアルデア地所(id. III, 9, 2: in Ardeatino agro)、及びカルセオリとアルバの両葡萄栽培地所(id. III, 9, 2: in Carseolano itemque in Albano generis Aminei vites notatas)である。
- (14) Vgl. e. g., Gummerus, H., *a. a. O.* 78-9; Frank, T., *An Econ. Surv. of Anc. Rome* V (Baltimore 1940; repr. NY. 1975), 171-2; Martin, R., *Recherches sur les agronomes* cit. 350-2; White, K. D., *Rom. Farming* cit. 401-2; Garnsey, P. and Saller, R., *The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (Berkeley/L. A. 1987), 88; Flach, D., *a. a. O.* 198.
- (15) Martin, R., 'Plin le Jeune et les problèmes économiques de son temps', *REA*. 69 (1967), 84.
- (16) 註(14)参照。〈グローリア〉を支える最も直截的な表現の一つとしての「土地所有」に関する共和政期以来の、正に「古代的」な観念＝営利不関与原則については、拙稿「《T・RVFRENI》と《C・VIBIENI》——ローマ貴族「営利不関与原則」論の再検討——」『歴史学・地理学年報』III(1979)1-22頁、同「営利不関与とPlebiscitum Claudianum——学説整理を中心に——」同誌VII(1983)1-28頁、同「Liv. XXI, 63, 3-4——“Quaestus omnis patribus indecorus visus”に関する予備的検討——」同誌X(1986)11-29頁参照。
- (17) 貴顕身分夫人(clarissimae feminae)、皇帝夫人(domus Augustae)もまた例外ではなかった貴顕身分の下での排他的な大土地所有のひとつの現実(とりわけマルクス・アウレリウス帝の下で顕著な形で進行した)に関する筆者の検証作業は、次の2論考を参看されたい。「《OPVS DOLIARE》考(1)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX(1973)73-79頁、「《OPVS DOLIARE》考(2)——FIGLINAЕ所有の貴族的形態——」『歴史学・地理学年報』I(1977)67-96頁。
- (18) 本稿では、これに直接立ち入る必要はない。存在それ自体は、Daremberg/Saglio, *Dic. des antiq.* IV/1 (Paris 1907; réimpr. Graz 1969), 77-83: art. *nexum* (P. Hevelin) 参照。
- (19) Plin. *N. H.* XVIII, 35; 37.
- (20) Plin. *Ep.* V, 6; X, 8. この地所については、構成を含めて後に別稿で改めて言及する。
- (21) 拙稿「1世紀後半—3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(3)」『歴史学・地理学年報』XIII(1989)[表I](98頁)、[表II](101頁)参照。
- (22) 当該存在を含む奴隷支配の、アグロノーム諸誌に知られる諸装置については、Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern (Cato, Varro, Columella)* (Stuttgart/NY. 1978), 25-33; 55参照。さらに1世紀末—2世紀初におけるこれら諸装置の、小作地への適応については、註(12)に挙げた両拙稿参照。
- (23) 「如何に収益多くとも、浪費があれば多くは残らない(ことを心せよ)」(Cato, *De agr. cult.* I, 1, 6: 'quamvis quaestuosus siet, si sumptuosus erit, relinqui non multum')を

初めとする、ウィラ経済の総体的に可及的な商品・貨幣経済原理そのものは、従前の農書研究で既に論じ尽くされた感があり、この経営原理に、「資本主義」乃至「資本主義的」なもの——筆者は別稿でこの用語法の妥当性に関して言及を予定しているのだが——を見るか否かは一先ず別として、目下の筆者には、農業家達のこの認識それ自体に関しては、先行諸学説に改めて付け加えるものはない。

(24) Vgl. e. g., Perl, G., 'Zu Varros *instrumentum vocale*', *Klio* 59, 2 (1977), 423-429.

(25) 共和政最末期執筆 (37 B. C.) のウァルロー『農書』M. Terentii Varronis *De re rustica* は、奴隷に対する無定見な鞭の使用を戒め、農作業指揮の奴隷頭 (praefecti) には、〈ペクーリウム〉 *peculium* の所持——管見の及ぶ所、M. Porcii Catonis *De agri cultura* には、この措置は見当らない——を承認した他、奴隷に家族を持たせることによって、奴隷のより強い農場への連帯効果 (*firmiores ac coniunctiores fundo*) を得るなどの措置を講ずべきことを書き残した (Varro, *De r. r.* I, 17, 5)。コルメルラもまた (Colum. *De r. r.* I, 8, 19-20)、「家産の増大」に不可欠の要素として、家長＝奴隷主の「正義と配慮」 (*haec et iustitia et cura patris familiae multum confert augendo patrimonio*) の必要性を指摘するなど、さらに配慮の度を加えた諸事項を挙げた後、男児 3 名を得た女奴隷には「労働免除」、それ以上を産んだ場合には自由を与えるべきだとした。これらの諸措置、而も疑いもなく時代の進行と共により詳細化された諸措置の必要性に対する認識が、その本質に於て、数量的に拡大化の一途を辿った奴隷労働の、より効果的な収奪を意図したものであったことは言うまでもない。共和政中期以来の奴隷制経験が、数度にわたる大反乱を挟んでさらに効果的な収奪のために「家長」にその必要性を促した、と見做されねばならないのは、コルメルラに直截的な表現を見た、奴隷制の二面性——であった。即ち、あくまでも「施設」 *instrumentum* の一構成要素にすぎない、「手中物」 *res mancipii* であると同時に「人」としての要素をもまた兼ね備えた、奴隷制の二面性——支配の「正義」とそれを裏付ける「配慮」——である。コルメルラによって鮮明な形で打ち出されたこのような諸措置の必要性認識は、果たして奴隷制の人的再生産、つまり征服戦争の停止によって今や供給源が枯渇した奴隷人口の制度内補填を結果したのか、あるいは反対に、「より人間的な処置」の結果としての幅広い「自由への道」の一般化に伴う、奴隷制それ自体の解体に連なったのか。多くの論議を喚起したこの問題自体既に、本稿の射程外にあり、差当たりここでは、1 世紀後半、土地所有の拡大化に伴う支配装置のそれがコルメルラに読み取れたことで充分である。「自由への道」に関して先に事実関係面から図った筆者の見通しは、拙稿「2、3 世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——」『歴史学・地理学年報』XV (1991) 54-59 頁を参看されたい。

(26) 前 2 世紀中葉～後 1 世紀後半 (*De agr. cult.* Catonis～*De r. r.* Columellae) 間の関係断片については、White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 14-28; Id., 'Roman Agricultural Writers I: Varro and his Predecessors', in: *ANRW*. I, 4 (Berlin 1973), 439-497 参照。さらにまたウァルロー期に至る諸断片については、Speranza, F. (collegit recensuit), *Script-*

- orum Romanorum De re rustica reliquiae* I. Biblioteca di Helikon VIII (Messina 1971)の網羅的な収録が筆者には有用であった。
- (27) Cf. White, K. D., *Roman Farming* cit. 29-30.
- (28) 経営規模の拡大に秘められた不振乃至失敗の危険性については、これより先、既にウォールローが警告を発していた。ウムブリアのアゲル・ガリクス(Ager Gallicus)地方では、山羊の飼育は50頭程度が適当と見做されていたのに反して、ローマ騎士身分に属する>Gaberius<なる名の一人物は、ローマ近郊(in suburbano)に 1,000jug. (250 ha.)の土地を所有し、山羊は一頭当たり一日に乳1デーナーリウス(denarius)の売り上げをもたらすという計算から、この地で 1,000頭の山羊を飼育し、一日当たり1,000デーナーリーの利益を挙げようとしたが 短期間の内に失敗に終わった、とするエピソードにこめられた危険性の警告である(Varro, *De r. r.* II, 3, 10)。Cf. Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins* cit. 175; 村川・前掲書 51。
- (29) 『書簡』に現われるプリーニウス(小)所有「地所」の小作制運営については、別稿で検討は図られるが、差当っては註(12)に挙げた両拙稿を参看されたい。
- (30) Cf. Arthur, P., *Romans in Northern Campania: Settlement and Land-use in the Massico and the Carigliano Basin*. Arch. Monographs of the BSR. No. 1 (London 1991), 61, 67. これに対する異説は、Cic. *Ad Att.* IV, 10, 1に拠る先行学説、Shatzman, I., *Senatorial Wealth and Roman Politics* (Bruxelles 1975), 335f., n. 347参照。他方カムパーニア=ウィラ及び所有主を網羅したD'Arms, J. H., *Romans on the Bay of Naples: A Social and Cultural Study of the Villas and their Owners from 150 B. C. to A. D. 400* (Cambridge Mass. 1970)には、L. Cornelius Sulla Faustusに因む(と見做される)当該ウィラは収録されていない。
- (31) Lauffer, S., *Diokletians Preisedikt* (Berlin 1971), 100-102.
- (32) Mart. II, 40, 5; III, 26, 3; VI, 27, 9 et al. 以後、Galen. (ed. Kühn), VI, 805; 809; X, 834; Athen. I, 27の言及を最後として、3世紀以後は完全に追跡不能である。古典史料に拠る銘柄の整理は Tchernia, A., *Le vin de l'Italie romaine* cit. 322-341を参看されたい。
- (33) *Ibid.* 295-298; Vera, D., 'Dalla "villa perfecta" alla villa Palladio: sulle trasformazioni del sistema agrario in Italia fra Principato e Dominato I', *Athenaeum* 83(1995), 197.
- (34) 註(7)~(9)参照。
- (35) この一文のコンテキストからしてそれ自体複数形の<coloni>は、コルメルラが遠隔地、不健康地に適応を勧めた《自由小作人》(sub liberis colonis) (Colum. *De r. r.* I, 7, 6)ではなくして、筆者の理解するところでは、疑いもなく葡萄栽培の「耕作者」一般を指した。同解釈は Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and the Early Principate* (Amsterdam 1984), 35(n. 25), 55(n. 106)。
- (36) Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 93-95 et pass.; Panella, Cl., 'Annotazioni in margine alle stratigrafie delle Terme Os-

tiensi del Nuotatore', in: *Recherches sur les amphores romaines*. Coll. de l'École fr. de Rome X (Rome 1972), 77. 管見の及ぶ所、Morley, N., *Metropolis and Hinterland. The City of Rome and the Italian Economy 200 B. C. -200 A. D.* (Cambridge 1996), 135-142に、簡潔な学説整理と問題諸点の指摘がある。

- (37) 管見の及ぶ所、このモメントに着目した「市場競争」説は見当らない。
- (38) 葡萄栽培奴隷 *vinitor* 1名 (8,000HS.) で維持可能な面積 (7jug.) を基準としたこの計算は、奴隷営舎の維持費、農具出費、奴隷の死亡・病気のリスク等々の必要項目を欠いて、専ら葡萄栽培の有利さを貴顕身分の大土地所有主に説いた、その意味では徹頭徹尾「奴隷支配」の論理に貫かれた——このこともまた、筆者が「資本主義説」に距離を保ち続けている理由の一つなのだが——ものだとは雖も、利息計算をまで含めたこの計算は、アグロノーム諸誌中、唯一の史料として貴重である。Cf. e. g., Frank, T., *Econ. Surv.* V, 149-151; Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins* cit. 370f.; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 39-44; White, K. D., *Roman Farming* cit. 243-6, 268f.; Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990), 168-170; 村川・前掲書、59-61頁。
- (39) Frank, T., *op. cit.* 28; 151.
- (40) Cf. Plin. *Ep.* VIII, 2. 請負人 (redemptor) によるオリーブの樹上販売は、Cato, *De agr. cult.* CXLIV, 3; CXLV, 3 参照。
- (41) Cf. Frank, T. *op. cit.* 152f. 因みにフランクの計算では、豊作場合の収穫量「1 jug. 当たり 7 cullei」(Plin. *N. H.* XIV, 52) と 1 culleus 当たりの葡萄酒価格「300HS.」(Colum. *De r. r.* II, 3, 16) に拠って、樹上売り上げ場合を「1 culleus=250HS.」と仮定して、樹上販売 400,000HS. のこの葡萄園面積は、「約 230jug.」になる。併し、Colum. *De r. r.* III, 3, 3によれば、セネカの『ノームントウム地所』では、「1 jug.=8 cullei」の収穫が得られた、とされており (この計算では「200jug.」)、所詮正確は期され難いが、一応「200jug.」前後の面積が目安に出来よう。
- (42) 'campi' = 「穀物地」の比定は筆者。拙稿「1世紀後半—3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造 (1)」『歴史学・地理学年報』VIII (1984) 73頁註(22) 参照。
- (43) Frank, T., *op. cit.* 172.
- (44) Martin, R., *op. cit.* 350.
- (45) White, K. D., 'Latifundia. A Critical Review of the Evidence on Large Estates in Italy and Sicily up to the End of the First Century A. D.', *Bull. of the Inst. of Class. Stud. Univ. of London* XIV (1967), 76f.
- (46) プリーニウス (小) 所有ウィラとその経営実状については、後に改めて詳論の必要があるが、とりあえずは村川・前掲書79-93頁の事例研究及び註(42)に挙げた前掲拙稿64頁を参照されたい。
- (47) 同拙稿同頁参照。

- (48) 当該箇所ではプリーニウスは、「・・・ウェルギリウスが（この）意見であった、と思われる」（in sententia et Vergilium fuisse video）、とだけしか伝えていないが、疑いもなく典拠は、*Georg.* II, 412-3: 'Laudato ingentia rura / Exiguam colito' [巨大な農地を誉めよ、狭い（農地）を耕せ]であった。
- (49) Colum. *De r. r.* I, praef. 13f. も同例を挙げ、今や「われわれの奢侈と快楽」の故に、「かつての慣習と男らしい生活は失われてしまった」（pristinum morem virilemque vitam displicuisse）、と述べる。
- (50) 拙稿「ローマ農業の生産性（上）」『古代文化』XLIX, 2(1997)18-19頁参照。
- (51) この一文については、(a) 〈ラーティフンディア〉に関する用語法の事例検討、(b) 「イタリアを破滅させた、云々」の一文に何が意図されたか、両側面からの検討が必要だが、既に K. D. ホワイトの先行論考（White, K. D., *art. cit.* 62-79=dt. übers. von K. Nicolai, 'Latifundia. Eine kritische Prüfung des Quellenmaterials über Grossgüter in Italien und Sizilien bis zum Ende des ersten Jahrhunderts n. Chr.', *Wege der Forschung* CCCCXIII, Darmstadt 1976, 311-347）を持ち、改めて事例及びそのコンテクストの洗い出し作業を繰り返す必要はない。そうではなくしてこの作業が重要だと見做されねばならぬのは、プリーニウスの叙述自体が「無価値」と思えるほど「漠然」としていること（それに先行諸学説に於ける問題それ自体の錯綜も加わって）の故に、新地平の切り開きのためには、人口動態と社会経済データの分析を踏まえて、土地所有と農業生産パターンの変化を、地域毎の事例研究の積み上げによって明らかにすることの必要性を提言したことである。この課題は今後を持ち越されることになるが、現に、Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società romana e produzione schiavistica* I (Bari/Roma 1981)に収録された地域研究は、新方向模索の実証研究である。なお、White, K. D., *art. cit.* 78では、〈Tibiletti, *Sviluppo* p. 177〉を名指しで挙げて、'latifundia perdidere Italiam'に「農民的土地所有関係の破壊は読み取れない」、と批判したが、筆者の検索によれば、ティビレッティがこの表現に「古来のイタリア農民社会の解体」（rovina della sua antica società agricola）を読み取ったのは、別箇所(p. 292)である。Tibiletti, G., 'Lo sviluppo del latifondo in Italia dall'epoca Graccana al principio dell'Impero', *Relazioni del X Congr. Intern. di Scienze Storiche* II (Firenze 1955), 235-292.
- (52) Degrassi, A., *I fasti consolari dell'Impero Romano* (Roma 1952), 4:cos. suff. 16B. C.
- (53) 註(56)参照。
- (54) Callender, M. H., *Roman Amphorae with Index of Stamps* (Univ. of Durham P. 1965), Index No. 947; Peacock, D. P. S. and Williams, D. F., *Amphorae and the Roman Economy* (London 1986) 98-101参照。
- (55) 拙稿「イタリア産アムフォラの製造年代」『西洋史学論集』XVIII(1973)11頁参照。
- (56) L. Tarius Rufusの資産は、テクストによって「1億HS。」かまたは「1千万HS.」とされており、Frank, T., *Econ. Surv.* V, 26は後者を採り、村川・前掲書63頁もこれに従った。これ

- に対してDuncan-Jones, R., *Economy of the Roman Empire* cit. 344は前者を採った。併し、小プリーニウスの『書簡』に拠れば、かれの地所に隣接して最近売りに出された複合地所本来の地価が500万HS. (併し価格低落の故に300万HS. で買取可能) (Plin. *Ep.* III, 19)、コームムの相続地所一つが 90万HS. (*ibid.* VII, 11)、さらにまたエトルーリア地所の葡萄園が年間小作料40万HS. (*ibid.* X, 8)に及んだこと (Duncan-Jones, R., *op. cit.* 20はこの数字から、当該葡萄園への資金投下を700万HS. と推定する)、——これらの数字から見て、ピーケーヌム一箇所の地所としては、精々 1 千万HS. 程度であったと思われる。併しプリーニウスの叙述には、Rufusが全資産をこの地所の購入と運営に当てたとされておらず、筆者としては、Rufusの総資産「1 億HS.」 (元老院議員身分の資産としては中程度) を採りたい。元首政期の推定個人資産については、Frank, T., *op. cit.* 22-8; Duncan-Jones, R., *op. cit.* 343f. 参照。
- (57) 計量化作業を含めて、本稿は到底この問題には踏み込めない。なお大土地所有制の拡大実態に関しては、近年のフィールド・サーヴェイによる情報量の急増と分析が進行しつつあるが これについても同様である。Cf. e. g., Arthur, P., *Romans in Northern Campania* cit. (London 1991); Lewit, T., *Agricultural Production in Roman Economy (A. D. 200-400)*. BAR. 568 (London 1991); Fenstress, E., 'Heba, the XXIXth Legion and the Campo della Chiesa Tile', *JRA*. IV(1991), 149-151 et alii.
- (58) Cato, *De agr. cult.* praef. 1-3; Cic. *De senec.* XV, 51. XVI, 55-6. XVII, 60; *De off.* I, 150-151; Liv. XXI, 63, 3-4.
- (59) 拙稿「《T・RVFRENI》と《C・VIBIENI》——ローマ貴族「営利不関与原則」論の再検討——」『歴史学・地理学年報』III(1975)1-32頁、同「営利不関与とPlebiscitum Claudianum——学説整理を中心に——」同誌VII(1983)1-28頁、同「Liv. XXI, 63, 3-4——'Quaestus omnis patribus indecorus visus'に関する予備的検討——」同誌X(1986)11-29頁。これら3論考は、何れも予備的作業であり、そこで設定を見た視座——大々的な奴隷労働に依拠した大土地所有制の成立・展開とローマ市民共同体的諸関係の構造的に質的な変化——に関する検討は、さらなる筆者の作業課題として残された。
- (60) Plin. *N. H.* XIV, 52.
- (61) 例えばアフリカ、シキリア、ヒスパーニア、エジプトの穀物収穫高に関する叙述がそうである(Plin. *N. H.* XVIII, 94-5)。前掲拙稿「ローマ農業の生産性(上)」19頁参照。
- (62) 従前のアグロノーム諸誌研究が、例外なしに処理した課題の一つであり、ここで改めて問題にする必要はもはやない。
- (63) Colum. *De r. r.* XI, 1, 1ff(vilicus). ; XII, 1, 1ff. (vilica).
- (64) Cf., Frank, T., *Econ. Surv.* V. 149-151; Martin, R., *op. cit.* 370-373; White, K. D., *op. cit.* 243-246; 268-9; De Martino, F., *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom*, dt. übers. von Galsterer, B. (München 1991), 110f. ; 村川・前掲書58-9頁。
- (65) カトー、ウァルローの延長上に、疑いもなく奴隷労働の数量拡大を前提とした、より効果的な労働の組織化に関しては、Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungs-*

*system bei den römischen Agrarschriftstellern* (Stuttgart 1978), 25-33の他、管見の及ぶ所、何れもそれ自体に関しては先行モノグラフをもたなかったプリーニウス(小)『書簡』の用語例に関する筆者の作業として、前掲の両拙稿「《Actores》考」、「“Exactors”, “Custodes”考」を参看されたい。

(66) この方向性それ自体は、カトー以来のアグロノーム諸誌に看取さるべき共通課題であり、コルメルラに於ては、“saepenumero civitatis nostrae principes …”なる周知の一文に始まる第一巻序文に集約的に述べられる。

(67) 註(36)参照。

### 第三節 1世紀末・2世紀初のイタリア＝ウィラにおける奴隷制と小作制

——プリーニウス（小）『書簡』——

プリーニウス（小）の『書簡』*Epistulae C. Plinii Caecilii Secundi*は、アグロノーム諸誌が事実上姿を消した他ならぬ1世紀末・2世紀初のトラヤーヌス皇帝期に遺された、南北両イタリア都市領域の土地所有事情（「地所」を構成する〈フンドゥス〉の名称、地価、形状にまで及ぶ）を誌した所謂『アリメンタ碑文』*Tabulae Alimentariae*(CIL. XI, 1147: Veleia; id. IX, 1455: Ligures Baebiani)に次いで、同一時期に於けるイタリア＝ウィラの経営実状（構成労働諸力のそれに迄及ぶ）を、最も直接的な『書簡』の形で誌しただけに、同時期の大地所有制に関する好個の史料として貴重である。現存する全書簡の内、少なくともイタリア内の6箇所に見えただけの自身所有地所に関するものに、第6巻第19書簡（以下〈VI, 19〉の形式で略記する）に見えるローマ近郊農地(*agri suburbani*)の最近の地価上昇の如き部分的言及まで加えると、管見の及ぶ所では、ウィラ及び奴隷制の実状に触れた書簡は計28通を数える<sup>(1)</sup>。*De re rustica* L. Iunii Moderati Columellae, *Naturalis Historia* C. Plinii Secundi<sup>(2)</sup>に次いで、同様にアムフォラ研究とウィラ遺構調査が明らかにした諸事実の延長線上に、古典史料に拠る事実関係の確認と検討が必要とされる所以である。

因みにわが国に於けるイタリア＝ウィラ経済史料としての『書簡』研究は、管見の及ぶ所、後にも先にも村川堅太郎氏の作業(1949)<sup>(3)</sup>が挙げられるだけでしかない。精々の所W. E. ヘイトランド(Heitland, 1921)、T. フランク(Frank, 1940)の部分的言及<sup>(3a)</sup>が殆ど唯一の先行学説として止まっていた当時の現状の中でなされた同氏の作業は、校訂本の相違にまで目が届き、そこから引き出された新解釈——筆者の渉獵に拠れば、漸く最近に至ってそれに与した解釈が出されるに至った<sup>(3b)</sup>——といい、A. N. シャーウイン＝ホワイト(Sherwin-White)、R. マルタン(Martin)、D. P. キーオ(Kehoe)、P. W. ド・ネーフエ(de Neeve)等々、その後の『書簡』研究(後述)から見てもまた、なお批判に耐え得るものであった(と筆者は考えるのだが)。だが併し、情報量の激増、研究の精緻化と相俟って今や「経済史」史料としての取込が不可欠となった前述の新諸事実の故に、それと連動した『書簡』の検討が改めて要求されるに至った。従ってこの意味で本稿は、村川氏の作業に対する約半世紀振りの書直しになる。

さて、『書簡』全体を通して何よりも先ず目につくのは、直営・小作の別を問わずプリーニウスの地所が陥っていた不況乃至不振が再三にわたって話題とされたことである。而もそれは、かれ自身のウィラだけのことでは決してなかった。1・2世紀交のイタリア＝ウィラ

に看取され得る第一の顕著な事実である。

プリーニウスの資産は、「殆ど全て」が「地所」からなり、若干は貸金として貸出されていた(III, 19, 8: 'sum quidem prope totus in praediis, aliquid tamen foenero')。かれが地所をイタリア内数箇所に散在的に所有したのは、気象条件に作用される不作のリスクを分散させる(III, 19, 4)、という経済的意味だけでは決してなかった。純然たるリゾート目的のウィラ(IV, 6; IX, 7)は素より、農場それ自体がプリーニウスにとっては、「忙殺される」よりは寧ろ「気晴らし」の場(I, 24, 3: 'qui avocet magis quam dstringat')であり、運営に煩わしさは伴ったが、景観の異なる地への歴訪の「楽しみ」(III, 19, 4: 'multum iucunditatis')を提供する場でもあった。従ってこの限りでは、プリーニウスの大土地所有もまた、共和政以来のローマ貴顕身分一般のそれと同一の所有実態と価値観の延長上にあった<sup>(4)</sup>。

<II, 4, 3>では、その維持に金がかかる「地位」(dignitas sumptuosa)のわりに資産は「中程度」(modicae facultates)でしかなく、而も「諸農場の状態」の故に収益は「より少なく、不安定」(reiditus propter condiciones agellorum nescio minor an incertior)であり、この不足分は「節約」によって補っている、と誌した。併し未払いのまま死亡した債務者の娘に宛てて、貸金の取り立てを放棄する旨を伝えた書簡であったことからすれば、この内容はそのまま文字通りには解釈出来ない。自己の地所を「小農地」*agelli*、資産を「中程度」と言い乍ら、プリーニウスはそれ、ラーリウス(コモ)湖畔に「多数のウィラ」(IX, 7, 2)を所有しており、その一つ、「相続農場」(hereditarii agri)の地価は90万HS. (VII, 11, 1)、『子弟扶養』資金のために「多数の農場」の一つをコームムの財務管理人(actor publicus)に引渡したが、その価格は50万HS. (VII, 18, 2)であった、あるいは後述の如く年間収入40万HS. に上る小作料が得られた広大な葡萄畑(X, 8, 5)等々、イタリア内6箇所に所有したプリーニウスの地所は、全体としては広大であった<sup>(5)</sup>。

併し、農場事情の悪化と収益の低下は、単なる作文では決してなかった。『書簡』の方々には最近の経営事情の悪化と不振、及びそれに対してプリーニウスが講じざるを得なかった諸々の措置が散見されるからである。

<II, 15>(Iulius Valerianus宛)は、プリーニウスが母から遺贈された地所<sup>(6)</sup>が「私に便宜を取り計ろうことは殆どない」(id. 2: 'me praedia materna parum commode tractant')、として経営不振に手を焼いていることを報じた。而もこの不振は最近のことではなかった。直ぐそれに続く一文で、それにも拘らずプリーニウスがこの地所を大切にしていたのは、それが母から遺されたが故にであり、「長年にわたる忍耐」に慣れてしまった(aliquoi longe patientia occallui)、と述べており、これからすれば、作付けの内容は不明だが不振は既に長期間に及ぶものであった<sup>(7)</sup>。広大な葡萄畑に関する前出のトラヤーヌス宛書簡(X, 8)<sup>(8)</sup>で、30日間の休暇を帝に請願した理由は、ローマから150マイル離れた「この地」の農場——距離関係から推して恐らく大プリーニウスから遺贈された(V, 8)ティベリス上流の『ティフェルヌム・ティベリーヌム地所』<sup>(9)</sup>——に関して40万HS. を超す小作契約を「新小作人」(novus colonus)との間に交わさねばならない、という差し迫った用務の所為だが、

ここでもまた、「打ち続く不作」のために小作料の減額を考慮せざるを得ず(id. 5: *continuae sterilitates cogunt me de remissionibus cogitare*)、このような用務は現地でなければ解決出来ない、とした。奴隷労働による直営場合のみならず、小作地に於てもまた、葡萄栽培が不振に陥っていた事例である。但し騎士身分ケースス相当額の小作料から推して、「小作」とはいえ、大規模な請負であった可能性は大きい<sup>(10)</sup>。もしそうだとすれば、プリーニウスは何も述べていないが、まず間違いなしにその下で奴隷労働が、而も大々的な規模で維持されたのは確かである。

ウィラの経営不振乃至不作は、この両書簡だけに限られなかった。〈IV, 6〉(Iulius Naso 宛)は、「最近」<sup>(11)</sup>プリーニウスに報告が届いた事柄として、かれの『エトルーリア農場』*Tusci [agri]*、即ち前出の『ティフェルヌム・ティベリーヌム地所』<sup>(12)</sup>では、農作物が降雹の被害を受けた(*grandine excussi*)のに対して、パドゥス(ポー)河彼岸の地では、例年になく「大豊作」(*summa abundantia*)であったにも拘らず、農産物価格が極度に「低廉」(*parvilitas*) (id. 1)であり<sup>(13)</sup>、これに反して家屋と庭園だけで農地を持たない、純然たるリゾート目的の『ラウレントゥム地所』*Laurentinum (praedium) meum*<sup>(14)</sup>に於ける勉強だけが「唯一の収穫」であった(id. 2)として、天候不順による不作ばかりか豊作の場合でさえ免れ得なかった、ウィラ経営の不安定性を伝えた<sup>(15)</sup>。

これに対して〈IX, 37〉(Valerius Paulinus 宛)は、天候不順の如き一過性的なものではなくして、小作地が陥っていた慢性的な不振のさらなる悪化とそれに対処、改善せねばならなかったプリーニウスの苦況(id. 3: *occurrentum ergo augescunt vitibus et medendum est*)を誌した。「A. D. 107」のことである<sup>(16)</sup>。それによると、「大幅な減額」の上で小作契約を交わしていたにも拘らず、先の契約期間中に(*priore lustro*)——プリーニウスは具体的数字を挙げていないが、小作契約の‘*lustrum*’は一般に5年であり、かれもまた恐らくそれを踏襲したと思われる<sup>(17)</sup>——「滞納が増大」(*reliqua creverunt*)し、このため小作人達の多くは滞納を解消し得ることに絶望したために(*quod desperant posse persolvi*)、かれらには借金を減らすことに「何らの関心」(*nulla cura*)も見られないばかりか、節約は無意味と考え、(支払いに当てられるべき)農産物を「盗んで消費」さえしている(id. 2:  *rapiunt consumuntque, quod natum est*)、とされる。記述内容からして、この場合の小作契約は明らかに分割地の小作であった。この現状に対してプリーニウスが執ろうとした「新方策」(*nova consilia*)は、

(a) 地所の賃貸を多年の長期契約に切り替える(id. 1: *necessitas locandorum praediorum plures annos ordinatura*)、

(b) 小作料は「金納」ではなくして現物の「分益」(*non nummo, sed partibus*) (id. 3)とする(但しその比率は不明)、

(c) この目的を達成するために、奴隷の中から若干名を選んで小作人の農作業を見廻らせ、かれらの収穫物を監視させること(*operis exactores, custodes fructibus ponam*)であった(id. 3)。

この内最後の方策は、紛れもなくコロニーに対する管理と支配の強化を打ち出したものであり、その故にいま一度改めて言及する必要がある（『付論II(一)・(二)』）（拙稿「《Actores》考——Plin. *Ep.* III, 19——」『歴史学・地理学年報』XVIII(1994)19-31頁、「“Exactores”, “Custodes”考」『史学論叢』XXIX(1999)1-14頁）。

所で、プリーニウスがこの「新方策」を打ち出したのは、何処の地所であったか、はたまた全小作地に対してであったのか。当該書簡には何も述べられていないため、定かではないが<sup>(18)</sup>、周知の如くF. ド・クーランジュ (de Coulanges) が後の『コロナート制』の直接的な源初形態を見た<sup>(19)</sup> プリーニウスのこの方策、即ち「土壌、天候、作付け年」によって収入は不定だが「それ以上公正な収入方式はない」(id. 3: ‘et alioqui nullum iustius genus redditus, quam quod terra, coelum, annus refert’)、として金納による固定的な小作料収入を放棄して、敢えて長期契約の分益小作制の挙に出ようとしたのは、これまでの金納短期契約が陥った弊害（滞納の累積）を、この計算方法によって「是正」(mendendi una ratio) しようと考えたからであった。さらに長期契約には、別書簡、〈VII, 30〉に見られたような、頻繁な契約更新の必要性が「極度に煩わしい」(necessitas agrorum locandorum perquam molesta) 上に、「適当な小作人達」(idoneos conductores) を探し出すことの困難さが作用したこともまた推測に難くない。併しプリーニウスはこの新方策に関して、あたかも「古き病氣」に於ける如く「あらゆる変化の救助策が試みらるべきである」(id. 4: ‘quaelibet mutationis auxilia temptanda sunt’)、と最後に付け加えるだけで、実際にそれを適応し、果たして如何なる効果が得られたかまでは誌していないし、また「分益小作」にしても、それ自体は決して新しいものではない<sup>(20)</sup>。併しそれにも拘らずこの書簡がわれわれに貴重なのは、小作制が採られた場合でもまた不振から免れ得なかった、プリーニウス所有地所の現状が端的に誌されたことである。

ウィラの経営不振は併し、ひとりプリーニウスの地所だけでは決してなかった。次の2事例が知られるからである。

その一つは、プリーニウスがかつて姪に贈っていた「小農場」(agellum, quem nutrici meae donaveram) である。Verusなる人物に宛てた〈VI, 3〉によると、「汝が耕作を引き受けた」(colendum suscepisti) この農場は、元々は10万HS. であった。併しその後「収益が減少」したために (postea decrescente redditu)、地価もまた「低落」したが (etiam pretium minuit)、汝の手入れによって (te curante) 地価は回復するであろう、とされた。経営の実態は明らかでないが、直ぐそれに続いて、「汝は次のことを心に止めておくだけでよい、即ち私が汝に託したのは果樹と土地ではなくして私のささやかな施しである」(id. 2: ‘commendari tibi a me non arbores et terram, sed munusculum meum’)、とある所からすれば、果樹栽培地であった可能性が大きい。もしこれが葡萄畑であったとしてコルメルラの計算 (Colum. *De r. r.* III, 3, 8) を基準とすれば、精々の所 50ユーゲラ<sup>(21)</sup> にさえ満たない、文字通りの「小農場」*agellus* であったことになる<sup>(22)</sup>。従ってこの書簡は、見廻り不能の巨大地所 (Colum. *ibid.* I, 3, 12-13) のみならず、小規模な場合でさえ、手入れ如何によっては不振と地

価の低落が起こったことをわれわれに教えた。

さらに深刻であったのが、〈III, 19〉(Calvisius Rufus宛)に伝えられた今一つの不振例である。それによると、プリーニウスの農場と境界が錯綜し、最近売りに出された隣接地所の購入に心を動かされたが、それは次の理由からであった。両地所の併合による面積拡大のメリット(pulchritudo iungendi)に加えて、農場を視察する業務と旅費が一度で済み(eadem opera, eodem viatico)、両農場の管理運営もまた同一のウィラ差配人*procurator*と管理人*actores*<sup>(23)</sup>で事足りること、片方のウィラを手入れし設備を整えることで他方のウィラをカバーでき、調度品の出費(sumptus supellectilis)、(ドムスの)家内奴隷・庭園奴隷・手工業奴隷の出費(sumptus atriensium, topiariorum, fabrorum)もまた節約出来ることの故にであった(id. 2-3)<sup>(24)</sup>。

所でこの土地は、元々地味豊にして肥沃かつ水に恵まれ、耕地(穀物地)<sup>(25)</sup>、葡萄畑及び森林の三者から成り([agri] constant campis, vineis, silvis)、森林の収益(木材)は程々だが安定していた。併し「この土壤の豊かさ(haec felicitas terrae)は、無力な耕作者達」——これに続く直ぐ後の文からして、この'*cultores*'は「小作人」を指した<sup>(26)</sup>——によって今や「疲弊させられている」(imbecillis cultoribus fatigatur)。というのは、前所有主が小作人から取っていた「担保」を、小作料滞納の故に「しばしば売り払った」(nam possessor prior saepius vendidit pignora)からであった。このため所有主は、当面の措置として、〈コロニー〉の未納小作料(reliqua colonorum)を「減免」したが、(担保の売り払いによって)かれらの「将来に及ぶ資力を消耗」(vires in posterum exhaustit)させ、減免措置にも拘らず「その(資力の)衰微によって反対に滞納は増大」(quarum defectione rursus reliqua creverunt)し、小作人達が逃げだす結果に終わった(id. 6)。

この結果は大幅な地価低落となって現われた。プリーニウスによると、「この〈コロニー〉の不足」(hac penuria colonorum)に、昨今の「一般的な不況」(communi temporis iniquitate)もまた加わって、かつて500万HS.したこの地所は、今では300万HS.で買取りが可能(id. 7-8)だと伝えている(従って40%の地価低落)。経営の建直しには設備投下(とりわけ奴隷の導入)(後述)が必要だが<sup>(27)</sup>、かれ自身の資産状況(前掲)に加えて他からの借入も容易であり、資金について問題はない(id. 8)として買収を考えた。

以上の如く、『書簡』を通じて最も目立ったのは、天候不順による不作、慢性的な経営不振、農産物価格の低落、小作料滞納の累積とコロニーの疲弊など、要するにかれのウィラ(*praedia, agri, agelli*)が、直営と小作の別を問わず、不振に見舞われていたことを頻繁に話題としたことである。その中でも特に、小作地が抱えた不振と建直し問題がプリーニウスの大きな関心事であった。事情は他のウィラでも同様であり、その結果は時代の「一般的な不況」も加わった地価の低落であった。

尤も、地価の上昇が見られなかったわけではない。管見の及ぶ所では一書簡、〈VI, 19〉に最近のこととして、特に「都市(ローマ)近郊」に於ける「農地価格の高騰」が伝えられた。プリーニウスの説明によるとその主原因は、選挙買収・供給の横行に対して「名誉立候補者」

に家産の3分の1をイタリア内の土地所有に投じることを命じた法<sup>(28)</sup>のために、かれらは競って土地購入に走った——プリーニウスはこのため立候補者達が売りに出した属領の土地は今や買い時、イタリアの土地は売り時だとする<sup>(29)</sup>——という政治的なものであって、経済的理由（農業事情の好転の如き）によるものではなかった。

而も不作乃至不振は、必ずしも一過性的なものではなかった。不作それ自身に関して言えば、〈IX, 16〉(Pomponius Mamilianus宛)も同様であった。目下葡萄収穫の最中にあるため暇がない(non vacat, quia vindemiae in manibus)が、「作柄が悪い」ので気に入らない(id. 1: 'non libet, quia exiguae')、と誌され、何処の地所とは書いていないが、この表現からして直営農場が指されたことは間違いない。さらに〈VIII, 15〉は、Terentius Iunior<sup>(30)</sup>の地所で見られた葡萄収穫の「貧困」(graciles istic vindemias esse)に続いて、「私の小農場から同じことが(私に)報じられている」(id. 1-2: 'eadem ex meis agellis nuntiantur')、と伝える。さらに管見の及ぶ所では、先に検討済みの計5書簡、〈II, 15〉, 〈III, 19〉, 〈VI, 3〉, 〈IX, 37〉, 〈X, 8〉が誌したのは、プリーニウスの地所だけではなくして、隣接地所、さらにはかれが姪に贈った地所もまた同様に陥っていた収益低下と不振、而も「長年」にわたる慢性的不振とそのさらなる悪化であった。

残された今一つの問題は、このようにウィラ経営が頻繁に不振に見舞われたとして、その主たる栽培種目は何であったかをめぐり、大土地所有制の構成実態と経営実状である。以上の警見に明らかな如く、『書簡』の最も頻繁な話題を提供したのが葡萄栽培であり、共和政中期以来のアグロノーム諸誌と同様にプリーニウス所有のウィラに於てもまた、それが最主要要素を占めたことは改めて述べるまでもない。

「豊作」乃至「平年作」が報じられたのは、管見の及ぶ所、次の3通だけであった。

(1) 書簡の宛先、Voconius Romanusの農場と同様にプリーニウスの地所もまた葡萄収穫は「平年作」(modicas vindemias)であった、と報じた〈IX, 28, 2〉<sup>(31)</sup>。

(2) 葡萄の作柄は全く以て「不作」(maxime vindemias graciles quidem)であったのだが、当初予測したよりは「豊作」(uberiores tamen quam expectaveram)であったために、搾汁装置の点検、絞り汁の味見等々の他、(応援に出した)「>rustici<を指揮する>urbani<を陰ながら視察する」(obrepere urbanis qui nunc rusticis praesunt)<sup>(32)</sup>——この一文には解釈の相違が見られるが、内容から推してこの地所は間違いなしにプリーニウスの直営葡萄園であり、>rustici<は小作人(V, 14; VII, 30)ではなくして、ウィラ＝ルスティカを構成した「農場奴隷」*familia rustica*、他方>urbani<は、前出の>atrienses<(III, 19, 3)と同様にウィラのドムスを構成した「都市奴隷」*familia urbana*であったと理解するべきであろう<sup>(33)</sup>——など農事に忙殺されているとした〈IX, 20, 2〉<sup>(34)</sup>。(併しこの場合もまた作柄そのものは不作であって豊作ではなかった<sup>(35)</sup>。)

(3) 大豊作であったが逆に収益減に終わった、栽培種目不詳の北イタリア地所に関する前出の〈IV, 6, 1〉。

以上の3書簡を除く他の全ては、「不作」か然もなければ「不振」に関わるものであった。

その主原因の一つは、葡萄収穫に壊滅的打撃を与えた「降雹」を初めとする天候不順であり、今一つは昨今の市場事情であった。後者に関して言えば、作付け不明の<IV, 6>の他、<VIII, 2>(Calvisius Rufus宛)<sup>(36)</sup>が葡萄栽培を取り扱った。それによると、他の人々は「より富裕になって(ローマに)帰るためにかれらの地所に旅立つ」(alii in praedia sua proficiscuntur, ut locupletiores revertantur)のに、「私はより貧しくなって(帰るために私の地所に旅立つ)」(id. 1: 'ego, ut pauperior')、とあり、その理由は次の如くであった。プリーニウスは収穫に先立って、競って買いに出た商人達に「葡萄収穫を売却」(葡萄の樹上販売)していたが、かれらが競ってこの挙に出たのは、その時点での葡萄酒価格に加えて将来の高騰が見込まれたためであった。併し「見込みは外れてしまった」(spes fefellit)。このためにプリーニウスが講じた措置——これがかれの冒頭の不満の声となったのだが——は、落札商人全員に対して「一般的かつ準公的な」割引率に準じたかの「8分の1」を一律に割引くのに加えて、1万HS.以上の落札者には落札総額の「10分の1」、1万5千HS.の場合には、その「8分の1」プラス500HS. (=2,375HS.)を払い戻すことであった(id. 4)。

果実の樹上売却そのものは決して新しいものではなく、既にカトーの『農書』に知られていた。即ちオリーブ(Cato, *De agr. cult.* CXLVI, 1-3)と葡萄(*ibid.* CXLII)がそれであり、特に後者に関しては、購入者(emptor)に搾り滓と澱を(農場主に)残すことが要求され(vinaceos inlutos et faecem relinquito)、かつ一定期間、ウィラ内の葡萄酒貯蔵庫(cella vinaria)での熟成、貯蔵が容認され<sup>(37)</sup>、それを過ぎてなお搬出されなかった葡萄酒は農場主の処置下に置く(dominus vino quid volet faciet)、とされた。従って樹上購入の商人は、購入した葡萄を農場主のウィラ施設に拠って搾汁・熟成し、さらに商品としての積出しに至るまでの全生産工程に携わった。『書簡』にはここまでは述べられていないが、恐らく同様であったと思われる<sup>(38)</sup>。ともあれプリーニウスが払い戻しの策に出たのは、商人達個々人の「過去」の功績に報いる(VIII, 2, 7: 'in praeteritum singulis pro cuiusque merito gratia referri')と同時に「将来」を考慮したからであるとして、かれは既に以前から採り続けていたこの樹上販売方法のさらなる継続を考えた。

併しそれにも拘らず、この方法が適応された地所についてプリーニウスは何も述べていない。W. E. ヘイトランド、T. フランクの両者は、それが適用された地所(直営地か小作地か)について直接言及していないが、常設の農場労働力による収穫と搾汁に加えて、葡萄の樹上販売はプリーニウスが「より効果的」手段としてかれの農場に採用した方法であった、として言外に直営葡萄畑への適応を推測した<sup>(39)</sup>。R. マルタンもまた当該書簡に拠って、樹上販売方法を採用したプリーニウスに「土地所有主」にしてなおかつ「葡萄栽培者」(vigneron)・「生産者」(producteur)としての側面を見たことに於て、同一の解釈に与した<sup>(40)</sup>。一方F. デ・マルティーノ(de Martino)はこの払い戻しの事実、収益性の低さを強調する大土地所有主心理の表現<sup>(41)</sup>を見るに止まり、H. グムメルス(Gummerus)、さらには最近のW. バックハウス(Backhaus)、D. キーオ等のアグロノーム諸誌研究<sup>(42)</sup>は、樹上売却に対してプリーニウ

スが執ったこの措置について取り立てて言及はしていない。これらに対して「直営地」を断定したのが村川説であった。即ち、「どこの地所かわからぬが」とした上で、「多数の請負人 (redemptores) が競って入札を行った」<sup>(43)</sup> 樹上売却は「明らかに直営地でのことである」、とする解釈である<sup>(44)</sup>。その後A. N. シャーウィン=ホワイトもまた同様に、「直営地」への適応を特定した<sup>(45)</sup>。

これらとは全く異なった解釈を打出したのが、V. A. シラゴ (Sirago) である。かれは当該書簡 (VIII, 2) に「A. D. 108」を特定し、プリーニウスが執った樹上売却のこの方策は、「A. D. 107」に分益小作制を導入 (IX, 37) した後の措置、つまりコロニーから葡萄の樹上引渡しの形で徴収した「現物小作料」を入札によって売却したのであって、引き渡された量は大きかった、と解釈した<sup>(46)</sup>。

併し、カトーが葡萄園とオリーブ園の両者に採用し、解放奴隷 Remmius Palaemon (Plin. *N. H.* XIV, 49-51) がノームントゥムの葡萄園で40万HS. の売り上げを得た樹上販売は何方も直営農場であって、小作地ではなかった。さらに当該『書簡』では、前述の如く葡萄の樹上販売がすでに以前からプリーニウスのウィラで実施された方法であったことが伝えられており、新たに導入を考えた分益小作制とは明らかに無関係であった。従ってこの両事実からすれば、不明確な先行学説に対して、「直営地」を特定した村川説及びシャーウィン=ホワイト説<sup>(47)</sup>には追認が与えられてよいと思われる。

もしそうだとすれば、商人達が入札に殺到した背景を形成したのは何であったか。当該年度のみならず将来の高騰が見込まれた (quod tunc et quod fore videbatur) 「価格が (かれらの殺到を) 招いた」 (invitabat pretium)、とある所からして (VIII, 2, 1)、場所は不明だがとにかく当該地所に於ける豊作の故の価格低落 (IV, 6) ではなくして、『書簡』に度々伝えられたような作柄の不良 (VIII, 15; IX, 16; IX, 20) であったのは確かである。併しそれにも拘らず、市場事情はかれらの見込み通りには作用しなかった<sup>(48)</sup>。シラゴの推定 (A. D. 108) を拒否して <VIII, 2> の日付を「恐らく A. D. 107 秋」とした上に、この地所に『エトルーリア地所』を推定したシャーウィン=ホワイト説<sup>(49)</sup> がもし正鵠を射たものであったとすれば、この地所は前述の如く降雹による被害が甚大であった (IV, 6) だけになおさらそうであったことになる。併しここでは、当該書簡に「不作」の事実が知られたことだけで差当り充分であり、それが何処であったか、地所の特定にまで踏み込む必要はない。

何れにしても、少なくとも以上の検討によって知られ得たのは、1世紀末・2世紀初のイタリア=ウィラがしばしば不振に悩まされていた事実である。プリーニウスが提供した話題は、第一に、あるいは天候不順、あるいは手入れ不十分の故に、あるいはまた市場事情の不安定性の故に収益が落ち込み、とりわけウィラ経済の最主要要素を占めた果樹栽培がそうであったこと、第二に、小作制もまたそれから決して自由ではあり得なかったこと、否寧ろ慢性化した不振の最中にさらなる悪化をさえ繰り返していたことである。尤も不振に悩まされたプリーニウスの心性<sup>(50)</sup>が、専らその事例を『書簡』の題材として強調したことは否めないにしても、少なくともそこから、イタリアのウィラ経済が不振と不況の下にあった事実そ

のものは読み取り可能であろう。プリーニウスの表現(III, 19, 7)を今一度借りれば、イタリア＝ウィラが共通して見舞われていた「一般的な不況」の時代であった<sup>(51)</sup>。

第二の問題は、1・2世紀の交、プリーニウスのイタリア＝ウィラを構成したであろう労働諸力とその労働の在り方である。

総じて『書簡』では、直営に比して〈コロニー〉及び小作制の問題が大きく前面に出され、それとは対蹠的にウィラに投入された奴隷の数、労働の実情など、奴隷労働そのものが直接話題にされることは殆どなかった。而もウィラ＝ルスティカの運営に不可欠であった筈の差配奴隷=>vilicus<.>vilica<は、表現そのものが何処にも見当たらない<sup>(52)</sup>。併しそれにも拘らず、プリーニウスのウィラが直営農場を擁し、約半世紀前、コルメルラの『農書』と基本的には全く同様に、依然として奴隷労働に依拠していたことに疑問の余地はない。大々的な直営を暗示した葡萄の樹上販売(III, 2)に加えて、予想以上に豊作であったために、「農場奴隷」*rustici*に(ドムスの)「都市奴隷」*urbani*を応援に出さねばならない(IX, 20)とした前掲の両書簡が、間接的乃至直接的にそれを証言するからである。

従って、少なくともこの事実を以てする限り、古くはM. ロストフツェフ、新しくはV. A. シラゴの如く、早くも「1世紀後半」を契機にして以来進行を続けたローマ大土地所有制の構造的変化の「完結相」をプリーニウスの『書簡』に見出すのは短絡的な拡大解釈の誇りを免れ得ない<sup>(53)</sup>。

否それ以上に示唆的なのは、プリーニウスが改めてその運営を小作地に適応しようとした特定機能の諸存在である。とういのは、その存在それ自体に、プリーニウスのウィラで実現された労働の諸関係に関する直截的な示唆が内蔵されていたからである。だが併し、『書簡』に言及されたのは僅か2箇所だけでしかない。それ自体として小作地運営に関わる問題の処理は、従って、一旦『書簡』を離れた検討なしには到底不可能であり、もはや別稿の課題として、検討はそれに委ねざるを得ない<sup>(54)</sup>。ここでは従って、差当りその帰着点が予め先取りされるだけに止める。

(a) >operis exactores<,>custodes fructibus<(IX, 37, 3);

(b) >procurator<,>actores<(III, 19, 2).

プリーニウスが両地所への派遣を考えた以上の4存在が即ちそれであった。この内、>procurator<<sup>(55)</sup>だけが単数存在であり、他は夫々一つの地所に対して複数が投入され、而も(a)の両者は、「私のもの(=奴隷)達の中」から然るべき者達を選んで設置しようと思う云々(*loc. cit.*: 'ex meis aliquos... ponam')に明らかな如く、疑いもなく奴隷であった。ローマ皇帝庫(*fiscus*)帰属の鉱山、皇帝所領を初めとして、帝国行財政の末端機能を果たした他、私的オイコス(農場を含めて)に於てもまた一般的であった>procurator<は、しばしば解放奴隷によって担われたが、既にプリーニウスがかれのウィラに導入し、購入予定地への同時適応を意図した同存在の、自由・不自由の別は定かでない。他方>actores<に関してもまた、プリーニウスは何も述べていないが、この存在自体は、アグロノーム諸誌から推して、恐らく奴隷であった可能性が強い。

これらの諸機能そのものは、従って、公的にであれ私的にであれその場を問わず、要するに「支配」の末端諸機能を担うべく設置された、その意味ではローマ固有の支配装置（私的農場に於ては、>vilicus<,>vilica<,>magister pecoris<等々と並ぶ）に他ならなかった。

何れにせよ、プリーニウスが慢性的な不振を惹起した小作料滞納の現実を改善すべく、長期契約の分益小作制を導入するに当たって、その実を挙げるために一つの地所のコロニーに対して派遣を意図した、夫々複数の農作業・収穫物監督=>exactores<.>custodes<と同様に、コロニーの疲弊の故に地価低落に陥った隣接地に対して、これまた既にプリーニウスがかれ自身の当該ウィラに設置していた運営手段、>procurator<及び（疑いもなくその下に置かれた実務担当スタッフとしての）>actores<もまた、始源的にのみならず本来的にもまた、ウィラを初めとする奴隷制オイコスの維持と拡大に最も効果的な手段の一つとして、構造的に創出された奴隷支配装置それ自体の、小作制への転用に他ならなかった。現に2・3世紀交の法学者、パピニアヌス(Aemilius Papinianus)は『意見録』第7巻で、小作料の徴収装置として不自由身分の>actores<（而も1箇所ウィラに対して複数）が自由身分のコロニーの「上に」配置されていた現実とその法処理を直接的に証言した(Dig. XXXII, 91 pr. :Papinianus *lib. septem responsorum*)<sup>(56)</sup>。他の諸装置も同様であり、それ故要するにプリーニウスが執ろうとした手段は、約半世紀前のコルメルラに初めて大土地所有制の一構成要素としてその有効性が問題とされた小作制が、さらなる比重の増大傾向を示した反面、さらなる拡大の様相を示しつつあった不振の慢性化の最中で打ち出された、コロニー支配の直截的な一表現に他ならなかった、と言える<sup>(57)</sup>。プリーニウス所有のウィラ構成奴隷一般に関して言えば、隣接地所の買取りを相談した前掲書簡(III, 19, 3)では、かれの当該ウィラが家内奴隷(atriones)・庭園奴隷(topiarii)・手工業奴隷(fabri)を擁したことが知られ、それ故別書簡(IX, 20, 2)に現われる、

(1) <ドムス>構成の「都市奴隷」*urbani (servi)*と、

(2) <ドムス>だけで「農地」を欠くウィラ——ラウレントウム=ウィラ(IV, 6)<sup>(58)</sup>とラーリウス(コモ)湖畔の2ウィラ(IX, 7)——を別として、少なくとも直営農場部分に於ては、ウィラの本来的存在たる「農場奴隷」*rustici (servi)*、

以上の両存在<sup>(59)</sup>を擁したことは確かである。

併し管見の及ぶ所、ウィラを構成する奴隷に関して、プリーニウスが直接語ったのは、ここまででしかなかった。農作業に投入された一般労働の奴隷存在はもとより、労働の実状と組織に関してもまた、殆ど何も述べていない。L. Calpurnius Fabatus（妻の祖父）に宛てた<VI, 30>で、プリーニウスは、多くの友人がいるが全ては「トーガ着用者（政務職現任者）と都人」(*togati et urbani*)であり、それとは対蹠的に「農場の管理」(*rusticorum praediorum administratio*)には、「労働を重荷、監督を卑しいもの、孤立を憂鬱とは思わない強壮かつ粗野な者」(*id. 4: 'durum aliquem et agrestem, cui nec labor ille gravis nec cura sordida nec tristis solitudo videatur'*)が必要だとして、暗に農場差配奴隷とそれに必要な資質を語っているが、それ以上ではなく、>vilicus<,>vilica<の語によって直接その定在を名指

することもない。

これに対してウィラ構成員としての特定機能の存在は、何れも小作地に適応された。

(a)不振に陥っていた小作地で、コロニーの農作業を監督し、収穫物を監視する〈*exactores*〉と〈*custodes*〉は、始源的には、オリーヴ・葡萄収穫、乾草作り (Cato, *De agr. cult.* 144, 3-145, 1; Varro, *De r. r.* I, 17, 2)、葡萄苗植込 (Colum. *De r. r.* III, 13, 10-13) 等々、「より大きな労務」(Varro, *ibid.* : 'operis res maiores') に一時的に導入された請負と同次元の、だが併し今やプリーニウス所有ウィラの一構成要素を占めるに至った〈コロニー〉に対する監視を目的として、常設的な送り込みが意図され、紛れもなく奴隷群の中から選びだされた既設の奴隷支配装置に他ならなかった。

(b) 兼併予定の小作地に送り込みが予定された〈*procurator*〉、及びこれまた同様に複数の〈*actores*〉もまた、疑いもなくプリーニウスが既にかれ自身の地所に設置していた装置であった<sup>(60)</sup>。明確な言及は見当たらないが、アグロノーム諸誌の事例検討から推して、後者には奴隷存在が割り当てられた<sup>(61)</sup>。

果樹栽培地であれ穀物地であれ、プリーニウスはかれ自身の直営農場を直接話題にすることは殆どなかったために、回り道をせざるを得なかったが、かれが小作地への適応を意図したこの両装置（而も〈*procurator*〉以外は全て複数存在）を介して、少なくとも次の如く結論して安全であろう。即ち、1世紀末・2世紀初めのプリーニウス所有ウィラは、全体がであれ、部分的にであれ、その基本的構成に於ては奴隷労働と小作制・請負制の両構成要素を取込み、従って原理的には、約半世紀前のコルメルラと同一の延長線上にあったことである。ただ違ふのは、「農業家」コルメルラが奴隷労働を最重要要素として、小作制を例外的にのみ処理したのに対して、プリーニウスでは、その小作制が大きく前面に押し出されたことだけであり、依然として奴隷労働がウィラ経済の基底にとどまり続けたことに変わりはない。

従ってこの限りに拠って言えば、後述の如く、「奴隷制直営→自由人小作制」の形で進行する、顕著な普遍的現象としての不自由労働分業の後退が読み取られ得るとして、拡大解釈に基づくローマ大土地所有制の構造的転換図式の確定的「起点」を『書簡』に設定 (e. g., M. Rostovtzeff, V. A. Sirago) し得ないことになるが、問題の重大さの故に、差当りここでは事実関係を指摘するだけに止めて、これ以上の言及は避けたい。

だが併しその奴隷営舎の運営実状、とりわけ経済的なそれに関して、『書簡』は直接的には殆ど何も語っていない。農耕奴隷に関して辛うじて挙げ得るのは、隣接地所の購入を相談した1書簡 (III, 19, 6-7) の中で、購入予定の土地に対して「実直な」、それ故「より高価な奴隷」(eo pluris, quod frugi mancipiis)<sup>(62)</sup>の投入が必要だと述べたのに続いて、その理由として、「私は其処(購入予定地に隣接するプリーニウス所有地所)にも、他の何処にも、'vincti' (鎖に繋いだ奴隷)<sup>(63)</sup>は所有していないからである」(nam nec ipse usquam vinctos habeo nec ibi quisquam)、と付け加えた一文だけでしかない。

1箇所だけで「多数のウィラ」を擁したコモ湖畔、広大な葡萄畑を中心に豪壮なウィラを擁した『エトルーリア地所』を初めとしてイタリア内の6箇所に及んだ地所の数、知られ得

る地所の構成と収益（及びそこから推測され得る面積）<sup>(64)</sup>から推して、かれ自身は一言も語っていないが、〈フンドゥス〉欠如のウィラ並びにドムスを構成した「都市奴隷」は別として、プリーニウスが地所に置いていた農耕奴隷の数が、かつてカトー (*De agr. cult.* X, 1; XI, 1)、次いでそれを踏襲したウァルロー (*De r. r.* I, 18, 1)が必要「農場施設」として挙げたそれ、即ち、240ユーゲラのオリーブ畑に13名、100ユーゲラの葡萄畑に16名（但しウァルローは15名）からすれば、もはや比較にならない数に及んだであろうことは言うまでもない。併しそれにも拘らず、『書簡』はかつて大プリーニウスが『博物誌』の中で披瀝したような、巨大化した奴隷労働依拠の大土地所有制に対する危惧ばかりか、かれ自身の奴隷制ウィラ経営が抱えた筈の問題をさえ主たる題材とすることもなかった。そうではなくして話題は、小作料に対するコロニーの不平の訴え、小作料の滞納、減免措置、金納から物納への切り替えなど、専ら小作制に関するものであった。

プリーニウスのウィラもまた、疑いもなく果樹栽培を主とし、かつ広大な葡萄園の樹上販売 (VIII, 2, 1) に明らかなように、紛れもなく経営全体を市場に向けていた。併し、小作制（分割地小作）が初めて大土地所有の一構成要素として前面に出されたとは雖も、なお奴隷労働依拠の「直営」果樹栽培を最主要構成要素とした半世紀前のコルメルラとは対蹠的であった。後者との比較によって最低限間違いないと言えるのは、プリーニウスのウィラ経営がその構成に於て小作制、それ故経済的には「レント」収入の比重増大の形で実現されたことであろう。もしそうだとすれば、この延長上にあったのは、プリーニウスの直接所有下にあった奴隷労働それ自体の比重低下であった筈である。『書簡』に拠って言えば、恐らくそうであったと思われるものを含めて、要するに奴隷労働依拠の直営が語られたのは3通 (IV, 6, 1-2; VIII, 2, 1-4; IX, 20, 2) だけであり、これに当該の農場には 'vincti' はいない、とした今1通 (III, 19, 7) を加えても、計4通が数えられるだけである。

『書簡』検討に残された最後の課題は、アグロノーム諸誌、とりわけ時期的に最も近いコルメルラ『農書』との対比的な処理である。

コルメルラ (*Colum. De r. r.* I, 7, 1-7) は、天候不順乃至掠奪に遇わない限り、耕地の入念な耕作 (*sedule colitur ager*) は多くの収益を生み、その故にコロヌスが小作料の減免を要求するようなことは起こらない (*eoque remissionem colonus petere non audet*)、とし乍らも他方では、土地賃貸の頻繁な繰返しは「悪いこと」であり、それ以上に悪いのは、自らがではなくして奴隷によって耕作する「都市の小作人」 (*urbanus colonus*) に対する賃貸だとして、小作制に対しては消極的であり、土地が適度に「健康かつ地味豊か」 (*salubritas et terrae bonitas*) であれば、農場主自身による直営 (*sua cuique cura*) の方が小作人に貸すよりは常に「より多く収益をもたらす」 (*ex agro plus redidit quam coloni*)、とする奴隷制直営の有利性をかれの意見とした。

これに反してコルメルラが、農場差配奴隷よりは「自由な小作人」の下に置いた方がよりトレブルだと見做したのは、第一に遠隔地の農場 (*in longinquis fundis*)、中でも「穀物栽培地」、第二に、「われわれ自身のみならず奴隷によってもまた耕作に不適切な厳しい天

候と不毛土壤」の荒廃した地域の農場——因みに共和政最末期のウァルローは、このような土地(*gravia loca*)では‘*mercennarii*’ (日傭労務者)による耕作が有利だと見做したのだが(Varro, *De r. r.* I, 17, 3)——に対してであった。従ってコルメルラにあっては、小作制はウィラ経営の一構成要素として現われはしたが、あくまでも奴隷制果樹栽培主体の直営にとってはマージナルな要素としてのみ止まった。

これに対して約半世紀の後、プリーニウスの『書簡』が伝えたイタリア大土地所有制の現実、小作制比重、つまり地所の収益に占めるレント比重のさらなる増大であった。そればかりか、広大な『エトルーリア地所』を構成する葡萄園は、小作料(年間)が騎士身分資格財産額相当の巨額であり、それ自体が市場を前提とした大々的な小作に委ねられさせた。プリーニウスの地所で採られた小作制(金納と現物分益)、及び>*colonus*<、>*coloni*<、時として>*rustici*<の名で現われた小作人の実状については既に言及済みであり、ここでは次の整理によって、事実関係の確認と再確認が得られるだけでよい。即ち、第一に小作制の在り方、第二に奴隷制との関係がそれである。この下では、

- (1) 果樹栽培にもまた小作制が適応されたこと(X, 8)、
- (2) 小作制は必ずしも奴隷制に馴染まないものではなかったこと(III, 19)、

の両事実が何よりも先ず重要であった。

<X, 8, 5>の<コロヌス>が、巨額に及ぶ小作料からして、奴隷労働の前提なしには実現不能の大々的な請負であったのに対して、<III, 19, 6>の<コロニー>は間違いなしに分割地の小作人であり、小作地の地目は誌されていないが、畑地・葡萄栽培地・森林からなる地所の構成と旧所有主の下での小作人達の実状から推して、(確証は得られないが)穀物地ばかりか葡萄畑もまた小作に出されていた可能性は強い。不振に陥っていた小作地の買取りと建直しのために、プリーニウスが採ろうとした措置の一つは、既述の如く「実直」なるが故に「高価な奴隷達」<sup>(65)</sup>を配置(*sunt ergo instruendi*)することであった。この表現から推して、プリーニウスが配置を図ったこの奴隷達が、小作地に対する監督を目的として送り込みを図った>*actores*<ではなくして、コロニーの下に労働力として送り込まれた奴隷であったことは疑いない。

小作人に対する農場施設(*instrumentum fundi*)の貸与それ自体に関して言えば、「ドーリウム、ロープ付きの葡萄・オリーブ搾汁器がコロヌスに与えらるべき」であり、不足している場合、「農場主はそれらを備えねばならない」<sup>(66)</sup>、とするトラヤーヌス・ハドリアヌス期の法学者ネラーティウス(*Neratius Priscus*)の書簡(*Titius Aristo*宛)の有効性を承認したウルピアーヌスの註解(*Dig. XVIII, 2, 19, 2*)に、果樹園もまた小作に出され、かつ施設の貸与がその前提となっていた事例<sup>(67)</sup>が知られる。農場施設の筆頭に奴隷を挙げたカトー(*Cato, De agr. cult.* X, 1; XI, 1)を引き合いに出すまでもなく、奴隷が農場の「施設」を構成し(*cf.*, *e. g.*, *Sent. Pauli* III, 6, 43-4)、かつ農場の遺贈に際して奴隷が「農場施設」としてそれに含まれたことは既に述べた。奴隷がコロヌスへの貸与に含まれても決して不思議ではない。併しネラーティウスの貸与項目には、奴隷は挙げられておらず、1・2世紀

交のイタリア＝ウィラにそれがどの程度一般化していたか、史料による確認は絶望的である。プリーニウス自身もまた債務に陥っていたコロニーの経営建直しのために、実直な奴隷の送り込みの必要性を述べただけだが、例外的措置としては述べておらず、搾汁装置、ドーリウム等の農場施設と同様に、恐らく奴隷の貸与は稀有の事柄ではなかったと思われる。併し貸与そのものはそれ程重要ではない。そうではなくして、ここで改めて問題とされねばならないのは、〈III, 19, 6-7〉に明示された小作制と奴隷制の関係である。

イタリアの土地所有事情に関する好個の同時代史料、ウェレイアの『アリメンタ表』には1申告例だけだが、コロニーが未支払いのまま(in inemptione)かれらの下に置いていた奴隷(複数)の価格を、未払い小作料、借入金の利息と同様に差し引いて('deductis reliquis colonorum et usuris pecuniae et pretis mancipiorum')地価の申告をなしたことが知られる(C. XI, 1147, pag. vi, c. 43=ILS. 6675)。即ち、コロニーの下での奴隷労働の存在である。何処まで一般化出来るかは別にして、少なくとも事実関係それ自体としては、奴隷労働に委ねることの故にコルメルラが批判的であった「都市のコローヌス」、さらにプリーニウスに見える大規模請負のコローヌスのみならず、分割地の小規模コロヌスもまた、所有であれ貸与であれとに角その下になお奴隷制を維持したこと、従って小作制は必ずしも奴隷制と相容れないものでは決してなかった。大土地経営に占める小作制比重が、半世紀前のコルメルラとは比較にならない規模で拡大化の様相を示した一方、奴隷制はなお維持され続けた事実である。而もプリーニウスはなお、葡萄の樹上販売にその直接的な証言を見た如く、直営の奴隷営舎を大々的に擁し続けていた。

ここから、次のことが自明であろう。先にM. ロストフツェフが「古代資本主義」解体の決定的要因と見做してローマ大土地所有制の展開図式に組み込み、その後V. A. シラゴが異なったパースペクティヴからではあったが結果的には同一の帰着点に達した<sup>(68)</sup>、1・2世紀の交を「本質的」な起点とする「奴隷制→小作制」＝「果樹栽培→穀物生産」の構造的転換、即ち、2世紀以降の大土地所有制を規定することになる新所有主層、即ち新官僚貴族、大商人等から成る「大資本家」・「巨大土地所有主」の出現、並びにそのかれらが奴隷労働による直営を「放棄」した上に打ち出した、「地代型不在地主(rentiers)」としての定在の「一典型」(a typical representative)をプリーニウスに発見し、今や「主要労働力」となったコロニーによる「穀物栽培」が、もはや「時代遅れ」の「残滓」にすぎなくなった奴隷労働依拠の「果樹栽培」に取って代って、2世紀以後、イタリア農業の支配的形態となるに至った<sup>(69)</sup>として、1世紀と2世紀の間に「決定的な相違」を指摘し、かつその指標を『書簡』に見出した構造転換図式が事実上成立し得ないことである。確かにプリーニウスの大土地経営に於て、小作制の比重はコルメルラのそれとは比較にならなかった。だが併し変化は、(R. マルタン、F. デ・マルティエーノによる批判を見た如く)<sup>(70)</sup>イタリア＝ウィラ経済の構造的転換としてそれ程ドラスティッシュな形態と規模を以て進行はしなかった。

否そればかりか、プリーニウスの地所に於ては、その小作制そのものもまた、当時のイタリア農業一般の「不況」の中で、不振を免れ得なかった。そしてこれに対してプリーニウス

が執ろうとした手段の一つは、自由人コロニーの「上」に奴隷営舎の維持装置をかぶせることであり、その限りでは、共和政中期以来のウィラ＝ルスティカに構造的に固有の支配装置に直接的に連なるものであった。

さらに言えば、奴隷8名から成る直営農場とコロニー5家族の分割小作地(Horat. *Ep.* I, 14. Cf., *Sat.* II, 7, 118)の両者によって構成されたホラーティウスのウェアリア(Varia: Vicovaro)近郊「小地所」*agellus*<sup>(71)</sup>を引き合いに出す迄もなく、小作制それ自体は決して新しいものでもなかった<sup>(72)</sup>。而も、分割小作地に於ける自由人コロニーの下で奴隷労働が適応された事実は、先に確認された今一つの顕著な事実、ローマ貴顕身分・皇帝所有の地所に設置された瓦窯*figlinae*が、トラヤーヌス期～セウエールス期の間に維持し続けた、同一機能の場に於ける自由・不自由両労働の併存関係<sup>(73)</sup>と同様に、ローマ大土地所有制が奴隷労働か然もなければ自由人コロニーか、さらに極言すれば直営か然もなければ小作か、という二者択一的形態では決して進行しなかったことを教えた。

事実また、イタリアのウィラ遺構が直接われわれに答えたのは、ハドリアーヌス期に果樹栽培中心型から畜産(豚)中心型へのウィラ＝ルスティカの大幅な改築の跡を残したエトルーリアのセッテフィネストレ(Settefinestre)=ウィラにしても、あるいは1世紀中葉に、農場施設の部分的改築によって市場向け生産の瓦窯を新設したカムパーニアのサン・ロッコ(San Rocco)=ウィラにしても、最後まで奴隷居住施設を維持し続けた如く、エルガストゥルムを含めて何時までそれが利用されたかは定かではないが、イタリアの果樹栽培ウィラが奴隷営舎のままで(ドムスと同時に)かまたは若干の時間的なずれを置いて、2世紀後半以後、とりわけ集中的には同世紀末から3世紀前半にかけて相次いで放棄乃至廃棄されたことであった<sup>(74)</sup>。

だが併しその奴隷制自体、態様は決して不変ではなかった。カトーは、施設としての〈エルガストゥルム〉には明言していないが、小麦・パン・葡萄酒・オリーブ油その他奴隷に対する食料支給に関して構成労働諸力に言及し、一般労働奴隷(*qui opus facient*)・農場差配とその女奴隷(*vilicus, vilica*)・作業頭(*epistates*)・羊飼(い)(*opilio*)に加えて、*'compediti'*(足枷を付けて農作業に従事する奴隷)<sup>(75)</sup>を挙げた(Cato, *De agr. cult.* LVI-LVIII)<sup>(76)</sup>。さらにコルメルラは、奴隷の懲罰を目的とする〈エルガストゥルム〉をウィラ運営の要(Colum. *De r. r.* I, 8, 16)と見做し、葡萄畑に最も一般的な形態として*'alligati'*(鎖に繋がれた奴隷)による耕作(I, 9, 4)<sup>(77)</sup>を語った他、別箇所でもまた同様に*'mancipia vincta quae sunt ergastuli'*(鎖に繋がれた奴隷=*ergastuli*)、*'compeditibus innexa'*(足枷を付けられた奴隷)に言及する(*ibid.* X, 1, 22)。略々同時代のプリーニウス(大)が、一般に「絶望者」でしかない鎖に繋がれた奴隷によって農場を耕すのは「最悪」である(Plin. *N. H.* XVIII, 36: *'coli rura ab ergastulis pessimum est'*)、として奴隷制一般に対する悲観論<sup>(78)</sup>を引き出したのも、一般的存在としての*'ergastuli'*を前提としてであった。

これに対して『書簡』は、奴隷、とりわけ直営農場に於ける労働の実状に関して直接的には何も伝えていない。併し断片的乍らも奴隷に関する言及が所々に見受けられ、それらを介

して、〈奴隷所有主－奴隷〉の関係を中心に、かれの下で実現された奴隷制の実態に関してある程度まで復元が可能である。

〈III, 19〉の中でプリーニウスは、買取り予定の隣接地所に関して、不振に陥っていた小作地経営の再建策として「実直」なるが故に「高価」な奴隷の導入の必要性を述べたのに続いて、前述の如く、プリーニウス自身は此処だけに止まらず他の何処の地所にも「鎖に繋いだ奴隷」は持っていないことをその理由に挙げた(id. 7)。さらにプリーニウスは、かれが所有する奴隷に対して‘*indulgentia*’（寛大さ）を以て対応したことを口にする。Valerius Paulinus<sup>(79)</sup>宛て書簡では、奴隷達に対する後者の「穏やかな」対応(*molliter tuos habeas*)と同様にプリーニウス自身もまた、奴隷達に如何に「寛大さ」を以て接したかを語り、さらにV. Paulinusが「フォルム・ユーリーに所有する地所」(*praedia tua, quae Foro Iulii possides*)に送り込もうと考えた「有能、忠実かつ教養ある者」＝解放奴隷 (*homo probus, officiosus, litteratus*)に対しては、「より大きな‘*humanitas*’（人間味）が示されるべきだ」と忠告する(V, 19, 2-3)。

「私の奴隷達の病気、それに加えて（かれらの、而もある者は若年の）死亡が私を打ちのめした」（‘*confecerunt me infirmitates meorum, mortes*’）で始まる〈VIII, 16〉（Plinius Paternus宛）<sup>(80)</sup>では、それが「悲しみ」と同時に金銭的な「損失」(*damnum*)をもまたもたらし、この悲しみには到底及ばない乍らも些かでもそれを予め和らげる方策として、常々解放を容易にしておくこと(*facilitas manumittendi*)と共に（あくまでも擬制的にはあったが）奴隷達に「遺言」をなすことを承認し（‘*permitto servis quoque quasi testamenta facere*’）、かつそれを正当なものとして(*ut legitima*)監視することの、両緩和策をとったことを伝えた。そしてこの策をとるべく「私を動かした」のは、偏に奴隷に対する‘*humanitas*’だとプリーニウスは付け加える。但しこの場合の「私のもの（奴隷達）」とは、「（私の）〈ドムス〉は奴隷達には言わば〈レース・プーブリカ〉であり・・・」（‘*servis res publica quaedam... domus est*’）に明らかな如く、プリーニウスの邸宅を構成する「都市奴隷」であった(id. 2-3)。C. Septicius Clarus<sup>(81)</sup>に宛てた〈VIII, 1, 2〉もまた同様であった。それによると、プリーニウス所有の若干名の奴隷が暑気当たりに陥り、中でも朗読奴隷(*lector*)の一人が特にひどくて、声が出なくなると報じた後で、「このことは私には悲しむべきこと」(*hoc acerbum mihi*)である、とされる。この両書簡の奴隷は併し、何れもドムスを構成する最狭義の都市奴隷であり、ウィラ＝ルスティカを構成した農耕奴隷ではなかった。従ってそこで示された奴隷との関係は、直ちに一般化は出来ない。

これらの書簡の内、最も問題なのは、プリーニウスが‘*vincti (servi)*’は何処にも所有していない、とした箇所である。もしこの一文を文字通りに解釈すれば、プリーニウスはどのウィラにも奴隷を拘禁する施設＝〈エルガストゥルム〉を設けておらず、「鎖に繋がれた奴隷」*ergastuli = vincti*は所有していなかったことになるが、かれが両親のみならず、プリーニウス（大）からもまた地所を遺贈されたこと<sup>(82)</sup>を考慮すれば、果たしてかれのウィラはエルガストゥルムを置いていなかったのか、俄には信じ難い<sup>(83)</sup>。併し「実直かつ高価な

奴隷」を分割地の施設としてコロニーの下に置き、疑いもなく信頼に足る農事経験豊かな奴隷を選んで農作業・収穫物の監督として小作地に送り込んだことといい、あるいはウィラの家内奴隷を農作業の応援に送り込んだことといい、『書簡』に示された以上の如き諸配慮から推して、プリーニウスが家内奴隷と農場奴隷を峻別して、前者に対してだけ‘indulgentia’なり‘humanitas’なりを以て臨んだとは考え難い。この一文もまた、それ故強ち誇張的な外交辞令だとは言えないし、また突飛な形で挿入された「孤立的な覚え書き」<sup>(84)</sup>であったとも言えない。もしそうだとすれば、この推測の延長上にプリーニウスは、遺贈されたウィラに既設のエルガストゥルムを機能させなかったか乃至はそれを必要としなかったことになるが、これについてはもはや何とも言えない。併しこのような場合でさえ、プリーニウスは、奴隷の病気と死亡が金銭的な損失を意味したことの利害計算を忘れてはいない(nec ignoro)。

従ってこの限りに拠って言えば、‘servi vincti’をかれ自身の農場に使用しなかったプリーニウスは、この方策を採ったことで「コルメルラから離れた」、とするR. マルタンの解釈<sup>(85)</sup>にも拘らず、プリーニウスのこのような対処の仕方そのものは、その実(筆者の理解する所では)約半世紀前、イタリアのウィラが陥っていた一般的な経営不振の最中にコルメルラが大土地所有主達に配慮を促したそれ(Colum. *De r. r.* I, praef. 12)と本質的には同一の次元に属した、と見做されるべきであろう。

「われわれは地所を自ら耕すのを卑しむ」(ipsi praedia nostra colere dedignamur)ばかりか、農事に精通したかまたは有能な奴隷を農場差配に据えることが肝要なのに、それさえ重要事だとは見做していない>nullius momenti ducimus)、とした箇所からだけでも既に明らかである。さらにコルメルラは、最も一般的形態としての鎖に繋がれた奴隷による葡萄栽培を論じた箇所に直ぐ続いて、同一の迅速性を備えた「実直な」奴隷の方が鎖に繋いだ「無頼奴隷」以上のより良きことを為すものだ(*ibid.* I, 9, 5)、とする一文を付加することを忘れてはいない。この点では、鎖に繋いだ奴隷による耕作は最悪だとしたプリーニウス(大)(Plin. *N. H.* XVIII, 36)もまた同様であった。(但しこの教訓をその甥、プリーニウス(小)が如何に受け止めたか、『書簡』では直接それを口にするとはなかったが)。否そればかりか、もし同一の結果が得られるのであれば、「言葉」でなくして「鞭で強制」するのは得策ではないと言い(Varro, *De r. r.* I, 17, 5)、さらに農作業指揮の奴隷には労働関心をもたせるために、〈ペクーリウム〉の所持をもまた配慮すべきこと等々の方策を勧めた共和政最末期のウォルロー(*ibid.* 5-7)ともまた軌を一にした。

素よりプリーニウスもまた、「自ら耕す」ことはなかったが、『書簡』に一貫して見られたのは、全てを他に委ねる大土地所有主として止まったのではなくして、奴隷・小作人の導入と選定に自ら関与し、帳簿に目を通す「大土地経営主」としての直接的な利害関心であった。従ってプリーニウスが明らかにしたこのような措置を以てすれば、頻繁な経営不振の声を前にして、その主要原因としてコルメルラが強調した、「大土地所有主＝大土地経営者の乖離」<sup>(86)</sup>は、疑いもなく過大表現であって、即貴族的大土地所有主一般の現実として拡大化

はなされ得ない。

そのプリーニウスはまた、奴隷の病気と死亡の「災難」を「損失」とだけしか呼ばない「他の人々」(VIII, 16, 3: 'alios huius modi cassu nihil amplius vocare quam damnum') に対して、「損失」と同時に「悲しみ」(id. 1: 'tanto dolori') を口にして、解放の機会を与え、'humanitas' と 'indulgentia' を以て臨んだ。併しこれらの措置が、その実、本質的には労働のより効果的な収奪という、ローマ奴隷制が抱え込んだ正に古き課題(e. g. Varro, *loc. cit.*; Colum. *De r. r.* I, 8, 15-19) に対して改めて繰返された、「鎖」ではなくして「穏やかさ」と「寛大さ」を以てする、新たな対応の一現実であったのは確かである。だが併し、このような対応を以てする奴隷制の維持にも拘らず、その一方でプリーニウスはコルメルラとは対蹠的に、規模の大小(一括請負の大規模小作と分割地の小小作)を問わずとに角小作制への依存を強める。かれの〈レント取得者〉としてのより強度の定在である。だとすれば、かれがこの挙に出たのは何故であったのか。管見の及ぶ所、プリーニウスは直接的には何も述べていないが、『書簡』に現われた次の如き諸事情によって、ある程度までの推測は出来よう。

(1) 天候に左右される果樹栽培の不安定性(IV, 6; VIII, 17)、頻繁な作柄の不良(VIII, 15; IX, 16; IX, 20)、

(2) 豊作の故の価格低落、好況の予測にも拘らず好転しなかったなど、市場の不安定性(IV, 6; VIII, 2)、

(3) 奴隷の病気と死亡による金銭的な損失(VIII, 16)<sup>(87)</sup>、さらにこれに加えて、

(4) コローニーの計算書に「嫌々乍ら」目を通し(rationes legebam invitus)、コローニーの不平に対して同様に「意に添わない」が逐一耳を貸し(V, 14; IX, 15)、小作制の実を挙げるためにコローニーに対して監督を送り込む(III, 19; IX, 37)など、小作制を採った場合でさえ個々のコロヌスとの間に生じる煩わしさがそれである。

これらに暗示されたのは、第一に、しばしば収益の低下(而も予測不能の)をさえ結果する奴隷営舎維持の不安定性、第二に、農場運営に関わる大土地所有主としての煩わしさであった。そしてこの両者が、一にかかって、既に半世紀前、コルメルラとプリーニウス(大)によって明確に認識された、もはや共和政期とは比較にならない規模でのローマ貴顕身分の下での大土地所有の拡大化の結果であったのは間違いない<sup>(88)</sup>。恐らくこのような所に、プリーニウスが決して煩わしさそのものからは自由ではあり得なかったにしても、直営のそれとは質を異にした、自由人コローニーとの契約関係に拠る小作制を重視した理由の一つがあったと思われる。かつて理解されたような「労働諸力の欠如」が、プリーニウスをして小作制重視の挙に出さしめたのでは決してなかった。況んや1・2世紀交のこの時代が、ローマ奴隷制そのものの止揚に直結する「危機の時代」<sup>(89)</sup>を意味さなかったのは言うまでもない。

だが併し、他ならぬトラヤーヌス期は、『書簡』を含めて共和政中期以来のアグロノーム諸誌が例外なしに、イタリア=ウィラの最重要構成要素として誌した果樹栽培の実状を最も直接的に証言する好個の物証たる〈D. 2-4〉アムフォラが激減傾向を顕にした、まさにその最中であつた<sup>(90)</sup>。『書簡』を通して読み取られた顕著な時代傾向は、イタリア=ウィラが

陥っていた（必ずしも一過性的なものではない）「一般的不況」であり、コルメルラの『農書』とは比較にならない小作制比重の増大と、他ならぬそこでの「不振」の拡大化現実であった。それ以後、アグロノーム諸誌を初めとする関係諸史料の事実上の欠落の最中であって、近年加速度的な情報量の急増と相俟って、一段と精緻化の度を加えた考古学的新知見<sup>(91)</sup>によって初めて明らかにされた次の2事実は、それ故、『書簡』に直截的な表現を見た1・2世紀交に於けるイタリア＝ウィラ経済の現実と決して無関係でなかったと考えられざるを得ない。即ち第一は、『パックス・アウグスタ』以来の地中海スタンダード型アムフォラ＝〈D. 2-4〉の、1世紀後半以後の激減と2世紀後半以後までは生き延びなかった「事実上の消滅」であり、第二は、同様に早くも2世紀後半に始まり、3世紀に入って略々「全イタリア規模」、次いでヒスパーニア東北部とナルボーネンシス・ガリアの「西部地中海規模」で進行し、而もその間に構造的変化（最も端的には奴隷営舎の解体）の然したる痕跡も残すことのなかった（但しあくまでも考古学的な、である）、一般的規模での果樹栽培ウィラの「放棄」乃至「廃棄」、——以上の二事実である<sup>(92)</sup>。

## 註

- (1) 拙稿「“Exactores”, “Custodes”考」『史学論叢』29 (1999)10頁註(1)参照。Cf., Martin, R., ‘Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps’, *REA*. LXIX (1967), 64; Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny and Social Commentary* (Oxford 1965; Repr. with corrections 1985), 41 et alii. なお『書簡』には邦訳があるが、抄訳であり、ウィラ関係は殆ど収録されていない。それがあるもの (e. g. III, 19) は併せて参照した。国原吉之助訳『プリニウス書簡集』講談社(1999)。なお本稿の底本は、次の校訂本によった。Rec. M. Schuster, 3. ed. cur. R. Hanslik, *C. Plini Caecili Secundi Epistularum lib. novem, Epistularum ad Traianum lib.*, Bibl. Teubneriana (Stuttgart/Leipzig 1992).
- (2) 拙稿「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討——」『別府大学紀要』42 (2000)31-48頁参照。本稿はその続稿をなすものである。
- (3) 村川堅太郎「大土地所有者の実例——プリーニウスの書簡の研究——」『羅馬大土地所有制』(日本評論社 1949) 79-93頁=『古代史論集』3 (岩波書店 1987)所収(254-266頁)。
- (3a) Heitland, W. E., *Agricola. A Study of Agriculture and Rustic Life in the Greco-Roman World from the Point of View of Labour* (Cambridge 1921; Repr. Westport 1970), 169, 217, 321-2 et alii; Frank, T., *An Economic Survey of Ancient Rome* Vol. V (Baltimore 1940; Repr. NY. 1975), 122-3, 172, 179-80 et alii.
- (3b) 管見の及ぶ所、P. W. ド・ネーフエ (de Neeve) の解釈がそうである。註(10)参照。
- (4) E. g., Varro, *De r. r.* I, 4, 1; Horat. *Ep.* I, 7, 1-13; 77-83; 10, 6-25; 14, 31-44; Plut. *Cato mai.* 21; 25.
- (5) R. ダンカン=ジョーンズは、年収を土地投下資金の「6%」とする計算基準を設定し、これらの収益と土地価格に拠って、イタリア内6箇所にあたるプリーニウス所有の全所有地の地価総額を「1,700万HS.」と推定し、A. N. シャーウィン=ホワイトもまた略々同様の数字、「1,200~1,700万HS.」を挙げ、地所から挙がる年収総額を「80~100万HS.」と計算した。なおプリーニウスが自らの資産を「中程度」としたことに関して、シャーウィン=ホワイトは次の如き推定、即ちVibius Crispus=2億HS.、Eprius Marcellus=3億HS.、Calvisius Rufus=6千万HS. を挙げて、プリーニウスの資産はかれ自身が言う如く「第二ランク」であったと見做したが、この数字自体推測の域を出るものではない。Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies* (Cambridge 1974), 19-20; Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 149-150, 205. Cf., Garnsey, P. and Saller, R.,

*The Roman Empire: Economy, Society and Culture* (Berkeley/L. A. 1987), 66-71.

- (6) Cf., IX, 7, 1.
- (7) A. N. シャーウィン=ホワイト (*op. cit.* 184) は、当該書簡のコメントとして、プリーニウスが若くしてウィラを遺贈されたことに加えて、不在地主であったことの「二重」の不利益性をその背後に推測した。拡大解釈の誹りは免れ得ないが、特に所有主の農地不在を不振の一因に挙げた推測は注目に価する。マゴの『農書』以来、農場主に望まれた「在地性」(adsiduitas)に対する重要性の認識については、Plin. *N. H.* XVIII, 35-36参照。
- (8) 当該書簡の執筆時期に対するシャーウィン=ホワイト (*op. cit.* 571-2) の推定は、「A. D. 98」乃至「A. D. 99 (6~8月)」。
- (9) IV, 1, 4: 'oppidum est praediis nostris vicinum (nomen Tifernum Tiberinum)'; cf., V, 6, 1-2.
- (10) 単数形表現をとる当該書簡、<X, 8>の 'colonus' に関して、先行学説は必ずしも一致しなかった。W. E. ヘイトランドは、この 'colonus' を他書簡に一樣に現われる、複数形表現の「小作人」(*coloni*) と同一視し、単数形表現にとりたてて注意は払わなかった。これに対して村川氏(前掲書84-85頁)は単数表現を重視し、この小作人に複数存在の分割地小作人一般ではなくして、「資力ある請負人」を特定した。その後併しR. マルタンは、トラヤヌス帝宛の当該書簡——但しかれば他の引用箇所でもまた同様に、<X, 8>ではなくして<X, 9>とするのだが、明らかに典拠ミス——でプリーニウスは「良き小作人達」(*bons fermiers*)を見付けねばならなかったばかりか、一人も捜し出せない危険性もあった、として(ヘイトランドと同様に)〈コロニー〉一般を見た。この解釈は、A. N. シャーウィン=ホワイトも同様であった。否そればかりかV. A. シラゴに至っては、「2世紀末以前」のイタリア大土地所有には、大規模請負の如何なる史料も残されていない、として(村川説の如き)存在そのものを否定する。併しその後P. W. ド・ネーフエは、'novus colonus'の単数形表現に着目し、騎士ケーンヌスを超す小作料であったことから、この〈コロヌス〉に、「極度に高い経済的かつ恐らくまた社会的なランク」(*an extremely high economic and presumably also social rank*)の小作人であり、高額の小作料支払い能力ある単一の「富裕な小作人」であったとして、葡萄園全体を一括して請負った「単一の大規模小作人」(*a single large-scale tenant*)を割当てた。併し、これで決着がついたわけでは決してなかった。最近に至ってD. P. キーオが再び、<X, 8>に複数の小作人一般に対するプリーニウスの対応を見たからである(従って単数形表現の 'colonus' は集合概念)。後に今一度言及するであろう如く、他の書簡に見える小作人が悉く複数存在の>coloni<乃至>rustici<として現われるのに対して、当該書簡だけが単数表現を採り、かつプリーニウスとの間の請負契約もまた複数形の 'locationes' ではなくして、<locatio cum alioqui CCCC excedat>として単数形で示された。これからすればこの〈コロヌス〉に大規模請負者が意味された可能性は大きい。反面併し、集合的意味での単数形表現に加えて、年間小作料だけで騎士ケーンヌス相当の巨額であったことから推して、果たしてそれ

に耐える大規模請負者がイタリア大土地所有の純粹に私的な請負契約に適応され得たか否かは疑問である。何れにしても確定手段欠如の故に、ここでは一先ず「可能性は大きい」とだけしておくのが穩当であろう。勿論、大々的な奴隷労働依拠の大規模請負耕作がなかったわけでは決してない。例えばシキリアの10分の1税地がそうであった。Heitland, W. E., *op. cit.* 320; Martin, R., 'Pline le Jeune' *cit.* 84; Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Trajano* (Louvain 1958), 154-5; Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny* *cit.* 574; Neeve, P. W. de, *Colonus. Private Farm-Tenancy in Roman Italy during the Republic and Early Principate* (Amsterdam 1984), 17, 166 and n. 228; Id., 'A Roman Landowner and his Estates: Pliny the Younger', *Athenaeum* LXXVIII (1990), 379-83; Kehoe, D. P., 'Investment in Estates by Upper-class Land-owners in Early Imperial Italy: the Case of Pliny the Younger', in: Sancisi-Weerdenburg, H., Spek, R. J. van der, et alii (eds.), *De Agricultura. In Memoriam P. W. de Neeve* (Amsterdam 1993), 232. シキリアの大規模土地賃借経営と農民経済については、村川・前掲書 144-54頁、拙稿「ローマ共和政期に於けるシキリアの奴隷反乱と大土地所有制」『史淵』71(1956) 79-103頁及びその後刊行された2論考、Pritchard, R. T., 'Gaius Verres and the Sicilian Farmers', *Historia* XX (1971), 224-8; Id., 'Some Aspects of First Century Sicilian Agriculture', *ibid.* XXI (1972), 646-660を参看されたい。

- (11) Cf., Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 270 (A. D. 104-5).
- (12) プリーニウス所有「地所」の名称並びに単一地所の複数形表現、'Tusci (*agri*)' の用語法については、拙稿「1世紀後半-3世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』8(1984) 62-74頁参照。
- (13) この農産物が何であったかのみならず、農場の構造(奴隷制、小作制)についてもまた、直接、間接の別を問わずプリーニウスの言及は見当らない。
- (14) プリーニウス所有のこの地所(II, 17; IV, 6)に関する近年の場所推定とウィラの復元(作図)については、次の両文献参照。Frays, J. M., *Markets and Fairs in Roman Italy* (Oxford 1993), 31; Weeber, K.-W., *Alltag im alten Rom: das Landleben* (Düsseldorf/Zürich 2000), 181. さらにまた、両書簡に一樣にとられたこの地所の単数形表現については、拙稿「1世紀後半-2世紀初のイタリアに於ける大土地所有の形態と構造(1)」『歴史学・地理学年報』8(1984) 66頁を参照されたい。
- (15) 同様の災害は、略々時期を同じくして<VIII, 17>(因みに当該書簡に対するSherwin-White, A. N., *op. cit.* 467の推定は「107年秋」)にも報じられている。それによると(id. 1-3)、しばしば「嵐と洪水」に見舞われ、特にアニオ川流域では氾濫によってウィラは甚大な被害を蒙った、とされる。なお蛇足ではあるが、プリーニウスが<IV, 6>で誌したのは、農場欠如の*Laurentinum [praedium]*だけが唯一「私に収穫」(id. 2)を齎らしたことであって、「収益(reditus)なしと誌され」(村川・前掲書 82頁)てはいないことを付記しておく。

- (16) Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 518 (推定執筆時期は同年「8月」)。
- (17) Cf. e. g., Neeve, P. W. de, *Colonus* cit. 10 and n. 39.
- (18) ド・ネーフエ (*ibid.* 62 n. 208)は、〈IX, 37〉の地所を〈X, 8〉に連動させて『エトルーリア地所』とした先行学説 (Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 519) を踏まえた上に、‘*novus colonus*’ との小作契約を報じた〈X, 8〉の地所は、「直営プランテーション」と「賃貸プランテーション」の両者によって構成されたと考え、当該書簡の小作地をそれに含ませることによって同一見解に与した(‘all of which presumably refer to Pliny’s property in Tifernum Tiberinum’)。だが併し、〈IX, 37〉は「多くの」コロニーよりなる分割地小作であり、もしシャーウン=ホワイトの如く ‘*novus colonus*’ にコロニーの集合表現を見るならばこの地所特定は成立し得るが、〈X, 8〉に一人の大規模請負者による小作を見たド・ネーフエ説は両書簡で矛盾することになる。もしこの大規模小作人が、その下に多数のコロニーを擁した「総小作人」*conductor* (管見の及ぶ所ではプリーニウスと略々同時期のローマ皇帝庫帰属ヒスパーニア鉱山、アフリカ皇帝所領に見られたような)であったとすれば話は別だが、ド・ネーフエは全くそれを考えておらず、プリーニウス自身何も述べていない。何れにしても積極的な史料根拠に欠けるために、両書簡の地所が果たして同一であったか否かは俄には決め難い。
- (19) Coulanges, F. de, *Recherches sur quelques problèmes d’histoire I: Le colonat romain* (Paris 1885; Réimpr. N. Y. 1979), 15. 同解釈に対する批判は、Martin, R., ‘Pline le Jeune’ cit. 82-3参照。
- (20) 管見の及ぶ所、「分益」方式そのものは既に前2世紀のカトーに知られた。即ち第一は穀物と豆栽培に適應された〈*partiaris*〉(Cato, *De agr. cult.* CXXXVI)である。それによると、カシーヌム(Casinum)、ウェナーフルム(Venafrum)近郊の上質土地域では(in loco bono)、〈*partiaris*〉の取り分は「籠」で量る未脱穀穀物(直ぐ後に大麦を別記していることからしてこの場合は明らかに小麦)の1/8、第2位、第3位の土地は夫々1/7、1/6、脱穀済みの場合は1/10、ウェナーフルムの最高地では未脱穀1/9、大麦の場合は脱穀済みで1/5、殻をとった豆は1/5、つまり20%の取り分であった。第二は葡萄園の管理に導入された〈*partiaris*〉(*ibid.* CXXXVII: ‘vineam curandam *partiaris*’)であり、かれの任務は「フンドゥス(明らかに地所全体)、果樹園、穀物畑」の入念な管理(*bene curet fundum, arbustum, agrum frumentarium*)、農場内飼育牛の乾草と飼料作りであった(但しカトーは任務のみで分益の実態には触れていない)。第三はウィラ建築用の石灰を農場内の窯で調達する際に導入された折半請負である(*ibid.* XVI)。併しその後のアグロノーム諸誌では、専ら金納が問題であった。〈分益小作〉一般についての論議は、Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 520; Neeve, P. W. de, *Colonus* cit. 15-18参照。
- (21) 未収穫葡萄園についてのコルメルラの計算基準、「1*jugerum* = 1,000HS.」、これに施設を整え葡萄園としての体裁を備えた場合の「1*jugerum* = 3,000HS.」(Colum. *Der. r.* III, 3, 8)を機械的に適應しても、この地所は30~40ユーゲラ程度であり、その他の諸要素を

入れて最大限で見積もっても50ユーゲラを超すことはなかったと思われる。Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 358の推定は「40~50ユーゲラ」。もし仮に穀物栽培中心の地所であったとして「1jugerum = 1,000HS.」を以てすれば、100ユーゲラ(25ha)前後であったことになる。

(22) この農場が葡萄園、穀物地の何れであったとしても、註(21)で推定された面積がそのまま耕作されたわけでは決してない。農場構成員の食料、役畜用の牧草地その他の必要用地が準備されねばならず、特に穀物生産の場合には地中海農法に基本的であった二圃制が考慮されねばならないからである。この比率を最も大きく見積もったM. ウェーバーは、葡萄園 100ユーゲラにつき実際の植込み面積を「45ユーゲラ」と算定し、これに対して、H. ドールとK. D. ホワイトは「60~70ユーゲラ」の数字を与えた。穀物地はさらに効率が悪く、仮に100ユーゲラの土地全てがそれに当てられとしても当該年度の作付け面積は50ユーゲラにしかない(因みに共和政末期のシキリア農民地に関するJ. カルコピーノの計算によれば「40%」)。これらの論議そのものに立ち入る余裕はもはやないが、何れにしてもプリーニウスが姪に与えたこの地所が単なる謙譲ではなくして、文字通り「小農場」*agellus*であったのは確かである。Weber, M., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats-und Privatrecht* (Stuttgart 1891; ND. Amsterdam 1966), 222-3; Dohr, H., *Die italische Gutshöfe nach den Schriften Catos und Varros*, Diss. Köln(1965), 47; White, K. D., *Roman Farming* (London 1970), 392-3; Id., 'Latifundia. A Critical Review of the Evidence on Large Estates in Italy and Sicily up to the First Century A. D.', *Bull. of the Inst. of Class. Studies*, Univ. of London XIV (1967), 76; Carcopino, J., 'La Sicile agricole du dernier siècle de la République romaine', *VSWG*. IV(1906), 171. 二圃制に関しては、拙稿「ローマ農業の生産性(上)」『古代文化』49, 2(1997)16-17頁参照。

(23) 拙稿「《Actores》考——Plin. *Ep.* III, 19 ——」『歴史学・地理学年報』18 (1994) 19-31頁参照。

(24) 他方併しプリーニウスは、このようなメリットの反面では、同一の気象条件下に同一の災害を被る(*iisdem tempestatibus, iisdem casibus subdere*)同じ場所に地所を拡大することの不安、各地に散在する地所を訪れ、「土地と空」の違いを味わう楽しみがなくなることの両デメリットをもまた挙げる。

(25) <campus>(複数)に対する筆者の特定＝「穀物栽培の耕地」に関しては、前掲拙稿「大土地所有の形態と構造(1)」65頁及び同稿註(22)参照。

(26) Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 254.

(27) T. フランクは、プリーニウスが「重い出費」乍ら奴隷を購入して「小作人」に与えねばならないであろう('he will have to supply his renter with slaves')との推測から、<VII, 30, 3>の'*conductores*'(前出)と同様に、この'*cultores*' = '*coloni*'にもまた「大規模請負者」(large contractor)——フランクのこの用語では、明らかに単数存在の

——を理解した。併し管見の及ぶ所では、この解釈はその後継承されなかった。筆者もまた、両書簡の内容からして、間違いなしに複数の分割地小作人を指したと考える。Frank. T., *Econ. Surv.* V, cit. 179. Cf., Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 255; 村川・前掲書88-9頁。

(28) ‘eosdem patrimonii tertiam partem conferre iussit in ea, quae solo continerentur’ (VI, 19, 4). なお、Sirago, V. A., *op. cit.* 272-3は、イタリアの地価低落に歯止めをかけようとしたローマ元老院の画策をその背後に推測したが、『書簡』からそこまでは読み取られ得ず、拡大解釈の誹りは免れない。

(29) ‘proinde, si paenitet te Italicorum praediorum, hoc vendidi tempus tam hercule quam in provinciis comparandi, dum iidem candidati illic vendunt, ut hic emant’.

(30) 別書簡 <VII, 25. 2>によると、この人物は騎士身分として軍務に就いた後、農場に退き(recepit se in agros suos)、政務職への道を選ぶよりは「平穏な余暇」を選んだとされているが、地所の所在場所は明らかでない。管見の及ぶ所では、ペルーシア近郊で発見されたテッセラ刻文(C. XI, 1947=ILS. 6120)に、<フンドゥス>所有主として、*C. Terentius Iunior (pago Paetiniiano, fundo C. Terenti Iunioris)*の名が知られるにしても、人物の特定は不可能である。

(31) プリーニウスは何処の地所とも述べていない。「このこと(ほどほどの葡萄収穫)は私と貴方で共通している、云々」からすれば、必ずしも特定の地所を指したのではないとも考えられるが、定かには出来ない。

(32) R. マルタンは、プリーニウスがウィラの家内奴隷を応援に出す措置を執ったのは、以前は日雇労務者(mercennarii)の予備軍であった零細農民(*la plèbe rurale qui fournissait les mercennarii*)が、当時既に「完全に消滅してしまっていた」からだとした。併しコルメルラでは、‘mercennarii’はなお農場経営の重要な要素として止まっており(Colum. *De r. r.* I, pr. 9;12)、興味深いとはいえ、いささか穿過ぎた拡大解釈の誹りは免れ得ない。Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins et leur conceptions économiques et sociales* (Paris 1971), 240.

(33) 当該書簡の>rustici<, >urbani<両者に関しては諸学説が錯綜し、夫々に微妙な食違ひもまた見られた。極めて大胆な作業だが、これらの詳細は一先ず捨象して主要論点だけを整理すると、略々次の如き整理が可能である。

(a) 両者共に奴隷、即ち「農場奴隷」及び労働力として応援に出された「都市奴隷」(Martin, R., *Recherches sur les agronomes* cit. 249; Id., ‘Pline le Jeune’ cit. 86; 村川・前掲書 83頁)、乃至前者の上に「監督」乃至「頭」として送られた「都市奴隷」(Heitland, W. E., *op. cit.* 321)。

(b) 「コロニー」に対する監視を目的として応援に出された「都市奴隷」、即ちこの場合の>rustici<は「コロニー」、>urbani<は「奴隷」(Backhaus, W., ‘Plinius der Jüngere und die Perspektiven des italischen Arbeitskräftepotentials seiner

Zeit', *Klio* LXIX, 1987, 147)。

(c) 当該書簡、〈IX, 20〉は『エトルーリア地所』(III, 19; VIII, 2; IX, 16: IX, 37と同様に)に関わるものであり、この地所は奴隷労働依拠の直営プランテーション (IX, 16; IX, 20が証言する如く)・小作プランテーション (X, 8)・分割地小作 (IX, 37)の三要素によって構成された。従って〈IX, 20〉の>rustici<は「直営地の奴隷」。それ故解釈は第一説と同一だが、地所を特定したこと、併し>urbani<には言及していないことで一先ず別学説とした (Neeve, P. W. de, *Colonus* cit. 166; 162 n. 208; 163 n. 213)。

プリーニウス自身、「時折」葡萄の房を摘み取り (non numquam decerpere uvam)、あるいは前掲の如く搾汁装置の点検、搾ったジュースの味見などを為した上に、「>rustici<を指揮する>urbani<を陰ながら視察する」云々と報じていることからして、この>rustici<がプリーニウスの直接関与下に置かれた葡萄園の農耕奴隷であったことに問題はない。だとすれば>urbani<とは誰であったか。コルメルラが農地を繰り返して賃貸に出す (frequentem locationem fundi) よりもっと悪い (peior) と見做した、「都市の小作人」*urbanus colonus* = 「自らよりは奴隷によって土地を耕すことを選ぶ」 (qui per familiam mavult agrum quam per se colere) 都市定住の大規模請負人 (Colum. *De r. r.* I, 7, 3-4) でなかったのは確かである。さらにまたプリーニウスがローマの邸宅 (ドムス) に擁した奴隷でなかったことも確かである。そうではなくして、当該ウィラのドムス——もしこの地所がティフェルヌム=ティベリーヌムの『エトルーリア地所』であったすれば、プリーニウスはここに豪壮なドムスを持っていた (V, 6)——の「家内奴隷」であり、プリーニウスはその中から然るべき者 (複数) を選んで農耕奴隷の「目付」として (qui rusticis praesunt) 葡萄園に派遣した、と筆者は考えたい。

(34) 「A. D. 107」 (Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 504)。

(35) 「葡萄の収穫が予想外に多かったために」、云々とした村川・前掲書 83頁は、葡萄収穫が「極度に不作」であったことを抜かしており、正確さに欠ける。

(36) シャーウィン=ホワイト (*op. cit.* 448) の推定は、「A. D. 107年、エトルーリア地所から帰った後」。

(37) カトーは購入者には葡萄酒用の「場所」が提供される (locus vinis... dabitur) とだけしか述べていないが、ウィラ施設を利用した葡萄酒の生産からして、この「場所」とは、間違いなしにウィラ貯蔵庫であった。葡萄酒の生産方法と熟成期間については、Cato, *De agr. cult.* CIV-CV参照。

(38) 葡萄の樹上販売は、Plin. *N. H.* XIV, 50にもまた知られる ('pendente vindemia')。

(39) Heitland, W. E., *op. cit.* 320-2; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 175-8.

(40) Martin, R., *Recherches sur les agronomes latins* cit. 126.

(41) Martino, F. de (dt. Übers. von G. Galsterer), *Wirtschaftsgeschichte des alten Rom* (München 1991<sup>2</sup>), 275.

(42) Gummerus, H., *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den*

- Werken des Cato, Varro und Columella* (Klio Beiheft V) (Leipzig 1906; ND. Aalen 1963); Backhaus, W., 'Plinius der Jüngere' cit. 138-151; Kehoe, D. P., 'Allocation of Risk and Investment on the Estates of Pliny the Younger', *Chiron* XVIII (1988), 15-42.
- (43) プリーニウスは当該箇所「商人達」*negotiatores*とだけしか言っていない。併し機能それ自体としては、かれらがカトーによってオリーブ収穫に導入された '*redemptores*' (Cato, *De agr. cult.* CXLIV, 3) と同一であったのは言うまでもない。
- (44) 村川・前掲書 84頁。
- (45) Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 449.
- (46) Sirago, V. A., *L'Italia agraria cit.* 118. この解釈に対する批判は、シャーウィン＝ホワイト (Sherwin-White, A. N., *loc. cit.*) に見られる。
- (47) 註(44), (45)参照。但しここでは、地所の場所特定 (シャーウィン＝ホワイト説は『エトルーリア地所』) にまで立ち入る必要はない。
- (48) 従って筆者は、葡萄酒価格が「急に下落した」ためにプリーニウスは値引き策に出たとする村川・前掲書84頁の解釈には与さない。
- (49) この直営葡萄園は、「商人」一人当たりの落札価格が 1万乃至 1万5千HS. の比較的小額であったことから推して、それほど「広大な果樹園」(村川・前掲書84頁) であったとは考えられ難い。樹上販売価格が「40万HS.」に上った前掲の文法学者、Q. Remmius Palaemon (Plin. *N. H.* XIV, 49-51) の如き広大な葡萄園——もしこの落札価格で計算すれば3、40名の商人が群がったことになるからである——でなかったことは間違いない。この直営農場に関して興味深い数字を与えたのが、前述の如く『エトルーリア地所』を特定したシャーウィン＝ホワイト (Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 449-450) である。本稿では算定方法それ自体の吟味は不必要であり、数値計算を紹介するだけに止めたい。それによると『エトルーリア地所』の年間総収入70万HS. (内 40万HS. は小作) に上ったが、この内直営葡萄園からの収入は精々の所「9分の1乃至 10分の1」程度にすぎず、ユーゲルム当たりの葡萄酒生産量と価格、「1 jugerum=3 cullei」, [1 culleus=300 HS.] (Colum. *De r. r.* III, 3, 10)、[1 jugerum=1 culleus~7 cullei] の収穫 (Plin. *N. H.* XIV, 52) に拠って、入札価格から商人一人当たりの可能面積を「17 jugera」と計算した上に、この直営地総収入を以てすれば、商人「6名」で収穫はカバー出来た、とする。従ってシャーウィン＝ホワイトはそこまで数字を挙げていないが、もしこの計算を以てすれば、当該地所の直営葡萄園は精々の所 100ユーゲラ程度であったことになる。
- (50) いみじくもそれを喝破したF. デ・マルティーノ説は註(41)参照。
- (51) Cf., Kehoe, D., 'Allocation of Risk and Investment on the Estates of Pliny the Younger' cit. 36.
- (52) 勿論筆者が最初ではなく、既にMartin, R., 'Plin le Jeune' cit. 81に気付かれていた。
- (53) この見解を最も明確な形で代表したのが、ロストフツェフ、シラゴ (Rostovtzeff,

M., *op. cit.* 190-3 et pass.; Sirago, V. A., *op. cit.* 106-7, 174-5 et pass.) の両学説である。西部諸属領に於ける果樹栽培ウィラの展開とそれに伴うイタリア葡萄酒の市場喪失を、イタリア＝ウィラ経済の不振「原因」(ロストフツェフ説)と見るか、あるいは反対に「結果」(シラゴ説)と見るかによって異なるが、少なくとも1世紀末・2世紀初に、而も共にプリーニウスの『書簡』を最主要根拠として、イタリア大土地所有経済がその「基本構造の転換」を実現した時期を見たことでは同様であった。

- (54) 前掲拙稿「“Exactores”, “Custodes”考」1-14頁。同「《Actores》考」19-31頁。
- (55) ローマ皇帝庫 (fiscus) 帰属の鉱山、皇帝所領等々を初め、いたる所で帝国行政の末端を担ったほか、私的オイコスに於てもまたあまりにも一般的存在であった >procurator< に関しては、actor, exactor, custos と同様に、否それ以上にもはや本稿の射程内では処理不能の課題であり、別稿が必要である。
- (56) 前掲拙稿「《Actores》考」24-5頁参照。
- (57) だが併し、農場に導入された >actores< に関しては、なお次の両問題が残された。その第一は、農場主のかれらに対する処遇の仕方である。コルメルラと同様プリーニウスもまた、何も言及していないが、スカエウオラ (Dig. XXXIII, 7, 20, 4: *Scaevola lib. tertio responsorum*) には、(奴隷主が) >actor< を遺贈した場合、その「妻と娘」もまたそれに含まれるか否か ('idem quaesit in actore legato, an uxor et filia legato cedant') が問題とされており(前掲拙稿「《Actores》考」26頁参照)、同棲女奴隷をあてがわれたウィリクスと同様の処遇を得ていたことは確かである。但しスカエウオラが「回答」の前提とした >actor< は、農場内定在の奴隷として特定されておらず、ここから直ちに、《vilicus-vilica》関係の如き一般化は出来ない。否そればかりか、ここまでの筆者の史料渉猟では、>actor< の(事実上の)妻としての >actrix< の用語例は、関係史料に発見出来ない。今一つは、ハドリアーヌス期 (A. D. 117-138) を境とする大土地所有制関係諸史料における、>vilicus<, >actor< 両者の同義語化とその後の時期に入っの >vilicus< 用語例の「ほぼ完全な」消滅を見た先行学説 (Gsell, St., 'Esclaves ruraux dans l' Afrique romaine', *Melanges Glotz*, Paris 1932, 409-410; Brockmeyer, N., *Arbeitsorganisation und ökonomisches Denken in der Gutswirtschaft des römischen Reiches*, Bochum 1968, 209; Kaltenstadler, W., *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern*, Stuttgart 1978, 25, 76-7) (前掲拙稿 21頁参照) に関わる問題点である。というのは、なるほど2世紀以後に於ける大土地所有制の人的構成変化が示唆されはしたが、事実関係面では疑問が残るからである。ここでは差当り1例だけを挙げておこう。即ち、(農場主が) アッピア街道沿いの >fundus< をかれの >vilicus< 及びその同棲者と子達と一緒に遺贈しようとした際 ('cum vilico suo et contubernalis eius et filiis') に、その >vilicus< の「孫とその配偶女奴隷」もまた遺贈に含まれるか否かに関するスカエウオラの『意見』 (Dig. XXXII, 41, 5) がそれである。法関係史料からの即断には慎重さが要求されるにしても、少なくとも2世紀後半以後、農場内に設置された >vilicus<

存在そのものの「消滅」を断定するには疑念が残る。最も直截的な足跡を残す墓碑銘を初めとした碑銘文を中心に、関係諸史料の洗い直し作業が改めて必要になる。

(58) 註(14)参照。

(59) 従ってこの限りによって言えば、プリーニウスのウィラもまた、その基本構造面では、(ドムスを構成する)「ウィラの番をする奴隷」(*familiae quae villam servant*)と(ルスティカを構成する)「農事使役に調達された奴隷」(*familiae quae ad usum rusticum parati sunt*) (Dig. XXXIII, 7, 12, 5: *Ulpianus*)の両要素によって構成されていたことになる

(60) Sirago, V. A., *op. cit.* 114-5は、この>actores<(III, 19)を>exactores<(IX, 37)と同一視して、分益小作制の導入時に「新設」されたと考えたが、プリーニウスはかれ自身の農場に置いていたそれで購入予定地所がカバー出来るとしており、この解釈は明らかに間違いである。

(61) 前掲拙稿「《Actores》考」19-27頁参照。

(62) 校訂本による違い、‘sunt ergo instruendi *eo pluris, quod frugi mancipiis*’; ‘sunt ergo instruendi, *eo pluris, quod frugi mancipiis*’; ‘sunt ergo instruendi *complures frugi mancipes*’; ‘sunt ergo instruendi *eo pluris quod frugi mancipiis*’; ‘sunt ergo instruendi, *eo pluris quod frugi, mancipiis*’ (イタリックは筆者)とそれによる解釈の食違いにまで踏み込むことは避けたい。Cf., Heitland, W. E., *op. cit.* 344-5; Frank, T., *Econ. Surv.* V, 179; Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 256; Martin, R., ‘Pline le Jeune’ *cit.* 85; Kehoe, D., ‘Allocation of Risk and Investment’ *cit.* 29-30; Id., ‘Investment in Estates’ *cit.* 217-7; 村川・前掲書86-7及び同所付された註(5) (90頁)。

(63) Cf., Etienne, R., ‘Recherches sur l’ergastule’, *Actes du colloque 1972 sur l’esclavage*, Ann. Lit. de l’Univ. de Besançon CLXIII (Paris 1974), 249-66; Bellen, H., *Studien zur Sklavenflucht im römischen Kaiserreich* (Wiesbaden 1971), 17-31; Backhaus, W., ‘Servi vincti’, *Klio* LXXI (1989), 321-9.

(64) 既述の如く、Martin, R., ‘Pline le Jeune’ *cit.* 68-9の算定では、プリーニウス所有地所の総面積は、最小限に見ても「3,000ヘクタール」に及んだと見做されたが、推定から出されたこの数字の検証はそれ自体が完全に不可能である。

(65) 註(62)参照。

(66) ‘*dolia utique colono esse praestanda et praelum et trapetum instructa funibus, si minus, dominum instruere ea debere.*’

(67) Cf., Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 256; Neeve, P. W. de, *Colonus* *cit.* 16(n. 62), 144.

(68) シラゴ説に関しては、後述註(89)参照。「資本主義」説——邦語文献に関しては藤田義治「カトーの「経営理念」と‘*mos maiorum*’ (父祖伝来の美風)」『歴史学研究』687(1996)30頁に簡潔な紹介がある——に対する筆者のスタンス、並びに「市場競争」説に対する事実関係面からの筆者の学説批判は、拙稿「〈ドレスセル I型〉アムフォラの消

滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2(2000) 2-4頁、及び同12頁の註(16)を参看されたい。

- (69) Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxford 1926), 183-6, 190-3. ロストフツェフの「構造転換」学説にいま一言触れておくと、かれの理解する所では、「階級」としてのこの新地主の出現は、事実上、「科学的農業の完全な没落」(*ibid.* 190: 'in fact the complete ruin of scientific agriculture')を意味した。次いでプリーニウス所有ウィラで、奴隷に取って代わる「主要労働力」(the main labour on his estates)として導入された「小作人」に関して、ロストフツェフは、「分割地の耕作者」を当て、かれらは「非常の場合にだけ」、最終手段として奴隷を「補助的」に使役する策に出たが、一般化はしなかったと見做した(*ibid.* 191-2)。
- (70) Martin, R., 'Pline le Jeune' cit. 84; Martino, F., *op. cit.* 271.
- (71) Cf. e. g., Paget, R. F., *Central Italy: an Archaeological Guide* (London 1973), 195-6; Mackay, A. G., *Houses, Villas and Palaces in the Roman World* (London 1975), 112-3.
- (72) 共和政末期・元首政最早期の小作制、とりわけウィラ経済に於ける奴隷制直営との比重関係、並びに〈コロヌス〉の隷属度問題に関して、本稿は問題の本質からして、直接的な踏み込みの必要はない。Cf. e. g., Brunt, P. A., 'The Army and the Land in the Roman Revolution', *JRS*. LII (1962), 71-2; Günther, R., 'Die Entstehung des Kolonats im 1. Jhdt. v. u. Z. in Italien', *Klio* XLIII/XLV (1965), 249-60; Brockmeyer, N., *Arbeits-organisation* cit. 127-8; Id., 'Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit', *Historia* XX (1971), 732-42; Neeve, P. W. de, *Colonus* cit. 119-74; Rosaefio, P., 'The Emergency of Tenancy and the precarium', in: Sancis-Weerdenburg, H. et al. (eds.), *De Agricultura* cit. 164-76; 長谷川博隆「カエサルの内乱誌1の34のコロヌスについて」『文学部研究論集(名古屋大)』65(1975) 1-41頁、同「Ciceroの法廷弁論にあらわれるcolonus」同誌68(1976) 1-38頁。
- (73) 拙稿「2、3世紀のローマ大土地所有に於ける奴隷制の態様と構造——《OPVS DOLIARE》奴隷銘の分析——」『歴史学・地理学年報』16(1991) 29-74頁; Id., 'Slaves and Freedmen on Praedia in the District of Rome from the Latter Half of the First Century A. D. to the Early Period of the Third Century', in: Yuge, T. et al. (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity* (Leiden/Köln/N. Y. 1988), 428-32.
- (74) Carandini, A., 'La villa romana e la piantagione schiavistica', in: Schiavone, A. (direz. di), *Storia di Roma* IV (Torino 1989), 112-117; Id. and Tatton-Brown, T., 'Excavations at the Roman Villa of "Sette Finestre" in Etruria, 1975-9. First Interim Report', in: Painter, K. (ed.), *Roman Villas in Italy: Recent Excavations and Research*. BM. Occasional Paper 24 (London 1980), 16; Cotton, M. A. and Métraux, G. P. R., *The San Rocco Villa at Francolise* (Rome/N. Y. 1985), 83-4. 奴隷労働依拠の果樹栽培型ウィラ態勢の終焉は、唯一残された最も直接的な接近手段として、近年俄に豊富にな

ったアムフォラ・ウィラ研究の考古学的新知見を踏まえた検討を必要とする。イタリアのみならず西部諸属領、とりわけヒスパニアとナルボーネンシス・ガリアでもまた顕著な形で進行した果樹栽培型ウィラをもまた視野内に取り込んだ筆者の作業(なお極めて目の粗いものだが)は、註(68)に挙げた拙稿の他次の諸稿を参看されたい。「3-4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30(2000)1-17頁、「《ドレッセル II-IV型》アムフォラの消滅とヒスパニア=ウィラ」同誌 31(2001)1-20頁、「《ドレッセル II-IV型》(D. 2-4)アムフォラの消滅——イタリア=ウィラ経済展開図式の再検討 ——」同誌 32(2002)1-35頁、「ローマ=ウィラ経済の展開と地中海流通」『別府大学大学院紀要』3(2001)1-22頁。

- (75) 「如何なる労働であれ(それを)なすよう、>conpediti<には、(労働の)割合に応じて(葡萄酒支給量を)追加せよ」(Cato, *De agr. cult.* LVII: 'conpeditis, uti quidquid operis facient, pro portione addito')。
- (76) Cato, *De agr. cult.* LVIによると、奴隷の食料支給(familiae cibaria)は「小麦」*triticum*でなされたのに対して、>conpediti<には「パン」*panis*が支給された。支給量については、差当り不必要のため省略する。
- (77) だが併しコルメルラは、直ぐ後で言及されるように、これに続いて「実直な奴隷」のほうがり効果的だとする一文を付け加える(Colum. *De r. r.*, I. 9, 5)。
- (78) 前掲拙稿「ローマ『農書』の再検討」41頁。
- (79) Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 760.
- (80) *Ibid.* 754.
- (81) *Ibid.* 757-8.
- (82) *Ibid.* 69-72.
- (83) 最近の学説だけに限って見ても、解釈は大きく異なった。プリーニウスは、かれの全地所に>servi vincti<の使用を「はっきりと拒否」したとして、当該書簡の地所ばかりか他の地所もまた同様だとするこの一文を文字通りに解釈して、この措置に、時代の進行に伴う労働の諸関係に於ける「コルメルラからの決別」('il se sépare de Columelle')を見たR. マルタンに対して、W. バックハウスは、他とは「かけ離れた」このメモは「完全に説得力に欠ける」('diese isolierte Notiz überzeugt nicht vollends')として、K. -P. ヨーネの先行解釈に与し、プリーニウスが>vincti<を持たないと誌したことは、「一般的な妥当性」に欠ける、と見做した。Martin, R., 'Pline le Jeune' cit. 85; Backhaus, W., 'Servii vincti', *Klio* 71(1989), 328; Johne, K. -P., Köhn, J. und Weber, V., *Die Kolonen in Italien und den westlichen Provinzen des römischen Reiches*(Berlin 1983), 106. これらの諸学説に対する筆者の解釈は直ぐ後で示される。
- (84) Backhaus, W., *loc. cit.* 註(83)参照。
- (85) 同註(83)参照。
- (86) 前出拙稿「ローマ『農書』の再検討」33頁参照。

- (87) 頻発する奴隷の「病氣と死亡」に伴う労働力補充の不採算性の故に、請負が「しばしば放棄された」、とストラボーン(Strab. XII, 3, 40)に誌されたアジア鉱山——拙稿「共和政末・帝政初期の東部諸属領に於けるローマ鉱山業の状態」『史淵』CIV(1971)77頁参照——を引き合いに出す迄もなく、コンスタントな奴隷購入の必要性を勘案しただけでも、このことが奴隷営舎の維持に阻止的に作用した一因になったことは否定出来ない。農場の一般労働奴隷はもとより、有能かつ実直なるが故に「高価」であった奴隷(Plin. Ep. III, 19)がとりわけそうであった。
- (88) 筆者のこの解釈は、従って基本的には、「古代の上部成層(Oberschichte)」の本質的価値観は、専ら「利得志向」(erwerbsorientiert)であって、最初から「生産志向」(produktionsorientiert)は欠落していたとして、コルメルラの叙述を拡大化して大土地所有者一般の基本姿勢を見出したハイネン説と共通する。Heinen, H., 'Aspekte der Sklaverei in der römischen Welt', *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht* VI (Stuttgart 1977), 329.
- (89) Sirago, V. A., *op. cit.* 105-7, 174-5 et pass. この問題にはそれ故、当然のこととして、『パックス・ローマーナ』の成立を直接的な契機として、その下でさらなる進行を続けたとする、M. ウェーバーに代表されたかの「奴隷供給源の涸渇」と「奴隷価格高騰」学説が立ち上がることになるが、事実関係の再確認——cf., e. g. Westermann, W. L., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 100-1; Duncan-Jones, R., *The Economy of the Roman Empire* (Cambridge 1974), 348-50——を含めて、本稿はそこ迄作業を広げる必要はなく、ここでは差当たり次の一点が踏まえらることで充分だと思われる。勿論この場合筆者は、〈古代奴隷制〉に関する本質規定の延長線上に想定され得たこのモメントが、量的にと同時に精緻化の度を加えつつある近年の加速度的なウィラ研究の進捗によって明らかにされつつある、2世紀末以来、とりわけ3世紀に入つての、正に一般的規模で進行したイタリア＝ウィラ営舎の放棄、廃棄とは完全に無関係に進行したとして、その妥当性の全てを拒否するものではない。併し少なくとも確かなのは、かつて村川氏がいみじくも喝破した如く(前掲書43、70頁)、コルメルラ『農書』の何処にも、奴隷不足の言及が見当たらないことである。そうではなくして、コルメルラ(Colum. *De r. r.* I, 7, 4)は、農場主自らが耕さないかまたはウィラ内労働諸力による(per domesticos)耕作が不都合な場合には、「在地」の労働諸力＝「田舎者」を〈コロニー〉、従って疑いもなく分割地小規模小作人として確保することを勧めたが('ut et rusticos et eosdem assiduos colonos retineamus')、かれが挙げたその「理由」(propter quod)とは、農地を「都市のコローヌス」(urbanus colonus)に委ねた場合には、収益ではなくして、しばしば訴訟を持ち込むことの故にであった。さらに別箇所(id. I, 7, 6)でもまた、ウィリクス指揮下の直営奴隷労働ではなくして〈自由コロニー〉の導入を勧めるが('tolerabilius sit liberis colonis quam sub vilicis servis')、適応は農場主が容易に訪れ得ない「遠隔地」乃至「特に穀物地」にであって、奴隷不足(及び価格高騰)の故にでは決してなか

った。ここでは併し、コルメルラに関する事実関係が指摘されるだけで充分であり、これ以上の立ち入りは避けたい。因みに奴隷労働人口の減少並びにそれに起因するものとしての価格高騰にローマ大土地所有制の構造変化＝「奴隷制→小作制の転換」を直結させた代表的な古典学説としては、Weber, M., 'Die sozialen Gründe des Untergangs der antiken Kultur', abged. in: Winckelmann, J. hrsg., *M. Weber, Soziologie, weltgeschichtliche Analyse, Politik* (Stuttgart 1968), 12＝堀米庸三訳「古代文化没落論」『世界大思想全集』21 (河出書房 1954) 10-11頁; Id., *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht* (Stuttgart 1891) 242-3＝Nachdruck: Amsterdam 1962; Tübingen 1986＝Deininger, J. hrsg., *Weber, M., Gesamtausgabe* Abt. I. Bd. 2; Id., 'Agrarverhältnisse im Altertum', *Handwörterbuch der Staatswissenschaften* Bd. 1 (Jena 1909<sup>3</sup>), 179＝渡辺金一・弓削達訳『古代社会経済史』(東洋経済新報社 1959) 492-3頁が挙げられねばならない。他方、ウェーバー説を拒否した学説としては、略々同時期の Rostovtzeff, M., *op. cit.* 53が挙げられるが、その後再び奴隷供給源涸渇説の再評価を図った学説に、管見の及ぶ所では、Jones, A. H. M., 'Slavery in the Ancient World', *Econ. Hist. Rev.* IX, 2 (1956), 191-4＝太田秀通訳「古典古代における奴隷制」『西洋古代の奴隷制——学説と論争——』(東大出版会 1970) 14-7頁がある。さらに、コルメルラ期及びその後の奴隷人口の減少と価格上昇を改めて事実として承認するか、またはそれを大土地所有制の構造変化に連結させた次の最近諸学説が加えられ得よう。Brockmeyer, N., *Antike Sklaverei* (Darmstadt 1979), 184-187 (ブロックマイヤーは併し、コルメルラ期にはなお奴隷不足は現れていないと見做した); Bellen, H., *Studien zur Sklavenflucht im römischen Kaiserreich* (Wiesbaden 1971), 134; Neeve, P. W. de, *Colonus* cit. 113; Martino, F. de, *Wirtschaftsgeschichte* cit. 294-299. 一方このモメントの、事実それ自体とその拡大化を否定した解釈としては、管見の及ぶ所、次の諸学説がそうである。Finley, M. I., *Ancient Slavery and Modern Ideology* (London 1980), 129-30; Flach, D., *Römische Agrargeschichte* (München 1990), 166-167; Garnsey, P. and Saller, R., *op. cit.*, 72-73.

なお、前出のシラゴ説に関して、その時点での検討を回避したロストフツェフ説との関連から、今一度その骨子を再確認しておく、1世紀後半に入って開始された西部諸属領の果樹栽培の結果、イタリア＝ウィラは不振に見舞われ、1・2世紀交を起点としたイタリア＝ウィラ経済の構造変化の故に、共和政期以来のイタリア果樹栽培は「3世紀中頃」までの間に「消滅」した(Sirago, *op. cit.* 250-274)として、現象それ自体に関しては、ロストフツェフ説に与した。併し、「労働力不足」となって奴隷制の「危機」を招いた究極的原因是、奴隷制それ自体にあった。つまり「市場競争」学説は、シラゴにとっては、結果と原因の取違いに他ならない。だが併し、先に言及し、かつ既にシャーウィン＝ホワイトの批判(Sherwin-White, A. N., *op. cit.* 259)を見た如く、プリーニウスがかれのウィラで打ち出した〈分益小作制〉に、1・2世紀交のイタリア大土地所有制一般が陥っていた

「奴隷労働力の不足」を『書簡』から読み取ることは出来ない。況んやここから一挙に、ローマ＝ウィラ経済が直面した「危機」とそれに伴う「奴隷制直営→自由人コロニーの小作制」なる構造的転換の「開始」を特定したのは、拡大解釈と言わねばならないであろう。

(90) 註(92)参照。

(91) 註(74)参照。

(92) 前掲拙稿「ローマ＝ウィラ経済の展開」1-22頁参照。

## 第五章 ローマ〈ウィラ経済〉の衰退と終焉への道

### ——帰結と展望——

ローマ大土地所有制の展開を俎上にして、そこから『地中海世界』の経済的展開と終焉への道を照射することに依って、歴史世界としての『ヨーロッパ』との脈絡に於て、古代ローマ帝国経済の世界史的位⽌は何処にあったのか、ラテン＝アグロノーム諸誌を最⽌要史料とした古典諸史料及び広範多岐にわたる金石文の渉獵のみならず、近年に至って情報量の急増と相俟って一段と精緻化の度を加えた考古学的新知見をもまた援用することによってそれを探ろうとした。これが本稿の出発点であり、最⽌要課題であった。

コルメルラは、1世紀中葉、かれの『農書』(Colum. *De r. r.* I, 7, 1-7)の中で小作制に言及し、天候不順かまたは掠奪に遭わない限り、農地の入念な耕作(*sedule colitur ager*)は「多くの収益」を生み、コローヌス〈は敢えて小作料の減免を要求するようなことはしない(*eoque remissionem colonus petere non audet*)、と明言した。だが併し、その一方では、「最良の債務も督促がなければ悪しき債務になる」という、とある高利貸の言葉を引用して、頻繁な土地賃貸の繰返しは「悪い」こと(*rem malam esse frequentem locationem fundi*)であり、さらにそれ以上に悪いのは、自らがではなくして奴隷によって耕す「都市の小作人」*urbanus colonus*への賃貸だと言い、小作制それ自体に対しては基本的に消極的な姿勢を保った。土地が「健康かつ地味豊か」(*salubritas et terrae bonitas*)であれば、農場主自身による「直営」(*sua cuique cura*)の方が小作人に貸すよりは常に「より多くの収益」が農地から得られる(*ex agro plus reddidit*)、とする奴隷制直営の有利性をかれの意見とした。

コルメルラがこれとは反対に、ウィリクス〈よりは「自由な小作人」に委ねた方が遙かにトレラブルだと見做したのは、第一に、遠隔地の農場(*in longinquis fundis*)及びとりわけ穀物地(*praecipus frumentarium*)<sup>(1)</sup>、第二に、われわれ自身のみならず奴隷(*domestici*)によってもまた「耕作に不適切」(*colere non expedierit*)な「厳しい天候と不毛土壤」の荒廃した地域の農地に対してであった。かつて共和政最末期(37 B. C.)にウァルロー(Varro, *De r. r.* I, 17, 3)は、同様に厳しい条件の土地(*gravia loca*)に対しては、奴隷より賃金労働の*mercennarii*〈による耕作の方が「より有利」だとして、「直営」の中でより有効な手段を執るよう勧めた。これに対してコルメルラでは、「小作制」がウィラ経営の一構成要素として位置付けられた。だが併しその小作制は、あくまでも奴隷制直営果樹栽培を

主体としたウィラ経営にとってはマージナルな要素としてのみ止まった<sup>(2)</sup>。

約半世紀後、プリーニウス（小）が『書簡』によって最も直接的な形で書き残したウィラ経営の現実、地所収益に占めるレント比重の増大であり、小作制は、もはや単なる大土地所有制の周縁的存在とは言われ得ないものであった。そればかりかティベリス上流、ティフェルヌム＝ティベリーヌム(Tifernum Tiberinum)近郊の『エトルーリア地所』を構成した豪壮な農場主館(domus)を中心とする諸要素の一つ、葡萄園は小作料（年間）が「騎士身分」資格財産相当の40万HS.に及ぶ巨額であり、紛れもなく市場を前提とした大々的な小作経営に委ねられていた。プリーニウスがかれの地所で採った小作制（金納と現物分益の両者）及び>colonus<, >coloni<または>rustici<として現れる小作人の実状（慢性的な不況と不作）については既に言及済みであり<sup>(3)</sup>、ここでは、その直接的な契機が何であれ、それ迄ウィラ経済の最重要要素を成し続けた果樹栽培の穀物栽培への転換＝奴隷労働から自由人小作制への移行→地中海商品貨幣経済の萎縮なる古代ローマ経済の展開・帰結図式を踏まえて、地中海葡萄酒流通の諸物証研究とウィラ研究の諸成果を取り込んだアグロノーム諸誌の検討<sup>(4)</sup>を視野内に収めた、プリーニウス『書簡』の検討に拠ってわれわれが改めて確証を得た事実関係の確認と再確認が得られるだけでよい。

即ち、第一に小作制の在り方、第二にその小作制と奴隷制との関係がそれであり、この下では、

(1) 小作制は穀物栽培のみの独占物で決してなくして、果樹栽培にもまた適応されたこと (Plin. Ep. X, 8)、

(2) 小作制は必ずしも奴隷制に馴染まないものではなかったこと (id. III, 19)が何よりも重要であった。

従って小作制は、その直接原因が何であれ、奴隷制に取って代る一大転換手段としては決して進行しなかった。従って既に言及済みのことだが、この両事実を以てする限り、なるほどカトー以降のアグロノーム諸誌及びプリーニウス『書簡』の両者を初めとした関係諸史料に拠って、小作制が前面に押し出されていた事実は否定され得ないにしても、大土地所有制は（少なくともイタリアに於ては）、「果樹栽培＝不自由労働分業」・「穀物栽培＝小作制自由人労働分業」の等式それ自体、次いで前者から後者へのドラスティッシュな転換の完結、という形では決して進行しなかった<sup>(5)</sup>。

共和政中期以降と同様、トラヤーヌス帝期 (a. 98-117) に入ってもなお、奴隷労働がウィラ経済の重要構成要素として留まり続けていたことに変わりはない。「穏やかさ」と「寛大」を以てし、何処の地所にも「鎖に繋いだ奴隷」*vincti*は持たないなど、『書簡』では一見して新たな対応とも思しき叙述が見受けられたにしても、その実、本質的には労働のより効果的な収奪という、古き課題の繰り返しに他ならなかった<sup>(6)</sup>。だが併しその一方では、約半世紀前のコルメルラが例外的にのみ位置付けたのとは対蹠的に、『書簡』が専ら話題としたのは小作制であった。ここから浮かび上がるプリーニウスの主要関心は、>レント取得者<としてのより強度の定在であった。併しそれにも拘らずその小作制もまた、プリ

一ニウスには必ずしも有利に作用しなかった。況んや奴隷労働依拠の直営に取って代ることもなかった。管見の及ぶ所、『書簡』の何処にも奴隷不足を口にした箇所は見当たらないばかりか、それがプリーニウスをして小作制を採らしめた、とは一口も述べていない。そうではなくしてかれによれば、小作制もまた、当時のウィラ経済が共通して見舞われていた「不況」(id. III, 19, 7-8: 'communi temporis iniquitate')から自由ではあり得なかった。

この傾向、即ち、コルメルラが声を大にして指摘した土地所有規模の、共和政期とは比較にならない「無定見」な迄の拡大、及びそれに伴って顕著化した農業生産そのものの量的かつ質的な低下<sup>(7)</sup>は、ひとり果樹栽培ウィラだけに特有の現象では決してなかった。同様に大々的な奴隷労働に依ったその他の諸生産部門でもまた、不振乃至後退傾向が殆ど時期を同じくして表面化したからである<sup>(8)</sup>。

プリーニウス『博物誌』(Plin. *N. H.* XXXIII, 78)に拠れば、かつて北イタリアのウェルケルラエ金山(Vercellae)で「鉱山請負人」(publicani)の下に投入された奴隷は5千名に及んだ、と伝えられ、前2世紀のカルタゴ・ノウア銀山(Carthago Nova)は同一時に奴隷4万を数えた、と誌された(Strab. III, 2, 10)。この両数字を含む関係諸史料の史料的信憑性の検討と考古学的諸新事実——例えばアッティカのラウレイオン銀鉱山区(Laureion)に残る豎坑数と坑道距離に拠る採掘規模の推定作業<sup>(9)</sup>——はそれ自体が既に別課題であり<sup>(10)</sup>、ここではその作業結果を概観するだけで充分であろう。

総じて言えば、かつて2~3万の奴隷(Xen. *De Vect.* IV, 23; Thyc. VII, 27)を数えた前掲のラウレイオン銀山を初めとして、帝国東部鉱山の多くはアウグストゥス期以後、採掘そのものが停止されるか、またはかつて低含有量の故に放棄されていた鉱石の再利用が図られる程度に止まり、採掘が続けられた場合でも重要性は喪失してしまっていた<sup>(11)</sup>。イタリア鉱山もまた同様に、その多くはアウグストゥス期以後までは生き延びなかった。例えばエルバ島鉄山は森林切り尽くしのために対岸のポプローニア(Populonia)で熔鉱されていたが、ストラボ時代には既に廃坑となり、かつて多数の奴隷労働を投入していたことで知られたウェルケルラエ金山(Plin. *loc. cit.*)もまた同様であった(Strab. V, 1, 12; id. V, 2, 6)。これに代って帝政期、ローマ鉱山業の最大中心をなしたのがヒスパーニアであった<sup>(12)</sup>。

『パックス・ローマーナ』の成立は、従ってこの意味では、古代主要地下資源採掘の、時期を同じくした〈東から西への傾斜〉ともまた重複したことになる。

併し東部鉱山のみならず、その西部鉱山もまた、同一の運命を免れることはなかった。ストラボの誌した所によると(Strab. XII, 3, 40)、当時(帝政最早期)、鶏冠石を産出したアシアのポムペイウポリス鉱山(Pompeipolis)は、奴隷の「病氣と死亡」が相次ぎ、さらに「200人以上の奴隷」を擁したことが「不利益」の原因となり、このため、「鉱山請負人」はしばしば請負を放棄した、と伝えられた。バエティカ鉱山もまた、同例を免れることはなかった。その一つ、サルタリア(Salutaria)鉛山は、かつては(共和政期)20万デーナーリー(denarii)(=80万HS.)で請負に出されていたが、その後請負が放棄され、廃坑(大々的な奴隷労働に拠る大規模請負が不振に陥ったためであって、掘り尽くしによる閉山ではない)

になっていた(Plin. *N. H.* XXXIV, 165: 'obliteratum erat')。併しプリーニウスによると、後に再開され、今や20万5千デーナリーで賃貸に出された(id. 'locatum est')。この両事例を初めとして紀元後1世紀の間に、「生よりは死」を待ち望む危険かつ苛酷な労働条件下(Diod. V, 21; Plin. *N. H.* XXXIII, 70-71)に大量の奴隷を投入したことそれ自体に加えて、堅坑数と深度及び地下坑道距離の増大、それに伴って進行する(換気装置の不備を初め最後まで解決出来なかった古代技術も加わって)労働諸条件のさらなる悪化、鉱床そのものの貧困化をもまた伴いながら、疑いもなく収益度低下の拡大を理由に、鉱山請負が頻繁に放棄され、採掘は相次いで停止された<sup>(13)</sup>。

共和政期以来イタリア、次いでヒスパーニアを初め属領鉱山を担い続けた>publicani<による大々的な奴隷労働依拠の鉱山請負が、しばしば不振に陥った一方では、廃棄坑の再開発と新堅坑開発の差し迫った必要性、——ローマ皇帝庫(fiscus)帰属の属領鉱山に対する皇帝意思の直接的な把握が、このことの直接延長上に招来されたことは凡そ疑いを入れない。

ヒスパーニアのウィパスカ(Vipasca:Aljustrel)に残る青銅板2碑文、即ちハドリアーヌス皇帝の名の下で出された『ウィパスカ鉱山法』*lex metalli Vipascensis*及び今一つの断片*lex metallis dicta*がこの間の好個の、否この時期の鉱山法としては現存する唯一の史料を提供した<sup>(14)</sup>。

それによると、>fiscus<帰属の同鉱山区は、隣接の諸共同体から切断され、行財政の全てを皇帝意思の直接的な「代行者」*procurator*の管理下に置くことが確認され、その指揮下に、堅坑の再開発は「コロニー」に委ねられた。即ち、所定の納付金(4,000 HS.)を支払った後、コロヌス一人当たり堅坑5本を限度として、各堅坑の「半分部分」の「占有権」(*ius occupandi*)の買取りが規定された。従って採掘は、掘出された鉱石の内>fiscus<に帰属する「半分」を引き渡す(折半請負)であり、買い取った半分部分の占有権はコロニー相互間で自由に譲渡することが容認された<sup>(15)</sup>。

この両碑文、とりわけ詳細な堅坑運営と採掘の規定が盛込まれた'*lex metallis dicta*'に明らかなように、かれらコロニーの下でもなお依然として、奴隷が地底労働の担い手として止まり続け、それなしの再開発は不可能であった。かつて(古典諸叙述に知られるような)一鉱山区で1,000名を超す大量の奴隷を擁した>publicani<による鉱山請負からすれば、>coloni<を単位とした請負規模の縮小化が起こったことは確かである<sup>(16)</sup>。だが併し、この銀鉱山は何時まで稼働を続けたのか。その後廃棄されたのは間違いないにしても、全ては再び何らの手懸りをさえ残さない闇の中に閉ざされた。

差し迫った新たな必要性が新鉱山の開発であった。ヒスパーニアを初め西部諸鉱山がしばしば生産低下、鉱床そのものの貧困化と枯渇に陥った一方、ネロ皇帝期のダルマティア金山、トラヤーヌス期のダキア金山がそうであった如く、帝国北東部では新鉱山の開発が相次ぎ、>fiscus<帰属の鉱山として運営は>procurator<、及びその管理下に置かれた「総請負人」*conductor* —— この存在はウィパスカ鉱山区のみならず、管見の及ぶ所では、同様に長大碑文を遺したアフリカ皇帝所領(ハドリアーヌス)に於ける「procurator→conductor→

coloni」の運営組織ともまた一様であった<sup>(17)</sup> ——を介して、皇帝意思の直接的把握の下に置かれた。従ってここに於てもまた、大量の奴隷を投入した鉾山請負はもはや問題ではなくなっていた。

今一つが、専ら考古学的知見に拠って生産地の特定(窯遺構)、流通の時期と実態に関して略々その全容が把握されるに至った、赤釉浮彫陶器=『アルレーティウム陶器』*vasa Arretina*として知られた『テルラ・シギルラータ』*terra sigillata*=>opus figulinum<である(Vitr. II, 8, 9; Liv. IX, 37, 12 et al.)。共和政最末期以来、とりわけ『パックス・アウグスタ』下に帝国西・北部市場を事実上支配したばかりか、さらに遠くはライン彼岸の地から東はインド西海岸にさえ及ぶ流通の跡を残した<sup>(18)</sup>。古典史料にその実態が殆ど触れられることのなかった生産と流通の消長実態を中心として、押捺銘文(とりわけ直接生産の労働諸力とアトリエ主)、次いでアトリエ遺構調査、各銘文事例の発見事情(数と場所)を初めとして、浮彫り仕上げの技術度、釉薬の定量分析、焼成温度(光沢)等々に及ぶ新諸知見を踏まえて、生産の(構造)にまで及んだ筆者の作業結果に拠れば、疑いもなくエトルーリアのアルノー河(Arnus:Arno)を主要流通路として、アルレーティウム(Arretium:Arezzo)の囲壁外直ぐの地、次いでそこから約10軒離れたアルノー右岸のチンチェルリ(Cincelli)とポンテ・ア・ブリアノ(Ponte a Buriano)に、紛れもなく最初から市場に前提された、奴隷・解放奴隷労働依拠のアトリエ群が成立した<sup>(19)</sup>。

生産開始と終焉の時期特定、発見諸事例に拠る流通の実状を初めとして、なお多くの必要作業(筆者の事例渉猟は1997年まで)<sup>(20)</sup>を欠くため、到底充分とは言えないにしても、最低限間違いなしの確証が得られた所に拠って言えば、殆ど排他的にローマ皇帝と貴顕身分及び同夫人達が直接的な利害関係の痕跡を示した大々的な>opus doliare<の商品生産とは異なっていて、『アルレーティウム器』製造のアトリエは、その多くが不自由身分出自の自由人によって担われた<sup>(21)</sup>。併し生産拡大の仕方そのものは、形態的に一様であった。とりわけ次の二点がそうである。

その一つは、同一製造主(所有主)による複数場所での生産拡大である。即ち、>opus doliare<が、徹頭徹尾「貴族」的な大土地所有制を生産拡大の直接的な前提としたことでは本質的に異なったものの、専ら複数「地所」に及ぶ「瓦窯」の分散化によってのみ拡大化が図られた前者と形態的に類似した、複数場所に及ぶアトリエの(増設)によって拡大化が実現された>opus figulinum<の、形態的照応性である。

いま一つは、一箇所の「一つ」のアトリエが範作成の奴隷乃至解放奴隷に指揮された小規模生産単位によって構成された「複数集合体」であり、規模の拡大はこのような生産単位の増設によってのみ実現されたことである。銘文が克明に証言したように、>opus doliare<は「生産指揮奴隷」*officinatores*の増設によってのみ大規模化が実現された。「一つ」の瓦窯それ自体が、規則的に複数形の>figlinae<で表現されたことが、その最も直截的な表現であった<sup>(22)</sup>。

このことに暗示されたのは、>opus doliare<と全く同様に『テルラ・シギルラータ』もまた、

組織的な分業化に基づく工場的規模での大規模生産の成立を許さず、それだけで生産の全工程が完結される小規模な独立的施設と人的組織の集積によってのみ生産規模の拡大化が実現された古代ローマ経済の実態であった。

だが併しそれにも拘らず、生産規模の拡大化が実現されるや否や、浮彫りデザインの没個性化と製品仕上げの粗悪化を露にし、アルレーティウムのアトリエ群は殆ど時期を同じくして、1世紀後半をさえ待つことなく急速に姿を消し去った。それとは裏腹に西北部諸属領では、銘文と組成の化学分析が明らかにし始めつつあるように、鑄型の持ち込みのみならず陶工の移動をもまた交えて、ガリア南・中部を起点にして、『アルレーティウム器』に比すべくもない近距離市場の〈局地化〉——漸く1950年代後半に入って始まったばかりのこの作業は、今後なお多くの時間と事例数の積上げを必要とするが、『地中海世界』の終焉を見据えた場合、不可欠の要素となろう——を現出させながら、東北部ガリア一帯に、もはや奴隷銘を伴うことのない無数とも言うべき『シギルラータ』のアトリエ群が出現する<sup>(23)</sup>。紀元前後の両1世紀にわたって地中海広域市場支配を招来したイタリア奴隷制大規模アトリエの歴史的役割の喪失である。

勿論この両者、即ち(1)純粹に私的な営利を構成した『アルレーティウム＝テルラ・シギルラータ』生産、(2)そうではなくして、アフリカ皇帝所領と同様に行政上は隣接諸共同体から切断され、同一の管理・運営装置、‘procurator (Aug. n.)’ → ‘conductor’ → ‘coloni’を執った「ローマ皇帝庫」帰属鉱山だけが、大々の奴隷労働展開の場では決してなかった。だが併し、そこに看取されたのは、西部諸属領の「経済発展」と「経済競争」に伴う「市場喪失」でも、『パックス・ローマーナ』の到来に起因する「奴隷労働人口の潤渇」でも、そしてまた況んや「階級闘争」の如きによってもまた必ずしも充分には説明しきれなかった、大々の奴隷制経済の展開と帰結は、その実、少なくともその底辺に於ては、他ならぬローマ奴隷制の〈経済的なメカニズム〉それ自体——強いて言えば奴隷労働の上に自らを固定化した〈支配〉の論理——とも言うべき現実を抜きにして説明は出来ないことであった。筆者が大土地所有制から一旦離れて鉱・工業奴隷の検討に移った理由であり、ウィラ経済ともまた機を同じくして現出された古代ローマ経済の実態が、縦んば一側面であったにしても、それによって初めて明らかにされたことで差当り充分であろう。

さて、不自由労働を最主要構成要素とした大土地所有制の展開と帰結に関して、実態と消長を最も直接的に証言するにも拘らず、従前のローマ経済史研究では殆ど視野内に取込められ得なかった『物証』、とりわけ事例研究の精緻化と体系化による散在性と偶然性の排除によって、古典・碑文関係諸史料と並ぶ社会経済史史料として今や不可欠の要素を占めるに至った「アムフォラ」、及び奴隷制と商品貨幣経済を前提としてその上に展開された《ウィラ》を初めとする「農村遺構」（とりわけ居住址・耕地遺構）のレベルにまで下がり、そこから改めて、共和政中期以降の残存アグロノーム諸誌を初め関係諸史料の再検討を図った筆者の作業は、漸くにして帰着とそれを踏まえた古代地中海経済衰退への道に展望を開かせることになった。

『ローマの平和』下に、地中海世界の至る所のみならず、それを越えた遙か遠距離の地にまで流通の跡が広範囲にわたり、かつ数量的に歴大な量が残された地中海流通の最主要型アムフォラ、〈D. 2-4〉（葡萄酒）は、テュレニア海沿いのイタリア中央部とヒスパーニア東北部の地中海沿いを最主要生産地とした。一方流通はこれほど広くはないがいま一つの〈D. 6〉は、イタリアのアドリア海沿いを専らの起源とした。だが併しこの両者は、略々一様に1世紀後半から2世紀最初の4半世紀の間に、見事とも言うべき形で市場からの後退と事実上の消滅をさえ体験し、2世紀後半以後までは生き延びなかった<sup>(24)</sup>。

まさしくこの時期は、経済的のみならず社会的にもまた専ら自らを奴隷所有者として固定化することによって、〈貴顕〉の徴表としての土地所有規模の拡大化を続けた大土地所有者の間に、「時代の一般的不況」(Plin. *Ep.* VI, 3: 'communis temporis iniquitas')が口に出された時代でもあった。コルメルラが「不振」の慢性化を嘆くかれらの不満の声を前にして、その背後に真の理由として、「われわれの過誤」(nostrum vitium)を挙げたのは(Colum. *De r. r.* I, praef. 1-3)、無定見な迄の土地拡大に走り、今や見回りさえ不可能な広面積の故に家畜と野獣の踏み荒らしのままに「放置」し、農事の全てを鎖に繋いだ奴隷(ergastuli)と債務の故に拘束された自由人(nexum civium)に引き渡してしまった大土地所有者の一般的な姿勢であった(id. I, 3, 12-3)。このこと自体は勿論、誇張が混ざり、そのまま即現実とは見做され得ないが、そこに明確に浮かび上がったのは、「われわれの地所を自ら耕すのを拒否」(id. I, praef. 13: 'ipsi praedia nostra colere dedignamur')した「貴顕身分」*civitatis nostrae principes*の〈大土地経営者〉としての姿勢欠如乃至喪失の一般的現実であった<sup>(25)</sup>。既に早くも1世紀後半に表面化する、ローマ貴顕身分〈理念〉の経済的な硬直化に他ならなかった。

この最中であってプリーニウス(小)は、『書簡』の中で、自ら現地に赴いて葡萄園(直営)の樹上販売に直接関与し、コロニーとの契約更新、不作・不振に陥ったかれらの小作料減免に立ち合うなど、〈ウィラ経営者〉としての利害関心をしばしば口にした。併しそれにも拘らず、プリーニウスは内心では、それに伴う「煩わしさ」を隠そうとはしなかった。そればかりかかれの諸々の配慮にも拘らず、小作地経営は不振から免れ得なかった。小作料の滞納とそのさらなる悪化の現状である<sup>(26)</sup>。これに対してかれがその原因として挙げたのは、節約を無意味だと見做して農作物をさえ「盗んで消費」するコロニーの、小作料滞納に対する「無関心」(Plin. *Ep.* IX, 37: 'nulla cura')であり、本来地味豊かであったに拘らず長期にわたる不振の故に売りに出されていた隣接地の疲弊理由は、偏にコロニーが「無力な耕作者」(id. III, 19: 'imbecillis cultoribus fatigatur')でしかなかったことの故にであった。この不振を回避し、将来に向けて小作制の実を挙げるためにプリーニウスが打出した新方策は、一つが長期契約の「分益小作制」への切替えであり、いま一つが、かれの現行の奴隷営舎の中から然るべき奴隷を選び出し、コロニーに対する監視と管理の装置として適応すること、即ち「自由人に対する不自由身分の支配装置」であった<sup>(27)</sup>。1世紀最末期-2世紀最早期のことである。

従って、一般的不況の中で不振の対応に忙殺され、殊にコロニーの不平と小作料減免の訴えに患わされ続けたプリーニウスの最大関心事は、結果的には小作料徴収の強化によってウィラの収益を如何に維持乃至拡大させるかだけであった。この背後に直線的に読取られ得るのは、ローマ貴顕身分の〈レント取得者〉としての社会的に経済的な固定化、及びそこから生じる‘vir clarissimus’としての心性と対応であった。

1世紀末・2世紀初に至って、ウィラ経営全体に占める小作制の比重が増大していた現実には間違いない。勿論この場合、同時代の碑文諸史料に拠って明らかにされた事実関係<sup>(28)</sup>を以てすれば、小作制（分割地小作）そのものは奴隸制・果樹栽培と相容れないものでは決してなかった。況んや小作制は、奴隸制を克服するものとして一般化はしなかった。要するに「奴隸制＝果樹栽培」の「小作制＝穀物栽培」への転換とそれに伴う地中海商品・貨幣経済の「萎縮と後退」の図式は短絡的であり、『地中海世界経済』終焉への図式としては到底成立し得ない。

他方、コルメルラとプリーニウス（大）両者に共通して現れたように、直接的には歯止めのないウィラ規模の拡大化が惹起した奴隸の数量拡大と所有主一般の「経営主」としての利害関心の希薄化を背景として進行した経営不振傾向の下で、奴隸制もまた、共和政中期以来の収奪形態と態様を中心に批判的時代を迎える。一つには、カトー、次いでウァルローの直接的な延長線上に、大土地所有それ自体が共和政期とはもはや比較にならない規模に迄拡大していた、その最中に、コルメルラが焦眉の急務として打ち出した支配諸装置のさらなる拡充を介して、紛れもなく奴隸労働のより効果的な引き出しを意図した奴隸営舎の組織化<sup>(29)</sup>の進行であり、いま一つには、専ら「ものを言う施設」(Varro, *De r. r.* I, 17, 1: ‘instrumentum genus vocale’)としてのみ処理された奴隸に対する、「人」としての側面をもまた配慮する必要性の認識である。コルメルラは奴隸営舎の維持と拡大に関して、すぐれて>ergastuli<を最重要課題として可及的に計算的な収奪を前面に打出した。これに対して約半世紀後のプリーニウス（小）『書簡』は、直営農場奴隸、とりわけその労働実状に関して殆ど触れることはなく、話題の多くは、ローマ及びウィラの〈ドムス〉を構成したかれの「都市奴隸」*familiae urbanae*に当てられた。このため、ウィラの本来的要素を成した「農場奴隸」*familiae rusticae*について多くは知られ得ないが、それでもなおかれは、「実直」なるが故に「高価な奴隸」の必要性を述べた(Plin. *Ep.* III, 19: ‘eo pluris, quod frugi mancipiis’)のに続いて、(時代の一般現実からして、拡大解釈は厳に控えねばならぬが)どのウィラにも「鎖に繋いだ奴隸」*vincti*はいない、と明言し(id. ‘nam nec ipse usquam vinctos hebeo nec ibi quisquam’)、さらに別書簡では、奴隸達一般への姿勢として‘indulgentia’と‘humanitas’(id. V, 19)を口にする<sup>(30)</sup>。

だが併し、共和政末期のウァルロー『農書』とはもはや比較にならない規模にまで拡大化の一途を辿った大土地所有制が不可避免的に伴った、奴隸営舎の肥大化に必要不可欠と見做されるに至ったこの両側面が、同時代の「貴顕身分」一般に果たして何処まで認識されていたか。管見の及ぶ所、これを同時代史料によって追跡することはもはや絶望的でさえある。否

そればかりか、コルメルラとプリーニウス（大）両者の叙述からして、打ち続く不作と経営不振を嘆く大土地所有者達の間でそれが深刻な焦眉の課題として受け止めたこと自体が疑わしい。

それ故『パックス・アウグスタ』下に、地中海（とりわけ西部）葡萄酒市場を事実上支配した、という意味でのスタンダード型アムフォラ＝〈D. 2-4〉と〈D. 6〉が大幅に後退し、次いで見事とも言うべき事実上の消滅が顕になった1世紀後半～2世紀初のこの時期は、その実ひとりアグロノーム関係諸史料に誌された排他的に貴族的な大土地所有経済のみならず、専ら不自由身分出自の自由人を担い手とした大規模製陶工業、ローマ皇帝庫帰属の貴金属鉱山業をもまた含めて、ローマ奴隷制が直面した経済的に危機的とさえ言える一大不振の時代であった。情報量の急増と相俟って加速度的に精緻化の度を加えつつある考古学知見がわれわれに明らかにした新事実である。併しそれは、あくまでも共和政中期以来の大々的な奴隷労働それ自体が、経営不振を顕にしながら迎えた批判的時代の到来を意味したのであって、古代奴隷制それ自体の終焉とそれに伴う帝国経済の構造的転換を迫った制度的な危機ではなかった。従ってこの意味では、1・2世紀交のトラヤーヌス期に、プリーニウス（小）が対応を余儀なくされた「労働と地所運営の諸問題」はこれより先、既にコルメルラ以来その「脅威が表面化」しつつあった来るべき「奴隷制の大危機を予告」した(R. Martin)<sup>(31)</sup>、とまでは言い得ても、「奴隷労働力の欠如」が招来した「ローマ奴隷制の危機の時代」(V. A. Sirago)<sup>(32)</sup>をプリーニウス（小）『書簡』から読み取ることが到底出来ない。

併しそれにも拘らず、時期を同じくして略々一様に看取されたこのモメントが、〈古代奴隷制の危機〉として現実のものとなるには、その後1世紀をさえ必要としなかった。アグロノーム諸誌の最主要舞台をなしたイタリア中央部の果樹栽培地帯を中心にして、2世紀後半に入るや否や既に早くもウィラ態勢そのものの解体が進行し始めたからである。イタリア＝ウィラ遺構の調査が次々に明るみに出したのは、3世紀の後半をさえ待つことなく、正に一般的な趨勢として、これらが相次いで歴史を閉ざした新事実である。奴隷営舎に構造変化の如何なる定かな痕跡も残すことなく、早くもアウレーリウス帝治世 (a. 161-180) の最早期には放棄され、その後4世紀後半の10年間 (c. a. 360-370) に部分的に再利用された跡を残した後再び放棄され、以後廢墟と化したカムパーニアのポスター(Posto)＝ウィラ（オリーブ栽培）<sup>(33)</sup>、1世紀中葉にウィラ内) ルスティカ〈部分の一部を改築して、遺構規模からして疑いもなく市場を前提とした〉opus doliare〈生産の瓦窯を設置し、ウィラ経済の拡大を図った痕跡を残しながらも、2世紀最末期～3世紀最早期の間には放棄され、以後廢墟への道を進んだ、同様にカムパーニアのサン・ロッコ(San Rocco)＝ウィラ（オリーブ栽培）<sup>(34)</sup>、あるいはまたハドリアーヌス期に、それまでの葡萄を主とした果樹栽培から穀物生産と養豚への全面的な転換を実現しながらも、2世紀末までは生き延びなかったエトルーリアのセッテ・フィネストレ(Sette Finestre)＝ウィラ<sup>(35)</sup>等々、テュレニア海沿いイタリア中央部の果樹栽培ウィラは、アントーニーヌ期最後の皇帝コモドゥス(a. 180-192)からセウエーリ期のカラカラ帝(a. 198-217)に至る「2世紀末・3世紀初」を中心にして同3世紀前半の内に、

メトロポリス＝ローマを中心にして諸都市・諸属領市場を前提とした恒常的な商品生産の) 奴隷営舎 (としての歴史的役割を終えた<sup>(36)</sup>。

而もひとりイタリア＝ウィラのみならず、西部諸属領に於てもまた、事情は略々一様に進行する。時間差と程度差に加えてアラマンニー (Alamanni, Alemanni) の侵入と破壊 (c. a. 259/260～280) の別要因もまた重なるために一概には言えないが、短期間ながらも特殊属領型葡萄酒アムフォラ『ドレッセルーパスクル1型』<P. 1><sup>(37)</sup>の他、中央部イタリアと全く同様に<D. 2-4>によって大々的なウィラ経済展開の跡を集中的に残した、地中海沿岸を中心とするヒスパーニア東北部<sup>(38)</sup>、<D. 2-4>の他、平底アムフォラの特殊『ガリア型』諸型によって同様に地中海流通に連なったナルボーネンシス・ガリア<sup>(39)</sup>のみならず、グラフィティが克明に教える如く2世紀中葉から同世紀後半にかけて、専ら<D. 20>によって首都ローマを初め帝国西・北部のオリーブ油市場を殆ど排他的に支配し、近年の遺構調査が次々にその全貌を明らかにしつつあるグワダルキビル (Guadalquivir: Baetis) 流域に密集したオリーブ栽培ウィラ<sup>(40)</sup>もまた、大多数はその後の運命をイタリア＝ウィラと共にした。

カトーの『農書』*De agri cultura* M. Porcii Catonisによって初めてイタリア＝ウィラの実態 (内的構造と経営原理) が体系的に知られ得た共和政中期以来、果樹栽培を最主要構成要素として、専ら不自由労働によって担われ続けたウィラ態勢は、かくして、ごく大まかな時間幅で言えば2世紀後半～3世紀の間に、「奴隷人口の減少」を直接的な契機とすることなく、ましてや「西部諸属領との経済的競争」の故にでは決してなくして、始源的には他ならぬ (奴隷制) そのものの名の下に、生産の低下と経営不振を表面化させつつ解体への道を進んだ。而も小作制もまた (否、農民経済そのものもまた)、それから自由ではあり得なかった。プリーニウス (小) の言葉を借りれば、まさに「時代の一般的不況」の上にさらなる悪化を重ねた。

奴隷を最主要労働力の担い手として、その収奪に拠る商品生産の場として成立、展開した大土地所有制は、すぐれて特定の成層を構成する貴顕身分 'clarissimi viri' の (グローリア) を直截的に表現する最主要手段の一つとして、かつまたそれを持たざるものにとってはその獲得手段として機能した。まさにその故に大土地所有制は、ローマが地中海に確たる支配を確立し始めた前2世紀中葉以来、(貴顕) の徴表として支配の枠組みの中に組込まれた。だが併しその故にウィラは、限度の歯止めを知らない拡大化を伴い、最大幅で見ても僅か3世紀間の繁栄を体験した後、早くも紀元後1世紀の後半に入るや、もはや新たな創出力を失って動脈硬化の兆しを顕にし始め、2世紀後半から3世紀にかけて相次いで姿を消し去った。イタリア＝ウィラのみならず、近年の考古学的新知見によって初めて明らかにされつつある西部諸属領の果樹栽培ウィラもまた、それに巻き込まれた。『われらが海』*Mare Nostrum* としての『地中海世界』規模での商品流通の決定的な後退である。かくしてローマ奴隷制が招来した (経済的均一性) は後退を余儀なくされ、生産と流通の地域化——最も端的には地中海スタンダード型アムフォラから地方型諸形式のそれへの変化、あるいは『アルレーティウム器』の地方的な生産拡散と多様化に具現化されたような——となって現れた経済的かつ

文化的に錯綜した〈多様化〉に道を譲ることになる。

次いでこの上に、極く部分的な、而もそれ自体作業の目は粗い乍らも何らかの見通しを引き出すべく図った模索<sup>(41)</sup>が既に暗示したのだが、時として軍事的機能をさえ兼ね備えた内陸巨大ウィラ（決してヒスパーニアだけとは限らない）の成立、並びにそれに伴うウィラー都市間の〈ネットワーク〉の切断への道が展望され得る。だが併し、もはや時代は既に古代末期であり、ローマ経済史の新たな課題が拓かれ得たことで充分だとされねばならない。

#### 註

- (1) 穀物収穫度とりわけ「播種量」対「収穫量」の数量関係をめぐる論議と実状については、差当り小麦に関してだけだが、拙稿「ローマ農業の生産性」（上・下）『古代文化』XLIX, 2-3(1997)89-100;163-168頁を参看されたい。
- (2) 拙稿「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討——」『別府大学紀要』42(2000)32-35;40頁。
- (3) 拙稿「1世紀末・2世紀初のイタリア＝ウィラに於ける奴隷制と小作制——プリーニウス（小）『書簡』の検討——」『別府大学大学院紀要』5(2003)1-30頁。
- (4) 拙稿「〈ドレッセル I型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2（2000）1-23頁；同「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅——イタリア＝ウィラ経済展開図式の再検討——」『史学論叢』32(2002)1-35頁；同前掲稿「ローマ『農書』の再検討」31-48頁。
- (5) 前掲拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅」2-5;16頁参照。
- (6) *De agri cultura* M. Porcii Catonis以来、アグロノーム諸誌の底辺に一貫して留まり続けたこの基本的とも言うべき姿勢については、もはや多言を要さない。
- (7) コルメルラとプリーニウス（大）両者に略々共通して見られたこの指摘に関しては、前掲拙稿「ローマ『農書』の再検討」32, 35頁参照。
- (8) 西部諸属領を含めてウィラ経済一般が陥った不振がひとりそこだけの特殊現象では決してなく、その他の大々的な奴隷労働依拠の鉱・工業部門でもまた、略々時期を同じくして不振乃至は生産それ自体の消滅が深刻化した、という先行諸学説では殆ど気付かれなかったこの現象に着目した筆者は、先に後者に関して「ローマの工業——都市経済と奴隷制——」『古代史講座』IX（学生社 1963;重版 1973）81-106頁で素描を図り、その後国際シンポジウムで、ウィラ経済をもまた視野内に取込んで報告したが、今日なお未刊行のままに終わっている。N. BABA, 'An Economic Depression of the Roman Slavery in the First Century A.D.' (delivered at the 2nd Japanese-Korean International Symposium an Ancient History, 14-15. Oct. 1988, Tokyo).
- (9) Lauffer, S., *Die Berkwerkssklaven von Laureion* II. Teil (Wiesbaden 1956), 918-925. 因みにラウファーによれば、堅坑当たりの地底労働は平均して奴隷約50名、運び挙げ作業の他、選鉱・砕鉱・洗鉱等の地上労働に30乃至35名を必要とした。なお、水洗板を初めラ

- ウレイオンに残る地上施設遺構の調査結果については、次の報告を参看されたい。Jones, J. H., 'The Laureion Silver Mines: A Review of Recent Researches and Results', *Greece and Rome*<sup>2nd ser.</sup> XXIX (1982), 169-182.
- (10) 拙稿「ローマの鉱山奴隷」『歴史教育』VIII, 5 (1960) 29-35頁; 前掲拙稿「ローマの工業」99-101頁; 同「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》——LEX METALLI VIPASCENSIS考——」『西洋史学論集』16 (1966) 1-15頁; 同「ローマ鉱山業に於ける奴隷制とコロヌス制——Leges Metallorum再考——」小林・今来先生還暦記念『西洋史学論集』(同事業会) (1968) 31-56頁; 同「共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態——イタリア及び西部諸属領における——」『史淵』C (1968) 181-193頁; 同「共和政末・帝政初期の東部諸属領に於けるローマ鉱山業の状態」同誌 CI (1971) 69-98頁。
- (11) 上掲拙稿「東部諸属領に於けるローマ鉱山業」69-98頁参照。
- (12) 上掲拙稿「イタリア及び西部諸属領」181-193頁参照。なお帝国西部・東北部鉱山の所在場所については、Healy, J. F., *Mining and Metallurgy in the Greek and Roman World* (London 1978), 50-51に掲載された地図を参看されたい。
- (13) 上掲拙稿「奴隷制とコロヌス制」48-50頁; 同「イタリア及び西部諸属領」192-3頁参照。
- (14) 筆者が依拠した碑文集成及び写真版を含む校訂諸本は次の如くである。C. II, 5181; ILS. 6891; Bruns, C. G. (ed.), *Fontes iuris Romani antiqui* (Tübingen 1909<sup>7</sup>, Aalen 1958), 112; Girard, P. F., *Textes de droit romain* (Paris 1937<sup>6</sup>), 3<sup>e</sup> partie, VI, 4; Mispoulet, J.-B., 'Le régime des mines à l'époque romaine et au moyen âges d'après les tables Aljustrel', *Nouv. Rev. Hist. de Droit Franç. et Etr.* III (1907), 345-448; Flach, D., 'Die Bergwerksordnungen von Vipasca', *Chiron* IX (1979), 399-448.
- (15) 両鉱山碑文の検討と分析は、前掲両拙稿「鉱山《COLONVS》」、「奴隷制とコロヌス制」参照。
- (16) この延長線上に何が起こったか。所謂『コロナート制』との関連で重要課題を提起するが、もはや到底立ち入りは不能であり、差当り次の一文献を挙げるだけに止めておこう。Mrozek, S., 'Zur Lage der Bergarbeiter im römischen Reich', in: Seyfarth, W. und Besevliev, V. (hrsg.), *Die Rolle der Plebs im spätrömischen Reich*. Görlitzer Eirene-Tagung 10-14. 10. 1967 (Berlin 1969), 61-65.
- (17) アフリカ皇帝所領碑文の〈コロヌス〉に関しては、その極く一部分だけだが、前掲拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅」3-4頁を参照されたい。
- (18) Pucci, G., 'La ceramica Italica', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società Romana e produzione schiavistica II: Merci, mercati e scambi nel Mediterraneo* (Bari/Roma 1981), 104-5. 拙稿「アレティウム・テルラ=シギラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX, 2 (1987) 71-2頁、同前掲稿「ローマの工業」88-9頁参照。

- (19) 上掲拙稿「テルラ＝シギルラータの終焉」24-6頁。
- (20) Rülle, G., 'The Internal Organization of the Arretine *Terra Sigillata* Industry: Problems of Evidence and Interpretation', *JRS*. LXXXVII (1997), 111-155.
- (21) *Q. Paco(nius) Q. I(ib.) Apro(ditus), Q. Paco(nius) Aprodi(tus)* (C. XV, 5414a, b) の如く、自ら「解放奴隷」たることを表示した銘文は素より、それがなくても、*Sex. Anni(us) Antiochus* (id. 4980), *P. Corneli(us) Priscus* (C. XI, 6700, 245), *P. Messenus Menopilus* (C. XV, 5346), *M. Perenn(ius) Tigranus* (C. XI, 6700, 450a-d; XIII, 10009, 191a-b; XV, 5423)、あるいは同様に *M. Perenn(ius) Bargatus* (<sup>sic</sup>) (C. XV, 5422; XI, 6700, 451i) を捺印したアトリエ主、M. Perennius Bargates は、*Bargate(s) M. [Perenni] Tigr(ani)* (C. XI. 6700, a, b, 1) によって紛れもなく *M. Perennius Tigranus* の「奴隷」として現れた如く、多くはそのコグノーメンからして疑いもなく、自ら「解放奴隷」であったか然もなければそれに出自を持つ自由人であった。Gummerus, H., 'Industrie und Handel', *RE*. IX (1916), 1485-88 以来、最近の諸学説、Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe. Epigraphische, nomenklatorische sowie sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen der arretinischen Firmen- und Töpferstempel* (Wiesbaden 1980), 218-222 et pass.; Rülle, G., *art. cit.* 119-121 に至る略々一致した解釈がそうであり、筆者もまたそれに与するものである。前掲拙稿「ローマの工業」88-91頁。併しそれにも拘らず、アトリエ主の「全て」がそうであったとは限らなかった。その中には、疑いもなく元老院議員身分の家柄に属する製造主が散見されたからである。この事実はそれだけで既に、かの >lex Claudia< に絡む「貴族理念」の問い直しに連なる重要課題を提起するが、筆者の作業はなお、事実関係の確定とそれに抛る問題所在の確認段階に止まっている。Wiseman, T. P., 'The Potteries of Vibienus and Rufrenus at Arretium', *Mnemosyne* Ser. IV, XVI, 3 (1963), 275-283; Id., *New Men in the Roman Senate 139 B. C. - A. D. 14* (London 1971), 61-2; 198-9; 拙稿「〈T・RVFRENI〉と〈C・VIBIENI〉——ローマ貴族「営利不関与原則」論の再検討——」『歴史学・地理学年報』3 (1979) 1-32頁; 同「営利不関与と Plebiscitum Claudianum——学説整理を中心に——」同誌 7 (1983) 1-28頁; 同「Liv. XXI, 63, 3-4——“Quaestus omnis patribus indecorus visus”に関する予備的検討——」同誌 10 (1986) 11-29頁。
- (22) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考 (1)——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX (1973) 88-102頁; 前掲拙稿「シギルラータの終焉」24-26頁。Vgl. Prachner, G., *a. a. O.* 241-244; Rülle, G., *art. cit.* 139-144.
- (23) 拙稿「シギルラータの終焉」26-8頁; Bémont, C. et Jacob, J. -P. (sous la direction de), *La terre sigillée gallo-romaine. Lieux de production du Haut-Empire: implantations, produits, relations* (Paris 1986), 48sq. ガリアに於ける生産の拡散 (南部→中部→東部) については、同拙稿に転載した第3図 (Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World*, London 1982, fig. 60) を参看されたい。さらにそれ以上に示唆的なのは、2

～3世紀のガリア北東部に展開したアトリエ群に属するシギルラータ諸例の流通実態であり、その内の1事例だけを挙げると、アルゴンヌ＝アトリエ群のシギルラータ市場はまさしく「局地」的であり、もはや『地中海』流通には直接連ならなかった。Chenet, G. et Gaudron, G., 'La céramique sigillée d'Argonne des II<sup>e</sup> et III<sup>e</sup> siècles', Suppl. à *GALLIA*, VI (1955), 10-12, 197-213. だが併し、シギルラータ市場の確定作業は容易ではない。無銘例に加えて、陶工の移動・他アトリエ製品のコピー・範型の直接利用・浮き彫りモチーフの模倣などの故に、夫々のシギルラータが何処のアトリエで製造されたのか、特定は容易でないからである。従ってこのためには、焼成温度の確定、原料組成の顕微鏡的調査（粘土の構成と構造）と定量分析（とりわけCaO, Fe<sub>2</sub>O<sub>2</sub>, TiO<sub>2</sub>, MgO等々含有元素の種類と量）の煩瑣な手続きもまた必要であり、作業は今なお継続中である。Picon, M. et Vichy, M., 'Recherches sur la composition des céramiques de Lyon', *Rev. Archéol. de l'Est et du Centre-Est* XXV, 1 (1974), 37-59; Picon, M. et Lasfargues, J., 'Transfert de moules entre les ateliers d'Arezzo et ceux de Lyon', *ibid.* 61-69等々の如き作業がそうである。

(24) ここで言う「消滅」とは、恒常的な商品流通からの「事実上」の、であった。というのは、1970年代迄の略々共通した理解がそうであったような生産と流通（とりわけ遠距離海上輸送そのもの）の完全な「停止」は語られ得なくなったからである。1980～90年代に入って、情報量の急増と〈型〉研究の精緻化と相俟ったアムフォラ＝デポジット及びアムフォラ瓦窯遺構調査の加速度的な進捗によって明らかになった新事実については、既に先稿（2003年3月）で触れたが（前掲拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅」31-2頁）、その際紙幅の都合もあって割愛を余儀なくされた次の3報告例をこの機会に挙げておこう（但しここでもまたその内容検討は省略する）。

Freed, J., 'Late stamped Dressel 2/4 Amphoras from a Deposit dated post 200 A. D. at Villa Site 10 on the Via Gavina', in: *Anfore romane e storia economica. Atti del Colloquio di Siena, 1986* (Roma 1989), 616-7; Desbat, A., Savay-Guerraz, H. et Picon, M., 'Note sur la découverte d'amphores Dressel 2/4 italiques, tardives, à Saint-Romain-en Gal (Rhône)', *Gallia* XLVII (1990), 203-13; Arthur, P. and Williams, D., 'Campanian Wine, Roman Britain and the Third Century A. D.', *JRA*. V (1992), 250-251.

同時に併し、その際筆者の視野内に取り込めなかった今一つの新事実もまた看過出来ない。改めて追加しておく。即ち、2世紀に入って新形状の「地方型」諸型が相次ぎ、中でも底部をリング状に巻いた「平底」小型アムフォラが一般化し、ウムブリア、エトルーリア、カラブリアでは夫々に独自のヴァリエントが成立した。併し今日迄に確認された流通事例は、何れも夫々の地方を中心にして、イタリア外に出ることはなかった。やや遠距離輸送と思えるのはオスティア発見例だけだが、そこから積み出された形跡はない。つまり事実関係としては、帝政初期最初の1世紀間に、とりわけ西部地中海でアムフォラ流通

の「スタンダード型」を成した〈D. 2-4〉, 〈D. 6〉と入れ替わる、新型アムフォラの出現、即ち、地域的に限定された「地方型」諸型の生産と流通の) 局地化(現象であった。従って、一方では〈D. 2-4〉, 〈D. 6〉の消滅、他方では併しウィラの存続——この両者間の「アポリア」を「アムフォラから樽への変化」によって説明し、その故に筆者(拙稿「ローマ=ウィラ経済の展開と地中海」『別府大学大学院紀要』3, 2001, 4-5頁参照)が批判的スタンスを採ったチェルニア(A. Tchernia)説は、この事実関係面でもまた克服されることになる。併しこのイタリア新型アムフォラの、〈D. 2-4〉とは比較にならない流通距離と絶対量そのものの「極度の貧困化」(Arthur, P. and Williams, D., *art. cit.* 254)はもはや覆隠すべくもなかった。Cf., Arthur, P., *Romans in Northern Campania: Settlement and Land-use around the Massico and the Carigliano Basin*. Arch. Monographs of the BSR. I (London 1991), 85-6; Id., 'Roman Amphorae and the Ager Falernus under the Empire', *PBSR*. L(1982), 23-33; Panella, C., 'Le anfore italiche del II secolo d.C.', in: *Collection CXIV* cit. 156-161.

- (25) 拙稿「ローマ『農書』の再検討」40-41頁。
- (26) 拙稿「プリーニウス(小)『書簡』の検討」5頁。
- (27) 拙稿「《Actores》考——Plin. *Ep.* III, 19——」『歴史学・地理学年報』18(1994)19-31頁;同「《Exactores》, “Custodes”考」『史学論叢』29(1999)1-14頁。整理は上掲稿「プリーニウス(小)『書簡』」8-9頁参照。
- (28) 拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅」3-4頁。
- (29) 註(25)・(27)参照。
- (30) 拙稿「プリーニウス(小)『書簡』」14-5頁。
- (31) Martin, R., 'Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps', *REA*. LXIX (1967), 96.
- (32) Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Trajano* (Louvain 1958), 106-7; 174-5. 『書簡』に時代の一般的傾向としての「労働力不足」を読取り、そこから一挙に奴隷制「直営」から自由人コロニーの「小作制」への、ウィラ経済の構造転換を看たこのシラゴ説に対する批判は、筆者より先、シャーウィン=ホワイトによってなされた。Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny* (Oxford 1985<sup>2</sup>), 259.
- (33) 拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅」14-16頁、ウィラ遺構の復元図は同35頁図IV参照。
- (34) 同12-14頁、復元図は同35頁図III参照。
- (35) 同6頁、復元図は同33頁図I参照。
- (36) 同1-17頁参照。
- (37) 拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型葡萄酒アムフォラの一事例——」『西洋史学論集』30(1992)29-41頁。その後併し、同銘アムフォラ(全てが〈ドレッセル=パスクールI型〉に属した)の刊行が相次いだ。筆者の目に触れたのは次の報告例

であり、何れも拙論を事実に拠って補強するものであった。この機会に改めて挙げておく。  
Carre, M. -B., Gaggadis-Robin, V., Hesnard, A., Tchernia, A., *Recueil de timbres sur amphores romaines* (1987-1988). Trav. du Centre Camille Jullian N°16 (Aix-en-Provence 1995), 107-8, n°s327-332; Blanc-Bijon, V., Carre, M. -B., Hesnard, A., Tchernia, A., *Recueil de timbres sur amphores romaine II* (1989-1990). Trav. du Centre Camille Jullian N°20 (Aix-en-Provence 1998), 174-5, n°s1011-1013.

- (38) 拙稿「〈ドレッセル II-IV型〉アムフォラの消滅とヒスパーニア=ウィラ」『史学論叢』31 (2001) 1-20頁参照。
- (39) 前掲拙稿「ローマ=ウィラ経済の展開」7頁参照。
- (40) 拙稿「1-3世紀のイタリアにおけるヒパニア産アムフォラ——その進出と展開の諸相——」『西洋史学論集』24 (1986) 1-19頁参照。
- (41) 拙稿「3-4世紀のバエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30 (2000) 1-17頁；同「《ドレッセル II-IV型》アムフォラの消滅とヒスパーニア=ウィラ」同誌 31 (2001) 1-20頁。